

平成25年版
社会保障統計年報

まえがき

『社会保障統計年報』は、社会保障に関する統計資料を幅広く集め、編集した資料集として、昭和33年以来刊行を重ねてきました。本号でまとめた統計は平成24年度中に公表された統計値であり、社会保障に関わる制度の確定値は平成22年度が直近となっています。社会保障に関心を持つ多くの方々に本資料が利用され、近年ますます重要になっている「社会保障改革」の議論に役立てていただければ幸いです。

わが国の経済社会状況は2009年のリーマンショック以降、低経済成長と人口の少子高齢化の進展が続き人口減少社会に確実に移行し、回復には厳しい道のりが続いています。たとえば、平成23年度のわが国の国内総生産（GDP）は、名目473兆2,826億円、実質513兆7,421億円となり、経済成長率は、名目1.4%減少、実質0.3%増加となりました。賃金の動向を見ると、平成23年の現金給与総額（月額）は31万6,792円で、前年比0.2%減と弱い動きとなっています。年金などの給付額に影響を与える消費者物価は、総合指数では平成22年を100として平成24年は99.7となり、前年と同水準となりました。

「平成23年簡易生命表」によると、男の平均寿命は79.44年、女の平均寿命は85.90年で、前年と比較して男は0.11年、女は0.40年下回り、2011年の東日本大震災の死亡率の影響が大きくなっています。また平成23年の「人口動態統計」によると、合計特殊出生率は1.39で前年と同率となり、依然として低い水準にあります。平成23年10月1日現在の総人口は、1億2,779万9千人であり、前年に比べ25万8千人減少しました。

平成24年度、国立社会保障・人口問題研究所は、平成25年1月に『日本の世帯数の将来推計（全国推計）』結果を、2月には『第7回人口移動調査の結果概要』を公表しました。

また『社会保障給付費』は、平成24年7月の基幹統計指定を受け『社会保障費用統計』と改名し、内容もOECD基準の社会支出とILO基準の社会保障給付費の両方を新たな統計として、平成24年11月に公表しました。『社会保障費用統計』は、本号にも掲載しています。

本書の第Ⅱ部と第Ⅲ部については、当研究所のホームページより利用できます。また海外の研究者にも利用いただけるよう英語版を追加公表しました。

本書の作成に当たりましては、行政の担当者をはじめ、たくさんの方々にご協力をいただきました。厚く御礼を申し上げる次第です。

この資料の作成は、企画部・勝又幸子、竹沢純子が担当し、阿部佐和子の協力を得ました。

平成25年3月

国立社会保障・人口問題研究所
所長 西村 周三

社会保障統計年報の構成内容

第Ⅰ部 社会保障の動向

- 第1節 社会保障の背景—最近の経済・社会の動向—
- 第2節 社会保障の動向
- 第3節 社会保障費用統計

(本文頁)	(目次頁)	節番号
23—27	7	1
28—40	7	2
41—67	7	3

第Ⅱ部 社会保障の体系と現状

- 第1節 社会保障の体系と現状
- 第2節 社会保険各制度の成立経過

(本文頁)	(目次頁)	節番号
71—103	8	1
104—111	8	2

第Ⅲ部 社会保障関係統計資料編

- 第1節 人口統計
- 第2節 社会保障給付及び再配分効果
- 第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等
- 第4節 社会保険関係
- 第5節 高齢者保健(医療)福祉
- 第6節 医療供給と医療費
- 第7節 公衆衛生
- 第8節 福祉サービス
- 第9節 生活保護
- 第10節 恩給・戦争犠牲者援護
- 第11節 関連制度・関係機関
- 第12節 社会保障分野における人的資源の状況
- 第13節 財政
- 第14節 国際統計及び比較

(本文頁)	(目次頁)	節番号
115—123	9	1
124—131	9	2
132—141	9	3
142—289	10	4
290—314	14	5
315—324	15	6
325—343	15	7
344—361	16	8
362—367	17	9
368—371	18	10
372—387	18	11
388—393	19	12
394—401	19	13
402—420	19	14

目次

第Ⅰ部 社会保障の動向

第1節 社会保障の背景－最近の経済・社会の動向－

1 景気の動向	23
2 財政・金融	24
3 雇用	25
4 家計収支	26
5 人口・世帯	26

第2節 社会保障の動向

1 概況	28
2 高齢者保健医療福祉	30
3 児童福祉等	31
4 障害者福祉等	32
5 医療保険	34
6 年金保険	35
7 労働保険等	36
8 生活保護	37
9 保健医療と環境衛生	38
10 人材の確保と資質の向上	39

第3節 社会保障費用統計

社会保障費用統計について	41
Ⅰ 2010年度社会保障費用の概要	42
Ⅱ 集計表	53
参考資料	62

第Ⅱ部 社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1	はじめに	71
2	社会保険、児童手当及び後期高齢者医療制度の内容一覧	72
①	医療保険制度	72
②	年金制度	74
③	雇用保険制度	82
④	業務災害補償制度	85
⑤	児童手当制度	88
⑥	後期高齢者医療制度	88
⑦	介護保険	89
3	老人福祉	90
①	施設福祉対策	90
②	介護保険制度におけるサービス	91
③	介護保険制度における地域支援事業	92
4	障害者保健福祉施策	93
①	障害福祉サービス体系の再編	93
②	身体障害者施設福祉施策の概要	96
③	障害児・知的障害者に対する施設福祉施策の概要	97
5	精神保健福祉関連制度の概要	98
6	年齢別児童家庭福祉施策の一覧	99
7	社会（家族）手当	100
8	生活保護制度	101
	〔参考〕 社会保障制度の種類と行政機構の概略	102

第2節 社会保険各制度の成立経過

①	医療保険制度	104
②	年金保険制度	106
③	雇用保険制度	108
④	業務災害補償制度	109
	〔参考〕 1 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ	110
	2 平成24年の審議会意見書等一覧	111

第Ⅲ部 社会保障関係統計資料編

第1節 人口統計

第1表	総人口等年次推移	115
第2表	年齢3区分別人口の推移	116
第3表	総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）	117
第4表	人口動態	118
第5表	平均余命（性×特定年齢×年次別）	118
第6表	主要死因別死亡率（人口10万対）の推移	120
第7表	年次別死因順位及び死亡率	120
第8表	世帯数（世帯業態別）	121
第9表	世帯種別にみた世帯数と構成割合の推移	121
第10表	世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移	122
第11表	世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移	122
第12表	世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移	123
第13表	世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移	123

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第14表	社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移	124
第15表	社会保障関係費の推移	124
第16表	社会保障移転の推移	125
第17表	社会保障給付費等の推移	125
第18表	一般会計予算の内訳	126
第19表	社会保障に係る費用の将来推計について《改定後（平成24年3月）》	127
第20表	所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較	127
第21表	再分配による所得階級別の世帯分布の変化	128
第22表	世帯主の年齢階級別所得再分配状況	128
第23表	世帯類型別所得再分配状況	129
第24表	世帯構造別所得再分配状況	130
第25表	当初所得階級別所得再分配状況	131

第3節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第26表	国民負担率（租税負担及び社会保障負担）の対国民所得比の推移	132
第27表	国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）	133
第28表	国内総生産（支出側、名目）	134
第29表	家計（個人企業を含む）	135
第30表	常用労働者1人当たり平均月間現金給与額	135

目次

第31表	1人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）	137
第32表	賞与支給状況	138
第33表	全世帯年平均1か月間の消費支出	138
第34表	勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出	139
第35表	年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出（全国）	140
第36表	消費者物価指数（中分類）	140
第37表	販売農家1戸当りの経営収支	141

第4節 社会保険関係

1 総括

第38表	医療保険適用者数（制度別）	142
第39表	公的年金適用者数（制度別）	143
第40表	雇用保険適用者数（制度別）	143
第41表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	143
第42表	社会保険被保険者（組合員）1人当り平均標準報酬月額（制度別）	144
第43表	制度別被保険者1人当り診療費	145
第44表	公的年金受給権者数	146
第45表	公的年金における年金総額（制度別）	148
第46表	公的年金受給権者1人当り年金額	150
第47表	公的年金積立金状況	152
第48表	年金財政指標	152
第49表	業務災害補償保険年金受給者数	154
第50表	業務災害補償保険年金支払総額	154
第51表	業務災害補償保険年金受給者1人当り金額	155
第52表	介護保険適用者数	156
第53表	介護保険認定者数	156
第54表	介護保険給付における介護給付・予防給付	157
第55表	介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費	157
第56表	介護保険保険料収納額	157

2 健康保険

① 全国健康保険協会管掌健康保険

第57表	全国健康保険協会管掌健康保険適用状況	158
第58表	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	159
第59表	全国健康保険協会管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	160
第60表	全国健康保険協会管掌健康保険保険料徴収状況	161
第61表	全国健康保険協会管掌健康保険給付決定状況	162
第62表	全国健康保険協会管掌健康保険診療費決定状況	166
第63表	全国健康保険協会管掌健康保険給付諸率	168

第 64 表	全国健康保険協会管掌健康保険収支状況	172
② 組合管掌健康保険		
第 65 表	組合管掌健康保険適用状況	173
第 66 表	組合管掌健康保険平均保険料率	173
第 67 表	組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	174
第 68 表	組合管掌健康保険適用状況（業態別）	175
第 69 表	組合管掌健康保険給付決定状況	176
第 70 表	組合管掌健康保険診療費決定状況	179
第 71 表	組合管掌健康保険給付諸率	180
第 72 表	組合管掌健康保険収支状況	182
3 国民健康保険		
第 73 表	国民健康保険適用状況	183
第 74 表	国民健康保険給付決定状況	183
第 75 表	国民健康保険療養の給付等決定状況	184
第 76 表	国民健康保険療養費等決定状況	185
第 77 表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	185
第 78 表	国民健康保険療養の給付諸率	186
第 79 表	国民健康保険諸率	187
第 80 表	国民健康保険診療施設経理状況	188
第 81 表	国民健康保険料（税）収納状況	188
第 82 表	国民健康保険収支状況	189
4 厚生年金保険		
① 厚生年金保険		
第 83 表	厚生年金保険適用状況	190
第 84 表	厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）	191
第 85 表	厚生年金保険適用状況（業態別）	192
第 86 表	厚生年金保険年金受給権者状況	193
第 87 表	厚生年金保険一時金裁定状況	194
第 88 表	厚生年金保険給付受給権者 1 人当り金額	194
第 89 表	厚生年金保険保険料徴収状況	195
第 90 表	厚生年金保険収支状況	195
② 厚生年金基金		
第 91 表	厚生年金基金適用状況	196
第 92 表	厚生年金基金年金受給権者状況	196
第 93 表	厚生年金基金一時金裁定状況	197
第 94 表	厚生年金基金給付 1 人当り金額	197
○ 参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）		
第 95 表	加入件数	198

第96表	加入者数	198
5	国民年金	
第97表	国民年金被保険者数	199
第98表	国民年金保険料収納済歳入額状況	199
第99表	拠出制年金受給権者状況	200
第100表	福祉年金受給権者状況	201
第101表	国民年金特別会計収支状況	202
6	農業者年金基金	
第102表	農業者年金被保険者数	204
第103表	農業者年金受給権者状況	204
第104表	農業者年金年金勘定経理状況	205
7	国家公務員共済組合	
第105表	国家公務員共済組合適用状況	206
第106表	国家公務員共済組合短期部門給付決定状況	209
第107表	国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）	212
第108表	国家公務員共済組合短期部門給付諸率	213
第109表	国家公務員共済組合長期部門支払状況	215
第110表	国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況	216
第111表	国家公務員共済組合長期部門1人当り金額	217
第112表	国家公務員共済組合短期経理状況	218
第113表	国家公務員共済組合長期経理状況	219
第114表	国家公務員共済組合業務経理状況	220
第115表	国家公務員共済組合保健経理状況	221
第116表	国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況	222
第117表	国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率	223
8	地方公務員等共済組合	
第118表	地方公務員等共済組合適用状況	224
第119表	地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況	226
第120表	地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）	229
第121表	地方公務員等共済組合短期部門給付諸率	230
第122表	地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況	232
第123表	地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	233
第124表	地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額	234
第125表	地方公務員等共済組合短期経理状況	235
第126表	地方公務員等共済組合長期経理状況	236
第127表	地方公務員等共済組合業務経理状況	237
第128表	地方公務員等共済組合保健経理状況	237

9 私立学校教職員共済

第 129 表	私立学校教職員共済適用状況（学校種別）	238
第 130 表	私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）	239
第 131 表	私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）	240
第 132 表	私立学校教職員共済短期部門給付決定状況	241
第 133 表	私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）	243
第 134 表	私立学校教職員共済短期部門給付諸率	244
第 135 表	私立学校教職員共済長期部門支給決定状況	246
第 136 表	私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況	247
第 137 表	私立学校教職員共済長期部門 1 人当り金額	248
第 138 表	私立学校教職員共済短期経理状況	249
第 139 表	私立学校教職員共済長期経理状況	250
第 140 表	私立学校教職員共済業務経理状況	251
第 141 表	私立学校教職員共済保健経理状況	251

10 農林漁業団体職員共済組合

第 142 表	農林漁業団体職員共済組合適用状況	252
第 143 表	農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）	252
第 144 表	農林漁業団体職員共済組合支給状況	253
第 145 表	農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	254
第 146 表	農林漁業団体職員共済組合給付 1 人当り金額	255
第 147 表	農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	256
第 148 表	農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	257

11 船員保険

第 149 表	船員保険適用状況	258
第 150 表	船員保険被保険者数（標準報酬等級別）	259
第 151 表	船員保険疾病部門給付決定状況	260
第 152 表	船員保険疾病部門診療費決定状況	262
第 153 表	船員保険疾病部門給付諸率	263
第 154 表	船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況	265
第 155 表	船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況	265
第 156 表	船員保険年金部門（職務上）1 人当り金額	265
第 157 表	船員保険失業部門給付決定状況	266
第 158 表	船員保険収支状況	267
第 159 表	船員保険保険料徴収状況	268

12 雇用保険

第 160 表	雇用保険適用状況	269
第 161 表	労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）	269
第 162 表	雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）	270

目 次

第 163 表	雇用保険給付状況	271
第 164 表	一般求職者給付の状況	272
第 165 表	労働保険特別会計雇用勘定収支状況	273
13 労働者災害補償保険		
第 166 表	労働者災害補償保険適用状況	274
第 167 表	労働者災害補償保険保険給付支払状況	275
第 168 表	労働保険保険料徴収状況（労災勘定）	275
第 169 表	労働者災害補償保険保険給付平均支払額	276
第 170 表	労働保険特別会計労災勘定収支状況	276
14 公務災害補償		
第 171 表	国家公務員災害補償費支払状況	277
第 172 表	国家公務員災害補償 1 件当たり金額	277
第 173 表	地方公務員災害補償費支払状況	278
第 174 表	地方公務員災害補償 1 件当たり補償費	278
15 介護保険		
第 175 表	介護保険適用状況	279
第 176 表	介護保険要介護（要支援）認定者数	279
第 177 表	介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況	280
第 178 表	介護保険居宅介護（介護予防）サービス受給者数	282
第 179 表	介護保険地域密着型（介護予防）サービス受給者数	282
第 180 表	介護保険施設介護サービス受給者数	283
第 181 表	居宅サービス受給者・地域密着型サービス受給者・ 施設サービス受給者の年齢階級別・要介護度別状況	284
第 182 表	介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況	286
第 183 表	介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費（世帯類型別）	288
第 184 表	介護保険における保険料収納額	288
第 185 表	介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）	289

第 5 節 高齢者保健（医療）福祉

1 総 括

第 186 表	介護保険施設等の比較	290
---------	------------	-----

2 老人福祉

第 187 表	老人福祉施設の施設数及び在所者数	292
第 188 表	介護サービス事業所数・施設数及び利用者数・在所者数	292
第 189 表	職種別にみた従事者数	294
第 190 表	性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数	304
第 191 表	性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率	305

3 老人医療

第192表	老人医療受給対象者数	306
第193表	老人医療費の状況	306
第194表	老人医療費（診療費）の状況	307
第195表	老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移	307
第196表	老人医療費と国民医療費の推移	308
第197表	医療費の負担	308

4 老人保健施設

第198表	開設者別にみた施設数及び入所定員数	309
-------	-------------------	-----

5 保健・健康増進 *旧 老人保健（ヘルス事業）

第199表	保健・健康増進事業実施状況	310
第200表	健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	311
第201表	健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	312
第202表	がん検診の受診人員・結果別人員状況	313

第6節 医療供給と医療費

1 総括

第203表	国民医療費推計額	315
第204表	診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）	316
第205表	患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）	316

2 医療機関

第206表	病院・診療所数（開設者別）	317
第207表	病床数（開設者・種類別）	317
第208表	医療法人数の推移	318
第209表	薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数	318
第210表	病院1施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）	319
第211表	一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）	320
第212表	歯科診療所1施設当り収支状況（構成比率）	320

3 地域医療計画

第213表	地域医療計画の内容	322
第214表	地域医療計画の作成手続きと達成の推進	323
第215表	都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況	324

第7節 公衆衛生

1 結核等

第216表	結核医療費推計額	325
第217表	結核医療費予算額	325
第218表	結核登録者	326

目次

第 219 表	結核病床数・患者数・病床利用率	326
第 220 表	ハンセン病療養所入所者数	327
第 221 表	ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額	327
第 222 表	エイズ対策の概要	328
第 223 表	H I V感染者及びエイズ患者の現状	329
2	感染症（伝染病）	
第 224 表	感染症患者数	330
第 225 表	予防接種被接種者数	331
3	精神保健	
第 226 表	精神病床数・患者数・病床利用率	332
第 227 表	措置入院患者数及び医療費国庫負担額	332
第 228 表	通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額	332
第 229 表	医療保護入院届出件数	332
4	難病	
第 230 表	難病対策の概要	333
第 231 表	特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証所持者数	334
5	環境衛生	
第 232 表	全国水道普及状況	335
第 233 表	下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況	335
第 234 表	下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費	335
第 235 表	廃棄物の分類と処理体制	336
第 236 表	ゴミ処理等の流れ	337
第 237 表	市町村のごみ処理費用の推移	338
6	公害	
第 238 表	公害等調整委員会に係属した事件の処理件数	339
第 239 表	都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況	339
第 240 表	典型 7 公害の種類別苦情件数の推移	340
第 241 表	典型 7 公害以外の種類別苦情件数	340
第 242 表	公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等	341
7	保健所及び保健センター	
第 243 表	保健所の活動	342
第 244 表	保健所数及び保健所職員総数	343
第 245 表	保健所活動状況	343
第 8 節 福祉サービス		
1 身体障害者及び知的障害者		
第 246 表	障害者数	344
第 247 表	障害別障害者数（在宅）の推移	344

第 248 表	身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・障害の程度・原因別）	345
第 249 表	知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）	346
第 250 表	身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数	347
第 251 表	身体障害者に対する補装具購入等の状況	348
第 252 表	身体障害者更生援護状況	349
第 253 表	身体障害者に対する更生医療給付決定状況	349
第 254 表	障害者職業能力開発校の障害種別入校状況	350
第 255 表	知的障害者の就労状況	350
2 児童福祉		
第 256 表	児童相談所処理件数	351
第 257 表	里親・保護受託者及び委託児童数	351
第 258 表	児童福祉施設数及び在所者数	352
第 259 表	育成医療等の給付及び補装具等の交付状況	353
第 260 表	1 歳 6 か月児健康診査受診者数	354
第 261 表	3 歳児健康診査受診者数	354
第 262 表	児童扶養手当受給世帯数	354
第 263 表	特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数	355
第 264 表	子ども手当受給者数、支給対象子ども数及び支給額の状況	355
第 265 表	子ども手当拠出金徴収状況	355
第 266 表	子ども手当の新規認定及び受給資格の消滅状況	356
第 267 表	児童手当制度の費用負担等	356
3 社会福祉関係機関・施設等		
第 268 表	社会福祉行政機関等設置状況	357
第 269 表	社会福祉施設数（施設の種別別）	358
第 270 表	生活福祉資金貸付状況	360
第 271 表	母子福祉資金貸付状況	360
第 272 表	災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況	361
第 9 節 生活保護		
第 273 表	被保護実世帯・被保護実人員・保護率	362
第 274 表	被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）	362
第 275 表	扶助別人員	363
第 276 表	保護開始世帯数（世帯類型・構造別）	364
第 277 表	保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）	365
第 278 表	保護費（扶助別）	366
第 279 表	医療扶助決定状況（診療費分）	366
第 280 表	生活保護基準額改定の推移	367
第 281 表	保護施設の施設数及び在所者数	367

第10節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩給

第282表	文官恩給年金受給権者状況	368
第283表	軍人恩給年金受給権者状況	368
第284表	都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況	368

2 戦争犠牲者援護

第285表	未帰還者留守家族等援護法による援護状況	370
第286表	戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況	370
第287表	戦傷病者特別援護法による補装具交付状況	370
第288表	戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況	371
第289表	原爆被爆者対策状況	371

第11節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第290表	住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り 居住室の畳数（地域・住宅の所有関係別）	372
第291表	住宅の所有関係別世帯数（地域別）	372
第292表	住宅の所有関係別普通世帯数	373
第293表	公営住宅等建設戸数	373
第294表	1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）	374

② 雇用関係一般

第295表	労働力人口・非労働力人口（年平均）	375
第296表	年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）	375
第297表	就業者数（産業別、年平均）	376
第298表	就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）	378
第299表	年齢別有効求人倍率	378
第300表	職業転換給付金関係予算の推移	379
第301表	地域別最低賃金額の改定状況	380
第302表	産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数	381
第303表	障害者雇用の現状	381
第304表	定年制等の状況	382

2 関係機関

第305表	社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額	383
第306表	年金資金運用基金の運用資産状況	384
第307表	独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設・資金別）	385
第308表	独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）	385

第 309 表	独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数	386
第 310 表	独立行政法人雇用・能力開発機構の設置運営施設数	386
第 311 表	中小企業退職金共済加入状況	387
第 312 表	中小企業退職金共済支給状況	387

第 12 節 社会保障分野における人的資源の状況

第 313 表	医師数（業務別）	388
第 314 表	歯科医師数（業務別）	388
第 315 表	歯科衛生士数（就業場所別）	389
第 316 表	歯科技工士数（就業場所別）	389
第 317 表	薬剤師数（業務別）	389
第 318 表	看護職員需給見通し	390
第 319 表	看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）	391
第 320 表	保健師数（就業場所別）	391
第 321 表	助産師数（就業場所別）	392
第 322 表	就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数	392
第 323 表	理学療法士及び作業療法士数（登録者数）	392
第 324 表	社会福祉士・介護福祉士登録者数	392
第 325 表	全医療施設の従事者数（業務の種類別）	393

第 13 節 財 政

第 326 表	一般関係歳出予算額の推移（当初予算）	394
第 327 表	一般会計歳入・歳出（目的別）	395
第 328 表	地方財政（普通会計）歳入歳出	396
第 329 表	地方の民生費と衛生費の状況	398
第 330 表	国内総支出に対する財政規模	400
第 331 表	高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移	400
第 332 表	国税及び地方税	401
第 333 表	市町村税納税義務者数	401

第 14 節 国際統計及び比較

1 人 口

第 334 表	諸外国の出生率	402
---------	---------	-----

2 社会保障

第 335 表	I L O 条約及び勧告（社会保障関係）	403
第 336 表	国民負担率の国際比較等	404
第 337 表	国民負担率の推移（対国民所得比）	405

目 次

3 医 療

第 338 表 医療費費用負担制度の国際比較 406
 第 339 表 医療費の対国内総生産比の国際比較 410
 第 340 表 医療供給に関する指標の国際比較（人口 1,000 人当たり） 411

4 年 金

第 341 表 諸外国の公的年金制度の概要 412

5 児童手当

第 342 表 主要国の児童手当制度等 414

6 労 働

第 343 表 主要国の失業者数及び失業率 416
 第 344 表 1 人当たり平均年間総実労働時間の国際比較（2009 年） 416
 第 345 表 国際労働機関労働統計報告による週当り労働時間（製造業） 417
 第 346 表 労働費用構成の国際比較 417

7 国際協力

第 347 表 WHO への分担率（分担金の占有率）の推移 418
 第 348 表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移 418

8 国民所得

第 349 表 国民総所得 419
 第 350 表 1 人当り国民総所得 420

「社会保障統計年報（平成 24 年版）」に掲載、「社会保障統計年報（平成 25 年版）」で削除された表

平成 24 年版時の表番号	表タイトル	備考
第 338 表	日本の公的社会支出	http://www.ipss.go.jp/ssj-db/hp-010.xls
第 339 表	日本の公的社会支出義務化されている私的社會支出	http://www.ipss.go.jp/ssj-db/hp-011.xls

上記の表は、本号より削除されたが、国立社会保障・人口問題研究所のホームページにて閲覧できる。

*「社会保障統計年報（平成 24 年版）」第 I 部第 4 節 日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）は、本号には掲載されていないが、国立社会保障・人口問題研究所のホームページにて閲覧できる。

第 I 部

社会保障の動向

第1節 社会保障の背景

—最近の経済・社会の動向—

1 景気の動向

平成24年のわが国経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現により、夏場にかけて景気回復に向けた動きが見られた。しかしながら、年央以降、世界経済の減速等を背景に、輸出、生産を始めとして、下降傾向を示す指標が増え、景気は急速に弱い動きとなっていった。

平成23年度のわが国の国内総生産（GDP）は、名目473兆2,826億円、実質513兆7,421億円となり、経済成長率は、名目1.4%減少、実質0.3%増加となった。

賃金の動向をみると、平成23年の現金給与総額（月額）は31万6,792円で、前年比0.2%減と弱い動きとなっている。賞与（調査産業計、事業所規模5人以上）の支給状況は、平成23年夏季賞与は支給額36万4,252円、前年比0.9%減となり、年末賞与は支給額37万2,471円、前年比1.9%減となった。

平成23年の労働時間（調査産業計、事業所規模5人以上）は、月間総実労働時間は145.6時間、前年比0.2%減と再び減少した。

消費者物価は、総合指数で平成22年を100として平成24年は99.7となり、前年と同水準とな

った。

平成24年12月の景気ウォッチャー調査によると、12月の現状判断DI（景気各経済部門への波及度合いを表す指数）は、前月比5.8ポイント上昇の45.8となり、2か月連続で上昇した。家計動向関連DIは、気温の低下もあって冬物商材の動きが好調であったこと等から上昇した。企業動向関連DIは、円安の動きに加え、一部の業種における受注や採算の改善がみられたこと等から上昇した。雇用動向関連DIは、製造業で雇用調整の動きがみられたものの、年末・年度末向けの求人が増加したこと等から上昇した。12月の先行き判断DIは、前月比9.1ポイント上昇の51.0となり、2か月連続で上昇した。総合すると景気の現状は、持ち直しの兆しがみられる。

資料：「日本経済」（内閣府 HP）

「平成23年度国民経済計算確報」（内閣府 SNA（国民経済計算）HP）

「平成24年版労働経済の分析」（厚生労働省 HP）

「平成22年基準 消費者物価指数（全国 平成24年平均）」（総務省統計局 HP）

「景気ウォッチャー調査」（平成24年12月調査結果内閣府 HP）

2 財政・金融

平成24年度の一般会計予算の規模は90兆3,339億円(対前年度2兆777億円減)、基礎的財政収支対象経費の規模は68兆3,897億円(対前年度2兆4,728億円減)となっている。また、平成24年度における公債発行額は44兆2,440億円、公債依存度は49.0%と悪化し、極めて厳しい状況となった。

社会保障関係費については、高齢化等に伴って必要となる年金・医療等の経費について、重点化を図りつつ所要額を確保するとともに、恒久的な子どものための手当(仮称)への移行を図ることとしている。また、経済成長や人材育成、安全・安心社会の実現に資する、ライフ・イノベーションの一体的推進や在宅医療・介護の推進、新卒大学生の現役就職支援などの施策を充実することとしている。基礎年金については、歳出予算(国庫負担36.5%分)と税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される交付国債により、国庫負担2分の1を確保することとしている。

これらの結果、平成24年度の社会保障関係費は、平成23年度当初予算に対して23,177億円(△8.1%)減の263,901億円を計上している。

まず、医療については、最近の医療費の動向、診療報酬・薬価等の改定等の影響を織り込み、公費負担医療等を含め102,442億円(平成23年度当初予算比3,193億円、3.2%増)を計上している。このうち、診療報酬・薬価等の改定については、薬価等について1.38%(医療費ベース)の引下げ、診療報酬(本体)について1.38%の引上げを行い、全体で0.004%の引上げを行うこととしている。

また、国民健康保険の財政運営の都道府県単価化を円滑に進めるため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げるとともに、定

率国庫負担を給付費等の34%から32%に引き下げることをしている。

このほか、地域医療確保対策の推進や在宅医療連携体制の推進等の各般の施策を推進することとしている。

介護については、報酬改定に当たって、介護職員の処遇改善や、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況等を踏まえ、全体で1.2%の引上げを行うこととしている。

生活保護については、被保護者に対する就労・自立支援策を強化するとともに、医療扶助の適正化の観点から、後発医薬品の使用促進、電子レセプトを活用した点検強化などに取り組むこととしている。

少子化対策については、子どものための手当の支給に加え、待機児童の解消に向け、保育所運営費負担金を増額したほか、総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進等といった地域の子育て支援施策を推進することとしている。

障害保健福祉施策については、報酬改定において、介護の考え方を踏まえ、全体で2.0%の引上げを行うなど、障害者の地域移行・地域生活支援を推進することとしている。

雇用対策については、求職者支援制度の活用による求職者の早期就職支援を行うとともに、ジョブサポーターの増員による新卒者等の就職支援、生活保護等の福祉給付受給者に対する総合的な就職支援等を推進することとしている。

B型肝炎関連経費については、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」(平23法126)に基づき、集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等を支給するため、社会保

険診療報酬支払基金に設置した基金の造成等に必要経費として345億円を計上している。

なお、消費税に対する国民の理解を一層深める観点から、消費税収の使途（地方交付税交付金を除く）を基礎年金、老人医療及び介護に限る旨が予算総則に明記された。

平成24年度財政投融资計画策定に当たっては、引き続き対象事業の重点化・効率化を図るとともに、現下の厳しい経済・財政事業を踏まえつつ、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）等を踏まえ、東日本大震災からの復興及び日本再生・成長力強化に積極的に対応することとした。

この結果、平成24年度財政投融资計画の規模は、176,482億円（平成23年度計画比18.4%増）となっている。このうち、東日本大震災からの復興については、「東日本大震災復興基本法」（平23法76）において財政投融资に係る資金の積極的な活用を図ることとされたことを踏まえ、41,254億円を確保することとしており、これを除いた規模は135,228億円（平成23年度計画比9.3%減）となっている。

一方、税制については、平成24年度税制改正においては、平成22年度・平成23年度税制改正から税制抜本改革へと通じる、税制全体及び各税目についての基本的な考え方に立脚しつつ、特に喫緊の対応を要する、新成長戦略実現に向けた税制

措置、税制の公平性確保と課税の適正化に向けた取組み、平成23年度税制改正の積み残し事項への対応、を中心に改正を行うこととした。

日本銀行は、平成25年1月に「物価安定の目標」を新たに導入するとともに、金融政策運営の枠組みを改めて示すこととした。この「物価安定の目標」は、日本銀行として、持続可能な物価の安定と整合的と判断する物価上昇率を示したものである。

金融政策は、「物価安定の目標」のもとで、次の二つの「柱」により経済・物価情勢を点検した上で、運営する。第1の柱では、先行き2年程度の経済・物価情勢について、最も蓋然性が高いと判断される見通しが、物価安定のもとでの持続的な成長の経路をたどっているかという観点から点検する。第2の柱では、より長期的な視点を踏まえつつ、物価安定のもとでの持続的な経済成長を実現するとの観点から、金融政策運営に当たって重視すべき様々なリスクを点検する。特に、発生の確率は必ずしも大きくないものの、発生した場合には経済・物価に大きな影響を与える可能性があるリスク要因として、金融面の不均衡について点検する。

資料：「平成24年度予算」（財務省HP）
「平成24年度予算及び財政投融资計画の説明」（財務省HP）
「平成24年度税制改正について」（財務省HP）
「金融政策」（日本銀行HP）

3 雇用

平成23年の雇用情勢は、年平均の有効求人倍率は前年より0.13ポイント上昇の0.65倍と引き続き1倍を下回り、完全失業率は前年より0.5%ポイント低下したものの4.6%の水準にあるなど、持ち直しの動きがみられたが、東日本大震災

の影響もあり、依然として厳しい状況となった。

有効求人倍率は、平成23年10～12月期には0.69倍、平成24年1～3月期では0.75倍と回復傾向をみせている。また、新規求人倍率は、平成23年4～6月期には1.00倍と10四半期ぶりに

第1部 社会保障の動向

1倍台となり、10～12月期には1.15倍、平成24年1～3月期には1.22倍となっている。

平成24年3月の新規学卒者の就職率は、大卒で93.6%（前年比2.9%増）と回復している。

平成23年平均の就業者数は6,244万人（前年差13万人減）と減少した。雇用者数は平成23年平均で5,471万人（前年差8万人増）と増加した。産業別にみると、建設業は減少寄与が続いていたが平成23年平均で0.3%増となり、製造業は減少寄与が平成21年以降減少傾向となっており雇用者数減少に一定程度歯止めがかかっている。また

学術研究、専門・技術サービス業や医療、福祉が増加傾向にある。

平成23年平均の完全失業者数は300万人（前年差34万人減）となり、2年連続で減少したが、依然として300万人台である。離職理由別にみると、自発的離職失業者、非自発的離職失業者ともに減少しており、完全失業者数総数の減少に大きく寄与している。

資料：「平成24年版労働経済の分析」（厚生労働省HP）

4 家計収支

平成23年の勤労者世帯（平均世帯人員2.79人、世帯主の平均年齢45.6歳）の実収入は、1世帯当たり1か月平均46万2,221円で、前年に比べ名目2.0%減少、実質1.7%の減少となった。また、実収入から税金・社会保険料等を控除した可処分所得も、1世帯当たり1か月平均38万863円で、名目2.3%減少、実質2.0%の減少となった。

勤労者世帯の消費支出の動向については、1世帯当たり1か月平均27万5,999円で、名目2.6%減少、実質2.3%の減少となった。

また、直接税や社会保険料等の非消費支出は8万1,358円で、名目0.6%の減少となった。直接税は名目2.6%の減少となった。直接税の内訳をみると、個人住民税は名目8.4%の減少、他の税は名目2.5%の減少、一方、勤労所得税は名目4.9%の増加となった。公的年金保険料、健康保険料などの社会保険料は、名目0.8%の増加となった。

資料：「家計調査年報（家計収支編）平成23年」（総務省統計局HP）

5 人口・世帯

平成23年10月1日現在のわが国の総人口は、1億2,779万9千人であり、前年に比べ25万8千人減少した。これを年齢3区分別にみれば、年少人口（0～14歳）は1,670万5千人（総人口の13.1%）、生産年齢人口（15～64歳）は8,134万2千人（総人口の63.7%）、老年人口（65

歳以上）は2,975万2千人（総人口の23.3%）となっている。年少人口は過去最低、老年人口は過去最高となった。なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生3仮定（死亡中位）推計によると、総人口は長期の人口減少過程に入ると予測されてい

る。老年人口の割合は平成22年現在の23.0%から、出生3仮定推計とも平成25年には25.1~2%で4人に1人を上回り、その後出生中位推計では平成47年に33.4%で3人に1人を上回り、50年後の平成72年には39.9%、すなわち2.5人に1人が老年人口となる。

世帯数は、平成23年6月2日現在で、4,668万4千世帯（岩手県、宮城県、福島県を除く）で平均世帯人員は2.58人となっている。世帯構造別にみると、「核家族世帯」が2,828万1千世帯

で、全世帯の60.1%を占めている。世帯類型別にみると、「高齢者世帯」は、958万1千世帯で全世帯に占める割合は20.5%となっている。また、65歳以上の高齢者のみの世帯は956万世帯で、高齢者世帯の49.2%を占めている。

資料：「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
 「平成23年10月1日現在推計人口」（総務省統計局HP）
 「平成23年国民生活基礎調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）



第2節 社会保障の動向

1 概況

わが国の社会保障制度は、戦後の経済発展の過程で逐次改善・充実が図られ、国民生活の安定向上に大きく貢献してきた。医学医術の進歩、栄養の改善、環境衛生の向上等と相伴って平均寿命は大幅な伸長を示してきた。平成23年簡易生命表によると、男の平均寿命は79.44年、女の平均寿命は85.90年で、前年と比較して男は0.11年、女は0.40年下回った。

一方で、出生率は持続的な低下傾向を示し、平成23年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は1.39で前年と同率となり、依然として低い状況にある。今後、一層少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会になる見通しとなっている。また財政赤字の拡大等の社会保障を取り巻く社会経済環境の様々な変化に対し、社会保障制度が対応していくことが要請されている。

平成23年度以降には、以下のような社会保障関係法が成立した。

〔国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成23年12月14日

施行年月日：平成23年12月14日

平成23年度の基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする等のための所要の措置を講ずる。

〔特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に

関する特別措置法〕

公布年月日：平成23年12月16日

施行年月日：平成23年12月16日等

集団予防接種等（集団予防接種及び集団ツベルクリン反応検査）の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者を対象とする給付金の支給、給付金の支給事務を行う法人、給付金に充てるための基金に関する措置その他所要の措置を講ずる。

〔現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成24年3月31日

施行年月日：平成24年3月31日

現下の厳しい雇用失業情勢の中、労働者の生活および雇用の安定を図るため、リーマン・ショック以降に実施している平成23年度末（平成24年3月31日）までの暫定措置を延長する。

〔児童手当法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成24年3月31日

施行年月日：平成24年3月31日（所得制限

は平成24年6月分から適用）

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を

養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

〔労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成24年4月6日

施行年月日：平成24年10月1日（労働契約申し込みみなし制度は法の施行から3年経過後に施行）

行き過ぎた規制緩和を是正し、派遣労働者の雇用の安定や保護を強化する。

〔国民健康保険法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成24年4月6日

施行年月日：平成24年4月6日等

国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の所要の措置を講ずる。

〔公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成24年8月22日

施行年月日：平成24年8月22日等

公的年金制度の最低保障機能の強化のため、低所得者等の老齢基礎年金等の額の加算、高所得者の老齢基礎年金の支給停止及び受給資格期間の短縮を行うとともに、産前産後休業期間中の厚生年金保険の保険料免除、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大等の所要の措置を講ずるほか、基礎年金の国庫負担割合を2分の1とするための安定した財源の確保が図られる年度を定める等の所要の措置を講ずること。

〔被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成24年8月22日

施行年月日：平成27年10月1日等

被用者年金制度については、多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を目指す平成24年2月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、厚生年金保険制度に統一すること。

〔社会保障制度改革推進法〕

公布年月日：平成24年8月22日

施行年月日：平成24年8月22日

近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第104条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とする。

〔子ども・子育て支援法〕

公布年月日：平成24年8月22日

施行年月日：平成26年4月1日等

この法律は、わが国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その

他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とするものとする。

〔高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成24年9月5日

施行年月日：平成25年4月1日等

少子高齢化が急速に進展し、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる人全ての就労促進を図り、社会を支える全員参加型社会の実現が

求められている中、高齢者の就労促進の一環として、継続雇用制度の対象となる高齢者につき事業主が定める基準に関する規定を削除し、高齢者の雇用確保措置を充実させる等の所要の改正を行う。

資料：「平成23年簡易生命表」（厚生労働省 HP）

「平成23年人口動態統計（確定数）」（厚生労働省 HP）

「平成24年版厚生労働白書」（厚生労働省 HP）

「制定法律」（衆議院 HP）

2 高齢者保健医療福祉

わが国の高齢化は、先進諸国が経験したことのない速度で進展している。65歳以上人口は、昭和45（1970）年に約740万人（全人口の7.1%）であったのが、平成23（2011）年10月1日現在では約2,975万2千人（全人口の23.3%）となっている。わが国の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の平成24年1月推計の出生・死亡中位推計によれば、平成42（2030）年に1億1,662万人となり、平成60（2048）年には1億人を割って9,913万人となり、平成72（2060）年には8,674万人になるものと推計される。平成72（2060）年までの50年間で、人口は4,132万人（当初人口の32.3%）の減少が見込まれる。

〔介護保険制度の現状と課題〕

高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や、核家族化の進行など要介護者を支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12（2000）年4月に介護保険制度が創設された。創設後10年を経過して、介護サービスの利用者は在宅サービスを中心に着実に増加しており、平成22（2010）年には約400万人となっている。介護保険制度は

高齢期の暮らしを支える社会保障制度の中核として着実に機能しており、少子高齢社会の日本において必要不可欠な制度となっているといえる。

その一方で、介護保険制度の現状には課題もある。一つは、財政上の課題である。サービス利用の大幅な伸びに伴い、介護費用が急速に増大している（平成23年度総費用8.3兆円）。このまま高齢化が進展し、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年には、介護費用は約20兆円になることが見込まれている。将来にわたって安定的に介護保険を運営するために、給付と負担のバランスについて長期的な視点で議論していく必要がある。もう一つの課題は、社会構造の変化や介護を必要とする人たちのニーズに応えることである。平成37（2025）年の日本を考えると、高齢化は進み、およそ5.5人に1人が75歳以上高齢者となり、認知症の高齢者の割合や単独世帯・夫婦だけの世帯の割合が増加していくと推測されている。

このような社会構造の変化やニーズに応えるために、現在介護保険制度が目指している姿が、「地域包括ケアシステム」である。「地域包括ケアシス

テム」とは、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、中学校区などの日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される体制をいう。

平成24(2012)年度の介護報酬改定においては、地域包括ケアシステムの構築を推進する観点から、在宅サービスの充実と施設の重点化、自立支援型サービスの強化と重点化、医療と介護の機能分担・連携の推進、介護人材の確保とサービスの質の向上が図られた。さらに、介護従事者の賃金が高職種と比べて低い傾向にあり、また離職率が高く、人材確保が困難な状況であるため、1.2%のプラス改定とし、これまでの処遇改善の取組みが継続されるよう「介護職員処遇改善加算」を創設するなど、引き続き、これらの取組みを着実に実施し、介護従事者の処遇改善を図っている。

今後、高齢化のさらなる進展を踏まえ、認知症は急速に増加していくことが見込まれている。認知症施策のより一層の充実を図っていくために、「認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指し、厚生労働省内の関係部局長から構成されるプロジェクトチームを設置、平成24(2012)年6月に「今後の認知

症施策の方向性について」をとりまとめた。このとりまとめを踏まえ、必要な施策等を今後順次実施することとしている。

〔新たな後期高齢者医療制度の検討〕

平成20(2008)年度から75歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度が施行されたが、よりよい制度を目指す観点から、平成22(2010)年12月、厚生労働大臣主宰の高齢者医療制度改革会議で制度の見直しについてとりまとめが行われ、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24(2012)年2月17日閣議決定)では、このとりまとめ等を踏まえ、関係者の理解を得た上で、高齢者医療制度の見直しを行う旨等が盛り込まれた。

社会保障制度改革推進法では、「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得る」とされたところであり、政府としては、同法の規定に則し、高齢者医療制度の見直しを国民健康保険の広域化とともに進めている。

資料：「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)
「平成23年10月1日現在推計人口」(総務省統計局HP)
「平成24年版厚生労働白書」(厚生労働省HP)

3 児童福祉等

わが国の年間出生数は、平成23年には約105万806人となり前年より2万498人減少となった。合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む平均子ども数)で見ると、平成23年は1.39人で前年と同率であり、総人口の規模を維持する水準(人口置換水準2.07人)を大きく下回った。少子化は、子ども同士のふれあいの減少等により自

主性や社会性が育ちにくいといった影響や、年金等の社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会の活力の低下等、社会経済全般に大きな影響を及ぼすと懸念されている。

〔新しい児童手当制度の現状〕

子どものための現金給付制度については、「児

童手当法の一部を改正する法律案」を第180回通常国会に提出し、衆議院で法律案の修正が行われた上、平成24(2012)年3月に成立、同年4月1日より施行された。

これにより児童手当は、所得制限額(例：夫婦・児童2人世帯の場合は年収960万円)未満に対して、3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降については児童1人当たり月額1万5千円、3歳から小学生の第1子・第2子と、中学生については児童1人当たり月額1万円を支給することになった。なお、所得制限額以上に対しては、特別給付として児童1人当たり月額5千円を支給することとなった。

【新たな子ども・子育て支援の充実】

平成24(2012)年3月に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度について」を決定し、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」、「子ども・子育て新システム法案骨子」を定めた。同法案骨子に基づき、3月末に「子ども・子育て支援法案」、「総合子ども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を税制抜本改革とともに平成24(2012)年通常国会に提出した。

国会の審議過程で認定子ども園法の改正などの修正等を受け、8月に関係法案(子ども子育て支援法、認定子ども園法の一部改正等)が成立した。

これにより、認定子ども園制度の改善や地域の子ども・子育て支援の充実を行うこととし、地域の実情に応じた幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

【その他の制度・施策の動向】

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育て家族が孤立化することにより、その負担感が増大している。とりわけ、3歳未満の子どもを持つ女性の約8割は家庭で育児をしているため、社会からの孤立感や疎外感を持つ者も少なくない。このようなことから、身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流を行う「地域子育て支援拠点事業」の設置を促進している。

地域の子育て支援拠点については、量的な拡充とともに、当事者自身が共に支え合い、情報交換をし、学び合う地域子育て支援活動の原点に根ざした活動を広げていくことが重要な課題である。このような認識から、「NPO法人子育てひろば全国連絡協議会」が組織され、子育て支援者の資質向上に向けて、各種セミナーや研修会の開催などを行っている。

資料：「平成23年人口動態統計(確定数)の概況」(厚生労働省HP)
「平成24年版厚生労働白書」(厚生労働省HP)

4 障害者福祉等

わが国の障害者総数は、身体障害(児)者約366万3千人(在宅者・施設入所者とも：平成18年)、知的障害(児)者約54万7千人(在宅者・施設入所者とも：平成17年)、精神障害者約323万3千人(平成20年)の計約744万3千人と推計される。

平成23(2011)年8月に、障害者等を中心に構成された「障がい者制度改革推進会議」の下の「総合福祉部会」で、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がとりまとめられた。その後、同年7月に成立した改正障害者基本法や同提言などを踏まえて検討がなされ、平成24

(2012)年3月には、障がい者制度改革推進本部において、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が本部決定され、国会に提出された。その後、国会での審議により一部修正が加えられ、同年6月に成立した。

なお、その間においても障害者の地域生活の支援の充実を図るために、平成22(2010)年12月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、利用者負担について応能負担を原則とするとともに、障害児支援の強化や相談支援の充実などが図られ、平成24(2012)年4月に本格施行された。

また、平成23(2011)年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24(2012)年10月から施行された。

〔障害福祉サービス等報酬改定〕

平成24(2012)年度障害福祉サービス等報酬改定においては、厚生労働省内に障害福祉サービス等報酬改定検討チームを設置し、有識者の参画を得て、公開の場で検討を行ってきた。改定にあたっては、経営実態なども踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応することとし、平成24(2012)年4月より新たな障害福祉サービス等報酬を施行した。

〔その他の制度・施策の動向〕

発達障害者については、地域において医療・保健・福祉・教育・雇用などの関係者と連携して、発達障害者やその家族に対する相談支援などを行う「発達障害者支援センター」の整備を推進し、平成23(2011)年度末において47都道府県・18指定都市で実施されている。また、発達障害などに関して知識を有する専門員が保育所等を巡回

し、施設の職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う「巡回支援専門員整備事業」について、実施市町村の拡大を図ることとしている。

高次脳機能障害者の支援については、厚生労働省の「高次脳機能障害支援普及事業」により、病院などの支援拠点機関に相談支援コーディネーター(社会福祉士、保健師、作業療法士等)を配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携や調整を行うなど、地域での高次脳機能障害者支援の普及を図っている。

また、障害者の社会参加を支援するため、障害者自立支援法の地域生活支援事業や身体機能を補完する補装具の事業などを行っている。

精神障害については、治療薬の発展などにより新規患者の入院期間は短期傾向にあり、1年以内に退院する新規入院患者が約9割となった一方で、精神障害による入院患者(約33万人)のうち、1年以上の長期入院患者が3分の2(約22万人)を占める状況となっており、入院期間をより短くしていくことが重要であるが、そのためには精神病床の機能分化を進めるとともに、入院中心から外来・訪問など地域生活を支えるための医療の充実が必要である。

障害者雇用の状況は、民間企業の雇用者数(平成23(2011)年6月1日現在36万6千人(前年度比6.8%増))が8年連続で過去最高を更新するなど、一層の進展がみられる。また、民間企業の実雇用率は1.65%(前年同期1.68%)であり、特に1,000人以上規模の大企業では1.84%と法定雇用率(1.8%)を上回っている。

障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体においても仕事を確保し、経営基盤を強化することが必要である。しかし、民間企業に比べて競争力の弱い障害者就労施設等では、公契約の原則である競争入札によって、国や地方

公共団体から物品の調達に係る受注機会を確保することが困難な状況になっている。そのため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が、議員立法として平成24（2012）年3月に国会に提出さ

れ、同年6月20日に成立し、平成25（2013）年4月1日から施行されることとなった。

資料：「平成24年版厚生労働白書」（厚生労働省HP）
「平成24年版障害者白書」（内閣府HP）

5 医療保険

国民皆保険達成から半世紀を超え、少子高齢化の進展、非正規雇用の増加など雇用基盤の変化、医療の高度化等、医療を取り巻く環境は大きく変化している。今後とも必要な医療を確保しつつ、これらの社会経済情勢の変化に対応できるよう、効率化・重点化に取り組みつつ、医療保険制度の機能強化を図っていくことが必要となっている。

平成22年度の国民医療費は37兆4,202億円、前年度に比べ3.9%の増加、国民1人当たりの医療費は29万2,200円、前年度に比べ3.5%増加している。

〔医療保険制度の動向〕

市町村が行う国民健康保険（市町村国保）は、健康保険など他の保険に加入していない者が加入している医療保険で、市町村が運営している。市町村国保は、国民皆保険の基礎として重要な役割を果たしているが、近年の産業構造と就業構造の変化や高齢化の進展に伴い、市町村国保の加入者のうち、自営業や農林水産業の者が大幅に減少し、非正規労働者や無職といった低所得者の者や、高齢で医療の必要が高い者が多く加入している現状にある。また、加入者が少なく財政運営が不安定となる市町村があると同時に、市町村ごとの保険料に大きな差があるといった問題が生まれている。このため、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するための「国民健康保険法等の一部を改正する法律案」を平成24（2012）年通常国会に提出し、同年4月5日、可決・成立した。主な

内容は、以下のとおり。①現在暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策（保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業）を平成27（2015）年度から恒久化、②市町村国保の都道府県単位の共同事業について、平成27（2015）年度から事業対象を全ての医療費に拡大し、財政運営の都道府県単位化を推進、③都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、平成24（2012）年度から都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。

短時間労働者については、1週間の所定労働時間が30時間以上の者等が健康保険の適用の対象となっていたが、非正規雇用の増加など雇用環境の変化に対応するため、健康保険の適用範囲を拡大する法案（公的年金法等の一部を改正する法律案）が平成24（2012）年に通常国会で成立した。

〔診療報酬・薬価の改定〕

平成24（2012）年度診療報酬改定は、6年に1度の介護報酬との同時改定であり、社会保障・税一体改革の確実な実現に向けた第一歩として、平成37（2025）年のあるべき医療・介護の姿を念頭に置いた取組みを行った。具体的には、国民・患者が望む安心・安全で質の高い医療が受けられる環境を整えていくため、概ね5,500億円の診療報酬本体の引上げを行い、病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減や、医療・介護連携、在宅医療の充実をはじめとする地域医療の再生などに重点的に配分した。

〔医療提供体制〕

現在、産科・小児科等の診療科やへき地等における深刻な医師不足問題や、救急患者の受入の問題等に直面しており、これらの問題に対する緊急の対策を講じる必要がある。また、急速な少子高齢化、医療技術の進歩、国民の医療に対する意識の変化等、医療を取り巻く環境が変化する中で、将来を見据え、どのような医療提供体制を構築す

るかという中長期的な課題にも取り組まなければならない。このため平成23（2011）年12月に医療提供体制の改革に関する意見が社会保障審議会医療部会において、取りまとめられた。

資料：「平成22年度国民医療費」（厚生労働省 HP）
「平成24年版厚生労働白書」（厚生労働省 HP）

6 年金保険

公的年金制度は、現役世代の保険料負担により、その時々の高齢世代の年金給付をまかなう世代間扶養の仕組みにより運営されており、賃金や物価の伸びなどに応じてスライドした年金を終身にわたって受けることができるという特長を有している。現在では、国民の約3割（約3,796万人（平成22（2010）年度））が公的年金を受給し、高齢者世帯の収入の7割を公的年金が占めるなど、国民の老後生活の柱としての役割を担っている。

平成22年度末現在のわが国の国民年金被保険者数は6,826万人、受給権者数は2,802万人、被用者年金適用者数は3,883万人、受給権者数は1,710万人、年金支給総額は約51兆1,332億円にのぼる。平成23年の国民生活基礎調査によれば、「高齢者世帯」の所得を種類別にみると、「公的年金・恩給」が207万4千円（総所得の67.5%）で最も多く、公的年金は国民生活に欠くことのできないものとして深く浸透している。平成24年度時点で、老齢基礎年金（40年加入の場合）は月額6万5,541円、サラリーマン夫婦（第2号被保険者の厚生年金（平均的な賃金で40年加入）と2人分の老齢基礎年金の合計）は月額23万940円となっている。

〔現行制度における取組み〕

現行年金制度の改善を図るため、第180回通常

国会に以下の法案を提出した。

- ①平成24（2012）年度の基礎年金国庫負担割合を交付国債の発行により2分の1とするとともに、年金額の特例水準を解消する等を内容とする「国民年金法案等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を平成24（2012）年2月10日に提出した。
- ②税制抜本改革法案の提出に合わせ、基礎年金国庫負担割合2分の1を恒久化する年度は平成26（2014）年度とすること、低所得者等の年金額の加算、受給資格期間の短縮、高所得者の年金額の調整、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大等を内容とする「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金機能強化法案）」を3月30日に提出した。
- ③「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（被用者年金一元化法案）」を4月13日に提出した。

6月15日には、民主党・自由民主党・公明党の3党間で「社会保障・税一体改革に関する確認書」が交わされた。この確認書を踏まえ、年金機能強化法案と被用者年金一元化法案が6月26日に衆議院で一部修正の上、8月10日に成立した。

〔新しい年金制度の創設〕

第1部 社会保障の動向

国民年金制度が発足した50年前と比べ、人口構成や産業構造が大きく変化している中、現在の年金制度は様々な課題を抱えている。

「社会保障・税一体改革大綱」（平成24（2012）年2月17日閣議決定）では、「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度に全ての人が加入する新しい年金制度について、国民的合意に向けた議論や環境整備を進め、平成25（2013）年の国会に法案を提出するとしている。また、社会保障制度改革推進法では、「今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通しを踏まえ、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得る」とされている。政府としては、新しい年金制度について、引き続きこの枠組みの中で検討し、理解を求めていく予定である。

〔企業年金制度の動向〕

確定給付企業年金は、わが国における代表的な企業年金として重要な役割を果たしている。こうした状況を踏まえ、制度の適正かつ効率的な運営

を図る観点から、申請手続き、運営ルール等の一層の簡素化を進めている。

税制の優遇措置を受けられる制度として昭和37（1962）年に創設された適格退職年金制度については、平成24（2012）年3月31日で廃止された。

平成24（2012）年2月24日、多くの厚生年金基金等が資産運用を委託しているAIJ投資顧問株式会社から金融庁から金融商品取引法違反の疑いで業務停止命令及び業務改善命令を受けるという事案が生じた。これを契機に顕在化した厚生年金基金等をめぐる諸課題について、資産運用と財政運営の両面からこれまでの施策を検証し、今後の制度等のあり方を検討するため、平成24（2012）年4月13日に「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」を立ち上げ、同年7月6日に最終報告書を公表した。

資料：「平成24年版厚生労働白書」（厚生労働省 HP）
「平成23年国民生活基礎調査」（厚生労働省 HP）

7 労働保険等

〔労災保険・労働安全衛生の動向〕

労災保険制度は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護を行うために保険給付を行い、併せて被災労働者の社会復帰の促進等を図るための事業を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする制度である。

平成22（2010）年度の労災保険の適用労働者は5,249万人で、前年度比0.6%の減少となった。平成22（2010）年度の労災保険給付の新規受給者数は57万4,958人であり、前年度に比べ4万335人の増加（7.5%増）となっている。そのうち業務災害による受給者が51万4,724人、通勤災害に

よる受給者が6万234人となっている。

〔雇用保険の動向〕

雇用保険については、一般求職者給付基本手当受給者実人員（年度平均）の平成23（2011）年度は62万人となっている。

公労使の三者構成による審議会（労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会）において報告書が取りまとめられ、これを踏まえた「現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者に生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」を平成24（2012）年通常国会に提出した。

この改正法が平成24（2012）年3月28日に成

立し、3月31日に公布・施行されたことにより、リーマン・ショック以降に実施している個別延長給付や雇止めによる離職者に対する給付日数の拡充措置などの暫定措置が2年間（平成25（2013）年度末まで）延長されることとなり、労働者の生活及び雇用の安定が図られた。

〔若年者・高齢者の雇用対策等〕

平成24（2012）年3月卒業予定者の就職内定率をみると、大学は93.6%（平成24（2012）年4月1日現在）、高校は96.7%（平成24（2012）年3月末現在）と、前年同期に比べ上昇したものの、依然として厳しい状況となっている。フリーター数は、平成23（2011）年には176万人となり、前年と比べて2万人増加、ニート数についても平成23（2011）年には60万人となり、若年者の就職環境は依然として厳しい。このため、わが国の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を充分に発揮できるよう、フリーターを含む若者の正規雇用化の推進など、包括的な支援を行っ

ている。

高齢者の雇用については、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止などを内容とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成24（2012）年3月9日に国会へ提出した。今後、現行の高年齢者雇用確保措置未実施企業に対するさらなる指導の強化及び希望者全員が65歳まで働ける制度の積極的な推進を行うこととしている。

「平成24年6月1日現在の高年齢者の雇用状況」によると、従業員31～300人規模企業の97.0%が高年齢者雇用確保措置を実施していた。雇用確保措置の内訳は、「定年の廃止」が2.7%、「定年の引上げ」が14.7%、「継続雇用制度の導入」が82.5%となっている。希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は48.8%となっている。

資料：「平成24年版厚生労働白書」（厚生労働省HP）
「平成24年6月1日現在の高年齢者の雇用状況」（厚生労働省HP）

8 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしてきているが、その中心となる生活扶助の基準については、従来から一般国民の生活水準の向上に即した改善が図られてきている。世帯当たりの生活扶助基準は、平成24年は16万2,170円（標準3人世帯、1級地-1の場合）である。また、被保護人員については、平成23年度は206万7,244人（1か月平均）となっている。保護率についてみると、平成23年度は16.2%となっている。

厳しい社会経済情勢の影響を受けて、失業等により生活保護に至る世帯を含む世帯（その他の世帯）が急増するとともに、就労による経済的自立が容易でない高齢者等が増加している。今後、こ

うした生活保護受給者への就労・自立支援をより一層強化することが必要である。また、不正受給事案に厳正に対応するため、保護費の適正支給の確保にも早急に取り組みなければならない。

就労・自立支援については、平成24（2012）年度から福祉事務所の就労支援員を増員するとともに、日常生活支援から個別求人開拓までを総合的かつ段階的に実施する事業を行うこととしている。また、離職により住まいを失った者を対象に家賃を補助する住宅手当緊急特別措置事業（住宅手当）の事業期間を平成23（2011）年度末から平成24（2012）年度末まで継続することとした。

資料：「平成24年版厚生労働白書」（厚生労働省HP）

9 保健医療と環境衛生

わが国の疾病構造は、結核等の感染症から、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病を中心とする慢性疾患へと変化しており、このような医療を取り巻く環境の変化に対応して、施策の面においても健康増進からリハビリテーションまでを適した包括医療の重要性が高まっている。

〔地域医療体制の整備等〕

限られた医療資源を有効に活用し、質の高い医療を実現するためには、地域の医療機関が機能分化と連携を図り、急性期から回復期を経て維持期に至るまで、地域全体で切れ目無く必要な医療を提供する体制を整備することが重要である。このため、都道府県の医療計画において、四疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）・五事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）ごとに、必要となる医療機能を定めた上で、それぞれの医療機能を担う医療機関を明示し、地域の医療連携体制を構築する。

〔医薬品・医療機器の開発促進等〕

有効性・安全性に優れた革新的な医薬品・医療機器をより早く使えるよう、大学等の優れた基礎研究の成果等が円滑・迅速に実用化につながるように、各段階に応じた支援を充実させることとしている。具体的には、基礎研究等から医薬品の実用化までを切れ目なく支援するためのオールジャパンでの創薬支援体制としての創薬支援ネットワークを構築すること、国際水準の臨床研究、医薬品・医療機器等の審査の迅速化・質の向上を図るため、医療機器等の特性を踏まえた薬事法改正を行うこと等に取り組む。

〔健康づくり対策〕

近年、がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患などを非感染性疾患という概念で一括りに捉え、包括的な社会政策として取り組むことが国

際的な潮流となっている。これは、非感染性疾患の発症や悪化は、個人の意識と行動だけでなく、個人を取り巻く社会環境による影響が大きいいため、地域、職場等における環境要因や経済的要因等の幅広い視点から、社会政策として包括的に健康対策に取り組む必要があるという考えに基づくものである。新たな国民健康づくり運動の推進にあたっては、こうした視点に立った対応が求められる。

〔がん対策〕

がん検診は健康増進法に基づく市町村の事業として実施されており、厚生労働省では科学的根拠に基づくがん検診として、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんのがん検診を推奨している。しかし、がん検診の受診率は20～30%程度にとどまっており、国際的にみても低い状況にあることから、平成21（2009）年度より「がん検診受診促進企業連携実施本部」を設置し、職域におけるがん検診受診率の向上や、がん検診受診勧奨事業等への企業からの協力を得るために推進パートナー企業を募集している。

このほか、がん患者及び家族に対する不安や疑問に適切に対応するため、拠点病院に「相談支援センター」を設置し、電話や面接等により、がん医療に関する相談支援及び情報提供を行っている。また、平成23（2011）年度からは、患者と同じような経験を持つ者による支援（ピア・サポート）を推進するための事業を実施している。

小児がんは成人のがんと異なり生活習慣と関係なく、乳幼児から思春期、若年成人まで幅広い年齢に発症し、希少で多種多様ながん種からなる。小児がんの年間患者数は2,000～2,500人と少ないが、小児がんを扱う施設は約200程度と推定されており、小児がん患者が必ずしも適切な医療を

受けられていないことが懸念されている。こうした現状を踏まえ、平成24(2012)年度から小児がん拠点病院の指定を行い、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指すこととしている。

〔感染症対策〕

内閣官房において新型インフルエンザ等対策に必要な法制度の検討が進められていたが、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が第180回通常国会で平成24(2012)年4月27日に成立し、同年5月1日公布された。本法律は、病原性が高い新型インフルエンザと同様な危険性のある新感染症に対して、国民の生命・健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とし、政府対策本部の設置や住民に対する予防接種の実施など新型インフルエンザ等発生時における措置の法的根拠の整備が図られた。

生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンへの切り替えについて、平成24(2012)年4月27日に不活化ポリオワクチンが薬事承認されたことを受け、「不活化ポリオワクチンの円滑な導入に関する検討会」で合意された接種の具体的な方針に沿って、同年9月1日から接種が開始された。

〔環境衛生対策等その他の施策〕

水道事業については、地震等の自然災害時や水質事故等の非常時においても、国民生活への安定的な給水を確保するため、水道事業者等には基幹的な水道施設の安全性の確保や迅速な復旧体制が求められる。このため、水道施設の耐震診断等を速やかに行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で計画的な耐震化を図る取組みを推進している。

食品安全対策については、平成23(2011)年に未曾有の災害となった東日本大震災、それに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故が発生し、食品中の放射性物質の問題は国民の最大の関心の一つとなっている。食品中の放射性物質への対応として、速やかに食品衛生法上の暫定規制値を設定するとともに、厚生労働省が定めたガイドラインなどを踏まえ、計画的に食品のモニタリング検査を実施してきた。検査の結果、基準を超えた食品については、回収・廃棄を行うとともに、基準超過に地域的な広がりがある等の場合には、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等を実施した。また、検査結果については、基準を超えなかったものも含め、厚生労働省で集約し正確・迅速に公表している。

資料：「平成24年版厚生労働白書」（厚生労働省 HP）

10 人材の確保と資質の向上

わが国では、人口当たりの医師数が OECD 平均を下回っており、医師の絶対数が不足している。このため、医学部入学定員を増員し、平成21(2009)年度に過去最大(8,486名)とした。さらに、平成22年度からは地域の医師確保等の観点から、卒業後に当該地域で従事することを条件として奨学金を支給する仕組み等を活用し、平成24(2012)年度は医学部定員8,991名となった。

看護職員については、「看護師等の『雇用の質』の向上に関する省内プロジェクトチーム」において看護師等の勤務環境の改善に向け検討を行い、平成23(2011)年6月に、魅力ある職業として、職場づくり、人づくり、ネットワークづくりの推進を提言する報告書を取りまとめ、平成23(2011)年度から短時間正規雇用の導入の好事例の周知や、業務効率化、多様な働き方の導入等の

職場風土の改善に向けた都道府県の取組みへの支援など、仕事と生活の調和を促進させる施策を行っている。

また、医師の質の一層の向上や医師の偏在是正を図ることを目的として、平成23(2011)年10月に「専門医の在り方に関する検討会」を開催し、関係学会等からヒアリングを行い、求められる専門医像、医師の質の一層の向上や地域医療の安定的確保のための方策等について検討を進めている。この検討会では、専門医のあり方の一環として、総合的な診療能力を有する医師についても検討を進めることにしている。専門医のあり方については、国の関与のあり方を含めてさらに検討を行い、平成24(2012)年度中に取りまとめを行う予定である。

介護人材については、今後、急速に進展する高齢化により、介護へのニーズが増大することが予想される。平成21(2009)年度で介護人材は約134万人であるが、平成37(2025)年度には約237~249万人必要になると見込まれている。介護労働者は、働く中で賃金や勤務時間、身体的負担に関する悩み、不安、不満等を持っており、他産業と比べて離職率が高い状況にある。特に雇用管理等の面で解決すべき課題が多いため、介護労働者の労働環境の整備に資する介護福祉機器(移動用

リフト等)を導入し、介護労働者の身体的負担の軽減措置を図った事業主に対する助成措置や、介護労働安定センターによる事業所の雇用管理改善(募集採用、労働時間、賃金制度、従業員間のコミュニケーション等)に関する相談援助等を行い、介護労働者の雇用管理の改善を図っている。

今後増大かつ多様化する国民の保健医療・福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためには、これらの人材の確保に加え、様々な民間サービスや、住民参加型福祉サービス、ボランティア等、多様な形態で国民が保健医療・福祉サービスに積極的に参加することが求められている。住民参加型の組織は年々増加傾向にあり、全国社会福祉協議会の全国ボランティア・市民活動振興センター調べによれば、ボランティア活動者の数は、平成22(2010)年4月時点で856万8千人、平成23(2011)年4月時点で873万1千人となっており、16万3千人増加した。全国の都道府県及び市区町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが多数設置されており、ボランティアの登録・斡旋等の情報提供をはじめとする各種事業を行っている。

資料：「平成24年版厚生労働白書」(厚生労働省HP)
「全国ボランティア・市民活動振興センター調べ」
(全国社会福祉協議会)

第3節 社会保障費用統計

表章記号は次のとおりである。

計数のない場合	—
比率が微小 (0.05 未満) の場合	0.0
推計数が表章単位の 1/2 未満の場合	0
減少数 (率) の場合	△

社会保障費用統計について

ILO 基準の社会保障給付費と OECD 基準の社会支出は、ともに国際機関が定める費用統計であり、本統計ではこれらを総称して社会保障費用統計と呼んでいる。以下では集計開始時期が早い ILO から説明する。

1. ILO 基準社会保障給付費

ILO (国際労働機関) は、1949 年以来社会保障費用について 18 回の調査を実施してきており、結果は刊行物として公表されてきた。そこにおいては、収入と支出は、社会保障の最低基準に関する ILO 条約 No. 102 (1952 年) と ILO 勧告 No. 67 (1944 年) 及び No. 69 (1944 年) の枠組みにおいて集められてきた。我が国は、1957 年国際連合に加盟して以降、ILO の調査に協力し政府機関 (当初は旧労働省、のちに旧厚生省そして現在は国立社会保障・人口問題研究所) において費用の取りまとめを行い報告してきた。その後社会経済情勢の変化に伴い、社会保障の概念は、拠出や雇用の実態に関わらず、全ての国民に対する一般的な援助を提供する社会保護の枠組みを含むまで拡張された。そこで、1997 年に実施された第 19 次調査より ILO は次の 9 つのリスクやニーズをカバーする制度の収支を収集する枠組みへと移行した。我が国では「社会保障給付費」として長年 ILO 基準で集計したものを公表してきたため、2000 年度公表から、第 18 次調査までの枠組みを残しつつ、第 19 次調査にも対応した集計を行い公表してきた。

第 18 次ならびに 19 次調査における ILO の基準では、以下の 3 つの基準を満たすものを社会保障制度として定義している。

①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。

- (1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業
(8) 住宅 (9) 生活保護その他

②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。
あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

なお、ILO では第 18 次までの社会保障費用調査は“The Cost of Social Security”として公開し、それ以降については SSI (社会保障調査) として新たなデータベースの構築を進めているところであるが、定期的な更新に至っていない。

(<http://www.ilo.org/public/english/protection/secsoc/areas/stat/css/index.htm>)

ILOの基準に基づく「社会保障給付費」は、政策立案に資する基礎資料をはじめとして、幅広い分野で利用されてきた。個人に帰着する給付やその財源を全体把握することは、今後一層その重要性を増すと考えられるため、本統計でも引き続き必要な集計を行うが、諸外国のデータについては必ずしも定期的に更新されている状況にはない。

このため、本統計が2012年7月に、統計法上の基幹統計に指定されたことを契機に、諸外国のデータが定期的に公表されているOECD（経済協力開発機構）の基準に基づく「社会支出」の集計を充実させることを通じて、社会保障費用統計としてその国際比較性を向上させることとした。

2. OECD基準社会支出

OECD（経済協力開発機構）は、1996年より社会支出統計の公表を開始した。OECDの基準に基づく「社会支出」はその範囲を「人々の厚生水準が極端に低下した場合にそれを補うために個人や世帯に対して財政支援や給付をする公的あるいは私的供給」としている。ただし、集計する範囲は、制度による支出のみを社会支出と定義し、人々の直接の財・サービスの購入や、個人単位の契約や移転は含まない。

制度を含むかどうかの判断は「社会的」かどうかによる。「社会的」という意味は、まず、その給付がひとつまたは複数の社会的目的をもっており、制度が個人間の所得再分配に寄与しているか、またはその制度への関与が公的な強制力をもって行われているかによって判断される。

社会支出では、社会的目的を次の9つの政策分野に分けている。

- (1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害、業務災害、傷病 (4) 保健 (5) 家族 (6) 積極的労働市場政策
- (7) 失業 (8) 住宅 (9) 他の政策分野

社会支出には、現金給付（例えば、年金、産休中の所得保障、生活保護など）、サービス（現物）給付（例えば、保育、高齢者や障害者の介護など）を含む。

OECD基準に基づく「社会支出」は、ILOの基準に基づく「社会保障給付費」に比べて、その範囲が広く、施設整備費など直接個人には移転されない費用も計上されるという違いがある。また、9つの政策分野別に、諸外国のデータが定期的に更新され、比較的新しい年次まで公表されている。社会保障費用を諸外国と比較するという観点から、重要な指標となるものである。続く本編では、OECD社会支出における「公的支出」と私的部門により運営されるが法令により定められた「義務的私的支出」に係る集計結果を公表している。

なお、本統計に掲載した諸外国の社会支出データは、OECD Social Expenditure Database 2012 ed. による。（<http://www.oecd.org/els/social/expenditure>）

最後に、前述した通り、本統計は2012年7月に統計法上の基幹統計として指定されたことを契機として、UN（国際連合）の基準に基づくSNA（国民経済計算）との関係性についても、社会保障費用統計との比較という観点から、必要な解説を加えることとした。さらに、幅広いユーザーの利用に資するため、本統計における集計内容を把握する上で重要となるILO、OECD基準の主な用語について、簡潔な解説を付することとした（いずれについても、詳細は「参考資料」参照）。

I 2010年度社会保障費用の概要

概要では、まず1で、社会保障費用（社会支出、社会保障給付費）の総額を示す。次に2で、国際比較可能な形でOECD基準に基づく社会支出を示す。社会支出では、給付に加えて施設整備費などの個人に帰着しない支出も含む。最後の3では、ILO基準に基づく社会保障給付費すなわち個人に帰着する給付とその財源を示す。

1. 社会保障費用の総額

(1) 社会支出

- ・2010年度の社会支出の総額は110兆4,541億円である。

- ・2010年度の社会支出の対前年度伸び率は1.5%であり、対国内総生産比は23.05%である。
 - ・国民1人当たりの社会支出は86万2,500円であり、1世帯当たりでは222万9,800円である。
- (2) 社会保障給付費
- ・2010年度の社会保障給付費の総額は103兆4,879億円である。
 - ・2010年度の社会保障給付費の対前年度伸び率は3.6%であり、対国内総生産比は21.60%である。
 - ・国民1人当たりの社会保障給付費は80万8,100円であり、1世帯当たりでは208万9,200円である。

表1 社会保障費用の総額

社会保障費用	2009年度	2010年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
社会支出	1,088,627	1,104,541	15,914	1.5
社会保障給付費	998,607	1,034,879	36,272	3.6

(注) 社会支出には、社会保障給付費に加えて、施設整備費等の個人に帰着しない支出、および就学前教育、自動車賠償責任保険、生活保護以外の住宅関係費等の制度も集計範囲に含む。詳しくは参考資料2. 政策分野別社会支出の項目説明を参照。

表2 社会保障費用の対国内総生産比及び対国民所得比

社会保障費用	2009年度	2010年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
社会支出			
対国内総生産比	22.97	23.05	0.08
対国民所得比	31.78	31.62	△0.16
社会保障給付費			
対国内総生産比	21.07	21.60	0.52
対国民所得比	29.15	29.63	0.47

(資料) 国内総生産、国民所得：内閣府「平成24年版国民経済計算年報」。以下同じ。

表3 1人(1世帯)当たり社会保障費用

社会保障費用	2009年度	2010年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	千円	千円	千円	%
社会支出				
1人当たり	850.3	862.5	12.3	1.4
1世帯当たり	2,228.3	2,229.8	1.6	0.1
社会保障給付費				
1人当たり	780.0	808.1	28.2	3.6
1世帯当たり	2,044.0	2,089.2	45.2	2.2

(注) 1世帯当たり社会支出＝平均世帯人員×1人当たり社会支出によって算出した。1世帯当たり社会保障給付費も同様の方法による。

(資料) 人口：総務省統計局「平成22年国勢調査」
平均世帯人員：厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」

第1部 社会保障の動向

2. 社会支出と国際比較

(1) 政策分野別社会支出

2010年度の社会支出を政策分野別にみると、「高齢」が最も多く(47.3%)、次いで「保健」(31.7%)、「遺族」(6.3%)、「家族」(5.5%)、「障害、業務災害、傷病」(4.8%)、「失業」(1.3%)、「積極的労働市場政策」(1.2%)、「他の政策分野」(1.1%)、「住宅」(0.7%)の順となっている。

表4 政策分野別社会支出

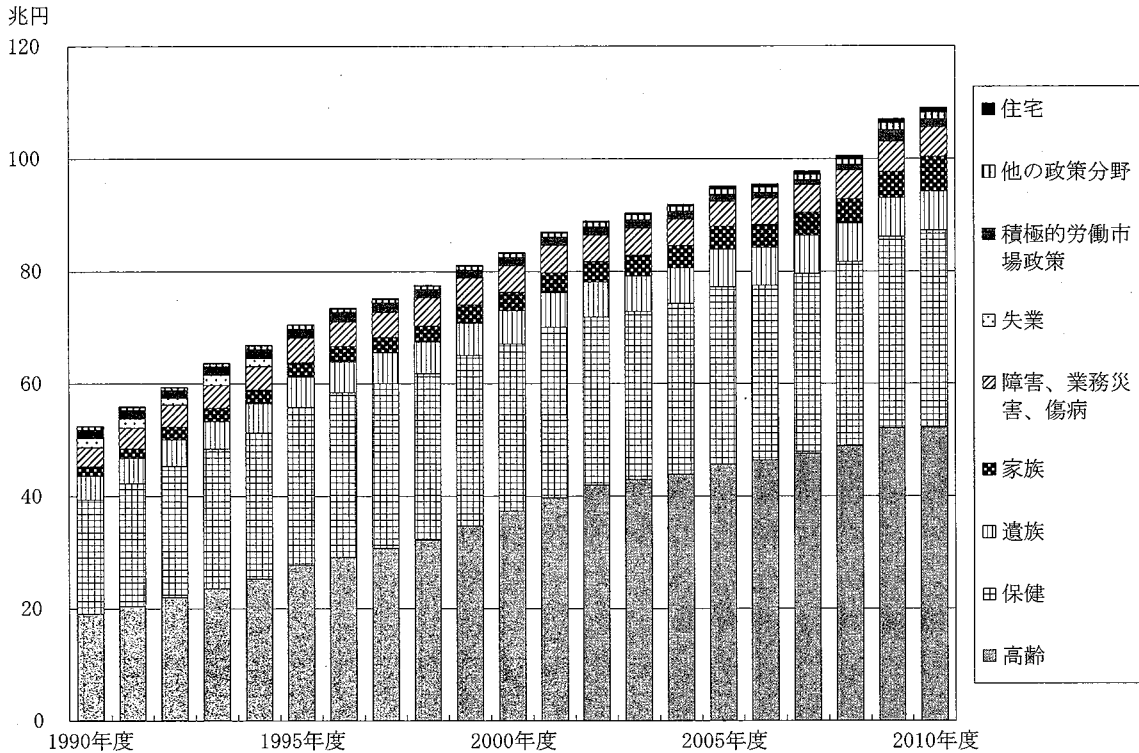
社会支出	2009年度	2010年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
合計	1,088,627 (100.0)	1,104,541 (100.0)	15,914	1.5
高齢	521,003 (47.9)	522,013 (47.3)	1,011	0.2
遺族	68,881 (6.3)	69,343 (6.3)	462	0.7
障害、業務災害、傷病	54,405 (5.0)	52,898 (4.8)	△1,507	△2.8
保健	340,505 (31.3)	350,589 (31.7)	10,084	3.0
家族	45,614 (4.2)	61,131 (5.5)	15,517	34.0
積極的労働市場政策	20,248 (1.9)	13,316 (1.2)	△6,932	△34.2
失業	18,399 (1.7)	14,500 (1.3)	△3,899	△21.2
住宅	7,557 (0.7)	8,083 (0.7)	526	7.0
他の政策分野	12,015 (1.1)	12,667 (1.1)	652	5.4

(注) ()内は構成割合である。

表5 政策分野別社会支出の対国内総生産比

社会支出	2009年度		2010年度		対前年度増加分
		%		%	%ポイント
合計		22.97		23.05	0.08
高齢		10.99		10.89	△0.10
遺族		1.45		1.45	△0.01
障害、業務災害、傷病		1.15		1.10	△0.04
保健		7.19		7.32	0.13
家族		0.96		1.28	0.31
積極的労働市場政策		0.43		0.28	△0.15
失業		0.39		0.30	△0.09
住宅		0.16		0.17	0.01
他の政策分野		0.25		0.26	0.01

図1 我が国の政策分野別社会支出の推移



第1部 社会保障の動向

(2) 社会支出の国際比較

諸外国の社会支出を対国内総生産比及び対国民所得比で見ると、我が国は、アメリカよりは大きい
がヨーロッパ諸国に比べると小さくなっている。

図2 社会支出の国際比較 (2009年度)

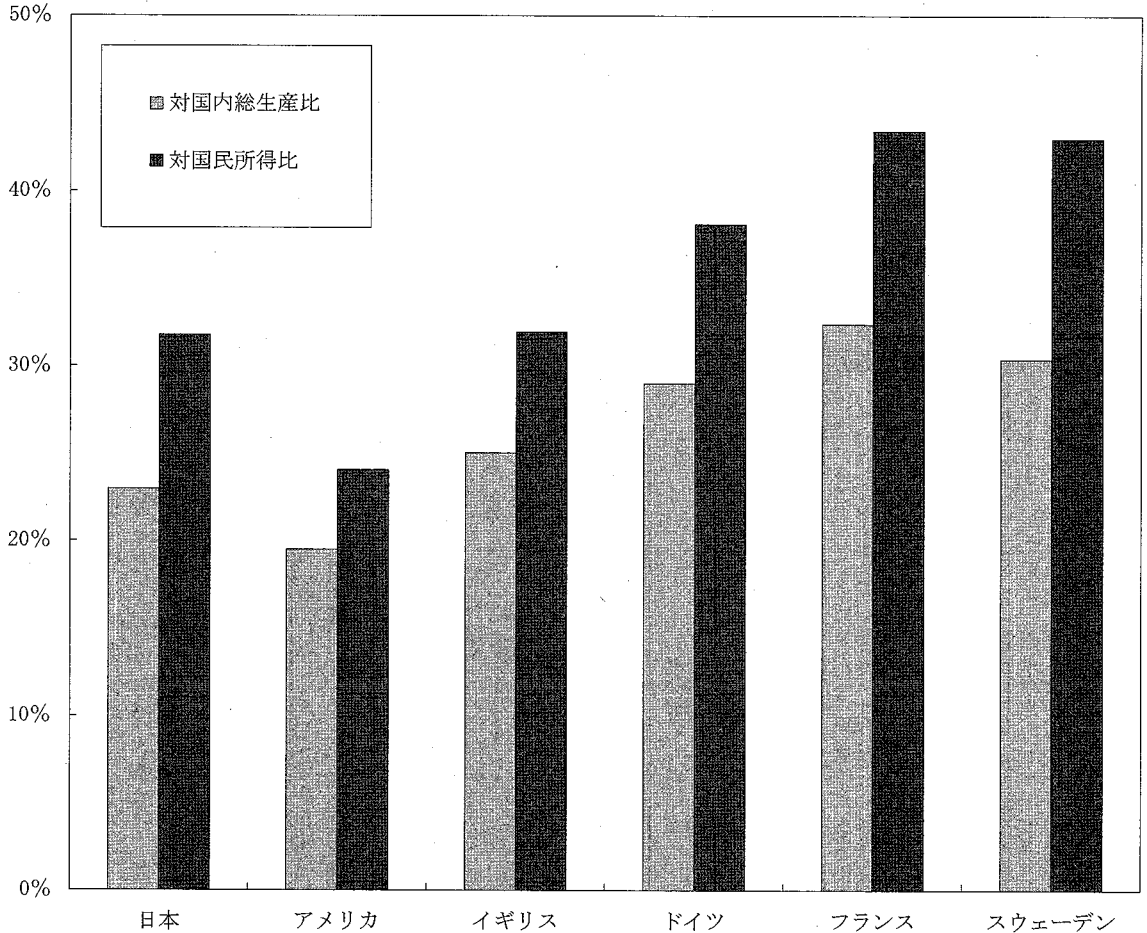


表6 社会支出の国際比較 (2009年度)

社会支出	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
社会支出						
対国内総生産比	22.97%	19.49%	25.03%	29.00%	32.35%	30.36%
対国民所得比	31.78%	24.06%	31.94%	38.11%	43.41%	42.98%

(資料) OECD Social Expenditure Database 2012 ed.による。

(<http://www.oecd.org/els/social/expenditure>)

国内総生産・国民所得については、日本は内閣府「平成24年版国民経済計算年報」、諸外国はOECD National Accounts 2012による(以下同じ)。

図3 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較 (2009年度)

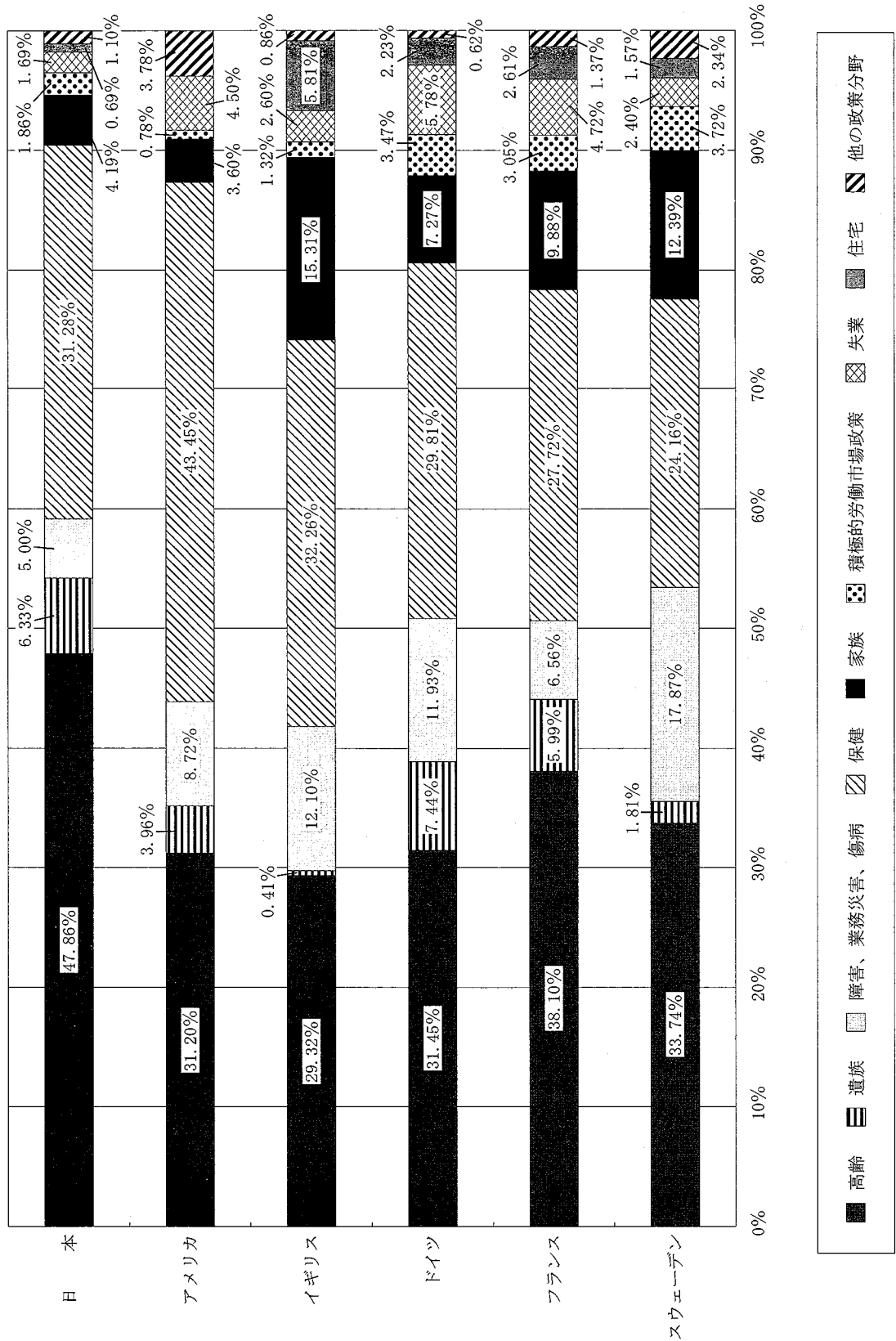


表7 政策分野別社会支出の対国内総生産比の国際比較（2009年度）

社会支出	高齢	遺族	障害、 業務災害、 傷病	保健	家族	積極的 労働 市場政策	失業	住宅	他の 政策 分野	合計
日 本	10.99%	1.45%	1.15%	7.19%	0.96%	0.43%	0.39%	0.16%	0.25%	22.97%
アメリカ	6.08%	0.77%	1.70%	8.47%	0.70%	0.15%	0.88%	—	0.74%	19.49%
イギリス	7.34%	0.10%	3.03%	8.08%	3.83%	0.33%	0.65%	1.45%	0.22%	25.03%
ドイツ	9.12%	2.16%	3.46%	8.65%	2.11%	1.01%	1.68%	0.65%	0.18%	29.00%
フランス	12.33%	1.94%	2.12%	8.97%	3.20%	0.99%	1.53%	0.85%	0.44%	32.35%
スウェーデン	10.24%	0.55%	5.42%	7.33%	3.76%	1.13%	0.73%	0.48%	0.71%	30.36%

3. 社会保障給付費とその財源

(1) 部門別社会保障給付費

2010年度の社会保障給付費を部門別にみると、「医療」が32兆3,312億円（31.2%）、「年金」が52兆4,184億円（50.7%）、「福祉その他」が18兆7,384億円（18.1%）である。

表8 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	2009年度	2010年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	998,607 (100.0)	1,034,879 (100.0)	36,272	3.6
医療	308,446 (30.9)	323,312 (31.2)	14,865	4.8
年金	517,246 (51.8)	524,184 (50.7)	6,938	1.3
福祉その他	172,914 (17.3)	187,384 (18.1)	14,469	8.4
介護対策(再掲)	71,162 (7.1)	75,051 (7.3)	3,890	5.5

(注)

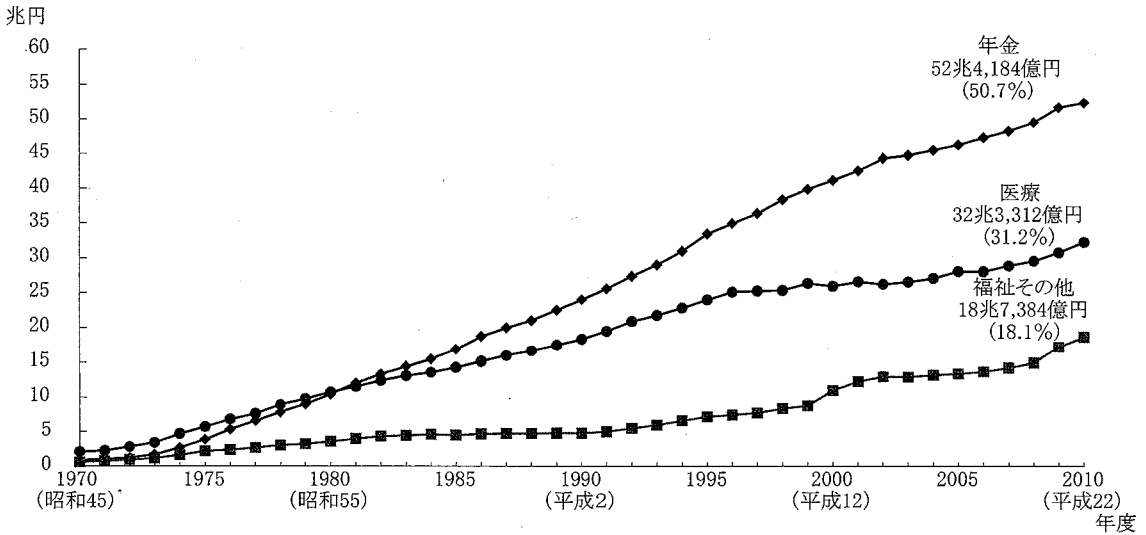
- ()内は構成割合である。
- 部門別の項目説明は、集計表2 2010年度社会保障給付費収支表の(注)、参考資料1. 主な用語の解説●部門別社会保障給付費を参照。

表9 部門別社会保障給付費の対国内総生産比（対国民所得比）

社会保障給付費	2009年度		2010年度		対前年度増加分 %ポイント
	%		%		
計	21.07 (29.15)		21.60 (29.63)		0.52 (0.48)
医療	6.51 (9.01)		6.75 (9.26)		0.24 (0.25)
年金	10.92 (15.10)		10.94 (15.01)		0.02 (△0.09)
福祉その他	3.65 (5.05)		3.91 (5.36)		0.26 (0.31)
介護対策(再掲)	1.50 (2.08)		1.58 (2.15)		0.08 (0.07)

(注) ()内は国民所得比である。

図4 部門別社会保障給付費の推移



(2) 機能別社会保障給付費

2010年度の社会保障給付費を機能別にみると「高齢」が全体の49.1%で最も大きく、ついで「保健医療」が29.9%であり、この2つの機能で79.0%を占めている。これ以外の機能では、「遺族」(6.6%)、「家族」(5.3%)、「障害」(3.2%)、「生活保護その他」(2.8%)、「失業」(1.8%)、「労働災害」(0.9%)、「住宅」(0.5%)の順となっている。

表10 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	2009年度	2010年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	998,607 (100.0)	1,034,879 (100.0)	36,272	3.6
高齢	498,022 (49.9)	508,099 (49.1)	10,077	2.0
遺族	67,356 (6.7)	67,866 (6.6)	510	0.8
障害	33,275 (3.3)	33,418 (3.2)	142	0.4
労働災害	9,358 (0.9)	9,191 (0.9)	△167	△1.8
保健医療	295,413 (29.6)	308,985 (29.9)	13,572	4.6
家族	38,394 (3.8)	54,695 (5.3)	16,301	42.5
失業	25,243 (2.5)	18,564 (1.8)	△6,680	△26.5
住宅	4,427 (0.4)	4,996 (0.5)	570	12.9
生活保護その他	27,119 (2.7)	29,066 (2.8)	1,947	7.2

(注)

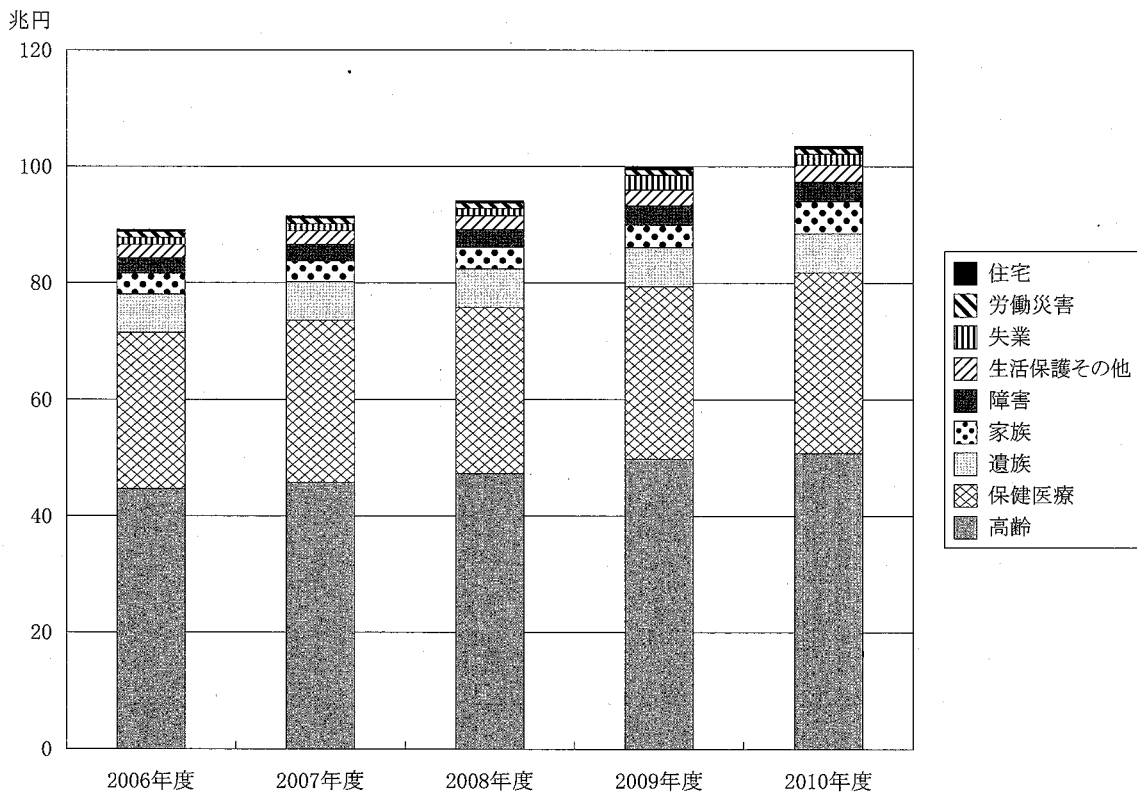
1. () 内は構成割合である。
2. 機能別の項目説明は、参考資料3. 機能別社会保障給付費の項目説明を参照。

表11 機能別社会保障給付費の対国内総生産比（対国民所得比）

社会保障給付費	2009年度		2010年度		対前年度増加分
	%		%		%ポイント
計	21.07	21.60	21.60	21.60	0.52
	(29.15)	(29.63)	(29.63)	(29.63)	(0.48)
高齢	10.51	10.60	10.60	10.60	0.09
	(14.54)	(14.55)	(14.55)	(14.55)	(0.01)
遺族	1.42	1.42	1.42	1.42	△0.01
	(1.97)	(1.94)	(1.94)	(1.94)	(△0.03)
障害	0.70	0.70	0.70	0.70	△0.00
	(0.97)	(0.96)	(0.96)	(0.96)	(△0.01)
労働災害	0.20	0.19	0.19	0.19	△0.01
	(0.27)	(0.26)	(0.26)	(0.26)	(△0.01)
保健医療	6.23	6.45	6.45	6.45	0.21
	(8.62)	(8.85)	(8.85)	(8.85)	(0.23)
家族	0.81	1.14	1.14	1.14	0.33
	(1.12)	(1.57)	(1.57)	(1.57)	(0.45)
失業	0.53	0.39	0.39	0.39	△0.15
	(0.74)	(0.53)	(0.53)	(0.53)	(△0.21)
住宅	0.09	0.10	0.10	0.10	0.01
	(0.13)	(0.14)	(0.14)	(0.14)	(0.01)
生活保護その他	0.57	0.61	0.61	0.61	0.03
	(0.79)	(0.83)	(0.83)	(0.83)	(0.04)

(注) ()内は対国民所得比である。

図5 機能別社会保障給付費の推移



(3) 社会保障財源

2010年度の社会保障財源の総額は112兆1,707億円であり、対前年度比は8.7%の減少となった。項目別割合をみると、社会保険料が51.6%、公費負担が35.7%、他の収入が12.7%となっている。

表12 項目別社会保障財源

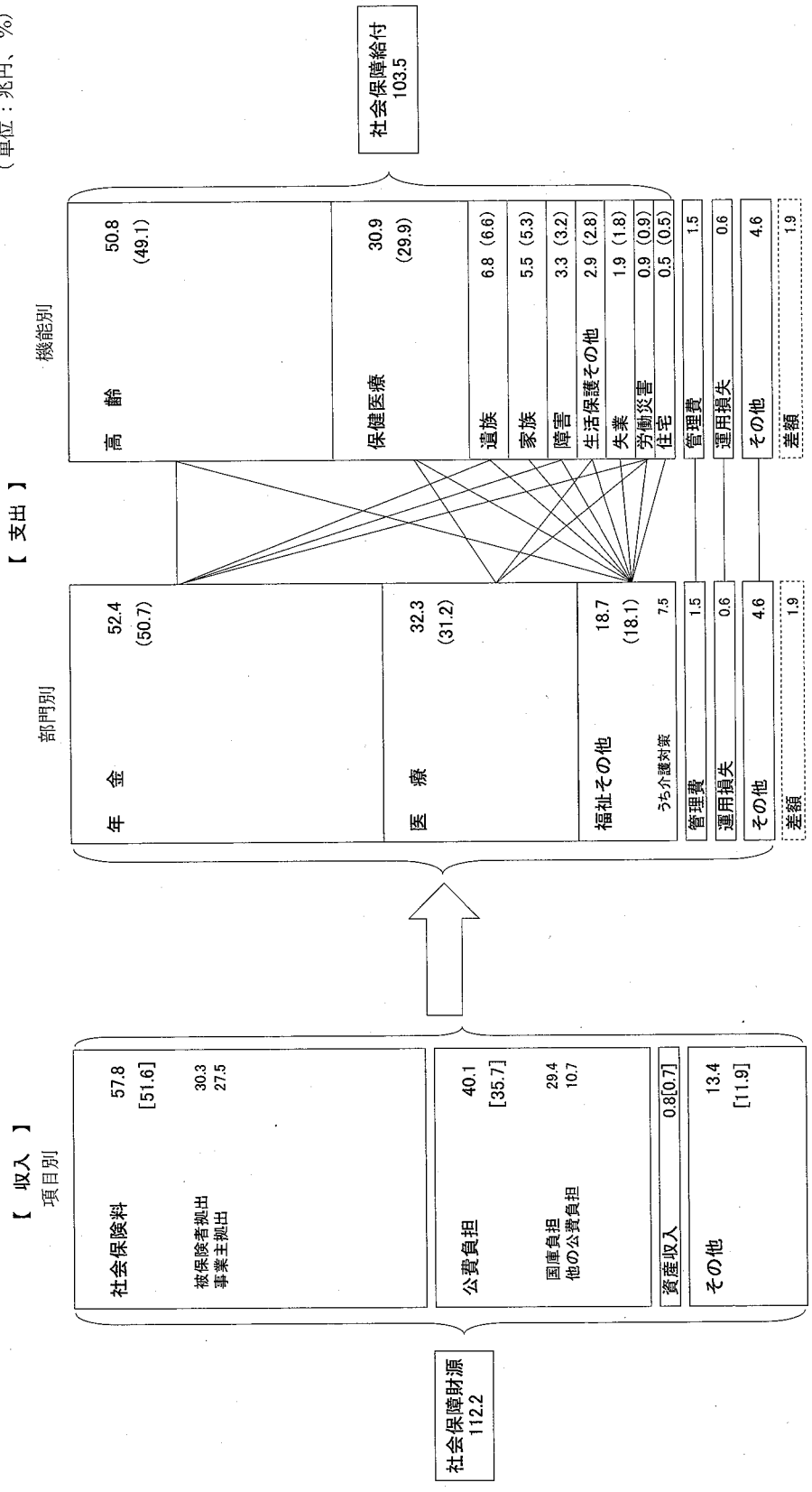
社会保障財源	2009年度	2010年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,228,421 (100.0)	1,121,707 (100.0)	△106,714	△8.7
<i>I</i> 社会保険料	554,126 (45.1)	578,468 (51.6)	24,342	4.4
被保険者拠出	292,978 (23.8)	303,108 (27.0)	10,130	3.5
事業主拠出	261,147 (21.3)	275,360 (24.5)	14,212	5.4
<i>II</i> 公費負担	391,850 (31.9)	400,830 (35.7)	8,980	2.3
国庫負担	293,190 (23.9)	294,007 (26.2)	816	0.3
他の公費負担	98,659 (8.0)	106,823 (9.5)	8,164	8.3
<i>III</i> 他の収入	282,446 (23.0)	142,409 (12.7)	△140,036	△49.6
資産収入	146,154 (11.9)	8,380 (0.7)	△137,774	△94.3
その他	136,292 (11.1)	134,029 (11.9)	△2,263	△1.7

(注)

1. () 内は構成割合である。
2. 公費負担とは「国庫負担」と「他の公費負担」の合計である。また、「他の公費負担」とは地方自治体の負担を示す。但し、地方自治体の負担とは国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は含まない。
3. 「資産収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。また、「その他」は積立金からの受入を含む。

図6 ILO基準における社会保障財源と社会保障給付のイメージ図(2010年度)

(単位：兆円、%)



(注)

- 2010年度の社会保障財源は112.2兆円(他制度からの移転を除く)であり、[]内は社会保障財源に対する割合。
- 2010年度の社会保障給付費は103.5兆円であり、()内は社会保障給付費に対する割合。
- 収入のその他には積立金からの繰入等を含む。支出のその他には施設整備費等を含む。
- 差額は社会保障財源(112.2兆円)と社会保障給付費、管理費、運用損失、その他の計(110.2兆円)の差であり、他制度からの移転、他制度への移転を含まない。差額は積立金への繰入や翌年度繰越金である。

Ⅱ 集計表

集計表1 2010年度社会支出集計表

(単位:百万円)

社会支出	
合計	110,454,100
高齢	52,201,349
現金	44,733,288
退職年金	43,777,121
早期退職年金	—
その他の現金給付	956,166
現物	7,468,062
介護、ホームヘルプサービス	7,374,754
その他の現物給付	93,307
遺族	6,934,317
現金	6,872,970
遺族年金	6,647,196
その他の現金給付	225,774
現物	61,348
埋葬費	61,267
その他の現物給付	80
障害、業務災害、傷病	5,289,845
現金	3,950,125
障害年金	1,924,225
年金(業務災害)	455,815
休業給付(業務災害)	105,325
休業給付(傷病手当)	341,313
その他の現金給付	1,123,447
現物	1,339,720
介護、ホームヘルプサービス	1,143,837
機能回復支援	2,626
その他の現物給付	193,257
保健	35,058,895
現物	35,058,895
家族	6,113,114
現金	3,986,078
家族手当	3,068,268
出産、育児休業	878,643
その他の現金給付	39,168
現物	2,127,036
デイケア、ホームヘルプサービス	2,031,971
その他の現物給付	95,064
積極的労働市場政策	1,331,551
公的雇用サービスと行政	255,728
訓練	354,674
ジョブローテーションとジョブシェアリング	—
雇用奨励金	496,704
障害者雇用支援とリハビリテーション	—
直接的な仕事創出	224,445
仕事を始める奨励金	—
失業	1,450,031
現金	1,450,031
失業給付、退職手当	1,450,031
労働市場事由による早期退職	—
住宅	808,300
現物	808,300
住宅扶助	512,935
その他の現物給付	295,365
他の政策分野	1,266,698
現金	1,189,497
所得補助	1,166,053
その他の現金給付	23,444
現物	77,202
社会的支援	39,065
その他の現物給付	38,136

(注) 集計表1はOECD社会支出の基準に従い算出したものである。

集計表2 2010年度社会保障給付費収支表①

	取			
	拠 出		社会保障 特別税	国庫負担
	被保険者	事業主		
社会保険				
1. 健康保険				
(A)協会管掌健康保険	3,728,314	3,614,211	—	1,167,989
(B)組合管掌健康保険	3,071,277	3,702,733	—	41,026
2. 国民健康保険	3,445,459	—	—	3,642,992
退職者医療制度（再掲）	240,068	—	—	—
3. 後期高齢者医療制度	890,655	—	—	3,816,629
4. 介護保険	1,402,508	—	—	1,725,174
5. 厚生年金保険	11,362,621	11,362,621	—	8,541,533
6. 厚生年金基金等	393,390	951,290	—	178
7. 国民年金	1,671,654	—	—	1,798,652
8. 農業者年金基金等	131,118	—	—	126,619
9. 船員保険	14,152	21,759	—	3,243
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	29,834	—	1,553
11. 日本私立学校振興・共済事業団	281,064	275,917	—	103,596
12. 雇用保険等	892,914	1,415,391	—	665,085
13. 労働者災害補償保険	—	784,769	—	371
家族手当				
14. 児童手当及び子ども手当	—	412,795	—	1,506,753
公務員				
15. 国家公務員共済組合	770,272	1,197,038	—	271,478
16. 存続組合等	—	263,108	—	520
17. 地方公務員等共済組合	2,255,428	3,410,372	—	5,206
18. 旧令共済組合等	—	98	—	6,341
19. 国家公務員災害補償	—	9,372	—	—
20. 地方公務員等災害補償	0	27,581	—	—
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	6,418	—	—
22. 国家公務員恩給	—	22,011	—	65
23. 地方公務員恩給	—	28,655	—	—
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	—	—	—	706,441
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	—	—	—	2,526,613
26. 社会福祉	—	—	—	1,970,326
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	—	—	—	772,279
総 計	30,310,825	27,535,974	—	29,400,662

(単位：百万円)

入						
他の公費負担	資産収入	その他	小計	他制度からの 移転	収入合計	
—	28	29,244	8,539,786	8,789	8,548,575	1.(A)
—	54,677	888,868	7,758,581	4,793	7,763,374	1.(B)
1,709,250	—	1,947,411	10,745,112	3,321,725	14,066,837	2.
—	—	—	240,068	602,662	842,730	
2,140,409	—	351,493	7,199,187	5,013,870	12,213,057	3.
2,341,556	930	163,568	5,633,737	2,207,152	7,840,889	4.
—	—	6,880,120	38,146,895	2,154,922	40,301,817	5.
—	114	11,010	1,355,981	106,069	1,462,049	6.
—	—	1,978,678	5,448,985	18,101,829	23,550,814	7.
—	61	104,564	362,361	—	362,361	8.
—	15	8,788	47,957	—	47,957	9.
—	4,772	479,366	515,526	—	515,526	10.
6,877	43,082	1,454	711,989	10,340	722,329	11.
—	45,996	210,164	3,229,550	—	3,229,550	12.
—	131,387	222,097	1,138,623	—	1,138,623	13.
658,713	—	53,536	2,631,797	—	2,631,797	14.
—	144,781	52,163	2,435,732	161,202	2,596,934	15.
—	2,588	2,982	269,197	—	269,197	16.
666,240	408,069	16,342	6,761,657	260,870	7,022,527	17.
—	17	108	6,565	—	6,565	18.
—	—	—	9,372	—	9,372	19.
—	1,517	925	30,022	—	30,022	20.
—	—	—	6,418	—	6,418	21.
—	—	—	22,076	—	22,076	22.
—	—	—	28,655	—	28,655	23.
235,134	—	—	941,575	—	941,575	24.
841,505	—	—	3,368,117	—	3,368,117	25.
2,082,641	—	—	4,052,967	—	4,052,967	26.
—	—	—	772,279	—	772,279	27.
10,682,325	838,034	13,402,879	112,170,699	31,351,561	143,522,260	

集計表2 2010年度社会保障給付費収支表②

	支 給			
	疾病・出産		業 務	
	医 療	現 金	医 療	医療以外の 現物
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 協会管掌健康保険	4,250,521	387,623	—	—
(B) 組合管掌健康保険	3,229,252	348,129	—	—
2. 国民健康保険	9,245,252	105,078	—	—
退職者医療制度（再掲）	595,109	—	—	—
3. 後期高齢者医療制度	11,665,597	—	—	—
4. 介護保険	—	—	—	—
5. 厚生年金保険	—	—	—	—
6. 厚生年金基金等	—	—	—	—
7. 国民年金	—	—	—	—
8. 農業者年金基金等	—	—	—	—
9. 船員保険	17,399	2,379	2,344	—
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
11. 日本私立学校振興・共済事業団	105,833	10,789	—	—
12. 雇用保険等	—	230,032	—	—
13. 労働者災害補償保険	—	—	219,405	3,081
家族手当				
14. 児童手当及び子ども手当	—	—	—	—
公務員				
15. 国家公務員共済組合	225,378	25,066	—	—
16. 存続組合等	—	—	—	—
17. 地方公務員等共済組合	689,123	127,691	—	—
18. 旧令共済組合等	33	1,270	—	—
19. 国家公務員災害補償	—	—	1,617	12
20. 地方公務員等災害補償	—	—	6,919	34
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	134	—
22. 国家公務員恩給	—	—	—	—
23. 地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	708,369	103,267	—	—
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	1,570,135	526	—	—
26. 社会福祉	393,479	—	—	—
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	378	—	—	—
総 計	32,100,749	1,341,850	230,419	3,127

第3節 社会保障費用統計

(単位：百万円)

出 付		年 金	失業・ 雇用対策	家族手当	
災 害					
現 金					
年 金	年金以外の現金				
—	—	—	—	—	1.(A)
—	—	—	—	—	1.(B)
—	—	—	—	—	2.
—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	3.
—	—	—	—	—	4.
—	—	23,904,294	—	—	5.
—	—	2,033,702	—	—	6.
—	—	18,314,558	—	—	7.
—	—	224,958	—	—	8.
4,507	1,025	—	—	—	9.
—	—	84,682	—	—	10.
—	—	267,083	—	—	11.
—	—	—	1,856,350	—	12.
461,094	174,205	—	—	—	13.
—	—	—	—	2,464,093	14.
3,772	—	1,677,858	—	—	15.
3,410	—	60,037	—	—	16.
6,454	—	4,607,530	—	—	17.
—	—	2,177	—	—	18.
6,188	1,555	—	—	—	19.
16,446	3,260	—	—	—	20.
6,017	223	—	—	—	21.
—	—	22,011	—	—	22.
—	—	28,655	—	—	23.
—	—	1,875	—	—	24.
—	—	—	—	—	25.
—	—	—	—	577,791	26.
—	—	681,077	—	—	27.
507,887	180,268	51,910,498	1,856,350	3,041,884	

集計表2 2010年度社会保障給付費収支表③

	支 給			
	介護対策		そ の 他	
	現 物	現 金	医療以外の 現物	現 金
社会保険				
1. 健康保険				
(A)協会管掌健康保険	—	—	—	2,208
(B)組合管掌健康保険	—	—	—	2,149
2. 国民健康保険	—	—	—	9,495
退職者医療制度(再掲)	—	—	—	—
3. 後期高齢者医療制度	—	—	—	34,446
4. 介護保険	7,179,359	254,940	—	—
5. 厚生年金保険	—	—	—	—
6. 厚生年金基金等	—	—	—	—
7. 国民年金	—	—	—	—
8. 農業者年金基金等	—	—	—	—
9. 船員保険	—	—	—	181
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
11. 日本私立学校振興・共済事業団	—	—	—	1,321
12. 雇用保険等	—	1,771	—	—
13. 労働者災害補償保険	—	—	—	—
家族手当				
14. 児童手当及び子ども手当	—	—	134,648	—
公務員				
15. 国家公務員共済組合	—	46	—	2,522
16. 存続組合等	—	—	—	—
17. 地方公務員等共済組合	—	716	—	3,619
18. 旧令共済組合等	—	—	—	—
19. 国家公務員災害補償	—	—	—	—
20. 地方公務員等災害補償	—	—	—	—
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	—	—
22. 国家公務員恩給	—	—	—	—
23. 地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	2,383	—	14,800	0
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	65,903	—	—	1,693,066
26. 社会福祉	—	—	2,775,626	49,321
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	—	—	254	86,098
総 計	7,247,645	257,474	2,925,328	1,884,426

(単位：百万円)

付		出				
		管理費	運用損失	その他	小計	
計						
4,640,352	52,746	—	41,593	4,734,692	1.(A)	
3,579,530	116,434	—	482,238	4,178,203	1.(B)	
9,359,825	234,357	—	1,876,184	11,470,366	2.	
595,109	—	—	—	595,109		
11,700,043	39,634	—	298,982	12,038,659	3.	
7,434,299	220,287	—	116,958	7,771,545	4.	
23,904,294	217,306	306,884	16,224	24,444,708	5.	
2,033,702	116,996	244,932	13,658	2,409,287	6.	
18,314,558	198,326	10,057	41,034	18,563,975	7.	
224,958	8,201	47,125	82,840	363,124	8.	
27,834	3,180	—	345	31,359	9.	
84,682	2,030	—	428,814	515,526	10.	
385,026	3,910	—	1,205	390,141	11.	
2,088,154	93,569	—	757,482	2,939,204	12.	
857,784	43,412	—	124,100	1,025,296	13.	
2,598,741	11,347	—	10,579	2,620,667	14.	
1,934,643	5,958	—	1,974	1,942,574	15.	
63,447	1,151	15,221	1	79,820	16.	
5,435,133	35,517	—	1,553	5,472,203	17.	
3,480	226	—	2,858	6,565	18.	
9,372	—	—	—	9,372	19.	
26,658	1,816	—	990	29,465	20.	
6,374	—	—	44	6,418	21.	
22,011	65	—	—	22,076	22.	
28,655	—	—	—	28,655	23.	
830,694	11,199	—	99,682	941,575	24.	
3,329,629	38,488	—	—	3,368,117	25.	
3,796,216	16,545	—	240,206	4,052,967	26.	
767,808	4,471	—	—	772,279	27.	
103,487,903	1,477,173	624,218	4,639,545	110,228,839		

集計表2 2010年度社会保障給付費収支表④

(単位：百万円)

	支 出		収支差	
	他制度への 移転	支出合計		
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 協会管掌健康保険	3,523,261	8,257,952	290,622	1.(A)
(B) 組合管掌健康保険	3,189,350	7,367,553	395,821	1.(B)
2. 国民健康保険	2,365,778	13,836,144	230,692	2.
退職者医療制度(再掲)	—	595,109	247,621	
3. 後期高齢者医療制度	—	12,038,659	174,398	3.
4. 介護保険	—	7,771,545	69,344	4.
5. 厚生年金保険	16,092,972	40,537,679	△235,862	5.
6. 厚生年金基金等	4,586	2,413,873	△951,824	6.
7. 国民年金	2,262,876	20,826,851	2,723,963	7.
8. 農業者年金基金等	—	363,124	△763	8.
9. 船員保険	14,491	45,850	2,107	9.
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	515,526	0	10.
11. 日本私立学校振興・共済事業団	310,386	700,527	21,803	11.
12. 雇用保険等	—	2,939,204	290,346	12.
13. 労働者災害補償保険	18,789	1,044,086	94,537	13.
家族手当				
14. 児童手当及び子ども手当	13,537	2,634,204	△2,407	14.
公務員				
15. 国家公務員共済組合	824,900	2,767,474	△170,540	15.
16. 存続組合等	233,410	313,231	△44,034	16.
17. 地方公務員等共済組合	2,141,922	7,614,126	△591,598	17.
18. 旧令共済組合等	—	6,565	0	18.
19. 国家公務員災害補償	—	9,372	0	19.
20. 地方公務員等災害補償	—	29,465	557	20.
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	6,418	0	21.
22. 国家公務員恩給	—	22,076	0	22.
23. 地方公務員恩給	—	28,655	0	23.
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	—	941,575	0	24.
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	—	3,368,117	0	25.
26. 社会福祉	—	4,052,967	0	26.
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	—	772,279	0	27.
総 計	30,996,258	141,225,097	2,297,163	

(注)

1. 集計表2については、各制度の年報等による2010年度決算の数値を、ILO事務局『第18次社会保障費用調査』の分類に従って単純集計したものである。
2. 国民年金は、福祉年金及び基礎年金を含む。
3. 厚生年金保険及び国民年金の「資産収入」は、『厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書（平成22年度）』中、年金積立金の運用実績（承継資産の損益を含む場合）を参照して計上している。
4. 厚生年金基金等は、石炭鉱業年金基金を含む。年金額には代行部分を含む。
5. 農業者年金基金等は、国民年金基金を含む。
6. 農林漁業団体職員共済組合は、2002年4月1日に厚生年金に統合されたが、職域加算部分（3階部分）の給付については、農林漁業団体職員共済組合から支給されている。
7. 公衆衛生は、結核医療等の公費負担医療を含む。
8. 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
9. 1997年4月より旧公共企業体職員共済組合は、短期給付については組合管掌健康保険に継承され、長期給付については厚生年金に統合されたが、一部年金給付については、存続組合等に引き継がれている。
10. 「失業・雇用対策」には高年齢雇用継続給付等を含む。
11. 国民健康保険は、東日本大震災の影響により、報告が困難であった岩手県陸前高田市、大槌町は含まれていない。
12. 介護保険は、東日本大震災の影響により、報告が困難であった福島県広野町、楡葉町、富岡町、川内村、双葉町、新地町は含まれていない。
13. 介護保険の第1号被保険者拠出は介護保険の拠出に含むが、第2号被保険者拠出は健康保険等の拠出に計上され、それが介護保険に移転する形で記録される（健康保険等の「他制度への移転」および介護保険の「他制度からの移転」）。
14. 後期高齢者医療の財源のうち、後期高齢者支援金は健康保険等の「他制度への移転」として記録され、その受入は後期高齢者医療の「他制度からの移転」に計上される。
15. 国民年金の第2号被保険者拠出は被用者年金保険料と併せて徴収されるが、うち基礎年金部分については、被用者保険から国民年金に移転する形で記録される（被用者保険の「他制度への移転」および国民年金の「他制度からの移転」）。
16. 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。0は百万円単位で四捨五入するとゼロであることを示す。

備考 社会保障給付費収支表の項目説明

1. 収入項目

本公表資料における「社会保障財源」とは収入のうち「他制度からの移転」を除く「小計」を指す。

- (1) 資産収入：利子、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等。
- (2) その他：積立金より受入、前年度剰余金受入、国民健康保険共同事業支出金等。
- (3) 他制度からの移転：前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費交付金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金交付金、介護給付費交付金等。

2. 支出項目

本公表資料における「社会保障給付費」とは支出のうち「管理費」「運用損失」「その他」「他制度への移転」を除く「給付一計」を指す。

- (1) 管理費：業務取扱費、総務費、事務所費、日本年金機構運営費等。
- (2) 運用損失：決算時点で生じた積立金等の評価損等。
- (3) その他：施設整備費、国民健康保険共同事業拠出金、農林漁業団体職員共済組合責任準備金繰入等。
- (4) 他制度への移転：前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費拠出金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金拠出金、介護納付金等。

3. 収支差

「収入－収入合計」と「支出－支出合計」の差額が「収支差」である。

4. 部門別分類との対応関係

部門別分類は集計表2を基に再集計したものである。部門別「医療」は本表の「疾病・出産－医療」と「業務災害－医療」の計、「年金」は本表の「業務災害－年金」と「年金」の計、「福祉その他」は本表の「給付」のうち上記以外の項目の計である。

参考資料

1. 主な用語の解説

(1) OECD 基準に基づく「社会支出」関係

●社会支出

OECD の基準によれば、社会支出の範囲は、人々の厚生水準が極端に低下した場合にそれを補うために個人や世帯に対して財政支援や給付をする公的あるいは私的供給とされている。ただし、制度による支出のみとし、人々の直接の財やサービスの購入、個人単位の契約や世帯間の助け合いなどの移転は含まない。当該制度が「社会的」と判断することが含まれる条件だが、その給付にひとつまたは複数の社会的目的（政策9分野）があり、制度が個人間の所得再分配に寄与しているか、または公的な強制力をもってその制度が存在しているかによって判断される。これらの基準を踏まえて、我が国の社会支出集計では、以下に説明する公的社会支出と義務的私的社会支出を集計しており、施設整備費など直接個人には移転されない費用を含めたデータを提供している。

公的、私的社會支出は、誰が資金面の流れを総合的にコントロールしているか、すなわち公的機関か私的な実施主体か、という点を基礎として区別される。OECD では公的社会支出・義務的私的社會支出の2つに費用を分けている。社会保障費用統計においては、2つの費用を範囲として集計している。

●公的社会支出

公的社会支出は一般政府（中央、地方政府、社会保障基金）によって資金の流れがコントロールされる社会支出であり、社会保険や社会扶助給付として支給される。

●義務的私的社會支出

義務的私的社會支出は、私的部門により運営されるが法令により定められた社会的支援であり、例えば公的機関の規定に基づく雇用主による休業被用者への直接疾病手当、私的保険基金への強制拠出による給付などがある。

●政策分野別社会支出（個々の項目説明については2. 政策分野別社会支出の項目説明を参照）

9つの政策分野は、①「高齢」：年金、早期退職年金、高齢者向けホームヘルプや在宅サービス ②「遺族」：年金、埋葬料 ③「障害・業務災害・傷病」：ケアサービス、障害給付、業務災害給付、傷病手当 ④「保健」：外来、入院ケア支出、医療用品、予防 ⑤「家族」：子ども手当、保育、育児休業給付、ひとり親給付 ⑥「積極的労働市場政策」：職業紹介サービス、訓練、採用奨励、障害者の統合、直接的な仕事の創出、仕事を始める奨励 ⑦「失業」：失業給付、労働市場事由による早期退職 ⑧「住宅」：住宅手当、家賃補助 ⑨「他の政策分野」：低所得世帯向けの他分野に分類できない給付、食事支援等
直接個人に給付されない、施設整備費などを含むが、給付に係る費用としての管理費は含まない。

(2) ILO 基準に基づく「社会保障給付費」関係

●社会保障給付費

ILO の第 18 次および第 19 次の社会保障費用調査では、次の3つの基準を満たすものを、社会保障制度として定義している。

- ① 制度の目的が、(1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅 (9) 生活保護その他、のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。
- ② 制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
- ③ 制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

我が国では、このILOの基準を踏まえた社会保障給付費の集計を1950年度分から行っており、個人に帰着する給付の部分把握できるデータとして、政策立案に資する基礎資料としての活用をはじめ、幅広く利用されてきた。

●部門別社会保障給付費（表8参照）

部門別としては、「医療」「年金」「福祉その他」に分けている。これは、日本独自の分け方だが、ILO第18次調査の社会保障給付費収支表を基礎としている。

「医療」には、医療保険、後期高齢者医療の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療等が含まれる。

「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。

「福祉その他」には、社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付が含まれる。また、再掲した介護対策には、介護保険給付と生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金及び介護休業給付が含まれる。

●機能別社会保障給付費（表10参照）（個々の項目説明については3. 機能別社会保障給付費の項目説明を参照）

欠乏や貧困を緩和する目的で、人々に提供される給付を9つのリスクとニーズとして分類したものが、機能別分類である。(1) 高齢：退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象 (2) 遺族：保護対象者の死亡により生じる給付が対象 (3) 障害：部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象 (4) 労働災害：保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象 (5) 保健医療：病気、傷害、出産による保護対象者の健康状態の維持、回復、改善の目的で提供される給付が対象（傷病で退職中の所得保障を含む） (6) 家族：子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象 (7) 失業：失業した保護対象者に提供される給付が対象 (8) 住宅：住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を伴うもの） (9) 生活保護その他：定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金および現物給付が対象

●社会保障財源（集計表2参照）

財源は給付の他に運用損失・その他支出（施設整備費等）を含む全体の財源であり、大分類では社会保険料・公費負担・他の収入の3つに分かれる。①社会保険料は拠出であり、事業主と被保険者に分かれる。②公費負担は国（国庫負担）と地方（他の公費負担）に分かれる。③他の収入は、資産収入とその他に分かれる。資産収入には利子、利息、配当金、その他には積立金より受入等が含まれる。

（注）公務員制度で事業主が国である場合は、国が事業主として拠出した金額はたとえ国庫支出金であっても、事業主拠出に計上する（地方公務員制度についても同様）。

●制度間移転（集計表2参照）

他制度からの移転には次のような費用を含む：前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費交付金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金交付金、介護給付費交付金等

他制度への移転には次のような費用を含む：前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費拠出金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金拠出金、介護納付金等

2. 政策分野別社会支出の項目説明

社会保障給付費	OECD定義（注1）	日本の例（注2）
高齢	退職によって労働市場から引退した人および決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金および一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働政策」に計上。高齢者および障害者を対象にした在宅および施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上	厚生年金：老齢年金、脱退手当金等 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金、外国人脱退一時金等 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 介護保険：介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費 社会福祉：高齢者日常生活支援等推進費 生活保護：介護扶助 各種共済組合：退職共済年金等 各種恩給 中小企業退職者共済等：退職給付金* 社会福祉施設職員退職共済制度：退職手当金*
遺族	被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金、死亡一時金等 各種共済組合：遺族年金、死亡一時金等、埋葬料等 戦争犠牲者：遺族等年金等 国保：葬祭諸費 生活保護：葬祭扶助 医薬品副作用被害救済制度：遺族年金*、遺族一時金*、葬祭料* 生物由来製品感染被害救済制度：遺族年金*、遺族一時金*、葬祭料* 公害健康被害補償制度：遺族補償費*、遺族補償一時金*、葬祭料* 石綿健康被害救済制度：特別遺族弔慰金*、葬祭料等* 自動車損害賠償責任保険、政府自動車損害賠償保障事業：死亡にかかる給付* 日本スポーツ振興センター災害共済給付：死亡見舞金等* 犯罪被害給付制度：遺族給付金* (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「業務災害」に含む
障害、業務災害、傷病	業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などを計上	厚生年金：障害年金、一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金、障害一時金、傷病手当金、休業手当金 社会福祉：特別障害者手当等給付費負担金、身体障害者保護費、社会福祉諸費、在宅福祉事業費、障害者自立支援給付等 国家公務員災害補償：休業補償、介護補償、補装具費等 地方公務員等災害補償：休業補償、介護補償、補装具費等 旧公共企業体職員業務災害：休業補償 労働者災害補償保険：休業補償、障害一時金、施設整備費等 協会健保、組合健保：傷病手当金等 公衆衛生：原爆被爆者等援護対策費等 医薬品副作用被害救済制度：障害年金等* 生物由来製品感染被害救済制度：障害年金等* 自動車損害賠償責任保険、政府自動車損害賠償保障事業：傷害、後遺障害にかかる給付等* 自動車事故後遺障害者支援：介護料等*、療養業務委託費*、施設整備費* 公害健康被害補償制度：障害補償費*、療養手当* 石綿健康被害救済制度：療養手当* 日本スポーツ振興センター災害共済給付：障害見舞金等* 犯罪被害給付制度：重傷病給付金等*

第1部 社会保障の動向

社会保障給付費	OECD定義（注1）	日本の例（注2）
保健	医療の現物給付を計上。治療にかかる費用であって、傷病手当金は含まない	公費負担医療給付分、医療保険等給付分、後期高齢者医療給付分および軽減特例措置（国民医療費による） 各医療保険制度：特定健康診査・特定保健事業費、保健事業費、管理費* 公衆衛生：感染症対策費、医療提供体制確保対策費、医療従事者等確保対策費、独立行政法人国立病院機構運営費等* 社会福祉：社会福祉諸費、母子保健衛生対策費 感染症予防、母子保健、学校保健*、救急業務費*（地方交付税制度解説より推計） 公立病院への補助金*、国民健康保険診療施設への補助金* （注）介護保険医療系サービスは「高齢」、補装具費は「障害、業務災害、傷病」に含める
家族	家族を支援するために支出される現金給付および現物給付（サービス）を計上	子ども手当（児童手当）：給付、児童育成事業費等 社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付諸費、児童保護費、保育所運営費 協会健保、組合健保、国保：出産育児諸費、出産育児一時金等 各種共済組合：出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付 雇用保険：育児休業給付、介護休業給付 生活保護：出産扶助、教育扶助 就学援助制度* 就学前教育費*（OECD Education Databaseより就学前教育費のうち公費）
積極的労働市場政策	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む	雇用保険等：職業紹介事業等実施費*、教育訓練給付、職業能力開発強化費、高齢者雇用安定・促進費、障害者等職業能力開発支援費、若年者等職業能力開発支援費等
失業	失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働市場政策」に含まれる	雇用保険等：失業等給付費 （注）ただし育児休業給付と介護休業給付は「家族」、教育訓練給付は「積極的労働市場政策」を含む
住宅	公的住宅や対個人の住宅費用を減らすために給付を計上	生活保護：住宅扶助 住宅対策事業費*、社会資本総合整備事業費等*
他の政策分野（注3）	上記に含まれないが社会的給付が行われている場合を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付	各種共済組合：災害給付等 生活保護：生活扶助、生業扶助 社会福祉：災害救助関係給付、婦人保護費 戦争犠牲者：引揚者援護費

（注）

1. OECD定義とはOECD 社会支出の基準である。
2. 日本の例は2010年時点の制度である。
3. OECDの英語表記で最後の政策分野は「他の社会政策分野」となっているが、邦訳では「他の政策分野」とした。
4. 「*」印は、社会支出に含むが、社会保障給付費には含まない支出である。

3. 機能別社会保障給付費の項目説明

社会保障給付費	ILO定義	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象	厚生年金：老齢年金 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 各種共済組合：退職共済年金 各種恩給 介護保険の給付および社会福祉の老人福祉サービス等 (注) 高齢者の医療費は「保健医療」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金および一時金 各種共済組合：遺族年金および一時金 戦争犠牲者：遺族等年金等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」に含む
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	厚生年金：障害年金および一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金および一時金 公衆衛生：原爆被爆者等援護対策費 社会福祉：特別障害者手当、障害者自立支援給付等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	労働者災害補償保険、公務員の災害補償保険
保健医療	病気、傷害による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象 (傷病で休職中の所得保障を含む)	健康保険制度（組合管掌健康保険、協会管掌健康保険、国民健康保険）の療養給付、傷病手当金、特定健診・保健指導事業費等 各種共済組合：短期（医療）給付、休業給付 公衆衛生：感染症対策費、特定疾患等対策費、原爆被爆者等援護対策費等 社会福祉：障害保健福祉費、母子保健衛生対策費等 (注) 労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象	健康保険制度、各種共済組合：出産育児一時金、出産給付 雇用保険等：育児休業給付、介護休業給付 子ども手当（児童手当） 公衆衛生：家族介護手当、介護加算 社会福祉：児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童福祉サービス (児童保護費、児童健全育成事業等)
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	雇用保険等：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定事業 (注) 雇用継続給付の育児休業給付および介護休業給付は「家族」に含む (注) 雇用安定事業は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む
住宅	住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を行うもの）	生活保護：住宅扶助費
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金および現物給付が対象	生活保護：諸扶助費 各種共済組合：災害見舞金等 (注) ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」に含む

(注) ILO定義とは「第19次社会保障費用調査」の基準である。

第 II 部

社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 はじめに

社会保障の定義がはじめて公にされたのは、1950（昭和25）年の社会保障制度審議会の勧告に始まる。勧告では、以下のように社会保障制度を定義している。

「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾（はいしつ）、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」

社会保障全般に関する提言は、1990年代に入ってからようやく出現し始めた。社会保障制度審議会は、1993（平成5）年の「社会保障将来像委員会第一次報告」、1994（平成6）年の「社会保障将来像委員会第二次報告」で、社会保障の理念の見直しに取り組んだ。同審議会は、1995（平成7）年、「社会保障体制の再構築」で安心して暮らせる21世紀の社会保障像を勧告した。答申のみではなく建議、意見の権限のあった社会保障制度審議会は、2000（平成12）年、中央省庁再編にともない解散することに先立ち、最後の意見「新しい世紀に向けた社会保障」をまとめた。それは社会保障構造の在り方について考える有識者会議の同年の「21世紀に向けての社会保障」と同一基調であった（注）。

社会保障制度審議会は「社会保障体制の再構築（勧告）～安心して暮らせる21世紀の社会をめざして～」において、「社会保障の理念と原則では、社会保障制度の新しい理念とは、広く国民に健やかで安心できる生活を保障することである」と述べている。

社会保障制度審議会の最後の意見、「新しい世紀に向けた社会保障（意見）」（平成12年9月）では、「生活保障システムの確立」を謳い意見をだしている。また、この意見書で「社会保障国民会議」の設置が提言され、現在の組織につながったものと考えられる。

（注）横山和彦 解題：2 社会保障 所内研究報告書 No.13

所内研究報告書 No.13「日本社会保障資料IV（1980-2000）」 国立社会保障・人口問題研究所刊行。

参照（URL <http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/title.html>）

2 社会保険、児童手当及び後期高齢者医療制度の内容一覧

① 医療保険制度

制度の種類	職 域			
	健康保険			船員保険
根拠法 (施行)	健康保険法 (大11.4.22法70) [昭2.1.1]			船員保険法 (昭14.4.6法73) [昭15.6.1]
対象	一般被用者		法第3条第2項の規定による労働者	船員
保険者 (平成23年3月末現在)	全国健康保険協会	各種健康保険組合 (1,458)	全国健康保険協会	全国健康保険協会
加入者数 (平成23年3月末現在)	19,580千人 (家族数15,265千人)	15,574千人 (14,035千人)	12千人 (6千人)	60千人 (76千人)
財源	(平均保険料率) 4.75% } 9.50% 4.75% } (平成23年3月～)		3.582% } 7.939% 4.358% } (平成23年3月末現在の平均)	1級日額～11級日額 140 ～ 1,175円 220 ～ 1,895円 360 ～ 3,070円
	(掛金保険料 本人使用)計			疾病保険料率 4.55% } 9.45% 4.90% } (平成24年3月～)
国庫負担・補助	事務費の全額 給付費の16.4% (後期高齢者支援金分16.4%)	給付費の補助(定額)	事務費の全額 給付費の16.4% (後期高齢者支援金分16.4%)	給付費の補助(定額)
診療等 (一部負担)	義務教育就学後から70歳未満：3割。ただし義務教育就学前：2割、70歳以上75歳未満：2割※(現役並み所得者※70歳以上75歳未満の者については、平成25年3月まで1割に据置き)			
入院時食事療養費	標準負担額 ・一般 1食260円 ・低所得者のうち特に所得の低い者(70～74歳) 1食100円 ・低所得者 1食210円 ただし、91日目を以降は1食160円			
入院時生活療養費	生活療養標準負担額 ・一般(I) 1食460円+1日320円 ・一般(II) 1食420円+1日320円 ※療養病床に入院する65歳以上の者が対象 ※難病等の入院医療の必要性の高い患者は食費のみの負担(食事療養標準負担額と同額)			
高額療養費	自己負担限度額 ・70歳未満の者 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (低所得者は35,400円、上位所得者 ・70歳以上75歳未満の者 62,100円、外来(個人ごと)24,600円 (低所得者は24,600円、外 外来(個人ごと)44,400円)を超える場合その超える額を支給する ※①世帯合算(70歳未満の者については、同一月に21,000円以上の負担が複数生じた場合はこれを合算して世帯単 ②多数該当世帯の負担軽減(12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額は70歳未満の者は ③長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等については、自己負担限度額は			
高額医療・高額介護 合算制度	毎年8月から翌年7月までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額となる場合に、負担			
出産育児一時金	420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、それ以外の場合は390,000円			
家族出産 育児一時金	420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、それ以外の場合は390,000円			
埋葬料	50,000円		50,000円	50,000円 付加給付あり
家族埋葬料	50,000円			50,000円 付加給付あり
休業給付	傷病手当金	1日につき標準報酬日額×2/3相当額 1年6ヵ月まで	1日につき最大月間標準賃 金日額総額×1/45相当額 6ヵ月(結核性1.5年)まで	1日につき標準報酬日額× 2/3相当額 3年まで
	出産手当金	1日につき標準報酬日額×2/3相当額 出産日(出産が予定日後であるときは、予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は、98日) から出産日後56日まで	1日につき最大月間標準賃 金日額総額×1/45相当額	1日につき標準報酬日額× 2/3相当額
	休業手当金	—		
災害給付	弔慰金	—		
	家族弔慰金	—		
	災害見舞金	—		

(注) 1 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、付加給付あり。
 2 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。
 3 各国民健康保険組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家
 4 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円(月収28万円以上)以上の者。(ただし、収入が高齢者複数世帯で520万円未満もしくは高
 5 加入者数は四捨五入により、合計と内訳の和が一致しない場合がある。
 6 船員保険の保険料率は、被保険者保険料負担軽減措置(0.35%)による控除後の率である。
 資料：厚生労働省「平成24年版厚生労働白書」、法研「平成24年版社会保障便利事典」

平成24(2012)年6月現在

保 険			地 域 保 険		
国家公務員共済組合	地方公務員共済組合	私立学校教職員共済	国 民 健 康 保 険		
国家公務員共済組合法 (昭33.5.1法128) 〔昭33.7.1〕	地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152) 〔昭37.12.1〕	私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245) 〔昭29.1.1〕	国民健康保険法 (昭33.12.27法192) 〔昭34.1.1〕		
国家公務員	地方公務員	私立学校教職員	一般国民(農業者・自営業者等)	被用者保険の退職者	
各省庁等共済組合(20)	各地方公務員等共済組合 (64)	日本私立学校振興・ 共済事業団	各市町村 (1,723)	各国民健康保険組合 (165)	各市町村 (1,723)
1,074千人 (1,234千人)	2,942千人 (3,083千人)	507千人 (348千人)	35,493千人	3,277千人	退職者 2,049千人
3.14%~5.16% 6.27%~ 3.14%~5.16% 10.32% ※介護分を含む (平成24年9月1日現在)	6.08% 12.15% 6.08% ※介護分を含む (平成24年9月1日現在)	3.84% 7.68% 3.84% ※介護分を含む (平成24年4月1日現在)	(1世帯当たり平均保険料(税)調定額)(市町村) 164,679円(平成22年度)		
事務費の全額	〔各地方公共 体が事務費の 全額負担〕	事務費の一部	給付費等の41%	給付費等の47%	なし

は3割)

・低所得者 1食210円+1日320円 ・特に所得の低い低所得者 1食130円+1日320円

は150,000円+(医療費-500,000円)×1%を超える場合その超える額を支給する
来(個人ごと)8,000円、特に所得の低い者は15,000円、外来(個人ごと)8,000円、現役並み所得者は80,100円+(医療費-267,000円)×1%、

位で高額療養費を支給)
44,400円(低所得者24,600円、上位所得者83,400円)、70歳以上の現役並み所得者及び一般は44,400円)
10,000円。ただし、人工透析を行う慢性腎不全の患者で70歳未満の上位所得者は、自己負担限度額が20,000円)

を軽減する仕組み。自己負担限度額は所得と年齢に応じてきめ細かく設定。

420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、 それ以外の場合は390,000円			条例・規定の定めるところによる *(基準額420,000円) ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場 合、それ以外の場合は390,000円
420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、 それ以外の場合は390,000円			—
50,000円	50,000円	50,000円	条例・規定の定めるところによる ※ほとんどの市町村が実施(1~5万円程度としてい るところが多い)
50,000円	50,000円	50,000円	—
1日につき標準報酬日額× 2/3相当額 1年6ヵ月(結核性3年)まで	1日につき給料日額×2/3に 一定係数を乗じた額 1年6ヵ月(結核性3年)まで	1日につき標準給与日額× 2/3に一定係数を乗じた額 1年6ヵ月(結核性3年)まで	(任意給付) *実施市町村なし
1日につき標準報酬日額× 2/3相当額 出産日(出産が予定日後であるときは、予定日)以前42日 から出産日後56日まで	1日につき給料日額×2/3 に一定係数を乗じた額	1日につき標準給与日額× 2/3に一定係数を乗じた額	—
1日につき標準報酬日額× 50%相当額	1日につき給料日額×60% 相当額	1日につき標準給与日額× 60%相当額	—
標準報酬月額×1ヵ月分相 当額	給料月額×1ヵ月分相当額	標準給与月額×1ヵ月分相 当額	—
標準報酬月額×70%相当額	給料月額×70%相当額	標準給与月額×70%相当額	—
損害の程度に応じ標準報酬 月額の半月分~3ヵ月分	損害の程度に応じ給料の半 月分~3ヵ月分	損害の程度に応じ標準給与 月額の半月分~3ヵ月分	—

族については協会けんぽ並である。
齢者単身世帯で383万円未満の者は除く)。上位所得者は、月収53万円以上(国民健康保険においては世帯内のすべての加入者の総所得金額等
は、年金収入80万円以下の者等。

② 年金制度

平成24(2012)年9月現在

制度の種類		国民年金	
根拠法〔施行〕		国民年金法(昭34.4.16法141)〔(拠出制年金)昭36.4.1〕	
対象		第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者	
経営主体		政府	
被保険者数 (平成22年度末現在)		第1号被保険者1,938万人 第2号被保険者3,791万人 第3号被保険者1,005万人	
財源	保険料	第1号被保険者…(一般保険料)月額14,980円 ^{注1)} (付加保険料)月額 400円 第2号被保険者 } 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者 }	
	国庫負担	基礎年金給付費の1/2、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、事務費の全額	
給付		支給要件	年金額
老齢給付	老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む)が25年 ^{注2)} 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある) (注)平成27年10月から「25年」は「10年」となる予定	$786,500円 \times \left(\frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{保険料納付済月数} + \text{免除月数}} \times \frac{1}{8} + \frac{\text{保険料3/4}}{\text{免除月数}} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{保険料1/2}}{\text{免除月数}} \times \frac{6}{8} + \frac{\text{保険料1/4}}{\text{免除月数}} \times \frac{7}{8} \right) \times 480^{\text{注4)}$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある
	付加年金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給	200円×付加保険料納付済月数
障害給付	障害基礎年金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当する者に支給(初診日前の滞納期間が1/3未満の場合に限る ^{注3)}) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当する者に支給	1級 983,125円+加算額 2級 786,500円+加算額 (加算額は子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき226,300円、3人目以上は1人につき75,400円)
遺族給付	遺族基礎年金	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る (1)被保険者 (2)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている者	子のある妻に支給する場合 786,500円+加算額(子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき226,300円、3人目以上は1人につき75,400円) 子に支給する場合 786,500円+加算額(子が2人以上の場合、2人目の子には226,300円、3人目以上は1人につき75,400円)を子の数で割った額
	寡婦年金	第1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く)	第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4
給付	死亡一時金	第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く)が死亡した場合にその者の遺族に支給	保険料納付済期間に応じた額(12万円～32万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算

(注) 1) 平成24年4月現在。毎年280円(16年度価格)ずつ引き上げ、29年度以降16,900円(16年度価格)で固定する。
 2) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24～20年の期間短縮措置がある。
 3) 平成21年3月分までは、全額免除は×1/3、3/4免除は×1/2、1/2免除は×2/3、1/4免除は×5/6にて、それぞれ計算される。
 4) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25～39年の加入可能年数を12倍した数になる。
 5) 平成28年3月までは、初診日や死亡した日のある月の前々月までの直近1年間に保険料滞納がなければ支給する。
 資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2012/2013」

平成24(2012)年9月現在

制度の種類		厚生年金保険							
根拠法〔施行〕		厚生年金保険法（昭29.5.19法115）〔昭和29.5.1（昭和16年法律第60号の全部改正）〕							
対象		70歳未満の一般被用者、船員、日本鉄道（JR）・日本たばこ産業（JT）・日本電信電話（NTT）の役職員 ^{注2)} 、農林漁業団体等職員 ^{注3)}							
経営主体		政府							
加入者数 (平成22年度末現在)		3,441万人							
財源	掛金率 本人使用者計	<table border="0"> <tr> <td>(一般男子と女子)</td> <td>(坑内員及び船員)</td> </tr> <tr> <td>8.383%</td> <td>8.596%</td> </tr> <tr> <td>8.383%</td> <td>8.596%</td> </tr> </table>		(一般男子と女子)	(坑内員及び船員)	8.383%	8.596%	8.383%	8.596%
		(一般男子と女子)	(坑内員及び船員)						
8.383%	8.596%								
8.383%	8.596%								
国庫負担		基礎年金拠出金の1/2等、事務費の全額							
給付		支給要件							
老齢給付	老齢厚生年金	<p>老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給 加給年金額は、受給権取得時に生計を維持する配偶者か子がいる場合は加算</p> <p>(平均標準報酬額 × $\frac{7.125}{1000}$ × 平成15年3月までの加入期間月数) + (平均標準報酬額 × $\frac{5.481}{1000}$ × 平成15年4月以降の加入期間月数) + 加給年金額 (配偶者226,300円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき226,300円、3人目以上は1人につき75,400円) × 改定率 (注) 従前額保障等のための経過措置がある</p>							
		<p>(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしており厚生年金の被保険者期間が1年以上ある者が、60歳に達した後65歳になるまで支給 (注) 支給開始年齢は引上げ途上にあり、昭和36年4月2日(女子は昭和41年4月2日)以降生まれの人には支給されない</p> <p>(1,676円 × 生年月日に応じた率 × 加入期間月数) + 上記額(報酬比例 + 加給)</p>							
障害給付	障害厚生年金	<p>被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給</p> <p>1級 老齢厚生年金(報酬比例)相当額 × 1.25 + 加給年金額 2級 老齢厚生年金(報酬比例)相当額 + 加給年金額 3級 老齢厚生年金(報酬比例)相当額(最低保障589,900円) (注) 加入期間月数が300月未満の場合は300月とみなす 3級には障害基礎年金は対象外</p>							
	障害手当金	<p>障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度)</p> <p>老齢厚生年金(報酬比例)相当額 × 2 (最低保障1,150,200円)</p>							
遺族給付	遺族厚生年金	<p>次のいずれかに該当した場合に支給</p> <p>(1) 被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の保険料納付要件あり) (2) 障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (3) 老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき</p> <p>老齢厚生年金(報酬比例)相当額 × 3/4 (注) 左記支給要件(1)(2)による遺族厚生年金で、被保険者の加入期間月数が300月未満の場合は、300月とみなす 子のある妻か子が受給する場合、遺族基礎年金も支給される 子のない寡婦で権利を取得した当時40歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで589,900円を加算</p>							
	順位								
	配偶者	1							
	子	1							
	父母	2							
孫	3								
祖父母	4								

(注) 1) 平成24年9月現在。なお、毎年9月分から0.354%ずつ引き上げ、29年9月以降18.3%で固定する。
 2) 日本鉄道、日本たばこ産業、日本電信電話の各共済組合は平成9年4月に厚生年金保険に統合された。
 3) 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に、厚生年金保険に統合された。
 4) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.230}{1000}$ とする。
 5) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.562}{1000}$ とする。
 資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2012/2013」

制度の種類		国家公務員共済組合	
根拠法〔施行〕		国家公務員共済組合法（昭33. 5. 1法128）〔昭33. 7. 1（昭和23年法律第69号の全部改正）〕	
対象		国家公務員及び国家公務員共済組合連合会の職員	
経営主体		国家公務員共済組合連合会	
加入者数 （平成23年度末現在）		106万人	
財源	掛金率	（連合会） 8.1080% } 16.216%（平成24年9月～）〔一般組合員〕 8.1080% }	
	本人使用者		
国庫負担	①公経済負担	基礎年金拠出金の1/2等	
	②事業主負担	事務費の一部、追加費用の全額	
給付		支給要件	年金額
老 齡 給 付	退職共済年金	<p>老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給</p> <p>老齢基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給（特別支給）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳に達していること ・公的年金制度加入期間が25年以上あること ・組合員期間が1年以上あって退職していること または在職中で組合員期間が1年以上あること 	<p>①厚生年金相当額＋②職域加算額＋③加給年金額が支給される</p> <p>①厚生年金相当額 平均標準報酬額×$\left(\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.481}{1000}\right)$×組合員期間月数 ただし、平成15年3月までの組合員期間に係る年金額については平均標準報酬月額×$\left(\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.125}{1000}\right)$×組合員期間月数</p> <p>②職域加算額 平均標準報酬額×$\left(\frac{0.183}{1000} \sim \frac{1.096}{1000}\right)$×組合員期間月数 ただし、平成15年3月までの組合員期間に係る年金額については平均標準報酬月額×$\left(\frac{0.238}{1000} \sim \frac{1.425}{1000}\right)$×組合員期間月数</p> <p>③加算年金額 65歳未満の配偶者（受給権者の生年月日により）年額220,700～383,500円 子2人目までは1人につき年額220,700円、3人目から1人につき73,600円</p>
		（特別支給） 老齢基礎年金の受給要件を満たしており組合員期間が1年以上ある組合員が、60歳に達した後65歳になるまで支給	<p>年金額＝定額＋厚生年金相当額＋職域加算額＋加給年金額 定額＝定額単価（1,676円）×定額単価に掛ける率（生年月日に応じて1.875～1.0）×組合員期間月数×0.978</p> <p>（注）昭和24年4月2日以降に生まれた者は原則として加算しない</p>
障 害 給 付	障害共済年金	<p>組合員であった間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 （受給権者が組合員である間は支給停止）</p>	<p>1級 退職共済年金額×1.25＋加給年金額 2級 退職共済年金額＋加給年金額 3級 退職共済年金額（最低保障589,900円）</p>
	障害一時金	<p>障害共済年金に準ずる（障害共済年金に該当しない障害の程度）</p>	<p>退職共済年金額×2（最低保障1,150,200円）</p>
遺 族 給 付	遺族共済年金	<p>組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給</p>	<p>退職共済年金額×3/4</p> <p>子のない寡婦等には、40歳から65歳に達するまで589,900円を加算</p>
	順位	<p>(1) 組合員が死亡したとき</p>	
	配偶者	<p>(2) 組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき</p>	
	子	<p>(3) 障害共済年金（1級、2級）の受給権者が死亡したとき</p>	
	父母	<p>(4) 退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき</p>	
	孫		
	祖父母		

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2012/2013」

平成24(2012)年9月現在

制度の種類		地方公務員共済組合		私立学校教職員共済		
根拠法〔施行〕		地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152) [昭37.12.1]		私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245) [昭29.1.1]		
対象		地方公務員		私立学校教職員		
営主		各地方公務員共済組合 (64組合)		日本私立学校振興・共済事業団		
加入者数		288万人 (平成22年度末現在)		49万人 (平成23年度末現在)		
財源	掛金率 本人使用者計	8.108% } 16.216% 8.108% }		6.646% } 13.292% 6.646% }		
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/2、 事務費の全額 (地方公共団体負担)		基礎年金拠出金の1/2、 事務費の一部		
給付		支給要件	年金額	支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	
	障害給付					
遺族給付	遺族共済年金	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	
	順位					
	配偶者					1
	子					
	父母					2
孫	3					
祖父母	4					

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2012/2013」

第2部 社会保障の体系と現状

平成24(2012)年3月31日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法〔施行〕		厚生年金保険法（昭29.5.19法115）〔昭40.6.1法104で追加、昭和41.10.1〕	
対象		65歳未満の一般被用者及び船員（いずれも基金加入者）	
経営主体		各厚生年金基金（577基金）	
加入者数		437万人	
財源	免除率	計 1.2%～2.5% 1.2%～2.5% 2.4%～5.0%	なし
	本使用者		
給付		支給要件	年金額
老齢給付		(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある ①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 定率又は定額給付 など ③共済型 標準給与×一定率（又は加入期間別乗率）

資料：厚生労働省「平成24年版厚生労働白書」

平成24(2012)年3月31日現在

制度の種類		国民年金基金	
根拠法〔施行〕		国民年金法（昭34.4.16法141）〔平元.12.22法86で追加、平3.4.1〕	
対象		国民年金の第1号被保険者（国民年金の保険料免除者、農業者年金の被保険者を除く）	
経営主体 (平成23年度末現在)		地域型国民年金基金（72基金） 職能型国民年金基金（25基金）	
加入者数 (平成23年度末現在)		52万2千人	
財源	保険料（掛金）	給付の型や加入時の年齢により異なる 上限額 月額 68,000円	
	国庫負担	国民年金本体の付加年金と同様、事務費	
給付		支給要件	年金額
年金	老齢年金	65歳に達したとき	終身年金A型・B型と有期年金I型・II型・III型の5種類、加入する口数によって、受け取る年金額が決まる
	一時遺族一時金	保証期間のあるタイプの年金に加入していた人が、年金を受ける前や保証期間分の年金をすべて受ける前に亡くなった場合に、生活を共にしていた遺族（次の①～⑥の順位①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹）に支給	加入する口数によって、受け取る年金額が決まる

資料：国民年金基金連合会HP「事業概況」

《厚生年金基金、確定給付企業年金の比較》

	厚生年金基金	確定給付企業年金
根 拠 法	厚生年金保険法（制度創設：昭和41年）	確定給付企業年金法（制度創設：平成14年）
設 立	厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立	基金型企業年金：厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立 規約型企業年金：信託会社、生命保険会社等と契約を締結し厚生労働大臣の承認を受ける
運 営 主 体	厚生年金基金	基金型企業年金：企業年金基金 規約型企業年金：事業主
給 付		
①給付水準	厚生年金の代行部分の5割以上の上乗せ給付 ※平成17年4月1日前に設立の基金は1割以上	なし
②給付期間	原則として終身年金	5年以上
掛 金 負 担	原則事業主と加入者で折半であるが、上乗せ部分は大半が事業主負担	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能
財 政 検 証	5年ごと（新設基金は3年後）に財政再計算を実施 給付債務等に見合った積立金の積立を義務づけ（継続基準、非継続基準、積立上限額）	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施 給付債務等に見合った積立金の積立を義務づけ（継続基準、非継続基準、積立上限額）
受 託 者 責 任	制度の管理・運営に関わる者の忠実義務などを規定	同左
情 報 開 示	財務状況等について加入者等への情報開示	同左
税制上の取扱い		
①掛 金	事業主負担：損金算入 加入者負担：社会保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除
②積立金	代行相当分の3.23倍に相当する水準を超える部分について1.173%（国税1%、地方税0.173%）の特別法人税が課税（平成25年度までは凍結）	本人掛金を除いた部分について1.173%（国税1%、地方税0.173%）の特別法人税が課税（平成25年度までは凍結）
③給 付	年 金：雑所得課税（公的年金等控除） 一時金：退職所得課税（一定額控除）	年 金：雑所得課税（公的年金等控除） 一時金：退職所得課税（一定額控除） （いずれも本人拠出分を除く）

資料：法研「平成25年度 厚生年金基金の手引」

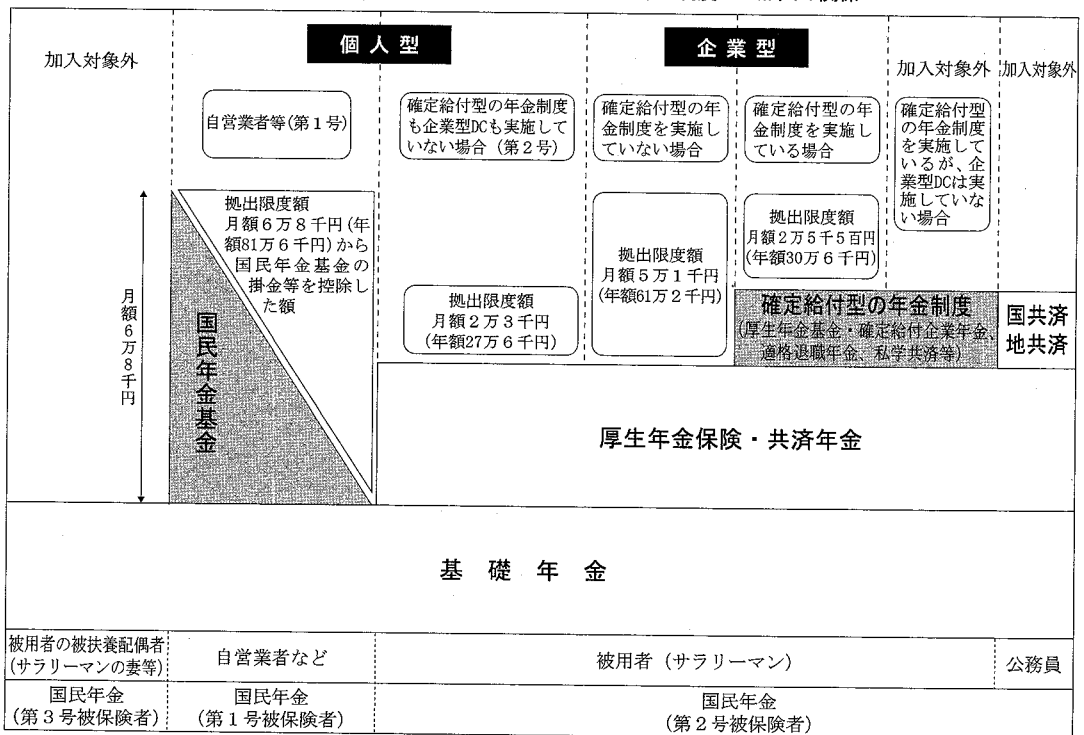
第2部 社会保障の体系と現状

●確定拠出年金の概要

	確定拠出年金			
	企業型年金		個人型年金	
	企業年金あり	企業年金なし	自営業者等	企業型年金、企業年金なし
実施主体	企業型年金規約の承認を受けた企業		国民年金基金連合会	
加入資格	実施企業に勤務する従業員（国民年金第2号被保険者）		農業者年金被保険者、国民年金の保険料免除者以外の自営業者（国民年金第1号被保険者）	企業年金加入者、厚生年金基金等の加入員の対象となっていない企業の従業員（国民年金第2号被保険者）
加入者数等 （平成24年10月末現在）	承認規約数：4,184件（平成24年11月末現在） 加入者数：4,398千人 実施事業主数：16,817社（平成24年11月末現在）		第1号加入者：48,684名 第2号加入者：100,858名 事業所登録：92,494事業所	
拠出方法	企業拠出（従業員は拠出できない）		個人拠出（企業は拠出できない）	
拠出限度額	月額 25,500円	月額 51,000円	月額 68,000円 国民年金基金の限度額と枠を共有	月額 23,000円
税制	拠出時	非課税（企業が拠出した掛金額は、全額損金算入）		非課税（加入者が拠出した掛金額は、全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除））
	運用時	特別法人税課税（平成25年度末まで凍結）		
給付	給付時	年金として受給：公的年金等控除（標準的な年金額までは非課税） 一時金として受給：退職所得控除		
	給付方法	<p>老齢給付金 給付：5年以上の有期又は終身年金（規約の規定により一時金の選択可能） 受給要件等：原則60歳に到達した場合に受給することができる（60歳時点で確定拠出年金への加入者期間が10年に満たない場合は、支給開始年齢を引き伸ばし）</p> <p>障害給付金 給付：5年以上の有期又は終身年金（規約の規定により一時金の選択可能） 受給要件等：60歳に到達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者が傷病になっている一定期間（1年6ヵ月）を経過した場合に受給することができる</p> <p>死亡一時金 給付：一時金 受給要件等：加入者が死亡したときにその遺族が資産残高を受給することができる</p> <p>脱退一時金 給付：一時金 受給要件等：一定の要件を満たした場合に受給することができる</p>		

資料：厚生労働省「確定拠出年金制度の概要」「確定拠出年金の施行状況」

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



資料：厚生労働省「平成24年版厚生労働白書」

平成24(2012)年3月31日現在

制度の種類		農業者年金基金	
根拠法〔施行〕		農業者年金基金法(昭45.5.20法78)〔昭46.1.1〕平成13年改正法施行	
対象		農業者	
経営主体		農業者年金基金	
加入者数		5万2千人	
財源	保険料	通常保険料：政策支援を受けない者が納付する保険料、月額2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が決定	
		特例保険料：認定農業者等政策支援を受ける者が納付する保険料、月額基本となる保険料2万円から補助額(2割、3割及び5割)を除いた額	
	国庫負担	政策支援(保険料の国庫補助)にあたる部分	
給付		支給要件	年金額
(平成14年1月1日から、任意加入方式の新制度となった)			
年金	農業者老齢年金(新制度)	65歳に達したとき(60歳まで繰上げ受給可、20年の期間要件なし)	納付した保険料及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案した年金現価率で割ることにより算出
	特例付加年金(新制度)	①65歳到達、②農業経営の廃止(経営継承)、③60歳までの保険料納付済期間等が20年以上である場合の3つの要件全てを満たしたとき(農業廃止後60歳まで繰上げ受給可、農業経営廃止時期の制限なし)	国庫助成額及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案した年金現価率で割ることにより算出
一時金	死亡一時金(新制度)	加入者及び受給権者が80歳に達する前に死亡した場合にその遺族に支給	死亡した日の翌月から80歳に達する月までに、そのものに支給されることとなる農業者老齢年金の額を予定利率で割り戻した額を合計して算出
(旧制度の加入者は平成14年1月1日で全員資格喪失となった)			
経過措置	加入者への	脱退一時金(旧制度)	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある者が脱退した場合に支給
		死亡一時金(旧制度)	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある者が死亡した場合にその遺族に支給
経過措置	受給者への	農業者老齢年金(旧制度)	これのみの受給の場合、削減なし 物価スライド廃止
		経営移譲年金(旧制度)	給付適正化措置により平均9.8%の削減 物価スライド廃止

資料：農業者年金基金「農業者年金入門ガイド」、「農業者年金事業の実施状況」

③ 雇用保険制度

制度の種類別		雇	用																																										
根拠法〔施行〕		雇用保険法（昭49.12.28法116）〔昭50.4.1〕 船員保険の失業保険相当分を統合〔平22.1.1〕																																											
対象		一般雇用者	短期雇用者																																										
保険者		政 府																																											
被保険者数 （平成23年度末現在）		3,857万6千人																																											
財源	保険料率 本人使用者計	$\left. \begin{array}{l} 0.50\% \\ 0.85\% \end{array} \right\} 1.35\%$ $\left[\begin{array}{l} \text{農林水産業、清酒製造業については、} 0.60\% \\ 0.95\% \end{array} \right\} 1.55\%$ $\left. \begin{array}{l} \text{建設業については、} 0.60\% \\ 1.05\% \end{array} \right\} 1.65\%$ <p>（うち0.35%（建設業は0.45%）は二事業分）</p>																																											
	国庫負担	求職者給付費は給付費の原則1/4（日雇労働求職者は1/3、高齢求職者給付はなし）、就職促進給付及び教 費の原則1/8（高齢雇用継続給付はなし） ＊当分の間、本来の負担額の55%に引き下げ																																											
失業等給付	求職者基本手当	(1) 受給要件…離職の日以前2年間に被保険者期間が12ヵ月以上（倒産・解雇等による離職の場合は、離職日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上であっても可） (2) 日額…前職賃金（賞与等を除く）の8割～5割（60歳以上65歳未満の者については、8割～4.5割） (3) 給付日数 ①倒産・解雇等による離職者（③を除く）																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td rowspan="6">90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上 35歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上 45歳未満</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上 60歳未満</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上 65歳未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	30歳以上 35歳未満	90日	180日	210日	240日	35歳以上 45歳未満	180日	240日	270日	330日	45歳以上 60歳未満	150日	180日	210日	240日	60歳以上 65歳未満									
			被保険者であった期間																																										
			1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																						
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—																																								
30歳以上 35歳未満		90日	180日	210日	240日																																								
35歳以上 45歳未満		180日	240日	270日	330日																																								
45歳以上 60歳未満		150日	180日	210日	240日																																								
60歳以上 65歳未満																																													
②倒産・解雇等以外の事由による離職者（③を除く）																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全年齢</td> <td>—</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	全年齢	—	90日	120日	150日	—																											
	被保険者であった期間																																												
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																								
全年齢	—	90日	120日	150日	—																																								
③就職困難者																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45歳未満</td> <td rowspan="3">150日</td> <td colspan="4">300日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上 65歳未満</td> <td colspan="4">360日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>			被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	45歳未満	150日	300日				45歳以上 65歳未満	360日																									
	被保険者であった期間																																												
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																								
45歳未満	150日	300日																																											
45歳以上 65歳未満		360日																																											
(4) 給付日数の延長は次の4種類 ア. 訓練延長給付 イ. 広域延長給付 ウ. 全国延長給付 エ. 個別延長給付																																													
技能習得手当	(1) 受講手当…日額500円（受講開始日が平成24年4月1日以降である場合、受講手当に20,000円の上限額） (2) 通所手当…42,500円を限度とする交通費実費	同左*																																											
寄宿手当	月額10,700円	同左*																																											
傷病手当	基本手当日額と同額	—																																											

平成24(2012)年9月現在

保		険							
高年齢雇用者		日雇労働者							
		政 府							
		2万人							
		次の印紙保険料を左に加えて納付 1級 88円 } 176円 2級 73円 } 146円 88円 } 3級 48円 } 96円 48円 }							
育訓練給付はなし、雇用継続給付は給付		給付費の1/3							
(1) 受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2) 給付金の額…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額		給付日額（第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円）の13日～17日分 失業前の2ヵ月間（前月及び前々月）に26日以上印紙保険料を納めた者に支給 ①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日以上 ②第2級給付金 ア. 第1級及び第2級印紙保険料が24日以上 イ. 第1級から順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上の場合（①の場合を除く） ③第3級給付金 その他の場合 なお、継続する6ヵ月間に各月11日以上、かつ通算して78日以上印紙保険料を納付した者に60日分を限度として特例給付を支給							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>算定基礎期間</th> <th>高年齢求職者給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>30日分</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>50日分</td> </tr> </tbody> </table>	算定基礎期間	高年齢求職者給付金額	1年未満	30日分	1年以上	50日分			
算定基礎期間	高年齢求職者給付金額								
1年未満	30日分								
1年以上	50日分								
ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分を支給									
—			—						
—			—						
—			—						

第2部 社会保障の体系と現状

平成24(2012)年9月現在

制度の種別		雇 用 保 険			
根拠法〔施行〕		雇用保険法〔昭49.12.28法116〕〔昭50.4.1〕 船員保険の失業保険相当分を統合〔平22.1.1〕			
対 象		一 般 雇 用 者	短 期 雇 用 者	高 年 齢 雇 用 者	日 雇 労 働 者
失 業 等 給 付	就職促進給付	(1)就業促進手当 ①就業手当…就業日ごとに基本手当日額の30% ②再就職手当…所定給付日数の2/3以上で60%、1/3以上で50% ③常用就職支度手当…支給率40% 支給対象者拡大 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、移転料、着後手当 (3)広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左(①②を除く)	—	同左(①②を除く) (③の基本手当は日雇労働求職者給付金と読み替え)
	教育訓練給付金	(1)受給要件…被保険者又は被保険者であった者が、一定の教育訓練を受け、かつ、その教育訓練を修了した場合 対象となる被保険者又は被保険者であった者については、被保険者であった期間が通算して3年(ただし、初回に限り1年)以上あること、過去に教育訓練給付金の支給を受けてから3年以上経過していることが要件 また、対象となる教育訓練については、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を厚生労働大臣が予め指定 (2)支給額…労働者が負担した教育訓練の入学及び受講にかかる費用の20%(上限10万円)	—	—	—
	雇用継続給付	(1)受給要件…被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われた賃金が60歳時点の賃金の75%未満の場合 (2)支給額…60歳以後の賃金の15%(各月に支払われた賃金が60歳時点の賃金の61%を超え75%未満の場合は逡減した率) (3)支給期間…65歳に達する月までの期間(失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)	—	—	—
	育児休業給付	(1)受給要件…1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2)支給額…原則として、休業前賃金の40%(ただし当分の間50%) (3)支給期間…1歳(特に必要と認められる場合には1歳6ヵ月)未満の子を養育する期間	—	—	—
	介護休業給付	(1)受給要件…家族を介護するための介護休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2)支給額…原則として、休業前賃金の40% (3)支給期間…介護休業を開始した日から起算して3ヵ月(一定の要件に該当する場合には、通算93日)を経過する日まで	—	—	—
	備考	基本手当日額は1,856円～7,870円	*に該当するのは公共職業訓練受講者のみ	—	1級印紙は賃金日額11,300円以上 2級印紙は8,200円以上11,300円未満 3級印紙は8,200円未満
二 事 業	(1)雇用安定事業…景気の変動、産業構造の変化等に対処して失業の予防、雇用機会の増大その他雇用の安定を図る事業。 (2)能力開発事業…被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、能力を開発、向上させることを促進する事業。				

(注)1) 船員保険が統合されたことに伴う経過処理により、船員として雇用される者で55歳に達した日が平成22年4月1日以後の者は、雇用保険の高年齢雇用継続給付として扱い、昭和34年4月1日までに生まれた者については「高年齢雇用継続給付」欄中「60歳」は「55歳」、「65歳」は「60歳」と読み替える。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2012/2013」

④ 業務災害補償制度

平成24(2012)年9月現在

制度の種類		労働者災害補償保険	
根拠法〔施行〕		労働者災害補償保険法(昭22.4.7法50)〔昭22.9.1〕 船員保険の労災保険相当分を統合〔平22.1.1〕	
対象		一般被用者	
経営主体		政府(厚生労働省)	
対象人員 (平成22年度末現在)		5,248万8千人	
財源	保険料	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.25~8.9%を事業主から徴収	
	その他	一部国庫補助	
負傷、疾病に 対するもの	右以外の場合		療養開始後1年6ヵ月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
	療養補償給付(療養給付) 療養の給付又は療養費の支給10割 ただし通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり		
	休業補償給付(休業給付) 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額(平均賃金相当額)の60% 〔社会復帰促進等事業〕 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金(傷病年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級) 〔社会復帰促進等事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級)	
障害に 対するもの	年金	障害補償年金(障害年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級) 〔社会復帰促進等事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級)	
	一時金	障害補償一時金(障害一時金) 給付基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級) 〔社会復帰促進等事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級)	
遺族に 対するもの	年金	遺族補償年金(遺族年金) 給付基礎日額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上) 〔社会復帰促進等事業〕 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上) 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)	
	一時金	○遺族補償年金(遺族年金)を受けることができる遺族がいない場合に支給 遺族補償一時金(遺族一時金) 給付基礎日額の1,000日分を限度 〔社会復帰促進等事業〕 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)	
介護に 対するもの	介護補償給付(介護給付) 介護の費用として支出した額(上限額:常時介護は月104,530円、随時介護は月52,270円)、あるいは一律定額		
葬祭に 対するもの	葬祭料(葬祭給付) 315,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)		
二次健康診断に 対するもの	二次健康診断…脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査 特定保健指導…二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため医師等により行われる保健指導		
社会復帰促進等事業	労災病院、特別支給金、義肢(平成21年4月から現物支給が費用支給に変更)等の支給等		

(注)1 ()内は通勤災害の場合の給付の名称である。

2 労災保険では、休業(補償)給付については賃金水準が10%を超えて変動した場合にその率に応じて、一時金と年金の各給付については賃金水準の変動率に応じて、毎年、給付基礎日額の改定を行う(スライド制)。

資料:厚生労働統計協会「保険と年金の動向2012/2013」

第2部 社会保障の体系と現状

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法(昭26.6.2法191)[昭26.7.1]		地方公務員災害補償法(昭42.8.1法121)[昭42.12.1]
対象	国家公務員		地方公務員
経営主体	政府		地方公務員災害補償基金
適用者数	50万1千人(平成22年7月1日現在)		287万8千人(平成22年度末現在)
財源	(全額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
	療養補償給付	療養の給付又は療養費の支給 10割 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり	
障害に対するもの	休業補償給付 平均給与額の60% 〔福祉事業〕	傷病補償年金 給付基礎日額の313日分(1級) ～245日分(3級)	国 家 公 務 員 災 害 補 償 に 同 じ
	休業援護金 平均給与額の20% *平均給与額とは最終 3ヵ月間の平均日額	〔福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)～100万円(3級) 傷病特別給付金 算定基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級)	
年金	障害補償年金 給付基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級) 〔福祉事業〕	障害特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級)	
	障害特別援護金 1,540万円(1級)～485万円(7級) (通勤途上の場合は、975万円(1級)～310万円(7級))	障害特別給付金 算定基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級)	
一時金	障害補償一時金 給付基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級) 〔福祉事業〕	障害特別支給金 65万円(8級)～8万円(14級)	
	障害特別援護金 320万円(8級)～45万円(14級) (通勤途上の場合は、195万円(8級)～30万円(14級))	障害特別給付金 算定基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級)	
介護に対するもの	介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額：常時介護は月104,530円、随時介護は56,720円)		
遺族に対するもの	遺族補償年金 給付基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 〔福祉事業〕	遺族特別支給金 300万円	
	遺族特別援護金 1,860万円(通勤途上の場合は1,130万円)	遺族特別給付金 算定基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上)	
一時金	○遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 給与日額の1,000日分～400日分 〔福祉事業〕	遺族特別支給金 300万円～120万円	
	遺族特別援護金 1,860万円～744万円 (通勤途上の場合は、1,130万円～450万円)	遺族特別給付金 算定基礎日額の1,000日分	
葬祭に対するもの	葬祭補償 315,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は60日分)		
二次健康診断に対するもの	なし		
労働福祉事業	特別支給金、義肢等補装具支給等		

資料：人事院HP「国家公務員災害補償制度の仕組み」、法研「平成24年版 社会保障便利事典」

制度の種類		国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済
財源	使用者掛金率	公務上の障害年金、遺族年金の費用の全額	地方公共団体負担	事務費の一部
	国庫負担			
負傷・疾病に対するもの		(受給に加入期間による制限はない)		
障害に対するもの	年金	障害共済年金〔公務上〕 1級：(1)厚生年金相当部分+(2)職域年金分)×1.25+(3)配偶者の加給年金額 (最低保障額4,195,300円) 2級：(1)厚生年金相当部分+(2)職域年金分)×1.00+(3)配偶者の加給年金額 (最低保障額2,591,200円) 3級：(1)厚生年金相当部分+(2)職域年金分) (最低保障額2,344,500円) (1)厚生年金相当部分：(①平成15年3月以前の加入期間分の年金額+②平成15年4月以降の加入期間分の年金額)×1.031×0.981 ^{注1)} ①平成15年3月以前の加入期間分の年金額(平均標準報酬月額 ^{注2)} × $\frac{7.5}{1000}$ ×平成15年3月以前の加入期間月数 ^{注3)} ②平成15年4月以降の加入期間分の年金額(平均標準報酬月額 ^{注2)} × $\frac{5.769}{1000}$ ×平成15年4月以降の加入期間月数 ^{注3)} (2)職域年金分：(①平成15年3月以前の加入期間分の年金額+②平成15年4月以降の加入期間分の年金額)×1.031×0.981 ^{注1)} <障害等級1級の場合> ①平成15年3月以前の加入期間分の年金額：(平均標準報酬月額 ^{注2)} ×12× $\frac{30}{100}$ +平均標準報酬月額 ^{注2)} × $\frac{1.875}{1000}$ ×300月を超えた加入期間月数)×平成15年3月以前の加入月数/組合員等の全加入月数 ②平成15年4月以降の加入期間分の年金額：(平均標準報酬月額 ^{注2)} ×12× $\frac{23.077}{100}$ +平均標準報酬月額 ^{注2)} × $\frac{1.422}{1000}$ ×300月を超えた加入期間月数)×平成15年4月以降の加入月数/組合員等の全加入月数 ☆障害等級2・3級の場合は、①の支給乗率 $\frac{30}{100}$ は $\frac{20}{100}$ 、 $\frac{1.875}{1000}$ は $\frac{1.5}{100}$ 、②の支給乗率 $\frac{23.077}{100}$ は $\frac{15.385}{100}$ 、 $\frac{1.422}{1000}$ は $\frac{1.154}{100}$ となる。 (3)配偶者の加給年金額：生計を維持していた65歳未満の配偶者がいる場合に227,000円		
		遺族に対するもの	年金	遺族共済年金〔公務上〕 (1)厚生年金相当部分×3/4+(2)職域年金分+(3)中高齢の妻の加算 (最低保障額1,048,800円) (1)厚生年金相当部分：障害共済年金と同じ(長期要件 ^{注4)} 、短期要件 ^{注5)} ☆長期要件の場合は、①の支給乗率 $\frac{7.5}{1000}$ は生年月日に応じて $\frac{10\sim7.5}{1000}$ で計算、②の支給乗率 $\frac{5.769}{1000}$ は生年月日に応じて $\frac{7.692\sim5.769}{1000}$ で計算 (2)職域年金分：障害共済年金と同じ(長期要件 ^{注4)} 、短期要件 ^{注5)} ①平成15年3月以前の加入期間分の年金額：平均標準報酬月額 ^{注2)} × $\frac{3.375}{1000}$ +平成15年3月以前の加入期間月数 ^{注6)} ②平成15年4月以降の加入期間分の年金額：平均標準報酬月額 ^{注2)} × $\frac{2.596}{1000}$ +平成15年4月以降の加入期間月数 ^{注6)} ☆長期要件の場合は、①の支給乗率 $\frac{3.375}{1000}$ は生年月日に応じて $\frac{3.000\sim3.375}{1000}$ で計算、②の支給乗率 $\frac{2.596}{1000}$ は生年月日に応じて $\frac{2.308\sim2.596}{1000}$ で計算 (3)中高齢の妻の加算：591,700円

- (注) 1) 0.981は平成23年度のスライド率
 2) 平均標準報酬月額は平成6年改正の再評価率で計算
 3) 加入期間月数の合計が300月(25年)未満の場合は、①+②の額に300/加入期間月数を乗じて全体を300月に増額
 4) 長期要件は、退職共済年金または旧共済法による退職に関する年金の受給権者や受給資格期間を満たしている人が公務上または通勤途上の傷病が原因で死亡したとき
 5) 短期要件は、受給要件の長期要件以外
 6) 短期要件についてのみ加入期間月数の合計が300月(25年)未満の場合は、①+②の額に300/加入期間月数を乗じて全体を300月に増額

資料：法研「平成24年版 社会保障便利事典」

⑤ 児童手当制度

目	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の成長に資する	
支給対象となる児童	0歳から中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童	
所得制限	あり（例：夫婦・児童2人世帯の場合は年収960万円）	
支給額	①所得制限額未満 3歳未満 月額 15,000円 3歳以上小学校修了前（第1、2子） 月額 10,000円 3歳以上小学校修了前（第3子以降） 月額 15,000円 中学生 月額 10,000円 ②所得制限額以上（当分の間の特例給付） 月額 5,000円	
費用負担	被用者分 事業主7/15 国16/45 地方8/45 非被用者分 国2/3 地方1/3 特例給付分 国2/3 地方1/3 公務員分 所属庁10/10	（3歳未満） （3歳から中学校終了前） 国2/3 地方1/3 国2/3 地方1/3 国2/3 地方1/3 所属庁10/10
給付費	平成24年度予算 給付総額 2兆2,857億円 国 1兆3,283億円 地方 7,831億円 事業主 1,742億円	

資料：厚生労働省「平成24年版厚生労働白書」

⑥ 後期高齢者医療制度

平成24(2012)年6月現在

制度の種類	後期高齢者医療制度			
根拠法	高齢者の医療の確保に関する法律（昭57.8.17法80）〔施行昭58.2.1〕			
対象	75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の一定の障害者			
運営主体	後期高齢者医療広域連合（47）			
加入者数	1,434万1千人			
財源	高齢者の保険料	10%		
	支援金	約40%		
公費	約50%（国：都道府県：市町村＝4：1：1）			
保健事業の種類	療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費			
一部負担金等	定率1割負担のほか現役並み所得者に3割負担を導入			
		自己負担限度額/月		
		外来（個人ごと）	高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額/月	
	現役並み所得者（課税所得145万円以上）	44,400円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（多数該当 44,400円）	67万円
	一般	12,000円	44,400円	56万円
低所得者	8,000円	24,600円	31万円	
低所得者のうち特に所得の低い者		15,000円	19万円	

（注）財源の「支援金」とは、若年者（0～74歳）の保険料である。

資料：厚生労働省「平成24年版厚生労働白書」、法研「平成24年版社会保障便利事典」

⑦ 介護保険

平成24(2012)年4月現在

制 度 の 種 類		介 護 保 険	
根 拠 法 [施 行]		平9.12.17法123〔平12.4.1〕	
経 営 主 体		市 町 村 (地方自治体)	
対 象		一 般 国 民	
対 象 人 員 (平成23年3月末現在)		2,909万8千人 (第1号被保険者)	4,263万人 (第2号被保険者)
財 源		第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40~64歳)
	保 険 料	21%	29%
	国 庫 負 担	25%	
	地 方 公 都 道 府 県 共 団 体 市 町 村	12.5%	
	自 己 負 担	1割	
給 付	保険給付(介護サービス)には要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付がある。そのほかに、市町村は介護者と要支援者を対象とした市町村特別給付を行うことができる	要介護状態にある人で、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障害が特定疾病(外傷性、先天性等でない脳血管障害、初老期認知症などの加齢にともなって生じる心身の変化に起因する疾病)によって生じたものである人	
備 考	保険料は原則年金より天引き	保険料は医療保険料と一体的に徴収。特定疾患とは、パーキンソン病、慢性関節リウマチなど、16種類の疾病	

資料：厚生労働省「平成24年版厚生労働白書」

3 老人福祉

① 施設福祉対策

施設名	事業の概要
養護老人ホーム（一般、盲）	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設
軽費老人ホーム	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設
軽費老人ホーム A 型	高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる
軽費老人ホーム B 型	身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者を除く）または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる
軽費老人ホーム（ケアハウス）	身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させる
老人福祉センター（特A型、A型、B型）	A型は無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設 なお、特A型は保健関係部門を強化した施設で、B型は基本となるA型の機能を補完する施設

資料：厚生労働省「平成23年 社会福祉施設等調査」

② 介護保険制度におけるサービス

サービスの種類	サービスの内容
《居宅サービス》	
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが要介護者等の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の世話を行う
訪問入浴介護	入浴車等により居宅を訪問して浴槽を提供して入浴の介護を行う
訪問看護	病状が安定期にあり、訪問看護を要すると主治医等が認めた要介護者について、病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う
訪問リハビリテーション	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者等について、病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
居宅療養管理指導	病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が、通院が困難な要介護者等について、居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行う
通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う
通所リハビリテーション (デイケア)	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者等について、介護老人保健施設、病院または診療所において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
短期入所生活介護 (ショートステイ)	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う
短期入所療養介護 (ショートステイ)	病状が安定期にあり、ショートステイを必要としている要介護者等について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、その施設で、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話を行う
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している要介護者等について、その施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行う
福祉用具貸与	在宅の要介護者等について福祉用具の貸与を行う
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排せつのための福祉用具その他の厚生労働大臣が定める福祉用具の販売を行う
居宅介護住宅改修費 (住宅改修)	手すりの取り付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修費の支給
居宅介護支援	在宅の要介護者等が在宅介護サービスを適切に利用できるよう、その者の依頼を受けて、その心身の状況、環境、本人および家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類、内容、担当者、本人の健康上・生活上の問題点、解決すべき課題、在宅サービスの目標およびその達成時期等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成し、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行う。介護保険施設に入所が必要な場合は、施設への紹介等を行う
《地域密着型サービス》	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者を始めとして要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う
小規模多機能型居宅介護	要介護者に対し、居宅またはサービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
夜間対応型訪問介護	居宅の要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回訪問や通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応を行う
認知症対応型通所介護	居宅の認知症要介護者に、介護職員、看護職員等が特別養護老人ホームまたは老人デイサービスセンターにおいて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の要介護者に対し、共同生活を営むべく住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
地域密着型特定施設入居者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行う
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う

資料：厚生労働統計協会「国民の福祉と介護の動向2012/2013」

③ 介護保険制度における地域支援事業

介護保険の被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が実施する事業。

地域支援事業には、全市町村が行う必須事業（介護予防事業または平成24年度から創設された介護予防・日常生活支援総合事業のいずれか、および包括的支援事業）と、各市町村の判断により行われる任意事業がある。

必須事業	包括的支援事業	①-1 介護予防事業	被保険者の要介護状態等となることを予防し、要介護状態等の軽減もしくは悪化を防止するために必要な事業（介護予防サービス事業および地域密着型介護予防サービス事業に該当しないもの）
		①-2 介護予防・日常生活支援総合事業	被保険者の要介護状態等となることを予防し、要支援状態の軽減・悪化の防止と地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的・一体的に行うため、①要支援者への一定の介護予防サービス（1号）、②介護予防事業と生活支援サービス（2号）、③介護予防ケアマネジメント（3号）を一括して行う事業
	包括的支援事業	②介護予防ケアマネジメント業務	被保険者を対象に、要介護状態等になることを予防するため、上記①の介護予防事業を含めた適切なサービスが心身等の状況に応じて、その被保険者の選択により包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助や調整を行う事業
		③総合相談支援業務	被保険者を対象に、保健医療の向上や福祉の増進を図るため総合的な支援を行う事業（心身の状況など必要な実情の把握、保健医療・公衆衛生・社会福祉など関連する施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整など）
		④権利擁護業務	被保険者を対象に、権利擁護のため必要な援助を行う事業（虐待の防止および早期発見のための事業など）
		⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	被保険者を対象に、保健医療・福祉の専門家がケアプランを検証し、心身等の状況を定期的に協議するなどの取組みを通じて、地域において自立した日常生活を営むことができるように包括的かつ継続的な支援を行う事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワーク作りなど）
任意事業		⑥介護給付等費用適正化事業	介護給付および予防給付にかかる費用の適正化を図る事業（被保険者のコスト意識を喚起する事業など）
		⑦家族介護支援事業	介護方法の勉強会の開催など、要介護者を介護する人を支援するための事業
		⑧その他の事業	上記⑥⑦以外の、介護保険事業の運営の安定化のための事業や、被保険者が地域で自立して日常生活が送れるように支援する事業

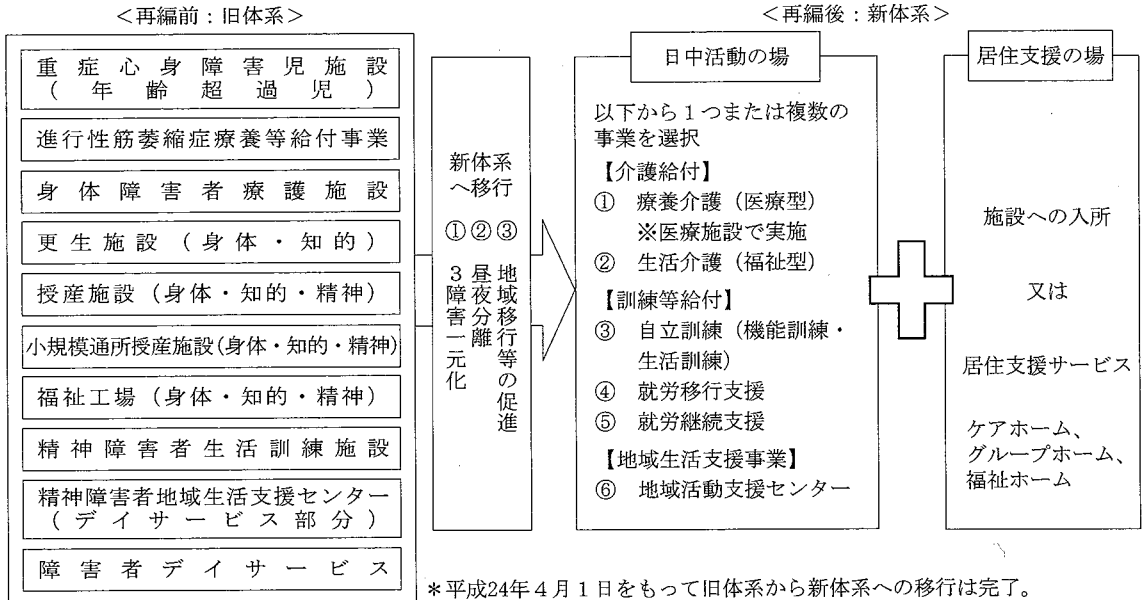
資料：社会保険研究所「平成24年4月版 介護保険制度の解説」

4 障害者保健福祉施策

① 障害福祉サービス体系の再編

障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

- ・「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離）。
- ・入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、一人一人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。



資料：厚生労働省「平成24年版厚生労働白書」

第2部 社会保障の体系と現状

《日中活動系サービス》

サービス名	サービス内容等	利用者	類型
生活介護	食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供	・地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者 ・常時介護が必要な障害者であって、次のいずれかに該当する者 ① 障害程度区分が区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上である者	介護給付
療養介護	病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供（医療施設で実施）	・病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者 ・医療および常時の介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する者で、次のいずれかに該当する者 ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分が6 ② 筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって、障害程度区分が区分5以上	介護給付
自立訓練（機能訓練）	・理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施 ・利用者ごとに、標準期間（18ヵ月）内で利用期間を設定	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等	訓練等給付
自立訓練（生活訓練）	・食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施 ・利用者ごとに、標準期間（24ヵ月、長期入所者の場合は36ヵ月）内で利用期間を設定	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等	訓練等給付
就労移行支援	・一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施 ・利用者ごとに、標準期間（24ヵ月）内で利用期間を設定	一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者（65歳未満の者） ① 企業等への就労を希望する者 ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者	訓練等給付
就労継続支援A型（雇用型）	・通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援 ・利用期間の制限なし	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能なる者（利用開始時、65歳未満の者） ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者	訓練等給付
就労継続支援B型	・通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約を結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労等への移行に向けて支援 ・利用期間の制限なし	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかなかった者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される者 ① 企業等や就労継続支援A型（雇用型）での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続事業（雇用型）の雇用に結びつかなかった者 ③ ①②に該当しない者であって、50歳に達している者、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇用型）の利用が困難と判断された者	訓練等給付
地域活動支援センター	利用者に、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与（基礎的事業）これに加え、以下の機能強化が図られた事業がある ・地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施（地域活動支援センターII型） ・利用期間の制限なし	利用者の制限はない	地域生活支援事業（基礎的事業については地方交付税措置に基づく地方公共団体の独自事業）

資料：厚生労働統計協会「国民の福祉と介護の動向2012/2013」

《訪問系サービス》

サービス名	事業内容	利用者	類型
居宅介護	居宅において入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜を供与	障害程度区分が区分1以上である者	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜および外出時における移動中の介護を総合的に供与	障害程度区分が区分4以上であって、以下のいずれにも該当する者 ① 二肢以上に麻痺があること ② 調査で「歩行」「移乗」「排尿」のいずれも「できる」以外と認定されていること	介護給付
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等であって、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつおよび食事の介護等を供与	同行援護アセスメント票において、移動障害の点数が1点以上かつ移動障害以外の点数が1点以上である者	介護給付
重度障害者等包括支援	・常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供 ・訪問して行うサービスだけでなく、施設において行われる、生活介護、ケアホームやショートステイといったサービスについても包括する	障害程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有するものであって、以下のいずれかに該当する者 ① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、以下のいずれかに該当する者 ア) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 イ) 最重度知的障害者 ② 調査した行動関連項目 ¹⁾ (11項目)とてんかん発作の頻度を各項目2点までに点数化し、合計点数が15点以上である者	介護給付
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与	障害程度区分が区分3以上であって、調査した行動関連項目 ¹⁾ (11項目)とてんかん発作の頻度を各項目2点までに点数化し、合計点数が8点以上である者	介護給付
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出の支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促す	市町村において定める障害者等	地域生活支援事業
生活サポート事業	介護給付決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図る	介護給付決定者以外の障害者	地域生活支援事業

(注) 1) 「行動関連項目」には、調査項目のうち、「独自的意思伝達」「説明の理解」「異食行動」「多動・行動停止」「不安定な行動」「自ら叩く等の行為」「他を叩く等の行為」「興味による行動」「通常と違う声」「突発的行動」「過食、反すう」が含まれる。

《居住系サービス》

サービス名	事業内容	利用者	類型
施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜を供与する	夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者 ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上) ② 自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である者	介護給付
ケアホーム(共同生活介護)	・主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜を供与する ・利用期間の制限はない	・生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者 ・障害程度区分が区分2以上である者	介護給付
グループホーム(共同生活援助)	・地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う ・利用期間の制限はない	就労または就労継続支援等日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者	訓練等給付
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、障害者の地域生活を支援する	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者	地域生活支援事業

資料：厚生労働統計協会「国民の福祉と介護の動向2012/2013」

② 身体障害者施設福祉施策の概要

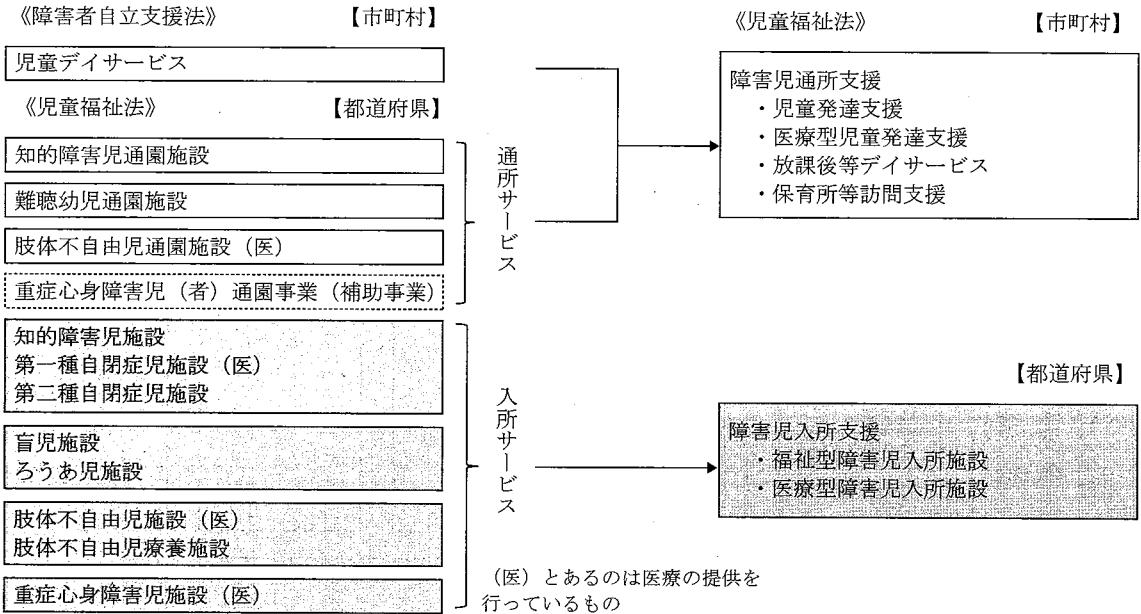
事業名		事業内容
地域 利用 施設	身体障害者福祉センター（A型）	身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設
	身体障害者福祉センター（B型）	在宅障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設
	障害者更生センター	障害者、家族が気軽に宿泊、休養するための施設
	点字図書館	視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の製作貸出し等を行う施設
	点字出版施設	点字刊行物を出版する施設
	聴覚障害者情報提供施設	字幕(手話)入ビデオカセットの製作貸出し、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出し等を行う施設
	補装具製作施設	補装具の製作または修理を行う施設
	盲人ホーム	あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許を有する視覚障害者の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設
	盲導犬訓練施設	盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設

資料：厚生労働省「平成24年版厚生労働白書」

③ 障害児・知的障害者に対する施設福祉施策の概要

障害児施設・事業の一元化 イメージ

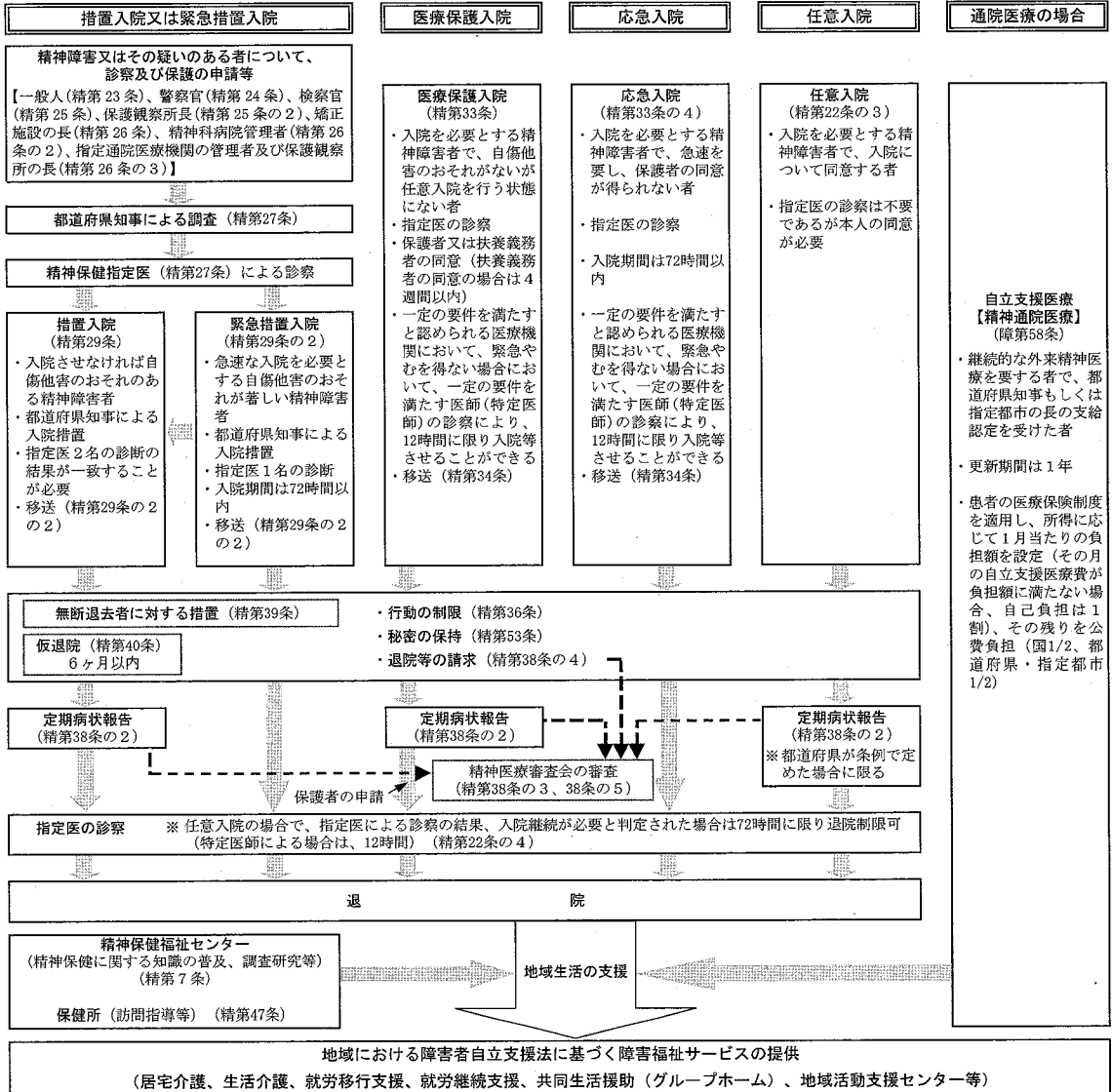
障害児支援の強化を図るため、現行の障害種類別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



（注） 障害者自立支援法等改正法により、平成24年4月1日から障害児施設・サービスが再編された。

資料：厚生労働省「平成24年版厚生労働白書」

5 精神保健福祉関連制度の概要

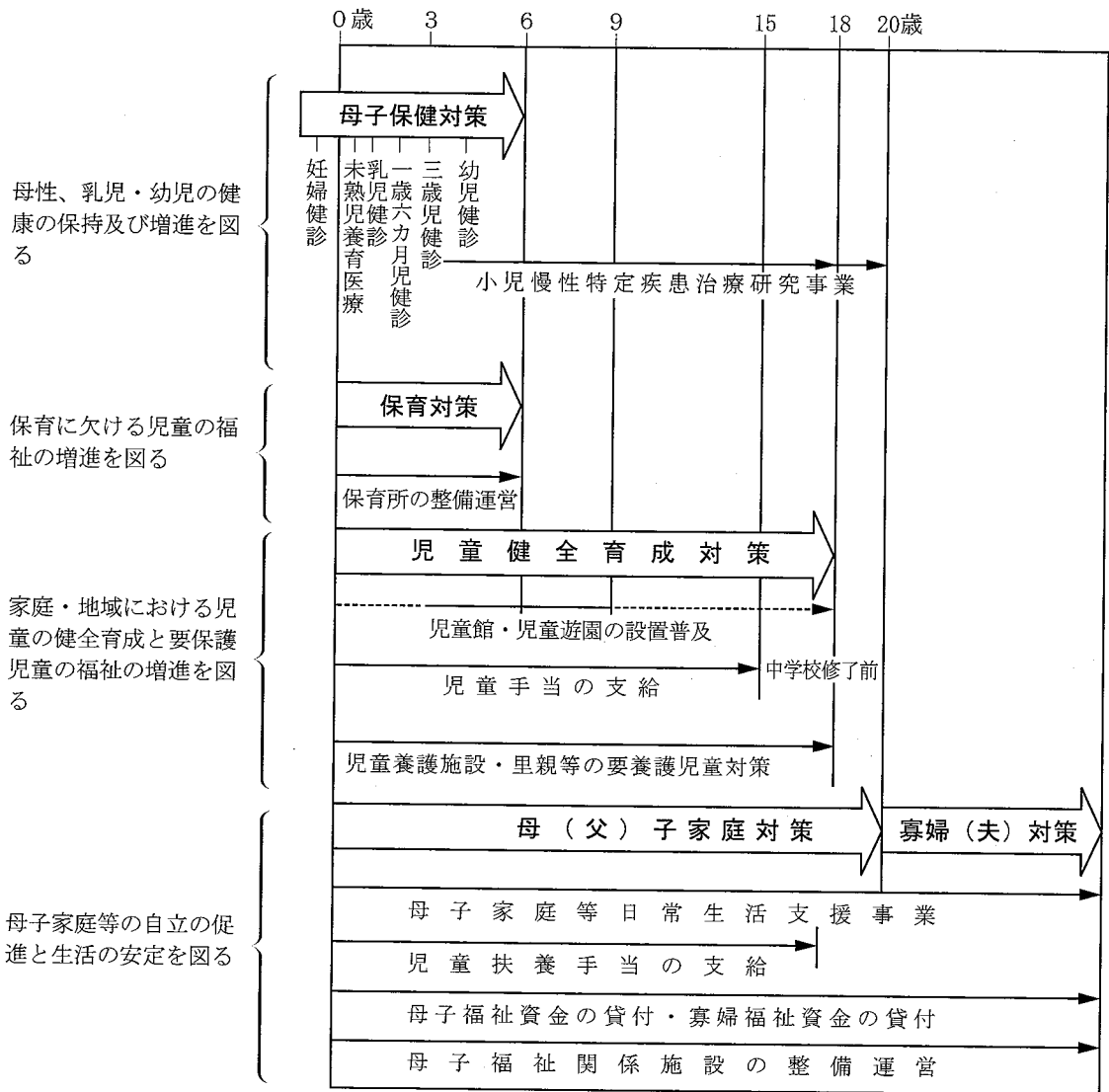


(注) 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号):「精」、障害者自立支援法(平成17年法律第123号):「障」と略する。

2 「都道府県知事」とあるのは、「都道府県又は指定都市市長」と読み替える。

資料:厚生労働省「平成24年版厚生労働白書」

6 年齢別児童家庭福祉施策の一覧



資料：厚生労働統計協会「国民の福祉と介護の動向2012/2013」

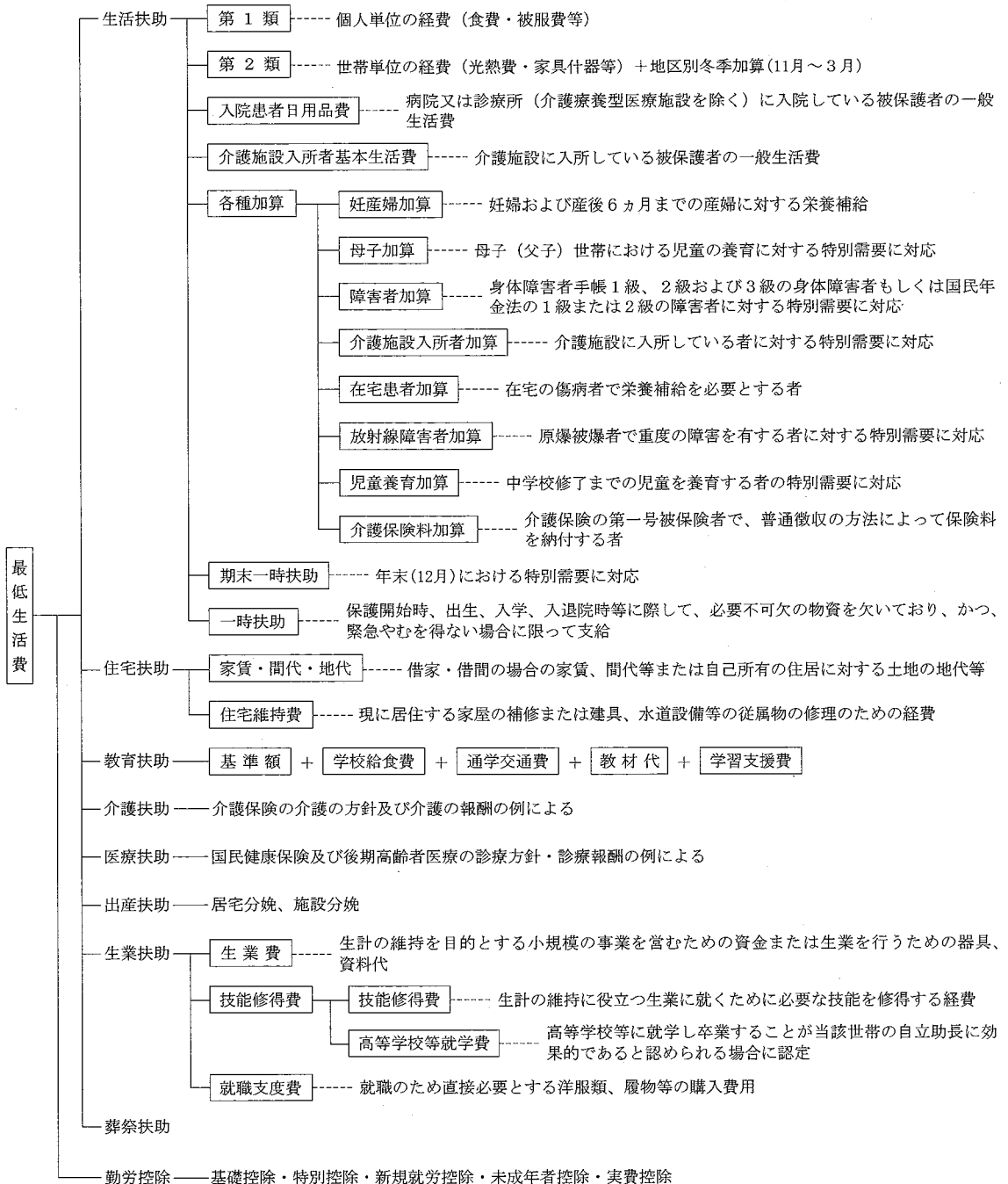
7 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当（主なもの）	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者）を監護養育している母又は養育する者（祖父母等）父母の離婚等により母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ生計を同じくする父	精神または身体に中程度以上の障害を有する20歳未満の障害児を監護している父母または養育者（その児童と同居して監護し、生計を維持している者）	①特別障害者手当 精神または身体に重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人 ②障害児福祉手当 精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童	0歳から中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童	原子爆弾の傷害作用に起因する病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現に負傷または疾病の状態にある人	被爆者で、原爆の影響に関係がある11障害のいずれかの障害を伴う疾病にかかっている、医療特別手当、特別手当または原子爆弾小頭症手当を受給していない人
手当額月額（平成24年度）	○児童1人 収入130万円未満 41,430円 収入130万円以上365万円未満 41,420円～9,780円 （所得に応じて10円きざみ） ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 3,000円加算	○児童1人 1級（重度） 50,400円 2級（中度） 33,570円	①特別障害者手当 26,260円 ②障害児福祉手当 14,280円 経過措置による福祉手当 14,280円	○所得制限額未満3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前 （第1、2子） 10,000円 （第3子以降） 15,000円 中学生 10,000円 ○所得制限額以上（当分の間の特例給付） 5,000円	136,480円	33,570円
所得制限額（収入ベース）（平成24年度）	○本人（2人世帯） 365.0万円 ○扶養義務者等（6人世帯） 610.0万円	○本人（4人世帯） 770.7万円 ○扶養義務者等（6人世帯） 954.2万円	○本人（2人世帯） 565.6万円 ○扶養義務者等（6人世帯） 954.2万円	なし	なし	なし

資料：厚生労働省「平成24年版厚生労働白書」、分野別の政策一覧
法研「平成24年版 社会保障便利事典」

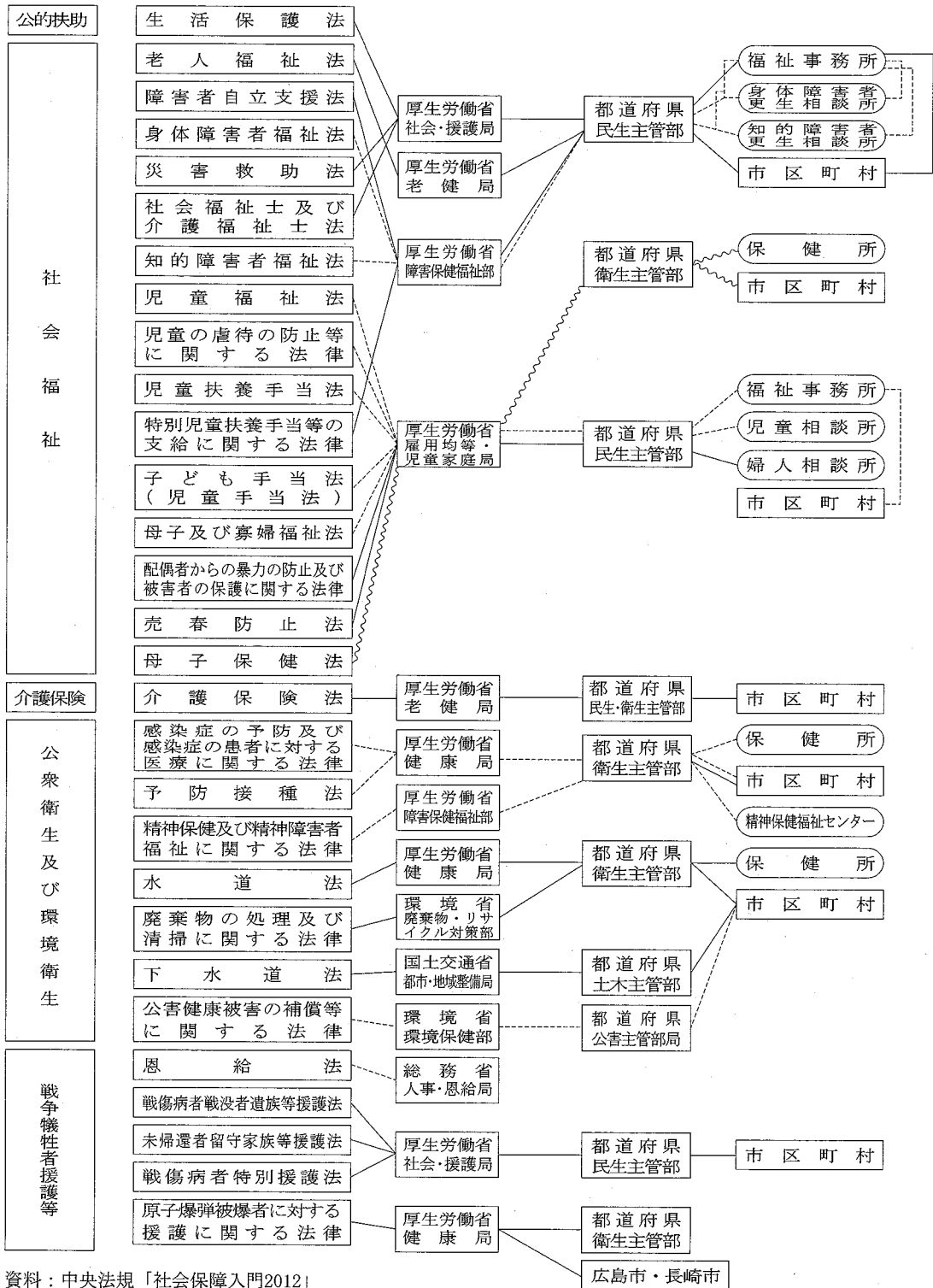
8 生活保護制度

[最低生活費の体系]

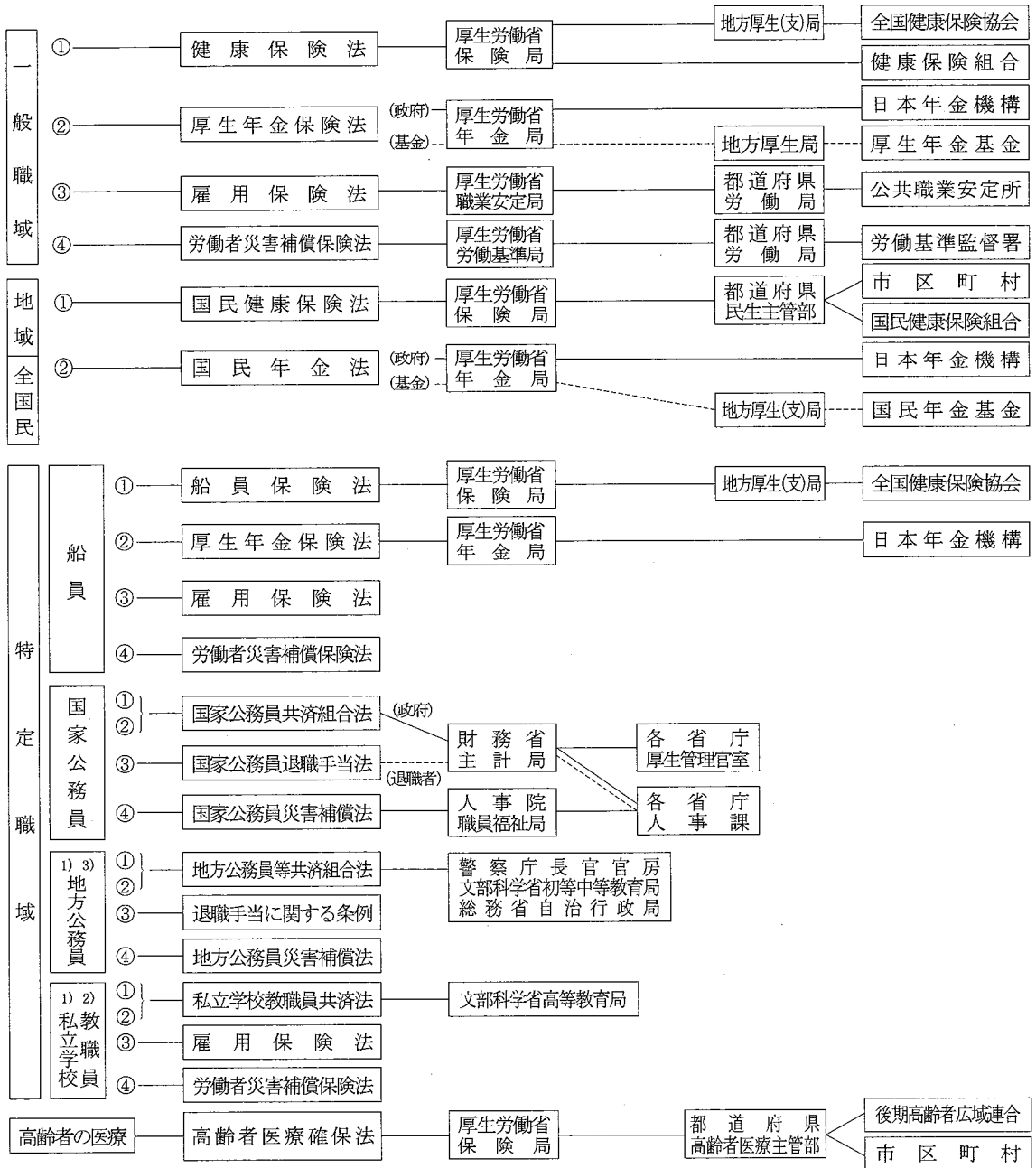


資料：中央法規「社会保障入門2012」

〔参考〕 社会保障制度の種類と行政機構の概略



資料：中央法規「社会保障入門2012」



備考 制度①：医療保険

②：年金保険

③：雇用保険（これに代わるものを含む）

④：業務災害補償保険（ " ）

(注) 1) 「地方公務員」と「私立学校教職員」のうち①において健康保険法の適用を受けている者がある。

2) 「私立学校教職員」のうちには②において厚生年金保険法の適用を受けている者がある。

3) 「地方公務員」のうち、市町村職員については③において雇用保険法の適用を受けている者がある。

資料：中央法規「社会保障入門2012」

第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者	健康保険法 (大11.法70)(施行 昭2.1.1)		職員健康 保険法 (昭14.法72)			
	日雇労働者				日雇労働者健康保険法 (昭28.法207) (施行 昭28.11.1)		
	船 員			船員保険法 (昭14.法73) (施行 昭15.6.1)			
	公 務 員 等	国家公務員		政府職員共済組 合令(昭15.勅827)	旧国家公務員 共済組合法 (昭23.法69)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)	
		役職 適用 法人 人員	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により 設立され、医療費の支給等を行っていた。			公共企業体職員等共済組合法 (昭31.法134) (施行 昭31.7.1)	
		地方公務員		政府職員共済組 合令(昭15.勅827)		国家公務員 共済組合法 (昭29.法204)	地方公務員等 共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)
	私立学 校教 職 員				健康保険法 (大11.法70)	① 私立学校教職員共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)	
農 林 漁 業 団 体 職 員					健康保険法 (大11.法70) (施行 昭2.1.1)		
非 被 用 者				旧国民健康保険法(昭13.法60) ②	国民健康保険法 (昭33.法192) (施行 昭34.1.1) ③		
高 齢 者							

① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私学教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。

② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。

	昭50	昭60	平7	平9	平12	平20
	④					
		国家公務員等 共済組合法	国家公務員 共済組合法			
	⑤		健康保険法 (大11. 法70) ⑥			

	私立学校教職員 共済法					

		老人保健法 (昭57. 法80)(施行 昭58. 2. 1)	高齢者の医療の確保に 関する法律			
			介護保険法 (平9. 法123)(施行 平12. 4. 1)			

- ③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。
- ④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。
- ⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
- ⑥ 適用法人については、平成9年4月にそれぞれ健康保険組合が設立された。

② 年金保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者	労働者年金保険法(昭16.法60)(施行昭17.6.1)		旧厚生年金保険法(昭19.法21)(施行昭19.10.1)	厚生年金保険法(昭29.法115)(施行昭29.5.1)		
	日雇労働者	退職積立金及退職手当法(昭11.法42)				国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1)	
	船員	船員保険法(昭14.法73)(施行昭15.6.1)					
	公務員等	国家公務員	官吏恩給法② 恩給法(大12.法48)			旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行昭33.7.1)
		役職 適用法人	大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、年金給付を実施していた。				公共企業体職員等共済組合法(昭31.法134)(施行昭31.7.1)
		地方公務員	官吏恩給法 恩給法(大12.法48)		旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭29.法204)	地方公務員等共済組合法(昭37.法152)(施行昭37.12.1)
			退職年金条例③		市町村職員共済組合法(昭27.法119)	町村職員恩給組合法(昭27.法119)	
私立学校 教職員	財団法人私学恩給財団(大13.10.1発足)			④	私立学校教職員共済組合法(昭28.法245)(施行昭29.1.1)		
農林漁業 団体職員				厚生年金保険法(昭29.法115)	農林漁業団体職員共済組合法(昭33.法99)(施行昭34.1.1)		
非被用者						国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1)	

- ① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
- ② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
- ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
- ④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。

昭50	昭60	昭61(注)	平7	平9	平12	平14
						確定給付企業年金法 (平13.法50)(施行 平14.4.1)
						確定拠出年金法 (平13.法88)(施行 平13.10.1)
						厚生年金保険法 (昭29.法115) (昭61.4.1統合)
						国家公務員等 共済組合法
						国家公務員 共済組合法
						⑥
						⑦ 厚生年金保険法 (昭29.法115) (平9.4.1統合)
						⑧ 厚生年金保険法 (昭29.法115) (平14.4.1統合)

農業者年金基金法
 (昭45.法78)
 (施行 昭46.1.1)

- ⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。
 - ⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合法に統合された。
 - ⑦ 平成9年4月1日から、被用者年金制度の再編成の第1段階として、旧公共企業体(日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業)の各共済組合は厚生年金保険法に統合された。
 - ⑧ 農林漁業団体職員共済組合法の廃止により、平成14年4月1日から厚生年金保険法に統合された。
- (注) 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなった。

③ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60 平元	平22
一般被用者		退職積立金及退職手当法(昭11.法42)		失業保険法 (昭22.法146) (適用 昭22.11.1) ①		雇用保険法 (昭49.法116) (適用 昭50.4.1) ②		
日雇労働者				日雇労働者の制度創設 (昭24.法87) (施行 昭22.6.1)				
船員				船員保険法失業部門創設 (昭22.法235) (施行 昭22.11.1)				雇用保険法 (昭49.法116) (施行 平22.1.1) ④
公務員等	国家公務員				国家公務員退職手当法 (昭28.法182) (適用 昭28.8.1)			
	役職 適用法人						雇用保険法 (適用 昭60.4.1) ③	
	地方公務員				退職手当に関する条例			

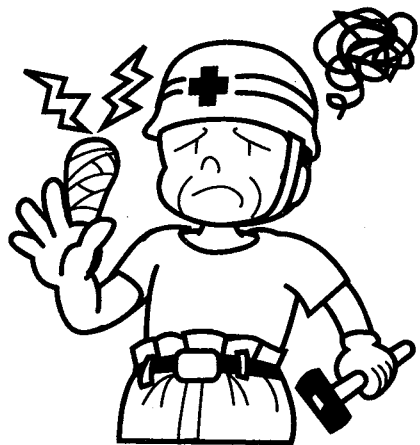
- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。
- ④ 社会保険庁の廃止に伴い、雇用保険制度へ統合。



④ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60	平元	平22
一般被用者		健康保険法(大11.法70)(施行 昭2.1.1)①			労働者災害補償保険法(昭22.法50)(施行 昭22.9.1)				
		労働者災害扶助責任保険法②(昭6.法55)							
船員				船員保険法(昭14.法73)(施行 昭15.6.1)	昭和22年法103号をもって労災補償部門を明確に区分				労働者災害補償保険法(昭22.法50)(施行 平22.1.1)⑤
公務員等	国家公務員	③ 国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。		旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行 昭33.7.1)				
	役職人				{ 業務災害補償 } に関する協約		労働者災害補償保険法(適用 昭60.4.1)④		
	地方公務員			国家公務員共済組合法(施行 昭37.7.1)	地方公務員等共済組合法(昭37.法152)(施行 昭37.12.1)				
				市町村職員共済組合法(昭29.法204)	災害補償に関する条例		地方公務員災害補償法(昭42.法121)(施行 昭42.12.1)		

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行われていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。
- ⑤ 社会保険庁の廃止に伴い、労災保険制度へ統合。



〔参考〕1 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済財政白書 (内閣府)	厚生労働白書 (厚生労働省)	労働経済白書 (厚生労働省)
2001(H13)	改革なくして成長なし	生涯にわたり個人の自立を支援する厚生労働行政	情報通信技術(I T)の革新と雇用
2002(H14)	改革なくして成長なしⅡ	現役世代の生活像—経済的側面を中心として—	最近の雇用・失業の動向とその背景
2003(H15)	改革なくして成長なしⅢ	活力ある高齢者像と世代間の新たな関係の構築	経済社会の変化と働き方の多様化
2004(H16)	改革なくして成長なしⅣ	現代生活を取り巻く健康リスク—情報と協働でつくる安全と安心—	雇用の質の充実を通じた豊かな生活の実現に向けた課題
2005(H17)	改革なくして成長なしⅤ	地域とともに支えるこれからの社会保障	人口減少社会における労働政策の課題
2006(H18)	成長条件が復元し、新たな成長を目指す日本経済	持続可能な社会保障制度と支え合いの循環—「地域」への参加と「働き方」の見直し—	就業形態の多様化と就労者生活
2007(H19)	生産性上昇に向けた挑戦	医療構造改革のめざすもの	ワークライフバランスと雇用システム
2008(H20)	リスクに立ち向かう日本経済	生涯を通じた自立と支え合い—暮らしの基盤と社会保障を考える—	働く人の意識と雇用管理の動向
2009(H21)	危機の克服と持続的回復への展望	暮らしと社会の安定に向けた自立支援	賃金、物価、雇用の動向と勤労者生活
2010(H22)	需要の創造による成長力の強化	厚生労働省改革元年	産業社会の変化と雇用・賃金の動向
2011(H23)	日本経済の本質的な力を高める	社会保障の検証と展望—国民皆保険・皆年金制度実現から半世紀—	世代ごとにみた働き方と雇用管理の動向
2012(H24)	日本経済の復興から発展的創造へ	社会保障を考える	分厚い中間層の復活に向けた課題

〔参考〕2 平成24年の審議会意見書等一覧

平成24年1月24日	薬事法等制度改正についてのとりまとめ	厚生科学審議会・医薬品等制度改正検討部会
平成24年3月27日	「公的年金財政状況報告－平成22年度－」報告書	社会保障審議会・年金数理部会
平成24年3月29日	平成25年度以降の臨床研修における対応について	医道審議会・医師分科会医師臨床研修部会
平成24年4月18日	歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書について	医道審議会・歯科医師分科会歯科医師国家試験制度改善検討部会
平成24年4月23日	保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会報告書について	医道審議会・保健師助産師看護師分科会保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会
平成24年5月23日	予防接種制度の見直しについて	厚生科学審議会・感染症分科会予防接種部会
平成24年7月26日	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）	社会保障審議会・児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
平成24年8月30日	平成25年度予算要求に係る肝炎対策推進協議会意見書について	肝炎対策推進協議会

第 III 部

社会保障關係統計資料編

凡 例

- 1 本表の記号は次による。
 … 不問 0または0.0 単位未満 △ 負数
 — なし 統計項目のありえない場合
- 2 統計表で内訳の合計と合計数とが一致しない場合があるがそれは四捨五入によるものである。
- 3 統計数字のうち1円、1人、1件というような1位単位のものについては統計表から円、人、件等の単位を省略した。

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

(単位 人口：千人)

区 分	昭和35年 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年 (1990)	12 (2000)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総 人 口	93,419	103,720	117,060	123,611	126,926	127,692	127,510	128,057	127,799
年齢階級別人口									
0～14歳人口	28,067	24,823	27,507	22,486	18,472	17,176	17,011	16,803	16,705
(%)	30.4	23.9	23.5	18.2	14.6	13.5	13.3	13.1	13.1
15～64歳人口	60,002	71,566	78,835	85,904	86,220	82,300	81,493	81,032	81,342
(%)	64.2	69.0	67.3	69.5	67.9	64.5	63.9	63.3	63.7
65歳以上人口	5,350	7,331	10,647	14,895	22,005	28,216	29,005	29,246	29,752
(%)	5.7	7.1	9.1	12.0	17.3	22.1	22.8	22.8	23.3
出 生	1,606	1,934	1,577	1,222	1,191	1,091	1,070	1,071	1,051
人口千対	17.2	18.8	13.6	10.0	9.5	8.7	8.5	8.5	8.3
死 亡	707	713	723	820	962	1,142	1,142	1,197	1,253
人口千対	7.6	6.9	6.2	6.7	7.7	9.1	9.1	9.5	9.9
自 然 増 減	899	1,221	854	401	229	△51	△72	△126	△202
人口千対	9.6	11.8	7.3	3.3	1.8	△0.4	△0.6	△1.0	△1.6
平均余命(年)									
男 0歳	65.32	69.31	73.35	75.92	77.72	79.29	79.59	79.64	79.44
65歳	11.62	12.50	14.56	16.22	17.54	18.60	18.88	18.86	18.69
女 0歳	70.19	74.66	78.76	81.90	84.60	86.05	86.44	86.39	85.90
65歳	14.10	15.34	17.68	20.03	22.42	23.64	23.97	23.89	23.66
合計特殊出生率	2.00	2.13	1.75	1.54	1.36	1.37	1.37	1.39	1.39

(注) 1 昭和45年以前には、沖縄県を含まない。

2 昭和55年、平成2年、平成12年、平成22年の総人口には、年齢不詳を含む。

資料：「総人口」「年齢階級別人口」は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」「完全生命表」「簡易生命表」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/001.xls>

第2表 年齢3区分別人口の推移

(単位 万人)

区 分	総 人 口	総人口に占める割合 (%)			年少人口指数
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	
昭和25年(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30 (1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35 (1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40 (1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45 (1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50 (1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55 (1980)	11,706	23.5	67.3	9.1	34.9
60 (1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.5	12.0	26.2
7 (1995)	12,557	15.9	69.4	14.5	23.0
12 (2000)	12,693	14.6	67.9	17.3	21.4
17 (2005)	12,777	13.8	66.1	20.2	20.8
20 (2008)	12,769	13.5	64.5	22.1	20.9
21 (2009)	12,751	13.3	63.9	22.8	20.9
22 (2010)	12,806	13.2	63.8	23.0	20.7
23 (2011)	127,799	13.1	63.7	23.3	20.5
平成27年(2015)	12,660	12.5	60.7	26.8	20.6
32 (2020)	12,410	11.7	59.2	29.1	19.8
37 (2025)	12,066	11.0	58.7	30.3	18.7

(注) 年齢不詳を含む。

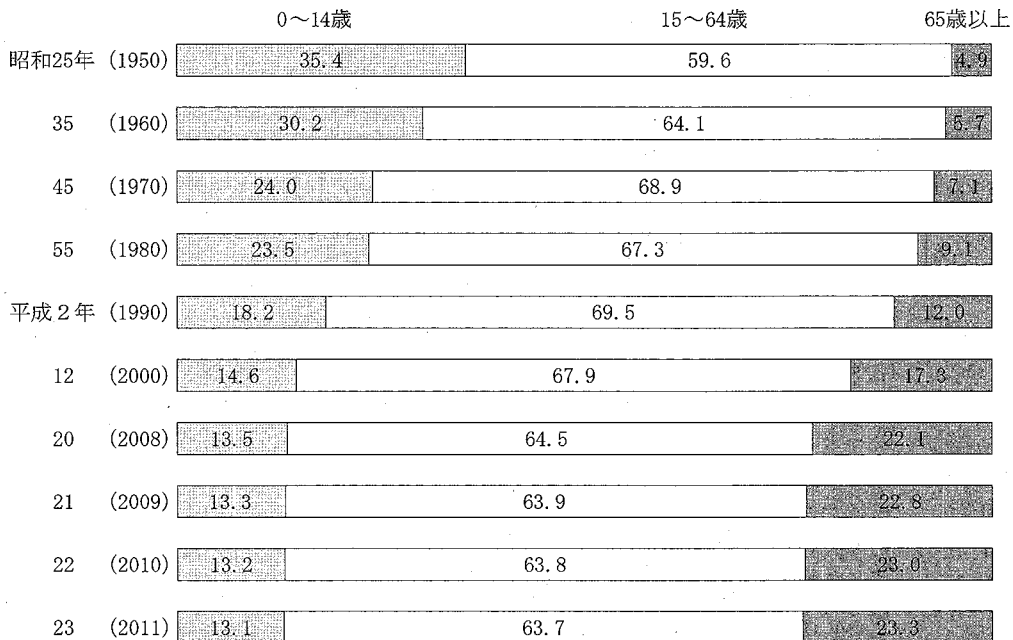
資料：平成23年以前は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口－平成24年1月推計－」の中位推計値

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/002.xls>

〈年齢別人口の割合の推移〉

(数字は%)



(小数第2位を四捨五入 (及び年齢不詳を含む) のため合計は100%にならない)

第3表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）

平成23年10月1日現在(単位 千人)

区 分	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	127,799	62,184	65,615	126,180	61,453	64,727
0～4歳	5,303	2,716	2,587	5,255	2,691	2,564
5～9	5,490	2,811	2,679	5,446	2,788	2,658
10～14	5,912	3,028	2,884	5,865	3,004	2,861
15～19	6,075	3,118	2,958	6,009	3,086	2,923
20～24	6,370	3,254	3,116	6,169	3,160	3,008
25～29	7,219	3,672	3,547	7,004	3,570	3,435
30～34	8,093	4,106	3,987	7,897	4,018	3,879
35～39	9,712	4,926	4,786	9,545	4,855	4,691
40～44	9,315	4,704	4,610	9,155	4,640	4,515
45～49	7,966	4,004	3,962	7,837	3,950	3,887
50～54	7,639	3,819	3,821	7,546	3,779	3,768
55～59	8,320	4,128	4,192	8,247	4,095	4,152
60～64	10,632	5,218	5,414	10,573	5,189	5,384
65～69	7,861	3,758	4,103	7,819	3,738	4,081
70～74	7,184	3,335	3,848	7,151	3,321	3,830
75～79	6,143	2,679	3,464	6,122	2,670	3,452
80～84	4,494	1,763	2,731	4,481	1,758	2,723
85歳以上	4,071	1,146	2,925	4,059	1,142	2,918
(再掲)						
0～14歳	16,705	8,554	8,151	16,565	8,483	8,083
15～64	81,342	40,949	40,392	79,982	40,342	39,640
65歳以上	29,752	12,680	17,072	29,632	12,628	17,004

資料：総務省統計局「平成23年10月1日現在推計人口」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/003.xls>

第4表 人口動態

区分	人口	出生		死亡		自然増減	
		実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)
昭和35年(1960)	* 93,418,501	1,606,041	17.2	706,599	7.6	899,442	9.6
45 (1970)	* 103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8
55 (1980)	* 116,320,358	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
平成2年(1990)	* 122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
12 (2000)	* 126,925,843	1,190,547	9.5	961,653	7.7	228,894	1.8
20 (2008)	127,692,000	1,091,156	8.7	1,142,407	9.1	△51,251	△0.4
21 (2009)	127,510,000	1,070,035	8.5	1,141,865	9.1	△71,830	△0.6
22 (2010)	* 128,057,352	1,071,304	8.5	1,197,012	9.5	△125,708	△1.0
23 (2011)	127,799,000	1,050,806	8.3	1,253,066	9.9	△202,260	△1.6

- (注) 1 人口は各年10月1日現在であり、*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は総人口
 2 昭和55年以降は、沖縄県を含む。
 3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は、死亡(実数)の再掲である。
 4 死産とは、妊娠満12週以後のものである。
 5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。(昭和55年以前は、妊娠満28週以
 6 「婚姻」「離婚」の実数は件数を示す。

資料：「人口」は、総務省統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」
 上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/004.xls>

第5表 平均余命(性×特定年齢×年次別)

区分	昭和30年 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《男》												
0歳	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.38	77.72	78.56	79.29	79.59	79.55	79.44
5	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.87	73.10	73.88	74.57	74.87	74.82	74.71
10	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.94	68.15	68.93	69.61	69.90	69.85	69.77
20	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	57.16	58.33	59.08	59.75	60.04	59.99	59.93
30	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.55	48.69	49.43	50.09	50.37	50.33	50.28
40	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.96	39.13	39.86	40.49	40.78	40.73	40.69
50	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.75	29.91	30.63	31.21	31.51	31.42	31.39
60	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.28	21.44	22.09	22.58	22.87	22.75	22.70
70	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.97	13.97	14.39	14.84	15.10	14.96	14.93
80	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	7.13	7.96	8.22	8.49	8.66	8.42	8.39
85	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	5.05	5.76	5.89	6.13	6.27	6.00	5.96
90	—	—	—	3.28	3.51	3.58	4.10	4.15	4.36	4.48	4.19	4.14
95	—	—	—	—	—	2.60	2.97	2.93	3.15	—	—	—
100	—	—	—	—	—	—	—	2.08	2.31	—	—	—

- (注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」と呼んでいる。
 2 昭和40年以前は、沖縄県を含まない。

資料：平成2年以前及び平成7、12、17、22年は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」
 それ以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/005.xls>

乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率 (出生千対)	実数	率 (出産千対)	実数	率 (出産千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28
3,830	3.2	38,393	31.2	6,881	5.8	798,138	6.4	264,246	2.10
2,798	2.6	28,177	25.2	4,720	4.3	726,106	5.8	251,136	1.99
2,556	2.4	27,005	24.6	4,519	4.2	707,734	5.6	253,353	2.01
2,450	2.3	26,560	24.2	4,515	4.2	700,214	5.5	251,378	1.99
2,463	2.3	25,751	23.9	4,315	4.1	661,895	5.2	235,719	1.87

(日本に定住している外国人を含む)であり、昭和45年以降は日本人人口である。

後の数値である)

区分	昭和30年 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《女》												
0歳	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.85	84.60	85.52	86.05	86.44	86.30	85.90
5	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	78.29	79.95	80.81	81.33	81.69	81.55	81.19
10	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	73.34	74.98	75.84	76.36	76.73	76.58	76.24
20	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	63.46	65.08	65.93	66.45	66.81	66.67	66.35
30	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.65	55.26	56.12	56.64	57.00	56.83	56.56
40	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.91	45.52	46.38	46.89	47.25	47.08	46.84
50	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	34.43	36.01	36.84	37.34	37.70	37.52	37.32
60	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	25.31	26.85	27.66	28.12	28.46	28.28	28.12
70	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.76	18.19	18.88	19.29	19.61	19.43	19.31
80	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	9.47	10.60	11.13	11.43	11.68	11.46	11.36
85	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.67	7.61	7.99	8.21	8.41	8.15	8.07
90	—	—	—	3.82	4.18	4.64	5.29	5.53	5.71	5.86	5.53	5.46
95	—	—	—	—	—	3.33	3.73	3.77	3.97	—	—	—
100	—	—	—	—	—	—	—	2.54	2.77	—	—	—

第6表 主要死因別死亡率（人口10万対）の推移

区分	昭和35年 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
結核	34.2	15.4	5.5	3.0	2.1	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7
悪性新生物	100.4	116.3	139.1	177.2	235.2	258.3	272.3	273.5	279.7	283.2
心疾患(高血圧性を除く)	73.2	86.7	106.2	134.8	116.8	137.2	144.4	143.7	149.8	154.5
脳血管疾患	160.7	175.8	139.5	99.4	105.5	105.3	100.9	97.2	97.7	98.2
肺炎	40.2	27.1	28.4	55.6	69.2	85.0	91.6	89.0	94.1	98.9
肝疾患	14.3	16.6	16.3	16.1	12.8	13.0	12.9	12.7	12.8	13.0
不慮の事故	41.7	42.5	25.1	26.2	31.4	31.6	30.3	30.0	32.2	47.1
自殺	21.6	15.3	17.7	16.4	24.1	24.2	24.0	24.4	23.4	22.9

(注) 1 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年よりICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来の「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更、遡及した。

2 「不慮の事故」は、平成7年より従来の「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/006.xls>

第7表 年次別死因順位及び死亡率

区分	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和35年 (1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び 気管支炎	49.3
45 (1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
55 (1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	老衰	27.6
平成2年 (1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び 気管支炎	60.7	不慮の事故及び 有害作用	26.2
12 (2000)	悪性新生物	235.2	心疾患	116.8	脳血管疾患	105.5	肺炎	69.2	不慮の事故	31.4
20 (2008)	悪性新生物	272.3	心疾患	144.4	脳血管疾患	100.9	肺炎	91.6	不慮の事故	30.3
21 (2009)	悪性新生物	273.5	心疾患	143.7	脳血管疾患	97.2	肺炎	89.0	老衰	30.7
22 (2010)	悪性新生物	279.7	心疾患	149.8	脳血管疾患	97.7	肺炎	94.1	老衰	35.9
23 (2011)	悪性新生物	283.2	心疾患	154.5	肺炎	98.9	脳血管疾患	98.2	不慮の事故	47.1

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。

2 平成7年よりICD-10の死因分類の適用に伴い、「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。

3 平成7年に死因順位の第2位と第3位が入れ替わったがこれは死亡傾向の急激な変化ではなく、死因分類等の改正に伴う死亡原因の選び方の変更による脳血管疾患の増加と死亡診断書等の改正による心疾患の減少によるものと考えられる。

4 「心疾患」は、「心疾患（高血圧性を除く）」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/007.xls>

第8表 世帯数（世帯業態別）

（単位 千世帯）

区 分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《推計数》						
総 数	47,531	48,023	47,957	48,013	48,638	46,684
雇用者・自営業者等の世帯	47,038	46,502	46,577	46,977	46,682	45,806
常雇者世帯	26,143	24,982	26,422	25,754	25,117	25,014
臨時雇用者世帯	1,924	1,942	2,101	2,014	1,976	2,150
日雇労働者世帯	438	413	336	302	364	345
自営業者世帯	5,887	6,502	5,992	5,758	5,942	5,164
その他の世帯	12,647	12,663	11,726	13,148	13,282	13,133
世帯業態不詳	493	1,521	1,380	1,036	1,957	878
《構成割合》(%)						
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	99.0	96.8	97.1	97.8	96.0	98.1
常雇者世帯	55.0	52.0	55.1	53.6	51.6	53.6
臨時雇用者世帯	4.0	4.0	4.4	4.2	4.1	4.6
日雇労働者世帯	0.9	0.9	0.7	0.6	0.7	0.7
自営業者世帯	12.4	13.5	12.5	12.0	12.2	11.1
その他の世帯	26.6	26.4	24.5	27.4	27.3	28.1
世帯業態不詳	1.0	3.2	2.9	2.2	4.0	1.9

- (注) 1 臨時雇用者世帯：1月以上1年未満の契約の雇用者世帯
 2 日雇労働者世帯：日々又は1月未満の契約の雇用者世帯
 3 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/008.xls>

第9表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の推移

（単位 千世帯）

区 分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《推計数》						
総 数	47,531	48,023	47,957	48,013	48,638	46,684
国保加入世帯	17,623	16,772	10,705	10,825	10,826	10,372
被用者保険加入世帯	20,739	21,219	20,580	20,323	20,150	20,043
国保・被用者保険加入世帯	7,676	7,806	4,896	4,804	4,620	4,330
後期高齢者医療制度加入世帯	・	・	3,928	4,105	4,407	4,291
国保・後期高齢者医療制度加入世帯	・	・	2,708	2,791	2,884	2,764
被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯	・	・	2,669	2,587	2,611	2,511
国保・被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯	・	・	1,269	1,242	1,126	1,093
その他の世帯	1,185	952	809	999	916	1,016
不詳	308	1,274	393	336	1,098	265
《構成割合》(%)						
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国保加入世帯	37.1	34.9	22.3	22.5	22.3	22.2
被用者保険加入世帯	43.6	44.2	42.9	42.3	41.4	42.9
国保・被用者保険加入世帯	16.1	16.3	10.2	10.0	9.5	9.3
後期高齢者医療制度加入世帯	・	・	8.2	8.5	9.1	9.2
国保・後期高齢者医療制度加入世帯	・	・	5.6	5.8	5.9	5.9
被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯	・	・	5.6	5.4	5.4	5.4
国保・被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯	・	・	2.6	2.6	2.3	2.3
その他の世帯	2.5	2.0	1.7	2.1	1.9	2.2
不詳	0.6	2.7	0.8	0.7	2.3	0.6

- (注) 1 国保加入世帯：国民健康保険の被保険者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯
 2 被用者保険加入世帯：政府管掌健康保険・組合管掌健康保険・船員保険の被保険者もしくは共済組合の組合員・被扶養者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者がいない世帯
 3 国保・被用者保険加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者及び被用者保険の被保険者・被扶養者がそれぞれ1人でもおり、かつ、後期高齢者医療制度の被保険者がいない世帯
 4 後期高齢者医療制度加入世帯：後期高齢者医療制度の被保険者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者がいない世帯
 5 国保・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者がいない世帯
 6 被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の被用者保険の被保険者・被扶養者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもおり、かつ、国民健康保険の被保険者がいない世帯
 7 国保・被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者、被用者保険の被保険者・被扶養者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもいる世帯
 8 その他の世帯：上記1～7以外で加入保険不詳の者がいない世帯
 9 不詳：加入保険不詳の者がいる世帯
 10 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/009.xls>

第10表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
《推計数》					
平成17年(2005)	47,043	8,349	691	79	37,924
18 (2006)	47,531	8,462	788	89	38,192
19 (2007)	48,023	9,009	717	100	38,197
20 (2008)	47,957	9,252	701	94	37,910
21 (2009)	48,013	9,623	752	93	37,545
22 (2010)	48,638	10,207	708	77	37,646
23 (2011)	46,684	9,581	759	96	36,248
《構成割合》(%)					
平成17年(2005)	100.0	17.7	1.5	0.2	80.6
18 (2006)	100.0	17.8	1.7	0.2	80.4
19 (2007)	100.0	18.8	1.5	0.2	79.5
20 (2008)	100.0	19.3	1.5	0.2	79.0
21 (2009)	100.0	20.0	1.6	0.2	78.2
22 (2010)	100.0	21.0	1.5	0.2	77.4
23 (2011)	100.0	20.5	1.6	0.2	77.6

(注)平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/010.xls>

第11表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

(単位 千世帯)

区 分	総数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	平均世帯人員(人)
《推計数》								
平成17年(2005)	47,043	11,580	13,260	9,265	7,499	3,250	2,189	2.68
18 (2006)	47,531	12,043	13,311	9,288	7,740	3,124	2,024	2.65
19 (2007)	48,023	11,983	13,764	9,903	7,549	3,038	1,787	2.63
20 (2008)	47,957	11,928	13,920	9,673	7,582	3,015	1,838	2.63
21 (2009)	48,013	11,955	13,986	9,653	7,598	3,104	1,716	2.62
22 (2010)	48,638	12,386	14,237	10,016	7,476	2,907	1,616	2.59
23 (2011)	46,684	11,787	13,959	9,292	7,422	2,680	1,544	2.58
《構成割合》(%)								
平成17年(2005)	100.0	24.6	28.2	19.7	15.9	6.9	4.7	・
18 (2006)	100.0	25.3	28.0	19.5	16.3	6.6	4.3	・
19 (2007)	100.0	25.0	28.7	20.6	15.7	6.3	3.7	・
20 (2008)	100.0	24.9	29.0	20.2	15.8	6.3	3.8	・
21 (2009)	100.0	24.9	29.1	20.1	15.8	6.5	3.6	・
22 (2010)	100.0	25.5	29.3	20.6	15.4	6.0	3.3	・
23 (2011)	100.0	25.2	29.9	19.9	15.9	5.7	3.3	・

(注)平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/011.xls>

第12表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区分	総数	単 独 世 帯			核 家 族 世 帯				三世帯世帯	その他の世帯
		総 数	住み込み 寄宿舎等	その他	総 数	夫婦のみ世帯	夫婦と未婚の 子のみの世帯	片親と未婚の 子のみの世帯		
《推計数》										
平成17年(2005)	47,043	11,580	914	10,667	27,872	10,295	14,609	2,968	4,575	3,016
18 (2006)	47,531	12,043	859	11,184	28,025	10,198	14,826	3,002	4,326	3,137
19 (2007)	48,023	11,983	1,256	10,727	28,658	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337
20 (2008)	47,957	11,928	1,025	10,903	28,664	10,730	14,732	3,202	4,229	3,136
21 (2009)	48,013	11,955	1,086	10,869	28,809	10,688	14,890	3,230	4,015	3,234
22 (2010)	48,638	12,386	1,003	11,383	29,097	10,994	14,922	3,180	3,835	3,320
23 (2011)	46,684	11,787	852	10,935	28,281	10,575	14,443	3,263	3,436	3,180
《構成割合》(%)										
平成17年(2005)	100.0	24.6	1.9	22.7	59.2	21.9	31.1	6.3	9.7	6.4
18 (2006)	100.0	25.3	1.8	23.5	59.0	21.5	31.2	6.3	9.1	6.6
19 (2007)	100.0	25.0	2.6	22.3	59.7	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9
20 (2008)	100.0	24.9	2.1	22.7	59.8	22.4	30.7	6.7	8.8	6.5
21 (2009)	100.0	24.9	2.3	22.6	60.0	22.3	31.0	6.7	8.4	6.7
22 (2010)	100.0	25.5	2.1	23.4	59.8	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8
23 (2011)	100.0	25.2	1.8	23.4	60.6	22.7	30.9	7.0	7.4	6.8

(注)平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/012.xls>

第13表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区分	全世帯数	65 歳 以 上 の 者 の い る 世 帯								
		総 数	全世帯に占 める割合(%)	単独世帯	夫 婦 の み の 世 帯			夫婦(片親) と未婚の子 のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯
					総 数	一方が65歳 未満の世帯	ともに65歳 以上の世帯			
《推計数》										
平成17年(2005)	47,043	18,532	39.4	4,069	5,420	1,349	4,071	3,010	3,947	2,088
18 (2006)	47,531	18,285	38.5	4,102	5,397	1,283	4,114	2,944	3,751	2,091
19 (2007)	48,023	19,263	40.1	4,326	5,732	1,342	4,390	3,418	3,528	2,260
20 (2008)	47,957	19,777	41.2	4,352	5,883	1,302	4,582	3,634	3,667	2,241
21 (2009)	48,013	20,125	41.9	4,631	5,992	1,315	4,678	3,730	3,518	2,254
22 (2010)	48,638	20,705	42.6	5,018	6,190	1,314	4,876	3,837	3,348	2,313
23 (2011)	46,684	19,422	41.6	4,697	5,817	1,221	4,596	3,743	2,998	2,166
《構成割合》(%)										
平成17年(2005)	・	100.0	・	22.0	29.2	7.3	22.0	16.2	21.3	11.3
18 (2006)	・	100.0	・	22.4	29.5	7.0	22.5	16.1	20.5	11.4
19 (2007)	・	100.0	・	22.5	29.8	7.0	22.8	17.7	18.3	11.7
20 (2008)	・	100.0	・	22.0	29.7	6.6	23.2	18.4	18.5	11.3
21 (2009)	・	100.0	・	23.0	29.8	6.5	23.2	18.5	17.5	11.2
22 (2010)	・	100.0	・	24.2	29.9	6.3	23.5	18.5	16.2	11.2
23 (2011)	・	100.0	・	24.2	30.0	6.3	23.7	19.3	15.4	11.2

(注)平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/013.xls>

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第14表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位 億円、%)

区 分	国民所得 (分配)		社会保障関係総費用			社会保障給付費			社会保障移転		
		伸率		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比
平成17年度(2005)	3,740,848	1.1	.	.	.	877,766	2.3	23.5	891,693	2.4	23.8
18 (2006)	3,781,051	1.1	.	.	.	890,925	1.5	23.6	905,965	1.6	24.0
19 (2007)	3,810,615	0.8	.	.	.	914,387	2.6	24.0	936,203	3.3	24.6
20 (2008)	3,547,672	△6.9	.	.	.	941,037	2.9	26.5	956,415	2.2	27.0
21 (2009)	3,425,189	△3.5	.	.	.	998,607	6.1	29.2	1,009,208	5.5	29.5
22 (2010)	3,492,777	2.0	.	.	.	1,034,879	3.6	29.6	1,043,608	3.4	29.9

(注) 「社会保障関係総費用」は、省庁再編により社会保障制度審議会がなくなったために算出されていない。
 資料：「国民所得」「社会保障移転」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」による実績。93SNA基準による。
 「社会保障給付費」は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/014.xls>

第15表 社会保障関係費の推移

(単位 億円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
基礎的財政収支対象経費	637,407	609,245	619,100	628,981	683,043	709,319	708,625	683,897
厚生労働省予算	208,178	209,417	214,769	221,223	251,568	275,561	289,638	266,873
社会保障関係費	203,808	205,739	211,409	217,824	248,344	272,686	287,079	263,901
年金医療介護保険給付費	196,004	203,363	210,366	190,845
生活保護費	19,230	20,461	19,820	20,053	20,969	22,388	26,065	28,319
社会福祉費	16,443	15,117	16,223	16,589	25,091	39,305	44,194	38,746
社会保険費	158,638	161,621	168,999	175,134
保健衛生対策費	4,832	4,213	4,152	4,094	4,346	4,262	3,905	3,788
失業対策費	4,664	4,327	2,215	1,956
雇用労災対策費	1,934	3,367	2,549	2,204
《対前年伸び率》(%)								
基礎的財政収支対象経費	△1.2	△4.4	1.6	1.6	8.6	3.8	△0.1	△3.5
厚生労働省予算	3.1	0.6	2.6	3.0	13.7	9.5	5.1	△7.9
《構成比》(%)								
社会保障関係費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年金医療介護保険給付費	78.9	74.6	73.3	72.3
生活保護費	9.4	9.9	9.4	9.2	8.4	8.2	9.1	10.7
社会福祉費	8.1	7.3	7.7	7.6	10.1	14.4	15.4	14.7
社会保険費	77.8	78.6	79.9	80.4
保健衛生対策費	2.4	2.0	2.0	1.9	1.7	1.6	1.4	1.4
失業対策費	2.3	2.1	1.0	0.9
雇用労災対策費	0.8	1.2	0.9	0.8

(注) 1 各年度の当初予算額である。
 2 平成20年度以前の「社会保険費」には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。また、雇用保険に要する費用は「失業対策費」に含まれている。
 3 平成21年度に区分の組み替えがあり、「社会保険費」の費用が「年金医療介護保険給付費」と「社会福祉費」に分けられた。また、「失業対策費」が「雇用労災対策費」となり労災保険に要する費用が含まれている。
 4 平成23年度より「一般歳出」は、「基礎的財政収支対象経費」となった。
 5 基礎的財政収支対象経費＝一般会計歳出－(国債費＋決算不足補てん繰戻)

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/015.xls>

第16表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
1. 社会保障給付	78,970.1	80,201.6	82,610.1	84,605.3	89,454.1	92,449.5
(1) 特別会計	43,005.7	43,958.7	45,009.4	44,078.7	45,212.8	45,115.1
a. 年金(除児童手当及び子ども手当)	40,664.8	41,706.6	42,788.7	41,772.9	41,650.3	42,201.4
(a) 健康保険	4,079.1	4,142.8	4,320.0	2,153.6	0.0	0.0
(b) 厚生年金	21,979.6	22,246.7	22,312.0	22,589.9	23,743.3	23,893.0
(c) 国民年金	14,606.1	15,317.1	16,156.7	17,029.4	17,907.1	18,308.3
b. 労働保険	2,306.7	2,217.3	2,186.8	2,271.9	3,537.3	2,913.7
(a) 労働保険	882.5	890.9	886.4	882.3	856.6	849.4
(b) 雇用保険	1,424.2	1,326.5	1,300.4	1,389.7	2,680.7	2,064.3
c. 船員保険	34.2	34.7	33.9	33.9	25.2	・
(a) 疾病給付	25.0	25.6	25.5	25.4	17.8	・
(b) 年金給付	6.5	6.8	6.7	6.8	5.6	・
(c) 失業給付	2.6	2.3	1.7	1.7	1.8	・
(2) 国民健康保険	7,943.0	8,287.2	8,838.8	8,837.2	9,069.6	9,350.7
(3) 後期高齢者医療	10,671.1	10,239.5	10,292.7	10,493.6	11,069.0	11,737.0
(4) 公共経済組合理	7,433.0	7,453.5	7,519.2	7,590.8	7,707.1	7,812.3
a. 国家公務員共済組	1,910.6	1,906.5	1,914.1	1,914.1	1,921.1	1,932.8
(a) 短期経理	243.4	240.1	240.5	243.2	246.6	254.3
(b) 長期経理	1,667.2	1,666.4	1,670.9	1,670.9	1,674.5	1,678.5
b. 地方公務員共済組	5,022.6	5,037.9	5,083.6	5,141.1	5,236.2	5,280.6
(a) 短期経理	733.9	725.9	737.1	754.0	771.5	756.3
(b) 長期経理	4,288.7	4,312.0	4,346.5	4,387.2	4,464.7	4,524.3
c. その他の経理	499.9	509.1	524.2	535.6	549.8	598.9
(a) 短期経理	101.6	103.1	105.0	108.3	112.3	114.6
(b) 長期経理	398.3	406.0	419.2	427.2	437.5	484.3
(5) 組合管掌健康保険協	3,277.3	3,360.4	3,493.3	3,582.9	3,634.1	3,734.7
(6) 全国健康保険協	・	・	・	2,245.7	4,510.9	4,679.7
(7) 児童手当	621.7	803.2	964.4	990.4	985.9	2,408.6
(8) 基金	208.8	213.1	195.5	189.6	182.8	178.8
(9) 介護保険	5,809.5	5,885.9	6,296.7	6,596.5	7,081.9	7,432.6
2. 無基金雇用者社会給付	2,655.9	3,035.8	3,496.6	3,360.9	3,302.8	3,069.9
うち公務災害補償	13.8	14.0	13.4	12.8	12.8	12.6
3. 社会扶助給付	7,543.3	7,359.1	7,513.7	7,675.3	8,163.9	8,841.4
うち恩給	1,064.9	990.0	918.5	845.9	776.3	706.0
合	89,169.3	90,596.5	93,620.3	95,641.5	100,920.8	104,360.8

(注) 1 2005年基準・93SNAによる。

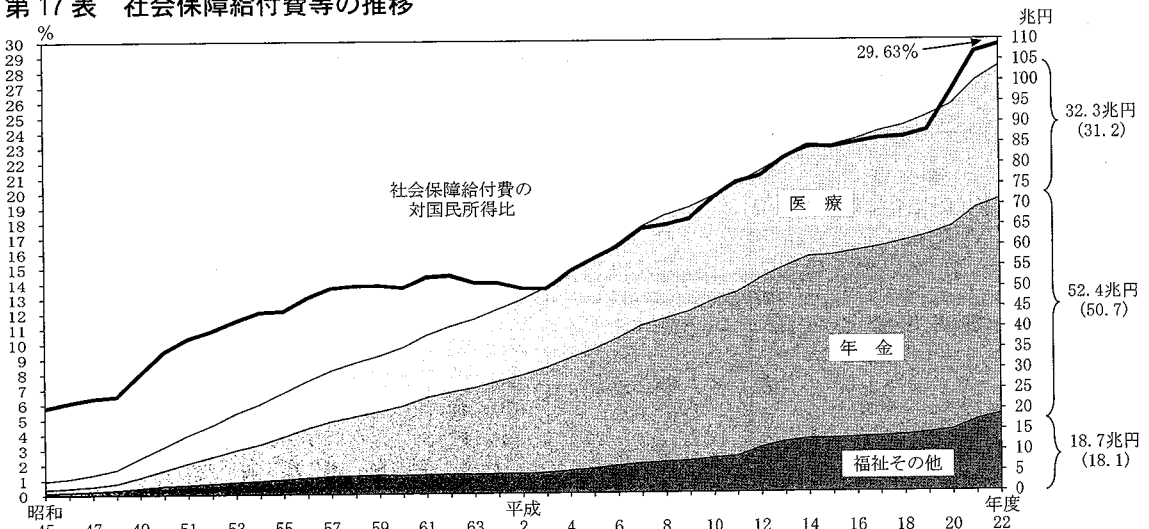
2 「1.(1).a.年金(除児童手当及び子ども手当)」は、平成19年度に厚生保険特別会計及び国民年金特別会計が統合されて年金特別会計となったことに伴い、「1.(1).a.厚生保険(除児童手当)」より見直された項目である。

3 「後期高齢者医療」は、平成19年度以前は「老人保健医療」である。

資料：内閣府经济社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/016.xls>

第17表 社会保障給付費等の推移



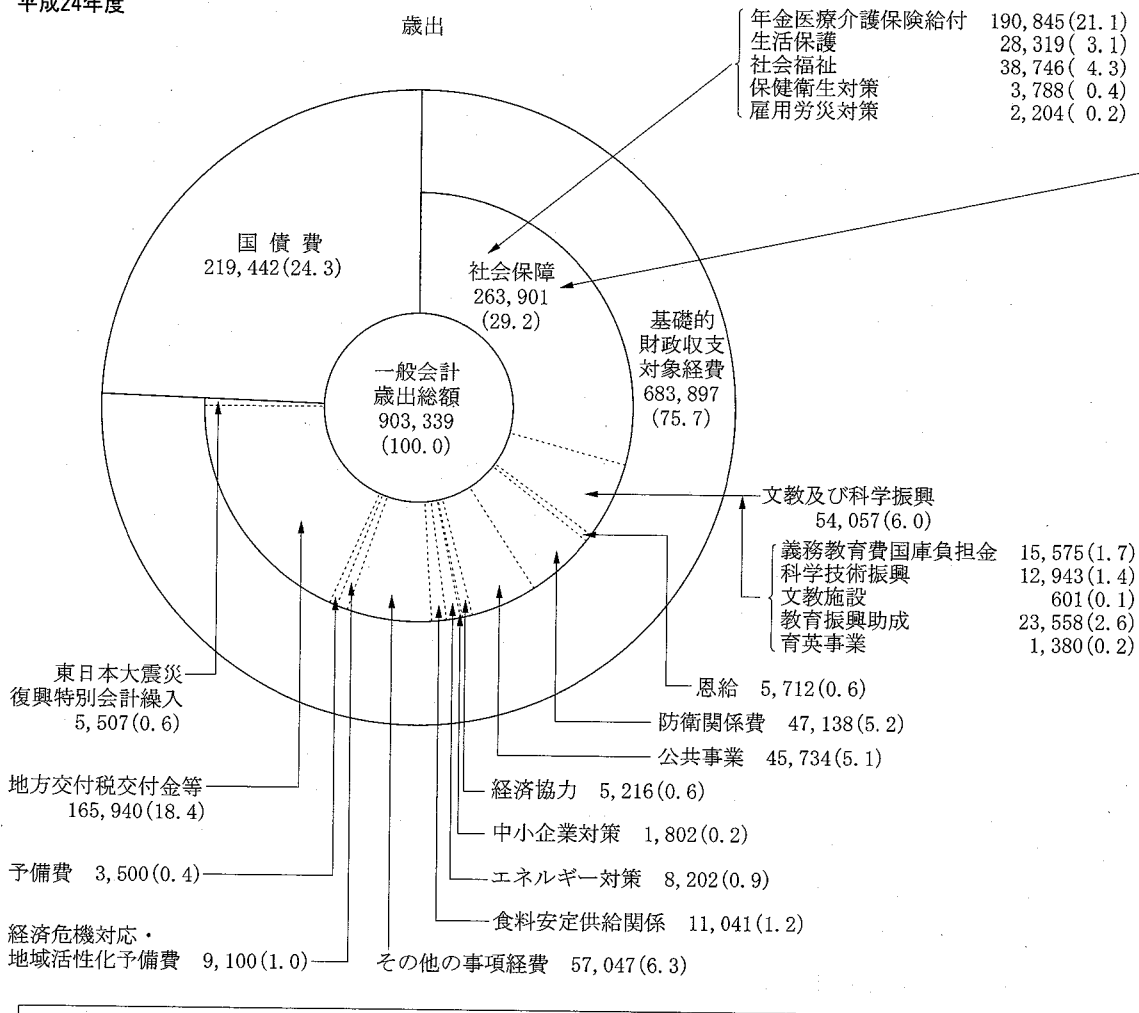
資料：国立社会保障・人口問題研究所作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/017.xls>

第18表 一般会計予算の内訳

(単位 億円、%)

平成24年度



社会保障内訳

区分	24年度予算
1 医療	102,442
(1) 国民健康保険	32,435
(2) 全国健康保険協会管掌健康保険	11,822
(3) 後期高齢者給付費負担金等	41,900
(4) 生保・医療扶助	12,850
(5) その他の他	3,435
(後期高齢者医療費再掲)	(51,335)
2 年金	82,765
(1) 厚生年金	61,623
(2) 国民年金	19,310
(3) 福祉年金	89
(4) その他	1,743

区分	24年度予算
3 介護	23,392
(1) 給付費負担金等	18,812
(2) 2号保険料国庫負担	4,580
(3) 財政安定化基金	0
4 福祉・その他	55,302
(1) 生活扶助	9,735
(2) 保育所運営費	3,962
(3) 雇用保険	1,714
(4) その他	39,890
(生活保護費再掲)	(28,299)
合 計	263,901

資料：財務省広報「ファイナンス」、財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/018.xls>

第19表 社会保障に係る費用の将来推計について《改定後（平成24年3月）》

給付費の見通し

	2012 (平成24)		2015 (平成27)		2020 (平成32)		2025 (平成37)	
	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)
給付費	109.5	22.8	119.8 (118.7)	23.5 (23.3)	134.4 (131.8)	24.1 (23.6)	148.9 (144.8)	24.4 (23.7)
年金	53.8	11.2	56.5	11.1	58.5	10.5	60.4	9.9
医療	35.1	7.3	39.5 (39.1)	7.8 (7.7)	46.9 (46.1)	8.4 (8.3)	54.0 (53.3)	8.9 (8.7)
介護	8.4	1.8	10.5 (9.9)	2.1 (2.0)	14.9 (13.1)	2.7 (2.3)	19.8 (16.4)	3.2 (2.7)
子ども・子育て その他	4.8 7.4	1.0 1.5	5.5 7.8	1.1 1.5	5.8 8.4	1.0 1.5	5.6 9.0	0.9 1.5
負担額	101.2	21.1	111.7 (110.6)	21.9 (21.7)	129.5 (126.8)	23.2 (22.7)	146.2 (142.1)	23.9 (23.3)
年金	45.5	9.5	48.3	9.5	53.6	9.6	57.7	9.5
医療	35.1	7.3	39.5 (39.1)	7.8 (7.7)	46.9 (46.1)	8.4 (8.3)	54.0 (53.3)	8.9 (8.7)
介護	8.4	1.8	10.5 (9.9)	2.1 (2.0)	14.9 (13.1)	2.7 (2.3)	19.8 (16.4)	3.2 (2.7)
子ども・子育て その他	4.8 7.4	1.0 1.5	5.5 7.8	1.1 1.5	5.8 8.4	1.0 1.5	5.6 9.0	0.9 1.5
(参考) GDP	479.6		509.8		558.0		610.6	

- (注) 1 「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。
 (ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない。)
- 2 () 内は医療介護について充実と重点化・効率化を行わず、現状を投影した場合の給付費等である。
- 3 上図の子ども・子育ては、新システム制度の実施等を前提に、保育所、幼稚園、延長保育、地域子育て支援拠点、一時預かり、子どものための現金給付、育児休業給付、出産手当金、社会的養護、妊婦健診等を含めた計数である。
- 4 医療の負担には補正予算対応分が含まれている。
- 5 「保険料・公費負担額の見通し」は、下記URLにてホームページのみの掲載とした。

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「社会保障に係る費用の将来推計の改定（平成24年3月）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/019.xls>

第20表 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較

区 分	ジニ係数				ジニ係数の改善度		
	当初所得 ①	①+ 社会保障給付金 - 社会保険料 ②	可処分所得 (②-税金) ③	再分配所得 (③+現物給付) ④	再分配による 改善度	社会保障による 改善度	税による 改善度
平成5年(1993)	0.4394	0.3887	0.3693	0.3645	%	%	%
8 (1996)	0.4412	0.3798	0.3660	0.3606	17.0	12.7	5.0
11 (1999)	0.4720	0.4001	0.3884	0.3814	18.3	15.2	3.6
14 (2002)	0.4983	0.3989	0.3854	0.3812	19.2	16.8	2.9
17 (2005)	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	23.5	20.8	3.4
20 (2008)	0.5318	0.4023	0.3873	0.3758	26.4	24.0	3.2
					29.3	26.6	3.7

- (注) 1 再分配による改善度 = 1 - ④/①
 2 社会保障による改善度 = 1 - ②/① × ④/③
 3 税による改善度 = 1 - ③/②
 4 平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成20年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/020.xls>

第21表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

平成20年

所得階級	世帯数	当初所得			再分配所得		
		世帯数	世帯構成 (%)		世帯数	世帯構成 (%)	
			構成比	累積比		構成比	累積比
総	4,792	100.0	—	4,792	100.0	—	
50万円未満	1,112	23.2	23.2	45	0.9	0.9	
50 ~ 100	248	5.2	28.4	189	3.9	4.9	
100 ~ 150	245	5.1	33.5	281	5.9	10.7	
150 ~ 200	232	4.8	38.3	352	7.3	18.1	
200 ~ 250	221	4.6	42.9	346	7.2	25.3	
250 ~ 300	186	3.9	46.8	350	7.3	32.6	
300 ~ 350	204	4.3	51.1	322	6.7	39.3	
350 ~ 400	164	3.4	54.5	362	7.6	46.9	
400 ~ 450	213	4.4	59.0	295	6.2	53.0	
450 ~ 500	190	4.0	62.9	293	6.1	59.2	
500 ~ 550	172	3.6	66.5	258	5.4	64.5	
550 ~ 600	182	3.8	70.3	234	4.9	69.4	
600 ~ 650	168	3.5	73.8	204	4.3	73.7	
650 ~ 700	125	2.6	76.4	208	4.3	78.0	
700 ~ 750	141	2.9	79.4	140	2.9	80.9	
750 ~ 800	107	2.2	81.6	124	2.6	83.5	
800 ~ 850	120	2.5	84.1	114	2.4	85.9	
850 ~ 900	105	2.2	86.3	76	1.6	87.5	
900 ~ 950	94	2.0	88.3	81	1.7	89.2	
950 ~ 1,000	69	1.4	89.7	68	1.4	90.6	
1,000万円以上	494	10.3	100.0	450	9.4	100.0	
平均当初(再分配)所得		445.1万円 (年額)			517.9万円 (年額)		

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成20年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/021.xls>

第22表 世帯主の年齢階級別所得再分配状況

平成20年 (単位 人、万円)

区分	総数	29歳以下	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75歳以上
世帯員数	4,792	255	257	303	329	352	463	522	468	523	512	808
有業人員数	1,311	1.03	1.40	1.39	1.51	1.72	1.94	1.92	1.63	1.05	0.85	0.51
当初所得	445.1	306.3	471.2	545.0	667.3	715.2	703.4	704.8	531.0	252.3	204.1	147.0
総所得	547.6	311.4	477.5	550.8	684.1	743.8	730.2	734.7	631.2	457.7	428.7	361.5
可処分所得	447.1	262.6	394.2	447.3	550.5	596.8	577.3	580.9	508.9	383.2	367.7	309.4
再分配所得	517.9	279.3	429.1	475.3	578.8	633.8	634.4	652.8	568.8	451.3	438.7	472.3
再分配係数 (%)	16.4	△8.8	△8.9	△12.8	△13.3	△11.4	△9.8	△7.4	7.1	78.9	114.9	221.4
拠出合計額	100.5	48.8	83.3	103.5	133.6	147.0	152.9	153.8	122.3	74.5	61.0	52.1
税金	49.7	18.9	34.4	46.6	65.0	71.9	72.2	77.4	67.9	40.0	29.5	27.1
社会保険料	50.8	29.9	48.9	57.0	68.6	75.1	80.7	76.4	54.4	34.5	31.6	25.0
医療	24.1	17.7	28.4	33.7	38.6	42.4	44.8	42.8	24.4	7.4	6.4	5.1
介護・その他	20.4	10.3	18.0	20.0	23.4	25.1	27.9	26.5	24.2	20.5	16.9	12.8
介	6.4	1.9	2.5	3.2	6.6	7.6	8.0	7.1	5.9	6.6	8.2	7.1
受給合計額	173.3	21.7	41.2	33.8	45.1	65.7	83.9	101.8	160.1	273.4	295.6	377.5
現金給付	102.4	5.1	6.3	5.8	16.8	28.6	26.8	29.8	100.2	205.4	224.6	214.6
(再掲)年金・恩給	98.4	1.4	1.1	2.8	11.7	25.2	22.7	24.0	93.8	202.1	221.7	211.8
現物給付	70.9	16.6	34.9	28.0	28.3	37.0	57.2	71.9	59.9	68.0	71.0	162.9
(再掲)医療	56.2	11.6	23.9	22.9	23.6	32.9	42.7	57.8	46.4	56.0	60.6	126.2
(再掲)介護	12.6	0.0	0.0	0.0	1.4	3.1	13.7	13.2	12.1	11.1	9.2	36.7
ジニ係数	0.5318	0.3726	0.2799	0.2779	0.3451	0.3348	0.3488	0.3738	0.5197	0.6344	0.7027	0.8166
当初所得	0.3758	0.3440	0.2737	0.2544	0.3232	0.3178	0.3234	0.3394	0.3928	0.3556	0.3719	0.4146
改善度 (%)	29.3	7.7	2.2	8.5	6.3	5.1	7.3	9.2	26.0	43.9	47.0	49.2

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成20年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/022.xls>

第23表 世帯類型別所得再分配状況

平成20年（単位 人、万円）

区 分	総数	一般世帯	高齢者世帯	母子世帯
世帯数	4,792	3,532	1,167	87
世帯人員数	2.56	2.90	1.54	2.59
有業人員数	1.31	1.62	0.34	0.94
当初所得	445.1	568.5	90.1	207.5
総所得	547.6	636.5	302.8	237.1
可処分所得	447.1	514.0	263.4	208.9
再配分所得	517.9	572.6	374.9	234.9
再分配係数(%)	16.4	0.7	316.3	13.2
抛 出 合 計 額	100.5	122.5	39.4	28.2
税 金	49.7	59.9	21.9	8.2
社 会 保 険 料 計	50.8	62.6	17.5	20.0
年 金	24.1	32.3	0.3	10.8
医 療	20.4	23.9	10.8	7.4
介 護 ・ そ の 他	6.4	6.5	6.4	1.8
受 給 合 計 額	173.3	126.6	324.2	55.6
現 金 給 付	102.4	68.0	212.7	29.5
(再掲) 年 金 ・ 恩 給	98.4	63.8	210.0	13.4
現 物 給 付	70.9	58.7	111.5	26.0
(再掲) 医 療	56.2	45.6	90.9	22.6
(再掲) 介 護	12.6	10.3	20.6	0.0
シニ係数				
当初所得	0.5318	0.4204	0.8073	0.3915
再配分所得	0.3758	0.3492	0.4038	0.2809
改善度(%)	29.3	16.9	50.0	28.3

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再配分所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成20年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/023.xls>

第24表 世帯構造別所得再分配状況

平成20年(単位 人、万円)

区 分	総数	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と 未婚の子 のみの世帯	一人親と 未婚の子 のみの世帯	三世代 世帯	その他の 世帯
世帯数	4,792	1,154	1,226	1,383	328	378	323
世帯人員数	2.56	1.00	2.00	3.62	2.32	5.14	2.98
有業人員数	1.31	0.54	0.93	1.90	1.23	2.62	1.43
当初所得	445.1	195.7	343.2	694.1	315.2	725.8	460.1
総所得	547.6	266.1	518.1	744.6	391.7	869.1	603.3
可処分所得	447.1	222.8	426.8	595.1	326.7	715.2	499.6
再分配所得	517.9	265.6	508.7	638.3	411.7	853.5	654.5
再分配係数(%)	16.4	35.7	48.2	△8.0	30.6	17.6	42.2
拠出合計額	100.5	43.3	91.3	149.5	64.9	153.8	103.7
税金	49.7	21.4	48.4	73.7	27.5	68.0	53.3
社会保険料計	50.8	21.9	42.8	75.8	37.4	85.8	50.4
年金	24.1	10.3	15.3	40.3	18.7	42.1	21.3
医療	20.4	8.5	20.2	28.0	14.4	33.3	21.5
介護・その他	6.4	3.1	7.3	7.4	4.3	10.4	7.6
受給合計額	173.3	113.1	256.7	93.8	161.5	281.6	298.0
現金給付	102.4	70.4	174.8	50.5	76.5	143.3	143.2
(再掲)年金・恩給	98.4	65.4	171.9	47.5	69.3	138.0	138.4
現物給付	70.9	42.7	81.9	43.2	85.0	138.3	154.8
(再掲)医療	56.2	35.6	71.2	37.3	57.8	93.3	108.7
(再掲)介護	12.6	7.1	10.6	1.3	26.3	38.2	44.8
ジニ係数							
当初所得	0.5318	0.6536	0.6150	0.3504	0.4702	0.3495	0.5554
再分配所得	0.3758	0.3791	0.3276	0.2762	0.3945	0.2900	0.4091
改善度(%)	29.3	42.0	46.7	21.2	16.1	17.0	26.3

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成20年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/024.xls>

第25表 当初所得階級別所得再配分状況

平成20年(単位 万円)

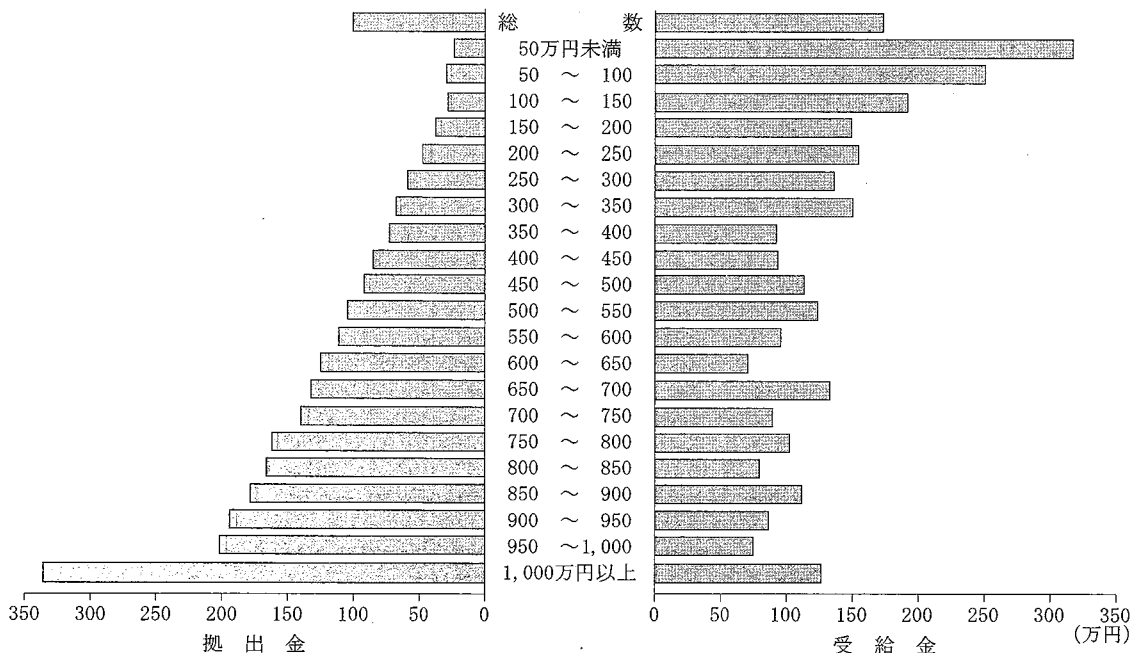
当初所得階級	当初所得	総所得	再配分所得	再配分係数 (%)	拠出		受給総額
					税金	社会保険料	
総 数	445.1	547.6	517.9	16.4	49.7	50.8	173.3
50万円未満	4.4	207.2	298.1	6,650.1	9.9	13.5	317.1
50 ～ 100	74.1	239.9	295.5	298.6	12.2	17.2	250.7
100 ～ 150	120.2	225.7	283.9	136.2	11.0	17.1	191.8
150 ～ 200	172.0	273.7	283.7	64.9	15.8	21.7	149.1
200 ～ 250	223.8	329.2	330.3	47.6	20.8	26.9	154.2
250 ～ 300	273.6	356.0	350.6	28.1	23.0	36.0	136.0
300 ～ 350	320.9	402.7	403.1	25.6	27.0	40.8	150.1
350 ～ 400	371.7	422.9	391.0	5.2	28.3	44.7	92.2
400 ～ 450	420.6	476.5	428.9	2.0	34.6	50.5	93.4
450 ～ 500	472.8	537.9	494.3	4.5	37.6	54.3	113.3
500 ～ 550	522.3	586.5	541.3	3.6	44.1	60.4	123.6
550 ～ 600	572.7	614.8	557.3	△2.7	47.9	63.2	95.7
600 ～ 650	618.7	656.8	564.5	△8.8	52.4	72.6	70.8
650 ～ 700	669.3	719.4	670.0	0.1	57.9	74.2	132.8
700 ～ 750	722.0	764.0	671.6	△7.0	61.8	78.1	89.4
750 ～ 800	772.6	826.6	712.9	△7.7	76.6	85.5	102.3
800 ～ 850	821.4	865.9	734.3	△10.6	75.8	90.7	79.4
850 ～ 900	872.0	918.1	804.9	△7.7	81.9	96.7	111.4
900 ～ 950	918.8	946.6	811.0	△11.7	90.6	103.6	86.4
950 ～ 1,000	973.6	1,013.0	846.4	△13.1	99.5	102.5	74.8
1,000万円以上	1,466.1	1,523.6	1,256.6	△14.3	205.8	130.1	126.4

(注) 再配分係数 = $\frac{\text{再配分所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成20年所得再配分調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/025.xls>

《当初所得階級別所得再配分配当金額》



第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第26表 国民負担率(租税負担及び社会保障負担)の対国民所得比の推移

(単位 %)

区 分	国民負担率	租税負担	社会保障負担
昭和30年度 (1955)	22.2	18.9	3.3
35 (1960)	22.4	18.9	3.6
40 (1965)	23.0	18.0	5.0
45 (1970)	24.3	18.9	5.4
50 (1975)	25.7	18.3	7.5
55 (1980)	30.5	21.7	8.8
60 (1985)	33.9	24.0	10.0
61 (1986)	35.3	25.2	10.1
62 (1987)	36.8	26.7	10.1
63 (1988)	37.1	27.2	9.9
平成元年度 (1989)	37.9	27.7	10.2
2 (1990)	38.4	27.7	10.6
3 (1991)	37.4	26.6	10.7
4 (1992)	36.3	25.1	11.2
5 (1993)	36.3	24.8	11.5
6 (1994)	35.2	23.4	11.8
7 (1995)	36.7	24.0	12.7
8 (1996)	36.5	23.8	12.7
9 (1997)	37.1	24.0	13.1
10 (1998)	37.2	23.6	13.5
11 (1999)	36.7	23.1	13.6
12 (2000)	37.3	23.7	13.6
13 (2001)	37.5	23.3	14.2
14 (2002)	36.0	21.8	14.2
15 (2003)	35.3	21.2	14.1
16 (2004)	36.2	22.1	14.1
17 (2005)	37.6	23.3	14.3
18 (2006)	38.6	24.0	14.7
19 (2007)	39.3	24.4	14.9
20 (2008)	40.3	24.1	16.2
21 (2009)	38.3	22.0	16.2
22 (2010)	38.8	22.3	16.5
23 (2011)	40.1	22.9	17.2
24 (2012)	39.9	22.7	17.1

(注) 1 平成22年度までは実績、平成23年度は実績見込み、平成24年度は見通しである。

2 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率

3 昭和55年度以降は93SNAに基づく計数であり、昭和50年度以前は68SNAに基づく計数である。

ただし、租税負担は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

4 平成21、22年度の「社会保障負担」は、平成20年度以前の実績値との整合性を図るための調整等を行っている。

資料：財務省ホームページ「国民負担率」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/026.xls>

第27表 国民所得及び国民可処分所得の配分(名目)

(単位 10億円、%)

区 分	実 数			構成割合		
	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
1. 雇 用 者 報 酬	254,279.5	243,052.1	244,253.9	71.7	71.0	69.9
(1) 賃 金 ・ 俸 給	216,572.7	205,926.8	206,165.7	61.0	60.1	59.0
(2) 雇 主 の 社 会 負 担	37,706.8	37,125.3	38,088.3	10.6	10.8	10.9
a. 雇 主 の 現 実 社 会 負 担	28,699.5	27,507.0	28,665.9	8.1	8.0	8.2
b. 雇 主 の 帰 属 社 会 負 担	9,007.3	9,618.3	9,422.3	2.5	2.8	2.7
2. 財 産 所 得 (非 企 業 部 門)	23,080.8	21,486.3	19,833.3	6.5	6.3	5.7
(a) 受 取	34,877.1	32,305.3	30,900.2	9.8	9.4	8.8
(b) 支 払	11,796.3	10,819.1	11,066.9	3.3	3.2	3.2
(1) 一 般 政 府	△1,695.2	△2,271.3	△3,154.4	△0.5	△0.7	△0.9
a. 利 子	△1,857.5	△2,455.4	△3,330.1	△0.5	△0.7	△1.0
(a) 受 取	8,028.1	7,050.9	6,358.5	2.3	2.1	1.8
(b) 支 払	9,885.6	9,506.3	9,688.6	2.8	2.8	2.8
b. 法 人 企 業 の 分 配 所 得 (受 取)	446.7	467.3	455.1	0.1	0.1	0.1
(a) 配 当 (受 取)	31.5	66.3	61.3	0.0	0.0	0.0
(b) 準 法 人 企 業 所 得 からの 引 き 出 し (受 取)	415.1	401.0	393.8	0.1	0.1	0.1
c. 保 険 契 約 者 に 帰 属 する 財 産 所 得 (受 取)	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0
d. 貸 付 料	△284.7	△283.5	△279.7	△0.1	△0.1	△0.1
(a) 受 取	30.9	36.4	40.3	0.0	0.0	0.0
(b) 支 払	315.6	319.8	320.0	0.1	0.1	0.1
(2) 家 計	24,388.1	23,333.2	22,559.5	6.9	6.8	6.5
a. 利 子	7,608.8	6,748.0	6,406.3	2.1	2.0	1.8
(a) 受 取	9,086.4	7,659.9	7,400.7	2.6	2.2	2.1
(b) 支 払 (消 費 者 負 債 利 子)	1,477.6	911.9	994.4	0.4	0.3	0.3
b. 配 当 (受 取)	5,260.0	4,816.6	4,268.2	1.5	1.4	1.2
c. 保 険 契 約 者 に 帰 属 する 財 産 所 得 (受 取)	8,776.1	8,902.6	8,896.4	2.5	2.6	2.5
d. 貸 付 料 (受 取)	2,743.2	2,866.0	2,988.6	0.8	0.8	0.9
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	387.9	424.4	428.2	0.1	0.1	0.1
a. 利 子	367.7	399.6	402.1	0.1	0.1	0.1
(a) 受 取	470.1	466.1	450.1	0.1	0.1	0.1
(b) 支 払	102.4	66.4	48.1	0.0	0.0	0.0
b. 配 当 (受 取)	2.7	2.5	2.7	0.0	0.0	0.0
c. 保 険 契 約 者 に 帰 属 する 財 産 所 得 (受 取)	0.7	0.6	0.7	0.0	0.0	0.0
d. 貸 付 料	16.8	21.7	22.8	0.0	0.0	0.0
(a) 受 取	32.0	36.3	38.7	0.0	0.0	0.0
(b) 支 払	15.2	14.6	15.9	0.0	0.0	0.0
3. 企 業 所 得 (法 人 企 業 の 分 配 所 得 受 払 後)	77,406.9	77,980.5	85,190.5	21.8	22.8	24.4
(1) 民 間 法 人 企 業	39,822.0	40,342.7	47,229.2	11.2	11.8	13.5
a. 非 金 融 法 人 企 業	31,979.1	32,890.5	40,566.5	9.0	9.6	11.6
b. 金 融 機 関 企 業	7,842.9	7,452.2	6,662.7	2.2	2.2	1.9
(2) 公 的 企 業	3,207.5	3,307.8	2,419.6	0.9	1.0	0.7
a. 非 金 融 法 人 企 業	△364.6	△314.5	△320.1	△0.1	△0.1	△0.1
b. 金 融 機 関 企 業	3,572.1	3,622.2	2,739.7	1.0	1.1	0.8
(3) 個 人 企 業	34,377.4	34,330.1	35,541.6	9.7	10.0	10.2
a. 農 林 水 産 業	2,083.7	1,905.2	1,893.7	0.6	0.6	0.5
b. そ の 他 の 産 業 (非 農 林 水 産 ・ 非 金 融)	10,613.7	9,707.2	10,700.1	3.0	2.8	3.1
c. 持 ち 家	21,680.0	22,717.7	22,947.7	6.1	6.6	6.6
4. 国 民 所 得 (要 素 費 用 表 示)	354,767.2	342,518.9	349,277.7	100.0	100.0	100.0
5. 生 産 ・ 輸 入 品 に 課 される 税 (控 除) 補 助 金	38,881.0	35,361.2	36,773.6	11.0	10.3	10.5
6. 国 民 所 得 (市 場 価 格 表 示)	393,648.2	377,880.1	386,051.3	111.0	110.3	110.5
7. そ の 他 の 経 常 移 転 (純)	△1,045.8	△1,047.8	△905.6	△0.3	△0.3	△0.3
(1) 非 金 融 法 人 企 業 ・ 金 融 機 関	△15,724.1	△10,982.4	△13,127.5	△4.4	△3.2	△3.8
a. 民 間 的	△14,860.1	△10,036.9	△12,468.2	△4.2	△2.9	△3.6
b. 公 的	△864.1	△945.5	△659.3	△0.2	△0.3	△0.2
(2) 一 般 政 府	33,775.6	17,285.1	21,354.6	9.5	5.0	6.1
(3) 家 計 (個 人 企 業 を 含 む)	△24,618.4	△12,595.4	△15,580.4	△6.9	△3.7	△4.5
(4) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	5,521.1	5,244.8	6,447.7	1.6	1.5	1.8
8. 国 民 可 処 分 所 得	392,602.4	376,832.3	385,145.7	110.7	110.0	110.3
(1) 非 金 融 法 人 企 業 ・ 金 融 機 関	27,305.4	32,668.1	36,521.3	7.7	9.5	10.5
a. 民 間 的	24,962.0	30,305.8	34,761.0	7.0	8.8	10.0
b. 公 的	2,343.4	2,362.2	1,760.3	0.7	0.7	0.5
(2) 一 般 政 府	70,961.4	50,375.0	54,973.8	20.0	14.7	15.7
(3) 家 計 (個 人 企 業 を 含 む)	288,426.6	288,120.0	286,774.6	81.3	84.1	82.1
(4) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	5,909.1	5,669.2	6,876.0	1.7	1.7	2.0

(注) 1 国民所得は通常4.の額をいう。

2 企業所得＝営業余剰＋財産所得の受取－財産所得の支払

3 2005年基準・93SNAによる。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/027.xls>

第28表 国内総生産（支出側、名目）

（単位 10億円、%）

区 分	実 数			構成割合		
	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
1. 民間最終消費支出	288,105.4	284,227.6	284,192.3	58.9	60.0	59.3
(1) 家計最終消費支出	282,483.8	278,433.7	278,058.7	57.7	58.8	58.0
a. 国内家計最終消費支出	281,120.0	277,401.3	277,002.1	57.4	58.5	57.8
b. 居住者家計の海外での直接購入	2,173.5	1,865.0	2,000.5	0.4	0.4	0.4
c. (控除)非居住者家計の国内での直接購入 (再掲)	809.7	832.6	943.9	0.2	0.2	0.2
家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)	235,790.7	231,707.8	231,332.5	48.2	48.9	48.3
持ち家の帰属家賃	46,693.1	46,725.9	46,726.3	9.5	9.9	9.8
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	5,621.5	5,793.9	6,133.6	1.1	1.2	1.3
2. 政府最終消費支出 (再掲)	92,895.0	94,244.1	95,770.9	19.0	19.9	20.0
家計現実最終消費	340,608.5	338,019.5	339,359.9	69.6	71.3	70.8
政府現実最終消費	40,391.8	40,452.2	40,603.3	8.3	8.5	8.5
3. 総資本形成	110,139.0	91,071.3	94,941.8	22.5	19.2	19.8
(1) 総固定資本形成	108,742.6	96,230.0	96,493.9	22.2	20.3	20.1
a. 民間	87,542.4	73,401.4	75,049.1	17.9	15.5	15.7
(a) 住宅	16,527.6	12,641.9	12,996.5	3.4	2.7	2.7
(b) 企業設備	71,014.7	60,759.5	62,052.6	14.5	12.8	12.9
b. 公的	21,200.2	22,828.6	21,444.8	4.3	4.8	4.5
(a) 住宅	532.8	561.3	516.4	0.1	0.1	0.1
(b) 企業設備	5,742.3	5,804.5	5,711.0	1.2	1.2	1.2
(c) 一般政府	14,925.1	16,462.7	15,217.5	3.0	3.5	3.2
(2) 在庫品増加	1,396.4	△5,158.7	△1,552.1	0.3	△1.1	△0.3
a. 民間	1,341.2	△5,125.7	△1,477.4	0.3	△1.1	△0.3
(a) 製品在庫	△302.2	△389.1	26.9	△0.1	△0.1	0.0
(b) 仕掛品在庫	△372.6	△1,536.6	376.4	△0.1	△0.3	0.1
(c) 原材料在庫	745.9	△951.7	△548.4	0.2	△0.2	△0.1
(d) 流通在庫	1,270.1	△2,248.2	△1,332.4	0.3	△0.5	△0.3
b. 公的	55.2	△33.0	△74.7	0.0	△0.0	△0.0
(a) 公的企業	18.3	△0.2	△53.6	0.0	△0.0	△0.0
(b) 一般政府	36.9	△32.8	△21.1	0.0	△0.0	△0.0
4. 財貨・サービスの純輸出	△1,619.2	4,316.2	4,299.5	△0.3	0.9	0.9
(1) 財貨・サービスの輸出	78,610.7	64,506.3	73,802.7	16.1	13.6	15.4
a. 財貨の輸出	67,711.7	55,566.9	64,451.2	13.8	11.7	13.4
b. サービスの輸出 (含む非居住者家計の国内での直接輸入)	10,899.0	8,939.4	9,351.5	2.2	1.9	2.0
(2) (控除)財貨・サービスの輸入	80,229.9	60,190.1	69,503.2	16.4	12.7	14.5
a. 財貨の輸入	66,552.6	48,967.2	57,955.8	13.6	10.3	12.1
b. サービスの輸入 (含む居住者家計の海外での直接購入)	13,677.3	11,222.9	11,547.4	2.8	2.4	2.4
5. 国内総生産（支出側）	489,520.1	473,859.2	479,204.6	100.0	100.0	100.0
(参考) 海外からの所得の純受取	15,001.4	12,513.3	12,725.1	3.1	2.6	2.7
海外からの所得	22,930.7	17,876.9	18,107.6	4.7	3.8	3.8
(控除)海外に対する所得	7,929.3	5,363.6	5,382.5	1.6	1.1	1.1
国民総所得	504,521.5	486,372.5	491,929.7	103.1	102.6	102.7
(参考) 国内需要	491,139.3	469,543.0	474,905.1	100.3	99.1	99.1
民間需要	376,989.0	352,503.3	357,764.1	77.0	74.4	74.7
公的需	114,150.4	117,039.7	117,141.0	23.3	24.7	24.4

(注) 1 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加
 2 国内需要=民間需要+公的需要
 3 国民総所得=国内総支出+海外からの所得の純受取
 4 2005年基準・93SNAによる。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/028.xls>

第29表 家計(個人企業を含む)

(単位 金額:10億円)

区 分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	貯蓄率(%)	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	平均消費性向(%)	限界消費性向(%)	限界貯蓄性向(%)
平成16年度(2004)	288,270.5	282,803.7	5,021.7	1.7	△1,262.9	158.1	△2,479.0	98.1	△12.5	196.3
17 (2005)	289,637.2	286,566.8	2,684.3	0.9	1,366.7	3,763.1	△2,337.4	98.9	275.3	△171.0
18 (2006)	292,071.3	287,387.4	4,317.8	1.5	2,434.1	820.6	1,633.5	98.4	33.7	67.1
19 (2007)	290,960.0	288,961.4	949.5	0.3	△1,111.3	1,574.0	△3,368.3	99.3	△141.6	303.1
20 (2008)	288,426.6	282,483.8	4,263.5	1.5	△2,533.4	△6,477.6	3,314.0	97.9	255.7	△130.8
21 (2009)	288,120.0	278,433.7	7,563.4	2.6	△306.6	△4,050.1	3,299.9	96.6	1,321.0	△1,076.3
22 (2010)	286,774.6	278,058.7	7,273.9	2.5	△1,345.4	△375.0	△289.5	97.0	27.9	21.5

(注) 1 平均消費性向=最終消費支出÷可処分所得
 限界消費性向=最終消費支出対前年増加額÷可処分所得対前年増加額
 限界貯蓄性向=貯蓄対前年増加額÷可処分所得対前年増加額
 2 2005年基準・93SNAによる。

資料:「可処分所得」「最終消費支出」「貯蓄」「貯蓄率」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」
 上記以外は、国立社会保障・人口問題研究所にて算出

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/029.xls>

第30表 常用労働者1人当たり平均月間現金給与額

(単位 円)

区 分		事業所規模30人以上			事業所規模5人以上		
		平成21年(2009)	22(2010)	23(2011)	平成21年(2009)	22(2010)	23(2011)
調 査 産 業 計	現金給与総額	355,223	360,276	362,296	315,294	317,321	316,792
	きまって支給する給与	288,478	291,210	291,783	262,357	263,245	262,373
	特別に支払われた給与	66,745	69,066	70,513	52,937	54,076	54,419
鉱 業、採石業等	現金給与総額	475,206	492,443	491,443	341,302	370,087	377,574
	きまって支給する給与	358,608	364,802	369,037	290,438	310,423	316,269
	特別に支払われた給与	116,598	127,641	122,821	50,864	59,664	61,305
建 設 業	現金給与総額	463,423	472,906	479,115	375,571	373,288	377,194
	きまって支給する給与	377,563	382,556	382,871	324,520	343,154	324,213
	特別に支払われた給与	85,860	90,350	96,244	51,051	50,134	52,981
製 造 業	現金給与総額	378,257	393,044	399,876	349,603	362,340	368,340
	きまって支給する給与	303,517	313,290	314,861	287,092	295,584	297,440
	特別に支払われた給与	74,740	79,754	85,015	62,511	66,756	70,900
電 気・ガ ス 業	現金給与総額	617,234	616,429	609,399	584,024	580,116	579,966
	きまって支給する給与	473,501	471,504	469,946	449,540	446,754	449,577
	特別に支払われた給与	143,733	144,925	139,453	134,484	133,362	130,389
情 報 通 信 業	現金給与総額	484,701	500,269	505,923	458,637	472,226	479,184
	きまって支給する給与	378,017	390,209	392,414	364,065	375,701	379,546
	特別に支払われた給与	106,684	110,060	113,509	94,572	96,525	99,638
運 輸 業、郵便業	現金給与総額	339,563	343,353	344,261	329,787	333,882	332,539
	きまって支給する給与	289,322	291,523	291,045	283,836	285,955	285,706
	特別に支払われた給与	50,241	51,830	53,216	45,951	47,927	46,833
卸 売 業、小 売 業	現金給与総額	281,737	289,824	292,824	258,694	265,471	262,413
	きまって支給する給与	233,275	234,630	236,962	220,607	223,174	220,468
	特別に支払われた給与	48,462	55,194	55,862	38,087	42,297	41,945

第3部 社会保障関係統計資料編

金融業、保険業	現金給与総額	515,404	524,144	522,995	466,243	478,494	473,836
	きまって支給する給与	395,998	397,159	397,513	362,212	365,731	364,421
	特別に支払われた給与	119,406	126,985	125,482	104,031	112,763	109,415
不動産業	現金給与総額	395,178	.	.	378,408	.	.
	きまって支給する給与	313,586	.	.	308,911	.	.
	特別に支払われた給与	81,592	.	.	69,497	.	.
飲食店、宿泊業	現金給与総額	149,295	.	.	126,162	.	.
	きまって支給する給与	137,005	.	.	118,957	.	.
	特別に支払われた給与	12,290	.	.	7,205	.	.
不動産・物品賃貸業	現金給与総額	.	390,777	383,303	.	359,687	342,685
	きまって支給する給与	.	311,625	305,168	.	294,584	279,832
	特別に支払われた給与	.	79,152	78,135	.	65,103	62,853
学術研究等	現金給与総額	.	513,602	516,504	.	445,058	444,989
	きまって支給する給与	.	404,589	403,036	.	362,254	360,195
	特別に支払われた給与	.	109,013	113,468	.	82,804	84,794
飲食サービス業等	現金給与総額	.	156,291	155,008	.	127,818	128,652
	きまって支給する給与	.	143,549	142,837	.	120,939	121,905
	特別に支払われた給与	.	12,742	12,171	.	6,879	6,747
生活関連サービス等	現金給与総額	.	214,953	211,993	.	204,722	204,629
	きまって支給する給与	.	190,284	189,920	.	185,586	186,610
	特別に支払われた給与	.	24,669	22,073	.	19,136	18,019
医療、福祉	現金給与総額	347,222	338,107	339,927	306,979	297,929	297,627
	きまって支給する給与	288,573	281,099	282,132	256,783	249,574	249,647
	特別に支払われた給与	58,649	57,008	57,795	50,196	48,355	47,980
教育、学習支援業	現金給与総額	452,764	451,192	446,491	401,495	394,215	384,467
	きまって支給する給与	344,268	347,139	343,008	309,360	308,107	300,087
	特別に支払われた給与	108,496	104,053	103,483	92,135	86,108	84,380
複合サービス業	現金給与総額	472,396	479,271	470,264	428,558	431,565	423,787
	きまって支給する給与	359,332	360,323	370,664	326,614	327,051	333,313
	特別に支払われた給与	113,064	118,948	99,600	101,944	104,514	90,474
サービス業	現金給与総額	300,490	.	.	293,354	.	.
	きまって支給する給与	252,597	.	.	250,428	.	.
	特別に支払われた給与	47,893	.	.	42,926	.	.
その他のサービス業	現金給与総額	.	258,064	257,750	.	271,959	270,497
	きまって支給する給与	.	223,234	221,805	.	234,779	232,967
	特別に支払われた給与	.	34,830	35,945	.	37,180	37,530

(注) 1 年平均である。

2 「鉱業、採石業等」は、平成21年は「鉱業」である。

3 「電気・ガス業」は、平成21年は「電気・ガス・熱供給・水道業」である。

4 「運輸業、郵便業」は、平成21年は「運輸業」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/030.xls>

第31表 1人平均月間きまって支給する現金給与額(通勤・住込別)

《事業所規模1～4人》

各年7月末日現在(単位 円)

区 分	全労働者			男			女		
	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込
調 査 産 業 計									
平成17年(2005)	190,888	191,790	180,934	259,779	261,485	234,011	138,027	136,108	155,448
18年(2006)	190,749	191,460	183,071	261,290	262,943	237,309	138,571	136,514	157,139
19年(2007)	190,482	191,567	178,842	261,767	264,696	221,613	137,530	135,429	156,838
20年(2008)	192,630	193,673	180,873	264,836	267,359	228,742	139,134	137,388	156,073
21年(2009)	185,402	186,454	172,644	252,412	254,069	225,715	134,758	133,607	146,461
22年(2010)	184,676	185,369	175,843	250,602	252,314	222,600	135,046	133,513	151,747
23年(2011)	187,962	188,188	184,807	253,593	254,645	235,019	138,922	137,285	158,609
平成23年									
鉱業、採石業、砂利採取業	236,867	239,538	…	255,786	255,786	—	…	…	…
建設業	247,913	253,468	198,402	276,422	276,544	274,329	145,698	147,313	141,192
製造業	205,546	208,431	176,431	258,145	259,729	231,475	123,696	120,490	142,884
電気・ガス・熱供給・水道業	300,136	300,136	—	336,992	336,992	—	…	…	—
情報通信業	288,721	285,363	414,211	339,296	334,894	476,136	208,143	207,511	…
運輸業、郵便業	231,058	232,562	185,966	262,156	262,145	…	166,610	167,623	153,042
卸売業、小売業	185,101	185,269	182,861	254,723	256,098	232,106	138,651	136,956	158,700
金融業、保険業	241,205	244,026	188,182	325,493	329,898	198,975	171,266	170,422	183,509
不動産業、物品賃貸業	212,411	211,597	232,680	248,661	247,447	293,010	170,020	168,524	196,947
学術研究、専門・技術サービス業	228,296	229,090	212,550	289,197	290,786	223,553	188,169	186,682	209,877
宿泊業、飲食サービス業	109,379	106,070	148,580	174,715	173,804	184,882	83,767	79,692	133,219
生活関連サービス業、娯楽業	146,423	145,553	159,308	197,838	198,832	188,773	130,416	129,780	141,957
教育、学習支援業	128,993	128,798	143,973	174,596	175,392	…	104,946	104,148	161,289
医療、福祉	178,241	175,030	250,139	232,989	230,250	292,376	168,748	165,471	242,545
複合サービス事業	257,128	257,742	…	343,224	343,723	…	185,600	185,996	…
サービス業(他に分類されないもの)	212,065	215,559	175,206	253,876	255,740	226,024	153,743	155,871	138,115

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査特別調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/031.xls>

第32表 賞与支給状況

(調査産業計)

区 分	夏季賞与 (6、7、8月)				年末賞与 (11、12、翌年1月)			
	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合
	円	%	カ月分	カ月分	円	%	カ月分	カ月分
《事業所規模5人以上》								
平成19年 (2007)	407,637	△1.4	1.05	1.11	417,507	△3.4	1.10	1.17
20 (2008)	406,012	△1.0	1.03	1.09	424,437	1.0	1.08	1.15
21 (2009)	363,104	△9.8	0.98	1.03	380,258	△9.4	1.04	1.09
22 (2010)	367,178	1.0	0.98	1.03	379,292	△0.4	1.02	1.08
23 (2011)	364,252	△0.9	0.95	1.00	372,471	△1.9	1.01	1.07
《事業所規模30人以上》								
平成19年 (2007)	469,275	△2.6	1.18	1.28	487,302	△3.2	1.25	1.36
20 (2008)	470,343	△0.9	1.17	1.26	487,169	△1.1	1.25	1.34
21 (2009)	409,711	△11.6	1.09	1.16	430,047	△10.2	1.15	1.24
22 (2010)	416,696	1.3	1.08	1.16	434,004	0.5	1.14	1.22
23 (2011)	418,875	0.1	1.07	1.15	430,791	△1.1	1.13	1.22

(注) 1 対前年増減率は、調査事業所の標本抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。

2 「きまって支給する給与 (又は所定内給与) に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまって支給する給与 (又は所定内給与) に対する支給月数を求め単純平均したものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/032.xls>

第33表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円、人)

事 項	平成17年 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《全 国》							
集 計 世 帯 数	7,891	7,854	7,830	7,818	7,828	7,817	7,676
世 帯 人 員 数	3.17	3.16	3.14	3.13	3.11	3.09	3.08
有 業 人 員 数	1.42	1.41	1.39	1.39	1.37	1.36	1.33
消 費 支 出	300,531	294,943	297,782	296,932	291,737	290,244	282,966
食 料	68,699	68,111	68,536	69,001	68,322	67,563	66,904
住 居	19,254	18,115	17,934	16,897	17,024	18,179	18,874
光 熱 ・ 水 道	21,492	22,278	21,768	22,762	21,685	21,951	21,954
家 具 ・ 家 事 用 品	10,047	9,734	9,706	9,984	9,975	10,266	10,070
被 服 及 び 履 物	13,339	12,776	12,933	12,523	11,994	11,499	11,382
保 健 医 療	13,020	12,787	13,107	12,649	13,016	12,515	12,691
交 通 ・ 通 信	38,717	37,864	38,075	39,147	38,070	38,965	36,509
教 育	12,475	12,650	12,748	12,727	12,909	11,734	11,630
教 養 娯 楽	30,729	30,040	30,976	31,372	31,274	31,879	29,063
そ の 他 の 消 費 支 出	72,759	70,588	71,999	69,869	67,469	65,695	63,889
現 物 総 額	9,652	9,177	9,493	8,884	8,537	7,689	7,707
《人口5万以上の都市》							
集 計 世 帯 数	6,867	6,834	6,818	7,332	7,344	7,331	7,211
世 帯 人 員 数	3.12	3.11	3.09	3.10	3.09	3.06	3.07
有 業 人 員 数	1.35	1.34	1.33	1.36	1.35	1.33	1.30
消 費 支 出	303,465	298,981	300,989	299,345	294,890	292,537	284,395
現 物 総 額	8,889	8,794	9,116	8,592	8,236	7,447	7,352

(注) 農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/033.xls>

第34表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円、人)

区 分	平成17年 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《全 国》							
集 計 世 帯 数	4,381	4,289	4,249	4,269	4,240	4,193	4,006
世 帯 人 員 数	3.46	3.43	3.45	3.45	3.43	3.41	3.42
有 業 人 員 数	1.66	1.67	1.66	1.68	1.67	1.66	1.66
収 入 総 額	998,810	990,162	1,001,977	1,007,864	986,493	990,742	963,289
実 収 入	524,585	525,719	528,762	534,235	518,226	520,692	510,149
勤 め 先 収 入	493,829	495,003	497,395	500,738	484,940	485,340	473,115
世 帯 主 収 入	425,706	431,284	433,306	434,066	419,269	417,281	409,709
世 帯 主 の 配 偶 者 の 収 入	57,338	53,346	54,129	55,742	56,517	57,891	54,025
他 の 世 帯 員 収 入	10,785	10,373	9,959	10,930	9,153	10,168	9,381
事 業 ・ 内 職 収 入	2,735	2,780	2,639	2,661	2,438	2,285	2,747
農 林 漁 業 収 入	104	36	32	118	10	12	34
そ の 他 の 実 収 入	27,916	27,898	28,697	30,717	30,839	33,055	34,252
実 収 入 以 外 の 収 入	399,061	390,622	402,779	403,989	401,961	406,649	391,084
預 貯 金 引 出 金	359,502	352,543	357,977	357,368	358,102	354,536	344,094
保 険 取 金	5,171	4,370	5,381	4,685	4,370	5,208	3,666
借 入 金	7,161	5,469	8,562	7,012	4,284	6,250	6,617
掛 買 金	21,911	22,957	25,074	28,439	29,556	33,286	31,947
そ の 他 の 収 入	5,317	5,283	5,785	6,485	5,650	7,371	4,759
緑 入 金	75,164	73,821	70,436	69,641	66,305	63,400	62,056
支 出 総 額	998,810	990,162	1,001,977	1,007,864	986,493	990,742	963,289
実 支 出	412,928	404,502	409,716	416,415	409,374	409,039	398,448
消 費 支 出	329,499	320,231	323,459	324,929	319,060	318,315	308,838
食 料	70,947	69,403	70,352	71,051	70,134	69,597	68,420
住 居	21,839	20,292	20,207	19,156	19,614	20,694	21,600
光 熱 ・ 水 道	21,328	21,998	21,555	22,666	21,466	21,704	21,742
家 具 ・ 家 事 用 品	10,313	9,954	9,914	10,501	10,152	10,638	10,406
被 服 及 び 履 物	14,971	14,430	14,846	14,263	13,773	13,573	13,103
保 健 医 療	12,035	11,463	11,697	11,593	12,036	11,398	10,880
交 通 ・ 通 信	46,986	45,769	46,259	48,259	47,093	48,002	45,488
教 育	18,561	18,713	19,090	18,789	19,493	18,195	18,611
教 養 娯 楽	32,847	31,421	33,166	33,390	33,243	34,160	31,296
そ の 他 の 消 費 支 出	79,671	76,786	76,372	75,260	72,055	70,353	67,293
非 消 費 支 出	83,429	84,271	86,257	91,486	90,314	90,725	89,611
実 支 出 以 外 の 支 出	513,814	514,604	525,971	525,283	514,683	522,638	507,542
預 貯 金	401,296	407,379	413,147	412,906	403,985	408,903	398,904
保 険 掛 金	35,174	31,691	31,112	30,360	28,007	27,673	25,666
借 金 返 済	35,577	37,369	37,871	40,638	39,828	40,515	38,477
掛 買 金	18,300	19,495	21,604	23,407	25,130	27,703	27,427
そ の 他 の 支 出	23,467	18,670	22,238	17,973	17,732	17,844	17,068
緑 越 金	72,067	71,057	66,290	66,166	62,436	59,064	57,298
現 物 総 額	8,992	8,612	8,923	8,471	7,935	7,190	7,318
《人口5万以上の都市》							
集 計 世 帯 数	3,856	3,765	3,732	4,025	3,992	3,956	3,781
世 帯 人 員 数	3.41	3.40	3.41	3.42	3.41	3.38	3.41
有 業 人 員 数	1.61	1.61	1.61	1.65	1.65	1.64	1.64
収 入 総 額	1,000,528	1,003,466	1,017,152	1,016,124	998,784	999,228	967,422
実 収 入	525,956	532,071	534,364	537,932	523,780	523,515	511,485
実 収 入 以 外 の 収 入	400,256	397,347	413,263	408,313	408,089	411,618	393,292
緑 入 金	74,316	74,048	69,525	69,879	66,915	64,095	62,644
支 出 総 額	1,000,528	1,003,466	1,017,152	1,016,124	998,784	999,228	967,422
実 支 出	412,082	408,487	413,307	417,817	413,144	411,365	399,409
実 支 出 以 外 の 支 出	517,338	523,920	538,358	532,218	523,152	527,967	510,118
緑 越 金	71,108	71,059	65,486	66,088	62,488	59,896	57,895
現 物 総 額	8,423	8,630	8,866	8,331	7,854	7,210	7,142

(注) 農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/034.xls>

第35表 年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出（全国）

区 分			平均	200万円未満	200万円以上 250万円未満	250～300	300～350	350～400	400～450	450～500
集計世帯 世帯員 収入 実収入 勤め先 世帯主の 世帯員の 他 事業・内 農林漁業 その他 実収入 支線 支出 実支出 支線	世帯員数	4,006	49	96	137	193	240	286	309	
	世帯員数	3.42	2.72	3.06	2.90	3.01	3.27	3.29	3.26	
	世帯員数	1.66	1.31	1.40	1.38	1.36	1.49	1.51	1.57	
	収入総額	963,289	292,578	483,595	512,810	574,147	640,836	714,363	760,018	
	実収入	510,149	154,128	237,378	252,355	283,359	317,471	347,131	376,388	
	勤め先収入	473,115	128,431	192,419	219,873	242,049	273,878	307,013	339,768	
	世帯主の収入	409,709	114,784	177,544	203,460	223,702	249,715	277,109	303,745	
	世帯員の収入	54,025	7,471	9,627	10,878	14,574	19,150	25,360	30,581	
	他	9,381	6,175	5,248	5,535	3,773	5,014	4,544	5,442	
	事業・内職収入	2,747	650	1,044	910	741	1,283	1,097	2,452	
	農林漁業収入	34	0	0	0	0	0	0	0	
	その他収入	34,252	25,047	43,914	31,572	40,569	42,310	39,020	34,169	
	実収入	391,084	102,258	196,213	207,963	237,613	267,384	311,781	329,478	
	支線	62,056	36,192	50,005	52,492	53,176	55,981	55,451	54,152	
	支出総額	963,289	292,578	483,595	512,810	574,147	640,836	714,363	760,018	
実支出	398,448	129,460	225,013	226,780	249,165	272,039	291,068	301,174		
支線	308,838	118,245	198,792	196,787	215,417	231,192	241,692	246,568		
消費支出	68,420	38,051	49,709	46,827	54,473	56,021	59,040	58,746		
食住料	21,600	16,227	24,666	24,786	20,778	23,815	22,606	22,065		
光熱・水道	21,742	14,811	18,847	17,588	18,443	19,853	19,803	19,397		
家具・家事用品	10,406	3,453	6,586	6,413	7,036	7,495	7,591	9,243		
被服及び履物	13,103	3,664	6,310	6,673	7,795	8,714	8,550	9,514		
保健医療	10,880	3,350	9,076	9,751	8,666	10,024	9,830	9,108		
交通・通信	45,488	13,423	26,209	29,868	33,341	35,714	34,516	39,203		
教育	18,611	3,071	10,003	6,586	8,569	7,952	10,860	9,820		
教養・娯楽	31,296	7,948	14,455	15,304	17,527	19,425	21,435	23,212		
その他消費支出	67,293	14,246	32,931	32,991	38,788	42,179	47,462	46,233		
非消費支出	89,611	11,215	26,221	29,992	33,748	40,847	49,376	54,606		
実支出	507,542	126,936	210,805	233,855	275,814	314,370	370,550	408,265		
支線	57,298	36,182	47,776	52,175	49,169	54,426	52,744	50,580		

資料：総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB http://www.ipss.go.jp/ssj-db/035.xls

第36表 消費者物価指数（中分類）

平成22年(2010)=100

区 分	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
《全国》											
平成19年平均(2007)	100.7	97.6	100.4	98.6	107.5	101.6	100.9	102.0	108.9	104.9	98.7
20(2008)	102.1	100.1	100.6	104.5	107.1	102.1	100.6	104.1	109.7	104.3	99.1
21(2009)	100.7	100.3	100.4	100.2	104.8	101.2	100.5	99.0	110.6	101.7	98.7
22(2010)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23(2011)	99.7	99.6	99.8	103.3	94.4	99.7	99.3	101.2	97.9	96.0	103.8
《人口5万以上の都市》											
平成19年平均(2007)	100.8	97.9	100.5	98.7	108.0	101.9	100.9	101.8	107.3	104.8	98.7
20(2008)	102.0	100.4	100.5	104.1	107.6	102.2	100.6	103.8	108.0	104.4	99.2
21(2009)	100.8	100.4	100.3	100.7	105.0	101.3	100.5	99.1	108.9	101.7	98.7
22(2010)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23(2011)	99.7	99.6	99.7	103.1	94.2	99.8	99.3	101.1	98.2	96.2	103.7

資料：総務省統計局「平成22年基準消費者物価指数年報」

SSJ-DB http://www.ipss.go.jp/ssj-db/036.xls

第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

平成23年(2011) (単位 円、人)

500~550	550~600	600~650	650~700	700~750	750~800	800~900	900~1,000	1,000~1,250	1,250~1,500	1,500万円以上
309	289	286	247	227	220	333	247	302	132	104
3.43	3.45	3.45	3.59	3.60	3.57	3.50	3.65	3.53	3.73	3.63
1.59	1.63	1.61	1.66	1.58	1.69	1.71	1.93	1.95	2.06	2.08
793,373	852,472	873,804	956,149	1,003,885	1,045,229	1,158,045	1,282,035	1,453,641	1,585,802	1,934,816
406,946	440,049	458,805	501,655	541,745	555,836	625,241	691,800	792,989	917,553	1,139,742
368,227	407,486	422,324	465,347	512,443	524,112	594,901	655,403	755,874	857,568	1,095,301
327,372	361,314	378,546	407,888	462,421	464,564	516,004	557,585	622,411	654,236	876,522
35,389	38,826	39,493	52,958	44,563	51,989	69,849	78,066	110,290	182,041	181,076
5,466	7,346	4,285	4,501	5,459	7,559	9,049	19,752	23,173	21,290	37,703
996	1,469	1,517	1,176	1,541	2,408	3,274	3,073	4,268	17,828	12,886
0	0	13	0	0	0	9	442	27	0	0
37,723	31,094	34,951	35,132	27,762	29,316	27,056	32,882	32,821	42,158	31,556
325,247	356,529	354,734	396,351	399,255	431,637	466,943	517,182	582,794	585,003	701,474
61,180	55,894	60,264	58,144	62,885	57,756	65,862	73,053	77,858	83,246	93,600
793,373	852,472	873,804	956,149	1,003,885	1,045,229	1,158,045	1,282,035	1,453,641	1,585,802	1,934,816
327,487	351,104	359,687	398,504	410,810	438,267	481,590	527,996	592,968	651,595	806,288
265,259	282,470	286,396	313,736	317,936	338,576	363,777	390,956	429,866	465,420	531,592
62,046	64,286	65,077	69,646	72,565	74,498	78,981	81,371	84,942	89,485	98,864
18,447	21,394	20,686	21,582	14,953	19,381	19,834	24,891	28,063	24,525	17,616
20,495	21,342	21,457	22,058	23,103	22,611	23,543	24,619	24,740	25,529	27,136
9,222	9,555	9,732	9,817	10,761	11,435	12,839	12,516	15,156	15,154	16,760
10,179	11,803	10,753	13,066	14,512	15,311	16,914	17,404	19,869	23,887	26,304
9,631	9,279	8,979	10,390	11,357	11,723	12,392	13,169	13,572	15,219	18,373
42,163	38,650	42,838	46,715	49,594	49,144	50,803	57,208	62,536	57,564	86,426
13,325	14,944	16,232	23,010	19,674	27,780	24,703	27,868	31,605	38,131	28,619
26,238	28,862	28,776	32,419	34,716	34,631	39,205	40,293	47,222	55,127	56,784
53,513	62,355	61,867	65,032	66,700	72,062	84,564	91,618	102,160	120,798	154,209
62,228	68,633	73,291	84,768	92,875	99,691	117,812	137,040	163,101	186,175	274,697
409,039	449,920	456,397	503,820	533,568	552,933	616,633	689,911	792,857	859,157	1,046,629
56,847	51,448	57,720	53,825	59,507	54,029	59,823	64,128	67,817	75,050	81,899

第37表 販売農家1戸当りの経営収支

(単位 千円、%)

区 分	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
集計経営体数	6,902	4,725	4,720	4,505	4,478
経営収支の総括					
農 業 粗 収 益	4,130	4,379	4,312	4,571	4,694
所 収 営 費	2,935	3,297	3,270	3,348	3,498
農 業 所 外 得 入	1,195	1,082	1,042	1,223	1,196
支 出	2,179	2,152	1,956	1,862	1,827
所 得	243	294	271	252	223
年 金 等 の 収 入	1,936	1,858	1,685	1,610	1,604
所 得	1,701	1,712	1,833	1,820	1,825
総 所 得	4,836	4,657	4,566	4,660	4,633
租 税 公 課 諸 負 担	743	711	690	678	651
可 処 分 所 得	4,093	3,946	3,876	3,982	3,982
(参考)					
推 計 家 計 費 標	3,987	4,162	4,095	4,047	3,966
分 析 指 標					
農 業 依 存 度	38.1	36.7	38.1	43.1	42.6
農 業 所 得 率	28.9	24.7	24.2	26.8	25.5

(注) 1 販売農家とは、経営耕地面積30a以上又は過去1年間の農産物販売金額50万円以上の農家である。

2 平成19年の「集計経営体数」は、「集計戸数」である。

資料：農林水産省統計情報部「経営形態別経営統計(個別経営)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/037.xls>

第4節 社会保険関係

1 総 括

第38表 医療保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	103,645	117,037	124,260	126,353	127,431	113,722	113,017	112,434
被 用 者 保 険	60,282	72,501	81,191	78,725	76,707	74,230	73,919	73,665
被 保 険 者	28,146	31,753	37,926	39,246	40,153	39,872	39,721	39,693
被 扶 養 者	32,136	40,748	43,265	39,479	36,554	34,358	34,198	33,972
全国健康保険協会管掌健康保険								
一 般 被 保 険 者	26,020	31,289	36,666	36,758	36,294	34,705	34,828	34,845
被 保 険 者	13,183	14,562	17,983	19,451	19,807	19,496	19,517	19,580
被 扶 養 者	12,837	16,727	18,683	17,307	16,488	15,210	15,311	15,265
法第3条第2項被保険者	1,192	518	155	47	18	17	17	18
被 保 険 者	638	318	103	31	11	11	11	12
被 扶 養 者	554	200	52	15	7	6	6	6
組 合 管 掌 健 康 保 険	21,236	27,502	32,009	31,677	30,860	30,337	29,951	29,609
被 保 険 者	9,697	11,431	14,668	15,182	15,871	15,906	15,722	15,574
被 扶 養 者	11,539	16,071	17,341	16,495	14,989	14,431	14,228	14,035
船 員 保 険	741	672	409	228	157	144	—	—
被 保 険 者	262	212	137	84	63	62	—	—
被 扶 養 者	479	460	272	145	95	82	—	—
国 家 公 務 員 共 済 組 合 (各省各庁組合)	2,960	3,042	2,805	2,652	2,412	2,339	2,301	2,312
組 合 員	1,149	1,200	1,158	1,145	1,088	1,080	1,067	1,077
被 扶 養 者	1,811	1,842	1,647	1,507	1,324	1,259	1,234	1,234
国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適用法人組合)	2,203	2,072	1,475
組 合 員	789	807	513
被 扶 養 者	1,414	1,265	962
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	5,583	6,803	6,902	6,539	6,110	5,848	5,975	6,027
組 合 員	2,237	2,902	2,963	2,905	2,823	2,824	2,903	2,944
被 扶 養 者	3,346	3,901	3,939	3,634	3,286	3,024	3,072	3,083
私 立 学 校 教 職 員 共 済	347	603	770	826	856	840	847	854
組 合 員	191	321	401	448	490	494	500	507
被 扶 養 者	156	282	369	377	365	346	347	348
国 民 健 康 保 険	43,363	44,536	43,069	47,628	50,724	39,492	39,098	38,769

- (注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
 2 法第3条第2項被保険者の「被保険者数」は、有効手帳所有者数である。
 3 法第3条第2項被保険者の「被扶養者数」は、昭和45、55年度は社会保険庁推定数値。
 4 「全国健康保険協会管掌健康保険」は、平成20年9月以前は「政府管掌健康保険」である。
 5 平成21年度以降の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。よって、合計・被用者保険・被保険者・被扶養者にも船員保険が含まれていないため、年次推移での比較には注意が必要である。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/038.xls>

第39表 公的年金適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	51,934	59,032	66,311	70,491	70,066	69,358	68,738	68,258
厚生年金保険	22,260	25,239	30,997	32,192	34,570	34,445	34,248	34,411
（再掲）旧 共 済	.	.	.	456	722	726	.	.
（再掲）厚生年金基金	3,910	5,964	9,845	11,396	4,782	4,663	4,562	4,472
船 員 保 険（再掲）	262	205	126	74	58	57	56	54
国家公務員共済組合 （各省各庁組合）	1,149	1,179	1,126	1,119	1,058	1,053	1,044	1,055
国家公務員等共済組合 （適用法人組合）	789	788	496
地方公務員等共済組合	2,536	3,225	3,286	3,239	2,992	2,946	2,908	2,878
私立学校教職員共済	194	319	373	406	464	472	478	485
農林漁業団体職員共済組合	407	481	498	467
国 民 年 金	24,337	27,596	29,535	33,068	30,981	30,443	30,061	29,428
（再掲）農業者年金	787	1,057	574	258	59	57	56	54

(注) 1 「船員保険」は、平成2年度以降は厚生年金の再掲。

2 「農業者年金」の昭和45年度数値は、昭和46年9月末現在。

3 「農林漁業団体職員共済組合」は、平成14年4月より長期給付事業が「厚生年金保険」に統合された。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/039.xls>

第40表 雇用保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	21,401	25,295	31,586	33,632	37,322	37,375	37,530	38,259
雇 用 保 険	21,220	25,128	31,483	33,569	37,274	37,328	37,530	38,259
船 員 保 険	181	167	103	63	48	47	—	—

(注) 平成21年度以降の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。よって、合計にも船員保険が含まれていないため、年次推移での比較には注意が必要である。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/040.xls>

第41表 業務災害補償保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	31,507	37,193	47,713	52,967	55,258	55,938	56,216	55,867
労働者災害補償保険	26,530	31,840	43,222	48,546	51,313	52,418	52,789	52,488
船 員 保 険	262	205	127	76	59	58	—	—
国家公務員災害補償								
国家公務員	1,423	1,125	1,081	1,106	893	516	520	501
公共企業体職員	789	807
地方公務員災害補償	2,503	3,216	3,283	3,239	2,992	2,946	2,908	2,878

(注) 1 「国家公務員災害補償」は、各年7月1日現在である。

2 平成21年度以降の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。よって、合計にも船員保険が含まれていないため、年次推移での比較には注意が必要である。

資料：「国家公務員災害補償」は、人事院勤務条件局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/041.xls>

第42表 社会保険被保険者（組合員）1人当り平均標準報酬月額（制度別）

年度末現在（単位 円）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
全国健康保険協会管掌健康保険								
一般被保険者	49,960	167,852	251,505	290,472	285,468	285,384	276,892	276,392
法第3条第2項被保険者	1,899	5,870	10,604	12,928	13,179	12,923	12,806	13,236
組 合 管 掌 健 康 保 険	61,915	210,985	315,243	372,650	371,037	371,304	359,340	363,306
船 員 保 険								
普通保険	66,200	234,778	323,582	372,001	395,526	398,822	—	—
失業保険	71,316	245,662	343,582	397,399	419,944	424,254	—	—
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	60,730	190,796	339,463
短期適用	.	.	.	416,170	419,843	422,390	418,333	417,119
長期適用	.	.	.	410,007	413,158	415,247	410,279	408,814
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	62,716	173,546	358,471
地方公務員等共済組合	65,643	204,035	292,057	365,905	356,813	351,852	347,478	344,485
私立学校教職員共済	50,731	199,827	302,599	378,558	380,191	380,390	379,444	378,776
厚生年金保険	54,806	188,534	273,684	318,688	312,258	312,813	304,173	305,715
厚生年金基金	57,726	202,550	293,162	349,231	328,338	327,951	318,752	320,791
農林漁業団体職員共済組合	43,986	165,201	238,183	295,153	295,174	294,895	292,316	291,490
(参考) 国民年金	450	3,770	8,400	13,300	14,100	14,410	14,660	15,100

(注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

「法第3条第2項被保険者」は、平均賃金月額である。

2 「地方公務員等共済組合」は、平均給料月額である。

3 「私立学校教職員共済」は、平均標準給与月額である。

4 平成2年度以降の「厚生年金保険」には、船員保険（年金分）を含む。

5 「全国健康保険協会管掌健康保険」は、平成20年9月以前は「政府管掌健康保険」である。

6 平成21年度以降の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/042.xls>

第43表 制度別被保険者1人当り診療費

年度末現在(単位 円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
政府管掌健康保険							
一般被保険者	172,608	176,482	186,303	168,401	173,303	176,877	183,706
被保険者分	107,009	108,183	100,204	81,141	82,855	84,608	87,351
被扶養者分	65,599	68,299	86,099	87,260	90,448	92,269	96,355
法第3条第2項被保険者	246,433	208,368	226,293	162,113	160,716	140,988	148,513
被保険者分	196,079	170,048	133,305	86,924	78,338	68,817	70,831
被扶養者分	50,354	38,320	92,988	75,189	82,378	72,171	77,682
組管掌健康保険	143,855	141,206	158,605	147,311	151,267	154,780	161,545
被保険者分	75,280	82,466	84,928	71,095	71,869	73,780	76,721
被扶養者分	68,575	58,740	73,677	76,216	79,397	81,000	84,825
船員保険	260,687	215,891	234,912	218,047	222,885	—	—
被保険者分	124,783	143,720	144,693	122,766	122,222	—	—
被扶養者分	135,904	72,171	90,219	95,281	100,663	—	—
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	149,003	158,185	163,567	147,989	149,569	150,844	154,295
組合員分	72,402	78,333	72,321	57,878	58,261	58,694	59,838
被扶養者分	76,601	79,852	91,246	90,111	91,308	92,150	94,457
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	161,595	181,433
組合員分	82,510	85,731
被扶養者分	79,085	95,702
地方公務員等共済組合	158,764	175,271	182,575	166,689	167,738	164,330	168,757
組合員分	85,180	97,184	98,151	83,193	83,431	81,451	83,683
被扶養者分	73,584	78,087	84,424	83,496	84,307	82,879	85,074
私立学校教職員共済	145,417	160,420	165,663	145,625	150,943	153,352	157,991
組合員分	94,568	102,072	100,302	88,941	92,402	93,259	95,590
被扶養者分	50,849	58,348	65,361	56,684	58,541	60,093	62,400
国民健康保険	97,993	207,418	291,396	315,523	216,847	221,433	229,297
1世帯当り医療費	279,268	488,434	580,132	591,316	392,378	399,097	410,063

(注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付(家族療養の給付)と特定療養給付費(家族特定療養給付費)を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。

2 「国民健康保険」の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。
なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。

3 平成2年度以降は、老人保健による給付分を除く。ただし、「国民健康保険」の平成19年度以前は老人保健分を含む。

4 平成21年度以降の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/043.xls>

第44表 公的年金受給権者数

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	3,074,220	3,314,262	9,829,857	35,667,818	58,411,459	59,426,075	63,146,907	66,493,734
老 齢 年 金 (退 職 年 金)	1,536,952	2,029,461	6,559,504	29,576,029	50,564,265	51,353,207	54,886,820	57,991,055
老 齢 基 礎 年 金	・	・	973,344	11,763,913	20,487,842	21,801,311	22,918,980	23,775,499
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	・	・	1,294,713	6,417,604	10,889,922	11,661,384	12,402,785	13,097,886
(通 老 相 当)	・	・	823,128	4,621,473	8,488,915	9,347,886	10,182,305	10,949,628
退 職 共 済 年 金								
国 共 済								
{ 各 省 各 庁 組 合	・	・	140,880	367,572	580,439	631,403	678,896	721,747
{ 適 用 法 人 組 合	・	・	78,912	・	・	・	・	・
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	268,726	900,766	1,419,743	1,537,138	1,654,478	1,764,143
私 立 学 校 教 職 員 共 済	・	・	44,063	154,441	237,137	255,750	274,162	295,674
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	47,479	173,329	271,436	292,680	315,794	297,006
厚 生 年 金 基 金	41,758	690,701	1,923,638	4,682,329	4,977,420	5,646,615	6,309,111	6,966,217
恩 給								
{ 文 官	100,507	61,626	27,221	8,645	3,281	2,772	2,426	2,090
{ 軍 人	1,256,409	1,187,941	892,517	470,422	202,505	171,543	143,910	117,883
{ 都 道 府 県 知 事 裁 定	138,278	89,193	44,883	15,535	5,625	4,725	3,973	3,282
障 害 年 金	136,104	132,317	1,098,871	1,653,665	2,073,277	2,131,766	2,187,513	2,257,947
障 害 基 礎 年 金	・	・	904,093	1,309,985	1,615,759	1,659,552	1,701,830	1,749,219
障 害 厚 生 年 金	・	・	87,196	261,221	385,064	400,264	414,442	437,594
障 害 共 済 年 金								
{ 各 省 各 庁 組 合	・	・	1,460	6,813	11,100	11,784	12,446	13,143
{ 適 用 法 人 組 合	・	・	423	・	・	・	・	・
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	4,208	17,181	30,976	33,235	35,297	37,422
私 立 学 校 教 職 員 共 済	・	・	264	1,163	1,856	1,946	2,066	2,212
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	875	3,272	3,308	3,260	3,189	3,114
恩 給								
{ 文 官	1,292	1,101	718	346	189	172	154	138
{ 軍 人	134,389	130,917	99,238	53,127	24,447	20,983	18,050	15,071
{ 都 道 府 県 知 事 裁 定	423	299	172	87	48	43	39	34
船 員 保 険 (職 務 上)	—	—	224	470	530	527	—	—
遺 族 年 金	1,401,164	1,152,484	2,171,482	4,438,124	5,773,917	5,941,102	6,072,574	6,244,732
遺 族 基 礎 年 金	・	・	206,834	317,321	273,096	266,043	257,758	254,045
遺 族 厚 生 年 金	・	・	755,145	2,612,574	3,924,932	4,103,051	4,257,203	4,449,027
遺 族 共 済 年 金								
{ 各 省 各 庁 組 合	・	・	41,926	147,202	217,557	229,312	239,782	250,614
{ 適 用 法 人 組 合	・	・	36,528	・	・	・	・	・
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	91,019	314,639	462,989	482,609	499,908	518,112
私 立 学 校 教 職 員 共 済	・	・	8,866	31,717	47,811	50,211	52,553	55,104
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	13,580	50,347	47,924	46,809	45,174	43,705
恩 給								
{ 文 官	96,339	92,077	68,813	39,318	21,272	19,132	17,138	15,200
{ 軍 人	1,223,970	980,110	881,620	884,483	755,443	723,127	685,899	643,584
{ 都 道 府 県 知 事 裁 定	80,855	80,297	66,524	39,136	21,211	19,089	17,159	15,341
船 員 保 険 (職 務 上)	・	・	627	1,387	1,682	1,719	—	—

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。
 2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。
 3 平成21年度以降の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。よって、合計・障害年金・遺族年金にも船員保険が含まれていないため、年次推移での比較には注意が必要である。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	5,976,687	16,823,448	20,296,449	13,379,249	8,702,378	8,083,717	7,490,875	6,827,683
老 齡 年 金 (退 職 年 金)	4,528,024	12,128,225	13,094,960	7,974,557	4,887,856	4,476,505	4,093,312	3,683,299
厚 生 年 金 保 険	520,073	2,022,741	3,464,916	2,596,421	1,706,182	1,575,057	1,451,348	1,315,430
船 員 保 険	13,945	40,308
国 共 済								
{ 各省各庁組合	120,366	287,006	364,542	256,481	175,791	163,716	152,786	141,253
{ 適用法人組合	169,534	281,252	398,974
地方公務員等共済組合	228,418	567,067	798,673	564,229	385,173	360,269	334,134	308,277
私立学校教職員共済	3,590	10,430	16,350	11,282	7,838	7,338	6,835	6,362
農林漁業団体職員共済組合	17,684	60,106	87,055	63,722	45,430	43,146	40,273	37,663
国民年金								
{ 老 齡 年 金	—	5,323,938	6,752,662	4,297,230	2,543,190	2,309,901	2,095,899	1,866,095
{ 老齡福祉年金	3,454,414	3,535,377	1,211,788	185,192	24,252	17,078	12,037	8,219
通算老齡年金 (通算退職年金)	94,743	1,945,213	4,626,376	3,635,783	2,502,003	2,361,259	2,214,700	2,028,084
厚 生 年 金 保 険	90,157	1,349,589	2,349,413	1,730,666	1,138,469	1,064,042	997,365	906,557
船 員 保 険	290	9,025
国 共 済								
{ 各省各庁組合	150	4,320	9,686	6,877	4,533	4,193	3,891	3,543
{ 適用法人組合	19	290	871
地方公務員等共済組合	940	26,620	47,554	33,683	22,292	20,661	18,967	17,252
私立学校教職員共済	2,681	23,947	32,853	17,012	8,750	7,812	6,946	6,167
農林漁業団体職員共済組合	506	16,308	28,417	18,701	11,335	10,537	9,571	8,700
国民年金	—	515,114	2,157,582	1,828,844	1,316,624	1,254,014	1,177,960	1,085,865
障 害 年 金 (疾 病 年 金)	543,396	1,091,445	546,299	349,793	247,741	234,155	221,349	207,577
厚 生 年 金 保 険	95,166	200,598	239,710	163,892	121,526	115,556	109,891	103,761
船 員 保 険	3,869	5,857
国 共 済								
{ 各省各庁組合	2,895	4,809	7,712	5,334	3,868	3,677	3,486	3,285
{ 適用法人組合	3,658	4,188	4,682
地方公務員等共済組合	3,946	11,011	21,472	14,359	10,298	9,775	9,188	8,647
私立学校教職員共済	202	529	962	583	372	355	336	322
農林漁業団体職員共済組合	732	2,173	3,161	2,310	1,740	1,673	1,570	1,506
国民年金								
{ 障 害 年 金	48,040	236,568	268,600	163,315	109,937	103,119	96,878	90,056
{ 障害福祉年金	384,888	625,712
遺族年金 (通算遺族を含む)	801,229	1,651,466	2,023,127	1,418,777	1,064,537	1,011,574	961,305	908,529
厚 生 年 金 保 険	482,243	1,112,414	1,505,043	1,124,893	846,975	804,892	765,245	721,722
船 員 保 険	18,427	32,372
国 共 済								
{ 各省各庁組合	31,567	75,657	96,001	70,967	52,034	49,379	47,018	44,448
{ 適用法人組合	59,133	95,561	103,373
地方公務員等共済組合	41,967	130,038	183,000	139,328	104,131	99,080	93,523	88,222
私立学校教職員共済	1,242	7,466	12,395	8,390	5,627	5,276	4,943	4,579
農林漁業団体職員共済組合	4,820	16,274	24,172	19,037	14,797	14,272	13,554	12,941
国民年金								
{ 母 子 年 金	122,051	124,658	42,652	2,278	39	38	.	.
{ 準母子年金	78	166	58	4	—	—	.	.
{ 遺 児 年 金	6,700	6,059	1,568	29	7	7	37,022	36,617
{ 寡 婦 年 金	—	49,190	54,865	53,851	40,927	38,630	.	.
{ 母子福祉年金	32,845	1,600
{ 準母子福祉年金	156	11
船 員 給 付	95	299	1,555	295	215	201	187	175
国 共 済								
{ 各省各庁組合	56	81	406	295	215	201	187	175
{ 適用法人組合	—	—	1,149
地方公務員等共済組合	39	218
公 務 災 害 給 付	9,200	6,800	4,132	44	26	23	22	19
国 共 済								
{ 各省各庁組合	212	146	95	44	26	23	22	19
{ 適用法人組合	8,968	6,641	4,037
地方公務員等共済組合	20	13

(注) 1 「老齡年金(退職年金)」には特例老齡年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/044.xls>

第45表 公的年金における年金総額（制度別）

(i) 新制度分

年度末現在（単位 百万円）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	345,432	1,387,461	8,244,535	31,582,275	43,429,432	45,603,287	47,632,826	49,202,612
老 齢 年 金（退職年金）	122,601	283,293	5,298,699	25,478,704	35,746,544	37,698,666	39,543,622	40,870,922
老 齢 基 礎 年 金	・	・	372,487	7,795,288	13,592,407	14,503,088	15,282,224	15,879,095
老 齢 厚 生 年 金（老齢相当）	・	・	2,287,685	10,876,675	15,009,686	15,670,688	16,354,806	16,780,855
（通老相当）	・	・	282,434	1,300,340	1,867,165	1,992,754	2,062,229	2,183,328
退 職 共 済 年 金								
国 共 済								
〔各省各庁組合〕	・	・	343,119	770,731	922,874	955,993	993,240	1,005,996
〔適用法人組合〕	・	・	149,389	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	・	・	669,297	1,976,194	2,609,960	2,753,964	2,917,074	3,013,315
私立学校教職員共済	・	・	48,427	177,654	230,668	239,590	250,223	256,612
農林漁業団体職員共済組合	・	・	63,879	198,880	31,050	32,732	34,274	32,270
厚 生 年 金 基 金	892	68,745	489,660	2,040,760	1,339,397	1,428,626	1,547,676	1,635,796
恩 給								
〔文 官〕	22,449	64,063	34,461	12,218	5,300	4,641	4,327	3,960
〔軍 人〕	64,610	43,011	490,715	306,244	130,259	110,100	92,194	75,353
〔都道府県知事裁定〕	34,650	107,474	67,146	23,720	7,779	6,490	5,354	4,341
障 害 年 金	24,441	171,948	977,236	1,546,323	1,821,435	1,864,313	1,904,667	1,956,908
障 害 基 礎 年 金	・	・	729,130	1,202,378	1,434,527	1,471,053	1,506,122	1,545,331
障 害 厚 生 年 金	・	・	58,209	200,122	285,068	295,256	304,657	320,624
障 害 共 済 年 金								
〔各省各庁組合〕	・	・	1,643	7,162	11,289	11,948	12,553	13,212
〔適用法人組合〕	・	・	340	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	・	・	5,387	20,914	36,918	39,584	41,919	44,350
私立学校教職員共済	・	・	269	1,228	1,886	1,968	2,088	2,214
農林漁業団体職員共済組合	・	・	905	3,275	884	864	845	815
恩 給								
〔文 官〕	390	2,190	1,947	1,057	583	527	479	433
〔軍 人〕	23,913	169,125	178,534	108,953	49,002	41,855	35,897	29,836
〔都道府県知事裁定〕	138	633	473	242	133	120	107	92
船 員 保 険（職務上）	・	・	399	992	1,145	1,138	—	—
遺 族 年 金	198,390	932,220	1,968,600	4,557,249	5,861,453	6,040,308	6,184,537	6,374,782
遺 族 基 礎 年 金	・	・	135,836	248,589	213,505	207,969	201,727	198,770
遺 族 厚 生 年 金	・	・	587,863	2,603,747	3,896,889	4,072,240	4,225,990	4,419,872
遺 族 共 済 年 金								
〔各省各庁組合〕	・	・	55,583	225,139	319,399	334,460	347,781	361,118
〔適用法人組合〕	・	・	45,747	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	・	・	120,308	495,923	724,868	757,399	785,127	814,483
私立学校教職員共済	・	・	5,791	23,518	35,522	37,412	39,191	41,101
農林漁業団体職員共済組合	・	・	12,780	53,681	8,308	8,070	7,739	7,426
恩 給								
〔文 官〕	11,607	68,884	68,132	44,346	22,983	20,523	18,238	16,063
〔軍 人〕	177,332	857,197	864,730	811,716	612,503	577,253	539,741	499,148
〔都道府県知事裁定〕	9,451	6,139	70,751	47,683	24,003	21,409	19,004	16,799
船 員 保 険（職務上）	・	・	1,079	2,908	3,474	3,575	—	—

- (注) 1 昭和61年度からの新年金制度並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者状況を掲げた。
 2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。
 3 平成12年度以降の「厚生年金」は、基金代行分を含む。
 4 平成21年度以降の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。よって、合計・障害年金・遺族年金にも船員保険が含まれていないため、年次推移での比較には注意が必要である。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	499,097	8,857,568	16,198,037	12,799,016	8,190,804	7,588,761	7,025,086	6,405,236
老 齡 年 金 (退 職 年 金)	374,339	6,760,927	12,616,635	9,775,695	6,072,396	5,589,031	5,137,446	4,645,254
厚 生 年 金 保 険	89,032	2,443,658	5,820,604	5,301,399	3,334,435	3,061,592	2,812,623	2,531,200
船 員 保 険	3,205	65,394
国 共 済	40,119	449,559	793,355	640,924	425,499	394,592	366,732	337,501
{ 各省各庁組合	62,968	475,041	875,227
{ 適用法人組合	91,679	990,889	1,913,554	1,588,513	1,070,182	1,000,598	927,139	854,119
地方公務員等共済組合	850	13,563	31,229	24,814	16,563	15,416	14,293	13,224
私立学校教職員共済	3,580	65,499	143,588	125,415	7,861	7,463	6,956	6,490
農林漁業団体職員共済組合	—	1,430,985	2,616,655	2,018,331	1,208,015	1,102,441	1,004,818	899,385
国民年金	82,906	826,339	422,423	76,299	9,841	6,930	4,885	3,335
{ 老 齡 年 金	6,355	484,513	1,302,977	1,176,789	777,072	725,204	677,055	617,656
{ 老齡福祉年金	6,213	410,410	853,078	728,393	459,935	424,804	394,892	356,537
通算老齡年金 (通算退職年金)	24	2,797
厚 生 年 金 保 険	8	1,957	6,748	5,638	3,668	3,406	3,154	2,858
船 員 保 険	1	145	503
国 共 済	39	11,238	32,908	27,634	18,188	16,857	15,452	14,058
{ 各省各庁組合	55	7,595	17,774	10,583	5,291	4,706	4,198	3,693
{ 適用法人組合	15	4,936	13,319	10,088	525	486	438	396
地方公務員等共済組合	—	45,435	378,647	394,454	289,464	274,945	258,922	240,113
私立学校教職員共済	35,353	558,980	550,880	405,515	277,211	261,441	246,490	230,651
農林漁業団体職員共済組合	12,724	167,712	269,678	209,411	149,167	141,217	133,766	125,789
国民年金	656	6,828
{ 障 害 年 金	540	6,186	14,565	11,097	7,614	7,205	6,759	6,301
{ 障害福祉年金	568	4,039	6,993
{ 各省各庁組合	960	15,848	44,470	32,299	21,781	20,485	19,067	17,770
{ 適用法人組合	35	475	1,402	929	581	563	534	511
地方公務員等共済組合	113	2,014	4,415	3,694	280	264	244	234
私立学校教職員共済	5,439	135,935	209,357	148,085	97,788	91,706	86,118	80,048
農林漁業団体職員共済組合	14,318	219,943
国民年金	81,309	1,043,254	1,715,071	1,440,176	1,063,539	1,012,539	963,591	911,209
{ 障 害 年 金	47,922	669,675	1,204,185	1,109,119	835,839	796,478	759,159	717,729
{ 障害福祉年金	2,676	28,981
{ 各省各庁組合	3,836	60,398	108,665	94,168	67,866	64,304	61,155	57,730
{ 適用法人組合	7,183	74,028	109,378
地方公務員等共済組合	6,072	106,705	205,841	184,270	135,758	129,060	121,639	114,583
私立学校教職員共済	151	3,720	7,344	5,857	4,070	3,843	3,635	3,396
農林漁業団体職員共済組合	398	9,261	18,940	17,901	1,176	1,136	1,086	1,037
国民年金	11,560	80,811	36,597	2,141	41	40	.	.
{ 母 子 年 金	7	109	51	4	—	—	16,916	16,734
{ 準母子年金	433	2,284	922	23	5	5	.	.
{ 遺 児 年 金	—	6,766	23,148	26,694	18,785	17,674	.	.
{ 寡 婦 年 金	1,066	513
{ 母子福祉年金	5	3
{ 準母子福祉年金	11	288	3,832	751	532	497	458	425
船 員 給 付	5	92	887	751	532	497	458	425
{ 各省各庁組合	—	—	2,945
{ 適用法人組合	6	196
地方公務員等共済組合	1,730	9,606	8,642	90	55	50	47	41
公務災害給付	31	179	163	90	55	50	47	41
{ 各省各庁組合	1,694	9,398	8,479
{ 適用法人組合	5	29
地方公務員等共済組合								

(注) 1 「老齡年金(退職年金)」には特例老齡年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/045.xls>

第46表 公的年金受給権者1人当り年金額

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
老 齢 年 金 (退 職 年 金)								
老 齢 基 礎 年 金	・	・	382,688	622,644	663,438	665,239	666,793	667,876
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	・	・	1,766,944	2,138,119	1,882,107	1,853,388	1,829,624	1,787,965
(通老相当)	・	・	343,123	748,377	714,272	706,290	692,777	681,355
退 職 共 済 年 金								
国 共 済								
{ 各省各庁組合	・	・	2,435,541	2,096,816	1,589,958	1,514,078	1,463,023	1,393,835
{ 適用法人組合	・	・	1,893,109	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	・	・	2,490,630	2,193,904	1,838,333	1,791,618	1,763,138	1,708,090
私立学校教職員共済	・	・	1,099,040	1,150,303	972,720	936,814	912,685	867,888
農林漁業団体職員共済組合	・	・	1,345,416	1,147,412	114,392	111,837	108,533	108,650
厚 生 年 金 基 金	21,361	99,529	254,549	435,843	269,095	253,006	245,308	234,818
恩 給								
{ 文 官	223,358	1,039,545	1,265,971	1,413,307	1,615,304	1,674,105	1,783,647	1,894,850
{ 軍 人	51,424	36,206	549,810	650,998	643,238	641,822	640,637	639,221
{ 都道府県知事裁定	250,582	1,204,960	1,496,023	1,526,875	1,382,952	1,373,538	1,347,517	1,322,819
障 害 年 金								
障 害 基 礎 年 金	・	・	806,477	917,856	887,835	886,416	885,001	883,440
障 害 厚 生 年 金	・	・	1,057,708	1,240,076	1,215,229	1,214,088	1,211,533	1,207,716
障 害 共 済 年 金								
国 共 済								
{ 各省各庁組合	・	・	1,125,342	1,051,250	1,017,062	1,013,935	1,008,601	1,005,256
{ 適用法人組合	・	・	803,783	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	・	・	1,280,181	1,217,301	1,191,828	1,191,021	1,187,620	1,185,139
私立学校教職員共済	・	・	1,018,939	1,055,788	1,016,124	1,011,049	1,010,816	1,001,024
農林漁業団体職員共済組合	・	・	1,034,286	1,000,901	267,114	265,012	264,851	261,777
恩 給								
{ 文 官	301,858	1,989,101	2,711,699	3,054,798	3,082,392	3,062,483	3,111,929	3,135,935
{ 軍 人	177,939	1,291,849	1,799,049	2,050,811	2,004,433	1,994,706	1,988,737	1,979,700
{ 都道府県知事裁定	326,241	2,117,057	2,750,000	2,778,851	2,774,917	2,793,488	2,743,231	2,718,882
船 員 保 険 (職 務 上)	・	・	1,781,250	2,110,351	2,161,134	2,160,015	—	—
遺 族 年 金								
遺 族 基 礎 年 金	・	・	656,739	783,400	781,794	781,712	782,622	782,422
遺 族 厚 生 年 金	・	・	889,630	1,061,954	1,031,361	1,028,511	1,026,428	1,025,558
遺 族 共 済 年 金								
国 共 済								
{ 各省各庁組合	・	・	1,325,741	1,529,458	1,468,117	1,458,535	1,450,404	1,440,932
{ 適用法人組合	・	・	1,252,382	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	・	・	1,321,790	1,576,164	1,565,626	1,569,384	1,570,544	1,572,021
私立学校教職員共済	・	・	653,169	741,499	742,966	745,103	745,741	745,882
農林漁業団体職員共済組合	・	・	941,090	1,066,217	173,350	172,409	171,316	169,916
恩 給								
{ 文 官	120,481	748,113	990,104	1,127,869	1,080,418	1,072,692	1,064,163	1,056,798
{ 軍 人	144,883	874,593	980,842	917,730	810,787	798,273	786,910	775,576
{ 都道府県知事裁定	116,888	76,454	1,063,541	1,218,381	1,131,639	1,121,517	1,107,519	1,095,052
船 員 保 険 (職 務 上)	・	・	1,720,893	2,096,364	2,065,242	2,079,451	—	—

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。
 2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。
 3 平成2年度以降の「厚生年金保険」は、それぞれ併給している基礎年金分を含む。
 4 平成21年度以降の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
老 齡 年 金 (退 職 年 金)								
厚生年金保険	171,191	1,208,092	1,679,869	2,041,810	1,954,326	1,943,798	1,937,939	1,924,237
船員保険	229,831	1,622,358
国共済	333,308	1,566,375	2,176,306	2,498,914	2,420,483	2,410,221	2,400,301	2,389,334
(各省各庁組合)	371,418	1,689,023	2,193,694
(適用法人組合)	401,365	1,747,393	2,395,917	2,815,369	2,778,445	2,777,362	2,774,752	2,770,622
地方公務員等共済組合	236,769	1,300,384	1,910,031	2,199,426	2,113,171	2,100,826	2,091,146	2,078,665
私立学校教職員共済	202,443	1,089,725	1,649,394	1,968,157	173,029	172,962	172,725	172,316
農林漁業団体職員共済組合	国民年金	—	268,783	387,500	469,682	475,000	479,421	481,961
(老齡年金)	24,000	233,734	348,595	412,000	405,800	405,800	405,800	405,800
(老齡福祉年金)								
通算老齡年金 (通算退職年金)								
厚生年金保険	68,913	304,100	363,103	420,874	403,994	399,237	395,935	393,287
船員保険	82,759	309,917
国共済	53,333	453,009	696,676	819,823	809,274	812,272	810,652	806,794
(各省各庁組合)	52,632	500,000	577,497
(適用法人組合)	41,489	422,164	692,013	820,415	815,908	815,897	814,662	814,874
地方公務員等共済組合	20,515	317,159	541,016	622,070	604,638	602,421	604,388	598,828
私立学校教職員共済	29,644	302,674	468,698	539,434	46,288	46,099	45,776	45,487
農林漁業団体職員共済組合	国民年金	—	88,204	175,496	215,685	219,854	219,252	219,805
(障害年金)								
(障害福祉年金)								
障 害 年 金 (疾 病 年 金)								
厚生年金保険	133,703	836,060	1,125,018	1,277,736	1,227,446	1,222,064	1,217,262	1,212,291
船員保険	169,553	1,165,785
国共済	186,528	1,286,338	1,888,615	2,080,369	1,968,482	1,959,606	1,939,035	1,917,977
(各省各庁組合)	155,276	964,422	1,493,592
(適用法人組合)	243,284	1,439,288	2,071,069	2,249,414	2,115,041	2,095,652	2,075,259	2,055,004
地方公務員等共済組合	173,267	897,921	1,457,380	1,593,314	1,562,006	1,586,324	1,590,521	1,586,806
私立学校教職員共済	154,372	926,829	1,396,710	1,598,920	160,829	157,899	155,348	155,405
農林漁業団体職員共済組合	国民年金	113,218	574,613	779,438	906,748	889,494	888,937	888,866
(障害年金)	37,200	351,508
(障害福祉年金)								
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)								
厚生年金保険	99,373	602,002	800,100	985,977	986,852	989,547	992,047	994,468
船員保険	145,222	895,249
国共済	121,519	798,313	1,131,915	1,326,921	1,304,257	1,302,248	1,300,678	1,298,825
(各省各庁組合)	121,472	774,667	1,058,091
(適用法人組合)	144,685	820,568	1,124,814	1,322,563	1,303,719	1,302,585	1,300,635	1,298,804
地方公務員等共済組合	121,578	498,259	592,497	698,102	723,380	728,311	735,389	741,550
私立学校教職員共済	82,573	569,067	783,551	940,307	79,444	79,581	80,107	80,134
農林漁業団体職員共済組合	国民年金	94,715	248,262	858,037	939,810	1,045,333	1,046,000	
(母子年金)	89,744	656,627	879,310	1,035,500	—	—	456,918	457,001
(準母子年金)	64,627	376,960	588,010	784,448	711,571	711,571		
(遺児年金)	—	137,548	421,908	495,706	458,982	457,519		
(寡婦年金)	32,455	320,625
(母子福祉年金)	32,051	272,727
(準母子福祉年金)								
船 員 給 付								
国共済	89,286	1,135,802	2,184,729	2,547,234	2,476,409	2,471,225	2,446,735	2,427,036
(各省各庁組合)	—	—	2,563,098
(適用法人組合)	153,846	899,083
地方公務員等共済組合								
公 務 災 害 給 付								
国共済	146,226	1,226,027	1,715,789	2,035,932	2,126,423	2,166,022	2,123,205	2,168,600
(各省各庁組合)	188,894	1,415,148	2,100,322
(適用法人組合)	250,000	2,230,769
地方公務員等共済組合								

(注) 1 「船員保険」には寡婦年金、遺児年金を含む。

2 平成2年度以降の「厚生年金保険」は、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

3 平成12年度以降の「厚生年金保険」は、基金代行支給分を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/046.xls>

第47表 公的年金積立金状況

年度末現在(単位 百万円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	7,964,568	48,610,970	138,714,453	255,263,685	221,501,128	210,492,591	207,785,036	200,007,896
厚生年金保険	4,420,194	27,983,796	76,860,463	136,880,413	127,056,823	124,018,806	119,505,228	113,460,390
厚生年金基金	187,058	5,020,242	25,853,067	57,956,748	32,468,212	25,478,563	28,955,081	27,779,739
国民年金	727,124	2,638,731	4,356,319	10,545,404	8,993,802	8,913,384	8,206,786	8,457,933
船員保険	110,757	410,679	69,557	111,754	129,287	133,277	—	—
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	668,552	2,631,396	5,740,766	8,595,085	8,814,184	8,571,084	8,365,766	8,182,232
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	466,264	1,341,812	2,162,060
地方公務員等共済組合	1,207,585	7,466,385	20,485,949	36,150,680	40,152,721	39,520,012	38,925,465	38,365,795
私立学校教職員共済	55,474	468,022	1,709,999	3,012,269	3,467,682	3,436,608	3,407,327	3,408,292
農林漁業団体職員共済組合	121,560	649,907	1,476,273	2,011,332	418,418	420,857	419,383	353,516

(注)1 「船員保険」は、船員保険特別会計全体の積立金である。

2 「国民年金」は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

3 「厚生年金基金」は、平成12年度より時価、平成2年度以前は簿価である。

4 平成21年度以降の「船員保険」は、報告書が未刊行のため更新されていない。よって、合計にも船員保険が含まれていないため、年次推移での比較には注意が必要である。

資料：厚生年金基金は、平成12年度以前は厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」、平成19年度以降は厚生労働省年金局調べ

私立学校教職員共済は、日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/047.xls>

第48表 年金財政指標

平成22年度(2010年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年 金 扶養比率	保険に係る 年金扶養 比	総合費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	保険料比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	34,411	26,270	14,413	2.39	—	19.7	14.3	77.2	4.1
国共済連合会	1,055	867	691	1.53	1.92	20.2	16.2	75.8	6.2
地共済連合会	2,878	2,090	1,882	1.53	1.92	20.2	16.6	75.1	10.0
私学共済	485	308	116	4.19	—	13.6	9.8	92.3	9.0

(注)1 老齢・退職年金受給権者には、老齢・退年相当受給権者のほか、通算老齢(通算退職)年金相当受給権者を含む。

2 厚生年金の総合費用率、独自給付費用率、保険料比率、積立比率の算出に用いられる諸数値には、厚生年金基金が代行している部分は含まない。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/048.xls>

年金財政指標について

○年金扶養比率

1人の老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

この場合、老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）とは、その制度における被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間である25年を満たしている者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）及び旧法の老齢・退職年金受給権者を対象とする。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者（組合員・加入者）数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

保険に係る年金扶養比率とは、上記の年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除した換算値である。

ここでいう支出額とは、

$$\text{支出額} = \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金}$$

のことである。

$$\text{保険に係る年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left(\frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right)}$$

○総合費用率

被用者年金制度について、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費から追加費用や基礎年金交付金を控除すること等により定められる独自給付費と基礎年金拠出金とからなっており、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度を考慮して、公的年金各制度が、ある年度において社会保険方式として実質的に負担することとなる費用のことである。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} = & \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ & + \text{制度間調整拠出金} - \text{制度間調整交付金} \\ & + \text{年金保険者拠出金（※）} - \text{国共済連合会等拠出金収入} \\ & + \text{財政調整拠出金} - \text{財政調整拠出金収入} \\ & - \text{追加費用} \\ & - \text{職域等費用納付金} \end{aligned}$$

（※）平成22年度については、年金保険者拠出金還付金を控除している。

独自給付費とは、実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したものであり、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に対する負担を除外して、公的年金各制度独自に社会保険方式として負担することとなる費用のことである。

○独自給付費率

被用者年金制度について、ある年度の独自給付費のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。基礎年金制度に係る保険料負担を除外して、被用者年金制度の独自給付費に関して単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{独自給付費率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

○保険料比率

ある年度の実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する保険料収入の比率である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}} \times 100$$

○積立比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分（国庫・公経済負担を除いたもの）に対して、前年度末に保有する積立金とその何年分に相当しているかを表す指標である（簿価ベース）。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

第49表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	153,656	202,492	224,920	230,085	229,920	229,451	228,925
障害補償年金	58,815	84,786	97,211	98,215	97,682	97,301	96,729
労働者災害補償保険	57,276	83,310	95,489	96,512	95,989	95,610	94,914
国家公務員災害補償							
国家公務員	396	490	524	550	560	574	559
公共企業体職員	564
地方公務員災害補償	579	986	1,198	1,280	1,267	1,259	1,256
傷病補償年金	21,773	20,814	13,509	10,181	9,589	9,389	8,989
労働者災害補償保険	21,607	20,653	13,392	10,103	9,785	9,316	8,929
国家公務員災害補償							
国家公務員	71	61	45	43	39	32	23
地方公務員災害補償	95	100	72	45	43	47	37
遺族補償年金	73,068	96,892	114,200	121,689	122,379	122,761	123,207
労働者災害補償保険	67,871	92,800	109,505	117,120	117,818	118,213	118,437
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,044	1,392	1,577	1,595	1,582	1,565	1,535
公共企業体職員	2,290
地方公務員災害補償	1,863	2,700	3,118	3,212	3,217	3,224	3,235

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/049.xls>

第50表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位 千円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	164,791,118	302,289,518	394,509,075	396,429,850	395,058,215	393,669,705	387,573,273
障害補償年金	52,933,337	110,301,551	155,723,668	155,692,967	154,980,850	154,501,563	151,796,136
労働者災害補償保険	50,468,972	107,302,275	151,387,183	151,268,915	150,546,074	150,024,216	147,230,151
国家公務員災害補償							
国家公務員	480,397	883,880	1,192,145	1,355,081	1,459,529	1,512,989	1,292,111
公共企業体職員	1,155,942
地方公務員災害補償	828,026	2,115,396	3,144,340	3,402,472	3,334,429	3,333,217	3,273,874
傷病補償年金	35,974,870	50,920,240	39,245,961	28,922,367	27,941,613	26,455,889	25,041,385
労働者災害補償保険	35,622,119	50,421,033	38,792,040	28,575,045	27,651,891	26,170,991	24,814,546
国家公務員災害補償							
国家公務員	140,235	159,487	150,860	224,437	145,560	111,823	72,259
地方公務員災害補償	212,516	339,720	303,061	171,051	181,578	187,372	154,580
遺族補償年金	75,882,911	141,067,727	199,539,446	211,814,516	212,135,752	212,712,253	210,735,752
労働者災害補償保険	69,468,344	133,114,151	187,693,566	200,831,849	200,937,434	201,354,327	199,073,340
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,288,428	2,459,444	3,772,496	3,304,879	3,646,973	3,748,111	3,469,597
公共企業体職員	2,578,285
地方公務員災害補償	2,547,854	5,494,132	8,073,384	8,199,012	8,099,447	8,194,203	8,192,815

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/050.xls>

第51表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在(単位 円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
障害補償年金							
労働者災害補償保険	881,154	1,287,988	1,585,389	1,567,359	1,568,368	1,569,127	1,551,195
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,213,124	1,803,837	2,275,086	2,463,784	2,606,302	2,635,869	2,311,469
公共企業体職員	2,049,543	・	・	・	・	・	・
地方公務員災害補償	1,430,097	2,145,432	2,624,658	2,658,181	2,631,752	2,647,512	2,606,587
傷病補償年金							
労働者災害補償保険	1,648,638	2,441,342	2,896,658	2,828,372	2,825,947	2,809,252	2,779,096
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,975,141	2,614,541	3,352,444	5,219,471	3,732,315	3,494,464	3,141,715
地方公務員災害補償	2,237,011	3,397,200	4,209,181	3,801,133	4,222,748	3,986,639	4,177,839
遺族補償年金							
労働者災害補償保険	1,023,535	1,434,420	1,714,018	1,714,753	1,705,490	1,703,318	1,680,837
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,234,126	1,766,842	2,392,198	2,072,025	2,305,293	2,394,959	2,260,324
公共企業体職員	1,125,889	・	・	・	・	・	・
地方公務員災害補償	1,367,708	2,034,864	2,589,283	2,552,619	2,517,702	2,541,626	2,532,555

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/051.xls>

第52表 介護保険適用者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成12年度 (2000)	17 (2005)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
保 険 者 数	2,899	1,681	1,646	1,587	1,587
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	15,832,694	18,543,601	20,209,103	20,628,806	20,820,167
被 保 険 者 数					
第1号被保険者数	22,422,221	25,877,564	28,317,370	28,917,121	29,098,466
65歳以上75歳未満	13,191,688	14,124,955	15,036,938	15,144,421	14,821,850
75歳以上	9,230,533	11,752,609	13,280,432	13,772,700	14,276,616
第2号被保険者数(万人)	4,308	4,276	4,240	4,233	4,263

(注) 「保険者数」とは、市町村(広域連合及び一部事務組合を含む)及び特別区の数である。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/052.xls>

第53表 介護保険認定者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成12年度 (2000)	17 (2005)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
被 保 険 者 数	2,561,594	4,323,332	4,672,688	4,845,942	5,062,234
第1号被保険者数	2,470,982	4,175,295	4,523,903	4,696,384	4,907,439
65歳以上75歳未満	451,250	681,550	641,998	643,446	641,101
75歳以上	2,019,732	3,493,745	3,881,905	4,052,938	4,266,338
第2号被保険者数	90,612	148,037	148,785	149,558	154,795

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/053.xls>

第54表 介護保険給付における介護給付・予防給付

年度累計 (単位 金額: 千円、千単位数)

区 分	平成12年度 (2000)	17 (2005)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
《件数》					
合 計	44,354,711	98,280,213	106,089,559	111,427,229	117,893,107
居宅介護(支援)サービス	37,346,226	88,619,876	.	.	.
居宅介護(介護予防)サービス	.	.	93,363,741	98,326,401	104,407,034
地域密着型(介護予防)サービス	.	.	2,656,621	2,953,524	3,243,282
施設介護サービス	7,008,485	9,660,337	10,069,197	10,147,304	10,242,791
《単位数》					
合 計	316,562,976	583,554,042	657,280,810	703,675,504	738,052,645
居宅介護(支援)サービス	116,632,829	312,833,717	.	.	.
居宅介護(介護予防)サービス	.	.	322,251,734	350,206,690	376,910,417
地域密着型(介護予防)サービス	.	.	55,751,548	62,409,622	68,509,777
施設介護サービス	199,930,147	270,720,325	279,277,528	291,059,192	292,632,451
《費用額》					
合 計	3,627,338,408	6,310,909,517	6,710,025,633	7,177,508,694	7,555,004,214
居宅介護(支援)サービス	1,208,104,258	3,233,499,965	.	.	.
居宅介護(介護予防)サービス	.	.	3,326,335,715	3,620,940,474	3,899,007,153
地域密着型(介護予防)サービス	.	.	564,624,333	631,161,684	693,357,273
施設介護サービス	2,419,234,150	3,077,409,552	2,819,065,585	2,925,406,536	2,962,639,788
《支給額》					
合 計	3,229,138,269	5,658,200,522	6,074,115,692	6,497,534,382	6,839,563,805
居宅介護(支援)サービス	1,095,571,475	2,937,046,729	.	.	.
居宅介護(介護予防)サービス	.	.	3,022,819,077	3,292,265,790	3,545,553,876
地域密着型(介護予防)サービス	.	.	508,182,142	568,009,878	624,012,477
施設介護サービス	2,133,566,794	2,721,153,793	2,543,114,473	2,637,258,714	2,669,997,453

(注) 各年度累計は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/054.xls>

第55表 介護保険給付の高額介護(介護予防)サービス費

年度累計 (単位 金額: 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	17 (2005)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
《件数》					
合 計	1,927,890	6,916,817	10,470,782	11,792,035	12,460,991
世帯合	162,768	952,780	1,128,329	1,226,659	1,333,585
その他の	1,765,122	5,964,037	9,342,453	10,565,376	11,127,406
《支給額》					
合 計	13,575,768	51,313,522	104,698,714	117,529,721	128,819,464
世帯合	1,514,543	7,345,213	8,326,303	9,145,229	9,974,922
その他の	12,061,225	43,968,311	96,372,411	108,384,492	118,844,542

(注) 1 各年度累計は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 平成17年度は、制度改正により別建ての集計であるがここでは合算している。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/055.xls>

第56表 介護保険保険料収納額

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	17 (2005)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
調 定 額 累 計	194,546,973	995,228,480	1,373,559,456	1,404,923,676	1,415,642,893
収 納 額 累 計	192,027,731	976,887,483	1,349,775,650	1,381,593,974	1,393,796,403
還 付 未 済 額 (別掲)	364,522	1,163,482	1,686,065	1,705,870	1,631,758
不 納 欠 損 額	444	831	2,956	4,910	6,055
未 収 額	2,517,306	18,297,681	23,778,153	23,309,888	21,840,360
減 免 額 (別掲)	85,597	838,342	490,138	442,560	510,652

(注) 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/056.xls>

2 健康保険

① 全国健康保険協会管掌健康保険

第57表 全国健康保険協会管掌健康保険適用状況

(i) 一般被保険者関係

年度末現在

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
事業所数	1,515,290	1,548,534	1,582,047	1,607,489	1,624,549	1,622,704
被保険者数	19,156,318	19,501,172	19,806,788	19,495,640	19,517,489	19,580,094
男	12,009,883	12,201,423	12,345,881	12,084,367	12,070,292	12,063,997
女	7,146,435	7,299,749	7,460,907	7,411,273	7,447,197	7,516,097
強制適用	18,185,414	18,837,296	19,158,954	18,813,028	18,772,314	18,945,903
任意包括適用	498,692	210,745	217,261	221,105	224,873	228,237
任意継続適用	472,212	453,131	430,573	461,507	520,302	405,954
(再掲)						
介護保険第2号被保険者数	9,500,061	9,634,600	9,839,899	9,968,888	10,069,522	10,213,100
男	6,035,300	6,104,859	6,203,267	6,266,035	6,318,100	6,391,048
女	3,464,761	3,529,741	3,636,632	3,702,853	3,751,422	3,822,052
被扶養者数	16,493,297	16,437,136	16,487,541	15,209,738	15,311,000	15,265,246
(再掲)						
介護保険第2号被扶養者数	3,260,338	3,234,715	3,263,173	3,310,140	3,360,535	3,374,624
被保険者1人当たり被扶養者数	0.861	0.843	0.832	0.780	0.784	0.780
平均標準報酬月額	283,466	283,218	285,468	285,384	276,892	276,392
男	323,640	323,219	326,415	326,108	314,147	313,510
女	215,952	216,358	217,711	218,983	216,510	216,816
(再掲)						
介護保険第2号被保険者	315,358	313,766	315,883	314,064	303,737	302,375
男	367,034	364,901	368,196	365,056	350,557	348,432
女	225,344	225,325	226,650	227,775	224,884	225,361

(注) 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険(一般分)に係る数値である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

年度末現在

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
印紙購入通帳数 (事業所数)	2,007	1,826	1,690	1,572	1,421	1,291
有効手帳所有者数 (被保険者数)	15,393	13,386	11,207	10,854	11,390	11,716
男	11,487	10,231	9,136	8,925	9,403	9,805
女	3,906	3,155	2,071	1,929	1,987	1,911
(再掲)						
介護保険第2号被保険者数	11,131	9,423	7,326	7,123	7,356	7,454
被扶養者数	9,852	8,358	6,517	5,876	5,921	6,092
(再掲)						
介護保険第2号被扶養者数	2,550	2,342	1,826	1,699	1,722	1,763
被保険者1人当たり被扶養者数	0.640	0.624	0.582	0.541	0.520	0.520
平均賃金日額	12,577	12,721	13,179	12,923	12,806	13,236
(再掲)						
介護保険第2号被保険者	13,500	13,754	14,266	13,357	13,097	13,702

(注) 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険(法第3条第2項被保険者)に係る数値である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/057.xls>

第58表 全国健康保険協会管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）

平成22年度末現在

標準報酬 月額 (千円)	被保険者数			
	計	男	女	(再掲)介護保険
総数	19,580,094	12,063,997	7,516,097	10,213,100
58	71,799	44,762	27,037	33,411
68	18,933	10,178	8,755	8,920
78	52,424	22,936	29,488	27,353
88	58,974	21,636	37,338	31,853
98	284,737	155,407	129,330	154,313
104	84,441	24,186	60,255	47,503
110	158,850	42,728	116,122	85,934
118	293,077	85,337	207,740	155,619
126	327,987	85,265	242,722	176,542
134	430,969	122,528	308,441	227,547
142	483,248	137,684	345,564	249,482
150	742,821	275,443	467,378	380,072
160	723,781	251,297	472,484	344,620
170	746,649	281,864	464,785	336,288
180	821,433	352,737	468,696	357,991
190	759,630	334,000	425,630	314,258
200	1,389,706	725,081	664,625	602,550
220	1,522,711	856,496	666,215	612,304
240	1,421,303	899,510	521,793	584,078
260	1,413,547	983,392	430,155	626,945
280	1,280,149	966,650	313,499	623,626
300	1,130,088	862,876	267,212	583,824
320	834,448	666,784	167,664	448,173
340	690,099	566,066	124,033	400,480
360	649,154	538,068	111,086	407,196
380	580,504	492,990	87,514	388,483
410	611,122	517,561	93,561	440,250
440	398,364	346,279	52,085	304,894
470	259,573	229,737	29,836	206,065
500	281,325	237,710	43,615	220,634
530	132,791	119,348	13,443	108,884
560	112,719	100,292	12,427	91,778
590	121,804	104,476	17,328	97,050
620	58,373	52,413	5,960	47,578
650	55,861	49,447	6,414	44,805
680	33,776	30,439	3,337	27,118
710	70,914	59,936	10,978	55,068
750	40,297	35,511	4,786	31,807
790	56,811	47,585	9,226	43,708
830	33,319	29,532	3,787	25,653
880	35,738	30,899	4,839	27,373
930	20,259	18,027	2,232	15,554
980	55,126	45,430	9,696	40,598
1,030	17,121	15,205	1,916	12,792
1,090	20,891	18,301	2,590	15,917
1,150	12,336	11,006	1,330	9,369
1,210	180,112	158,962	21,150	136,840

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/058.xls>

第59表 全国健康保険協会管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）

平成22年9月1日現在

区 分	事業所数	被保険者数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
合 計	1,635,924	19,275,668	11,795,788	7,479,880	279,748	318,556	218,548
農 林 水 産 業	18,566	166,073	120,421	45,652	254,770	280,626	186,566
鉱業・採石業・砂利採取業	3,706	41,594	34,708	6,886	310,547	327,981	222,674
総 合 工 事 業	119,540	870,494	728,823	141,671	307,077	325,148	214,113
職 別 工 事 業	79,392	381,970	320,461	61,509	312,673	329,282	226,140
設 備 工 事 業	77,777	530,503	448,528	81,975	323,568	341,216	227,004
食 料 品・たばこ製造業	34,604	767,392	402,638	364,754	245,542	304,434	180,534
織 維 製 品 製 造 業	20,846	217,672	96,499	121,173	230,511	308,375	168,502
木 製 品・家具等製造業	17,043	148,770	116,924	31,846	264,542	284,281	192,073
紙 製 品 製 造 業	5,604	103,245	75,100	28,145	284,555	316,866	198,337
印 刷・同 関 連 業	20,387	200,504	141,925	58,579	303,857	335,464	227,278
化 学 工 業・同 類 似 業	22,717	407,015	294,691	112,324	300,096	333,755	211,789
金 属 工 業	35,622	490,818	398,784	92,034	306,920	326,962	220,079
機 械 器 具 製 造 業	66,057	1,276,008	970,319	305,689	299,119	329,469	202,783
そ の 他 の 製 造 業	24,463	324,347	232,090	92,257	295,704	330,446	208,303
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	19,472	138,555	105,984	32,571	323,822	351,570	233,533
情 報 通 信 業	44,906	372,650	270,133	102,517	326,486	356,671	246,948
道 路 貨 物 運 送 業	46,336	827,437	725,707	101,730	289,507	299,762	216,355
そ の 他 の 運 輸 業	23,342	716,026	605,419	110,607	247,852	256,934	198,141
卸 売 業	124,383	1,196,543	835,777	360,766	314,733	352,291	227,725
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	125,679	1,232,507	704,869	527,638	273,861	319,288	213,174
飲 食 料 品 小 売 業	41,694	403,625	227,548	176,077	248,485	297,981	184,520
無 店 舗 小 売 業	14,600	82,691	50,500	32,191	301,802	341,782	239,084
金 融・保 険 業	15,254	135,323	81,567	53,756	328,708	391,371	233,626
不 動 産 業	78,934	317,814	201,734	116,080	306,184	340,099	247,244
物 品 賃 貸 業	7,718	104,792	70,861	33,931	290,384	326,085	215,827
学 術 研 究 機 関	5,827	78,937	28,148	50,789	310,246	405,895	257,236
専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	94,241	607,688	379,949	227,739	319,404	361,369	249,392
飲 食 店	42,929	374,036	225,655	148,381	258,946	297,059	201,010
宿 泊 業	12,396	226,553	127,614	98,939	238,911	274,445	193,079
対 個 人 サ ー ビ ス 業	30,713	292,968	141,783	151,185	262,182	311,796	215,654
娯 楽 業	17,575	317,161	185,321	131,840	273,475	311,792	219,615
教 育・学 習 支 援 業	21,958	299,813	131,008	168,805	261,475	307,835	225,496
医 療 業・保 健 衛 生	78,722	1,623,334	406,451	1,216,883	298,782	417,207	259,227
社 会 保 険・社 会 福 祉・介 護 事 業	54,817	1,380,764	376,300	1,004,464	231,200	267,794	217,491
複 合 サ ー ビ ス 業	10,771	231,037	137,005	94,032	247,563	286,495	190,839
職 業 紹 介・労 働 者 派 遣 業	12,458	310,778	173,177	137,601	232,972	260,005	198,949
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	28,602	617,836	429,246	188,590	245,215	269,372	190,233
修 理 業	37,242	236,570	190,873	45,697	291,702	309,006	219,421
廃 棄 物 処 理 業	24,818	199,821	160,218	39,603	313,596	327,487	257,401
政 治・経 済・文 化 団 体	29,391	197,962	100,651	97,311	273,810	320,664	225,347
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	32,320	352,849	194,308	158,541	271,813	323,015	209,061
公 務	12,502	473,193	146,071	327,122	182,319	205,776	171,845

(注) 1 産業分類は、厚生労働省年金局「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。
 2 法第3条第2項被保険者及び任意継続被保険者を除く。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/059.xls>

第60表 全国健康保険協会管掌健康保険保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
徴収決定済額	6,709,093,658	6,775,216,319	6,925,189,771	6,805,265,904	6,548,056,502	7,498,577,591
前年度より繰越額(再掲)	139,044,393	125,191,071	122,217,682	138,626,946	178,471,045	215,562,195
収納済額	6,567,663,863	6,640,398,731	6,775,974,069	6,618,119,722	6,319,464,638	7,224,327,478
不納欠損額	15,657,477	12,210,366	10,155,217	7,960,948	11,745,493	20,095,831
収納未済額	125,772,317	122,607,222	139,060,486	179,185,233	216,846,371	254,154,282
収納率 (%)	97.9	98.0	97.8	97.2	96.5	96.3

(注) 1 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険(一般分)に係る数値である。

2 任意継続被保険者の保険料徴収状況は含まれていない。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額:千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
《印紙売さばき状況》						
印紙枚数(枚)	2,503,611	2,219,654	1,765,538	1,642,852	1,587,498	1,581,405
第1級	2,139	1,862	25,365	27,862	27,903	25,851
2	8,366	7,304	46,689	32,763	25,443	21,305
3	25,120	21,871	84,326	69,462	70,465	50,845
4	60,729	52,398	59,453	43,252	52,428	66,146
5	104,135	91,577	216,135	198,814	195,518	164,116
6	105,934	93,437	398,455	392,669	426,137	446,694
7	303,456	285,333	223,083	221,287	205,114	209,072
8	644,606	519,217	242,283	228,354	201,900	201,285
9	490,383	406,394	266,832	253,269	237,202	237,544
10	257,296	251,371	113,500	102,665	87,234	92,542
11	270,363	266,169	89,417	72,455	58,154	66,005
12	125,794	120,394
13	105,290	102,327
《保険料徴収状況》						
徴収決定額	785,386	731,140	693,112	657,541	526,267	650,138
収納済額	774,725	730,710	692,257	656,846	521,339	646,510
不納欠損額	18	—	79	—	3,994	5
収納未済額	10,643	430	777	694	934	3,623

(注) 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険(法第3条第2項被保険者)に係る数値である。

資料:平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/060.xls>

第61表 全国健康保険協会管掌健康保険給付決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分		平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	件数	348,947,647	361,074,292	368,893,301	374,239,106	377,424,367	385,474,524
	金額	4,003,170,041	4,058,649,891	4,237,270,010	4,317,886,348	4,420,356,653	4,584,653,243
被 保 険 者 分	件数	177,339,334	182,769,970	187,916,955	191,591,484	193,111,772	197,132,995
	金額	2,124,321,469	2,128,267,227	2,223,398,504	2,269,739,422	2,322,069,360	2,395,408,633
診 療 費	件数	125,335,674	127,489,709	129,785,166	131,049,436	130,637,469	131,578,422
	日数	236,694,045	235,642,302	235,333,896	233,160,839	228,440,555	227,908,833
	金額	1,497,704,202	1,488,210,205	1,574,898,279	1,619,413,640	1,638,540,104	1,696,189,904
薬 剤 支 給	件数	43,959,831	46,509,889	48,965,502	51,156,211	52,363,020	55,040,934
	枚数	57,501,343	60,043,103	62,567,922	64,288,295	64,916,214	68,048,849
	金額	257,296,015	266,570,480	293,472,895	312,335,474	333,860,482	347,385,315
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	1,508,580	1,515,441	1,494,318	1,486,987	1,461,538	1,462,663
	回数	15,233,259	39,474,711	38,768,715	38,306,004	37,250,039	36,468,526
	金額	21,839,441	16,102,630	15,705,528	15,544,716	15,133,847	14,850,370
訪問看護療養費	件数	7,347	8,527	9,710	10,738	11,757	13,261
	日数	53,122	60,324	68,451	76,104	84,105	93,107
	金額	354,078	405,070	460,216	544,084	607,815	683,701
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	1,818	1,874	1,424	879	1,109	1,278
	回数	45,407	101,634	81,907	46,893	36,509	37,514
	金額	7,060	6,565	5,840	3,879	6,223	5,939
療 養 費	件数	6,268,755	6,909,991	7,490,660	7,917,330	8,637,737	9,049,812
	金額	34,289,310	37,428,739	40,641,010	42,652,277	45,573,685	46,211,841
移 送 費	件数	133	131	112	139	106	92
	金額	7,372	8,797	5,432	7,583	12,585	8,428
高 額 療 養 費	件数	624,906	685,981	516,588	316,694	280,556	247,592
	金額	79,901,524	82,568,138	52,911,474	27,551,036	23,710,626	19,665,677
傷 病 手 当 金	件数	844,218	858,297	871,860	879,932	922,602	924,770
	日数	27,146,797	27,628,343	28,371,938	28,655,872	29,917,369	30,160,060
	金額	135,610,904	137,682,649	156,028,302	162,840,406	169,933,605	165,886,665
埋 葬 料	件数	39,763	37,313	36,988	26,601	23,030	26,059
	金額	11,578,611	7,239,149	1,916,746	1,333,306	1,150,164	1,301,458
出 産 育 児 一 時 金	件数	128,572	135,222	130,223	129,874	125,275	135,135
	金額	38,571,592	42,983,560	44,574,484	45,794,450	49,404,439	56,643,799
出 産 手 当 金	件数	128,317	133,036	108,722	103,650	109,111	115,640
	日数	11,198,811	11,577,217	9,140,875	8,527,999	8,982,287	9,500,249
	金額	47,161,360	49,061,245	42,778,298	41,718,571	44,135,786	46,575,536
被 扶 養 者 分	件数	162,194,344	165,821,269	165,807,008	167,535,934	169,435,822	173,757,417
	金額	1,686,481,949	1,685,631,841	1,722,848,597	1,765,380,696	1,811,325,285	1,900,203,421
診 療 費	件数	113,878,498	114,875,780	113,778,972	113,899,518	114,321,895	115,705,047
	日数	219,254,878	216,849,947	211,375,131	208,379,074	204,780,672	206,893,522
	金額	1,282,549,428	1,274,377,053	1,303,068,652	1,344,767,288	1,372,591,390	1,436,556,216
薬 剤 支 給	件数	43,638,853	45,936,471	46,834,712	48,555,061	49,807,350	52,607,041
	枚数	62,718,615	65,462,395	65,995,189	67,700,024	68,009,814	72,153,602
	金額	214,507,910	220,552,964	233,764,947	251,144,688	267,302,047	282,691,607
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	1,586,048	1,557,451	1,503,113	1,457,881	1,440,648	1,438,238
	回数	17,858,711	46,770,831	45,355,344	43,877,403	42,907,785	42,309,664
	金額	25,060,683	18,741,098	18,001,508	17,437,871	17,097,912	16,895,071
訪問看護療養費	件数	42,048	45,372	49,789	54,252	59,548	67,096
	日数	275,034	296,590	324,080	354,906	387,180	434,026
	金額	1,847,344	2,020,506	2,213,844	2,591,345	2,844,049	3,269,313
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	1,172	1,368	1,147	818	1,199	1,264
	回数	32,416	67,826	71,521	42,223	38,190	42,743
	金額	5,841	4,639	4,885	5,972	6,694	7,796
療 養 費	件数	3,791,729	4,080,605	4,366,089	4,457,400	4,729,569	4,877,048
	金額	23,252,168	24,882,962	26,932,175	27,368,610	28,585,897	28,861,261

移送費	件数	139	121	114	169	165	137
	金額	5,577	4,618	6,612	7,931	10,412	8,981
高額療養費	件数	470,569	513,074	395,010	249,047	230,956	202,471
	金額	45,931,436	47,587,910	31,858,114	17,813,792	16,508,176	13,946,715
家族埋葬料	件数	90,396	83,206	80,171	27,321	17,830	18,085
	金額	9,039,562	6,576,350	4,036,490	1,371,070	891,450	904,250
家族出産育児一時金	件数	280,940	285,272	301,004	292,348	267,310	279,228
	金額	84,282,000	90,883,741	102,961,370	102,872,130	105,487,259	117,062,211
高齢受給者分(一般)	件数	7,593,766	10,113,225	12,431,955	12,566,006	12,393,969	12,148,446
	金額	141,725,290	184,910,304	232,054,220	230,183,578	232,133,424	233,201,348
診療費	件数	5,370,262	7,075,656	8,609,960	8,622,740	8,450,285	8,153,882
	日数	12,996,343	16,712,086	19,967,641	19,759,751	18,978,182	18,248,013
	金額	115,466,625	150,429,029	186,874,879	186,993,062	187,495,499	189,266,203
薬剤支給	件数	2,222,316	3,035,705	3,819,710	3,939,178	3,939,339	3,989,856
	枚数	3,262,587	4,371,233	5,419,255	5,433,663	5,309,858	5,318,673
	金額	23,912,035	32,084,838	42,268,212	39,895,685	41,416,516	40,806,094
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	111,468	146,523	177,571	187,297	182,319	178,108
	回数	1,542,796	5,563,185	6,765,386	7,304,475	7,041,153	6,721,711
	金額	2,279,588	2,288,652	2,772,440	3,010,262	2,916,795	2,801,337
訪問看護療養費	件数	1,188	1,864	2,285	4,088	4,345	4,708
	日数	7,939	12,518	15,960	32,291	34,579	36,034
	金額	67,042	107,785	138,689	284,569	304,616	327,713
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	1,659,024	2,180,545	2,555,404	2,361,629	2,197,185	2,112,548
	金額	28,225,913	35,176,723	40,135,697	38,676,152	36,510,354	35,779,942
診療費	件数	1,189,246	1,547,184	1,796,569	1,649,078	1,526,306	1,442,658
	日数	2,658,428	3,364,688	3,803,045	3,423,172	3,106,871	2,926,129
	金額	23,188,063	29,054,074	32,954,210	31,821,248	29,830,559	29,281,074
薬剤支給	件数	469,487	633,033	758,287	711,854	670,230	669,186
	枚数	661,927	877,422	1,032,116	945,307	872,205	865,524
	金額	4,634,889	5,717,451	6,717,453	6,407,168	6,271,283	6,121,866
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	23,113	30,350	34,930	32,707	30,343	28,206
	回数	260,176	914,415	1,057,317	974,079	884,033	803,819
	金額	390,087	388,258	437,807	406,900	369,771	336,678
訪問看護療養費	件数	291	328	548	697	649	704
	日数	1,648	2,244	3,631	5,219	5,241	5,307
	金額	12,874	16,940	26,227	40,836	38,741	40,324
世帯合算高額療養費	件数	161,179	189,283	181,979	184,053	285,603	323,074
	金額	22,415,421	24,663,795	18,832,991	13,906,500	18,316,662	20,057,245
高額医療・高額介護合算療養費	件数	16	44
	金額	1,568	2,655

- (注) 1 平成19年度以前の老人保健対象者に係る分は、「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には含むが、それ以外の給付には含まれない。
- 2 被保険者及び被扶養者分の「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給)」「療養費」「移送費」「高額療養費」「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には高齢受給者分が含まれている。
- 3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
- 4 「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。
- 5 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
- 6 「高齢受給者(一般)」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成25年3月までは1割負担である。
- 7 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 件数	223,727	208,536	170,157	145,430	141,143	139,233
金額	3,401,480	3,147,700	3,103,472	1,990,269	1,953,162	2,059,222
被 保 險 者 分 件数	142,816	129,806	104,564	84,792	83,065	82,046
金額	2,283,827	2,086,316	2,242,422	1,201,299	1,225,339	1,293,054
診 療 費 件数	94,553	84,547	64,938	54,388	51,961	50,613
日数	243,458	227,828	190,164	110,969	116,355	114,170
金額	1,373,274	1,175,568	960,802	790,369	732,698	769,866
薬 剤 支 給 件数	36,835	34,777	27,178	23,932	23,882	23,747
枚数	54,554	51,095	38,295	31,210	31,304	30,853
金額	248,345	228,926	178,439	165,863	169,550	163,775
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く) 件数	1,394	1,136	910	718	656	704
回数	17,378	34,078	30,369	21,725	19,115	18,733
金額	25,624	14,416	12,726	9,192	7,907	7,759
訪問看護療養費 件数	—	2	—	—	—	1
日数	—	10	—	—	—	2
金額	—	67	—	—	—	20
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給) 件数	12	11	3	4	—	—
回数	311	267	79	226	—	—
金額	53	25	4	25	—	—
療 養 費 件数	6,209	4,815	4,477	3,751	3,961	4,028
金額	38,234	34,912	34,611	26,944	29,528	29,180
移 送 費 件数	—	—	—	1	—	—
金額	—	—	—	68	—	—
高 額 療 養 費 件数	660	545	336	155	132	108
金額	76,632	68,052	41,004	12,670	11,695	7,596
特 別 療 養 費 件数	1,286	1,343	1,497	1,466	1,686	1,635
金額	20,967	14,555	14,156	13,661	15,483	19,055
傷 病 手 当 金 件数	3,209	3,725	6,108	1,081	1,423	1,900
日数	89,084	98,023	181,160	31,391	39,960	50,874
金額	488,504	542,423	998,141	181,808	256,580	293,386
埋 葬 料 件数	40	30	22	14	18	10
金額	9,122	4,076	1,100	700	900	500
出 産 育 児 一 時 金 件数	6	5	—	—	1	3
金額	1,800	1,650	—	—	420	1,260
出 産 手 当 金 件数	6	6	5	—	1	1
日数	520	518	264	—	98	94
金額	1,274	1,646	1,439	—	578	658
被 扶 養 者 分 件数	71,241	67,793	54,327	50,305	48,175	48,165
金額	942,906	844,424	634,207	614,464	553,722	598,960
診 療 費 件数	49,043	45,685	36,100	32,921	31,039	30,437
日数	114,210	100,394	74,258	66,778	59,112	58,678
金額	730,134	643,132	471,452	469,594	409,785	446,360
薬 剤 支 給 件数	19,093	18,802	15,281	14,793	14,345	14,637
枚数	28,507	27,502	21,920	20,609	19,419	20,121
金額	111,126	106,695	89,233	86,991	88,851	91,772
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く) 件数	942	775	503	475	374	366
回数	14,469	31,595	17,963	17,368	10,833	11,568

	金額	20,975	13,355	7,467	7,233	4,453	4,838
訪問看護療養費	件数	—	—	5	—	26	8
	日数	—	—	11	—	260	48
	金額	—	—	108	—	1,632	327
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	10	7	1	5	—	—
	回数	123	24	131	160	—	—
	金額	22	158	7	16	—	—
療 養 費	件数	1,708	1,871	1,620	1,354	1,562	1,712
	金額	13,280	13,809	12,009	10,182	12,203	12,643
移 送 費	件数	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
高 額 療 養 費	件数	367	349	195	138	84	43
	金額	33,516	34,982	17,746	9,663	6,100	2,429
特 別 療 養 費	件数	892	951	1,006	1,020	1,059	1,253
	金額	7,453	7,872	10,234	11,336	9,937	14,651
家 族 埋 葬 料	件数	60	59	53	22	8	10
	金額	6,000	4,700	2,850	1,100	400	500
家族出産育児一時金	件数	68	61	66	52	52	65
	金額	20,400	19,700	23,100	18,350	20,360	25,439
高 齢 受 給 者 分	件数	9,602	10,902	11,226	10,285	9,797	8,942
	金額	164,880	211,934	223,159	172,448	169,320	163,058
診 療 費	件数	6,950	7,851	8,100	7,353	7,036	6,320
	日数	18,872	21,703	21,780	18,580	16,972	15,308
	金額	134,724	175,715	187,324	142,374	139,069	133,187
薬 剤 支 給	件数	2,607	3,018	3,050	2,785	2,682	2,494
	枚数	4,141	4,844	4,559	3,881	3,734	3,397
	金額	28,209	33,398	32,096	26,615	27,358	26,456
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	84	148	152	130	120	120
	回数	1,020	5,301	6,559	3,787	4,933	4,897
	金額	1,489	2,282	2,782	1,620	2,013	2,022
訪問看護療養費	件数	—	—	1	—	—	—
	日数	—	—	1	—	—	—
	金額	—	—	15	—	—	—
特 別 療 養 費	件数	45	33	75	147	79	128
	金額	458	539	942	1,839	880	1,393
世帯合算高額療養費	件数	68	35	40	48	106	79
	金額	9,866	5,025	3,684	2,057	4,780	4,053
高額医療・高額介護合算療養費	件数	—	1
	金額	—	98

- (注) 1 平成19年度以前の老人保健対象者に係る分は、「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には含むが、それ以外の給付には含まれない。
- 2 高齢者の「診療費」「薬剤支給」「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」「訪問看護療養費」については被保険者分・被扶養者分を合計して高齢受給者分としている。
- 3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
- 4 「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。
- 5 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
- 6 「高齢受給者」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成25年3月までは1割負担である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/061.xls>

第62表 全国健康保険協会管掌健康保険診療費決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分		平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
被 保 險 者 分	件数	125,335,674	127,489,709	129,785,166	131,049,436	130,637,469	131,578,422
	日数	236,694,045	235,642,302	235,333,896	233,160,839	228,440,555	227,908,833
	金額	1,497,704,202	1,488,210,205	1,574,898,279	1,619,413,640	1,638,540,104	1,696,189,904
一 般 診 療	件数	100,130,547	101,746,590	103,843,100	104,578,513	104,378,830	105,088,760
	日数	177,766,468	176,662,866	176,783,855	174,428,214	171,019,165	171,198,659
	金額	1,243,679,680	1,239,010,196	1,324,600,458	1,361,592,977	1,388,089,261	1,445,592,520
入 院	件数	1,634,731	1,642,068	1,621,178	1,615,145	1,586,076	1,592,253
	日数	17,845,526	17,384,602	16,980,762	16,767,843	16,258,473	15,971,970
	金額	457,558,612	462,275,226	528,314,191	559,622,051	574,606,045	619,103,663
入 院 外	件数	98,495,816	100,104,522	102,221,922	102,962,368	102,792,754	103,496,507
	日数	159,920,942	159,278,264	159,803,093	157,660,371	154,760,692	155,226,689
	金額	786,121,068	776,734,970	796,286,267	801,970,926	813,483,216	826,488,857
歯 科 診 療	件数	25,205,127	25,743,119	25,942,066	26,470,923	26,258,639	26,489,662
	日数	58,929,577	58,979,436	58,550,041	58,428,625	57,421,390	56,710,174
	金額	254,024,522	249,200,009	250,297,821	257,820,663	250,450,842	250,597,384
被 扶 養 者 分	件数	113,878,498	114,875,780	113,778,972	113,899,518	114,321,895	115,705,047
	日数	219,254,878	216,849,947	211,375,131	208,379,074	204,780,672	206,893,522
	金額	1,282,549,428	1,274,377,053	1,303,068,652	1,344,767,288	1,372,591,390	1,436,556,216
一 般 診 療	件数	94,436,869	95,482,239	94,473,437	94,452,243	94,919,411	95,900,195
	日数	178,177,069	176,921,172	172,342,183	169,840,417	166,915,810	169,004,432
	金額	1,123,851,032	1,121,419,155	1,151,341,803	1,187,293,558	1,217,366,481	1,276,941,316
入 院	件数	1,823,139	1,799,458	1,745,233	1,698,423	1,673,735	1,674,783
	日数	20,848,836	20,041,477	19,374,604	18,815,360	18,385,094	18,171,585
	金額	445,917,781	450,552,366	481,478,989	499,808,733	518,416,234	567,673,242
入 院 外	件数	92,613,730	93,682,781	92,728,204	92,753,820	93,245,676	94,225,412
	日数	157,328,233	156,879,695	152,967,579	151,025,057	148,530,716	150,832,847
	金額	677,933,251	670,866,789	669,862,814	687,484,825	698,950,247	709,268,074
歯 科 診 療	件数	19,441,629	19,393,541	19,305,535	19,447,275	19,402,484	19,804,852
	日数	41,077,809	39,928,775	39,032,948	38,538,657	37,864,862	37,889,090
	金額	158,698,397	152,957,897	151,726,850	157,473,729	155,224,908	159,614,900
高 齢 受 給 者 (一 般)	件数	5,370,262	7,075,656	8,609,960	8,622,740	8,450,285	8,153,882
	日数	12,996,343	16,712,086	19,967,641	19,759,751	18,978,182	18,248,013
	金額	115,466,625	150,429,029	186,874,879	186,993,062	187,495,499	189,266,203
入 院	件数	116,948	153,766	186,349	196,488	191,612	186,975
	日数	1,724,009	2,223,873	2,697,398	2,888,168	2,789,846	2,665,992
	金額	50,028,933	66,239,827	83,791,431	89,657,623	89,870,400	92,609,838
入 院 外	件数	4,623,741	6,096,408	7,426,863	7,398,224	7,213,238	6,903,760
	日数	9,654,746	12,426,342	14,818,132	14,393,812	13,702,906	13,119,704
	金額	56,001,308	72,386,227	88,935,964	84,093,403	84,456,056	83,498,635
歯 科	件数	629,573	825,482	996,748	1,028,028	1,045,435	1,063,147
	日数	1,617,588	2,061,871	2,452,111	2,477,771	2,485,430	2,462,317
	金額	9,436,384	11,802,975	14,147,484	13,242,036	13,169,042	13,157,731
高 齢 受 給 者 (一 定 以 上 所 得 者)	件数	1,189,246	1,547,184	1,796,569	1,649,078	1,526,306	1,442,658
	日数	2,658,428	3,364,688	3,803,045	3,423,172	3,106,871	2,926,129
	金額	23,188,063	29,054,074	32,954,210	31,821,248	29,830,559	29,281,074
入 院	件数	24,348	31,813	36,628	34,401	31,915	29,691
	日数	298,501	389,612	444,223	410,443	373,272	338,792
	金額	10,117,452	13,400,215	15,883,337	15,436,889	14,458,224	14,142,226
入 院 外	件数	992,718	1,290,528	1,500,573	1,369,947	1,262,936	1,181,054
	日数	1,947,447	2,446,533	2,763,280	2,459,947	2,220,143	2,085,836
	金額	11,151,641	13,397,373	14,683,617	14,093,217	13,262,906	13,039,748
歯 科	件数	172,180	224,843	259,368	244,730	231,455	231,913
	日数	412,480	528,543	595,542	552,782	513,456	501,501
	金額	1,918,970	2,256,487	2,387,256	2,291,142	2,109,428	2,099,100

(注) 1 老人保健(平成19年度まで)対象者分を除く。

2 「高齢受給者(一般)」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成25年3月までは1割負担である。

3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額:千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
被 保 険 者 分	件数 94,553	84,547	64,938	54,388	51,961	50,613
	日数 243,458	227,828	190,164	110,969	116,355	114,170
	金額 1,373,274	1,175,568	960,802	790,369	732,698	769,866
一 般 診 療	件数 78,022	70,049	53,379	44,122	42,433	41,116
	日数 199,329	190,012	160,866	85,976	92,835	91,315
	金額 1,175,273	1,008,896	827,242	675,764	627,565	665,700
入 院	件数 1,505	1,215	964	760	697	777
	日数 19,836	14,614	12,384	8,964	8,087	8,413
	金額 460,717	375,460	356,260	310,429	266,412	305,941
入 院 外	件数 76,517	68,834	52,415	43,362	41,736	40,339
	日数 179,493	175,398	148,482	77,012	84,748	82,902
	金額 714,556	633,436	470,982	365,335	361,153	359,759
歯 科 診 療	件数 16,531	14,498	11,559	10,266	9,528	9,497
	日数 44,129	37,816	29,298	24,993	23,520	22,855
	金額 198,001	166,672	133,560	114,605	105,134	104,166
被 扶 養 者 分	件数 49,043	45,685	36,100	32,921	31,039	30,437
	日数 114,210	100,394	74,258	66,778	59,112	58,678
	金額 730,134	643,132	471,452	469,594	409,785	446,360
一 般 診 療	件数 40,970	37,906	29,691	27,071	25,511	25,004
	日数 93,838	81,929	59,817	53,664	47,055	47,352
	金額 646,593	569,313	412,077	415,894	361,128	398,670
入 院	件数 1,019	869	557	516	417	411
	日数 15,644	12,741	7,436	7,114	4,445	4,875
	金額 293,066	252,499	171,122	195,879	144,627	173,772
入 院 外	件数 39,951	37,037	29,134	26,555	25,094	24,593
	日数 78,194	69,188	52,381	46,550	42,610	42,477
	金額 353,527	316,814	240,955	220,015	216,501	224,898
歯 科 診 療	件数 8,073	7,779	6,409	5,850	5,528	5,433
	日数 20,372	18,465	14,441	13,114	12,057	11,326
	金額 83,541	73,819	59,375	53,700	48,657	47,691
高 齢 受 給 者	件数 6,950	7,851	8,100	7,353	7,036	6,320
	日数 18,872	21,703	21,780	18,580	16,972	15,308
	金額 134,724	175,715	187,324	142,374	139,069	133,187
入 院	件数 98	153	159	143	133	126
	日数 1,321	2,091	2,563	1,736	1,887	1,822
	金額 45,065	72,856	83,701	62,232	64,274	68,795
入 院 外	件数 6,064	6,831	7,016	6,252	5,977	5,387
	日数 15,407	17,360	16,640	14,390	12,839	11,666
	金額 77,455	89,545	87,400	66,196	62,721	54,253
歯 科	件数 788	867	925	958	926	807
	日数 2,144	2,252	2,577	2,454	2,246	1,820
	金額 12,204	13,314	16,223	13,946	12,073	10,139

(注) 1 老人保健(平成19年度まで)対象者分を除く。

2 「高齢受給者」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成25年3月までは1割負担である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/062.xls>

第63表 全国健康保険協会管掌健康保険給付諸率

(i) 一般被保険者関係

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	
《被保険者分》							
診療費	1000人当件数	6,672.15	6,684.70	6,686.68	6,704.96	6,745.60	6,776.07
	1件当日数	1.89	1.85	1.81	1.78	1.75	1.73
	1件当金額	11,950	11,673	12,135	12,357	12,543	12,891
	1人当金額	79,729	78,032	81,141	82,855	84,608	87,351
一般診療	1000人当件数	5,330.37	5,334.90	5,350.12	5,350.61	5,389.71	5,411.90
	1件当日数	1.78	1.74	1.70	1.67	1.64	1.63
	1件当金額	12,421	12,177	12,756	13,020	13,299	13,756
	1人当金額	66,206	64,965	68,245	69,664	71,675	74,446
入院	1000人当件数	87.02	86.10	83.52	82.64	81.90	82.00
	1件当日数	10.92	10.59	10.47	10.38	10.25	10.03
	1件当金額	279,898	281,520	325,883	346,484	362,282	388,822
	1人当金額	24,358	24,239	27,219	28,632	29,670	31,883
入院外	1000人当件数	5,243.35	5,248.80	5,266.59	5,267.98	6,307.81	5,329.90
	1件当日数	1.62	1.59	1.56	1.53	1.51	1.50
	1件当金額	7,981	7,759	7,790	7,789	7,914	7,986
	1人当金額	41,849	40,727	41,026	41,032	42,005	42,563
歯科診療	1000人当件数	1,341.78	1,349.80	1,336.57	1,354.35	1,355.89	1,364.17
	1件当日数	2.34	2.29	2.26	2.22	2.19	2.14
	1件当金額	10,078	9,680	9,648	9,740	9,538	9,460
	1人当金額	13,523	13,066	12,896	13,191	12,932	12,905
傷病手当金	1000人当件数	43.86	43.90	43.80	44.43	47.01	46.98
	1人当日数	1.41	1.41	1.43	1.45	1.52	1.53
	1件当金額	160,635	160,414	178,960	185,060	184,190	179,382
埋葬料	1000人当件数	2.07	1.91	1.86	1.34	1.17	1.32
出産育児一時金	1000人当件数	6.68	6.92	6.54	6.56	6.38	6.87
出産手当金	1000人当件数	6.67	6.80	5.46	5.23	5.56	5.88
	1件当金額	367,538	368,782	393,465	402,495	404,504	402,763
《被扶養者分》							
診療費	1000人当件数	7,567.93	7,691.24	7,619.25	7,660.76	7,685.01	7,760.77
	1件当日数	1.93	1.89	1.86	1.83	1.79	1.79
	1件当金額	11,262	11,094	11,453	11,807	12,006	12,416
	1人当金額	85,233	85,323	87,260	90,448	92,269	96,355
一般診療	1000人当件数	6,275.91	6,392.79	6,326.45	6,352.76	6,380.73	6,432.39
	1件当日数	1.89	1.85	1.82	1.80	1.76	1.76
	1件当金額	11,901	11,745	12,187	12,570	12,825	13,315
	1人当金額	74,687	75,082	77,100	79,856	81,834	85,649
入院	1000人当件数	121.16	120.48	116.87	114.23	112.51	112.33
	1件当日数	11.44	11.14	11.10	11.08	10.98	10.85
	1件当金額	244,588	250,382	275,882	294,278	309,736	338,953
	1人当金額	29,634	30,166	32,242	33,617	34,849	38,076
入院外	1000人当件数	6,154.75	6,272.31	6,209.58	6,238.52	6,268.21	6,320.05
	1件当日数	1.70	1.67	1.65	1.63	1.59	1.60
	1件当金額	7,320	7,161	7,224	7,412	7,496	7,527
	1人当金額	45,053	44,916	44,858	46,240	46,985	47,573
歯科診療	1000人当件数	1,292.02	1,298.45	1,292.80	1,308.00	1,304.28	1,328.39
	1件当日数	2.11	2.06	2.02	1.98	1.95	1.91
	1件当金額	8,163	7,887	7,859	8,097	8,000	8,059
	1人当金額	10,546	10,241	10,160	10,592	10,435	10,706

家族埋葬料	1000人当件数	5.47	5.07	4.89	1.80	1.17	1.19
家族出産育児一時金	1000人当件数	16.99	17.38	18.34	19.24	17.60	18.35
《高齢受給者分（一般）》							
診療費	1000人当件数	16,505.41	16,720.15	16,913.50	17,209.66	17,185.61	16,663.77
	1件当日数	2.42	2.36	2.32	2.29	2.25	2.24
	1件当金額	21,501	21,260	21,705	21,686	22,188	23,212
	1人当金額	354,885	355,472	367,099	373,209	381,315	386,796
入院	1000人当件数	359.44	363.36	366.07	392.16	389.69	382.11
	1件当日数	14.74	14.46	14.47	14.70	14.56	14.26
	1件当金額	427,788	430,783	449,648	456,301	469,023	495,306
	1人当金額	153,763	156,528	164,601	178,943	182,772	189,263
入院外	1000人当件数	14,210.99	14,406.14	14,589.41	14,765.71	14,669.79	14,108.94
	1件当日数	2.09	2.04	2.00	1.95	1.90	1.90
	1件当金額	12,112	11,874	11,975	11,367	11,708	12,095
	1人当金額	172,119	171,053	174,707	167,837	171,761	170,643
歯科診療	1000人当件数	1,934.98	1,950.66	1,958.02	2,051.79	2,126.13	2,172.71
	1件当日数	2.57	2.50	2.46	2.41	2.38	2.32
	1件当金額	14,989	14,298	14,194	12,881	12,597	12,376
	1人当金額	29,003	27,891	27,791	26,429	26,782	26,890
《高齢受給者分（一定以上所得者）》							
診療費	1000人当件数	18,221.31	18,379.11	18,351.42	18,620.53	18,246.77	17,704.58
	1件当日数	2.24	2.17	2.12	2.08	3.04	2.03
	1件当金額	19,498	18,779	18,343	19,296	19,544	20,297
	1人当金額	355,281	345,135	336,618	359,309	356,620	359,343
入院	1000人当件数	373.05	377.91	374.14	388.44	381.54	364.37
	1件当日数	12.26	12.25	12.13	11.93	11.70	11.41
	1件当金額	415,535	421,218	433,639	448,734	453,023	476,314
	1人当金額	155,017	159,182	162,244	174,305	172,846	173,556
入院外	1000人当件数	15,210.16	15,330.27	15,327.91	15,468.73	15,098.22	14,494.13
	1件当日数	1.96	1.90	1.84	1.80	1.76	1.77
	1件当金額	11,233	10,381	9,785	10,287	10,502	11,041
	1人当金額	170,863	159,148	149,989	159,133	158,556	160,026
歯科診療	1000人当件数	2,638.10	2,670.93	2,649.37	2,763.36	2,767.01	2,846.08
	1件当日数	2.40	2.35	2.30	2.26	2.22	2.16
	1件当金額	11,145	10,036	9,204	9,362	9,114	9,051
	1人当金額	29,402	26,805	24,385	25,870	25,218	25,761

(注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。

2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。

3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は高齢受給者分が含まれており、平成19年度以前は老人保健対象者を含む被保険者総数及び被扶養者総数で、平成20年度以降は被保険者総数及び被扶養者総数で計算している。

4 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。

5 「高齢受給者（一般）」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成25年3月までは1割負担である。

6 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

7 平成22年度の平均被保険者数：19,418,095人（70歳未満）、19,682,487人（総数）

平成22年度の平均被扶養者数：14,908,957人（70歳未満）、15,215,369人（総数）

平成22年度の平均加入者数：489,318人（高齢（一般））、81,485人（高齢（一定以上所得者））

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

区 分		平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
《被保険者分》							
診 療 費	1000人当件数	6,208.78	6,277.39	5,874.97	5,390.73	4,880.34	4,656.64
	1件当日数	2.57	2.69	2.93	2.04	2.24	2.26
	1件当金額	14,524	13,904	14,796	14,532	14,101	15,211
	1人当金額	90,175	87,283	86,924	78,338	68,817	70,831
一 般 診 療	1000人当件数	5,123.25	5,200.76	4,829.37	4,373.28	3,985.44	3,782.87
	1件当日数	2.55	2.71	3.01	1.95	2.19	2.22
	1件当金額	15,063	14,403	15,498	15,316	14,790	16,191
	1人当金額	77,173	74,905	74,843	66,980	58,943	61,248
入 院	1000人当件数	98.83	90.21	87.21	75.33	65.46	71.49
	1件当日数	13.18	12.03	12.85	11.79	11.60	10.83
	1件当金額	306,124	309,020	369,565	408,460	382,227	393,746
	1人当金額	30,253	27,877	32,231	30,769	25,022	28,148
入 院 外	1000人当件数	5,024.45	5,110.74	4,742.01	4,297.88	3,919.98	3,711.38
	1件当日数	2.35	2.55	2.83	1.78	2.03	2.06
	1件当金額	9,339	9,202	8,986	8,425	8,653	8,918
	1人当金額	46,921	47,031	42,610	36,211	33,921	33,100
菌 科 診 療	1000人当件数	1,085.50	1,076.44	1,045.75	1,017.53	894.90	873.77
	1件当日数	2.67	2.61	2.53	2.43	2.47	2.41
	1件当金額	11,978	11,496	11,555	11,164	11	10,968
	1人当金額	13,002	12,375	12,083	11,359	9,874	9,584
傷 病 手 当 金	1000人当件数	199.97	262.28	520.03	102.10	126.58	164.80
	1人当日数	5.55	6.90	15.42	2.96	3.55	4.41
	1件当金額	152,229	145,617	163,415	168,185	180,309	154,413
埋 葬 料 (費)	1000人当件数	2.49	2.11	1.87	1.32	1.60	0.87
出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	0.37	0.35	—	—	0.09	0.26
出 産 手 当 金	1000人当件数	0.37	0.42	0.43	—	0.09	0.09
	1件当金額	212,300	274,393	287,724	—	578,200	658,000
《被扶養者分》							
診 療 費	1000人当件数	5,449.63	5,982.06	5,757.35	5,775.11	5,466.54	5,297.08
	1件当日数	2.33	2.20	2.06	2.03	1.90	1.93
	1件当金額	14,888	14,078	13,060	14,264	13,202	14,665
	1人当金額	81,132	84,213	75,189	82,378	72,171	77,682
一 般 診 療	1000人当件数	4,552.73	4,963.47	4,735.41	4,748.47	4,492.96	4,351.55
	1件当日数	2.29	2.16	2.01	1.98	1.84	1.89
	1件当金額	15,782	15,019	13,879	15,363	14,156	15,944
	1人当金額	71,852	74,547	65,722	72,951	63,601	69,382
入 院	1000人当件数	113.23	113.79	88.83	90.52	73.44	71.53
	1件当日数	15.35	14.66	13.35	13.79	10.66	11.86
	1件当金額	287,602	290,563	307,220	379,610	346,828	422,802
	1人当金額	32,565	33,063	27,291	34,362	25,472	30,242

入院外	1000人当件数	4,439.33	4,849.68	4,646.39	4,658.36	4,419.51	4,280.02
	1件当日数	1.96	1.87	1.80	1.75	1.70	1.73
	1件当金額	8,849	8,554	8,271	8,285	8,628	9,145
	1人当金額	39,284	41,484	38,428	38,596	38,130	39,140
歯科診療	1000人当件数	897.07	1,018.59	1,022.13	1,026.23	973.58	945.53
	1件当日数	2.52	2.37	2.25	2.24	2.18	2.08
	1件当金額	10,348	9,490	9,264	9,180	8,802	8,778
	1人当金額	9,283	9,666	9,469	9,420	8,569	8,300
家族埋葬料	1000人当件数	5.95	6.85	7.62	3.74	1.36	1.67
家族出産育児一時金	1000人当件数	6.74	7.08	9.49	8.83	8.81	10.88
《高齢受給者分》							
診療費	1000人当件数	9,928.57	10,794.23	11,612.90	10,708.25	8,612.00	7,109.11
	1件当日数	2.72	2.76	2.69	2.53	2.41	2.42
	1件当金額	19,385	22,381	23,126	19,363	19,765	21,074
	1人当金額	192,463	241,588	268,564	207,341	170,219	149,816
入院	1000人当件数	140.00	210.36	227.96	208.25	162.79	141.73
	1件当日数	13.48	13.67	16.12	12.14	14.19	14.46
	1件当金額	459,844	476,185	526,419	435,186	483,266	545,992
	1人当金額	64,378	100,169	120,001	90,629	78,671	77,385
入院外	1000人当件数	8,662.86	9,391.84	10,058.78	9,104.85	7,315.79	6,059.62
	1件当日数	2.54	2.54	2.37	2.30	2.15	2.17
	1件当金額	12,773	13,109	12,457	10,588	10,494	10,071
	1人当金額	110,650	123,114	125,304	96,402	76,770	61,027
歯科診療	1000人当件数	1,125.71	1,192.03	1,326.16	1,395.15	1,133.41	907.76
	1件当日数	2.72	2.60	2.79	2.56	2.43	2.26
	1件当金額	15,488	15,356	17,539	14,558	13,038	12,564
	1人当金額	17,435	18,305	23,259	20,310	14,778	11,405

(注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。

2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。

3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は高齢受給者分が含まれており、平成19年度以前は老人保健対象者を含む被保険者総数及び被扶養者総数で、平成20年度以降は被保険者総数及び被扶養者総数で計算している。

4 「高齢受給者分」は、高齢受給者の加入者数で計算している。

5 「高齢受給者」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度以降は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成25年3月までは1割負担である。

6 平成22年度の平均被保険者数：10,869人（70歳未満）、11,529人（総数）

平成22年度の平均被扶養者数：5,746人（70歳未満）、5,976人（総数）

平成22年度の平均加入者数：889人（高齢受給者）

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/063.xls>

第64表 全国健康保険協会管掌健康保険収支状況

(単位 億円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
収 入	74,793	75,479	77,164	77,029	75,773	85,479
保 険 料 収 入	65,720	66,445	67,793	66,742	64,411	73,425
医 療 分	60,667	61,442	62,677	62,013	59,555	67,343
介 護 分	5,053	5,003	5,116	4,729	4,856	6,082
国 庫 補 助	8,939	8,877	9,197	10,036	10,860	11,768
医 療 分	7,963	7,888	8,201	9,093	9,678	10,543
介 護 分	976	988	996	943	1,182	1,225
そ の 他	133	157	174	251	502	286
医 療 分	—	—	—	—	501	286
介 護 分	—	—	—	—	1	—
支 出	73,299	74,399	78,516	79,567	80,878	82,582
保 険 給 付 費	40,501	40,851	42,683	43,375	44,513	46,099
医 療 給 付 費	35,173	35,326	37,431	38,572	39,415	40,912
現 金 給 付 費	5,328	5,526	5,252	4,803	5,098	5,188
拠 出 金 等	25,851	26,506	28,740	29,016	28,773	28,283
前 期 高 齢 者 納 付 金	・	・	・	9,449	10,961	12,100
後 期 高 齢 者 支 援 金	・	・	・	13,131	15,057	14,214
老 人 保 健 拠 出 金	17,900	17,200	17,712	1,960	1	1
退 職 者 給 付 拠 出 金	7,951	9,306	11,028	4,467	2,742	1,968
病 床 転 換 支 援 金	・	・	・	9	12	—
介 護 納 付 金	5,954	6,029	6,074	5,920	6,218	6,949
そ の 他	993	1,013	1,020	1,257	1,374	1,250
医 療 分	—	—	—	—	1,342	1,249
介 護 分	—	—	—	—	32	1
収 支 差 引 残	1,494	1,079	△1,352	△2,538	△5,104	2,897
医 療 分	1,419	1,117	△1,390	△2,290	△4,893	2,540
介 護 分	75	△38	38	△248	△211	356
国 庫 補 助 繰 延 べ 返 済 額	—	—	—	—	—	—
準 備 金 残 高	3,898	5,148	3,893	1,494	△3,381	△485
医 療 分	3,695	4,983	3,690	1,539	△3,179	△638
介 護 分	203	165	203	△45	△203	154

- (注) 1 単年度における実質的な財政状況である。
 2 平成18年度以前は厚生保険特別会計健康勘定分であり、平成19年度以降は年金特別会計健康勘定分である。
 3 法第3条第2項に係るものを含む。
 4 平成20年度より「事業運営安定資金残高」は、「準備金残高」となった。
 5 「準備金残高」は、国庫補助繰延の返済、健康勘定から業務勘定への繰入に係る当年度の剰余金等を含む。
 6 平成19年度以前は政府管掌健康保険に係るものであり、平成20年度は政府管掌健康保険と全国健康保険協会管掌健康保険とを一体的に通算したものである。また、平成21年度以降は全国健康保険協会管掌健康保険に係るものである。
 7 平成22年7月から平成25年3月までの特例措置として、国庫補助割合は13%から16.4%に、また後期高齢者支援金は被用者保険に割り当てられた後期高齢者支援金の1/3（平成22年度は9分の2）について加入者数割から保険者の財政力に応じた負担方法（総報酬割）に変更された。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/064.xls>

② 組合管掌健康保険

第65表 組合管掌健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
組 合 数	1,561	1,541	1,518	1,497	1,473	1,458
被 保 險 者 数	15,053,571	15,456,333	15,870,953	15,905,895	15,722,468	15,573,743
男	10,666,236	10,857,857	11,082,028	11,073,793	10,960,954	10,840,277
女	4,387,335	4,598,476	4,788,925	4,832,102	4,761,514	4,733,466
(再掲)						
介護保険第2号被保険者数	10,249,987	10,346,460	10,553,400	10,762,577	10,785,771	10,813,406
介護2号被保険者たる被保険者数	6,914,400	7,026,464	7,226,205	7,411,975	7,445,890	7,488,799
介護特定被保険者数	98,063	100,262	104,278	107,127	109,547	111,904
被 扶 養 者 数	15,065,275	15,018,065	14,989,078	14,430,943	14,228,456	14,034,944
(再掲)						
介護保険被扶養者数	3,237,524	3,219,734	3,222,917	3,243,475	3,230,334	3,212,703
扶 養 率	1.001	0.972	0.944	0.907	0.905	0.901
平 均 標 準 報 酬 月 額	370,811	369,609	371,037	371,304	359,340	363,306
男	419,555	418,979	421,058	420,911	405,055	410,142
女	252,306	253,038	255,281	257,618	254,103	256,046
(再掲)						
介護保険被保険者	438,419	438,286	440,017	438,361	428,196	423,578

(注) 1 介護保険関係の値は、年間平均である。

2 介護保険被保険者の「平均標準報酬月額」は、介護2号被保険者たる被保険者と特定被保険者の平均である。

3 「介護保険被扶養者数」は、国立社会保障・人口問題研究所にて算出している。

介護保険被扶養者数＝介護保険第2号被保険者－(介護2号被保険者たる被保険者＋特定被保険者)

資料：平成19年度以前は健康保険組合連合会「事業年報」、平成20年度は厚生労働省保険局「健康保険事業年報」、

平成21年度以降は厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」、一部厚生労働省保険局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/065.xls>

第66表 組合管掌健康保険平均保険料率

年度末現在

区 分	保 険 料 率 (%)			負 担 割 合 (%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
平成17年度(2005)	73.42	32.82	40.60	100	45	55
18 (2006)	73.17	32.74	40.42	100	45	55
19 (2007)	73.59	32.95	40.64	100	45	55
20 (2008)	74.32	33.32	40.99	100	45	55
21 (2009)	76.40	34.35	42.06	100	45	55
22 (2010)	79.39	35.82	43.58	100	45	55

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/066.xls>

第67表 組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成22年度末現在

標準報酬		被保険者数		
等級	月額 (千円)	計	男	女
総数		15,291,048	10,582,203	4,708,845
第1級	58	2,528	1,516	1,012
2	68	1,273	411	862
3	78	4,214	997	3,217
4	88	9,107	2,121	6,986
5	98	22,937	7,292	15,645
6	104	22,298	4,301	17,997
7	110	46,235	8,838	37,397
8	118	83,663	17,254	66,409
9	126	118,503	24,845	93,658
10	134	150,783	31,933	118,850
11	142	173,704	37,466	136,238
12	150	220,290	54,297	165,993
13	160	269,013	76,104	192,909
14	170	290,528	90,601	199,927
15	180	317,835	108,441	209,394
16	190	339,470	122,832	216,638
17	200	591,510	243,716	347,794
18	220	875,435	402,696	472,739
19	240	907,225	471,629	435,596
20	260	914,864	539,646	375,218
21	280	872,868	568,356	304,512
22	300	824,342	576,682	247,660
23	320	779,529	582,667	196,862
24	340	724,208	567,751	156,457
25	360	686,880	559,024	127,856
26	380	791,323	667,946	123,377
27	410	847,998	738,444	109,554
28	440	727,752	650,285	77,467
29	470	631,448	575,290	56,158
30	500	539,056	495,630	43,426
31	530	447,528	416,255	31,273
32	560	366,292	342,827	23,465
33	590	295,943	277,953	17,990
34	620	241,028	227,468	13,560
35	650	189,062	178,819	10,243
36	680	154,670	146,551	8,119
37	710	145,111	137,428	7,683
38	750	123,487	116,989	6,498
39	790	94,311	88,991	5,320
40	830	79,875	75,289	4,586
41	880	64,218	60,455	3,763
42	930	46,836	44,021	2,815
43	980	37,377	34,666	2,711
44	1030	30,693	28,565	2,128
45	1090	27,469	25,587	1,882
46	1150	21,490	20,124	1,366
47	1210	138,839	131,204	7,635

(注) 特例退職被保険者分を除く。

資料：厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/067.xls>

第68表 組合管掌健康保険適用状況(業態別)

平成22年3月末現在

区分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総計	1,473	15,722,467	10,960,952	4,761,515	359,339	405,055	254,103
単一・連合組合の計	1,206	9,611,039	6,982,157	2,628,882	376,016	420,287	258,435
農林水産業	2	4,525	3,197	1,328	408,017	472,200	253,506
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—
建設業	48	192,846	165,778	27,068	408,606	434,427	250,464
食料品・たばこ製造業	44	251,138	175,342	75,796	341,099	394,218	218,215
繊維製品製造業	31	61,522	32,267	29,255	291,492	354,966	221,482
木製品・家具等製造業	3	4,254	3,550	704	323,088	347,048	202,270
紙製品製造業	3	7,862	6,902	960	332,792	348,788	217,794
印刷・同関連業	7	89,279	74,142	15,137	379,664	406,384	248,785
化学工業・同類似業	156	884,640	698,079	186,561	398,408	432,587	270,513
金属工業	45	286,968	250,144	36,824	374,732	392,029	257,237
機械器具製造業	258	2,880,282	2,444,791	435,491	381,344	402,166	264,449
その他の製造業	55	214,595	163,690	50,905	356,868	389,900	250,650
卸売業	51	310,403	211,738	98,665	379,326	431,535	267,284
飲食料品小売業	14	60,743	33,774	26,969	270,586	340,579	182,931
飲食料品以外的小売業	66	589,378	308,918	280,460	283,972	358,519	201,861
金融業・保険業	162	1,173,612	567,154	606,458	385,629	510,432	268,913
不動産業、物品賃貸業	8	75,300	46,938	28,362	358,020	425,964	245,576
運送業	69	883,485	720,541	162,944	359,899	385,065	248,612
情報通信業	42	531,083	354,236	176,847	412,546	478,823	279,790
電気・ガス・熱供給・水道業	19	266,129	225,969	40,160	480,531	512,617	299,995
宿泊業、飲食サービス業	12	63,247	36,848	26,399	258,205	304,912	193,011
医療、福祉	13	81,366	25,549	55,817	389,011	538,081	320,778
教育・学習支援業	11	50,458	22,870	27,588	392,054	480,666	318,595
複合サービス業	2	6,963	3,783	3,180	303,892	383,374	209,339
生活関連サービス業、娯楽業	6	21,048	11,446	9,602	297,307	357,959	225,007
労働者派遣業	3	22,044	17,807	4,237	275,909	289,230	219,925
学術研究、専門・技術サービス業	5	29,855	23,292	6,563	539,683	575,271	413,382
その他のサービス業務	66	446,508	284,125	162,383	376,298	436,784	270,465
公	5	121,506	69,287	52,219	365,875	423,786	289,035
総合組合の計	267	6,111,428	3,978,795	2,132,633	333,112	378,324	248,762

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

平成23年3月末現在

区分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総計	1,458	15,573,727	10,840,262	4,733,465	363,300	410,139	256,034
単一・連合組合の計	1,192	9,429,421	6,849,620	2,579,801	381,464	426,888	260,858
農林水産業	1	1,737	1,335	402	450,944	490,226	320,493
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—
建設業	47	190,524	163,764	26,760	407,493	432,747	252,945
食料品・たばこ製造業	47	273,829	192,270	81,559	345,414	396,489	225,007
繊維製品製造業	31	67,706	33,012	34,694	292,484	362,428	225,931
木製品・家具等製造業	3	4,020	3,394	626	334,302	356,839	212,115
紙製品製造業	3	7,693	6,746	947	340,330	357,092	220,925
印刷・同関連業	7	91,765	75,203	16,562	376,964	405,661	246,662
化学工業・同類似業	155	882,650	695,576	187,074	405,253	439,862	276,567
金属工業	46	292,500	254,138	38,362	382,032	400,243	261,395
機械器具製造業	252	2,844,742	2,412,553	432,189	394,748	416,881	271,196
その他の製造業	55	191,585	143,789	47,796	359,604	395,695	251,028
卸売業	52	267,915	177,934	89,981	388,860	446,852	274,181
飲食料品小売業	14	56,765	35,304	21,461	284,463	341,474	190,679
飲食料品以外的小売業	61	571,370	297,405	273,965	280,215	355,254	198,756
金融業・保険業	161	1,177,120	570,281	606,839	387,306	508,993	272,950
不動産業、物品賃貸業	6	63,946	39,335	24,611	373,740	447,953	255,128
運送業	68	867,955	709,627	158,328	356,538	381,903	242,852
情報通信業	45	553,581	367,744	185,837	405,604	469,877	278,418
電気・ガス・熱供給・水道業	19	270,530	228,919	41,611	479,452	512,242	299,060
宿泊業、飲食サービス業	13	64,752	37,507	27,245	285,842	300,100	190,159
医療、福祉	15	87,518	28,084	59,434	396,516	550,825	323,602
教育・学習支援業	11	52,162	23,225	28,937	389,941	481,725	316,274
複合サービス業	1	5,483	2,775	2,708	303,185	392,306	211,860
生活関連サービス業、娯楽業	8	23,373	12,588	10,785	298,473	362,333	223,936
労働者派遣業	3	22,165	18,280	3,885	282,535	295,298	222,482
学術研究、専門・技術サービス業	5	30,039	22,993	7,046	539,477	579,677	408,293
その他のサービス業務	61	437,717	282,390	155,327	387,555	447,605	278,382
公	2	28,279	13,449	14,830	288,640	371,042	213,912
総合組合の計	266	6,144,306	3,990,642	2,153,664	335,426	381,391	250,255

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/068.xls>

第69表 組管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	件数 295,129,812 金額 3,001,427,876	306,270,218 3,057,152,748	313,247,195 3,179,492,486	320,484,106 3,283,308,932	321,166,762 3,351,486,364	325,171,943 3,448,485,084
被 保 険 者 分	件数 133,858,902 金額 1,495,369,076	139,175,578 1,513,361,666	144,482,787 1,586,380,551	148,813,634 1,636,261,594	149,488,938 1,676,577,126	150,947,262 1,720,501,196
診 療 費	件数 95,455,772 日数 170,105,839 金額 1,063,768,911	98,047,309 171,349,925 1,062,254,096	100,676,568 172,872,952 1,115,261,695	102,671,781 173,167,309 1,147,581,117	102,292,080 170,127,769 1,166,025,725	101,804,407 168,435,684 1,194,201,682
薬 剤 支 給	件数 33,395,379 枚数 42,655,816 金額 188,905,661	35,737,551 45,181,824 196,907,386	38,005,155 47,830,106 219,022,080	40,003,543 49,431,962 234,456,939	40,745,623 49,836,140 248,536,153	42,537,618 51,769,329 257,853,027
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数 1,003,348 回数 9,351,398 金額 13,417,447	1,009,873 23,998,627 9,726,290	1,000,771 23,679,491 9,535,912	997,863 23,247,579 9,374,785	982,838 22,632,866 9,144,932	977,463 22,177,715 9,064,371
訪問看護療養費	件数 5,783 日数 38,994 金額 265,240	6,636 45,445 311,822	7,287 50,105 336,774	7,929 53,239 388,390	9,067 59,613 438,904	9,773 64,709 478,237
入院時食事・生活療養費 (差額支給分)	件数 125 回数 2,516 金額 377	161 6,554 1,025	151 5,037 413	627 19,125 5,179	696 18,580 9,330	1,095 13,285 5,549
療 養 費	件数 3,901,674 金額 18,300,918	4,226,939 19,088,382	4,698,312 21,058,439	5,049,655 22,304,988	5,356,367 23,291,669	5,496,945 23,490,092
高 額 療 養 費	件数 473,126 金額 54,570,513	471,710 54,658,805	384,097 40,269,018	330,992 28,956,267	308,022 25,658,586	292,473 23,648,777
移 送 費	件数 198 金額 12,002	181 10,610	210 11,993	225 19,675	221 18,775	185 27,142
傷 病 手 当 金	件数 424,821 日数 13,392,882 金額 83,629,909	469,017 14,904,846 92,823,708	517,377 16,421,122 112,087,738	557,588 17,639,753 123,230,777	577,989 18,168,724 125,724,846	595,245 18,774,984 126,579,633
埋 葬 料	件数 18,920 金額 7,309,138	18,443 4,751,874	19,201 995,593	18,068 908,876	17,636 880,728	17,331 865,161
出 産 育 児 一 時 金	件数 94,383 金額 28,314,900	102,506 32,657,900	97,870 34,220,100	100,990 35,690,786	103,387 40,679,112	108,342 45,410,484
出 産 手 当 金	件数 88,721 日数 7,682,233 金額 36,874,060	95,125 8,299,936 40,169,768	76,559 6,323,172 33,580,796	72,236 5,941,842 33,343,815	77,850 6,442,410 36,168,366	83,848 6,953,570 38,877,040
被 扶 養 者 分	件数 157,144,869 金額 1,421,657,354	161,446,386 1,433,895,448	161,636,184 1,458,727,711	164,232,154 1,513,116,427	164,285,555 1,539,293,757	166,987,602 1,591,848,073
診 療 費	件数 109,627,330 日数 201,038,215 金額 1,075,448,343	111,204,369 200,824,178 1,077,080,507	110,305,561 195,453,738 1,086,261,687	110,930,501 193,536,476 1,128,341,374	110,371,360 188,644,027 1,139,809,215	110,665,100 188,517,791 1,176,006,469
薬 剤 支 給	件数 43,534,608 枚数 61,632,219 金額 197,178,926	46,065,885 64,769,578 203,905,266	46,926,439 65,149,812 216,123,115	48,808,109 67,106,179 234,256,775	49,365,762 66,536,893 246,214,831	51,725,441 69,911,840 257,661,493
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数 1,184,890 回数 11,666,119 金額 16,152,678	1,174,367 30,385,503 12,004,529	1,135,906 29,359,895 11,482,781	1,107,827 28,617,549 11,212,668	1,093,991 27,662,488 10,873,852	1,067,667 26,773,693 10,525,410
訪問看護療養費	件数 31,937 日数 197,869 金額 1,345,142	35,955 219,986 1,515,961	40,155 247,028 1,683,862	44,720 273,008 2,033,045	48,407 293,306 2,197,922	52,590 316,846 2,438,147
入院時食事・生活療養費 (差額支給分)	件数 72 回数 1,308 金額 256	107 3,743 633	118 6,769 609	705 25,825 7,769	747 23,662 7,813	852 15,616 5,966

第二家族療養費	件数	3,280,562	3,461,479	3,741,461	3,895,879	3,982,820	4,049,077
	金額	17,340,463	18,255,245	19,787,649	20,452,938	20,695,675	20,878,151
高額療養費	件数	370,047	372,165	305,306	260,989	244,815	226,449
	金額	32,471,702	32,795,238	24,397,479	18,677,207	16,708,028	15,211,114
移送費	件数	161	162	214	154	159	193
	金額	6,844	7,369	10,479	7,997	7,056	9,971
家族埋葬料	件数	41,663	39,876	39,274	16,025	11,822	11,373
	金額	4,166,300	3,218,050	1,985,500	804,950	591,119	574,010
家族出産育児一時金	件数	258,489	266,388	277,656	275,072	259,663	256,527
	金額	77,546,700	85,112,650	96,994,550	97,321,704	102,188,246	108,537,343
高齢受給者分(一般)	件数	3,425,066	4,709,207	5,863,265	6,184,207	6,154,828	6,152,763
	金額	61,457,161	83,041,723	105,419,549	106,939,157	108,704,767	111,011,414
診療費	件数	2,399,120	3,263,718	4,021,809	4,210,192	4,164,479	4,098,558
	日数	5,651,839	7,525,366	9,101,126	9,326,610	9,053,298	8,860,938
	金額	49,613,300	67,059,346	84,275,151	86,187,392	87,027,645	89,323,095
薬剤支給	件数	1,025,310	1,444,504	1,840,038	1,971,670	1,987,588	2,051,176
	枚数	1,477,281	2,042,567	2,562,318	2,665,946	2,628,994	2,675,868
	金額	10,869,838	14,941,621	19,870,683	19,288,576	20,219,959	20,247,477
入院時食事・生活療養費	件数	46,291	63,342	77,324	83,462	84,289	81,775
(差額支給分除く)	回数	636,583	2,416,480	3,377,029	3,175,001	3,067,571	2,968,584
	金額	941,634	992,692	1,189,062	1,308,730	1,269,522	1,236,707
訪問看護療養費	件数	636	985	1,418	2,345	2,761	3,029
	日数	3,580	5,634	10,130	17,162	20,743	23,175
	金額	32,389	48,064	84,653	154,459	187,641	204,135
高齢受給者分(現役並み所得者)	件数	558,439	784,092	1,077,596	1,058,095	1,036,281	876,698
	金額	8,800,023	11,591,165	15,681,821	15,596,505	15,599,940	13,859,726
診療費	件数	396,560	552,444	751,421	734,639	716,242	596,079
	日数	822,805	1,117,129	1,492,469	1,415,296	1,358,748	1,141,007
	金額	7,173,136	9,513,738	12,820,331	12,739,948	12,672,606	11,338,191
薬剤支給	件数	161,778	231,444	325,858	323,082	319,645	280,272
	枚数	219,815	308,975	428,458	412,553	401,325	350,290
	金額	1,513,008	1,958,655	2,683,926	2,689,892	2,761,684	2,379,655
入院時食事・生活療養費	件数	6,757	9,419	13,002	12,537	12,396	10,720
(差額支給分除く)	回数	73,035	266,241	378,825	359,275	349,387	298,035
	金額	109,124	110,869	164,541	147,065	145,020	124,027
訪問看護療養費	件数	101	204	317	374	394	347
	日数	605	1,068	1,786	2,475	2,766	2,453
	金額	4,755	7,903	13,023	19,600	20,630	17,852
世帯合算高額療養費	件数	142,536	164,955	187,363	196,016	201,144	207,556
	金額	14,144,262	15,262,746	13,282,854	11,395,249	11,309,773	11,261,561
高額介護合算療養費	件数	.	.	.	—	16	62
	金額	.	.	.	—	1,001	3,114

(注) 1 「診療費」及び「薬剤支給」については当該月診療分を、その他は当該月決定分を表す。

2 支払基金事務費は含まれていない。

3 特定健康保険組合を含む。

4 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健医療給付対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。

5 「入院時食事療養費(差額支給分除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

6 「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の回数は、平成18年4月診療分以降であり、平成17年度以前は日数である。

7 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

8 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

9 「高齢受給者(現役並み所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 付加給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	件数 2,647,062 金額 84,449,193	2,578,683 88,209,276	2,587,741 95,209,922	2,602,031 96,195,413	2,582,521 95,278,104	2,496,684 92,488,758
被 保 険 者 分	件数 1,522,480 金額 53,367,507	1,485,102 55,563,463	1,504,646 58,659,320	1,539,047 59,717,385	1,539,146 59,533,696	1,495,243 57,980,893
一部負担還元金	件数 1,271,151 金額 30,045,431	1,213,188 30,731,636	1,208,598 33,884,146	1,232,609 34,374,854	1,235,106 34,256,324	1,192,191 33,756,328
傷病手当に関するもの	件数 187,029 金額 18,074,830	203,019 19,464,787	220,492 19,586,588	227,272 19,985,359	222,953 19,818,800	222,559 18,948,920
そ の 他	件数 64,300 金額 5,247,246	68,895 5,367,040	75,556 5,188,586	79,166 5,357,172	81,087 5,458,572	80,493 5,275,645
被 扶 養 者 分	件数 1,049,124 金額 28,323,660	1,011,126 29,519,245	988,939 32,701,513	964,085 32,472,369	941,602 31,612,717	895,863 30,253,657
家族療養付加金	件数 906,244 金額 23,137,626	864,319 24,004,192	835,331 26,055,881	825,211 26,014,090	817,165 25,670,166	782,597 24,897,618
そ の 他	件数 142,880 金額 5,186,034	146,807 5,515,053	153,608 6,645,632	138,874 6,458,279	124,437 5,942,551	113,266 5,356,039
合算高額療養付加金	件数 75,458 金額 2,758,026	82,455 3,126,568	94,156 3,849,089	98,899 4,005,659	101,773 4,131,691	105,578 4,254,208

(iii) 法定給付・付加給付合計

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	件数 297,776,874 金額 3,085,877,069	308,848,901 3,145,362,024	315,834,936 3,274,702,408	323,086,137 3,379,504,345	323,749,283 3,446,764,468	327,668,627 3,540,973,842
被保険者分	件数 135,381,382 金額 1,548,736,583	140,660,680 1,568,925,129	145,987,433 1,645,039,871	150,352,681 1,695,978,979	151,028,084 1,736,110,822	152,442,505 1,778,482,089
被扶養者分	件数 158,193,993 金額 1,449,981,014	162,457,512 1,463,414,693	162,625,123 1,491,429,224	165,196,239 1,545,588,796	165,227,157 1,570,906,474	167,883,465 1,622,101,730

(注) 合計には、世帯合算高額療養費及び合算高額療養付加金を含む。

資料：平成19年度以前は健康保険組合連合会「事業年報」、平成20年度は厚生労働省保険局「健康保険事業年報」、平成21年度以降は厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/069.xls>

第70表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
被保険者分	件数 95,455,772	98,047,309	100,676,568	102,671,781	102,292,080	101,804,404
	日数 170,105,839	171,349,925	172,872,952	173,167,309	170,127,769	168,435,687
	金額 1,063,768,911	1,062,254,096	1,115,261,695	1,147,581,117	1,166,025,725	1,194,201,682
一般診療	件数 75,026,817	77,096,330	79,445,124	80,864,551	80,704,963	80,367,016
	日数 124,462,184	125,469,756	127,232,618	127,026,775	125,057,340	124,601,394
	金額 867,726,446	869,539,461	921,338,235	946,521,241	970,281,268	1,000,902,799
入院	件数 1,094,822	1,103,483	1,094,295	1,088,960	1,076,001	1,071,974
	日数 11,008,443	10,720,822	10,533,391	10,333,303	10,074,089	9,860,555
	金額 300,421,827	304,162,310	337,724,357	353,694,746	367,163,837	394,064,787
入院外	件数 73,931,995	75,992,847	78,350,829	79,775,591	79,628,962	79,295,042
	日数 113,453,741	114,748,934	116,699,227	116,693,472	114,983,251	114,740,839
	金額 567,304,619	565,377,151	583,613,878	592,826,495	603,117,431	606,838,012
歯科診療	件数 20,428,955	20,950,979	21,231,444	21,807,230	21,587,117	21,437,391
	日数 45,643,655	45,880,169	45,640,334	46,140,534	45,070,429	43,834,290
	金額 196,042,465	192,714,635	193,923,460	201,059,875	195,744,457	193,298,883
被扶養者分	件数 109,627,330	111,204,369	110,305,561	110,930,501	110,371,360	110,665,100
	日数 201,038,215	200,824,178	195,453,738	193,536,476	188,644,027	188,517,791
	金額 1,075,448,343	1,077,080,507	1,086,261,687	1,128,341,374	1,139,809,215	1,176,006,469
一般診療	件数 89,910,934	91,500,749	90,620,649	91,094,867	90,741,333	90,928,533
	日数 161,133,812	162,021,882	157,437,131	156,024,845	152,119,139	152,453,704
	金額 924,329,885	931,241,199	941,338,859	977,872,148	992,247,382	1,026,145,353
入院	件数 1,378,086	1,373,379	1,331,054	1,309,733	1,288,987	1,265,782
	日数 13,958,820	13,568,150	13,097,040	12,805,857	12,412,367	12,051,434
	金額 326,095,774	335,704,635	348,515,738	366,456,625	376,120,990	409,875,920
入院外	件数 88,532,848	90,127,370	89,289,595	89,785,134	89,452,346	89,662,751
	日数 147,174,992	148,453,732	144,340,091	143,218,988	139,706,772	140,402,270
	金額 598,234,111	595,536,564	592,823,121	611,415,523	616,126,392	616,269,433
歯科診療	件数 19,716,396	19,703,620	19,684,912	19,835,634	19,630,027	19,736,567
	日数 39,904,403	38,802,296	38,016,607	37,511,631	36,524,888	36,064,087
	金額 151,118,458	145,839,308	144,922,828	150,469,225	147,561,833	149,861,116
高齢受給者(一般)	件数 2,399,120	3,263,718	4,021,809	4,210,192	4,164,479	4,098,558
	日数 5,651,839	7,525,366	9,101,126	9,326,610	9,053,298	8,860,938
	金額 49,613,300	67,059,346	84,275,151	86,187,392	87,027,645	89,323,095
一般診療	件数 2,087,456	2,840,560	3,505,267	3,646,116	3,588,437	3,493,367
	日数 4,879,657	6,499,423	7,857,191	8,002,788	7,734,869	7,512,382
	金額 45,232,298	61,381,760	77,356,832	79,376,108	80,310,117	82,367,014
入院	件数 49,001	66,782	81,750	87,713	86,684	85,969
	日数 716,459	970,635	1,167,579	1,266,939	1,230,568	1,188,109
	金額 21,099,747	29,055,832	36,998,593	40,391,145	41,044,037	42,499,960
入院外	件数 2,038,455	2,773,778	3,423,517	3,558,403	3,501,753	3,407,398
	日数 4,163,198	5,528,788	6,689,612	6,735,849	6,504,301	6,324,273
	金額 24,132,551	32,325,928	40,358,239	38,984,963	39,266,080	39,867,054
歯科診療	件数 311,664	423,158	516,542	564,076	576,042	605,191
	日数 772,182	1,025,943	1,243,935	1,323,822	1,318,429	1,348,556
	金額 4,381,002	5,677,586	6,918,319	6,811,284	6,717,528	6,956,082
高齢受給者(現役並み所得者)	件数 396,560	552,444	751,421	734,639	716,242	596,079
	日数 822,805	1,117,129	1,492,469	1,415,296	1,358,748	1,141,007
	金額 7,173,136	9,513,738	12,820,331	12,739,948	12,672,606	11,338,191
一般診療	件数 332,701	462,858	630,081	610,851	596,297	490,568
	日数 677,122	916,170	1,226,827	1,150,106	1,105,491	923,623
	金額 6,502,843	8,682,891	11,780,946	11,669,430	11,651,484	10,437,951
入院	件数 7,197	9,926	13,727	13,240	13,100	11,346
	日数 85,519	115,199	161,919	151,775	148,774	127,399
	金額 3,035,830	4,208,122	5,984,822	5,907,744	5,820,347	5,505,953
入院外	件数 325,504	452,932	616,354	597,611	583,197	479,222
	日数 591,603	800,971	1,064,908	998,331	956,717	796,224
	金額 3,467,013	4,474,769	5,796,124	5,761,686	5,831,137	4,931,998
歯科診療	件数 63,859	89,586	121,340	123,788	119,945	105,511
	日数 145,683	200,959	265,642	265,190	253,257	217,384
	金額 670,293	830,847	1,039,385	1,070,518	1,021,122	900,240

(注) 1 老人保健医療給付対象者は含まれていない。

2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者(現役並み所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

資料：平成19年度以前は健康保険組合連合会「事業年報」、平成20年度は厚生労働省保険局「健康保険事業年報」、

平成21年度以降は厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/070.xls>

第71表 組合管掌健康保険給付諸率

区 分			平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
《被保険者分》								
診 療 費	1000人当件数	6,393.73	6,145.40	6,417.90	6,430.01	6,472.49	6,540.35	
	1件当日数	1.78	1.75	1.72	1.69	1.66	1.65	
	1件当金額	11,144	10,834	11,078	11,177	11,399	11,730	
	1人当金額	71,252	69,505	71,095	71,869	73,780	76,721	
入 院	1000人当件数	73.33	72.20	69.76	68.20	68.08	68.87	
	1件当日数	10.06	9.72	9.63	9.49	9.36	9.20	
	1件当金額	274,402	275,638	308,623	324,800	341,230	367,607	
	1人当金額	20,123	19,902	21,529	22,151	23,232	25,316	
入 院 外	1000人当件数	4,952.04	4,972.34	4,994.69	4,996.10	5,038.49	5,094.25	
	1件当日数	1.53	1.51	1.49	1.46	1.44	1.45	
	1件当金額	7,673	7,440	7,449	7,431	7,574	7,653	
	1人当金額	37,999	36,994	37,204	37,127	38,162	38,986	
歯 科 診 療	1000人当件数	1,368.35	1,370.86	1,353.46	1,365.72	1,365.92	1,377.23	
	1件当日数	2.23	2.19	2.15	2.12	2.09	2.04	
	1件当金額	9,596	9,198	9,134	9,220	9,068	9,017	
	1人当金額	13,131	12,610	12,362	12,592	12,386	12,418	
薬 剤 支 給	1000人当件数	2,236.86	2,338.37	2,422.74	2,505.30	2,578.16	2,732.80	
	1件当金額	5,657	5,510	5,763	5,861	6,100	6,062	
	1人当金額	12,653	12,884	13,962	14,683	15,726	16,566	
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	67.21	66.08	63.80	62.49	62.19	62.80	
	1件当日数	9.32	23.76	23.66	23.30	23.03	22.69	
	1件当金額	13,373	9,631	9,529	9,395	9,305	9,273	
	1人当金額	899	636	608	587	579	582	
訪問看護療養費	1000人当件数	0.39	0.43	0.46	0.50	0.57	0.63	
	1件当日数	6.74	6.85	6.88	6.71	6.57	6.62	
	1件当金額	45,865	46,989	46,216	48,983	48,407	48,935	
	1人当金額	18	20	21	24	28	31	
入院時食事・生活療養費 (差額支給)	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.04	0.04	0.07	
	1件当日数	20.13	40.71	33.36	30.50	26.70	12.13	
	1件当金額	3,016	6,366	2,735	8,260	13,405	5,068	
	1人当金額	0	0	0	0	1	0	
療 養 費	1000人当件数	260.16	274.94	297.37	313.88	336.28	350.26	
	1件当金額	4,691	4,516	4,482	4,417	4,348	4,273	
	1人当金額	1,220	1,242	1,333	1,386	1,462	1,497	
移 送 費	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
傷 病 手 当 金	1000人当件数	28.25	30.44	32.68	34.66	36.29	37.93	
	1人当日数	0.89	0.97	1.04	1.10	1.14	1.20	
	1件当金額	196,859	197,911	216,646	221,007	217,521	212,651	
埋 葬 一 時 料 金	1000人当件数	1.26	1.20	1.21	1.12	1.11	1.10	
出 産 産 児 手 当 金	1000人当件数	6.28	6.65	6.18	6.28	6.49	6.90	
	1000人当件数	5.90	6.17	4.84	4.49	4.89	5.34	
	1件当金額	415,618	422,284	438,626	461,596	464,590	463,661	
《被扶養者分》								
診 療 費	1000人当件数	7,632.67	7,774.71	7,739.44	7,805.78	7,843.48	7,982.20	
	1件当日数	1.83	1.81	1.77	1.74	1.71	1.70	
	1件当金額	9,810	9,686	9,848	10,172	10,327	10,627	
	1人当金額	74,877	75,303	76,216	79,397	81,000	84,825	
入 院	1000人当件数	95.95	96.02	93.39	92.16	91.60	91.30	
	1件当日数	10.13	9.88	9.78	9.84	9.63	9.52	
	1件当金額	236,629	244,437	261,834	279,795	291,796	323,812	
	1人当金額	22,704	23,470	24,453	25,786	26,729	29,564	
入 院 外	1000人当件数	6,163.99	6,301.14	6,264.89	6,317.86	6,356.88	6,467.32	
	1件当日数	1.66	1.65	1.62	1.60	1.56	1.57	
	1件当金額	6,757	6,608	6,639	6,810	6,888	6,873	
	1人当金額	41,651	41,636	41,595	43,023	43,785	44,451	
歯 科 診 療	1000人当件数	1,372.73	1,377.55	1,381.17	1,395.76	1,395.00	1,423.59	
	1件当日数	2.02	1.97	1.93	1.89	1.86	1.83	
	1件当金額	7,665	7,402	7,362	7,586	7,517	7,593	
	1人当金額	10,521	10,196	10,168	10,588	10,486	10,809	
薬 剤 支 給	1000人当件数	3,031.04	3,220.64	3,292.53	3,434.45	3,508.15	3,730.92	
	1件当金額	4,529	4,426	4,606	4,800	4,988	4,981	
	1人当金額	13,728	14,256	15,164	16,484	17,497	18,585	
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	82.50	82.10	79.70	77.95	77.74	77.01	
	1件当日数	9.85	25.87	25.85	25.83	25.29	25.08	
	1件当金額	13,632	10,222	10,109	10,121	9,940	9,858	
	1人当金額	1,125	839	806	789	773	759	
家族訪問看護療養費	1000人当件数	2.22	2.51	2.82	3.15	3.44	3.79	
	1件当日数	6.20	6.12	6.15	6.10	6.06	6.02	
	1件当金額	42,119	42,163	41,934	45,462	45,405	46,361	
	1人当金額	94	106	118	143	156	176	
入院時食事・生活療養費 (差額支給)	1000人当件数	0.00	0.01	0.01	0.05	0.05	0.06	
	1件当日数	18.17	34.98	57.36	36.63	31.68	18.33	
	1件当金額	3,556	5,916	5,161	11,020	10,459	7,002	
	1人当金額	0	0	0	1	1	0	

療 養 費	1000人当件数	226.89	239.83	259.60	271.11	280.04	289.05
	1件当金額	5,286	5,274	5,289	5,250	5,196	5,156
	1人当金額	1,199	1,265	1,373	1,423	1,455	1,490
家 族 移 送 費	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	2.77	2.67	2.64	1.12	0.83	0.81
家 族 出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	17.21	17.82	18.64	19.14	18.26	18.31
《高齢受給者分（一般）》							
診 療 費	1000人当件数	16,909.50	18,161.75	17,371.40	17,652.43	17,750.57	17,114.48
	1件当日数	2.36	2.02	2.26	2.22	2.17	2.16
	1件当金額	20,680	17,221	20,955	20,471	20,898	21,794
	1人当金額	349,685	312,767	364,010	361,365	370,944	372,989
入 院	1000人当件数	345.37	326.32	353.10	367.76	369.48	358.98
	1件当日数	14.62	11.61	14.28	14.44	14.20	13.82
	1件当金額	430,598	423,949	452,582	460,492	473,490	494,364
	1人当金額	148,715	138,343	159,808	169,351	174,945	177,468
入 院 外	1000人当件数	14,367.46	14,890.26	14,787.20	14,919.62	14,925.78	14,228.38
	1件当日数	2.04	1.77	1.95	1.89	1.86	1.86
	1件当金額	11,839	9,880	11,789	10,956	11,213	11,700
	1人当金額	170,091	147,109	174,319	163,456	167,367	166,474
歯 科 診 療	1000人当件数	2,196.67	2,945.16	2,231.10	2,365.05	2,455.31	2,527.12
	1件当日数	2.48	2.24	2.41	2.35	2.29	2.23
	1件当金額	14,057	9,274	13,394	12,075	11,662	11,494
	1人当金額	30,878	27,314	29,882	28,558	28,633	29,047
薬 剤 支 給	1000人当件数	7,226.60	7,608.78	7,947.68	8,266.79	8,471.84	8,565.16
	1件当金額	10,602	8,463	10,799	9,783	10,173	9,871
	1人当金額	76,613	64,391	85,827	80,873	86,185	84,548
入院時食事・生活療養費 （差額支給分除く）	1000人当件数	326.27	309.65	333.99	349.94	359.27	341.47
	1件当日数	13.75	28.27	43.67	38.04	36.39	36.30
	1件当金額	20,342	11,771	15,378	15,681	15,062	15,123
	1人当金額	6,637	3,645	5,136	5,487	5,411	5,164
訪 問 看 護 療 養 費	1000人当件数	4.48	6.71	6.12	9.83	11.77	12.65
	1件当日数	5.63	5.24	7.14	7.32	7.51	7.65
	1件当金額	50,926	38,740	59,699	65,867	67,961	67,394
	1人当金額	228	260	366	648	800	852
《高齢受給者分（現役並み所得者）》							
診 療 費	1000人当件数	18,042.86	18,161.75	18,148.95	18,087.87	17,866.74	17,817.34
	1件当日数	2.07	2.02	1.99	1.93	1.90	1.91
	1件当金額	18,088	17,221	17,061	17,342	17,693	19,021
	1人当金額	326,348	312,767	309,647	313,676	316,120	338,909
入 院	1000人当件数	327.43	326.32	331.55	325.99	326.78	339.14
	1件当日数	11.88	11.61	11.80	11.46	11.36	11.23
	1件当金額	421,819	423,949	435,989	446,204	444,301	485,277
	1人当金額	138,118	138,343	144,550	145,457	145,189	164,578
入 院 外	1000人当件数	14,809.10	14,890.26	14,886.70	14,714.05	14,547.92	14,324.38
	1件当日数	1.82	1.77	1.73	1.67	1.64	1.66
	1件当金額	10,651	9,880	9,404	9,641	9,999	10,292
	1人当金額	157,735	147,109	139,993	141,861	145,458	147,422
歯 科 診 療	1000人当件数	2,905.32	2,945.16	2,930.71	3,047.84	2,992.04	3,153.82
	1件当日数	2.28	2.24	2.19	2.14	2.11	2.06
	1件当金額	10,496	9,274	8,566	8,648	8,513	8,532
	1人当金額	30,496	27,314	25,104	26,358	25,472	26,909
薬 剤 支 給	1000人当件数	7,360.24	7,608.78	7,870.40	7,954.75	7,973.58	8,377.58
	1件当金額	9,352	8,463	8,236	8,326	8,640	8,491
	1人当金額	63,836	64,391	64,824	66,229	68,891	71,130
入院時食事・生活療養費 （差額支給分除く）	1000人当件数	307.42	309.65	314.04	308.68	309.22	320.43
	1件当日数	10.81	28.27	29.14	28.66	28.19	27.80
	1件当金額	16,150	11,771	12,655	11,730	11,699	11,570
	1人当金額	4,965	3,645	3,974	3,621	3,618	3,707
訪 問 看 護 療 養 費	1000人当件数	4.60	6.71	7.66	9.21	9.83	10.37
	1件当日数	5.99	5.24	5.63	6.62	7.02	7.07
	1件当金額	47,079	38,740	41,082	52,406	52,360	51,447
	1人当金額	216	260	315	483	515	534

(注) 1 特定健康保険組合を含む。

2 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」は、老人保健医療給付対象者を含む数値で除しているが、その他の給付は含まない数値で除している。

3 「1000人当件数」及び平成20年度以前の「1人当金額」は、それぞれ年度平均被保険者数及び年度平均被扶養者数で除した数値である。

4 平成21年度以降の数値は、保険給付額をそれぞれ年度平均被保険者数及び年度平均被扶養者数で除した数値であり、国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：平成20年度以前は健康保険組合連合会「事業年報」、平成21年度以降は厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/071.xls>

第72表 組保管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
収 入	6,344,762,942	6,451,208,235	6,736,407,234	7,189,105,744	7,110,431,062	7,178,318,118
保 険 料	5,907,323,369	5,967,287,777	6,155,611,235	6,298,980,776	6,068,284,597	6,240,441,163
国庫支出金	10,584,883	7,995,541	8,395,675	22,702,064	26,548,934	43,595,471
事務負担金	4,765,198	4,810,619	4,765,547	4,870,414	3,946,005	3,994,243
国庫補助金	5,819,685	3,184,922	3,630,128	17,831,650	22,602,929	39,601,228
特定健康診査等事業収入	.	.	.	3,022,741	4,009,496	3,879,871
前期高齢者交付金	.	.	.	45,402	83,078	243,114
前年度より繰越金	67,005,886	98,050,698	127,830,523	168,332,782	153,331,125	96,123,062
積立金より繰入金	113,456,339	133,656,493	193,537,488	417,347,312	526,086,977	531,805,542
その他の収入	246,392,465	244,217,726	251,032,313	278,674,667	332,086,855	262,229,895
支 出	5,783,695,402	5,896,654,166	6,272,549,233	6,811,286,736	6,812,039,892	6,817,761,345
保険給付費	3,107,975,347	3,152,808,881	3,283,961,796	3,383,806,041	3,438,487,402	3,536,770,933
老人保健拠出金	1,235,519,810	1,156,719,337	1,177,824,347	154,040,169	55,766,707	12,180,507
退職者給付拠出金	799,547,342	939,705,706	1,144,059,304	482,547,440	285,092,936	209,328,609
日雇拠出金	1,662	288,600	170,146	357,014	36	—
前期高齢者納付金	.	.	.	989,281,732	1,109,398,759	1,118,960,104
後期高齢者支援金	.	.	.	1,120,160,676	1,267,484,512	1,301,446,729
病床転換支援金	.	.	.	726,973	1,032,081	—
事務費	123,072,122	123,461,304	126,748,230	125,259,709	118,471,715	116,432,900
保健事業費	292,260,800	304,099,409	314,436,101	329,549,112	329,886,318	316,636,832
その他の支出	225,318,319	219,570,929	225,349,309	225,557,870	206,419,426	206,004,731
収支差引残	561,067,540	554,554,069	463,858,001	377,819,008	298,391,170	360,556,773
翌年度への繰越	100,343,605	130,344,913	172,332,804	154,436,552	97,367,312	113,313,815
法定準備金へ繰入	65,486,760	60,815,600	48,705,657	53,084,634	71,064,425	95,111,803
別途積立金へ繰入	387,643,095	355,498,833	241,143,702	169,443,974	129,103,497	151,334,946
そ の 他	7,594,080	7,894,723	1,675,838	853,848	855,936	796,209
年度末現在積立金	4,041,448,414	4,317,028,976	4,410,953,034	4,215,474,085	3,880,890,519	3,575,061,157
法定準備金	1,544,566,764	1,588,375,731	1,615,315,658	1,626,110,151	1,646,705,202	1,685,417,392
別途積立金	2,496,881,650	2,728,653,245	2,795,637,376	2,589,363,934	2,234,185,317	1,889,643,765

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/072.xls>

3 国民健康保険

第73表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
保 險 者 数	2,001	1,983	1,969	1,953	1,888	1,888
市 町 村	1,835	1,818	1,804	1,788	1,723	1,723
国 保 組 合	166	165	165	165	165	165
世 帯 数	27,013,516	27,214,516	27,283,319	21,966,841	21,934,892	21,914,489
市 町 村	25,302,112	25,508,246	25,579,836	20,327,142	20,329,649	20,372,480
国 保 組 合	1,711,404	1,706,270	1,703,483	1,639,699	1,605,243	1,542,009
被 保 険 者 数	51,627,351	51,267,659	50,724,233	39,491,588	39,098,083	38,769,393
市 町 村	47,693,024	47,379,807	46,881,018	35,969,890	35,665,098	35,492,541
国 保 組 合 (再掲)	3,934,327	3,887,852	3,843,215	3,521,698	3,432,985	3,276,852
介護保険第2号被保険者数	15,785,148	15,246,054	14,794,522	14,488,239	14,355,050	14,590,593
市 町 村	14,303,388	13,791,768	13,355,720	13,084,123	12,977,238	13,252,571
国 保 組 合	1,481,760	1,454,286	1,438,802	1,404,116	1,377,812	1,338,022

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/073.xls>

第74表 国民健康保険給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
総 数 件数	829,137,910	850,754,238	867,070,695	-	-	-
金額	19,415,928,209	19,498,066,232	20,212,982,918	-	-	-
総数(老人保健分除く) 件数	511,956,753	540,015,383	561,177,250	565,054,559	570,216,480	570,138,509
金額	9,828,744,757	10,171,693,434	10,770,981,752	10,932,691,769	11,188,800,571	11,443,213,118
療 養 諸 費 件数	823,611,876	845,831,343	862,326,303	-	-	-
金額	19,281,789,327	19,359,637,543	20,070,714,980	-	-	-
療 養 諸 費 (老人保健分除く) 件数	506,430,719	535,092,488	556,432,858	561,153,783	566,521,720	566,453,361
金額	9,694,605,875	10,033,264,745	10,628,713,814	10,820,940,265	11,078,725,528	11,328,528,235
療 養 の 給 付 等 件数	802,976,075	823,931,537	839,195,174	-	-	-
金額	19,022,768,581	19,087,524,679	19,784,357,165	-	-	-
療 養 の 給 付 等 (老人保健分除く) 件数	492,600,259	519,960,447	540,046,915	544,065,309	548,560,942	547,991,539
金額	9,547,577,151	9,872,775,470	10,454,698,471	10,641,645,643	10,893,382,707	11,141,049,518
療 養 費 等 件数	20,635,801	21,899,806	23,131,129	-	-	-
金額	259,020,746	272,112,864	286,357,815	-	-	-
療 養 費 等 (老人保健分除く) 件数	13,830,460	15,132,041	16,385,943	17,088,474	17,960,778	18,461,822
金額	147,028,723	160,489,275	174,015,343	179,294,622	185,342,821	187,478,717
高 額 療 養 費 (再掲) 件数	7,963,605	8,678,627	9,865,780	12,535,231	13,335,597	13,917,419
金額	670,404,739	681,659,007	724,790,262	819,007,643	871,669,422	936,870,578
医 療 給 付 費 (再掲) 金額	16,362,918,787	16,390,360,813	17,007,635,190	-	-	-
医 療 給 付 費 (再掲) (老人保健分除く) 金額	7,785,215,404	8,106,868,041	8,660,120,114	8,675,927,606	8,915,660,095	9,166,451,781
高 額 介 護 合 算 療 養 費 件数	-	-	-	-	6,383	14,418
金額	-	-	-	-	180,905	384,637
そ の 他 の 給 付 件数	5,526,034	4,922,895	4,744,392	3,900,776	3,688,377	3,670,730
金額	134,138,882	138,428,689	142,267,938	111,751,504	109,894,138	114,300,246

(注) 1 平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行し、退職被保険者等が65歳未満の者に限られることとなった等、平成20年度から対象者が従来と大きく異なっている。

2 「医療給付費(再掲)」は、療養諸費合計の保険者負担額+高額療養費である。

3 特にことわりのない区分の平成19年度以前の数値には、老人保健分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/074.xls>

第75表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 件数	803,620,991	821,471,712	838,673,763	.	.	.
金額	19,002,536,434	19,087,074,722	19,753,936,168	.	.	.
合計(老人保健分除く) 件数	492,498,632	516,904,025	539,780,411	543,805,104	548,197,280	547,948,768
金額	9,900,156,815	10,173,641,053	10,759,736,958	10,372,081,434	10,623,833,671	10,895,455,761
診 療 費 件数	570,548,434	577,280,109	583,220,709	.	.	.
日数	1,486,792,282	1,472,572,242	1,464,048,353	.	.	.
金額	15,635,759,877	15,712,921,730	16,133,075,097	.	.	.
診 療 費 件数 (老人保健分を除く)	354,275,083	367,811,023	379,855,344	378,990,858	379,394,404	374,189,391
日数	812,618,709	827,977,908	843,046,203	824,546,008	808,561,480	797,845,712
金額	7,857,003,552	8,116,136,046	8,520,733,460	8,619,298,996	8,754,147,963	8,986,314,956
入 院 件数	18,245,698	18,287,381	18,276,539	.	.	.
日数	327,678,203	325,405,713	325,378,734	.	.	.
金額	7,651,310,327	7,763,212,641	8,044,691,055	.	.	.
入 院 件数 (老人保健分を除く)	8,107,324	8,345,352	8,484,921	8,433,925	8,353,920	8,310,974
日数	136,483,608	138,100,638	140,189,543	138,764,045	136,751,104	134,740,236
金額	3,314,415,802	3,475,020,360	3,693,989,810	3,775,231,502	3,847,870,208	4,021,338,452
入 院 外 件数	474,516,640	479,722,110	485,938,321	.	.	.
日数	970,764,187	959,105,821	953,890,358	.	.	.
金額	6,798,656,563	6,789,840,402	6,936,811,821	.	.	.
入 院 外 件数 (老人保健分を除く)	287,243,600	298,494,299	309,927,054	308,629,356	308,840,664	303,064,300
日数	535,098,259	546,650,211	560,552,076	545,099,671	533,070,540	525,162,314
金額	3,681,238,947	3,781,319,865	3,962,200,683	3,969,409,021	4,045,268,297	4,098,356,319
歯 科 診 療 件数	77,786,096	79,270,618	79,005,849	.	.	.
日数	188,349,892	188,060,708	184,779,261	.	.	.
金額	1,185,792,987	1,159,868,688	1,151,572,221	.	.	.
歯 科 診 療 件数 (老人保健分を除く)	58,924,159	60,971,372	61,443,369	61,927,577	62,199,820	62,814,117
日数	141,036,842	143,227,059	142,304,584	140,682,292	138,739,836	137,943,162
金額	861,348,802	859,795,822	864,542,967	874,658,474	861,009,459	866,620,185
食事療養・生活療養 件数	17,087,476	17,137,595	17,176,106	.	.	.
金額	662,009,873	572,077,189	567,451,375	.	.	.
食事療養・生活療養 件数 (老人保健分を除く)	7,660,594	7,873,875	8,020,973	7,962,188	7,898,432	7,857,260
金額	277,830,927	243,019,361	243,579,841	242,036,782	239,104,399	235,983,817
調 剤 件数	232,608,788	243,684,889	254,906,301	.	.	.
金額	2,673,630,795	2,767,583,996	3,015,055,083	.	.	.
調 剤 件数 (老人保健分を除く)	138,009,233	148,856,175	159,663,881	164,518,980	168,471,243	173,394,114
金額	1,368,143,634	1,470,793,812	1,655,330,048	1,733,491,805	1,847,942,434	1,884,570,267
施 設 療 養 費 件数	114	—	—	.	.	.
金額	10,187	—	—	.	.	.
訪 問 看 護 件数	463,655	506,714	546,753	.	.	.
金額	31,125,702	34,491,807	38,354,613	.	.	.
訪 問 看 護 件数 (老人保健分を除く)	214,202	236,827	261,186	295,266	331,633	365,263
金額	12,989,569	14,634,006	16,222,075	19,290,633	21,743,274	24,570,538

(注) 1 平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行し、退職被保険者等が65歳未満の者に限られることとなった等、平成20年度から対象者が従来と大きく異なっている。

2 「食事療養・生活療養」の件数については、再掲扱いになるので合計には計上されていない。

3 特にことわりのない区分の平成19年度以前の数値には、老人保健分を含む。

4 3月～2月ベース(当該年3月から翌年2月)の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/075.xls>

第76表 国民健康保険療養費等決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 件数	20,636,622	21,884,423	23,145,345	17,088,474	17,960,778	18,451,822
金額	258,679,953	272,122,292	286,450,452	179,294,622	185,342,821	187,478,717
診 療 費 件数	242,238	220,249	237,963	217,174	221,206	241,738
金額	3,846,953	4,206,282	4,517,892	3,851,023	3,984,732	4,397,324
そ の 他 件数	20,394,384	21,664,174	22,907,382	16,871,300	17,739,572	18,210,084
金額	254,833,000	267,916,010	281,932,560	175,443,599	181,358,089	183,081,393

(注) 1 平成19年度以前は老人保健分を含む。平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移したため、平成20年度は老人保健対象者に係る分は含まれない。

2 3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/076.xls>

第77表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 件数	5,526,034	4,922,895	4,744,392	3,900,776	3,688,377	3,670,730
金額	134,138,882	138,428,689	142,267,938	111,751,504	109,894,138	114,300,246
葬 祭 給 付 件数	769,356	774,327	811,855	245,951	201,744	202,652
金額	38,692,662	37,654,549	37,130,503	11,584,380	9,490,655	9,492,037
出産育児給付 件数	229,036	228,035	220,589	210,610	195,929	199,479
金額	70,639,731	74,753,269	77,562,070	75,211,620	77,207,848	83,213,360
傷病手当金 件数	・	・	・	111,172	99,918	95,720
金額	・	・	・	7,282,900	6,621,067	6,202,314
出産手当金 件数	・	・	・	1,251	1,090	1,092
金額	・	・	・	289,848	268,589	271,389
その他任意給付 件数	4,527,642	3,920,533	3,711,948	3,331,792	3,189,696	3,171,787
金額	24,806,490	26,020,871	27,575,365	17,382,756	16,305,979	15,121,146

(注) 「その他の任意給付」は、平成19年度以前は「その他」である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/077.xls>

第78表 国民健康保険療養の給付諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	
診 療 費	1000人当件数	11,025.24	11,186.35	11,406.34	・	・	
	1件当日数	2.61	2.55	2.51	・	・	
	1件当金額	27,405	27,219	27,662	・	・	
	1人当金額	301,244	304,480	315,523	・	・	
入 院	1000人当件数	352.58	354.37	357.44	・	・	
	1件当日数	17.96	17.79	17.80	・	・	
	1件当金額	419,349	424,512	440,165	・	・	
	1人当金額	147,853	150,433	157,334	・	・	
入 院 外	1000人当件数	9,169.53	9,295.91	9,503.74	・	・	
	1件当日数	2.05	2.00	1.96	・	・	
	1件当金額	14,328	14,154	14,275	・	・	
	1人当金額	131,377	131,571	135,667	・	・	
歯 科 診 療	1000人当件数	1,503.13	1,536.08	1,545.16	・	・	
	1件当日数	2.42	2.37	2.34	・	・	
	1件当金額	15,244	14,632	14,576	・	・	
	1人当金額	22,914	22,476	22,522	・	・	
診 療 費 (老人医療分除く)	1000人当件数	8,828.22	9,094.83	9,409.66	9,534.76	9,596.66	9,457.91
	1件当日数	2.29	2.25	2.22	2.18	2.13	2.13
	1件当金額	22,178	22,066	22,432	22,743	23,074	24,015
	1人当金額	195,790	200,687	211,073	216,847	221,433	229,297
入 院 (老人医療分除く)	1000人当件数	202.03	206.35	210.19	212.18	211.31	212.06
	1件当日数	16.83	16.55	16.52	16.45	16.37	16.21
	1件当金額	408,817	416,402	435,359	447,625	460,607	483,859
	1人当金額	82,592	85,927	91,506	94,978	97,331	102,609
入 院 外 (老人医療分除く)	1000人当件数	7,157.85	7,380.85	7,677.42	7,764.58	7,812.03	7,733.06
	1件当日数	1.86	1.83	1.81	1.77	1.73	1.73
	1件当金額	12,816	12,668	12,784	12,861	13,098	13,523
	1人当金額	91,733	93,500	98,150	99,863	102,324	104,575
歯 科 診 療 (老人医療分除く)	1000人当件数	1,468.34	1,507.63	1,522.06	1,557.99	1,573.32	1,602.78
	1件当日数	2.39	2.35	2.32	2.27	2.23	2.20
	1件当金額	14,618	14,102	14,071	14,124	13,843	13,797
	1人当金額	21,464	21,260	21,416	22,005	21,779	22,113
療 養 費 等	1000人当件数	398.79	424.08	452.67	429.92	454.31	470.82

(注) 1 平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行し、退職被保険者等が65歳未満の者に限られることとなった等、平成20年度から対象者が従来と大きく異なっている。

2 特にことわりのない区分の平成19年度以前の数値には、老人保健分を含む。

3 3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/078.xls>

第79表 国民健康保険諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
保 険 料 (税) 現 年 分						
1 世帯当調定額	161,161	162,973	164,030	167,485	169,716	164,679
被保険者1人当調定額	83,708	85,922	87,719	94,638	94,880	92,776
被保険者1人当収納額	76,344	78,539	80,250	84,966	84,883	83,487
収 入 (1 人 当 金 額)						
国 庫 支 出 金	73,394	69,723	70,432	85,309	89,040	91,967
事 務 費 負 担 金	53	52	52	67	70	73
療養給付費等負担金	57,672	54,213	54,729	66,415	69,245	71,350
高額医療費共同事業負担金	1,041	913	988	1,476	1,562	1,712
特定健康診査等負担金	.	.	.	268	348	383
普通調整交付金	12,245	12,202	11,952	14,410	15,129	14,927
特別調整交付金	2,242	2,197	2,553	2,540	2,377	3,183
そ の 他	140	147	158	132	310	329
都 道 府 県 支 出 金	8,387	10,871	11,275	14,081	14,622	15,131
高額医療費共同事業負担金	1,041	911	987	1,413	1,498	1,644
特定健康診査等負担金	.	.	.	257	321	351
第1号都道府県調整交付金	5,913	8,456	8,739	10,593	10,852	11,119
第2号都道府県調整交付金	1,018	1,158	1,227	1,378	1,502	1,623
広域化等支援基金支出金	.	.	.	41	43	13
そ の 他	415	346	322	399	406	381
一 般 会 計 繰 入 金	7,456	7,011	7,439	9,237	9,108	10,154
支 出 (1 人 当 金 額)						
総 務 費	4,301	4,322	5,051	5,827	5,655	5,981
療 養 諸 費	372,610	375,156	392,539	272,236	280,234	289,062
後期高齢者支援金等	.	.	.	39,374	43,855	40,698
後期高齢者支援金	.	.	.	39,368	43,849	40,693
事務費拠出金	.	.	.	6	6	5
前期高齢者納付金等	.	.	.	737	1,213	1,387
前期高齢者納付金	.	.	.	732	1,207	1,381
事務費拠出金	.	.	.	6	6	5
老人保健拠出金	50,517	47,334	47,595	8,858	2,068	547
事務費拠出金	667	666	663	78	3	3
事 業 費
医療費拠出金	49,850	46,668	46,932	8,780	2,065	544
介護納付金	14,989	15,170	14,649	16,997	16,569	17,753
保健事業費	1,070	1,085	1,143	.	.	.
特定健康診査等事業費	.	.	.	1,531	1,729	1,810
保健事業費	.	.	.	1,031	1,013	1,014
健康管理センター事業費	.	.	.	30	30	34

(注) 1 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、平成19年度以前には老人保健医療給付対象者を含む。

2 平成19年度以前の調定額は介護納付金分を含み、平成20年度以降の調停額は介護納付金分及び後期高齢者支援金分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/079.xls>

第80表 国民健康保険診療施設経理状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収 入	84,311,851	88,869,873	87,305,997	82,979,082	79,809,588	78,105,574
診療収入	56,841,520	60,471,266	59,021,163	59,219,315	56,355,990	55,418,906
入院	2,937,752	6,548,846	6,553,275	6,635,558	6,211,726	5,738,005
外来	51,902,085	51,528,248	50,035,458	50,308,060	47,703,884	46,957,299
その他の	2,001,683	2,394,172	2,432,430	2,275,697	2,440,379	2,723,603
国庫支出金	142,448	49,209	166,926	137,356	289,458	119,725
繰入金	17,129,963	16,779,028	17,221,279	14,170,868	13,541,209	14,661,016
他会計	11,661,892	11,663,490	11,514,453	11,027,764	11,169,047	11,905,304
基金	2,536,936	1,423,813	2,646,908	819,280	312,056	605,538
事業勘定	2,931,135	3,691,725	3,059,918	2,323,824	2,060,106	2,150,174
前年度繰越金	5,845,408	5,522,028	5,386,294	5,259,075	5,477,963	4,521,750
その他の	4,352,513	6,048,342	5,510,335	4,192,468	4,144,969	3,384,177
支 出	81,934,162	86,175,841	84,410,884	80,720,349	77,467,608	75,839,252
総務費	41,995,712	44,935,176	45,058,578	44,216,910	41,608,301	40,846,698
医業費	27,603,476	27,864,985	27,311,838	27,254,285	26,653,490	25,986,615
給食費	322,453	372,734	363,310	349,609	346,534	333,385
施設整備費	5,328,110	5,837,942	3,228,698	1,487,440	2,166,956	1,300,466
公債費	3,094,968	3,196,059	3,178,770	3,417,355	3,436,274	3,770,779
その他の	3,589,443	3,968,944	5,269,691	3,994,750	3,256,055	3,601,309
収支差引額	2,377,689	2,694,032	2,895,113	2,258,733	2,341,980	2,266,322
積立金保有額	9,540,688	8,191,809	6,901,106	8,500,096	6,795,543	6,572,349
市町村債	31,005,257	31,273,325	30,297,036	23,261,268	21,235,266	20,991,489

(注) 1 国民健康保険直営診療施設のうち、地方公営企業法の適用を受けない施設に係る分である。

2 平成20年度以降については、とりまとめを行っていない。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/080.xls>

第81表 国民健康保険料（税）収納状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
保険料（税）現年分						
調 定 額	4,331,708,397	4,433,960,033	4,485,121,986	3,761,703,220	3,751,002,983	3,635,946,525
収 納 額	3,950,643,384	4,052,961,354	4,103,229,543	3,377,271,185	3,355,764,135	3,271,934,268
収 納 率 (%)	91.26	91.46	91.54	89.84	89.52	90.04

(注) 1 「収納率」は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

2 平成19年度以前の調定額は介護納付金分を含み、平成20年度以降の調定額は介護納付金分及び後期高齢者支援金分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/081.xls>

第82表 国民健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
収 入	12,262,560,583	12,999,346,310	14,038,854,155	13,633,969,129	13,854,915,226	14,071,875,733
保 険 料 (税)	4,101,637,832	4,210,292,895	4,270,050,274	3,543,420,597	3,522,435,036	3,446,415,279
国 庫 支 出 金	3,797,995,438	3,598,021,476	3,601,233,742	3,390,874,474	3,520,117,441	3,603,866,133
事 務 費 負 担 金	2,721,447	2,670,855	2,681,208	2,657,028	2,752,564	2,857,235
療 養 給 付 費 等 負 担 金	2,984,410,219	2,797,627,519	2,798,348,124	2,639,903,043	2,737,530,822	2,796,242,681
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	53,880,439	47,125,705	50,506,747	58,658,556	61,745,694	67,087,944
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	.	.	.	10,669,094	13,747,601	15,019,821
調 整 交 付 金	749,717,870	743,043,628	741,644,008	673,738,353	692,093,105	709,768,707
そ の 他	7,265,463	7,553,768	8,053,655	5,248,401	12,247,655	12,889,744
療 養 給 付 費 交 付 金	2,102,808,384	2,343,183,139	2,658,413,661	880,991,635	585,881,880	602,849,867
前 期 高 齢 者 交 付 金	.	.	.	2,442,031,405	2,675,351,404	2,720,154,234
都 道 府 県 支 出 金
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	53,880,439	47,007,248	50,468,713	56,177,173	59,206,745	64,439,699
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	.	.	.	10,221,577	12,706,042	13,766,611
第 1 号 都 道 府 県 調 整 交 付 金	305,974,018	346,342,851	446,815,172	421,043,887	429,041,631	435,766,883
第 2 号 都 道 府 県 調 整 交 付 金	52,685,583	59,760,381	62,721,861	54,762,917	59,395,740	63,596,905
広 域 化 等 支 援 基 金 支 出 金	.	.	.	1,613,634	1,716,742	515,549
そ の 他	21,475,868	17,867,739	16,487,652	15,873,219	16,048,680	14,921,459
保 險 基 盤 安 定 繰 入 金
保 險 税 軽 減 分	359,479,295	371,716,796	377,806,678	305,219,862	315,922,662	353,698,225
保 險 者 支 援 分	84,053,867	85,705,071	87,741,055	67,362,137	73,224,637	80,511,504
基 準 超 過 費 用	1,436,075	1,572,241	1,234,391	1,028,812	1,211,529	740,017
職 員 給 与 費 等	168,857,746	173,060,906	186,474,149	178,023,544	176,578,782	177,900,220
出 産 育 児 一 時 金 等	41,335,453	43,423,355	45,516,423	44,104,682	44,730,414	47,233,484
財 政 安 定 化 支 援 事 業	90,995,908	97,112,344	93,428,540	83,834,431	85,612,498	99,237,510
一 般 会 計 繰 入 金 そ の 他	385,834,390	361,784,568	380,378,606	367,138,324	360,080,131	397,935,043
基 金 繰 入 金	95,428,173	60,974,919	77,777,146	64,708,077	84,157,288	107,321,139
繰 越 金	315,893,149	308,734,915	335,127,174	267,770,485	328,392,244	346,934,605
市 町 村 (組 合) 債	.	.	.	125,000	700,000	1,294,500
そ の 他	282,788,965	782,785,465	1,347,178,918	1,437,643,258	1,502,403,698	1,492,776,866
支 出	12,061,677,894	12,785,375,441	13,926,841,932	13,465,195,509	13,666,143,942	13,841,222,156
総 務 費	222,591,685	223,036,757	258,282,258	231,619,971	223,579,666	234,401,374
保 險 給 付 費	7,933,958,925	8,267,677,479	8,831,347,088	8,835,286,942	9,051,815,041	9,322,526,125
一 般 被 保 険 者 分
療 養 諸 費	4,875,242,085	4,932,380,633	5,147,050,469	7,190,964,948	7,549,357,069	7,714,745,920
高 額 療 養 費	490,894,744	493,293,333	521,544,848	731,425,812	810,553,877	867,379,126
高 額 介 護 合 算 療 養 費	169,138	357,629
退 職 被 保 険 者 等 分
療 養 諸 費	2,226,214,840	2,486,366,432	2,787,007,905	682,634,834	489,296,019	524,849,345
高 額 療 養 費	179,830,682	188,780,553	203,727,733	88,071,472	61,842,708	70,465,321
高 額 介 護 合 算 療 養 費	10,117	27,197
育 児 諸 費	16,803	17,094	21,846	19,469	21,270	23,379
出 産 育 児 諸 費	70,703,593	74,794,143	77,614,355	75,440,782	77,427,430	83,466,783
葬 祭 諸 費	38,698,031	37,666,511	37,142,537	11,591,315	9,497,472	9,497,464
そ の 他	24,860,352	26,099,587	27,644,033	24,854,596	23,099,237	21,638,757
審 査 支 払 手 数 料	27,497,795	28,279,193	29,593,363	30,283,714	30,540,704	30,075,207
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	.	.	.	1,565,045,589	1,733,759,912	1,595,000,988
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	.	.	.	29,310,486	47,953,616	54,340,383
老 人 保 健 拠 出 金	2,614,136,978	2,442,659,133	2,433,558,564	352,095,588	81,760,497	21,448,734
介 護 納 付 金	775,650,166	782,832,959	749,005,395	675,587,169	655,033,429	695,740,155
保 健 事 業 費	55,355,959	55,992,721	58,419,779	.	.	.
特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	.	.	.	60,835,394	68,355,544	70,921,639
保 健 事 業 費	.	.	.	40,974,219	40,041,166	39,744,777
健 康 管 理 セ ン タ ー 事 業 費	.	.	.	1,173,749	1,183,805	1,334,585
直 診 勘 定 繰 出 金	5,572,128	4,369,907	3,978,154	4,895,297	5,984,353	5,852,348
基 金 等 積 立 金	28,742,732	31,336,675	25,169,760	24,468,839	41,166,788	41,862,031
前 年 度 繰 上 充 用 金	115,957,892	127,993,647	141,158,365	171,388,725	183,285,990	181,052,209
そ の 他	309,711,430	849,476,163	1,425,922,570	1,472,513,541	1,532,224,134	1,576,996,808
収 支 差 引	200,882,689	213,970,869	112,012,223	168,773,621	188,771,285	230,653,576
黒 字 保 険 者 分	328,858,045	355,085,838	282,680,244	352,193,552	369,683,238	383,315,154
赤 字 保 険 者 分	△127,975,356	△141,114,968	△170,668,022	△183,434,789	△180,911,953	△152,659,321
市 町 村 (組 合) 債	1,171,011	1,459,692	3,370,992	3,394,387	4,537,575	5,259,790
保 險 給 付 費 未 払 費	31,399	40,826	145,862	.	.	.

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB http://www.ipss.go.jp/ssj-db/082.xls

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第83表 厚生年金保険適用状況

区 分	年度末現在					
	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
事業所数	1,642,717	1,676,076	1,710,409	1,734,480	1,749,015	1,743,792
船舶所有者数	5,384	5,279	5,181	5,086	4,949	4,786
被保険者数	33,021,689	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013
男	21,679,095	22,079,336	22,484,594	22,318,751	22,136,643	22,186,046
女	11,281,653	11,655,055	12,026,375	12,067,983	12,054,638	12,170,015
坑内員	840	708	693	669	624	619
船員	60,101	58,957	58,435	57,348	55,661	54,333
平均標準報酬月額	313,204	312,703	312,258	312,813	304,173	305,715
男	358,118	357,549	356,597	356,898	345,077	347,136
女	226,582	227,439	229,030	230,952	228,710	229,876
坑内員	363,271	352,678	356,494	350,544	346,295	350,533
船員	371,635	373,141	379,729	381,751	379,114	378,467

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/083.xls>

第84表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成23年3月末現在

標準報酬		被保険者数				
等級	月額 (千円)	計	男	女	坑内員	船員
総数		34,411,013	22,186,046	12,170,015	619	54,333
第1級	98	460,579	221,397	238,310	2	870
2	104	100,385	24,358	75,910	—	117
3	110	194,369	44,778	149,366	—	225
4	118	358,932	90,709	267,840	3	380
5	126	428,995	98,225	330,270	—	500
6	134	561,138	139,481	421,302	—	355
7	142	636,823	159,902	476,695	—	226
8	150	930,650	301,883	628,006	3	758
9	160	968,525	304,884	663,344	4	293
10	170	1,017,164	351,023	665,665	1	475
11	180	1,119,472	438,637	680,140	3	692
12	190	1,084,581	437,940	646,175	8	458
13	200	1,948,298	930,262	1,016,328	10	1,698
14	220	2,363,172	1,220,872	1,140,768	23	1,509
15	240	2,296,599	1,338,854	955,721	32	1,992
16	260	2,299,568	1,493,760	803,395	33	2,380
17	280	1,995,966	1,393,648	599,923	38	2,357
18	300	1,951,962	1,434,072	514,206	65	3,619
19	320	1,599,797	1,234,087	363,208	41	2,461
20	340	1,400,218	1,117,320	280,140	141	2,617
21	360	1,329,225	1,087,874	238,397	24	2,930
22	380	1,360,215	1,146,883	209,852	27	3,453
23	410	1,461,749	1,254,543	203,127	23	4,056
24	440	1,138,250	1,004,592	129,993	32	3,633
25	470	903,229	813,759	86,366	30	3,074
26	500	836,552	744,810	89,020	25	2,697
27	530	593,094	545,644	45,318	16	2,116
28	560	487,909	450,184	36,076	8	1,641
29	590	431,004	392,676	37,040	4	1,284
30	620	2,152,593	1,968,989	178,114	23	5,467

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/084.xls>

第85表 厚生年金保険適用状況（業態別）

平成22年9月1日現在

区 分	事業所数	被保険者数				平均標準報酬月額(円)			
		計	男	女	坑内員	平均	男	女	坑内員
合 計	1,759,215	34,644,562	22,357,883	12,286,096	583	306,915	348,565	231,121	338,919
農 林 水 産 業	18,837	176,729	127,822	48,907	—	253,180	278,439	187,164	—
鉱業・採石業・砂利採取業	3,867	58,677	49,368	8,949	360	327,412	345,273	228,182	344,911
総合工事業	125,151	1,270,611	1,074,298	196,301	12	333,205	352,823	225,841	286,500
職別工事業	82,227	472,831	399,219	73,606	6	311,682	327,399	226,449	203,000
設備工事業	82,094	827,068	713,908	113,146	14	340,154	356,916	234,389	322,143
食料品・たばこ製造業	36,028	1,109,610	630,446	479,161	3	266,923	326,412	188,652	306,667
繊維製品製造業	22,133	330,396	156,061	174,335	—	252,027	324,924	186,770	—
木製品・家具等製造業	17,894	196,060	150,439	45,621	—	274,117	295,210	204,560	—
紙製品製造業	6,787	188,248	145,097	43,148	3	305,310	334,861	205,942	233,333
印刷・同関連業	24,996	413,951	305,117	108,834	—	318,321	348,157	234,674	—
化学工業・同類似業	26,311	1,134,398	865,516	268,882	—	352,445	385,500	246,044	—
金 属 工 業	39,060	872,478	728,416	144,003	59	325,814	345,919	224,095	376,102
機械器具製造業	74,749	3,757,583	3,061,063	696,517	3	347,697	374,305	230,757	306,667
その他の製造業	26,898	766,589	593,163	173,421	5	341,030	373,820	228,874	372,000
電気・ガス・熱供給・水道業	21,738	461,418	371,120	90,296	2	395,477	427,194	265,125	240,000
情報通信業	55,481	1,617,997	1,211,198	406,797	2	372,351	400,141	289,610	270,000
道路貨物運送業	51,463	1,328,970	1,108,874	220,089	7	295,281	311,483	213,651	268,571
その他の運輸業	26,049	1,474,288	1,154,173	320,113	2	309,118	326,304	247,151	480,000
卸 売 業	137,954	2,147,068	1,473,502	673,537	29	324,331	363,121	239,471	276,207
飲食料品以外の小売業	133,339	2,336,176	1,322,837	1,013,335	4	275,702	323,506	213,297	296,500
飲食料品小売業	43,367	752,353	460,119	292,234	—	268,012	319,165	187,474	—
無店舗小売業	16,099	300,175	196,037	104,137	1	346,834	392,739	260,419	320,000
金融・保険業	18,012	1,179,534	609,193	570,340	1	362,315	451,820	266,713	220,000
不 動 産 業	81,615	502,641	333,422	169,216	3	314,240	348,437	246,861	226,667
物品賃貸業	8,214	166,100	112,541	53,559	—	296,201	331,627	221,761	—
学 術 研 究 機 関	6,608	152,634	58,859	93,774	1	325,252	404,847	275,290	620,000
専門・技術サービス業	101,183	922,622	608,858	313,758	6	333,689	370,599	262,061	466,667
飲 食 店	43,979	581,181	350,810	230,370	1	258,217	296,245	200,309	170,000
宿 泊 業	12,931	311,167	181,951	129,216	—	250,070	286,036	199,427	—
対個人サービス業	31,916	434,239	204,490	229,748	1	265,362	313,107	222,866	260,000
娛 楽 業	18,234	400,955	227,433	173,520	2	266,697	304,696	216,891	300,000
教育・学習支援業	22,351	449,098	169,753	279,345	—	262,690	315,000	230,902	—
医療業・保健衛生	85,116	2,199,139	564,362	1,634,775	2	291,166	367,577	264,788	280,000
社会保険・社会福祉・介護事業	56,475	1,478,015	420,250	1,057,764	1	234,417	274,184	218,618	260,000
複合サービス業	11,622	360,087	214,997	145,090	—	258,601	299,761	197,610	—
職業紹介・労働者派遣業	13,365	748,471	298,090	450,381	—	242,027	274,865	220,294	—
その他の対事業所サービス業	30,155	862,853	594,823	268,027	3	258,438	284,591	200,398	293,333
修 理 業	40,285	313,998	256,939	57,057	2	300,494	317,823	222,464	170,000
廃棄物処理業	26,097	264,928	212,014	52,914	—	319,142	334,822	256,315	—
政治・経済・文化団体	31,103	237,873	126,338	111,535	—	294,020	347,786	233,118	—
その他のサービス業	34,867	565,471	343,083	222,340	48	301,434	350,660	225,465	352,083
公 務	12,565	519,882	171,884	347,998	—	191,914	226,124	175,018	—

(注) 1 産業分類は、厚生労働省年金局「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/085.xls>

第86表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	人員 1,503,277 金額 1,195,127,445	人員 1,673,250 金額 1,142,707,629	人員 2,017,205 金額 1,331,958,043	人員 2,184,449 金額 1,390,800,224	人員 2,097,169 金額 1,323,026,899	人員 2,161,979 金額 1,370,482,826
老齢厚生年金 (老齢相当)	人員 602,053 金額 749,597,613	人員 700,716 金額 733,507,132	人員 877,680 金額 899,965,444	人員 916,476 金額 932,009,607	人員 886,737 金額 891,535,634	人員 882,670 金額 868,788,725
老齢厚生年金 (通老相当)	人員 572,978 金額 127,062,634	人員 652,054 金額 99,096,273	人員 811,856 金額 113,607,672	人員 909,416 金額 126,302,674	人員 865,596 金額 119,375,430	人員 876,852 金額 121,006,996
障害厚生年金	人員 29,486 金額 23,314,472	人員 28,409 金額 22,471,867	人員 29,147 金額 22,888,150	人員 28,459 金額 22,288,717	人員 27,204 金額 21,129,227	人員 38,315 金額 29,391,823
遺族厚生年金	人員 296,557 金額 294,299,853	人員 290,377 金額 286,950,316	人員 294,827 金額 294,346,577	人員 311,025 金額 305,689,692	人員 290,421 金額 283,806,319	人員 351,552 金額 346,641,451
老 齢 年 金	人員 195 金額 264,181	人員 166 金額 222,668	人員 183 金額 279,524	人員 787 金額 1,205,972	人員 1,801 金額 2,924,323	人員 1,364 金額 2,372,346
通算老齢年金	人員 1,698 金額 334,427	人員 1,273 金額 235,508	人員 3,213 金額 619,158	人員 17,880 金額 3,036,187	人員 24,964 金額 4,000,732	人員 10,711 金額 1,968,237
障 害 年 金	人員 229 金額 215,394	人員 186 金額 186,513	人員 177 金額 187,450	人員 158 金額 169,488	人員 125 金額 133,592	人員 141 金額 152,507
遺 族 年 金	人員 35 金額 28,200	人員 30 金額 26,774	人員 54 金額 48,255	人員 91 金額 67,455	人員 96 金額 78,339	人員 118 金額 113,336
通算遺族年金	人員 46 金額 10,673	人員 39 金額 10,581	人員 68 金額 15,814	人員 157 金額 30,433	人員 225 金額 43,305	人員 251 金額 47,408

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	人員 25,109,878 金額 25,343,469,828	人員 26,155,333 金額 25,603,237,195	人員 27,501,985 金額 25,838,183,760	人員 29,072,132 金額 26,455,029,582	人員 30,580,584 金額 27,048,121,541	人員 31,981,605 金額 27,435,933,521
老齢厚生年金 (老齢相当)	人員 9,550,566 金額 14,229,511,923	人員 10,145,476 金額 14,673,648,650	人員 10,889,922 金額 15,009,686,023	人員 11,661,384 金額 15,670,687,558	人員 12,402,785 金額 16,354,806,308	人員 13,097,886 金額 16,780,854,559
老齢厚生年金 (通老相当)	人員 7,277,814 金額 1,770,627,409	人員 7,805,967 金額 1,793,214,388	人員 8,488,915 金額 1,867,165,362	人員 9,347,886 金額 1,992,754,163	人員 10,182,305 金額 2,062,228,876	人員 10,949,628 金額 2,183,328,316
障害厚生年金	人員 353,001 金額 263,722,648	人員 368,955 金額 273,942,261	人員 385,064 金額 285,067,634	人員 400,264 金額 295,256,307	人員 414,442 金額 304,656,608	人員 437,594 金額 320,624,117
遺族厚生年金	人員 3,578,957 金額 3,558,076,318	人員 3,754,832 金額 3,722,285,223	人員 3,924,932 金額 3,896,889,069	人員 4,103,051 金額 4,072,239,700	人員 4,257,203 金額 4,225,989,711	人員 4,449,027 金額 4,419,872,293
老 齢 年 金	人員 1,972,604 金額 3,903,135,065	人員 1,838,640 金額 3,611,258,795	人員 1,706,182 金額 3,334,435,159	人員 1,575,057 金額 3,061,592,448	人員 1,451,348 金額 2,812,623,201	人員 1,315,430 金額 2,531,199,568
通算老齢年金	人員 1,312,786 金額 536,505,117	人員 1,225,101 金額 497,048,006	人員 1,138,469 金額 459,935,187	人員 1,064,042 金額 424,804,418	人員 997,365 金額 394,891,628	人員 906,557 金額 356,536,762
障 害 年 金	人員 133,727 金額 166,005,229	人員 127,582 金額 157,174,053	人員 121,526 金額 149,166,548	人員 115,556 金額 141,216,818	人員 109,891 金額 133,766,084	人員 103,761 金額 125,788,508
遺 族 年 金	人員 838,872 金額 891,980,278	人員 802,462 金額 852,152,224	人員 765,810 金額 814,631,690	人員 729,024 金額 776,634,405	人員 694,072 金額 740,513,138	人員 655,755 金額 700,413,989
通算遺族年金	人員 91,551 金額 23,905,842	人員 86,318 金額 22,513,595	人員 81,165 金額 21,207,089	人員 75,868 金額 19,843,765	人員 71,173 金額 18,645,990	人員 65,967 金額 17,315,410

- (注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。
 2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。
 3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。
 4 船員保険の旧法分を含む。
 5 基金代行支給分を含む。
 6 旧三共済、旧農林共済組合を含む。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/086.xls>

第87表 厚生年金保険一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	30,347	34,794	39,978	56,813	67,460	83,352
障 害 手 当 金	9,624,187	10,946,986	11,437,205	15,649,813	18,677,253	24,720,345
脱 退 手 当 金	337,210	290,615	296,075	276,504	271,627	409,563
脱 退 一 時 金	2,092,673	1,604,690	1,443,728	1,437,309	1,195,942	1,081,544
件数	30,347	34,794	39,978	56,813	67,460	83,352
金額	9,624,187	10,946,986	11,437,205	15,649,813	18,677,253	24,720,345
障 害 手 当 金	219	185	190	179	177	280
金額	337,210	290,615	296,075	276,504	271,627	409,563
脱 退 手 当 金	9,464	7,935	8,975	10,681	9,369	9,054
金額	2,092,673	1,604,690	1,443,728	1,437,309	1,195,942	1,081,544
脱 退 一 時 金	20,664	26,674	30,813	45,953	57,914	74,018
金額	7,194,303	9,051,681	9,697,402	13,935,999	17,209,684	23,229,239

(注) 平成20年度以前には、船員保険の旧法分を含む。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/087.xls>

第88表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
《年金》						
新 規 裁 定	840,789	722,821	728,442	708,103	697,562	697,553
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	1,246,611	1,048,438	1,050,286	1,043,142	1,032,025	1,010,947
老 齢 厚 生 年 金 (通 老 相 当)	277,355	200,636	241,154	247,734	236,983	224,758
障 害 厚 生 年 金	1,264,576	1,259,465	1,264,075	1,264,933	1,250,470	1,225,766
遺 族 厚 生 年 金	1,066,757	1,059,022	1,064,435	1,044,924	1,037,946	1,044,106
老 齢 年 金	1,354,772	1,341,372	1,527,457	1,532,366	1,623,722	1,739,257
通 算 老 齢 年 金	196,953	185,002	192,704	169,809	160,260	183,758
障 害 年 金	940,585	1,002,754	1,059,037	1,072,712	1,068,734	1,081,610
遺 族 年 金	805,725	892,443	893,624	741,263	816,025	960,475
通 算 遺 族 年 金	232,015	271,323	232,554	193,843	192,468	188,875
年 度 末 現 在	1,349,053	1,333,246	1,303,714	1,284,579	1,266,122	1,241,390
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	1,974,939	1,944,622	1,882,107	1,853,388	1,829,624	1,787,965
老 齢 厚 生 年 金 (通 老 相 当)	734,077	727,119	714,272	706,290	692,777	681,355
障 害 厚 生 年 金	1,220,876	1,215,901	1,215,229	1,214,088	1,211,533	1,207,716
遺 族 厚 生 年 金	1,038,790	1,032,734	1,031,361	1,028,511	1,026,428	1,025,558
老 齢 年 金	1,978,671	1,964,092	1,954,326	1,943,798	1,937,939	1,924,237
通 算 老 齢 年 金	408,677	405,720	403,994	399,237	395,935	393,287
障 害 年 金	1,241,374	1,231,945	1,227,446	1,222,064	1,217,262	1,212,291
遺 族 年 金	1,063,309	1,061,922	1,063,752	1,065,307	1,066,911	1,068,103
通 算 遺 族 年 金	261,120	260,822	261,284	261,556	261,981	262,486
《一時金》	317,138	314,623	286,087	275,462	276,864	296,578
障 害 手 当 金	1,539,772	1,570,892	1,558,290	1,544,717	1,534,617	1,462,723
脱 退 手 当 金	221,119	202,229	160,861	134,567	127,649	119,455
脱 退 一 時 金	348,156	339,345	314,718	303,266	297,159	313,832

(注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。

2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。

3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。

4 船員保険の旧法分を含む。

5 基金代行支給分を含む。

6 それぞれ併給している基礎年金分を含む。

7 旧三共済、旧農林共済組合を含む。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」、一部厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/088.xls>

第89表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
徴 収 決 定 額	20,357,713,423	21,261,218,240	22,267,233,719	23,062,705,699	22,693,959,535	23,243,025,554
前年度からの繰越額	300,101,947	263,271,583	251,218,698	276,850,678	355,323,149	427,260,901
本 年 度 分	20,057,611,475	20,997,946,656	22,016,015,020	22,785,855,021	22,338,636,386	22,815,764,653
収 納 済 額	20,058,431,607	20,983,460,903	21,969,091,516	22,690,520,774	22,240,912,828	22,725,242,598
不 納 欠 損 額	35,067,321	25,913,815	20,569,031	15,676,815	22,774,513	40,724,600
収 納 未 済 額	264,214,495	251,843,521	277,573,172	356,508,110	430,272,194	477,058,355
収 納 率 (%)	98.5	98.7	98.7	98.4	98.0	97.8

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB http://www.ipss.go.jp/ssj-db/089.xls

第90表 厚生年金保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
収 入	38,573,966,680	35,499,646,879	36,082,953,806	36,421,701,919	38,007,937,271	40,405,594,296
保 険 料	20,058,431,607	20,983,460,903	21,969,091,516	22,690,520,774	22,240,912,828	22,725,242,598
一般会計より受入	4,539,449,827	4,828,547,185	5,165,881,870	5,432,308,950	7,798,303,786	8,432,553,805
拠 出 金 収 入 等	472,136,814	571,307,170	290,725,076	254,622,578	228,369,007	261,382,232
国共済組合連合会等拠出金収入	38,391,810	38,462,048	34,692,398	32,840,744	26,879,672	27,971,779
積立金相当額納付金	138,215,782	256,653,802	—	—	—	—
職域等費用納付金	295,529,222	276,191,320	256,032,678	221,781,834	201,489,335	233,410,452
基礎年金勘定より受入	1,947,360,790	1,998,917,430	1,883,214,010	1,879,726,427	1,993,542,786	1,822,549,972
積立金より受入	6,249,692,219	3,416,658,154	3,985,328,741	3,360,475,931	3,754,929,673	6,343,067,278
解散厚生年金基金等徴収金	3,456,753,382	679,965,482	555,223,145	348,571,186	190,547,710	9,252,336
利子(運用収入)	1,077,585,113	745,425,267	434,399,036	82,422,665	5,047,196	1,533,797
年金資金運用基金納付金	752,223,592	1,826,622,513	1,780,320,852	2,351,478,790	424,193,172	722,337,980
その他の収入	20,333,337	448,742,774	18,769,561	21,574,619	1,372,091,114	27,674,298
支 出	37,606,752,076	34,397,516,874	35,145,136,933	36,107,751,977	38,781,305,419	40,115,094,234
保 険 給 付 費	21,986,252,822	22,254,094,134	22,317,936,607	22,687,018,202	23,846,744,476	24,009,238,858
基礎年金勘定へ繰入	11,283,096,252	11,922,397,790	12,623,269,342	13,316,161,825	14,817,636,950	15,988,026,476
業務勘定へ繰入	4,240,160,431	122,272,114	112,363,830	96,847,961	111,598,077	101,604,491
その他の支出	97,242,572	98,752,835	91,567,154	7,723,988	5,325,917	16,224,409
差引収支過不足額	967,214,604	1,102,130,005	937,816,873	313,949,942	△773,368,148	290,500,062
積立金から補足	—	—	—	—	773,368,809	—
業務勘定から積立金への繰入	22,632,247	10,486,666	6,329,957	8,509,267	14,720,011	7,729,253
積立金へ繰入	998,846,851	1,112,616,671	944,146,830	322,459,209	14,720,011	7,729,253
年度末現在積立金(簿価ベース)	132,402,046,424	130,098,004,942	127,056,823,031	124,018,806,310	119,505,227,839	113,460,389,876
年度末現在積立金(時価ベース)	140,346,470,947	139,750,911,773	130,181,044,406	116,649,617,479	120,756,799,570	114,153,229,171

(注) 1 平成18年度以前においては、「厚生保険特別会計年金勘定」の決算額によるものであり、区分内の「基礎年金勘定」は「国年特会」と読み替えるものとする。平成19年度以降においては、「年金特別会計厚生年金勘定」の決算額による。

2 収入の「解散厚生年金基金等徴収金」とは、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第113条の規定により厚生年金基金から確定給付企業年金へ移行する際の代行返上に伴う徴収金である。

3 平成21年度収入の「その他」には、特別保健福祉事業資金の精算に伴う繰延国庫負担額及び利子相当額の返還による業務勘定からの受入(13,480億円)が含まれている。

4 「年度末積立金」は、年金積立金管理運用独立行政法人(平成17年度までは旧年金資金運用基金)で管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせた年金積立金全体である。

5 「厚生保険特別会計業務勘定」については、平成19年度以降は『第101表 国民年金特別会計収支状況』業務勘定を参照のこと。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB http://www.ipss.go.jp/ssj-db/090.xls

② 厚生年金基金

第91表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
基 金 数	687	658	626	617	608	595
設 立 事 業 所 数	130,196	126,043	120,620	117,386	115,168	113,072
加 入 員 数	5,309,784	5,221,383	4,781,666	4,663,035	4,562,200	4,472,370
男	3,784,701	3,708,269	3,378,981	3,285,192	3,199,083	3,122,315
女	1,525,083	1,513,114	1,402,685	1,377,843	1,363,117	1,350,055
坑 内 員
平均標準給与月額	331,429	332,010	328,338	327,951	318,752	320,791
男	367,228	368,267	363,224	362,771	351,146	353,888
女	241,688	243,154	244,300	244,932	242,728	244,247
坑 内 員

(注) 「坑内員」は、「男」に含まれる。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/091.xls>

第92表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 件数	4,405,537	4,676,658	4,977,420	5,646,615	6,309,111	6,966,217
金額	1,139,597,692	1,282,867,297	1,339,396,875	1,428,626,098	1,547,675,656	1,635,796,141
基 金 裁 定 件数	2,481,443	2,560,097	2,577,441	2,714,913	2,863,292	2,975,366
金額	1,029,187,546	1,162,593,715	1,203,616,726	1,269,209,070	1,366,489,933	1,434,345,789
企 業 年 金 連 合 会 裁 定 件数	1,924,094	2,116,561	2,399,979	2,931,702	3,445,819	3,990,851
金額	110,410,146	120,273,582	135,780,149	159,417,028	181,185,723	201,450,352

(注) 「企業年金連合会裁定」は、平成17年9月以前は「厚生年金基金連合会裁定」である。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/092.xls>

第93表 厚生年金基金一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 件数	242,725	238,679	227,770	220,976	202,186	172,665
金額	149,146,140	125,525,792	117,529,098	122,083,627	122,289,470	99,867,336
脱 退 一 時 金 件数	176,016	179,106	166,567	157,124	138,183	120,626
金額	45,232,594	45,648,154	35,268,727	33,142,034	31,252,711	23,743,152
遺 族 一 時 金 件数	8,802	8,531	8,692	8,810	8,745	8,959
金額	12,633,672	10,717,742	11,013,597	10,656,418	10,690,253	10,664,092
選 択 一 時 金 件数	57,907	51,042	52,511	55,042	55,258	43,080
金額	91,279,873	69,159,895	71,246,774	78,285,175	80,346,507	65,460,093

(注) 「選択一時金」とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/093.xls>

第94表 厚生年金基金給付1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
年 金	258,674	274,313	269,095	253,006	245,308	234,818
一 時 金	614,466	525,919	515,999	552,475	604,836	578,388
脱 退 一 時 金	256,980	254,867	211,739	210,929	226,169	196,833
死 亡 一 時 金	1,435,318	1,256,329	1,267,096	1,209,582	1,222,442	1,190,322
選 択 一 時 金	1,576,318	1,354,961	1,356,797	1,422,281	1,454,025	1,519,501

(注) 一時金裁定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/094.xls>

○参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）

第95表 加入件数

年度末現在

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《適格退職年金》							
合 計	45,090	38,885	32,825	25,441	17,184	8,051	・
生保会社	37,725	32,166	26,956	20,681	13,892	6,608	・
J A 共済連	427	411	398	375	252	43	・
信託銀行	6,938	6,308	5,471	4,385	3,040	1,400	・
《確定給付企業年金》							
合 計	1,432	1,941	3,101	5,008	7,405	10,050	14,991
生保会社	563	931	1,802	3,173	4,779	6,482	10,741
J A 共済連	10	11	11	11	127	316	391
信託銀行	859	999	1,288	1,824	2,499	3,252	3,859

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

2 適格退職年金制度は、平成24年3月31日で廃止された。

3 平成23年度の生保会社、JA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

資料：(社)生命保険協会「企業年金（確定給付型）の受託概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/095.xls>

第96表 加入者数

年度末現在（単位 万人）

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《適格退職年金》							
合 計	567	506	442	348	249	126	・
生保会社	313	278	236	187	132	67	・
J A 共済連	10	10	10	9	6	1	・
信託銀行	243	217	196	151	109	57	・
《確定給付企業年金》							
合 計	384	430	506	570	647	727	801
生保会社	87	96	120	153	188	229	263
J A 共済連	0	0	0	0	2	7	9
信託銀行	296	334	385	417	456	490	528

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

2 適格退職年金制度は、平成24年3月31日で廃止された。

3 平成23年度の生保会社、JA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

資料：(社)生命保険協会「企業年金（確定給付型）の受託概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/096.xls>

5 国民年金

第97表 国民年金被保険者数

年度末現在

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
総 数	32,825,823	32,019,496	30,981,360	30,442,722	30,060,612	29,428,431
第1号被保険者	21,576,319	20,910,767	20,014,692	19,660,815	19,507,367	19,037,636
任意加入被保険者	327,166	319,729	339,059	345,809	343,920	344,583
第3号被保険者 (再掲)	10,922,338	10,789,000	10,627,609	10,436,098	10,209,325	10,046,212
付加保険料納付被保険者	772,238	755,239	769,526	758,040	744,643	845,789
強 制	86,748	81,887	75,852	71,713	67,101	62,826
任 意	685,490	673,352	693,674	686,327	677,542	782,963
保険料全額免除被保険者	5,382,943	5,280,846	5,172,873	5,208,575	5,349,621	5,513,067
法 定 免 除	1,126,166	1,135,369	1,129,124	1,143,883	1,203,246	1,263,104
学 生 納 付 特 例	1,760,373	1,702,861	1,657,334	1,650,757	1,626,606	1,659,407
若 年 者 納 付 猶 予	340,525	373,156	369,325	371,061	373,528	375,890
申 請 免 除						
全 額	2,155,879	2,069,460	2,017,090	2,042,874	2,146,241	2,214,666
半 額	532,984	212,568	186,724	174,526	156,304	137,023

(注) 「保険料全額免除被保険者」とは、法定免除者、学生納付特例者、若年者納付猶予者、申請免除(全額)者をいう。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/097.xls>

第98表 国民年金保険料収納済歳入額状況

(単位 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
保険料収納済歳入額	1,948,001,962	1,903,806,222	1,858,172,724	1,746,998,597	1,694,961,062	1,671,654,366
現年度保険料	1,806,156,054	1,776,934,047	1,737,715,997	1,648,356,919	1,605,399,670	1,582,814,624
過年度保険料 (再掲)	141,845,908	126,872,176	120,456,727	98,641,678	89,561,392	88,839,742
前納保険料	540,728,423	593,865,449	630,382,123	616,048,138	611,339,527	618,733,288
追納保険料	31,384,704	30,940,887	37,406,538	33,370,541	30,780,889	33,351,339

(注) 1 「前納保険料」は、「現年度保険料」の再掲である。

2 「追納保険料」は、「現年度保険料」「過年度保険料」の中に含まれている追納分の再掲である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/098.xls>

第99表 拋出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 人員	498,186	475,151	595,652	641,603	563,947	529,391
金額	345,199,732	324,790,325	375,388,232	394,926,688	356,153,097	341,784,986
老齡基礎年金 人員	375,525	355,591	475,713	497,701	438,527	395,146
金額	243,824,702	225,941,225	277,453,807	292,236,510	258,846,621	233,294,301
障害基礎年金 人員	78,997	78,829	79,412	82,815	81,119	91,424
金額	69,756,971	69,408,070	69,887,821	72,773,893	71,140,015	79,985,634
遺族基礎年金 人員	38,588	36,062	34,096	33,475	30,566	34,406
金額	29,488,739	27,433,441	25,883,693	25,411,797	23,292,557	26,155,912
老 齡 年 金 人員	144	123	135	573	761	350
金額	73,331	67,597	72,746	277,776	351,879	169,044
通算老齡年金 人員	922	795	2,692	23,634	9,993	4,838
金額	139,687	133,188	353,851	2,578,706	1,089,985	632,911
障 害 年 金 人員	151	174	153	143	106	102
金額	124,570	141,579	128,319	117,824	87,923	82,378
遺 族 年 金 人員	3,859	3,577	3,451	3,262	2,875	3,125
金額	1,791,733	1,665,225	1,607,995	1,530,182	1,344,118	1,464,805
母 子 年 金 人員	—	—	1	—	…	…
金額	—	—	814	—	…	…
準母子年金 人員	—	—	—	—	…	…
金額	—	—	—	—	…	…
遺 児 年 金 人員	—	—	—	—	…	…
金額	—	—	—	—	…	…
寡 婦 年 金 人員	3,859	3,577	3,450	3,262	…	…
金額	1,791,733	1,665,225	1,607,181	1,530,182	…	…

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 人員	24,393,056	25,419,830	26,387,421	27,432,615	28,286,327	28,857,396
金額	15,350,125,245	16,099,978,670	16,854,536,445	17,668,919,875	18,356,846,554	18,859,476,351
老齡基礎年金 人員	17,908,710	19,227,035	20,487,842	21,801,311	22,918,980	23,775,499
金額	11,874,757,715	12,735,113,815	13,592,406,648	14,503,087,978	15,282,224,226	15,879,094,979
障害基礎年金 人員	1,530,875	1,574,506	1,615,759	1,659,552	1,701,830	1,749,219
金額	1,368,041,077	1,400,259,810	1,434,527,065	1,471,052,860	1,506,121,924	1,545,330,623
遺族基礎年金 人員	289,880	281,832	273,096	266,043	257,758	254,045
金額	227,022,733	220,254,883	213,504,914	207,968,974	201,726,963	198,770,369
老 齡 年 金 人員	3,019,835	2,780,090	2,543,190	2,309,901	2,095,899	1,866,095
金額	1,426,600,245	1,314,823,273	1,208,014,599	1,102,440,714	1,004,817,531	899,384,985
通算老齡年金 人員	1,474,108	1,396,218	1,316,624	1,254,014	1,177,960	1,085,865
金額	321,648,752	305,415,827	289,464,422	274,944,617	258,921,587	240,113,470
障 害 年 金 人員	124,126	117,194	109,937	103,119	96,878	90,056
金額	110,807,246	104,272,344	97,788,307	91,706,055	86,118,465	80,047,696
遺 族 年 金 人員	45,522	42,955	40,973	38,675	37,022	36,617
金額	21,247,478	19,838,719	18,830,492	17,718,679	16,915,858	16,734,228
母 子 年 金 人員	46	42	39	38	…	…
金額	47,825	43,600	40,768	39,748	…	…
準母子年金 人員	—	—	—	—	…	…
金額	—	—	—	—	…	…
遺 児 年 金 人員	7	7	7	7	…	…
金額	4,996	4,981	4,981	4,981	…	…
寡 婦 年 金 人員	45,469	42,906	40,927	38,630	…	…
金額	21,194,657	19,790,138	18,784,743	17,673,951	…	…

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/099.xls>

第100表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額:千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 件数	7	13	13	3	3	3
金額	2,850	5,275	5,275	1,217	1,217	1,217
老 齢 福 祉 年 金 件数	7	13	13	3	3	3
金額	2,850	5,275	5,275	1,217	1,217	1,217
老 齢 特 別 給 付 金 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—

(ii) 年度末現在

(単位 金額:千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 件数	47,289	34,578	24,252	17,078	12,037	8,219
金額	19,251,352	14,031,752	9,841,462	6,930,252	4,884,615	3,335,270
老 齢 福 祉 年 金 件数	47,289	34,578	24,252	17,078	12,037	8,219
金額	19,251,352	14,031,752	9,841,462	6,930,252	4,884,615	3,335,270
(再掲)						
一 部 支 給 停 止 件数	4,259	3,064	2,184	1,537	1,026	678
金額	926,322	657,335	463,718	323,411	211,549	130,484
全 部 支 給 停 止 件数	13,440	10,428	7,315	5,574	4,208	3,116
老 齢 特 別 給 付 金 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
(再掲)						
一 部 支 給 停 止 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
全 部 支 給 停 止 件数	—	—	—	—	—	—

(注) 「一部支給停止」金額は、支給年額である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/100.xls>

第101表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
《基礎年金勘定》						
収 入	18,430,180,542	19,138,101,434	19,961,067,044	20,844,806,032	22,088,760,526	23,002,569,429
拋出金等収入	18,417,461,460	19,122,146,829	19,940,228,816	20,823,397,775	22,070,930,585	22,986,518,191
運用収入	8,303,488	11,476,370	16,870,421	17,190,630	12,554,181	9,323,698
雑収入	4,415,593	4,478,236	3,967,807	4,217,627	5,275,760	6,727,540
支 出	17,015,999,288	17,705,870,653	18,393,517,322	19,252,584,959	20,187,692,325	20,536,881,775
基礎年金給付費	12,638,647,358	13,490,924,228	14,461,839,888	15,445,794,203	16,426,879,594	16,969,602,633
基礎年金相当給付費繰入及交付金	4,377,272,227	4,214,852,691	3,931,606,595	3,806,741,695	3,760,661,822	3,566,869,862
諸支出金	79,702	93,735	70,839	49,060	150,909	409,280
収支差引	1,414,181,254	1,432,230,781	1,567,549,722	1,592,221,073	1,901,068,201	2,465,687,654
翌年度へ繰越	1,414,181,254	1,432,230,781	1,567,549,722	1,592,221,073	1,901,068,201	2,465,687,654
年度末現在積立金	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812
《国民年金勘定》						
収 入	6,117,461,245	5,916,454,777	5,572,898,267	5,414,434,546	5,134,684,237	4,704,967,209
保険料収入	1,948,001,962	1,903,806,222	1,858,172,724	1,746,998,597	1,694,961,062	1,671,654,366
一般会計より受入	1,702,012,646	1,797,136,396	1,843,633,668	1,855,801,337	2,055,363,106	1,689,847,206
基礎年金勘定より受入	1,876,340,729	1,710,800,985	1,577,223,564	1,486,257,716	1,353,360,748	1,303,994,049
積立金より受入	453,863,809	282,813,531	149,026,491	173,699,671	—	—
運用収入	75,751,887	60,715,999	33,361,543	1,515,377	332,716	348,106
独立行政法人納付金	59,994,942	135,752,291	110,183,692	148,771,509	28,994,267	36,876,500
雑収入	1,495,269	25,429,353	1,296,584	1,390,340	1,672,338	2,246,983
支 出	6,224,524,548	6,035,845,725	5,932,229,924	5,834,378,290	5,359,750,255	4,465,780,553
国民年金給付費	1,952,710,849	1,814,902,434	1,686,246,522	1,577,937,572	1,477,278,281	1,338,603,987
基礎年金勘定へ繰入	3,897,559,415	4,100,247,108	4,115,110,738	4,121,836,494	3,738,901,180	2,983,621,107
諸支出金	29,982,936	33,268,510	39,295,596	37,408,996	35,883,901	40,624,890
業務勘定へ繰入	344,271,347	87,427,673	91,577,068	97,195,228	107,686,892	102,930,569
収支差引	—	—	—	—	—	—
超過受入	—	—	—	—	—	—
積立金へ繰入	—	—	—	—	—	—
積立金から補足	107,063,303	119,390,948	359,331,657	419,943,743	225,066,018	—
年度末現在積立金(簿価ベース)	9,151,357,067	8,766,010,565	8,269,193,945	7,691,959,199	7,482,178,583	7,733,325,187
年度末現在積立金(時価ベース)	9,676,645,205	9,382,776,132	8,467,428,040	7,188,490,154	7,507,942,130	7,739,360,274
《福祉年金勘定》						
収 入	21,294,601	17,378,067	11,833,433	9,439,410	7,731,891	6,381,960
一般会計より受入	15,235,974	14,424,867	9,345,451	9,325,332	7,591,890	6,269,743
雑収入等	6,058,627	2,953,200	2,487,981	114,078	140,001	112,217
支 出	18,386,285	14,930,140	11,790,574	9,367,276	7,647,076	6,351,339
福祉年金給付費	16,480,782	11,828,572	8,417,564	5,847,289	3,959,575	2,643,720
特別障害給付金給付費	1,905,504	3,101,562	3,373,010	3,519,987	3,687,012	3,707,585
諸支出金	—	5	0	—	489	34
収支差引	2,908,316	2,447,927	42,858	72,135	84,815	30,621
《業務勘定》						
収 入	424,985,150	167,927,079	526,215,397	534,586,147	2,019,692,031	508,404,720

一般会計より受入	77,646,931	77,417,763	175,622,572	196,779,135	227,013,640	211,518,740
他勘定より受入	.	.	303,380,708	272,630,193	240,566,793	224,607,466
国民年金勘定より受入	344,271,347	87,427,673	91,577,068	97,195,228	107,686,892	102,930,569
厚生年金勘定より受入	.	.	112,363,830	96,847,961	111,598,077	101,604,491
健康勘定より受入	.	.	97,765,537	76,875,167	19,733,621	18,474,628
児童手当勘定より受入	.	.	1,674,273	1,711,837	1,548,203	1,597,778
特別保健福祉事業資金より受入	.	.	11,361,976	18,997,886	1,505,038,510	—
独立行政法人納付金	.	.	.	1,440,960	—	511,359
雑収入	3,066,872	3,081,643	19,982,690	13,084,442	14,984,563	31,695,808
前年度剰余金受入	.	.	15,867,451	31,653,530	32,088,525	40,071,348
支	409,482,629	147,359,941	463,574,836	463,376,950	1,943,745,611	435,804,275
業務取扱費	128,196,715	129,228,764	281,603,463	257,761,783	219,128,404	40,705,035
施設整備費	321,262	169,926	227,822	3,244,354	1,154,627	—
保険事業費	.	.	70,658,777	—	—	—
福祉施設事業費	.	.	89,553,351	—	—	—
社会保険オンライン費	.	.	.	121,807,531	113,720,921	88,845,790
年金相談等事業費	.	.	.	22,542,900	29,897,917	—
日本年金機構運営費	74,805,233	305,839,028
保健及福祉事業費	.	.	.	37,581,536	—	—
特別保健福祉事業費	.	.	1,230,000	18,997,886	—	—
独立行政法人福祉医療機構運営費	.	.	5,579,948	—	—	—
特別保健福祉事業費補助金	.	.	9,820,529	—	—	—
厚生年金勘定へ繰入	.	.	.	1,440,960	1,348,011,740	—
健康勘定へ繰入	414,422
一般勘定へ繰入	157,026,770	—
児童手当勘定へ繰入	.	.	4,589,499	—	—	—
船員保険特別会計へ繰入	.	.	311,447	—	—	—
福祉施設費	17,724,406	17,961,250
財政融資資金繰上償還等資金	263,240,247	—
収支差引剰余金	15,502,520	20,567,138	62,640,561	71,209,197	75,946,420	72,600,445
翌年度へ繰越	2,365,980	3,709,161	31,653,530	32,088,525	40,071,348	51,907,640
国民年金勘定積立金へ繰入	13,136,540	16,857,977	11,541,528	16,408,669	15,285,402	11,959,948
厚生年金勘定積立金へ繰入	.	.	6,329,957	8,509,267	14,720,011	7,729,253
事業運営安定資金へ繰入	.	.	12,830,707	—	—	—
健康勘定へ繰入	.	.	.	13,924,785	5,614,029	985,416
特別保健福祉事業資金へ繰入	.	.	284,839	277,952	255,630	18,188

(注) 1 平成18年度以前においては、「国民年金特別会計」の決算額による。平成19年度以降においては、「年金特別会計」の決算額による。

2 基礎年金勘定の「積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法（昭和34年法律141号）に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。

3 国民年金勘定の「年度末積立金」は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度までは旧年金資金運用基金）で管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせた年金積立金全体である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度以降は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/101.xls>

6 農業者年金基金

第102表 農業者年金被保険者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	総 数	通常加入	政策支援 加入	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未分類
平成17年度(2005)	63,382	38,791	24,033	19,644	6	2,657	1,607	119	・	558
18 (2006)	61,038	36,823	23,733	19,212	11	3,003	1,384	123	・	482
19 (2007)	59,179	35,649	22,851	18,717	15	3,719	283	117	・	679
20 (2008)	57,216	34,176	22,774	17,927	15	4,424	295	113	・	266
21 (2009)	55,636	32,793	22,669	16,973	19	5,276	287	114	・	174
22 (2010)	54,041	31,624	22,305	16,004	17	5,925	256	103	・	112

(注) 平成14年1月の制度改革により項目等の変更があった。

項目説明は、以下のとおり。

通常加入：保険料の助成を受けずに加入している者

政策支援区分1：認定農業者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分2：認定就農者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分3：区分1又は2の要件を具備している者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属の後継者

政策支援区分4：認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者

政策支援区分5：35歳未満の直系卑属の農業後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者

政策支援区分6：旧制度加入者への特例措置による政策支援対象者（平成16年12月31日までの特例措置）

未分類：これまで加入していた区分で政策支援が不該当になり、新たな保険料額の決定がなされていない者

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字で見るのうねん」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/102.xls>

第103表 農業者年金受給権者状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
経営移譲年金 人員	571,507	548,103	522,867	496,387	469,446	440,553
金額	78,338,422	78,068,864	77,226,755	75,979,151	74,336,271	72,258,695
農業者老齢年金 人員	487,252	463,395	437,997	75,321,126	385,848	357,718
金額	81,159,196	78,450,900	411,784	71,956,575	68,506,258	64,546,850

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字で見るのうねん」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/103.xls>

第104表 農業者年金年金勘定経理状況

平成22年4月1日～平成23年3月31日 (単位 千円)

区 分	特例付加 年金勘定	農業者 老齢年金等勘定	旧年金勘定	農地売買 貸借等勘定	調整	計
収 益	2,350,638	15,184,961	141,028,929	195,117	86,558	158,673,087
經常 収 益	2,350,637	15,184,960	140,244,752	123,933	86,558	157,817,723
運営費交付金収益	488,409	1,215,113	1,502,478	66,689	—	3,272,689
保険料収入	—	13,154,341	—	—	—	13,154,341
運用 収 益	85,491	758,508	—	—	—	843,999
農地等割賦利息収入	—	—	—	6,840	—	6,840
貸付金利息収入	—	—	86,558	48,250	86,558	48,250
補助金等収益	1,755,005	—	123,804,777	—	—	125,559,782
財源措置予定額収益	—	—	14,720,000	—	—	14,720,000
資産見返運営費交付金戻入	20,053	52,609	64,865	2,081	—	139,608
資産見返補助金戻入	1	2	78	62	—	143
雑 益	1,678	4,386	65,996	10	—	72,071
臨時 利 益	—	1	7,400	3,377	—	10,778
当期 純 損 失	—	—	776,778	67,808	—	844,586
費 用	2,350,638	15,184,961	141,028,929	195,117	86,558	158,673,087
經常 費 用	2,350,475	15,184,531	140,985,007	166,275	86,558	158,599,729
年金事業費	1,840,496	13,712,002	134,880,300	—	—	150,432,799
その他の業務費	418,452	1,049,865	1,374,874	41,285	—	2,884,476
一般管理費	91,526	221,785	198,049	27,536	—	538,896
財務費用	—	—	4,531,032	86,558	86,558	4,531,032
雑 損	—	200,879	751	10,896	—	212,527
臨時 損 失	163	430	43,923	28,842	—	73,358
当期 純 利 益	—	—	—	—	—	—

資料：独立行政法人農業者年金基金「事業年報 平成22年度」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/104.xls>

7 国家公務員共済組合

第105表 国家公務員共済組合適用状況

区 分	組員数						
	計	長期組員	短期組員	継続長期	後期高齢者	任意継続	(再掲)介護保険 第2号被保険者
平成17年度(2005)	1,108,567	1,078,765	142	3,208	・	26,452	550,434
18 (2006)	1,104,106	1,073,269	141	3,144	・	27,552	545,555
19 (2007)	1,088,028	1,055,044	143	2,998	・	29,843	544,046
20 (2008)	1,079,657	1,050,673	142	2,750	6	26,086	546,419
21 (2009)	1,066,506	1,040,716	146	2,885	4	22,755	544,705
22 (2010)	1,077,223	1,052,092	146	2,853	7	22,125	556,091
平成22年度							
衆議院	2,693	2,605	—	—	—	88	1,434
参議院	1,307	1,261	—	—	—	46	810
内閣	9,156	8,814	57	143	—	142	4,736
総務省	6,947	6,680	14	140	—	113	4,105
法務省	30,238	29,384	6	74	—	774	17,422
外務省	5,966	5,843	6	15	—	102	1,637
財務省	80,337	78,252	5	319	—	1,761	48,626
文部科学省	159,407	155,016	8	403	5	3,975	87,878
厚生労働省	31,273	30,369	19	565	—	320	18,601
農林水産省	26,551	25,765	5	140	—	641	18,757
経済産業省	12,820	12,312	5	281	—	222	7,656
国土交通省	65,293	63,517	17	689	—	1,070	37,641
防衛省	259,531	257,406	4	2	—	2,119	101,382
裁判所	29,350	27,742	—	47	1	1,560	15,020
会計検査院	1,327	1,275	—	15	—	37	791
刑務	23,557	23,035	—	—	—	522	12,821
厚生労働省第二	62,195	60,943	—	7	—	1,245	27,398
林野庁	7,602	7,412	—	13	—	177	5,088
日本郵政	249,197	242,271	—	—	1	6,925	139,236
連合会職員	12,476	12,190	—	—	—	286	5,052

(注) 1 「長期組員」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期組員」は短期保険のみの適用者である。
 2 長期組員の「継続長期組員」とは、公社又は公益等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける組員である。
 3 短期組員の「任意継続組員」とは、退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/105.xls>

年度末現在

(再掲)前期 高齢者加入者	被扶養者数					組合員1人当り 被扶養者数	
	計	長期短期	任意継続	(再掲) 介護保険	(再掲) 前期高齢者	任意継続	
・	1,387,300	1,362,021	25,279	277,090	・	1.26	0.96
・	1,353,917	1,327,771	26,146	271,058	・	1.24	0.95
・	1,324,182	1,296,541	27,641	265,633	・	1.23	0.93
3,907	1,259,486	1,238,767	20,719	263,104	23,905	1.18	0.79
3,609	1,234,033	1,215,764	18,269	259,570	21,851	1.17	0.80
3,612	1,234,282	1,216,785	17,497	260,186	20,148	1.16	0.79
8	1,807	1,750	57	443	50	0.67	0.65
2	1,115	1,075	40	304	24	0.85	0.87
71	10,983	10,841	142	2,519	173	1.22	1.00
14	7,398	7,333	65	1,907	120	1.10	0.58
10	33,826	33,138	688	8,250	533	1.13	0.89
27	7,501	7,411	90	1,030	75	1.27	0.88
26	98,454	96,893	1,561	25,556	1,435	1.24	0.89
2,555	161,132	158,152	2,980	38,132	2,820	1.02	0.75
50	33,538	33,309	229	7,605	872	1.10	0.72
15	38,497	37,905	592	9,620	820	1.47	0.92
16	14,856	14,654	202	3,614	216	1.19	0.91
49	93,256	92,254	1,002	23,633	1,069	1.45	0.94
31	334,154	332,136	2,018	54,065	4,310	1.29	0.95
257	23,873	23,213	660	5,686	522	0.84	0.42
1	1,194	1,165	29	345	21	0.91	0.78
12	32,364	31,876	488	7,579	299	1.38	0.93
96	39,447	38,934	513	6,443	873	0.64	0.41
2	10,391	10,255	136	3,020	148	1.38	0.77
346	283,099	277,204	5,895	58,688	5,594	1.14	0.85
24	7,397	7,287	110	1,747	174	0.60	0.38

第105表 国家公務員共済組合適用状況（前頁よりつづく）

年度末現在

区 分	組員1人当り標準報酬月額							平均	
	長期組員	継続長期	後期高齢者 (長期適用)	短期組員	任意継続	後期高齢者 (短期適用)	平均		
							短期適用	長期適用	
平成17年度(2005)	408,446	538,716	.	980,000	354,371	.	414,625	408,832	
18 (2006)	409,228	535,900	.	980,000	358,005	.	415,421	409,598	
19 (2007)	412,818	533,002	.	1,171,818	359,277	.	419,843	413,158	
20 (2008)	414,944	530,327	620,000	1,162,324	362,683	1,020,000	422,390	415,247	
21 (2009)	409,961	524,960	620,000	1,175,479	364,731	967,500	418,333	410,279	
22 (2010)	408,480	531,346	577,143	1,177,945	359,110	662,857	417,119	408,814	
平成22年度									
衆議院	469,200	—	—	—	464,318	—	469,200	502,917	
参議院	502,070	—	—	—	491,304	—	502,070	542,272	
内閣	470,330	557,552	—	1,163,684	429,085	—	471,723	501,951	
総務省	457,837	494,929	—	1,188,571	366,106	—	458,598	473,260	
法務省	437,283	567,297	—	1,180,000	395,388	—	437,609	449,564	
外務省	478,951	602,000	—	1,210,000	430,882	—	479,266	516,643	
財務省	460,342	543,323	—	1,210,000	399,727	—	460,679	466,921	
文部科学省	443,484	486,650	578,000	1,187,500	391,988	822,000	443,600	452,450	
厚生労働省	428,416	518,991	—	1,153,158	381,125	—	430,071	433,739	
農林水産省	453,553	531,929	—	1,210,000	387,832	—	453,977	461,165	
経済産業省	503,929	561,993	—	1,210,000	438,919	—	505,225	529,328	
国土交通省	451,421	546,778	—	1,192,353	376,712	—	452,444	458,435	
防衛省	362,301	515,000	—	1,210,000	323,218	—	362,302	365,412	
裁判所	422,236	511,064	530,000	—	288,346	530,000	422,390	442,449	
会計検査院	490,369	564,667	—	—	450,541	—	491,233	520,633	
刑務	428,927	—	—	—	357,146	—	428,927	431,986	
厚生労働省第二	378,131	485,714	—	—	328,434	—	378,143	417,363	
林野庁	414,414	553,077	—	—	333,729	—	414,656	418,193	
日本郵政	388,837	—	620,000	—	344,430	—	388,838	390,712	
連合会職員	402,847	—	—	—	368,706	—	402,847	439,851	

(注) 1 「長期組員」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期組員」は短期保険のみの適用者である。

2 長期組員の「継続長期組員」とは、公社又は公益等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける組員である。

3 短期組員の「任意継続組員」とは、退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/105.xls>

第106表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	22,689,476	22,355,660	22,427,281	22,463,541	22,625,453	22,577,028
組 合 員 分	227,777,261	221,739,175	221,419,681	223,899,927	227,324,039	232,810,045
療 養 の 給 付	8,053,012	7,878,947	7,929,151	8,056,392	8,129,082	8,159,199
療 養 の 給 付	84,900,267	80,922,837	80,562,655	81,499,617	82,660,461	84,360,022
訪問看護療養の給付	5,961,114	5,745,650	5,691,413	5,712,050	5,705,570	5,646,632
訪問看護療養の給付	10,607,338	10,042,434	9,780,295	9,747,475	9,458,117	9,350,125
訪問看護療養の給付	68,230,432	64,266,455	63,250,517	63,206,138	63,300,062	64,017,965
訪問看護療養の給付	618	649	617	747	765	733
訪問看護療養の給付	4,968	4,893	4,863	5,770	5,555	5,418
訪問看護療養の給付	35,781	35,899	32,867	41,921	39,162	38,624
入院時食事・生活療養の給付	70,049	69,190	66,057	62,229	60,319	59,084
入院時食事・生活療養の給付	687,873	1,555,704	1,624,913	1,601,801	1,493,497	1,419,848
入院時食事・生活療養の給付	987,576	751,320	659,993	634,326	604,379	579,737
薬 剤 支 給	1,867,945	1,898,302	1,991,777	2,065,378	2,127,400	2,196,999
薬 剤 支 給	11,376,513	11,536,425	12,494,137	13,197,449	13,953,429	14,425,187
療 養 費	213,937	224,532	235,865	268,369	285,635	304,493
療 養 費	1,049,080	1,096,563	1,129,577	1,241,885	1,322,367	1,368,566
入院時食事・生活療養費	13	3	56	30	26	21
入院時食事・生活療養費	119	33	2,291	667	761	226
入院時食事・生活療養費	165	3	644	246	312	122
移 送 費	22	9	18	12	22	19
移 送 費	1,398	749	1,000	7,467	1,711	1,620
出 産 費	8,149	8,565	8,344	8,761	8,593	9,360
出 産 費	2,667,141	2,881,846	2,928,110	3,112,060	3,375,011	3,875,459
埋 葬 料	1,227	1,240	1,117	1,075	1,097	963
埋 葬 料	552,180	353,577	65,808	58,126	64,028	52,742
被 扶 養 者 分	14,636,464	14,476,713	14,498,130	14,407,149	14,496,371	14,417,829
被 扶 養 者 分	131,302,694	129,581,805	129,848,502	131,503,809	133,372,007	136,128,819
療 養 の 給 付	10,251,975	10,053,352	9,955,442	9,797,110	9,785,377	9,616,590
療 養 の 給 付	18,832,967	18,271,368	17,837,379	17,330,777	16,884,404	16,577,847
療 養 の 給 付	100,249,176	99,067,241	98,476,523	99,058,579	99,380,533	101,055,504
訪問看護療養の給付	3,025	3,420	3,707	4,143	4,367	4,778
訪問看護療養の給付	16,903	22,038	26,452	24,049	25,157	28,709
訪問看護療養の給付	116,108	135,698	152,827	176,101	189,264	219,628
入院時食事・生活療養の給付	120,900	121,738	113,137	109,432	106,015	104,435
入院時食事・生活療養の給付	1,210,753	2,865,207	3,018,682	2,875,796	2,781,803	2,669,117
入院時食事・生活療養の給付	1,671,056	1,331,968	1,178,398	1,133,595	1,093,706	1,051,580
薬 剤 支 給	4,081,147	4,109,955	4,211,239	4,262,777	4,358,880	4,439,553
薬 剤 支 給	18,865,367	18,819,627	19,912,077	20,985,146	22,238,819	22,580,765
療 養 費	272,454	282,461	300,645	318,321	324,690	332,921
療 養 費	1,508,340	1,554,694	1,663,403	1,714,465	1,727,709	1,728,737
入院時食事・生活療養費	15	12	52	73	70	37
入院時食事・生活療養費	106	114	1,004	1,457	1,185	660
入院時食事・生活療養費	147	43	400	580	428	259

第3部 社会保障関係統計資料編

移送費	件数	19	21	28	23	23	21
	金額	812	788	1,186	1,058	1,475	755
配偶者出産費	件数	23,786	23,713	23,568	23,531	22,096	23,016
	金額	7,489,786	7,813,288	8,263,622	8,368,420	8,687,887	9,441,097
家族埋葬料	件数	4,058	3,791	3,501	1,244	938	950
	金額	1,401,902	858,458	200,066	65,865	52,186	50,494
組合員及び被扶養者分	件数	111,781	109,397	124,418	109,117	115,098	116,864
	金額	11,574,300	11,234,534	11,008,525	10,896,500	11,291,571	12,321,204
高額療養費	件数	78,838	77,929	64,959	52,030	51,208	69,271
	金額	7,596,023	7,549,816	5,744,657	3,955,782	3,622,460	8,936,240
高額療養の給付	件数	32,943	31,468	59,459	57,087	63,890	47,592
	金額	3,978,277	3,684,718	5,263,868	6,940,718	7,669,111	3,384,952
高額介護合算療養費	件数	1
	金額	12

- (注) 1 「組合員及び被扶養者分」の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
 2 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の件数及び回数は再掲であり、件数の合計には含まれていない。
 3 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合計	件数 89,099	89,637	86,149	87,776	80,958	77,746
	日数 2,799,963	2,728,515	2,646,293	2,713,518	2,600,766	2,344,950
	金額 8,503,662	8,570,584	9,080,778	10,104,896	9,655,427	10,401,736
傷病手当金	件数 19,340	22,102	21,277	22,244	23,678	23,325
	日数 377,011	432,599	416,658	433,032	465,588	456,846
	金額 1,770,682	2,054,821	2,258,808	2,375,045	2,478,744	2,407,083
出産手当金	件数 1,394	1,601	366	100	75	139
	日数 32,360	36,059	8,478	2,472	1,460	2,929
	金額 298,091	317,811	74,611	21,809	13,132	25,886
休業手当金	件数 88	121	93	98	88	79
	日数 191	1,110	318	371	282	429
	金額 1,387	5,439	1,733	2,438	1,926	3,771
育児休業手当金 (休業中分)	件数 60,926	59,133	58,045	58,736	50,821	48,891
	日数 1,215,313	1,179,363	1,164,471	1,175,480	1,007,518	964,517
	金額 4,811,397	4,647,878	4,635,300	4,706,955	4,094,207	5,379,930
育児休業手当金 (復職後分)	件数 6,387	5,731	5,513	5,628	5,536	4,634
	日数 1,164,044	1,067,168	1,045,408	1,090,650	1,117,059	911,799
	金額 1,556,619	1,474,619	2,048,467	2,936,816	3,019,919	2,538,843
介護休業手当金	件数 964	949	855	970	760	678
	日数 11,044	12,216	10,960	11,513	8,859	8,430
	金額 65,486	70,017	61,860	61,833	47,499	46,223

(iii) 災害給付

(単位 金額: 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 件数	348	182	338	115	131	83
金額	209,866	107,809	148,876	81,424	107,785	75,991
弔 慰 金 件数	18	12	14	11	10	9
金額	7,190	4,140	5,540	3,640	4,500	4,595
家 族 弔 慰 金 件数	18	8	3	6	9	4
金額	6,531	2,779	1,176	1,974	3,150	1,274
災 害 見 舞 金 件数	312	162	321	98	112	70
金額	196,145	100,890	142,160	75,810	100,135	70,122

(iv) 附加給付

(単位 金額: 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 件数	236,564	233,196	233,858	209,106	203,132	194,422
金額	8,865,779	9,337,143	9,388,288	8,885,163	8,999,097	8,716,930
家 族 療 養 費 件数	59,925	60,358	61,624	56,988	55,621	54,446
金額	2,073,004	2,135,439	2,414,434	2,245,771	2,284,855	2,242,692
出 産 費 件数	6,217	4,519	1,008	1,067	674	91
金額	246,817	166,750	20,350	21,340	13,480	1,820
配 偶 者 出 産 費 件数	20,466	15,999	9,752	9,821	5,760	225
金額	714,117	500,980	195,370	196,540	115,470	4,500
埋 葬 料 件数	334	603	773	705	734	633
金額	9,126	76,489	83,448	31,153	31,430	28,299
家 族 埋 葬 料 件数	1,389	2,264	2,520	865	662	679
金額	39,814	297,217	281,245	38,582	27,770	29,491
傷 病 手 当 金 件数	6,066	7,848	7,433	7,690	8,986	8,773
金額	987,005	1,282,504	1,279,146	1,363,530	1,496,610	1,387,317
そ の 他 件数	142,167	141,605	150,748	131,970	130,695	129,575
金額	4,795,896	4,877,764	5,114,295	4,988,248	5,029,482	5,022,811

資料: 財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/106.xls>

第107表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
組 合 員 分	件数 5,961,114	5,745,650	5,691,413	5,712,050	5,705,570	5,646,632
	日数 10,607,338	10,042,434	9,780,295	9,747,475	9,458,117	9,350,125
	金額 68,230,432	64,266,455	63,250,517	63,206,138	63,300,062	64,017,965
一 般 診 療	件数 4,803,912	4,588,751	4,564,618	4,567,545	4,565,259	4,502,402
	日数 8,034,921	7,537,411	7,352,309	7,261,690	7,116,247	7,035,035
	金額 57,323,358	53,924,956	53,303,266	53,026,929	53,284,088	53,965,851
入 院	件数 77,369	76,999	70,908	69,713	69,115	65,763
	日数 805,923	775,865	712,634	698,776	661,595	630,580
	金額 19,684,625	19,333,833	19,149,255	19,128,848	19,077,632	19,647,636
外 来	件数 4,726,543	4,511,752	4,493,710	4,497,832	4,496,144	4,436,639
	日数 7,228,998	6,761,546	6,639,675	6,562,914	6,454,652	6,404,455
	金額 37,638,733	34,591,123	34,154,011	33,898,081	34,206,456	34,318,215
歯 科 診 療	件数 1,157,202	1,156,899	1,126,795	1,144,505	1,140,311	1,144,230
	日数 2,572,417	2,505,023	2,427,986	2,485,785	2,341,870	2,315,090
	金額 10,907,074	10,341,499	9,947,252	10,179,209	10,015,974	10,052,114
被 扶 養 者 分	件数 10,251,975	10,053,352	9,955,442	9,797,110	9,785,377	9,616,590
	日数 18,832,967	18,271,368	17,837,379	17,330,777	16,884,404	16,577,847
	金額 100,249,176	99,067,241	98,476,523	99,058,579	99,380,533	101,055,504
一 般 診 療	件数 8,469,622	8,271,961	8,220,730	8,064,949	8,088,764	7,904,010
	日数 15,214,943	14,742,577	14,478,374	14,037,347	13,721,249	13,435,171
	金額 86,409,212	85,630,163	85,500,205	85,838,977	86,471,057	87,931,781
入 院	件数 141,438	140,449	131,612	128,617	125,808	124,273
	日数 1,445,737	1,419,092	1,318,439	1,288,341	1,242,543	1,201,471
	金額 30,852,900	32,002,146	31,930,425	32,401,156	32,332,577	34,883,464
外 来	件数 8,328,184	8,131,512	8,089,118	7,936,332	7,962,956	7,779,737
	日数 13,769,206	13,323,485	13,159,935	12,749,006	12,478,706	12,233,700
	金額 55,556,312	53,628,017	53,569,780	53,437,821	54,138,480	53,048,317
歯 科 診 療	件数 1,782,353	1,781,391	1,734,712	1,732,161	1,696,613	1,712,580
	日数 3,618,024	3,528,791	3,359,005	3,293,430	3,163,155	3,142,676
	金額 13,839,964	13,437,078	12,976,318	13,219,602	12,909,476	13,123,723

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/107.xls>

第108表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額:円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	
《組合員分》							
診 療 費	1000人当件数	5,404.63	5,227.78	5,207.94	5,265.11	5,290.44	5,277.95
	1件当日数	1.78	1.75	1.72	1.71	1.66	1.66
	1件当金額	11,446	11,185	11,113	11,065	11,094	11,337
	1人当金額	61,861	58,474	57,878	58,261	58,694	59,838
一 般 診 療	1000人当件数	4,355.46	4,175.16	4,176.87	4,210.15	4,233.10	4,208.43
	1件当日数	1.67	1.64	1.61	1.59	1.56	1.56
	1件当金額	11,933	11,752	11,677	11,610	11,672	11,986
	1人当金額	51,972	49,065	48,775	48,878	49,407	50,442
入 院	1000人当件数	70.15	70.06	64.88	64.26	64.09	61.47
	1件当日数	10.42	10.08	10.05	10.02	9.57	9.59
	1件当金額	254,425	251,092	270,058	274,394	276,027	298,764
	1人当金額	17,847	17,591	17,523	17,632	17,690	18,365
入 院 外	1000人当件数	4,285.31	4,105.10	4,111.98	4,145.90	4,169.01	4,146.96
	1件当日数	1.53	1.50	1.48	1.46	1.44	1.44
	1件当金額	7,963	7,667	7,600	7,537	7,608	7,735
	1人当金額	34,125	31,473	31,253	31,246	31,718	32,078
歯 科 診 療	1000人当件数	1,049.17	1,052.62	1,031.08	1,054.95	1,057.34	1,069.52
	1件当日数	2.22	2.17	2.15	2.17	2.05	2.02
	1件当金額	9,425	8,939	8,828	8,894	8,784	8,785
	1人当金額	9,889	9,409	9,102	9,383	9,287	9,396
出 産 費	1000人当件数	7.39	7.79	7.64	8.08	7.97	8.75
埋 葬 料	1000人当件数	1.11	1.13	1.02	0.99	1.02	0.90
《被扶養者分》							
診 療 費	1000人当件数	9,294.93	9,147.22	9,109.76	9,030.53	9,073.41	8,988.70
	1件当日数	1.84	1.82	1.79	1.77	1.73	1.72
	1件当金額	9,779	9,854	9,892	10,111	10,156	10,508
	1人当金額	90,891	90,138	90,111	91,308	92,150	94,457
一 般 診 療	1000人当件数	7,678.97	7,526.39	7,522.40	7,433.90	7,500.24	7,387.94
	1件当日数	1.80	1.78	1.76	1.74	1.70	1.70
	1件当金額	10,202	10,352	10,401	10,643	10,690	11,125
	1人当金額	78,343	77,912	78,237	79,122	80,180	82,191
入 院	1000人当件数	128.23	127.79	120.43	118.55	116.65	116.16
	1件当日数	10.22	10.10	10.02	10.02	9.88	9.67
	1件当金額	218,137	227,856	242,610	251,920	256,999	280,700
	1人当金額	27,973	29,118	29,218	29,866	29,980	32,606
入 院 外	1000人当件数	7,550.73	7,398.60	7,401.97	7,315.35	7,383.59	7,271.78
	1件当日数	1.65	1.64	1.63	1.61	1.57	1.57
	1件当金額	6,671	6,595	6,622	6,733	6,799	6,819
	1人当金額	50,370	48,794	49,019	49,257	50,199	49,585
歯 科 診 療	1000人当件数	1,615.97	1,620.83	1,587.35	1,596.63	1,573.17	1,600.76
	1件当日数	2.03	1.98	1.94	1.90	1.86	1.84
	1件当金額	7,765	7,543	7,480	7,632	7,609	7,663
	1人当金額	12,548	12,226	11,874	12,185	11,970	12,267
配偶者出産費	1000人当件数	21.57	21.58	21.57	21.69	20.49	21.51
家族埋葬料	1000人当件数	3.68	3.45	3.20	1.15	0.87	0.89

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 1000人当件数	80.78	81.56	78.83	80.91	75.07	72.67
1 件 当 日 数	31.43	30.44	30.72	30.91	32.12	30.16
1 日 当 金 額	3,037	3,141	3,432	3,724	3,713	4,436
傷 病 手 当 金 1000人当件数	17.53	20.11	19.47	20.50	21.96	21.80
1 件 当 日 数	19.49	19.57	19.58	19.47	19.66	19.59
1 日 当 金 額	4,697	4,750	5,421	5,485	5,324	5,269
出 産 手 当 金 1000人当件数	1.26	1.46	0.33	0.09	0.07	0.13
1 件 当 日 数	23.21	22.52	23.16	24.72	19.47	21.07
1 日 当 金 額	9,212	8,814	8,801	8,822	8,994	8,838
休 業 手 当 金 1000人当件数	0.08	0.11	0.09	0.09	0.08	0.07
1 件 当 日 数	2.17	9.17	3.42	3.79	3.20	5.43
1 日 当 金 額	7,262	4,900	5,451	6,572	6,831	8,790
育 児 休 業 手 当 金 1000人当件数	55.24	53.80	53.11	54.14	47.12	45.70
(休業中分) 1 件 当 日 数	19.95	19.94	20.06	20.01	19.82	19.73
1 日 当 金 額	3,959	3,941	3,981	4,004	4,064	5,578
育 児 休 業 手 当 金 1000人当件数	5.79	5.21	5.04	5.19	5.13	4.33
(復職後分) 1 件 当 日 数	182.25	186.21	189.63	193.79	201.78	196.76
1 日 当 金 額	1,337	1,382	1,959	2,693	2,703	2,784
介 護 休 業 手 当 金 1000人当件数	0.87	0.86	0.78	0.89	0.70	0.63
1 件 当 日 数	11.46	12.87	12.82	11.87	11.66	12.43
1 日 当 金 額	5,930	5,732	5,644	5,371	5,362	5,483

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 1000人当件数	0.32	0.17	0.31	0.11	0.12	0.08
1 件 当 金 額	603,063	592,357	440,462	708,035	822,786	915,554
弔 慰 金 1000人当件数	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
1 件 当 金 額	399,444	345,000	395,714	330,909	450,000	510,556
家 族 弔 慰 金 1000人当件数	0.02	0.01	0.00	0.01	0.01	0.00
1 件 当 金 額	362,833	347,375	392,000	329,000	350,000	318,500
災 害 見 舞 金 1000人当件数	0.28	0.15	0.29	0.09	0.10	0.07
1 件 当 金 額	628,670	622,778	442,866	773,571	894,063	1,001,743

(注) 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/108.xls>

第109表 国家公務員共済組合長期部門支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 件数	5,649,296	5,788,745	5,971,869	6,216,905	6,469,369	6,702,981
金額	1,669,280,291	1,668,638,136	1,673,370,481	1,673,624,007	1,677,505,734	1,681,726,826
退職共済年金 件数	2,888,687	3,047,697	3,262,375	3,540,056	3,818,743	4,080,920
金額	812,392,818	834,915,594	861,843,281	884,839,168	912,816,465	940,837,111
障害共済年金 件数	33,374	35,647	37,505	39,058	41,003	43,315
金額	5,193,035	5,575,139	5,884,625	6,151,766	6,371,545	6,871,031
遺族共済年金 件数	1,122,659	1,187,869	1,243,305	1,300,172	1,631,256	1,419,178
金額	276,349,092	288,899,669	300,807,213	312,017,946	322,023,365	331,779,018
退職年金 件数	827,346	772,049	716,819	660,958	606,624	552,975
金額	362,395,793	335,719,873	310,560,944	285,364,368	260,856,995	236,606,241
減額退職年金 件数	386,011	373,029	359,143	343,893	328,350	312,263
金額	127,165,447	122,402,089	117,610,037	112,811,628	107,212,633	101,703,091
通算退職年金 件数	31,857	29,805	27,646	25,484	23,437	21,380
金額	4,124,751	3,809,561	3,521,674	3,266,393	2,989,501	2,707,680
退職一時金 件数	178	270	251	397	494	594
金額	143,282	267,167	223,345	307,611	365,955	398,991
障害年金 件数	22,310	21,045	19,935	18,913	17,817	16,708
金額	7,469,735	6,943,765	6,548,979	6,199,143	5,816,370	5,375,096
障害一時金 件数	3	1	1	—	5	2
金額	7,305	1,647	1,413	—	14,164	3,098
遺族年金 件数	332,856	317,531	301,265	284,436	268,364	252,644
金額	73,206,044	69,319,910	65,619,588	61,926,377	58,362,855	54,843,313
通算遺族年金 件数	2,371	2,248	2,142	2,020	1,921	1,775
金額	132,437	123,685	116,818	112,826	101,052	93,431
死亡一時金 件数	24	15	20	151	74	43
金額	25,683	27,361	36,194	68,435	54,513	24,493
船員給付 件数	1,428	1,362	1,296	1,217	1,143	1,058
金額	607,610	570,813	538,060	505,178	470,504	439,421
公務災害給付 件数	192	177	166	150	138	126
金額	67,260	61,863	58,310	53,169	49,819	44,809

(注) 1 「退職一時金」には返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含み、「死亡一時金」には特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/109.xls>

第110表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額:千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 人員	90,647	94,571	108,955	130,951	125,101	117,753
金額	126,406,919	127,062,187	137,645,801	153,027,823	143,980,311	131,974,864
退職共済年金 人員	73,615	77,742	92,649	111,111	106,725	97,214
金額	101,839,879	103,029,041	114,411,493	125,566,053	118,486,300	104,142,385
障害共済年金 人員	1,260	1,261	1,276	1,392	1,254	1,689
金額	1,399,513	1,400,439	1,418,913	1,505,491	1,334,595	1,782,685
遺族共済年金 人員	15,636	15,419	14,865	18,323	16,968	18,716
金額	22,970,181	22,420,629	21,579,745	25,794,021	23,964,143	25,912,613
退職年金 人員	90	119	143	82	134	8
金額	135,404	170,976	202,625	119,134	183,813	12,334
減額退職年金 人員	3	7	2	1	0	3
金額	2,757	8,977	3,993	2,147	0	4,627
通算退職年金 人員	9	1	3	14	13	12
金額	3,866	1,317	453	4,711	3,003	4,858
障害年金 人員	25	16	14	17	4	21
金額	47,416	24,668	26,633	29,767	7,513	28,328
遺族年金 人員	9	6	2	6	1	87
金額	7,904	6,141	1,890	5,643	792	86,788
通算遺族年金 人員	0	0	1	5	2	3
金額	0	0	57	856	152	246
船員年金 人員	0	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0	0
公務災害給付 人員	0	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0	0

資料: 財務省主計局調べ

(ii) 年度末現在

(単位 金額:千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 人員	984,127	1,008,953	1,045,563	1,093,688	1,138,514	1,178,227
金額	1,762,071,935	1,763,408,985	1,758,797,338	1,772,454,187	1,791,879,832	1,785,181,924
退職共済年金 人員	509,393	538,509	580,439	631,403	678,896	721,747
金額	883,208,709	906,989,184	922,873,743	955,993,177	993,240,433	1,005,996,328
障害共済年金 人員	9,974	10,571	11,100	11,784	12,446	13,143
金額	10,196,021	10,780,139	11,289,383	11,948,214	12,553,051	13,212,075
遺族共済年金 人員	199,139	208,903	217,557	229,312	239,782	250,614
金額	295,718,044	307,853,178	319,399,164	334,459,506	347,780,729	361,117,836
退職年金 人員	134,637	125,480	116,653	107,151	98,652	89,870
金額	356,736,078	330,983,407	307,411,410	281,622,849	258,615,259	234,903,462
減額退職年金 人員	63,597	61,421	59,138	56,565	54,134	51,383
金額	127,298,269	122,618,361	118,087,661	112,968,865	108,117,111	102,597,092
通算退職年金 人員	5,236	4,879	4,533	4,193	3,891	3,543
金額	4,251,873	3,944,972	3,668,441	3,405,856	3,154,247	2,858,471
障害年金 人員	4,268	4,052	3,868	3,677	3,486	3,285
金額	8,521,431	7,997,960	7,614,089	7,205,472	6,759,475	6,300,556
遺族年金 人員	57,209	54,502	51,670	49,028	46,691	44,135
金額	75,330,160	71,485,044	67,739,823	64,183,954	61,043,971	57,624,232
通算遺族年金 人員	402	382	364	351	327	313
金額	142,616	133,556	125,910	119,759	111,304	105,938
船員年金 人員	241	226	215	201	187	175
金額	603,764	564,100	532,428	496,716	457,539	424,731
公務災害給付 人員	31	28	26	23	22	19
金額	64,970	59,083	55,287	49,819	46,711	41,203

資料: 財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/110.xls>

第111表 国家公務員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
《年金》						
新規裁定	1,394,496	1,343,564	1,263,327	1,168,588	1,150,913	1,120,777
退職共済年金	1,383,412	1,325,269	1,234,892	1,130,096	1,110,202	1,071,269
障害共済年金	1,110,725	1,110,578	1,112,001	1,081,531	1,064,270	1,055,468
遺族共済年金	1,469,057	1,454,091	1,451,715	1,407,740	1,412,314	1,384,517
退職年金	1,504,485	1,436,772	1,416,957	1,452,851	1,371,739	1,541,750
減額退職年金	918,867	1,282,386	1,996,300	2,146,700	0	1,542,333
通算退職年金	429,567	1,317,100	151,100	336,514	231,000	404,833
障害年金	1,896,640	1,541,775	1,902,321	1,750,976	1,878,250	1,348,952
遺族年金	878,222	1,023,433	944,800	940,567	792,000	997,563
通算遺族年金	0	0	56,800	171,200	76,000	82,000
船員年金	0	0	0	0	0	0
年度末現在	1,790,492	1,747,761	1,682,153	1,620,612	1,573,876	1,515,143
退職共済年金	1,733,845	1,684,260	1,589,958	1,514,078	1,463,023	1,393,835
障害共済年金	1,022,260	1,019,784	1,017,062	1,013,935	1,008,601	1,005,256
遺族共済年金	1,484,983	1,473,666	1,468,117	1,458,535	1,450,404	1,440,932
退職年金	2,649,614	2,637,738	2,635,264	2,628,280	2,621,490	2,613,814
減額退職年金	2,001,640	1,996,359	1,996,815	1,997,151	1,997,213	1,996,713
通算退職年金	812,046	808,562	809,274	812,272	810,652	806,794
障害年金	1,996,587	1,973,830	1,968,482	1,959,606	1,939,035	1,917,977
遺族年金	1,316,754	1,311,604	1,311,009	1,309,129	1,307,403	1,305,636
通算遺族年金	354,765	349,623	345,907	341,194	340,380	338,460
船員年金	2,505,243	2,496,019	2,476,409	2,471,224	2,446,735	2,427,034
公務災害給付	2,095,813	2,110,096	2,126,423	2,166,043	2,123,205	2,168,579
《一時金》						
退職一時金	804,954	989,507	889,821	774,838	740,800	671,702
障害一時金	2,435,100	1,647,300	1,413,400	0	2,832,840	1,549,200

(注) 「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含む。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」、一部財務省主計局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/111.xls>

第112表 国家公務員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
利 益	542,563,492	540,992,608	548,703,289	546,332,507	564,854,303	593,335,517
負 担 金 収 入	245,326,309	244,082,302	238,214,188	238,348,702	250,385,422	250,187,537
短期負担金収入	226,942,363	223,980,959	219,329,321	219,412,186	234,171,731	231,443,048
介護負担金収入	18,383,945	20,101,344	18,884,867	18,936,516	16,213,691	18,744,490
掛 金 収 入	251,725,622	251,080,266	245,980,264	245,008,808	256,705,445	256,660,144
短期掛金収入	232,532,038	230,139,766	226,124,033	225,241,934	239,882,123	237,249,833
介護掛金収入	19,193,584	20,940,501	19,856,231	19,766,874	16,823,323	19,410,311
移 換 金 収 入	—	—	—	—	—	—
雑 収 入	161	120	537	5,668	2,863,759	204,175
国庫補助金収入	—	—	—	24,470	287	—
支 付 金 収 入	500,000	500,000	500,000	800,000	100,000	929,676
交 払 準 備 金 戻 入	40,197,673	40,895,832	39,962,129	40,009,358	40,497,545	40,568,685
受 取 利 息	811,959	1,191,038	1,478,825	1,832,599	1,825,028	462,175
短期受取利息	811,843	1,187,772	1,473,344	1,826,454	1,823,366	461,495
介護受取利息	116	3,265	5,481	6,145	1,662	681
有 価 証 券 利 息	15,473	71,535	122,573	44,711	19,578	11,532
受 取 配 当 益	529,810	681,538	753,996	799,605	871,703	949,154
有 価 証 券 売 却 益	—	—	11,177,248	7,163	72	36,450
貸 付 金 利 息	17,529	—	114,321	80,741	106,554	47,490
償 還 差 益	—	183	520	4,233	273	603
還 付 金 収 入	78,087	29,015	55,190	49,981	11,310	10,908
賠 償 金 収 入	293,555	258,603	189,410	209,776	227,226	160,647
雑 収 入	774	320	18	206	220	201
前 期 損 益 修 正 益	322,979	469,311	367,183	295,237	287,915	271,512
当 期 損 失 金	2,743,561	1,732,545	9,786,884	18,811,248	10,051,966	42,834,626
当期短期損失金	1,400,510	1,579,581	9,490,459	18,735,056	6,858,976	41,747,610
当期介護損失金	1,343,051	152,964	296,426	76,192	3,192,989	1,087,016
損 失	542,563,492	540,992,608	548,703,289	546,332,507	564,854,303	593,335,517
短期給付金	242,903,715	237,234,943	237,238,133	240,293,787	243,383,148	249,276,427
保健給付	219,343,179	215,356,168	215,540,732	218,312,633	221,951,448	229,823,319
直営保健給付	4,068,859	2,311,769	2,103,830	1,952,603	1,915,703	1,883,723
連合会直営保健給付	4,365,223	4,071,238	3,775,119	3,634,690	3,456,888	1,103,767
休業給付	8,503,662	8,570,584	9,080,778	10,104,896	9,655,427	10,401,736
災害給付	209,866	107,809	148,876	81,424	107,785	75,991
附加給付	6,412,926	6,817,375	6,588,798	6,207,541	6,295,897	5,987,890
老人保健拠出金	106,671,975	100,270,844	98,938,177	18,690,606	8,473,723	999,596
退職者給付拠出金等	77,167,199	87,363,769	103,972,144	41,968,645	23,974,706	19,529,232
前期高齢者納付金等	—	—	—	72,316,434	85,991,483	124,425,726
後期高齢者支援金等	—	—	—	84,818,678	101,223,950	105,914,715
病床転換支援金等	—	—	—	55,033	82,460	—
介護納付金	38,647,885	38,828,115	38,191,713	35,723,625	36,059,980	39,200,013
一部負担金返還金	18,423	18,063	18,528	13,858	15,505	14,008
一部負担金払戻金	2,452,853	2,519,767	2,799,490	2,677,622	2,703,200	2,737,608
委託	205,194	202,271	163,200	184,640	196,971	186,436
移 換 費	—	—	—	—	—	—
雑 費	1,793	—	1	5,658	7,108	8,877
業務経理へ繰入	157,105	196,534	278,863	398,378	445,838	545,331
支 払 準 備 金 繰 入	40,895,832	39,962,129	40,009,358	40,497,545	41,166,406	42,004,674
有 価 証 券 売 却 損	—	13	5	—	—	—
前 期 損 益 修 正 損	83,705	73,131	113,129	54,495	68,248	52,977
当 期 利 益 金	33,342,922	34,322,972	26,980,547	8,605,490	21,029,798	8,434,852
当期短期利益金	33,068,554	31,949,497	26,115,825	5,545,883	20,859,351	8,392,663
当期介護利益金	274,368	2,373,475	864,723	3,059,607	170,447	42,189
支 払 利 息	13,866	—	—	27,848	31,553	—
償 還 差 損	—	—	—	—	—	2,658
雑 損	1,025	57	—	164	227	2,387

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/112.xls>

第113表 国家公務員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
利 益	2,184,463,900 (470,214,351)	2,152,057,167 (456,949,191)	2,125,712,331 (429,429,847)	2,195,762,498 (353,784,559)	2,189,079,410 (353,784,559)	2,244,763,115 (426,464,221)
負担金収入	1,145,134,634	1,136,788,403	1,119,900,371	1,050,884,141	1,099,353,905	1,212,849,032
掛金収入	512,913,254	515,619,171	516,513,148	520,837,784	515,322,688	513,612,072
基礎年金交付金収入	164,015,495	155,206,272	144,622,252	135,018,697	126,067,574	112,980,877
財政調整拠出金収入	117,242,604	80,781,197	62,443,229	71,384,917	88,420,032	48,220,414
退職一時金等返還金収入	2,071,514	2,289,641	2,468,037	2,732,679	3,007,028	3,271,364
移換金収入	1,851	4,844	1,821	2,519	1,303	892
雑収入	19,234	87,325	68,858	38,474	65,715	109,793
受取利息	84,329,499	89,574,570	90,311,461	84,110,707	82,590,304	82,284,144
有価証券利息	—	—	—	—	—	—
受取配当金	—	—	—	—	—	—
信託収益	138,383,038	147,624,218	145,758,535	68,864,107	51,478,081	72,374,640
賃貸料	13,929,801	13,683,838	13,624,985	13,143,358	12,880,821	12,541,931
有価証券売却益	—	—	—	—	—	—
償還差益	—	—	—	—	—	—
当期損失金	・	・	・	243,099,841	205,318,004	183,534,343
前期損益修正益	778,018	614,500	772,763	573,264	674,739	669,391
固定資産売却益	5,644,957	9,783,188	29,226,872	5,072,011	3,899,216	2,314,226
損 失	2,184,463,900	2,152,057,167	2,125,712,331	2,195,762,498	2,189,079,410	2,244,763,115
長期給付金	1,669,280,291	1,668,638,136	1,673,370,481	1,673,624,007	1,677,505,764	1,681,726,826
退職給付	1,306,222,091	1,297,114,283	1,293,759,282	1,286,589,168	1,284,241,578	1,282,253,115
障害給付	12,670,075	12,520,551	12,435,017	12,350,909	12,202,079	12,249,225
遺族給付	349,713,255	358,370,625	366,579,813	374,125,583	380,541,785	386,740,256
公務災害給付	67,260	61,863	58,310	53,169	49,819	44,809
船員給付	607,610	570,813	538,060	505,178	470,504	439,421
移換金	—	—	—	—	—	—
保険料	15,788	1,867	1,714	1,572	1,476	1,370
負担金	1,788,556	1,726,807	1,821,996	1,652,998	1,622,778	1,570,432
消費税	29,974	31,981	19,310	13,611	34,339	100,757
基礎年金拠出金	420,135,234	420,968,405	441,681,431	449,288,707	481,072,091	532,535,938
年金保険者拠出金	3,079,355	3,108,611	2,682,433	2,678,529	2,770,490	2,294,659
信託運用損	33,677,771	24,391	3,955,665	66,829,136	24,468,443	24,733,355
未収給付金償却額	35,036	44,772	41,952	53,962	19,516	18,019
雑費	98,433	96,918	172,325	102,725	84,623	105,775
業務経理へ繰入	1,707,595	1,574,156	1,478,280	1,509,094	1,453,405	1,661,403
雑損	・	・	・	11	—	—
前期損益修正損	19,514	44,412	49,336	6,969	45,511	10,446
当期利益金	54,596,354	55,795,757	437,406	—	—	—
固定資産売却損	—	953	—	1,178	1,004	4,135
有価証券売却損	—	—	—	—	—	—
年度末現在長期給付積立金	9,757,950,685	8,813,746,442	8,814,183,848	8,571,084,007	8,365,766,004	8,182,231,661

(注) 1 ()内は、追加費用の再掲である。

2 「退職給付」には、通算退職年金、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含む。

3 「遺族給付」は、死亡一時金、特例死亡一時金を含む。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」、一部財務省主計局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/113.xls>

第114表 国家公務員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
利 益	5,015,768	5,130,610	23,391,551	44,837,840	60,061,120	6,799,396
負 担 金 収 入	3,034,022	3,273,222	21,494,086	42,701,476	58,035,745	4,446,351
移 換 金	—	—	—	—	—	—
雑 収 入	54,014	60,448	67,894	70,435	67,908	60,285
国庫補助金収入	・	・	68,138	129,373	41,245	38,966
短期経理より受入	157,105	196,534	278,863	398,378	445,808	545,331
長期経理より受入	1,707,595	1,574,156	1,478,280	1,509,094	1,453,405	1,661,403
受 取 利 息	312	914	2,756	3,119	2,344	2,715
雑 益	1	1	—	—	—	0
前期損益修正益	133	41	1,534	365	1,967	20
当期損失金	62,585	25,295	—	25,600	12,697	44,325
損 失	5,015,768	5,130,610	23,391,551	44,837,840	60,061,120	6,799,396
職 員 給 与	1,545,264	1,544,934	1,572,853	1,614,100	1,534,491	1,532,790
厚 生 費	7,223	7,066	9,806	9,908	8,423	17,713
旅 費	49,177	46,332	40,506	35,495	35,345	40,544
事 務 費	1,621,381	1,644,967	1,575,696	1,652,144	1,615,460	1,649,244
そ の 他	1,517,289	1,434,338	1,847,620	2,281,300	1,954,914	2,671,992
連 合 会 へ 繰 入	・	・	18,063,733	38,846,471	53,417,915	—
前期損益修正損	299	514	60	79	4,922	46,495
当期利益金	275,135	452,459	281,278	398,342	1,489,649	840,618

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/114.xls>

第115表 国家公務員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
利 益	26,687,132	44,209,417	24,885,941	24,966,009	24,288,968	24,333,449
負 担 金 収 入	6,632,292	6,588,483	6,556,262	6,551,405	6,436,458	5,842,433
掛 金 収 入	6,837,964	3,819,854	6,818,037	6,778,839	6,641,699	5,996,440
移 換 金 収 入	—	—	—	—	—	—
施 設 収 入	416,716	389,722	276,196	256,711	235,815	230,053
受託業務手数料収入	1,966,245	1,693,830	1,474,900	1,230,559	1,079,918	1,038,772
国庫補助金収入	113,106	112,176	103,374	83,691	75,895	86,420
交 付 金 収 入	409,512	379,564	371,546	358,438	352,875	340,895
独立行政法人補助金収入	1,309,465	1,427,558	1,464,748	1,562,937	1,680,288	1,850,003
繰 入 金 受 入	7,006,802	6,717,739	7,478,210	7,448,307	6,706,351	6,978,237
受 取 利 息 等	148,158	173,053	222,583	450,778	66,570	41,856
そ の 他	5,808	19,656	4,247	12,752	10,025	15,361
前 期 損 益 修 正 益	4,998	3,740	14,688	7,660	4,466	3,735
固 定 資 産 売 却 益	1,796,290	17,898,462	37,831	7,479	170	437
当 期 損 失 金	39,777	1,985,581	63,319	216,452	998,437	1,908,808
損 失	26,687,132	44,209,417	24,885,941	24,966,009	24,288,968	24,333,449
職 員 給 与	432,499	433,693	402,639	395,538	370,426	362,879
厚 生 費	10,744,551	11,084,957	11,230,836	11,903,343	12,045,924	11,822,223
旅 費	34,611	32,577	25,899	20,825	19,626	20,709
事 務 費	50,441	47,640	50,647	58,295	50,745	45,126
移 換 金	—	—	—	—	—	—
連 合 会 繰 入 金	4,677,590	4,652,845	4,638,159	4,628,257	4,532,851	4,443,685
他 経 理 へ の 繰 入	4,784,586	4,688,808	4,691,278	4,686,167	4,589,492	4,401,617
他 経 理 へ 相 互 繰 入	2,048,625	1,634,512	1,461,395	1,229,420	1,040,401	995,298
そ の 他	824,630	778,125	906,336	1,049,829	1,002,294	1,017,293
前 期 損 益 修 正 損	7,267	22,067	5,806	1,859	34,934	8,731
固 定 資 産 売 却 損	—	205	176	153	144	189
固 定 資 産 除 却 損	4,400	128,300	5,147	7,675	8,679	2,138
医 療 経 理 へ 特 別 繰 入	27,000	13,217,486	—	—	—	—
当 期 利 益 金	3,050,934	7,488,202	1,467,625	984,648	593,452	1,213,561

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/115.xls>

第116表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在(単位 金額:千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計 人 員	2,832	2,469	2,140	1,864	1,612	1,351	1,125
金 額	3,441,938	3,031,920	2,651,312	2,324,823	2,031,913	1,724,804	1,465,792
1人当金額	1,215	1,228	1,239	1,247	1,260	1,277	1,303
退 職 年 金 人 員	121	85	69	50	42	24	15
金 額	142,472	99,844	81,412	58,019	48,480	27,192	16,998
1人当金額	1,177	1,175	1,180	1,160	1,154	1,133	1,133
障 害 年 金 人 員	4	2	2	2	2	2	2
金 額	1,773	1,248	1,248	1,248	1,248	1,248	1,248
1人当金額	443	624	624	624	624	624	624
遺 族 年 金 人 員	2,087	1,814	1,550	1,340	1,139	935	752
金 額	1,936,970	1,679,633	1,430,851	1,235,753	1,049,360	858,609	688,676
1人当金額	928	926	923	922	921	918	916
公 務 傷 病 年 金 人 員	139	131	119	109	99	84	76
金 額	479,141	452,293	408,474	371,489	337,689	290,609	261,929
1人当金額	3,447	3,453	3,433	3,408	3,411	3,460	3,446
公 務 傷 病 遺 族 年 金 人 員	148	140	139	137	133	135	134
金 額	230,077	217,601	217,295	214,815	208,521	211,515	210,094
1人当金額	1,555	1,554	1,563	1,568	1,568	1,567	1,568
殉 職 年 金 人 員	333	297	261	226	197	171	146
金 額	651,505	581,301	512,032	443,499	386,615	335,631	286,847
1人当金額	1,956	1,957	1,962	1,962	1,963	1,963	1,965

(注) 年金支給額の算定上、人員、金額とも各年度の2月末の数値で表示している。

資料：国家公務員共済組合連合会調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/116.xls>

第117表 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率

平成24年度(単位 %))

区 分	短期給付			長期給付		
	組員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組員掛金率	国庫(地方)負担率	整理資源率
国家公務員共済組合						
衆議院	33.81	33.81	67.62	81.040	81.480	発生額 負担方式
参議院	31.37	31.37	62.74			
内閣	37.60	37.60	75.20			
総務省	46.61	46.61	93.22			
法務省	48.98	48.98	97.96			
外務省(本土)	41.02	41.02	82.04			
外務省(在外)	25.95	25.95	51.90			
財務省	45.47	45.47	90.94			
文部科学省	41.16	41.16	82.32			
厚生労働省	50.22	50.22	100.44			
農林水産省	47.87	47.87	95.74			
経済産業省	47.15	47.15	94.30			
国土交通省	44.84	44.84	89.68			
防衛省(自衛官)	43.08	43.08	86.16			
防衛省(文官)	46.16	46.16	92.32			
裁判所	41.66	41.66	83.32			
会計検査院	36.33	36.33	72.66			
刑務	51.61	51.61	103.22			
厚生労働省第二	46.46	46.46	92.92			
社会保険職員	—	—	—			
林野庁	50.99	50.99	101.98			
日本郵政	44.83	44.83	89.66			
連合会職員	38.84	38.84	77.68			
地方公務員共済組合						
地方職員	60.77 (48.61)	60.77 (48.61)	121.54 (97.22)	101.35 (81.08)	101.35 (81.08)	
公立学校	55.405 (44.32)	55.405 (44.32)	110.81 (88.64)			
警察	60.33 (48.26)	60.33 (48.26)	120.66 (96.52)			
東京都職員	54.3325 (43.46)	54.3325 (43.46)	108.665 (86.92)			
指定都市職員	50.655~49.125 (40.52~63.30)	50.655~49.125 (40.52~63.30)	101.3~158.25 (81.04~126.60)			
都市職員	60.775~70.0125 (48.62~56.01)	60.775~70.0125 (48.62~56.01)	121.555~140.025 (97.24~112.02)			
市町村職員	53.825~77.1625 (43.06~61.73)	53.825~77.1625 (43.06~61.73)	107.65~154.325 (86.12~123.46)			

- (注) 1 短期給付における指定都市職員共済組合の率は、札幌市職員共済組合、横浜市職員共済組合、川崎市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合及び福岡市職員共済組合のものであり、都市職員共済組合の率は、北海道都市職員共済組合、仙台市職員共済組合及び愛知県都市職員共済組合のものである。
- 2 長期給付は一般組員に係る率である。
- 3 財源率は給料に対する率であり、() 書は期末手当等に対する率である。
- 4 短期給付の財源率には、介護財源率、福祉財源率を含む。
- 5 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合とも平成24年9月1日現在である。

資料：国家公務員共済組合は財務省主計局調べ、地方公務員共済組合は総務省自治行政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/117.xls>

8 地方公務員等共済組合

第118表 地方公務員等共済組合適用状況

区 分	組 合 数	組 合 員 数						
		合 計	短期長期	短期	長 期	特例継続(再掲)	任意継続	継続長期
平成17年度(2005)	69	3,136,561	2,777,178	—	290,963	—	67,153	1,267
18 (2006)	68	3,097,055	2,752,450	—	281,754	—	61,678	1,173
19 (2007)	67	3,056,803	2,757,389	—	233,550	—	64,665	1,199
20 (2008)	65	3,019,610	2,748,705	—	195,644	—	74,106	1,155
21 (2009)	65	2,984,676	2,824,544	—	81,875	—	77,032	1,225
22 (2010)	64	2,954,827	2,865,983	—	11,281	—	76,409	1,154
平成22年度								
地方職員共済組合	1	319,248	300,913	—	11,232	—	6,874	229
公立学校共済組合	1	989,000	957,825	—	—	—	31,162	13
警察共済組合	1	295,565	291,530	—	—	—	3,946	89
東京都職員共済組合	1	126,271	123,556	—	1	—	2,216	498
指定都市職員共済組合	10	176,514	173,857	—	—	—	2,447	210
市町村職員共済組合	47	28,906	—	—	—	—	28,906	—
都市職員共済組合	3	858	—	—	—	—	858	—
全国市町村職員共済組合連合会	—	1,018,465	1,018,302	—	48	—	—	115

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期社又は公庫等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける者である。

2 「本棒月額」は、年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの平均である。

3 地方職員共済組合には、団体共済部を含む。

4 平成19年度より「市町村職員共済組合」及び「都市職員共済組合」において行われていた長期給付事業を「全資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/118.xls>

年度末現在

被扶養者数				組合員1人当り本俸月額					
被扶養者数	任意継続(再掲)	組合員1人当り 被扶養者数		平均	短期長期	短期	長期	任意継続	継続長期
			任意継続						
3,406,880	55,306	1.20	0.82	362,746	365,014	—	350,406	321,704	399,402
3,317,656	50,800	1.18	0.82	359,831	361,835	—	348,948	319,310	401,814
3,286,356	52,658	1.16	0.81	356,813	358,427	—	348,730	316,614	389,162
3,023,632	49,236	1.07	0.66	351,852	353,308	—	344,530	316,617	386,597
3,072,156	51,668	1.06	0.67	347,478	348,707	—	338,044	312,008	373,353
3,083,430	51,401	1.05	0.67	344,485	345,500	—	329,372	308,279	370,150
363,761	5,399	1.18	0.79	341,846	343,184	—	328,482	304,679	355,148
903,396	18,656	0.91	0.60	373,558	375,404	—	—	316,836	376,462
388,246	3,357	1.31	0.85	325,123	325,504	—	—	295,966	369,348
107,965	1,133	0.86	0.51	327,213	327,743	—	620,000	289,085	364,845
202,717	1,666	1.15	0.68	332,609	332,847	—	—	309,057	410,652
1,065,316	20,608	1.07	0.71	303,074	—	—	—	303,074	—
52,029	582	1.01	0.68	305,645	—	—	—	305,645	—
—	—	—	—	328,107	328,095	—	531,792	—	348,948

保険のみの適用者、「任意継続」は退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公

国市町村職員共済組合連合会」に集約し、一元的に処理されることになった。

第119表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	件数 64,630,700 金額 654,045,267	64,131,483 639,379,362	65,052,664 641,499,989	65,502,055 652,531,747	66,441,031 667,669,095	68,491,860 701,680,451
組 合 員 分	件数 30,308,574 金額 310,197,679	30,302,402 302,192,036	30,892,650 303,739,342	31,407,584 307,863,327	31,895,421 314,203,224	33,087,148 329,712,369
療 養 の 給 付	件数 21,547,056 日数 39,148,979 金額 242,689,754	21,492,600 37,763,570 235,890,742	21,601,500 37,288,232 234,769,692	21,686,132 36,832,698 235,505,851	21,819,005 36,279,695 236,329,174	22,339,482 37,028,160 246,228,618
入院時食事・生活療養の給付	件数 251,411 回数 2,423,912 金額 3,433,240	250,113 5,476,725 2,622,059	238,377 5,951,030 2,340,157	232,659 5,672,781 2,272,157	227,030 5,614,934 2,168,380	229,030 5,390,346 2,158,257
訪問看護療養の給付	件数 1,480 日数 11,802 金額 79,552	1,576 12,583 82,780	1,682 11,964 82,293	1,889 13,516 97,640	2,140 15,741 107,953	2,211 15,218 111,249
療 養 費	件数 960,761 金額 4,738,528	1,023,566 4,988,265	1,129,624 5,408,474	1,235,967 5,841,580	1,313,817 6,005,441	1,439,655 6,413,245
入院時食事・生活療養費	件数 9 回数 89 金額 52	132 981 1,458	15 769 95	68 2,011 904	— — 2	61 1,258 37
薬 剤 支 給	件数 7,759,978 金額 44,850,362	7,744,303 44,532,182	8,119,298 47,941,433	8,443,834 51,007,359	8,719,316 54,515,882	9,261,785 57,714,597
移 送 費	件数 21 金額 898	24 1,012	37 1,322	29 1,575	55 1,883	26 1,033
出 産 費	件数 35,917 金額 12,750,832	37,181 13,070,161	37,299 13,026,932	36,719 12,985,614	38,050 14,923,786	41,016 16,939,264
埋 葬 料	件数 3,361 金額 1,654,461	3,152 1,003,377	3,210 168,944	3,014 150,647	3,038 150,723	2,973 146,069
被 扶 養 者 分	件数 34,322,126 金額 308,042,012	33,829,081 302,182,523	34,160,014 304,598,489	34,094,471 309,069,838	34,545,610 316,109,014	35,404,712 330,394,814
療 養 の 給 付	件数 24,155,683 日数 44,851,586 金額 238,676,047	23,609,882 42,747,031 234,718,088	23,566,056 42,042,985 235,623,433	23,341,710 41,342,264 237,976,518	23,416,447 40,212,371 240,471,958	23,726,222 40,986,250 250,319,111
入院時食事・生活療養の給付	件数 279,124 回数 3,022,176 金額 4,218,948	275,597 7,182,154 3,332,732	260,751 7,610,573 3,000,257	253,641 7,884,499 2,925,423	249,009 7,130,093 2,827,235	253,472 7,036,398 2,783,890
訪問看護療養の給付	件数 6,937 日数 42,935 金額 287,357	7,332 45,462 314,921	7,997 50,110 356,145	9,281 58,816 432,716	10,526 64,958 487,882	11,900 75,410 562,370
療 養 費	件数 714,909 金額 3,896,521	733,892 4,040,268	796,704 4,370,541	846,927 4,580,553	888,721 4,674,759	916,988 4,716,003
入院時食事・生活療養費	件数 429 回数 3,905 金額 5,282	101 1,193 772	146 3,274 1,304	544 13,423 4,792	527 15,066 5,872	601 14,588 5,666

薬 劑 支 給	件数	9,394,076	9,427,043	9,738,206	9,855,246	10,190,365	10,707,330
	金額	44,568,336	44,567,193	47,618,088	49,841,021	53,014,949	55,551,915
移 送 費	件数	36	43	47	51	45	68
	金額	1,467	4,521	2,534	1,934	1,911	4,696
家 族 出 産 費	件数	35,280	36,182	36,969	37,002	36,951	39,600
	金額	10,930,474	11,772,031	12,903,190	13,089,177	14,496,357	16,320,963
家 族 埋 葬 料	件数	15,205	14,707	14,035	4,254	2,555	2,604
	金額	5,457,580	3,431,997	722,997	217,704	128,091	130,200
組合員及び被扶養者分	件数	353,250	349,373	331,075	368,022	380,749	401,038
	金額	35,805,576	35,004,803	33,162,158	35,598,582	37,356,857	41,573,268
高 額 療 養 の 給 付	件数	111,103	108,573	139,853	195,691	215,464	241,514
	金額	13,088,220	12,400,250	17,320,421	23,051,020	25,858,004	30,411,601
高 額 療 養 費	件数	242,147	240,800	191,222	172,331	165,285	159,522
	金額	22,717,356	22,604,553	15,841,737	12,547,562	11,498,853	11,161,564
高額介護合算療養費	件数	2
	金額	103

- (注) 1 「組合員及び被扶養者分」の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
- 2 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の件数及び回数は再掲であり、合計には含まれていない。
- 3 「入院時食事・生活療養費の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	
合 計	件数	463,715	475,132	494,213	495,085	505,162	519,243
	日数	8,496,768	8,661,947	9,137,543	9,046,049	9,179,498	9,534,348
	金額	57,100,236	58,297,810	65,575,910	73,885,369	76,066,948	90,870,649
傷 病 手 当 金	件数	36,697	41,490	46,160	50,076	58,149	63,645
	日数	738,425	838,853	936,999	1,020,197	1,175,238	1,301,183
	金額	8,553,593	9,781,549	11,541,789	12,871,900	14,741,313	16,015,821
出 産 手 当 金	件数	1,248	1,511	383	114	112	112
	日数	51,040	52,534	14,839	3,770	3,598	3,180
	金額	468,327	481,986	135,783	33,247	32,875	27,994
休 業 手 当 金	件数	1,060	953	875	900	1,014	795
	日数	16,460	14,841	12,482	13,295	16,644	12,970
	金額	250,367	162,902	138,990	143,958	155,273	136,445
育 児 休 業 手 当 金 (休業中支給分)	件数	377,505	382,855	399,270	397,404	399,084	408,437
	日数	7,566,931	7,637,065	8,051,948	7,899,030	7,881,160	8,112,956
	金額	35,429,835	35,586,413	36,821,475	36,811,258	36,458,544	49,966,738
育 児 休 業 手 当 金 (復職後支給分)	件数	38,996	40,406	39,566	39,297	39,938	39,321
	金額	11,484,702	11,448,618	16,084,942	23,261,642	23,971,793	24,007,580
	件数	8,209	7,917	7,959	7,294	6,865	6,933
介 護 休 業 手 当 金	日数	123,912	118,654	121,275	109,757	102,858	104,059
	金額	913,413	836,342	852,931	763,365	707,150	716,070

第3部 社会保障関係統計資料編

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 件数	1,448	658	913	509	492	348
金額	942,128	469,523	664,994	382,292	334,074	277,131
弔 慰 金 件数	57	36	35	36	40	31
金額	26,319	17,451	16,474	14,578	18,859	14,170
家 族 弔 慰 金 件数	54	40	45	33	18	8
金額	19,812	14,613	15,240	11,175	5,686	2,762
災 害 見 舞 金 件数	1,337	582	833	440	434	309
金額	895,998	437,460	633,281	356,539	309,528	260,200

(iv) 附加給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計 件数	1,106,677	918,765	822,255	758,536	743,972	767,555
金額	27,597,429	26,645,699	28,022,343	26,396,687	25,855,036	26,274,952
家 族 療 養 費 件数	332,637	269,441	237,244	223,750	219,671	235,250
金額	8,429,033	8,068,626	8,233,229	7,731,730	7,480,143	7,648,117
家 族 訪 問 看 護 療 養 費 件数	179	151	172	210	307	217
金額	1,440	891	1,439	2,226	4,472	1,933
出 産 費 件数	31,089	32,145	32,718	32,326	30,465	29,776
金額	822,885	1,028,633	1,365,512	1,361,585	1,302,880	1,241,216
家 族 出 産 費 件数	30,765	31,571	32,315	32,463	29,489	29,059
金額	878,684	1,142,976	1,359,425	1,399,441	1,282,050	1,233,460
埋 葬 料 件数	2,145	2,086	2,302	2,170	2,180	2,221
金額	131,915	129,766	144,686	88,574	84,349	82,026
家 族 埋 葬 料 件数	10,323	10,995	10,986	3,356	2,043	2,124
金額	428,680	463,556	497,984	136,756	79,110	83,763
傷 病 手 当 金 件数	5,000	5,483	5,565	4,598	4,513	5,188
金額	1,044,748	1,153,141	1,236,575	1,068,054	1,096,346	1,264,156
災 害 見 舞 金 件数	1,623	743	1,004	581	616	420
金額	626,479	304,674	434,011	246,334	233,022	181,982
入 院 附 加 金 件数	111,326	108,704	102,784	96,113	92,269	89,440
金額	671,700	648,961	616,430	578,348	558,750	536,933
結 婚 手 当 金 件数	39,292	39,624	40,342	40,884	42,567	44,403
金額	2,328,755	2,366,715	2,435,190	2,471,855	2,613,870	2,717,860
一 部 負 担 金 の 額 等 の 払 戻 し 件数	542,298	417,822	356,823	322,085	319,852	329,457
金額	12,233,109	11,337,760	11,697,864	11,311,784	11,120,044	11,283,507

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/119.xls>

第120表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況(診療費分)

(単位 金額:千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
組 合 員 分	件数 21,547,056	21,492,600	21,601,500	21,686,132	21,819,005	22,339,482
	日数 39,148,979	37,763,570	37,288,232	36,832,698	36,279,695	37,028,160
	金額 242,689,754	235,890,742	234,769,693	235,505,852	236,329,175	246,228,619
一 般 診 療	件数 17,740,137	17,330,834	17,509,591	17,534,565	17,663,183	18,035,491
	日数 29,988,607	28,747,386	28,549,821	28,134,194	27,743,606	28,302,621
	金額 204,595,681	199,067,721	198,790,444	198,875,094	200,254,883	208,927,159
入 院	件数 278,589	276,701	264,110	256,010	250,319	252,708
	日数 2,825,436	2,726,542	2,580,907	2,505,615	2,388,163	2,378,202
	金額 69,260,441	69,081,840	68,186,138	68,944,708	68,995,163	73,735,825
外 来	件数 17,461,548	17,054,133	17,245,481	17,278,555	17,412,864	17,782,783
	日数 27,163,171	26,020,844	25,968,914	25,628,579	25,355,443	25,924,419
	金額 135,335,240	129,985,881	130,604,306	129,930,386	131,259,720	135,191,334
歯 科 診 療	件数 3,806,919	4,161,766	4,091,909	4,151,567	4,155,822	4,303,991
	日数 9,160,372	9,016,184	8,738,411	8,698,504	8,536,089	8,725,539
	金額 38,094,073	36,823,021	35,979,249	36,630,758	36,074,292	37,301,460
被 扶 養 者 分	件数 24,155,683	23,609,882	23,566,056	23,341,710	23,416,447	23,726,222
	日数 44,851,586	42,747,031	42,042,985	41,342,264	40,212,371	40,986,250
	金額 238,676,047	234,718,088	235,623,434	237,976,517	240,471,959	250,319,112
一 般 診 療	件数 19,997,767	19,484,173	19,547,011	19,235,951	19,439,055	19,578,911
	日数 35,912,049	34,635,311	34,282,499	33,385,331	32,820,853	33,399,452
	金額 206,636,190	203,697,604	205,500,949	207,095,715	210,209,342	218,539,817
入 院	件数 312,069	310,088	298,010	290,948	284,706	290,174
	日数 3,513,730	3,422,772	3,292,233	3,206,840	3,088,955	3,068,815
	金額 73,137,775	74,818,964	75,505,943	77,149,772	77,577,617	84,580,248
外 来	件数 19,685,698	19,174,085	19,249,001	18,945,003	19,154,349	19,288,737
	日数 32,398,319	31,212,539	30,990,266	30,178,491	29,731,898	30,330,637
	金額 133,498,415	128,878,640	129,995,006	129,945,943	132,631,725	133,959,569
歯 科 診 療	件数 4,157,916	4,125,709	4,019,045	4,105,759	3,977,392	4,147,311
	日数 8,939,537	8,111,720	7,760,486	7,956,933	7,391,518	7,586,798
	金額 32,039,857	31,020,484	30,122,485	30,880,802	30,262,617	31,779,295

資料:総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/120.xls>

第121表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分			平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
《組合員分》								
診 療 費	1000人当件数		7,575.62	7,637.57	7,654.71	7,682.64	7,519.93	7,592.30
	1件当日数		1.82	1.76	1.73	1.70	1.66	1.66
	1件当金額		11,263	10,975	10,868	10,860	10,831	11,022
	1人当金額		85,326	83,826	83,193	83,431	81,451	83,683
一 般 診 療	1000人当件数		6,237.16	6,158.65	6,204.70	6,211.88	6,087.62	6,129.55
	1件当日数		1.69	1.66	1.63	1.60	1.57	1.57
	1件当金額		11,533	11,486	11,353	11,342	11,337	11,584
	1人当金額		71,933	70,740	70,443	70,454	69,018	71,006
入 院	1000人当件数		97.95	98.33	93.59	90.70	86.27	85.89
	1件当日数		10.14	9.85	9.77	9.79	9.54	9.41
	1件当金額		248,612	249,662	258,173	269,305	275,629	291,783
	1人当金額		24,351	24,549	24,162	24,425	23,779	25,060
入 院 外	1000人当件数		6,139.22	6,060.33	6,111.11	6,121.19	6,001.35	6,043.66
	1件当日数		1.56	1.53	1.51	1.48	1.46	1.46
	1件当金額		7,750	7,622	7,573	7,520	7,538	7,602
	1人当金額		47,582	46,192	46,281	46,030	45,239	45,946
歯 科 診 療	1000人当件数		1,338.46	1,478.92	1,450.01	1,470.75	1,432.31	1,462.76
	1件当日数		2.41	2.17	2.14	2.10	2.05	2.03
	1件当金額		10,007	8,848	8,793	8,823	8,680	8,667
	1人当金額		13,393	13,085	12,750	12,977	12,433	12,677
出 産 費	1000人当件数		12.63	13.21	13.22	13.01	13.11	13.94
	埋 葬 料	1000人当件数	1.18	1.12	1.14	1.07	1.05	1.01
《被扶養者分》								
診 療 費	1000人当件数		8,492.77	8,389.97	8,350.87	8,269.15	8,070.49	8,063.60
	1件当日数		1.86	1.81	1.78	1.77	1.72	1.73
	1件当金額		9,881	9,942	9,998	10,195	10,269	10,550
	1人当金額		83,915	83,409	83,496	84,307	82,879	85,074
一 般 診 療	1000人当件数		7,030.91	6,923.86	6,926.68	6,814.62	6,699.68	6,654.09
	1件当日数		1.80	1.78	1.75	1.74	1.69	1.71
	1件当金額		10,333	10,455	10,513	10,766	10,814	11,162
	1人当金額		72,650	72,386	72,821	73,367	72,449	74,273
入 院	1000人当件数		109.72	110.19	105.60	103.07	98.12	98.62
	1件当日数		11.26	11.04	11.05	11.02	10.85	10.58
	1件当金額		234,364	241,283	253,367	265,167	272,483	291,481
	1人当金額		25,714	26,588	26,756	27,331	26,737	28,745
入 院 外	1000人当件数		6,921.19	6,813.67	6,821.08	6,711.55	6,601.55	6,555.47
	1件当日数		1.65	1.63	1.61	1.59	1.55	1.57
	1件当金額		6,781	6,722	6,753	6,859	6,924	6,945
	1人当金額		46,936	45,798	46,065	46,035	45,712	45,528
歯 科 診 療	1000人当件数		1,461.86	1,466.10	1,424.19	1,454.53	1,370.81	1,409.51
	1件当日数		2.15	1.97	1.93	1.94	1.86	1.83
	1件当金額		7,706	7,519	7,495	7,521	7,609	7,663
	1人当金額		11,265	11,023	10,674	10,940	10,430	10,801
家 族 出 産 費	1000人当件数		12.40	12.86	13.10	13.11	12.74	13.46
	埋 葬 料	1000人当件数	5.35	5.23	4.97	1.51	0.88	0.88

(ii) 休業給付

(単位 金額:円)

区 分		平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	1000人当件数	163.04	168.84	175.13	175.39	174.10	176.47
	1件当日数	18.32	18.23	18.49	18.27	18.17	18.36
	1日当金額	6,720	6,730	7,177	8,168	8,287	9,531
傷病手当金	1000人当件数	12.90	14.74	16.36	17.74	20.04	21.63
	1件当日数	20.12	20.22	20.30	20.37	20.21	20.44
	1日当金額	11,584	11,661	12,318	12,617	12,543	12,309
出産手当金	1000人当件数	0.44	0.54	0.14	0.04	0.04	0.04
	1件当日数	40.90	34.77	38.74	33.07	32.13	28.39
	1日当金額	9,176	9,175	9,150	8,819	9,137	8,803
休業手当金	1000人当件数	0.37	0.34	0.31	0.32	0.35	0.27
	1件当日数	15.53	15.57	14.27	14.77	16.41	16.31
	1日当金額	15,211	10,976	11,135	10,828	9,329	10,520
育児休業手当金 (休業中支給分)	1000人当件数	132.73	136.05	141.49	140.79	137.54	138.81
	1件当日数	20.04	19.95	20.17	19.88	19.75	19.86
	1日当金額	4,682	4,660	4,573	4,660	4,626	6,159
育児休業手当金 (復職後支給分)	1000人当件数	13.71	14.36	14.02	13.92	13.76	13.36
	1件当金額	294,510	283,340	406,534	591,944	600,225	610,554
	1日当金額	2.89	2.81	2.82	2.58	2.37	2.36
介護休業手当金	1000人当件数	2.89	2.81	2.82	2.58	2.37	2.36
	1件当日数	15.09	14.99	15.24	15.05	14.98	15.01
	1日当金額	7,371	7,049	7,033	6,955	6,875	6,881

(iii) 災害給付

(単位 金額:円)

区 分		平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	1000人当件数	0.51	0.23	0.32	0.18	0.17	0.12
	1件当金額	650,641	713,561	728,361	751,065	679,012	796,353
弔 慰 金	1000人当件数	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	1件当金額	461,737	484,750	470,686	404,944	471,475	457,097
家族弔慰金	1000人当件数	0.02	0.01	0.02	0.01	0.01	0.00
	1件当金額	366,889	365,325	338,667	338,636	315,889	345,250
災害見舞金	1000人当件数	0.47	0.21	0.30	0.16	0.15	0.11
	1件当金額	670,156	751,649	760,241	810,316	713,198	842,071

(注) 短期部門給付支給状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/121.xls>

第122表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	件数 13,142,042 金額 4,291,509,153	13,426,521 4,314,901,458	13,824,792 4,350,254,499	14,376,540 4,391,733,135	14,983,758 4,469,357,307	15,564,706 4,543,262,652
退職共済年金	件数 7,152,252 金額 2,271,735,484	7,504,276 2,352,259,555	7,986,589 2,443,232,442	8,618,390 2,542,538,341	9,306,189 2,679,453,783	9,974,681 2,814,741,729
障害共済年金	件数 80,401 金額 15,726,466	87,481 16,865,851	92,451 17,901,521	97,505 18,931,532	101,482 19,835,989	105,981 20,633,487
遺族共済年金	件数 2,355,276 金額 608,664,122	2,477,266 637,626,391	2,584,480 665,369,127	2,701,912 690,028,135	2,813,161 712,042,440	2,918,510 733,223,101
退職年金	件数 2,567,102 金額 1,174,697,151	2,416,653 1,098,661,439	2,267,579 1,024,762,697	2,113,648 951,948,351	1,965,121 880,346,154	1,815,844 808,044,676
減額退職年金	件数 120,085 金額 36,867,727	117,145 35,627,237	113,938 34,360,642	110,402 33,063,602	106,992 31,806,343	103,485 30,417,607
通算退職年金	件数 158,132 金額 20,200,003	148,486 18,751,720	138,836 17,434,407	128,731 16,102,920	118,853 14,761,705	108,721 13,474,888
退職一時金	件数 — 金額 △75	— △100	— △494	5 △1,044	3 △452	5 △764
脱退一時金	件数 20 金額 104,308	23 117,128	39 176,509	56 275,620	61 309,591	65 298,186
返還一時金	件数 61 金額 91,996	52 87,514	53 79,869	114 140,720	148 152,177	93 110,276
障害年金	件数 55,912 金額 20,592,040	53,035 19,294,922	50,088 18,097,233	46,975 16,807,263	43,896 15,592,789	40,797 14,288,928
障害一時金	件数 14 金額 35,588	18 46,411	17 44,020	18 48,523	10 25,704	8 20,461
遺族年金	件数 642,097 金額 142,128,068	612,040 134,934,941	581,296 128,231,368	549,960 121,291,196	519,521 114,467,866	488,802 107,524,161
通算遺族年金	件数 10,654 金額 615,079	10,009 572,249	9,399 531,992	8,765 501,230	8,254 462,760	7,669 425,758
特例死亡一時金	件数 5 金額 13,117	10 20,309	5 6,214	10 23,061	19 50,321	9 24,242
死亡一時金	件数 11 金額 16,398	9 14,616	4 2,382	39 20,113	38 33,477	26 24,395
短期在留脱退一時金	件数 20 金額 21,681	18 21,276	18 24,570	10 13,573	10 16,660	10 11,522

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/122.xls>

第123表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合計	人員 103,846 金額 165,440,622	人員 111,300 金額 173,693,351	人員 147,425 金額 220,994,926	人員 161,346 金額 238,923,995	人員 165,928 金額 244,073,231	人員 160,457 金額 230,192,063
退職共済年金	人員 69,134 金額 111,108,627	人員 77,122 金額 120,510,661	人員 113,139 金額 166,668,193	人員 126,244 金額 184,079,243	人員 130,879 金額 189,249,246	人員 123,771 金額 172,393,512
障害共済年金	人員 2,365 金額 2,881,809	人員 2,429 金額 2,939,850	人員 2,410 金額 2,934,406	人員 2,619 金額 3,139,492	人員 2,570 金額 3,053,896	人員 2,573 金額 3,066,546
遺族共済年金	人員 32,234 金額 51,272,060	人員 31,653 金額 50,120,758	人員 31,793 金額 51,282,584	人員 32,355 金額 51,613,342	人員 32,361 金額 51,663,484	人員 34,040 金額 54,653,373
退職年金	人員 56 金額 128,586	人員 30 金額 70,107	人員 28 金額 61,747	人員 25 金額 54,717	人員 23 金額 46,351	人員 27 金額 53,456
減額退職年金	人員 2 金額 3,148	人員 2 金額 3,125	人員 2 金額 4,801	人員 0 金額 0	人員 4 金額 7,847	人員 1 金額 664
通算退職年金	人員 17 金額 1,460	人員 26 金額 3,185	人員 19 金額 2,096	人員 66 金額 9,244	人員 51 金額 7,002	人員 26 金額 4,049
障害年金	人員 18 金額 28,208	人員 24 金額 35,384	人員 22 金額 32,687	人員 16 金額 22,357	人員 18 金額 29,492	人員 10 金額 18,478
遺族年金	人員 16 金額 16,525	人員 11 金額 9,822	人員 8 金額 7,704	人員 4 金額 3,509	人員 14 金額 15,210	人員 1 金額 944
通算遺族年金	人員 4 金額 199	人員 3 金額 459	人員 4 金額 708	人員 17 金額 2,090	人員 8 金額 704	人員 8 金額 1,042

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料：総務省自治行政局調べ

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合計	人員 2,289,298 金額 4,547,133,612	人員 2,345,195 金額 4,578,534,890	人員 2,435,602 金額 4,617,654,137	人員 2,542,767 金額 4,717,946,208	人員 2,645,495 金額 4,827,418,070	人員 2,742,075 金額 4,872,678,402
退職共済年金	人員 1,250,316 金額 2,436,326,206	人員 1,316,493 金額 2,521,292,700	人員 1,419,743 金額 2,609,959,905	人員 1,537,138 金額 2,753,963,994	人員 1,654,478 金額 2,917,073,787	人員 1,764,143 金額 3,013,315,111
障害共済年金	人員 26,767 金額 31,990,624	人員 28,835 金額 34,361,364	人員 30,976 金額 36,918,061	人員 33,235 金額 39,583,570	人員 35,297 金額 41,919,423	人員 37,422 金額 44,350,283
遺族共済年金	人員 423,488 金額 664,432,518	人員 443,731 金額 693,641,298	人員 462,989 金額 724,867,555	人員 482,609 金額 757,398,663	人員 499,908 金額 785,127,399	人員 518,112 金額 814,483,169
退職年金	人員 416,804 金額 1,179,738,323	人員 392,237 金額 1,105,995,371	人員 366,382 金額 1,033,689,258	人員 342,032 金額 965,157,800	人員 316,524 金額 892,952,179	人員 291,247 金額 821,085,874
減額退職年金	人員 19,870 金額 38,698,665	人員 19,346 金額 37,565,233	人員 18,791 金額 36,492,885	人員 18,237 金額 35,439,810	人員 17,610 金額 34,186,806	人員 17,030 金額 33,033,059
通算退職年金	人員 25,690 金額 20,935,425	人員 24,043 金額 19,534,941	人員 22,292 金額 18,188,224	人員 20,661 金額 16,857,247	人員 18,967 金額 15,451,686	人員 17,252 金額 14,058,209
障害年金	人員 11,424 金額 24,586,387	人員 10,858 金額 23,118,572	人員 10,298 金額 21,780,693	人員 9,775 金額 20,484,994	人員 9,188 金額 19,067,478	人員 8,647 金額 17,769,623
遺族年金	人員 113,143 金額 149,809,212	人員 107,968 金額 142,450,462	人員 102,557 金額 135,223,359	人員 97,595 金額 128,561,973	人員 92,134 金額 121,174,570	人員 86,940 金額 114,159,799
通算遺族年金	人員 1,796 金額 616,252	人員 1,684 金額 574,949	人員 1,574 金額 534,197	人員 1,485 金額 498,157	人員 1,389 金額 464,742	人員 1,282 金額 423,274

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/123.xls>

第124表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
《年金》						
新規裁定	1,593,134	1,560,587	1,499,033	1,480,818	1,470,959	1,434,603
退職共済年金	1,607,149	1,562,598	1,473,128	1,458,123	1,445,986	1,392,843
障害共済年金	1,218,524	1,210,313	1,217,596	1,198,737	1,188,286	1,191,817
遺族共済年金	1,590,620	1,583,444	1,613,015	1,595,220	1,596,474	1,605,563
退職年金	2,296,179	2,336,900	2,205,250	2,188,680	2,015,261	1,979,852
減額退職年金	1,574,000	1,562,500	2,400,500	0	1,961,750	664,000
通算退職年金	85,882	122,500	110,316	140,061	137,294	155,731
障害年金	1,567,111	1,474,333	1,485,773	1,397,313	1,638,444	1,847,800
遺族年金	1,032,813	892,909	963,000	877,250	1,086,429	944,000
通算遺族年金	49,750	153,000	177,000	122,941	88,000	130,250
年度末現在	1,986,257	1,952,305	1,895,898	1,855,438	1,824,769	1,777,004
退職共済年金	1,948,568	1,915,158	1,838,333	1,791,618	1,763,138	1,708,090
障害共済年金	1,195,152	1,191,655	1,191,828	1,191,021	1,187,620	1,185,139
遺族共済年金	1,568,952	1,563,202	1,565,626	1,569,384	1,570,544	1,572,021
退職年金	2,830,439	2,819,712	2,821,343	2,821,835	2,821,120	2,819,208
減額退職年金	1,947,593	1,941,757	1,942,041	1,943,292	1,941,329	1,939,698
通算退職年金	814,925	812,500	815,908	815,897	814,662	814,874
障害年金	2,152,170	2,129,174	2,115,041	2,095,652	2,075,259	2,055,004
遺族年金	1,324,070	1,319,377	1,318,519	1,317,301	1,315,199	1,313,087
通算遺族年金	343,125	341,419	339,388	335,459	334,587	330,167
《一時金》						
脱退一時金	5,215,400	5,092,522	4,525,872	4,921,786	5,075,262	4,587,477
返還一時金	1,508,131	1,682,962	1,506,962	1,234,386	1,028,223	1,185,763
障害一時金	2,542,000	2,578,389	2,589,412	2,695,722	2,570,400	2,557,625
特例死亡一時金	2,623,400	2,030,900	1,242,800	2,306,100	2,648,474	2,693,556
死亡一時金	1,490,727	1,624,000	595,500	515,718	880,974	938,269
短期在留脱退一時金	1,084,050	1,182,000	1,365,000	1,357,300	1,666,000	1,152,200

(注) 長期部門年金受給権者状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/124.xls>

第125表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
収 入	1,587,212,860	1,576,454,002	1,605,526,898	1,718,208,127	1,730,230,273	1,805,938,433
短期負担金	633,010,336	623,685,656	619,480,113	656,081,997	648,674,102	686,932,907
介護負担金	57,823,871	57,900,712	57,498,310	52,658,000	53,840,623	59,316,788
短期掛金	622,314,312	610,235,858	606,082,686	644,752,384	639,181,192	678,596,364
介護掛金	57,810,833	57,889,478	57,437,666	52,665,791	53,841,047	59,297,045
短期任意継続掛金	20,424,790	19,587,456	20,358,185	24,782,117	25,614,372	26,188,526
介護任意継続掛金	2,377,736	2,304,877	2,446,112	2,662,042	2,850,807	3,067,791
前期高齢者交付金	.	.	.	—	—	—
雑 収 入	15,114	21,079	23,221	23,548	6,089,545	1,117,698
育児・介護休業手当金交付金	18,578,997	18,939,684	21,644,642	23,763,085	24,531,910	29,664,989
短期利息及び短期配当金	2,541,654	3,190,097	4,089,730	4,238,940	2,518,418	1,666,432
介護利息	151	1,716	5,537	6,878	3,582	1,539
償 還 差 益	15,356	99,916	199,929	88,327	12,446	14,981
そ の 他	48,631,092	49,653,334	61,331,584	59,394,694	62,250,174	65,874,326
前年度繰越支払準備金	116,640,858	119,789,655	117,379,832	119,428,441	121,735,882	128,232,761
前期損益修正益	246,683	333,613	284,479	267,416	265,236	467,357
当期短期損失金	5,838,409	12,171,984	36,770,264	75,393,575	86,788,977	63,309,564
当期介護損失金	942,665	648,888	494,606	2,000,892	2,031,962	2,189,366
支 出	1,587,212,860	1,576,454,002	1,605,526,898	1,718,208,127	1,730,230,273	1,805,938,433
保健給付	650,285,071	635,994,850	638,523,372	650,449,540	665,859,303	699,987,389
直営保健給付	3,760,195	3,384,510	2,976,616	2,082,205	1,809,793	1,693,062
休業給付	57,100,236	58,297,810	65,575,910	73,885,369	76,066,948	90,870,649
災害給付	942,128	469,523	664,994	382,292	334,074	277,131
附加給付	15,364,320	15,308,180	16,324,480	15,084,903	14,734,992	14,991,445
老人保健拠出金	251,717,146	236,100,418	239,489,183	25,267,123	1,061,019	1,871,475
退職者給付拠出金	218,550,423	243,040,347	279,182,452	108,430,276	61,510,810	50,695,994
前期高齢者納付金	.	.	.	279,360,073	301,140,426	283,075,767
後期高齢者支援金	.	.	.	230,599,603	260,019,797	259,907,371
病床転換支援金	.	.	.	149,504	211,030	—
介護納付金	115,149,536	116,053,127	114,648,153	109,080,521	112,362,331	122,336,828
一部負担金返還金	9,540	9,822	10,624	5,462	6,516	4,311
一部負担金払戻金	12,223,568	11,417,335	11,687,240	11,306,322	11,113,528	11,279,196
そ の 他	61,113,051	63,894,830	78,610,627	74,727,995	74,368,733	85,086,014
繰 入 金	3,476,602	3,533,620	3,548,765	3,694,962	3,972,867	4,041,175
次年度繰越支払準備金	119,789,655	117,379,832	119,428,441	121,265,882	128,232,761	134,322,356
前期損益修正損	184,093	88,596	110,481	78,752	152,843	194,465
当期短期利益金	73,784,520	68,127,027	31,619,269	11,553,146	17,157,146	43,775,133
当期介護利益金	3,762,775	3,354,175	3,126,290	804,196	115,357	1,528,671

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/125.xls>

第126表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
収 入	31,772,805,655	32,059,490,342	31,743,287,117	30,736,648,724	30,049,902,900	29,571,725,803
負 担 金	3,084,337,813	3,051,564,311	3,043,558,624	2,920,737,975	3,080,788,670	3,282,020,559
掛 金	1,498,022,957	1,509,883,193	1,514,336,591	1,505,540,620	1,471,689,551	1,458,822,783
基礎年金交付金	371,780,740	334,233,978	311,914,681	291,172,410	275,147,255	257,165,379
利息及び配当金	1,340,317,770	1,546,713,939	1,185,400,767	510,244,035	498,287,443	466,043,035
償 還 差 益	5,246,729	4,357,406	2,599,990	3,369,503	1,603,975	693,624
その他の収入	1,619,483,131	1,579,576,196	1,549,524,030	1,510,698,221	1,538,167,430	1,654,531,551
前年度繰越支払準備金	34,682	33,286	35,571	45,487	65,322	77,270
前年度繰越長期給付積立金	23,852,411,050	24,031,530,083	24,135,311,933	23,989,485,308	23,183,839,543	22,451,457,129
前年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	577	410	415	97	92	83
特 別 利 益	1,170,206	1,597,540	604,515	5,355,067	313,618	914,392
当 期 損 失 金	—	—	—	—	—	—
支 出	31,772,805,655	32,059,490,342	31,743,287,117	30,736,648,724	30,049,902,900	29,571,725,803
退 職 給 付	3,503,345,930	3,505,193,402	3,519,768,673	3,543,823,443	3,606,597,813	3,666,877,295
障 害 給 付	36,334,731	36,188,478	36,024,025	35,768,901	35,437,123	34,926,275
遺 族 給 付	749,608,500	771,553,837	792,729,696	810,615,458	825,952,834	840,272,627
基礎年金拠出金	1,122,555,746	1,115,897,535	1,168,715,731	1,199,465,861	1,256,040,540	1,376,129,646
負担調整拠出金
そ の 他	1,755,171,952	1,688,244,622	1,636,067,834	1,781,282,528	1,728,569,406	1,755,578,571
業務経理へ繰入金	6,822,236	7,102,651	8,796,760	8,199,162	6,301,247	6,033,104
次年度繰越支払準備金	33,286	35,571	45,487	65,322	77,270	61,348
次年度繰越長期給付積立金	24,037,336,341	24,165,532,846	23,989,485,308	23,183,839,543	22,451,457,129	21,723,009,811
次年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	410	415	97	92	83	102
特 別 損 失	157,318	4,896,722	201,641	651,881	1,633,859	59,913
当 期 利 益 金	561,439,204	764,844,263	591,451,862	172,936,532	137,835,598	168,777,112
年度末現在長期給付積立金	38,808,249,023	39,707,096,049	40,152,721,286	39,520,012,053	38,925,465,236	38,365,795,031

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/126.xls>

第127表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
収 入	30,999,186	31,658,387	39,782,899	40,578,239	41,741,131	44,165,113
負 担 金	16,614,135	16,798,087	16,939,934	17,893,160	19,672,324	22,093,202
構成組合事務費負担金払込金	.	.	3,789,614	3,941,646	4,368,684	4,522,589
補 助 金	224,460	208,355	212,474	169,614	125,246	107,084
連 合 会 交 付 金	.	.	4,762,204	4,466,334	3,888,278	3,988,062
利 息 及 び 配 当 金	112,161	159,390	236,886	258,959	230,707	193,902
そ の 他	2,930,604	3,049,169	2,033,938	2,546,024	3,302,901	2,454,352
繰 入 金	10,275,390	10,582,929	11,575,525	11,139,124	9,606,993	9,591,438
特 別 利 益	33,661	11,165	7,008	10,657	6,654	29,840
当 期 損 失 金	808,774	849,291	225,315	152,721	539,345	1,184,644
支 出	30,999,186	31,658,387	39,782,899	40,578,239	41,741,131	44,165,113
役 員 報 酬	355,066	367,308	371,589	372,171	354,817	353,971
職 員 給 与	13,266,645	13,438,377	13,344,251	13,170,709	12,926,110	12,809,967
厚 生 費	28,363	27,195	26,234	26,134	21,510	20,568
旅 費	325,426	339,965	284,695	272,712	273,415	250,330
事 務 費	1,953,527	2,138,651	2,141,160	2,553,999	2,338,441	2,289,079
事務費負担金払込金	.	.	3,789,614	3,941,646	4,368,684	4,522,589
構成組合交付金	.	.	4,762,204	4,466,334	3,888,278	3,988,062
そ の 他	13,366,777	14,120,532	12,986,672	13,814,712	15,184,849	16,522,886
特 別 損 失 金	82,290	13,334	38,955	51,065	88,028	18,683
当 期 利 益 金	1,621,093	1,213,022	2,037,520	1,908,758	2,296,998	3,388,980

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/127.xls>

第128表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
収 入	79,052,393	80,383,328	79,169,177	89,895,769	176,701,767	89,717,130
負 担 金	32,250,048	31,384,745	31,105,443	30,639,906	30,014,105	29,934,741
掛 金	31,642,129	30,878,139	30,608,971	29,983,477	29,236,637	29,019,253
患 者 収 入	.	.	.	417,047	405,447	366,271
施 設 収 入	1,684,608	1,588,175	1,300,991	1,445,438	1,629,205	1,640,046
特定健康診査等収入	.	.	.	251,982	245,620	236,021
補 助 金	5,438,269	5,767,633	5,152,966	4,869,784	5,921,077	5,309,170
利 息 及 び 配 当 金	486,481	491,223	601,013	749,137	732,182	1,853,408
そ の 他	2,362,464	4,174,535	2,639,686	3,946,979	2,566,818	2,649,142
繰 入 金	2,387,196	2,039,981	4,862,296	16,420,974	103,058,315	17,625,478
特 別 利 益	11,412	33,678	26,238	33,122	1,906,549	7,574
当 期 損 失 金	2,789,786	4,025,218	2,871,572	1,137,924	985,810	1,076,028
支 出	79,052,393	80,383,328	79,169,177	89,895,769	176,701,767	89,717,130
職 員 給 与	3,506,862	3,411,928	3,270,699	3,388,859	3,793,974	3,798,458
厚 生 費	44,570,782	44,090,400	45,252,038	43,438,434	43,181,975	43,712,334
特定健康診査等費	.	.	.	1,331,639	1,970,783	2,045,361
旅 費	110,651	114,467	105,709	82,291	78,154	75,029
事 務 費	324,256	314,524	312,637	465,722	431,260	388,472
そ の 他	5,375,982	5,541,389	5,833,283	6,194,723	6,407,080	7,689,896
繰 入 金	20,933,645	20,583,573	18,310,538	14,927,408	10,826,800	15,302,481
特 別 損 失 金	72,832	403,863	76,970	127,472	62,089	70,361
当 期 利 益 金	4,157,381	5,923,188	6,007,301	19,939,220	109,949,651	16,634,738

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/128.xls>

9 私立学校教職員共済

第129表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当り 被扶養者数
						短期 (甲乙任継)	長期 (甲丙)			
平成18年度 (2006)	487,336	454,329	9,199 (8,866)	3,229	20,579	484,107	457,558	14,063	366,750	0.76
19 (2007)	493,517	460,751	9,124 (8,795)	3,215	20,427	490,302	463,966	14,131	365,486	0.75
20 (2008)	497,115	468,804	5,273 (4,952)	3,228	19,810	493,887	472,032	14,236	346,290	0.70
21 (2009)	503,293	474,991	5,291 (4,952)	3,223	19,788	500,070	478,214	14,298	346,864	0.69
22 (2010)	509,854	481,544	5,369 (5,073)	3,232	19,709	506,622	484,776	14,365	347,588	0.69
23 (2011)	517,607	489,141	5,601 (5,315)	3,226	19,639	514,381	492,367	14,345	349,442	0.68

(注) 乙種の()内は乙2種組合員の再掲である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	丙4	丙5	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当り 被扶養者数
											短期	長期			
平成23年度 (2011)	517,607	489,140	1	286	5,315	3,219	0	7	0	19,639	514,381	492,367	14,345	349,442	0.68
大 学	227,392	223,136	—	175	2,267	1,810	—	4	—	—	225,578	224,950	657	170,141	0.75
短 大	14,380	13,707	—	—	283	390	—	—	—	—	13,990	14,097	356	9,971	0.71
高 専	202	197	—	—	5	—	—	—	—	—	202	197	3	246	1.22
高 校	81,895	81,010	—	—	535	350	—	—	—	—	81,545	81,360	1,382	79,086	0.97
中 学	15,650	15,478	—	—	44	128	—	—	—	—	15,522	15,606	699	13,464	0.87
小 学	5,503	5,411	—	—	42	50	—	—	—	—	5,453	5,461	211	4,001	0.73
幼 稚 園	103,511	101,887	1	16	1,606	—	—	1	—	—	103,510	101,889	8,640	21,292	0.21
特別支援	396	394	—	—	2	—	—	—	—	—	396	394	14	227	0.57
各 種	7,334	7,192	—	92	50	—	—	—	—	—	7,334	7,192	365	5,947	0.81
専 修	40,091	39,125	—	—	473	491	—	2	—	—	39,598	39,618	2,000	31,063	0.78
事 業 団	1,614	1,603	—	3	8	—	—	—	—	—	1,614	1,603	18	1,204	0.75
任 継	19,639	—	—	—	—	—	—	—	—	19,639	19,639	—	—	12,800	0.65

(注) 1 組合員の適用種別は、以下のとおり。

甲1種加入者（甲種校）：70歳未満で短期・長期適用

甲2種加入者（甲種校）：70歳以上で短期・長期適用

乙1種加入者（乙種校）：短期のみ適用

乙2種加入者（乙種校）：70歳以上で短期のみ適用

丙1種加入者（丙種校）：70歳未満で長期のみ適用

丙2種加入者（丙種校）：70歳以上で長期のみ適用

丙4種加入者（甲種校）：65～70歳未満で長期のみ適用

丙5種加入者（甲種校）：70歳以上で長期のみ適用

任意継続加入者：退職後、引き続き2年間のみ短期のみ適用

2 甲種校とは短期給付・長期給付を適用する学校、乙種校とは短期給付のみを適用する学校、丙種校とは長期給付のみを適用する学校である。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/129.xls>

第130表 私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲1・2種		乙1・2種	丙1・2・4・5種	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成18年度 (2006)	379,425	381,182	367,815	428,649	480,726	302,734	378,749	368,611
19 (2007)	380,191	381,886	367,913	428,462	482,511	304,283	379,520	368,707
20 (2008)	380,390	382,189	368,220	435,081	484,789	306,255	379,708	369,017
21 (2009)	379,444	381,146	367,304	441,903	485,089	304,671	378,763	368,098
22 (2010)	378,776	380,442	366,584	446,899	482,758	302,466	378,113	367,359
23 (2011)	377,432	378,959	365,293	450,767	484,250	300,926	376,762	366,072
平成23年度								
大 学	441,791	439,579	416,440	577,773	530,824	—	441,075	417,362
短 大	410,453	410,632	400,604	449,095	376,113	—	411,410	399,927
高 専	455,198	456,396	453,503	408,000	—	—	455,198	453,503
高 校	408,641	408,299	401,275	404,217	494,663	—	408,272	401,677
中 学	419,071	419,069	411,743	281,273	466,641	—	418,679	412,193
小 学	399,711	399,255	393,254	347,619	492,800	—	398,857	394,166
幼 稚 園	231,611	230,341	228,282	311,159	620,000	—	231,607	228,286
特 別 支 援	304,025	303,995	303,766	310,000	—	—	304,025	303,766
各 種	335,119	334,284	320,391	377,394	—	—	335,119	320,391
専 修	339,713	338,583	330,105	376,038	394,467	—	339,031	330,906
事 業 団	372,964	372,603	355,422	425,636	—	—	372,964	355,422
任 継	300,926	—	—	—	—	300,926	300,926	—

(注) 組合員の適用種別は、以下のとおり。

甲1・2種加入者：短期・長期適用

乙1・2種加入者：短期のみ適用

丙1・2・4・5種加入者：長期のみ適用

任意継続加入者：退職後、引き続き2年間のみ短期のみ適用

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/130.xls>

第131表 私立学校教職員共済加入者数 (標準給与等級別)

平成24年3月末現在

標準給与		短期(除任継)			長期			任継給与	任継		
等級	月額 (千円)	計	男	女	計	男	女		計	男	女
総数		494,742	227,523	267,219	492,367	225,261	267,106	総数	19,639	12,432	7,207
第1級	98	1,460	531	929	1,289	422	867	98以下	245	134	111
2	104	637	175	462	604	151	453	100	29	10	19
3	110	1,163	321	842	1,123	290	833	104	38	18	20
4	118	1,981	602	1,379	1,930	565	1,365	105	59	26	33
5	126	2,546	686	1,860	2,507	659	1,848	110	65	43	22
6	134	3,545	938	2,607	3,490	900	2,590	112	59	31	28
7	142	3,694	774	2,920	3,728	733	2,995	118	92	57	35
8	150	5,758	1,081	4,677	5,646	1,007	4,639	119	63	37	26
9	160	8,254	1,325	6,929	8,153	1,254	6,899	126	145	63	82
10	170	10,670	1,496	9,174	10,570	1,426	9,144	133	53	23	30
11	180	13,351	1,773	11,578	13,265	1,704	11,561	134	124	54	70
12	190	15,441	1,880	13,561	15,360	1,815	13,545	140	138	77	61
13	200	24,539	3,836	20,703	24,375	3,696	20,679	142	138	77	61
14	220	29,852	6,193	23,659	29,751	6,071	23,680	150	216	123	93
15	240	25,818	7,187	18,631	25,730	7,084	18,646	154	190	105	85
16	260	24,556	8,494	16,062	24,381	8,336	16,045	160	293	165	128
17	280	22,190	7,976	14,214	22,079	7,883	14,196	168	156	79	77
18	300	21,997	8,299	13,698	21,898	8,204	13,694	170	265	145	120
19	320	20,856	8,284	12,572	20,776	8,207	12,569	180	334	142	192
20	340	20,032	8,409	11,623	19,969	8,345	11,624	182	187	103	84
21	360	18,957	8,449	10,508	18,890	8,367	10,523	190	342	130	212
22	380	21,631	10,419	11,212	21,551	10,341	11,210	196	163	92	71
23	410	23,472	12,255	11,217	23,349	12,150	11,199	200	580	248	332
24	440	21,673	12,348	9,325	21,541	12,237	9,304	210	177	104	73
25	470	20,195	12,513	7,682	20,113	12,420	7,693	220	792	333	459
26	500	19,204	12,907	6,297	19,177	12,845	6,332	224	197	109	88
27	530	17,619	12,258	5,361	17,610	12,206	5,404	238	195	114	81
28	560	15,871	11,483	4,388	15,901	11,472	4,429	240	690	349	341
29	590	14,320	10,924	3,396	14,297	10,889	3,408	252	179	104	75
30	620	12,113	9,562	2,551	63,314	53,582	9,732	260	677	376	301
31	650	10,183	8,232	1,951	—	—	—	266	242	130	112
32	680	8,439	7,003	1,436	—	—	—	280	560	303	257
33	710	8,384	7,169	1,215	—	—	—	287	282	157	125
34	750	7,627	6,639	988	—	—	—	300	544	304	240
35	790	5,792	5,227	565	—	—	—	308	295	177	118
36	830	3,762	3,412	350	—	—	—	320	495	274	221
37	880	2,355	2,115	240	—	—	—	329	357	210	147
38	930	1,377	1,239	138	—	—	—	340	467	261	206
39	980	882	800	82	—	—	—	350	497	317	180
40	1,030	614	569	45	—	—	—	360	399	229	170
41	1,090	540	482	58	—	—	—	371	551	372	179
42	1,150	399	366	33	—	—	—	380	409	235	174
43	1,210	993	892	101	—	—	—	381	7,660	5,992	1,668

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/131.xls>

第132表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数 9,312,885 金額 93,501,956	9,575,029 95,606,576	9,758,875 99,105,424	10,009,700 102,679,328	10,161,993 107,213,451	10,521,216 110,913,968
組 合 員 分	件数 5,364,599 金額 53,549,315	5,568,251 55,863,602	5,717,822 58,417,910	5,855,636 60,460,416	5,950,253 62,998,660	6,185,579 65,846,298
療 養 の 給 付	件数 3,810,684 日数 6,617,419 金額 41,972,300	3,901,980 6,669,180 43,521,155	3,969,137 6,686,354 45,292,189	4,031,726 6,645,836 46,254,105	4,047,204 6,674,412 48,010,788	4,171,415 6,764,536 49,688,843
訪問看護療養の給付	件数 324 日数 2,113 金額 14,491	340 2,274 16,421	374 2,259 17,326	445 2,987 21,864	391 2,386 17,619	502 3,064 24,564
入院時食事・生活療養費	件数 40,061 食事件数 847,898 金額 408,258	39,792 951,511 383,417	39,855 945,594 381,516	39,615 935,141 377,561	39,959 922,448 372,439	40,159 899,121 364,431
調 剤	件数 1,362,545 金額 7,991,645	1,452,424 8,822,823	1,518,423 9,429,645	1,583,417 10,194,013	1,650,920 10,608,130	1,748,319 11,693,699
療 養 費	件数 183,798 金額 945,433	206,347 1,050,144	222,647 1,123,188	233,054 1,102,551	243,592 1,099,204	257,002 1,091,872
調 剤 費	件数 613 金額 2,129	705 2,508	627 2,427	626 2,599	749 3,808	871 3,900
移 送 料	件数 5 金額 100	5 242	7 780	— —	1 46	4 110
出 産 費	件数 5,959 金額 2,005,009	5,728 2,027,450	6,004 2,139,910	5,822 2,480,423	6,899 2,861,810	6,933 2,952,271
埋 葬 料	件数 671 金額 209,950	722 39,440	603 30,930	546 27,300	497 24,815	533 26,608
被 扶 養 者 分	件数 3,901,172 金額 35,701,320	3,958,651 36,066,246	3,995,535 37,434,772	4,109,759 39,208,981	4,168,202 41,159,761	4,290,090 42,170,593
療 養 の 給 付	件数 2,719,171 日数 4,937,417 金額 27,637,439	2,725,017 4,856,458 27,737,047	2,723,300 4,799,383 28,694,760	2,782,084 4,790,539 29,804,473	2,789,133 4,829,532 31,341,079	2,852,195 4,833,484 31,872,407
訪問看護療養の給付	件数 1,074 日数 7,396 金額 48,688	1,149 7,742 51,452	1,277 9,121 65,361	1,400 9,238 68,247	1,729 11,448 87,608	1,939 11,757 90,785
入院時食事療養費	件数 30,313 食事件数 801,864 金額 375,939	28,730 829,954 327,743	28,559 816,419 321,667	28,581 814,961 322,258	29,184 816,704 323,280	28,858 788,752 312,341
調 剤	件数 1,071,808 金額 5,117,838	1,112,936 5,503,338	1,148,473 5,881,384	1,201,947 6,341,466	1,249,498 6,539,353	1,305,425 7,087,256
療 養 費	件数 102,619 金額 603,825	112,775 669,130	116,483 685,152	118,620 672,743	121,491 668,712	124,380 646,359
調 剤 費	件数 433 金額 2,193	551 2,403	586 2,386	747 3,042	769 3,350	792 3,766
移 送 料	件数 6 金額 217	0 0	4 228	4 83	1 1,004	4 196
家 族 出 産 費	件数 4,649 金額 1,576,598	4,794 1,701,202	4,921 1,758,790	4,660 1,981,818	5,219 2,177,274	5,021 2,140,782
家 族 埋 葬 料	件数 1,412 金額 338,583	1,429 73,930	491 25,045	297 14,850	362 18,100	334 16,700
組 合 員 及 び 被 扶 養 者 分	件数 47,114 金額 3,366,538	48,127 2,773,265	45,518 2,253,813	44,305 2,027,348	43,538 2,136,150	45,547 1,990,015
高 額 療 養 費	件数 47,114 金額 3,366,538	48,127 2,773,265	45,518 2,253,813	44,305 2,027,348	43,538 2,136,150	45,547 1,990,015
支 払 基 金 審 査 費	884,783	903,463	998,928	982,584	918,880	907,062

(注) 1 「入院時食事・生活療養費」、「家族入院時食事療養費」の件数・日数は、「(家族)療養の給付」の再掲であり合計には含まれていない。

2 「入院時食事・生活療養費」は、70歳未満の組合員に係る「入院時食事療養費」と70歳以上の療養病床に入院する組合員及び被扶養者に係る「入院時食事・生活療養費」の合計である。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計 件数	16,223	15,812	16,472	16,835	18,160	18,397
日数	534,247	465,353	468,530	489,706	537,284	546,886
金額	4,869,563	4,295,995	4,357,001	4,598,657	5,046,957	5,154,619
傷病手当金 件数	11,499	12,279	13,022	13,112	13,906	14,028
日数	224,957	242,558	253,033	254,858	268,833	270,978
金額	2,234,772	2,398,267	2,506,981	2,569,495	2,709,445	2,742,157
出産手当金 件数	4,719	3,532	3,439	3,716	4,241	4,364
日数	309,218	222,788	215,338	234,715	268,188	275,803
金額	2,634,069	1,897,680	1,849,231	2,028,536	2,335,808	2,411,625
休業手当金 件数	5	1	11	7	13	5
日数	72	7	159	133	263	105
金額	721	48	789	625	1,704	836

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計 件数	32	72	30	37	27	3,429
金額	20,795	37,605	19,738	28,579	19,569	1,440,896
弔 慰 金 件数	1	1	1	1	—	3
金額	500	340	500	530	—	820
家族弔慰金 件数	—	1	—	2	1	6
金額	—	105	—	616	350	1,386
災害見舞金 件数	31	70	29	34	26	3,420
金額	20,295	37,160	19,238	27,433	19,219	1,438,690

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/132.xls>

第133表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
組 合 員 分	件数	3,810,684	3,901,980	3,969,137	4,031,726	4,171,415
	日数	6,617,419	6,669,180	6,686,354	6,645,836	6,764,536
	金額	41,972,300	43,521,155	45,292,189	46,254,105	49,688,843
一 般 診 療	件数	3,057,021	3,147,466	3,195,856	3,248,572	3,343,758
	日数	5,001,242	5,081,539	5,083,008	5,053,475	5,142,446
	金額	35,418,096	37,020,265	38,599,780	39,594,613	42,705,490
入 院	件数	43,829	43,791	43,918	43,703	44,602
	日数	420,370	422,079	420,172	414,014	402,472
	金額	12,287,562	13,315,042	14,407,323	14,781,892	16,470,639
入 院 外	件数	3,013,192	3,103,675	3,151,938	3,204,869	3,299,156
	日数	4,580,872	4,659,460	4,662,836	4,639,461	4,739,974
	金額	23,130,535	23,705,223	24,192,457	24,812,721	26,234,851
歯 科 診 療	件数	753,663	754,514	773,281	783,154	827,657
	日数	1,616,177	1,587,641	1,603,346	1,592,361	1,622,090
	金額	6,554,203	6,500,891	6,692,409	6,659,492	6,983,353
被 扶 養 者 分	件数	2,719,171	2,725,017	2,723,300	2,782,084	2,852,195
	日数	4,937,417	4,856,458	4,799,383	4,790,539	4,833,484
	金額	27,637,439	27,737,047	28,694,760	29,804,473	31,872,407
一 般 診 療	件数	2,214,508	2,227,230	2,223,092	2,279,952	2,325,126
	日数	3,942,250	3,895,198	3,851,722	3,857,381	3,894,340
	金額	23,873,804	24,041,283	24,891,421	26,006,827	27,887,438
入 院	件数	34,303	32,916	32,804	32,974	33,455
	日数	383,067	358,996	352,692	351,765	343,916
	金額	8,788,639	8,886,530	9,510,827	9,896,150	11,349,639
入 院 外	件数	2,180,205	2,194,314	2,190,288	2,246,978	2,291,671
	日数	3,559,183	3,536,202	3,499,030	3,505,616	3,550,424
	金額	15,085,165	15,154,754	15,380,594	16,110,678	16,537,798
歯 科 診 療	件数	504,663	497,787	500,208	502,132	527,069
	日数	995,167	961,260	947,661	933,158	939,144
	金額	3,763,635	3,695,764	3,803,339	3,797,646	3,984,969

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/133.xls>

第134表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分		平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《組合員分》							
診 療 費	1000人当件数	7,908.00	7,974.16	8,097.54	8,128.91	8,058.03	8,182.31
	1件当日数	1.74	1.71	1.68	1.65	1.65	1.62
	1件当金額	11,014	11,154	11,411	11,473	11,863	11,912
	1人当金額	87,102	88,941	92,402	93,259	95,590	97,466
一 般 診 療	1000人当件数	6,343.99	6,432.22	6,519.95	6,549.88	6,461.16	6,558.84
	1件当日数	1.64	1.61	1.59	1.56	1.56	1.54
	1件当金額	11,586	11,762	12,078	12,188	12,685	12,772
	1人当金額	73,500	75,655	78,748	79,832	81,958	83,768
入 院	1000人当件数	90.95	89.49	89.60	88.12	88.05	87.49
	1件当日数	9.59	9.64	9.57	9.47	9.22	9.02
	1件当金額	280,352	304,059	328,051	338,235	359,928	369,280
	1人当金額	25,499	27,211	29,393	29,804	31,693	32,307
入 院 外	1000人当件数	6,253.03	6,342.73	6,430.35	6,461.77	6,373.10	6,471.36
	1件当日数	1.52	1.50	1.48	1.45	1.45	1.44
	1件当金額	7,676	7,638	7,675	7,742	7,887	7,952
	1人当金額	48,001	48,444	49,356	50,028	50,264	51,460
歯 科 診 療	1000人当件数	1,564.02	1,541.94	1,577.59	1,579.02	1,596.88	1,623.46
	1件当日数	2.14	2.10	2.07	2.03	2.01	1.96
	1件当金額	8,696	8,616	8,655	8,503	8,537	8,437
	1人当金額	13,601	13,285	13,653	13,427	13,633	13,698
出 産 費	1000人当件数	12.37	11.71	12.25	11.74	13.74	13.60
埋 葬 料	1000人当件数	1.39	1.48	1.23	9.40	10.39	9.85
《被扶養者分》							
診 療 費	1000人当件数	5,642.87	5,568.90	5,555.87	5,609.33	5,553.20	5,594.63
	1件当日数	1.82	1.78	1.76	1.72	1.73	1.69
	1件当金額	10,164	10,179	10,537	10,713	11,237	11,175
	1人当金額	57,354	56,684	58,541	60,093	62,400	62,518
一 般 診 療	1000人当件数	4,959.59	4,551.61	4,535.39	4,596.92	4,525.18	4,560.78
	1件当日数	1.78	1.75	1.73	1.69	1.71	1.67
	1件当金額	10,781	10,794	11,197	11,407	12,058	11,994
	1人当金額	49,543	49,131	50,782	52,436	54,566	54,702
入 院	1000人当件数	71.19	67.27	66.92	66.48	67.06	65.62
	1件当日数	11.17	10.91	10.75	10.67	10.55	10.28
	1件当金額	256,206	269,976	289,929	300,120	333,273	339,251
	1人当金額	18,238	18,161	19,403	19,953	22,348	22,263
入 院 外	1000人当件数	4,524.40	4,484.34	4,468.46	4,530.44	4,458.12	4,495.16
	1件当日数	1.63	1.61	1.60	1.56	1.58	1.55
	1件当金額	6,919	6,906	7,022	7,170	7,227	7,216
	1人当金額	31,305	30,971	31,378	32,483	32,217	32,439
歯 科 診 療	1000人当件数	1,047.29	1,017.29	1,020.49	1,012.42	1,028.02	1,033.86
	1件当日数	1.97	1.93	1.89	1.86	1.83	1.78
	1件当金額	7,458	7,424	7,604	7,563	7,621	7,561
	1人当金額	7,810	7,553	7,759	7,657	7,835	7,817
家 族 出 産 費	1000人当件数	9.65	9.80	10.04	9.40	10.39	9.85
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	2.93	2.92	1.00	0.60	0.72	0.66

(注) 「1000人当件数」は、各年4月～3月の平均加入者数を使用し算出。

(ii) 休業給付

(単位 金額: 円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	
合 計	1000人当件数	33.67	32.31	33.60	33.94	36.16	36.09
	1件当日数	32.93	29.43	28.44	29.09	29.59	29.73
	1日当金額	9,115	9,232	9,299	9,391	9,393	9,425
傷病手当金	1000人当件数	23.86	25.09	26.57	26.44	27.69	27.52
	1件当日数	19.56	19.75	19.43	19.44	19.33	19.32
	1日当金額	9,934	9,887	9,908	10,082	10,079	10,119
出産手当金	1000人当件数	9.79	7.22	7.02	7.49	8.44	8.56
	1件当日数	65.53	63.08	62.62	63.16	63.24	63.20
	1日当金額	8,518	8,518	8,588	8,643	8,710	8,744
休業手当金	1000人当件数	0.01	0.00	0.02	0.01	0.03	0.01
	1件当日数	14.40	7.00	14.45	19.00	20.23	21.00
	1日当金額	10,018	6,880	4,960	4,702	6,481	7,965

(注) 「1000人当件数」は、各年4月～3月の平均加入者数を使用し算出。

(iii) 災害給付

(単位 金額: 円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	
合 計	1000人当件数	0.07	0.15	0.06	0.07	0.05	6.73
	1件当金額	649,844	522,292	657,917	772,405	724,778	420,209
弔 慰 金	1000人当件数	0.00	0.00	0.00	0.00	—	0.01
	1件当金額	500,000	340,000	500,000	530,000	—	273,333
家族弔慰金	1000人当件数	—	0.00	—	0.00	0.00	0.01
	1件当金額	—	105,000	—	308,000	350,000	231,000
災害見舞金	1000人当件数	0.06	0.14	0.06	0.07	0.05	6.71
	1件当金額	654,677	530,857	663,362	806,853	739,192	420,669

(注) 「1000人当件数」は、各年4月～3月の平均加入者数を使用し算出。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/134.xls>

第135表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数 1,587,922	1,665,808	1,761,263	1,866,144	1,981,491	2,100,068
	金額 237,462,423	244,146,636	250,792,502	257,936,891	267,082,770	271,783,041
退職共済年金	件数 1,170,022	1,245,440	1,337,760	1,439,189	1,549,271	1,664,216
	金額 177,638,732	184,658,020	191,640,502	199,178,630	208,764,625	214,115,102
障害共済年金	件数 8,432	9,091	9,688	10,368	11,170	11,872
	金額 1,447,700	1,558,021	1,689,801	1,834,952	1,916,442	2,035,474
遺族共済年金	件数 261,156	274,634	288,710	302,978	316,552	329,700
	金額 30,335,121	31,855,641	33,299,101	34,694,974	35,991,827	37,228,950
退職年金	件数 47,774	44,960	42,028	38,439	36,238	33,359
	金額 16,611,072	15,549,409	14,459,315	13,359,728	12,278,511	11,162,008
減額退職年金	件数 2,084	2,029	2,028	1,839	1,943	1,882
	金額 526,573	516,036	501,666	505,631	474,052	453,941
通算退職年金	件数 59,593	53,150	46,996	41,574	36,675	31,811
	金額 5,722,471	5,072,862	4,517,375	3,954,635	3,503,137	2,923,495
返還一時金	件数 25	36	22	32	38	34
	金額 37,437	30,087	23,153	38,855	30,156	49,752
脱退一時金	件数 14	12	22	19	28	24
	金額 47,189	58,577	86,908	64,849	82,757	65,097
新脱退一時金	件数 228	286	243	230	208	232
	金額 143,131	163,896	151,414	144,416	115,188	145,390
障害年金	件数 2,308	2,197	2,072	1,972	1,878	1,756
	金額 628,010	592,570	560,698	525,984	521,874	470,843
障害一時金	件数 1	—	—	—	—	—
	金額 1,339	—	—	—	—	—
遺族年金	件数 23,956	22,693	21,557	20,277	19,153	17,747
	金額 3,687,862	3,507,657	3,340,617	3,157,424	2,980,143	2,757,320
通算遺族年金	件数 12,074	11,041	9,922	9,039	8,183	7,307
	金額 586,796	536,664	480,516	438,492	394,231	351,324
死亡一時金	件数 —	—	—	—	—	1
	金額 —	—	—	—	—	58
特例死亡一時金	件数 —	—	—	—	—	1
	金額 —	—	—	—	—	405
恩給財団給付年金	件数 254	237	214	185	153	126
	金額 47,857	44,931	40,305	34,925	28,695	23,881
恩給財団給付一時扶助金	件数 1	2	1	3	1	—
	金額 1,133	2,265	1,133	3,398	1,133	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/135.xls>

第136表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計 人員	36,500	42,138	47,572	47,527	50,548	49,688
金額	33,063,895	36,861,552	39,641,360	38,777,793	36,732,298	37,133,677
退職共済年金 人員	32,370	37,984	43,124	42,910	45,669	44,559
金額	29,984,087	33,715,439	36,297,573	35,178,913	33,167,521	33,355,884
障害共済年金 人員	299	303	323	346	323	355
金額	301,948	322,818	335,814	372,777	326,396	379,760
遺族共済年金 人員	3,796	3,816	4,070	4,235	4,465	4,753
金額	2,734,346	2,787,967	2,971,489	3,208,218	3,201,041	3,373,676
退職年金 人員	10	10	7	3	3	4
金額	15,735	15,217	10,412	4,943	6,041	9,739
減額退職年金 人員	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
通算退職年金 人員	2	8	31	24	75	8
金額	2,134	2,518	8,038	5,261	16,013	2,361
障害年金 人員	11	10	9	1	6	4
金額	15,343	12,346	13,547	1,688	8,445	8,134
遺族年金 人員	12	5	5	6	6	4
金額	10,302	5,113	4,264	5,790	6,346	3,904
通算遺族年金 人員	—	2	3	2	1	1
金額	—	134	223	204	494	219

(注) 在職分(既裁定)を除く。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計 人員	293,355	309,391	328,688	347,841	370,420	389,127
金額	288,782,608	294,629,638	303,544,180	314,198,323	320,782,996	329,190,457
退職共済年金 人員	221,726	237,137	255,750	274,162	295,674	313,075
金額	224,838,000	230,667,906	239,590,207	250,223,438	256,611,998	264,876,941
障害共済年金 人員	1,750	1,856	1,946	2,066	2,212	2,338
金額	1,771,563	1,885,927	1,967,502	2,088,346	2,214,266	2,329,503
遺族共済年金 人員	45,416	47,811	50,211	52,553	55,104	57,888
金額	33,713,146	35,521,957	37,412,345	39,190,919	41,101,075	42,969,654
退職年金 人員	7,901	7,450	6,959	6,476	6,009	5,583
金額	17,039,714	16,016,926	14,884,378	13,775,777	12,713,120	11,679,056
減額退職年金 人員	349	345	338	328	325	313
金額	553,383	546,112	531,480	517,205	511,344	488,622
通算退職年金 人員	9,751	8,750	7,812	6,946	6,167	5,399
金額	5,884,452	5,290,579	4,706,114	4,198,082	3,692,969	3,214,291
障害年金 人員	398	372	355	336	322	297
金額	630,399	581,066	563,145	534,415	510,952	464,544
遺族年金 人員	3,986	3,788	3,594	3,406	3,178	2,973
金額	3,710,415	3,536,767	3,357,892	3,192,677	2,989,532	2,788,999
通算遺族年金 人員	2,029	1,839	1,682	1,537	1,401	1,239
金額	586,034	533,693	484,677	442,352	406,025	353,927
恩給財団年金 人員	49	43	41	31	28	22
金額	55,502	48,706	46,441	35,114	31,716	24,919

(注) 在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/136.xls>

第137表 私立学校教職員共済長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《年金》						
新 規 裁 定	905,860	874,782	833,292	815,911	726,682	747,337
退 職 共 済 年 金	926,292	887,622	841,702	819,830	726,259	748,578
障 害 共 済 年 金	1,009,858	1,065,406	1,039,671	1,077,391	1,010,514	1,069,746
遺 族 共 済 年 金	720,323	730,599	730,096	757,548	716,918	709,799
退 職 年 金	1,573,510	1,521,720	1,487,414	1,647,500	2,013,733	2,434,775
減 額 退 職 年 金	—	—	—	—	—	—
通 算 退 職 年 金	1,067,100	314,788	259,303	219,225	213,512	295,063
障 害 年 金	1,394,836	1,234,560	1,505,178	1,687,600	1,407,567	2,033,475
遺 族 年 金	858,517	1,022,540	852,860	964,983	1,057,667	976,050
通 算 遺 族 年 金	—	66,800	74,300	101,850	493,900	219,200
年 度 末 現 在	984,413	952,289	923,502	903,281	865,998	845,972
退 職 共 済 年 金	1,014,035	972,720	936,814	912,685	867,888	846,049
障 害 共 済 年 金	1,012,322	1,016,124	1,011,049	1,010,816	1,001,024	996,366
遺 族 共 済 年 金	742,319	742,966	745,103	745,741	745,882	742,289
退 職 年 金	2,156,653	2,149,923	2,138,867	2,127,205	2,115,680	2,091,896
減 額 退 職 年 金	1,585,626	1,582,933	1,572,426	1,576,845	1,573,367	1,561,092
通 算 退 職 年 金	603,472	604,638	602,421	604,388	598,828	595,349
障 害 年 金	1,583,917	1,562,006	1,586,324	1,590,521	1,586,806	1,564,123
遺 族 年 金	930,862	933,677	934,305	937,368	940,696	938,109
通 算 遺 族 年 金	288,829	290,208	288,155	287,802	289,811	285,655
恩 給 財 団 年 金	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700
《一時金》						
返 還 一 時 金	1,497,460	835,759	1,052,400	1,214,219	793,578	1,463,291
脱 退 一 時 金	3,370,671	4,881,408	3,950,341	3,413,095	2,955,618	2,712,379
新 脱 退 一 時 金	627,768	573,062	623,103	627,895	553,790	626,683
障 害 一 時 金	1,338,900	—	—	—	—	—
死 亡 一 時 金	—	—	—	—	—	—
特 例 死 亡 一 時 金	—	—	—	—	—	404,700
恩 給 財 団 給 付 一 時 扶 助 金	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	—

(注) 在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/137.xls>

第138表 私立学校教職員共済短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	212,822,423	216,647,648	216,761,558	218,794,044	220,429,888	237,510,850
掛 金 収 入	188,806,664	192,248,205	192,769,682	193,230,033	194,388,790	195,925,882
掛 金	183,711,780	187,080,179	187,835,226	188,314,215	189,512,270	191,105,498
任 継 掛 金	5,094,884	5,168,026	4,934,456	4,915,818	4,876,520	4,820,383
介 護 掛 金 収 入	15,008,977	15,198,817	14,550,847	14,660,287	16,039,270	17,433,657
介 護 掛 金	14,751,304	14,938,615	14,308,452	14,412,732	15,769,501	17,147,398
任 継 介 護 掛 金	257,673	260,202	242,394	247,555	269,770	286,259
老健医療費拠出金還付金収益	.	.	.	1,276,688	—	—
高齢者医療運営等事業費助成	.	.	.	126	—	—
児童育成事業費補助金収益	.	.	.	63,400	160,860	80,430
事 業 雑 収 入	—	—	—	—	—	—
支 払 準 備 金 戻 入	8,612,679	8,653,986	8,808,958	9,101,757	9,419,216	9,881,162
事 業 外 収 益	381,353	533,178	601,696	434,508	412,612	319,012
前 期 損 益 修 正 益	12,750	13,461	30,376	27,246	9,139	7,125
当 期 損 失 金	—	—	—	—	—	13,863,583
支 出	212,822,423	216,647,648	216,761,558	218,794,044	220,429,888	237,510,850
保 健 給 付	93,501,956	95,606,576	99,105,424	102,679,328	107,213,451	110,913,968
休 業 給 付	4,869,563	4,295,995	4,357,001	4,598,657	5,046,957	5,154,619
災 害 給 付	20,795	37,605	19,738	28,579	19,569	1,440,896
附 加 給 付	3,562,337	3,670,932	3,586,287	3,554,242	3,877,605	4,633,529
老 人 保 健 拠 出 金	45,233,220	45,099,515	3,231,541	2,065	503,596	79,288
退 職 者 給 付 拠 出 金	35,086,838	41,583,216	17,300,266	10,726,755	8,936,660	12,074,873
前 期 高 齢 者 納 付 金	.	.	22,110,049	21,308,134	21,190,182	28,675,697
後 期 高 齢 者 支 援 金	.	.	31,382,043	36,249,059	39,471,024	44,171,731
病 床 転 換 支 援 金	.	.	20,362	29,507	—	—
介 護 納 付 金	14,850,006	14,807,992	14,197,493	14,684,274	16,183,157	17,597,808
そ の 他	2,016,031	2,221,368	2,209,554	2,244,879	2,491,955	2,377,264
支 払 準 備 金 繰 入	8,653,986	8,808,958	9,101,757	9,419,216	9,881,162	10,370,702
事 業 外 費 用	—	—	—	—	—	—
前 期 損 益 修 正 損	18,125	21,714	21,587	27,837	16,954	20,352
財 産 処 分 損	—	13,113	13,525	244,877	10,024	124
当 期 利 益 金	5,009,565	480,665	10,104,933	12,996,634	5,587,590	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/138.xls>

第139表 私立学校教職員共済長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	496,405,713	497,106,177	487,185,340	516,166,940	506,052,445	521,557,520
掛 金 収 入	291,757,687	304,887,005	318,984,488	329,949,771	341,945,065	354,899,644
掛 金	291,757,663	304,886,989	318,984,368	329,949,445	341,945,065	354,899,644
特 別 掛 金	24	16	120	326	—	—
基礎年金交付金	15,693,821	14,632,038	14,566,401	12,543,421	10,179,531	8,753,418
年金特別会計より受入	・	・	・	・	6	12
退職一時金等返還金	599,578	702,189	784,710	844,708	945,154	878,155
運 用 収 入	124,986,501	87,284,340	51,272,011	44,012,024	42,821,836	40,456,511
事業費国庫補助金収益	55,727,155	60,523,121	63,682,191	92,497,526	102,970,169	109,703,315
都道府県補助金収益	7,431,143	7,277,466	6,600,194	6,848,793	6,876,825	6,576,499
助成勘定より受入	—	10,859	36,585	50,000	70,000	100,000
責任準備金戻入	—	—	—	—	—	—
延 滞 金	99,858	70,502	73,048	83,569	69,764	56,103
事業外雑益	3,328	1,131	1,075	365	486	1,601
前期損益修正益	106,641	73,818	111,002	55,237	173,608	132,261
固定資産売却益	—	21,643,709	—	—	—	—
当期損失金	—	—	31,073,634	29,281,525	—	—
支 出	496,405,713	497,106,177	487,185,340	516,166,940	506,052,445	521,557,520
退 職 給 付	200,726,605	206,048,887	211,380,332	217,246,744	225,248,427	228,914,786
障 害 給 付	2,077,049	2,150,592	2,250,499	2,360,935	2,438,316	2,506,317
遺 族 給 付	34,609,780	35,899,962	37,120,233	38,290,889	39,366,200	40,338,057
恩給財団給付	48,989	47,196	41,438	38,323	29,828	23,881
基礎年金拠出金	148,454,736	159,220,793	169,095,165	185,058,750	205,136,822	215,713,314
年金保険者拠出金	8,129,656	7,401,660	8,012,978	9,647,083	18,964,329	21,938,653
不動産管理費	2,643	13,298	—	—	—	—
責任準備金繰入	—	—	—	—	—	—
事業外支出等	1,487,646	1,665,109	59,241,918	63,175,304	13,879,509	4,795,718
固定資産売却損	・	1,601,921	—	—	—	—
財産処分損	19,226	14,722	42,482	313,123	22,688	961
前期損益修正損	437	13,719	294	35,788	1,225	622
当期利益金	100,848,945	83,028,318	—	—	965,101	7,325,210
年度末現在責任準備金	—	—	—	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/139.xls>

第140表 私立学校教職員共済業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	5,520,256	5,009,880	5,050,338	5,018,808	5,017,968	4,124,364
掛 金	4,465,090	4,531,571	4,564,079	4,578,856	4,607,641	3,298,660
補 助 金	373,551	361,137	360,352	349,456	338,114	290,639
利 息 及 び 配 当 金	66,635	95,828	102,990	71,718	53,243	43,994
雑 益	21,364	21,110	20,853	18,777	18,835	17,332
退職給付引当金戻入	592,376	—	2,057	—	—	—
前期損益修正益	1,239	235	6	—	135	181
固定資産売却益	—	—	—	—	—	—
当期損失金	—	—	—	—	—	473,558
支 出	5,520,256	5,009,880	5,050,338	5,018,808	5,017,968	4,124,364
一 般 管 理 費	3,830,123	4,075,295	3,900,929	3,732,654	3,975,786	4,123,354
有 価 証 券 売 却 損	—	—	—	—	—	—
雑 損	—	—	—	—	—	—
前期損益修正損	11,329	1,686	254	338	898	374
固定資産除却損	1,597	1,494	355	6,620	6,404	636
財産処分損	—	—	43	3,579	211	—
当期利益金	1,677,206	931,405	1,148,757	1,275,617	1,034,669	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/140.xls>

第141表 私立学校教職員共済保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	6,963,627	7,888,012	7,377,680	12,748,994	7,303,086	7,651,574
掛 金	6,754,057	6,853,407	6,887,476	6,907,921	6,950,799	7,275,017
施 設 収 入	62,408	56,943	56,960	54,269	51,655	45,337
事 業 雑 収 入	—	—	—	—	—	—
特定健診国庫補助金	・	・	168,854	253,671	287,703	321,332
特別保健福祉事業費助成金	2,085	19,210	—	—	—	—
利 息 及 び 配 当 金	25,423	48,563	51,427	21,234	12,928	8,661
そ の 他	7,144	8,231	9,564	0	—	—
退職給付引当金戻入	112,471	—	—	—	—	—
前期損益修正益	39	52	1	335	0	1,227
当期損失金	—	901,606	203,397	5,511,564	—	—
支 出	6,963,627	7,888,012	7,377,680	12,742,163	7,303,086	7,651,574
保 健 事 業 費	1,882,986	1,976,581	2,143,050	2,261,451	2,310,607	2,467,286
特定健康診査等給付費	・	・	168,854	253,671	287,703	321,332
一 般 管 理 費	432,200	526,851	696,191	836,459	896,161	957,061
他 経 理 へ の 繰 入	2,044,769	4,945,529	4,171,067	9,194,421	3,286,706	3,545,400
事業資産減価償却費	150,748	150,523	150,520	150,676	150,899	122,481
事業外費用	60,713	49,625	47,552	45,485	43,417	41,350
前期損益修正損	2,345	1,971	380	—	354	362
財産処分損	—	189	66	—	324	—
固定資産除却損	391	122	—	—	72	67
固定資産評価損	・	236,620	—	—	—	—
当期利益金	2,389,475	—	—	—	326,842	196,235

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/141.xls>

10 農林漁業団体職員共済組合

第142表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
団 体 数	6,285	6,040	5,844	5,700	5,611	5,553
組 合 員 数	416,596	412,328	411,220	414,120	416,393	413,355
男	252,703	249,121	247,086	248,735	249,146	246,621
女	163,893	163,207	164,134	165,385	167,247	166,734
平均標準給与月額	295,681	295,174	294,895	292,316	291,490	290,199
男	334,976	334,218	333,872	330,187	328,427	326,448
女	235,092	235,577	236,219	235,360	236,466	236,583

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/142.xls>

第143表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成23年度末現在

標準給与 月額 (千円)	組合員数			標準給与 月額 (千円)	組合員数		
	計	男	女		計	男	女
総 数	413,355	246,621	166,734				
98	1,917	317	1,600	260	24,898	15,405	9,493
104	1,371	156	1,215	280	23,169	14,337	8,832
110	3,072	409	2,663	300	22,014	14,247	7,767
118	5,463	814	4,649	320	20,430	13,809	6,621
126	7,251	1,293	5,958	340	18,884	13,342	5,542
134	9,268	1,930	7,338	360	17,682	12,891	4,791
142	10,392	2,541	7,851	380	19,469	14,782	4,687
150	12,300	3,677	8,623	410	19,613	15,596	4,017
160	14,133	5,280	8,853	440	15,383	12,498	2,885
170	14,053	5,881	8,172	470	11,266	9,231	2,035
180	14,793	7,017	7,776	500	7,903	6,445	1,458
190	15,531	7,820	7,711	530	5,313	4,398	915
200	22,946	12,508	10,438	560	3,917	3,310	607
220	27,945	15,874	12,071	590	3,046	2,566	480
240	25,640	15,194	10,446	620	14,293	13,053	1,240

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/143.xls>

第144表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)			23 (2011)		
	共済年金	移行年金	特例年金	共済年金	移行年金	特例年金
合 計	件数 655	1,633,707	2,219,956	1,064	1,576,216	2,088,430
	金額 539,954	239,031,927	84,155,427	1,251,516	226,908,420	70,984,561
退職共済年金	件数 318	1,028,567	1,042,926	377	1,007,729	1,023,645
	金額 236,705	124,230,706	22,045,701	234,183	119,804,110	21,080,042
障害共済年金	件数 —	11,664	16,321	2	11,083	15,514
	金額 —	1,251,944	676,788	338	1,188,025	642,570
遺族共済年金	件数 14	237,621	258,292	40	227,783	247,956
	金額 9,528	34,456,252	7,386,410	18,093	32,779,929	6,946,666
退職年金	件数 98	196,717	192,145	303	182,176	177,838
	金額 246,815	57,285,971	5,441,575	921,192	52,853,535	5,041,425
減額退職年金	件数 9	27,188	26,955	30	26,120	25,897
	金額 21,917	5,758,505	554,562	51,042	5,480,308	529,240
通算退職年金	件数 21	52,078	52,012	11	46,165	46,117
	金額 13,253	3,905,699	378,747	7,615	3,402,014	330,986
退職一時金	件数 175	.	.	273	.	.
	金額 2,406	.	.	3,579	.	.
脱退一時金	件数 —	.	.	—	.	.
	金額 —	.	.	—	.	.
障害年金	件数 —	6,530	6,343	3	6,106	5,900
	金額 —	1,504,354	140,130	1,702	1,390,071	128,499
障害一時金	件数 —	.	.	—	.	.
	金額 —	.	.	—	.	.
遺族年金	件数 1	66,378	65,813	3	62,588	62,007
	金額 612	10,353,429	834,704	2,260	9,750,095	774,182
通算遺族年金	件数 —	6,964	6,934	—	6,466	6,435
	金額 —	285,066	27,600	—	260,332	25,293
返還一時金	件数 14	.	.	10	.	.
	金額 8,396	.	.	5,302	.	.
死亡一時金	件数 5	.	.	9	.	.
	金額 321	.	.	1,063	.	.
特例死亡一時金	件数 —	.	.	3	.	.
	金額 —	.	.	5,149	.	.
外国人一時金	件数 —	.	.	—	.	.
	金額 —	.	.	—	.	.
特例高齢農林年金	件数 .	.	521,604	.	.	456,294
	金額 .	.	8,422,259	.	.	7,332,047
特例高齢農林一時金	件数 .	.	30,599	.	.	20,814
	金額 .	.	38,226,794	.	.	28,107,829
特例遺族農林年金	件数 .	.	—	.	.	—
	金額 .	.	—	.	.	—
特例脱退一時金	件数 .	.	5	.	.	8
	金額 .	.	16,923	.	.	37,652
特例返還一時金	件数 .	.	7	.	.	5
	金額 .	.	3,232	.	.	8,129

(注) 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、「移行年金」は厚生年金から支給される年金であり、「特例年金」は職域加算部分(3階部分)の給付について農林漁業団体職員共済組合から支給される年金である。「共済年金」は、権利が発生していたにも関わらず未請求だったものである。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/144.xls>

第145表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	人員 15,878 金額 1,500,798	人員 24,006 金額 2,241,105	人員 24,878 金額 2,143,493	人員 28,051 金額 2,170,710	人員 22,504 金額 1,676,148	人員 20,646 金額 1,560,480
退職共済年金	人員 1,237 金額 26,622	人員 823 金額 17,473	人員 1,083 金額 18,901	人員 2,426 金額 37,194	人員 1,465 金額 18,364	人員 702 金額 8,728
障害共済年金	人員 24 金額 2,202	人員 30 金額 3,164	人員 29 金額 2,813	人員 22 金額 2,214	人員 23 金額 2,126	人員 23 金額 2,615
遺族共済年金	人員 16 金額 1,263	人員 16 金額 581	人員 79 金額 2,267	人員 40 金額 1,461	人員 52 金額 901	人員 39 金額 1,884
退職年金	人員 22 金額 2,683	人員 16 金額 2,094	人員 11 金額 1,451	人員 10 金額 1,290	人員 6 金額 763	人員 6 金額 868
減額退職年金	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —
通算退職年金	人員 43 金額 686	人員 49 金額 790	人員 54 金額 608	人員 132 金額 1,529	人員 85 金額 688	人員 50 金額 364
障害年金	人員 7 金額 701	人員 7 金額 1,705	人員 6 金額 593	人員 3 金額 322	人員 5 金額 1,605	人員 4 金額 449
遺族年金	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 1 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —
通算遺族年金	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 1 金額 —	人員 1 金額 —	人員 3 金額 64	人員 2 金額 17
特例老齢農林年金	人員 14,528 金額 1,465,614	人員 23,065 金額 2,215,297	人員 23,614 金額 2,116,848	人員 25,417 金額 2,126,694	人員 20,865 金額 1,651,638	人員 19,820 金額 1,545,554
特例障害農林年金	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —
遺族農林年金	人員 1 金額 1,027	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —
特例老齢農林一時金	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 34,949	人員 — 金額 17,150
	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 —	人員 — 金額 43,281,816	人員 — 金額 23,920,630

- (注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分（3階部分））の数値である。
 2 平成20年度以降の「…」は、個人情報保護のために数値が公表されていない。そのため、平成20年度以降の金額合計は年金種別の計とは必ずしも一致しない。
 3 平成22年度以降の「特例老齢農林一時金」は、合計には含まれていない。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	人員 381,076 金額 48,560,816	人員 395,970 金額 50,082,005	人員 412,377 金額 51,015,018	人員 429,125 金額 51,581,725	人員 404,635 金額 48,667,770	人員 397,594 金額 46,449,401
退職共済年金	人員 251,089 金額 28,829,431	人員 271,436 金額 31,050,012	人員 292,680 金額 32,732,492	人員 315,794 金額 34,274,169	人員 297,006 金額 32,269,676	人員 296,176 金額 31,137,801
障害共済年金	人員 3,384 金額 897,406	人員 3,308 金額 883,613	人員 3,260 金額 863,941	人員 3,189 金額 844,611	人員 3,114 金額 815,174	人員 3,034 金額 784,592
遺族共済年金	人員 49,282 金額 8,495,849	人員 47,924 金額 8,307,648	人員 46,809 金額 8,070,297	人員 45,174 金額 7,739,008	人員 43,705 金額 7,426,200	人員 41,897 金額 6,968,580
退職年金	人員 42,720 金額 7,580,913	人員 40,343 金額 7,176,736	人員 38,193 金額 6,798,488	人員 35,519 金額 6,320,289	人員 33,095 金額 5,879,926	人員 30,655 金額 5,427,046
減額退職年金	人員 5,209 金額 700,081	人員 5,087 金額 683,954	人員 4,953 金額 664,109	人員 4,754 金額 635,856	人員 4,568 金額 610,011	人員 4,399 金額 586,803
通算退職年金	人員 12,198 金額 565,967	人員 11,335 金額 524,672	人員 10,537 金額 485,742	人員 9,571 金額 438,123	人員 8,700 金額 395,733	人員 7,770 金額 353,589
障害年金	人員 1,814 金額 291,515	人員 1,740 金額 279,843	人員 1,673 金額 264,164	人員 1,570 金額 243,897	人員 1,506 金額 234,039	人員 1,400 金額 217,895
遺族年金	人員 13,805 金額 1,162,251	人員 13,297 金額 1,139,898	人員 12,848 金額 1,102,118	人員 12,224 金額 1,054,509	人員 11,687 金額 1,007,574	人員 11,097 金額 945,995
通算遺族年金	人員 1,575 金額 37,403	人員 1,500 金額 35,630	人員 1,424 金額 33,667	人員 1,330 金額 31,262	人員 1,254 金額 29,437	人員 1,166 金額 27,102

- (注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分（3階部分））の数値である。
 2 「退職共済年金」には、特例老齢農林年金を含む。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/145.xls>

第146表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《年金》						
新 規 裁 定	94,521	93,356	86,160	77,384	74,482	75,583
退 職 共 済 年 金	21,522	21,231	17,452	15,331	12,535	12,433
障 害 共 済 年 金	91,758	105,450	97,000	100,645	92,422	113,713
遺 族 共 済 年 金	78,944	36,338	28,695	36,513	17,327	48,318
退 職 年 金	121,968	130,894	131,873	129,000	127,117	144,733
減 額 退 職 年 金	—	—	—	—	—	—
通 算 退 職 年 金	15,947	16,131	11,256	11,585	8,093	7,278
障 害 年 金	100,100	243,629	98,800	107,333	320,900	112,350
遺 族 年 金	—	—	…	—	—	—
通 算 遺 族 年 金	—	—	…	…	21,433	8,400
特 例 老 齡 農 林 年 金	100,882	96,046	89,644	83,672	79,158	77,980
特 例 遺 族 農 林 年 金	1,027,000	—	—	—	—	—
年 度 末 現 在	127,431	126,479	123,710	120,202	120,276	116,826
退 職 共 済 年 金	121,191	123,014	122,376	120,846	119,859	116,545
障 害 共 済 年 金	265,191	267,114	265,012	264,851	261,777	258,600
遺 族 共 済 年 金	172,375	173,333	172,391	171,297	169,897	166,306
退 職 年 金	177,456	177,893	178,004	177,941	177,668	177,036
減 額 退 職 年 金	134,398	134,451	134,082	133,752	133,540	133,395
通 算 退 職 年 金	46,398	46,288	46,099	45,776	45,487	45,507
障 害 年 金	160,703	160,829	157,899	155,348	155,405	155,639
遺 族 年 金	84,191	85,726	85,781	86,265	86,213	85,248
通 算 遺 族 年 金	23,748	23,754	23,642	23,505	23,474	23,243
特 例 老 齡 農 林 年 金	95,499	95,480	93,873	91,608	91,340	88,344
特 例 遺 族 農 林 年 金	1,027,000	—	…	…	…	…
《一時金》						
退 職 一 時 金	5,754	26,286	13,341	11,605	13,748	13,110
脱 退 一 時 金	—	—	—	—	—	—
障 害 一 時 金	2,095,700	—	—	—	—	—
返 還 一 時 金	3,250,300	1,053,136	652,450	849,655	599,707	530,190
死 亡 一 時 金	—	—	272,514	388,700	64,264	118,102
特 例 死 亡 一 時 金	—	—	…	—	—	1,716,167
外 国 人 一 時 金	—	—	—	—	—	—
特 例 年 金						
特 例 脱 退 一 時 金	100,000	1,243,800	—	4,320,125	3,384,680	4,706,538
特 例 返 還 一 時 金	—	508,300	1,565,400	1,622,467	461,771	1,625,840
特 例 老 齡 農 林 一 時 金	—	—	—	—	1,249,282	1,350,429

(注)1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金(職域加算部分(3階部分))の数値である。

2 一時金の特例年金以外は、共済年金(権利が発生していたにも関わらず未請求だったもの)である。

3 平成20年度以降の「…」は、個人情報保護のために数値が公表されていない。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/146.xls>

第147表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	773,151,041	739,330,045	514,711,521	532,577,411	514,721,765	445,029,505
国庫補助金	1,459,511	1,515,658	1,416,292	1,271,078	1,251,810	1,165,612
負担金収入	22,945,791	22,658,788	25,547,216	29,798,762	29,834,082	29,661,633
厚生年金保険料 相当額収入	—	—	—	—	—	—
給付金返還金	161,625	70,433	55,859	61,785	185,795	228,641
雑収入	230	—	11	0	1	8,287
運用収入	4,408,362	3,550,047	5,187,749	5,419,627	4,759,818	4,489,964
責任準備金戻入	472,275,020	440,276,571	418,417,791	420,856,736	419,382,551	353,515,604
不足責任準備金繰入	271,900,353	45,670,392	63,835,020	75,169,169	59,307,708	55,959,764
事業外収益	149	143	—	255	—	—
固定資産売却益	—	225,588,013	138,480	—	—	—
旧福祉経理より受入	・	・	113,104	—	—	—
支 出	773,151,041	739,330,045	514,711,521	532,577,411	514,721,765	445,029,505
退職給付金	35,175,924	35,943,317	36,876,177	38,051,916	75,606,893	63,681,169
障害給付金	963,089	921,087	890,782	858,786	816,918	772,782
遺族給付金	9,562,136	9,293,128	8,976,789	8,649,455	8,258,363	7,771,789
その他事業費用	103,711	1,785,137	152,919	50,320	116,121	195,160
業務経理へ繰入金	1,102,376	1,063,441	1,279,536	1,740,217	1,226,012	1,212,518
責任準備金繰入	440,276,571	418,417,791	420,856,736	419,382,551	353,515,604	312,078,830
不足責任準備金戻入	285,945,318	271,900,353	45,670,392	63,835,020	75,169,169	59,307,708
事業外費用	20,956	4,538	2,629	6,404	10,368	7,047
前期損益修正損	960	1,253	5,562	2,742	2,317	2,503
年度末現在給付準備金	440,276,571	418,417,791	420,856,736	419,382,551	353,515,604	312,078,830

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/147.xls>

第148表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	2,150,311	2,256,251	2,090,388	2,224,673	2,058,803	1,969,083
国庫補助金	331,758	320,691	317,369	303,826	301,054	264,314
事務受託料	698,765	596,185	471,226	501,110	489,929	454,021
助成金	—	—	—	—	—	—
給付経理より受入	1,096,463	1,063,441	1,279,536	1,381,196	1,226,012	1,212,085
資産見返繰入金戻入	16,345	256,264	4,030	22,799	29,035	29,357
受取利息	6,346	18,935	17,634	14,097	12,393	8,922
雑益	634	735	593	1,645	379	384
支 出	2,150,311	2,256,251	2,090,388	2,224,673	2,058,803	1,969,083
人件費	1,130,140	1,117,672	1,057,767	954,383	940,594	894,428
事務費	1,003,827	1,117,773	1,028,591	1,247,491	1,089,174	1,045,748
減価償却費	16,129	19,119	3,794	17,986	29,035	28,759
雑損	216	1,687	235	4,813	—	148
固定資産除却損	—	—	—	—	—	—

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/148.xls>

11 船員保険

第149表 船員保険適用状況

年度末現在

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《船舶所有者数》						
普通保険	6,460	6,347	6,292	6,237	6,173	6,155
漁船	2,628	2,550	2,516	2,483	2,461	2,451
その他の	3,838	3,802	3,781	3,760	3,720	3,711
失業保険	4,205	4,121	4,036	3,958	3,908	3,832
《被保険者数》						
普通保険						
強制適用	63,288	61,935	60,831	59,732	59,282	58,195
漁船	23,090	21,750	20,367	19,457	18,892	18,241
その他の	40,198	40,185	40,464	40,275	40,390	39,954
任意継続適用	5,661	4,146	4,003	3,767	3,522	3,673
失業保険	52,216	50,791	49,526	48,753	48,333	47,329
《被扶養者数》	116,197	107,503	103,118	97,846	94,602	82,266
被保険者1人当り被扶養者数	1.685	1.627	1.590	1.541	1.506	1.334
《平均標準報酬月額》						
普通保険						
強制適用	386,646	383,845	381,364	383,848	395,526	398,822
漁船	332,947	329,453	328,997	335,188	359,636	368,731
その他の	417,491	413,285	407,723	407,356	412,312	412,560
任意継続適用	325,555	329,937	323,068	321,434	315,727	320,602
失業保険	410,448	407,874	406,203	408,697	419,944	424,254

(注) 船舶所有者数の「漁船」「その他」は延数である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」、一部厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/149.xls>

第150表 船員保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成21年3月末現在

標準報酬 月額 (千円) 総数	普通保険(強制適用)			失業保険
	合計	漁船	その他	
	58,195	18,241	39,954	47,329
58	105	45	60	32
68	50	31	19	5
78	60	45	15	7
88	104	71	33	19
98	878	527	351	207
104	164	110	54	44
110	208	177	31	21
118	296	252	44	177
126	266	217	49	96
134	286	252	34	96
142	236	218	18	114
150	879	600	279	325
160	282	228	54	107
170	513	326	187	241
180	978	617	361	584
190	588	381	207	267
200	1,761	902	859	966
220	1,532	809	723	965
240	2,016	748	1,268	1,383
260	2,464	897	1,567	1,846
280	2,462	765	1,697	2,021
300	3,798	979	2,819	3,131
320	2,556	604	1,952	2,226
340	2,916	773	2,143	2,573
360	3,229	721	2,508	2,861
380	3,811	797	3,014	3,441
410	4,424	797	3,627	4,078
440	3,789	676	3,113	3,531
470	3,163	556	2,607	2,940
500	2,839	534	2,305	2,607
530	2,240	447	1,793	2,064
560	1,781	428	1,353	1,619
590	1,486	377	1,109	1,369
620	1,058	321	737	943
650	805	244	561	699
680	655	198	457	569
710	609	212	397	516
750	516	200	316	454
790	322	141	181	268
830	314	129	185	264
880	283	124	159	249
930	166	56	110	155
980	201	82	119	187
1,030	114	50	64	109
1,090	129	53	76	121
1,150	77	56	21	71
1,210	786	468	318	761

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/150.xls>

第151表 船員保険疾病部門給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	件数	1,644,520	1,586,760	1,586,657	1,579,993	1,557,417	1,537,280
	金額	26,527,390	25,379,268	25,539,753	24,893,437	25,471,344	25,267,471
被 保 險 者 分	件数	594,798	570,184	566,828	564,308	561,647	557,917
	金額	14,173,773	13,531,100	13,365,444	12,888,658	13,167,816	13,076,260
診 療 費	件数	422,392	401,658	396,216	388,824	383,738	378,247
	日数	1,019,783	940,876	894,273	856,084	824,677	800,294
	金額	8,639,179	8,136,583	7,922,287	7,455,294	7,687,954	7,547,428
薬 剤 支 給	件数	141,712	138,921	141,557	145,513	148,828	150,560
	枚数	186,458	179,329	179,944	182,719	184,508	184,434
	金額	988,504	995,464	1,064,633	1,089,814	1,167,978	1,200,971
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	12,400	11,408	10,609	10,218	9,990	9,597
	回数	169,220	153,172	136,855	349,013	346,041	327,583
	金額	301,787	276,678	253,448	192,693	187,341	177,558
訪問看護療養費	件数	35	37	19	26	36	43
	日数	348	397	245	227	317	263
	金額	3,005	3,309	1,705	1,831	2,872	2,560
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	1	1	1	—	—	—
	回数	13	24	32	—	—	—
	金額	2	3	4	—	—	—
療 養 費	件数	13,932	13,842	13,724	14,476	14,496	14,967
	金額	165,593	168,674	170,374	179,982	160,534	149,447
移 送 費	件数	34	26	22	18	12	15
	金額	22,018	5,248	3,982	6,843	3,227	7,145
高 額 療 養 費	件数	2,258	2,071	1,851	2,102	1,401	898
	金額	265,052	273,371	239,714	265,936	164,541	81,170
傷 病 手 当 金	件数	14,142	13,355	13,141	13,086	12,875	12,927
		(5,588)	(5,320)	(5,375)	(5,307)	(5,114)	(5,131)
	日数	443,982	418,952	409,221	416,126	412,978	418,846
	金額	3,593,351	3,480,840	3,503,423	3,519,707	3,604,654	3,732,628
葬 祭 料		(1,744,859)	(1,669,701)	(1,789,235)	(1,792,508)	(1,738,512)	(1,762,177)
	件数	272	246	256	234	252	243
		(43)	(50)	(56)	(53)	(62)	(48)
	金額	185,721	177,348	188,301	163,162	182,670	168,143
	(30,853)	(38,748)	(43,253)	(39,330)	(55,270)	(37,531)	
出 産 育 児 一 時 金	件数	6	10	12	10	3	11
	金額	1,800	3,000	3,600	3,200	1,050	3,940
出 産 手 当 金	件数	14	17	29	19	6	6
	日数	1,504	2,225	2,519	2,022	923	1,177
	金額	7,761	10,582	13,971	10,197	4,995	5,270
	件数	1,032,065	984,247	971,497	950,933	918,230	900,407
被 扶 養 者 分	金額	11,951,274	11,116,461	11,119,224	10,628,089	10,671,931	10,520,572
	件数	734,755	693,682	678,611	654,632	626,150	609,892
	日数	1,545,242	1,422,323	1,361,457	1,284,920	1,212,112	1,164,495
診 療 費	金額	9,069,053	8,337,141	8,278,828	7,811,951	8,017,029	8,133,337
	件数	270,813	264,246	266,138	268,353	265,657	265,452
	枚数	396,553	380,210	375,356	374,727	368,277	361,438
薬 剤 支 給	金額	1,391,968	1,350,733	1,399,013	1,402,495	1,459,108	1,505,965
	件数	12,395	10,866	10,601	10,099	9,570	9,332
	回数	157,493	141,104	132,987	342,883	326,027	320,915
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	金額	216,208	196,513	186,773	137,235	129,386	127,596

訪問看護療養費	件数	187	204	255	325	338	341
	日数	896	1,053	1,461	2,083	1,928	2,097
	金額	6,002	7,105	9,725	13,562	12,566	14,668
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	—	1	1	7	3	2
	回数	—	92	86	2,463	160	59
	金額	—	26	11	229	11	8
療 養 費	件数	20,718	20,688	20,827	21,996	22,002	21,835
	金額	124,133	126,403	119,690	126,709	130,891	124,658
移 送 費	件数	4	3	5	—	3	4
	金額	46	128	276	—	35	70
高 額 療 養 費	件数	3,576	3,549	3,786	3,760	2,359	1,573
	金額	340,198	345,600	359,036	353,244	201,832	114,735
家 族 葬 祭 料	件数	784	773	774	768	658	213
	金額	435,266	422,512	435,872	431,414	350,174	110,915
家族出産育児一時金	件数	1,228	1,101	1,100	1,092	1,060	1,095
	金額	368,400	330,300	330,000	351,250	370,900	388,620
高 齢 受 給 者 分 (一 般)	件数	15,632	29,362	43,773	58,582	70,299	71,760
	金額	302,158	605,732	904,770	1,166,141	1,421,744	1,482,148
診 療 費	件数	11,087	20,671	30,609	40,263	47,916	48,617
	日数	29,830	56,479	81,556	103,957	122,766	125,579
	金額	247,019	498,434	734,544	937,171	1,130,967	1,206,808
薬 剤 支 給	件数	4,545	8,691	13,150	18,303	22,360	23,106
	枚数	7,400	13,673	19,831	27,332	32,824	33,323
	金額	49,535	94,133	150,827	208,102	264,887	245,538
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	280	564	827	1,126	1,347	1,458
	回数	3,841	8,658	12,549	47,207	58,749	63,969
	金額	5,603	13,165	18,892	19,922	24,494	27,634
訪問看護療養費	件数	・	・	14	16	23	37
	日数	・	・	59	117	180	271
	金額	・	・	507	947	1,395	2,168
高 齢 受 給 者 分 (一 定 以 上 所 得 者)	件数	1,596	2,507	4,013	5,442	6,730	6,678
	金額	44,040	61,935	81,303	131,498	119,203	148,740
診 療 費	件数	1,207	1,873	2,865	3,769	4,675	4,584
	日数	3,526	5,314	6,807	8,586	10,295	10,648
	金額	39,058	54,684	69,808	114,032	98,067	126,039
薬 剤 支 給	件数	389	634	1,148	1,673	2,055	2,094
	枚数	588	1,000	1,631	2,261	2,777	2,809
	金額	3,744	5,575	9,817	15,529	19,307	20,106
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	56	66	81	124	117	134
	回数	703	1,007	1,066	4,209	4,016	5,225
	金額	1,239	1,676	1,677	1,937	1,829	2,595
世 帯 合 算 高 額 療 養 費	件数	429	460	546	728	511	518
	金額	56,146	64,040	69,013	79,050	90,651	39,751

(注) 1 () 内の数字は職務上(再掲)を示す。

2 被保険者分及び被扶養者分の「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給)」「療養費」「移送費」「高額療養費」「傷病手当金」「(家族)葬祭料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、高齢受給者分が含まれている。

3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」及び「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び回数は診療費の再掲であり、件数及び日数の合計には含まれていない。

4 「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。

5 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

6 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

7 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/151.xls>

第152表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	
被 保 険 者 分	件数	422,392	401,658	396,216	388,824	383,738	378,247	
	日数	1,019,783	940,876	894,273	856,084	824,677	800,294	
	金額	8,639,179	8,136,583	7,922,287	7,455,294	7,687,954	7,547,428	
	一 般 診 療	件数	341,334	324,182	318,335	314,394	312,890	306,964
		日数	805,214	739,911	695,167	672,090	653,070	628,795
		金額	7,268,460	6,854,920	6,668,440	6,391,735	6,779,526	6,618,586
	入 院	件数	14,040	12,854	11,931	11,442	11,181	10,718
		日数	201,610	181,677	161,967	152,657	149,065	140,231
		金額	4,269,620	4,010,891	3,816,031	3,623,836	4,030,969	3,955,631
	入 院 外	件数	327,294	311,328	306,404	302,952	301,709	296,246
		日数	603,604	558,234	533,200	519,433	504,005	488,564
		金額	2,998,840	2,844,029	2,852,409	2,767,899	2,748,557	2,662,955
歯 科 診 療	件数	81,058	77,476	77,881	74,430	70,848	71,283	
	日数	214,569	200,965	199,106	183,994	171,607	171,499	
	金額	1,370,720	1,281,663	1,253,846	1,063,559	908,429	928,843	
被 扶 養 者 分	件数	734,755	693,682	678,611	654,632	626,150	609,892	
	日数	1,545,242	1,422,323	1,361,457	1,284,920	1,212,112	1,164,495	
	金額	9,069,053	8,337,141	8,278,828	7,811,951	8,017,029	8,133,337	
	一 般 診 療	件数	613,803	576,646	562,645	543,684	520,986	506,419
		日数	1,257,438	1,153,072	1,099,129	1,039,280	980,964	941,292
		金額	7,910,837	7,261,710	7,226,724	6,842,151	7,093,626	7,208,720
	入 院	件数	13,582	11,948	11,783	11,117	10,512	10,415
		日数	176,830	158,099	150,875	138,353	131,040	131,280
		金額	3,290,578	2,941,722	2,963,265	2,807,510	3,085,665	3,261,189
	入 院 外	件数	600,221	564,698	550,862	532,567	510,474	496,004
		日数	1,080,608	994,973	948,254	900,927	849,924	810,012
		金額	4,620,259	4,319,988	4,263,459	4,034,641	4,007,961	3,947,531
歯 科 診 療	件数	120,952	117,036	115,966	110,948	105,164	103,473	
	日数	287,804	269,251	262,328	245,640	231,148	223,203	
	金額	1,158,215	1,075,431	1,052,104	969,801	923,403	924,616	
高 齢 受 給 者 分 (一 般)	件数	11,087	20,671	30,609	40,263	47,916	48,617	
	日数	29,830	56,479	81,556	103,957	122,766	125,579	
	金額	247,019	498,434	734,544	937,171	1,130,967	1,206,808	
	一 般 診 療	件数	10,237	19,017	28,078	37,247	44,048	44,652
		日数	27,588	52,127	74,923	95,938	113,109	115,635
		金額	232,815	469,826	690,755	886,088	1,071,512	1,148,966
	入 院	件数	293	594	880	1,191	1,396	1,528
		日数	4,261	9,534	13,956	18,516	22,378	24,435
		金額	108,558	241,461	354,101	452,070	566,749	645,217
	入 院 外	件数	9,944	18,423	27,198	36,056	42,652	43,124
		日数	23,327	42,593	60,967	77,422	90,731	91,200
		金額	124,257	228,365	336,654	434,018	504,763	503,749
歯 科 診 療	件数	850	1,654	2,531	3,016	3,868	3,965	
	日数	2,242	4,352	6,633	8,019	9,657	9,944	
	金額	14,205	28,608	43,789	51,082	59,456	57,842	
高 齢 受 給 者 分 (一 定 以 上 所 得 者)	件数	1,207	1,873	2,865	3,769	4,675	4,584	
	日数	3,526	5,314	6,807	8,586	10,295	10,648	
	金額	39,058	54,684	69,808	114,032	98,067	126,039	
	一 般 診 療	件数	1,055	1,644	2,495	3,334	4,059	3,905
		日数	3,102	4,689	5,863	7,511	8,815	9,030
		金額	36,562	50,943	64,715	107,851	90,839	117,714
	入 院	件数	57	73	85	128	124	153
		日数	782	1,201	1,146	1,713	1,568	2,271
		金額	24,985	31,843	35,722	75,429	50,293	78,008
	入 院 外	件数	998	1,571	2,410	3,206	3,935	3,752
		日数	2,320	3,488	4,717	5,798	7,247	6,759
		金額	11,577	19,100	28,993	32,422	40,546	39,706
歯 科 診 療	件数	152	229	370	435	616	679	
	日数	424	625	944	1,075	1,480	1,618	
	金額	2,496	3,740	5,093	6,180	7,228	8,325	

(注) 1 被保険者分及び被扶養者分は、高齢受給者分を除く。
 2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
 3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB) <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/152.xls>

第153表 船員保険疾病部門給付諸率

(単位 金額：円)

区 分		平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	
《被保険者分》								
診 療 費	1000人当件数	6,013.37	6,041.33	6,064.99	6,105.16	6,127.78	6,125.28	
	1件当日数	2.41	2.34	2.26	2.20	2.15	2.12	
	1件当金額	20,453	20,257	19,995	19,174	20,034	19,954	
	1人当金額	122,991	122,382	121,269	117,060	122,766	122,222	
	一 般 診 療	1000人当件数	4,859.40	4,876.02	4,872.87	4,936.47	4,996.41	4,970.92
		1件当日数	2.36	2.28	2.18	2.14	2.09	2.05
		1件当金額	21,294	21,145	20,948	20,330	21,667	21,561
	入 院	1000人当件数	103,477	103,105	102,076	100,360	108,259	107,180
		1件当日数	199.88	193.34	182.63	179.66	178.55	173.57
		1件当金額	14.36	14.13	13.58	13.34	13.33	13.08
	入 院 外	1000人当件数	304,104	312,034	319,842	316,713	360,520	369,064
		1件当日数	60,784	60,328	58,413	56,900	64,369	64,057
1人当金額		4,659.51	4,682.68	4,690.21	4,756.83	4,817.89	4,797.36	
入 院 外	1件当日数	1.84	1.79	1.74	1.71	1.67	1.65	
	1件当金額	9,163	9,135	9,309	9,136	9,110	8,989	
	1人当金額	42,693	42,777	43,663	43,460	43,891	43,123	
歯 科 診 療	1000人当件数	1,153.98	1,165.32	1,192.15	1,168.67	1,131.35	1,154.35	
	1件当日数	2.65	2.59	2.56	2.47	2.42	2.41	
	1件当金額	16,910	16,543	16,100	14,289	12,822	13,030	
傷 病 手 当 金	1人当金額	19,514	19,277	19,193	16,700	14,506	15,042	
	1000人当件数	199.50	198.91	198.72	202.65	202.53	206.07	
	1人当日数	6.26	6.24	6.19	6.44	6.50	6.68	
葬 祭 料	1件当金額	254,091	260,639	266,602	268,967	279,973	288,747	
	1000人当件数	3.84	3.66	3.87	3.62	3.96	3.87	
	1人当日数	0.20	0.25	0.44	0.29	0.09	0.10	
出 産 手 当 金	1000人当件数	0.20	0.25	0.44	0.29	0.09	0.10	
	1件当金額	554,348	622,497	481,768	536,685	832,568	878,312	
《被扶養者分》								
診 療 費	1000人当件数	7,026.53	7,170.01	7,328.96	7,456.75	7,441.72	7,548.37	
	1件当日数	2.10	2.05	2.01	1.96	1.94	1.91	
	1件当金額	12,343	12,019	12,200	11,933	12,804	13,336	
	1人当金額	86,728	86,174	89,411	88,984	95,281	100,663	
	一 般 診 療	1000人当件数	5,869.84	5,960.29	6,076.54	6,192.94	6,191.82	6,267.72
		1件当日数	2.05	2.00	1.95	1.91	1.88	1.86
		1件当金額	12,888	12,593	12,844	12,585	13,616	14,235
	入 院	1人当金額	75,652	75,058	78,048	77,937	84,306	89,219
		1000人当件数	129.89	123.50	127.26	126.63	124.93	128.90
		1件当日数	13.02	13.23	12.80	12.45	12.47	12.60
	入 院 外	1件当金額	242,275	246,210	251,486	252,542	293,537	313,124
		1人当金額	31,468	30,406	32,003	31,980	36,673	40,362
1000人当件数		5,739.97	5,836.81	5,949.28	6,066.33	6,066.92	6,138.83	
入 院 外	1件当日数	1.80	1.76	1.72	1.69	1.66	1.63	
	1件当金額	7,698	7,650	7,740	7,576	7,851	7,959	
	1人当金額	44,184	44,652	46,045	45,958	47,634	48,857	
歯 科 診 療	1000人当件数	1,156.68	1,209.70	1,252.43	1,263.78	1,249.86	1,280.64	
	1件当日数	2.38	2.30	2.26	2.21	2.20	2.16	
	1件当金額	9,576	9,189	9,073	8,741	8,781	8,936	
家 族 葬 祭 料	1人当金額	11,076	11,116	11,363	11,047	10,975	11,444	
	1000人当件数	6.60	7.03	7.34	7.68	6.86	2.56	

第3部 社会保障関係統計資料編

《高齢受給者分（一般）》								
診 療 費	1000人当件数	15,299.45	15,526.54	15,839.07	16,143.95	16,252.81	16,783.29	
	1件当日数	2.69	2.73	2.66	2.58	2.56	2.58	
	1件当金額	22,280	24,113	23,998	23,276	23,603	24,823	
	1人当金額	340,873	374,387	380,100	375,770	383,617	416,608	
入 院	1000人当件数	404.32	446.17	455.37	477.55	473.51	527.49	
	1件当日数	14.54	16.05	15.86	15.55	16.03	15.99	
	1件当金額	370,505	406,500	402,388	379,572	405,980	422,262	
	1人当金額	149,804	181,368	183,235	181,263	192,238	222,738	
入 院 外	1000人当件数	13,722.17	13,838.01	14,074.00	14,457.10	14,467.30	14,887.03	
	1件当日数	2.35	2.31	2.24	2.15	2.13	2.11	
	1件当金額	12,496	12,396	12,378	12,037	11,834	11,681	
	1人当金額	171,467	171,531	174,206	174,025	171,212	173,902	
菌 科 診 療	1000人当件数	1,172.95	1,242.36	1,309.70	1,209.30	1,312.00	1,368.78	
	1件当日数	2.64	2.63	2.62	2.66	2.50	2.51	
	1件当金額	16,711	17,296	17,301	16,937	15,371	14,588	
	1人当金額	19,602	21,488	22,659	20,482	20,167	19,968	
《高齢受給者分（一定以上所得者）》								
診 療 費	1000人当件数	13,288.07	13,128.50	15,839.07	14,440.61	14,571.43	14,625.90	
	1件当日数	2.92	2.84	2.66	2.28	2.20	2.32	
	1件当金額	32,359	29,196	23,998	30,255	20,977	27,495	
	1人当金額	429,991	383,298	380,100	436,902	305,662	402,144	
入 院	1000人当件数	627.52	511.68	455.37	490.42	386.49	488.17	
	1件当日数	13.72	16.45	15.86	13.38	12.65	14.84	
	1件当金額	438,338	436,210	402,388	589,287	405,587	509,857	
	1人当金額	275,067	223,201	183,235	288,999	156,757	248,896	
入 院 外	1000人当件数	10,987.16	11,011.68	14,074.00	12,283.52	12,264.94	11,971.28	
	1件当日数	2.32	2.22	2.24	1.81	1.84	1.80	
	1件当金額	11,600	12,158	12,378	10,113	10,304	10,583	
	1人当金額	127,449	133,881	174,206	124,224	126,376	126,687	
菌 科 診 療	1000人当件数	1,673.39	1,605.14	1,309.70	1,666.67	1,920.00	2,166.45	
	1件当日数	2.79	2.73	2.62	2.47	2.40	2.38	
	1件当金額	16,419	16,333	17,301	14,208	11,734	12,260	
	1人当金額	27,475	26,216	22,659	23,680	22,529	26,561	

(注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。

2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。

3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人を含む総数で計算している。

4 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。

5 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

6 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

7 平成20年度の平均被保険者数：61,752人（70歳未満）、62,730人（総数）

平成20年度の平均被扶養者数：80,798人（70歳未満）、83,222人（総数）

平成20年度の平均加入者数：2,897人（高齢（一般））、313人（高齢（一定以上所得者））

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/153.xls>

第154表 船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 人員	67	73	85	82	75	74
金額	142,022	152,163	201,668	189,977	180,088	171,687
障 害 年 金 人員	26	20	24	15	9	14
金額	63,248	42,812	55,815	39,218	23,119	32,821
遺 族 年 金 人員	41	53	61	67	66	60
金額	78,774	109,350	145,854	150,760	156,969	138,866

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 人員	2,027	2,067	2,127	2,172	2,212	2,246
金額	4,190,491	4,262,954	4,383,451	4,512,262	4,619,139	4,712,903
障 害 年 金 人員	509	518	530	533	530	527
金額	1,084,064	1,100,981	1,125,401	1,146,037	1,145,401	1,138,328
遺 族 年 金 人員	1,518	1,549	1,597	1,639	1,682	1,719
金額	3,106,427	3,161,973	3,258,050	3,366,224	3,473,737	3,574,576

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/154.xls>

第155表 船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	98	100	90	91	76	76
金額	330,173	409,254	324,066	403,280	305,855	293,269
障 害 手 当 金 件数	93	88	81	80	70	65
金額	285,173	285,774	257,563	291,553	224,355	178,643
遺 族 一 時 金 件数	5	9	7	7	6	9
金額	45,000	100,080	57,312	64,181	81,500	99,043
その他の一時金 件数	—	3	2	4	—	2
金額	—	23,400	9,191	47,546	—	15,583

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/155.xls>

第156表 船員保険年金部門（職務上）1人当り金額

(i) 年金

(単位 円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
新 規 裁 定 分	2,119,727	2,084,419	2,372,566	2,316,795	2,401,173	2,320,091
障 害 年 金	2,432,612	2,140,630	2,325,604	2,614,507	2,568,733	2,344,357
遺 族 年 金	1,921,312	2,063,208	2,391,043	2,250,143	2,378,324	2,314,428
年 度 末 現 在	2,067,337	2,062,387	2,060,861	2,080,027	2,088,218	2,098,354
障 害 年 金	2,129,792	2,125,445	2,123,398	2,162,763	2,161,135	2,160,013
遺 族 年 金	2,046,395	2,041,300	2,040,107	2,053,828	2,064,982	2,079,451

資料：平成19年度以前は社会保険庁調べ、平成20年度は厚生労働省年金局調べ

(ii) 一時金

(単位 円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	3,369,108	4,092,537	3,600,731	4,431,646	4,024,409	3,858,800
障 害 手 当 金	3,066,372	3,247,428	3,179,794	3,644,408	3,205,067	2,748,351
遺 族 一 時 金	9,000,000	11,120,000	8,187,429	9,168,686	13,583,400	11,004,800
その他の一時金	—	7,800,000	4,595,250	11,886,590	—	7,791,402

(注) 「その他の一時金」は、障害年金差額一時金、遺族年金差額一時金、障害差額一時金、遺族前払一時金の合計である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/156.xls>

第157表 船員保険失業部門給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	件数	27,418	19,704	17,047	14,982	10,858	10,661
	金額	4,669,448	3,090,588	2,593,922	2,324,197	1,679,291	1,671,858
失 業 保 険 金	件数	24,400	17,283	14,522	12,734	9,035	8,803
	日数	560,871	392,205	327,057	290,297	198,246	194,593
	金額	4,051,500	2,614,813	2,170,664	1,908,737	1,304,933	1,265,775
傷 病 給 付 金	件数	116	98	69	63	40	36
	日数	3,109	2,653	2,159	1,770	1,181	995
	金額	23,210	17,599	14,498	10,991	7,834	6,360
技 能 習 得 手 当	件数	739	550	539	499	363	275
受 講 手 当	日数	14,061	10,267	10,177	10,123	7,327	5,206
	金額	7,674	5,563	5,485	5,456	3,928	2,630
通 所 手 当	件数	500	386	352	335	228	174
	月数	581	410	366	626	438	272
	金額	5,831	3,652	2,943	3,566	2,303	1,979
教 育 訓 練 給 付 金	件数	232	75	405	176	124	126
	金額	38,118	6,173	17,350	9,210	6,255	3,578
寄 宿 手 当	件数	96	63	69	67	39	47
	日数	3,163	1,759	2,029	1,844	1,337	1,329
	金額	1,117	622	746	648	475	478
就 業 手 当	件数	132	149	114	120	46	48
	金額	9,139	9,369	6,142	7,095	1,969	2,883
再 就 職 手 当	件数	851	768	766	767	593	593
	日数
	金額	248,338	218,539	208,674	209,593	167,260	170,082
高 齢 求 職 者 給 付 金	件数	852	718	563	556	618	733
	日数	44,325	35,615	27,950	27,924	30,717	36,431
	金額	284,522	214,258	167,420	168,901	184,335	218,092
移 転 に 要 す る 費 用	件数	114	84	126	60	70	46
	金額	7,603	5,123	7,375	3,771	4,387	2,795
失 業 保 険 金	年度未受給資格者	1,617	1,112	1,051	923	740	964
	1000人当失業者数	30.20	24.13	21.02	21.21	16.69	18.04
	1 件 当 日 数	22.99	22.69	22.52	22.80	21.94	22.11
	1 日 当 金 額	7,224	6,667	6,637	6,575	6,582	6,505
	1 件 当 金 額	166,045	151,294	149,474	149,893	144,431	143,789
傷 病 給 付 金	1 件 当 日 数	26.80	27.07	31.29	28.10	29.53	27.64
	1 日 当 金 額	7,465	6,634	6,715	6,210	6,633	6,392
	1 件 当 金 額	200,083	179,586	210,112	174,458	195,842	176,668
受 講 手 当	1 件 当 日 数	19.03	18.67	18.88	20.29	20.18	18.93
	1 日 当 金 額	546	542	539	539	536	505
	1 件 当 金 額	10,384	10,114	10,177	10,934	10,820	9,564
寄 宿 手 当	1 件 当 日 数	32.95	27.92	29.41	27.52	34.28	28.28
	1 日 当 金 額	353	353	368	352	355	360
	1 件 当 金 額	11,637	9,866	10,812	9,675	12,172	10,174

(注) 1 「通所手当」の件数は、「受講手当」の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まれていない。
また、「通所手当」の日数は、月数を示す。

2 「移転に要する費用」は、合計には含まれていない。

3 失業保険金「年度未受給資格者」は、平成17年度以前は「月末受給人員(年間平均)」である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/157.xls>

第158表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
収 入	76,226,359	72,478,895	71,378,711	68,903,693	67,937,176	67,391,644
保 険 料	68,225,336	65,176,486	63,920,983	62,113,469	61,518,985	61,189,636
疾 病 給 付	47,085,952	41,348,484	40,455,309	39,315,663	39,909,512	39,699,320
医 療 分 分	44,301,274	38,188,182	37,381,853	36,374,055	36,545,884	36,640,344
介 護 分 分	2,784,678	3,160,302	3,073,456	2,941,608	3,363,628	3,058,976
年 金 給 付	10,585,450	13,799,703	13,649,631	13,227,914	13,483,456	13,494,943
失 業 給 付	5,750,423	5,458,464	5,311,740	5,181,892	3,694,358	3,549,870
そ の 他	4,803,511	4,569,835	4,504,303	4,388,000	4,431,659	4,445,503
福 祉 施 設 費	4,121,600	3,917,387	3,860,853	3,761,143	3,798,565	3,810,431
業 務 取 扱 費	681,911	652,448	643,450	626,857	633,094	635,072
利 子	1,954,179	1,530,761	1,651,862	1,322,570	1,256,919	1,253,860
国 庫 負 担 金	5,406,559	4,890,935	4,280,143	4,192,821	3,855,403	3,907,454
疾 病 給 付	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
年 金 給 付	20,165	19,002	18,058	16,209	14,577	12,687
失 業 給 付	1,327,839	860,136	331,274	312,899	111,803	156,690
事 務 費	1,058,555	1,011,797	930,811	863,713	729,023	738,077
積 立 金 よ り 受 入	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 収 入	640,285	880,713	1,525,723	1,274,833	1,305,869	1,040,695
厚生保険特会業務勘定より受入	232,588	233,566	563,942	160,564	311,447	—
雑 収 入	372,635	318,402	439,396	814,797	865,697	983,095
前 年 度 剰 余 金 受 入	35,033	328,745	522,385	299,472	128,725	57,600
支 出	73,117,772	66,850,492	63,681,384	63,449,733	63,279,413	63,360,748
保 険 給 付 費	35,495,593	32,673,383	31,879,213	32,432,232	31,743,387	31,478,736
疾 病 給 付	26,827,363	25,534,165	25,110,156	25,670,120	25,622,518	25,361,212
年 金 給 付	3,928,149	4,005,684	4,144,304	4,428,750	4,431,809	4,436,002
失 業 給 付	4,740,080	3,133,534	2,624,753	2,333,362	1,689,060	1,681,522
前 期 高 齢 者 納 付 金	3,750,759
後 期 高 齢 者 支 援 金	5,837,631
老 人 保 健 拠 出 金	11,783,976	8,951,246	6,930,565	6,355,883	6,861,689	795,161
退 職 者 給 付 拠 出 金	3,210,952	3,249,046	3,571,526	4,024,849	4,664,876	1,830,787
病 床 転 換 支 援 金	3,788
介 護 納 付 金	2,963,892	3,293,485	3,032,339	3,062,210	3,316,706	3,043,441
福 祉 事 業 費	4,051,253	3,569,860	3,693,589	3,461,739	3,262,666	3,460,148
事 務 費	1,950,713	1,753,895	1,639,789	1,552,211	1,290,283	1,402,184
そ の 他 の 支 出	13,661,392	13,359,577	12,934,363	12,560,609	12,139,806	11,758,113
諸 支 出 金	13,661,392	13,359,548	12,934,363	12,560,609	12,139,806	11,758,113
厚生保険特別会計児童手当勘定へ繰入	0	29	0	0	0	0
収 支 差 引 剰 余 金	3,108,587	5,628,403	7,697,327	5,453,960	4,657,763	4,030,897
翌 年 度 へ 繰 越	328,745	522,385	299,472	128,725	57,599	41,143
積 立 金 へ 繰 入	2,779,842	5,106,018	7,397,855	5,325,235	4,600,164	3,989,754
積 立 金 か ら 補 足	—	—	—	—	—	—
年 度 末 現 在 積 立 金	106,857,521	111,963,539	119,361,394	124,686,629	129,286,793	133,276,547

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ
平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」、一部厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/158.xls>

第159表 船員保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
徴 収 決 定 額	74,886,178	71,055,897	69,440,789	67,053,506	65,930,002	65,593,876
前年度からの繰越額	6,038,559	6,016,479	5,405,068	4,952,784	4,357,303	4,085,728
本 年 度 分	68,847,619	65,039,418	64,035,721	62,100,722	61,572,699	61,508,148
収 納 済 額	68,225,336	65,176,486	63,920,983	62,113,469	61,518,985	61,189,636
不 納 欠 損 額	643,999	471,899	568,763	582,735	324,960	340,193
収 納 未 済 額	6,016,843	5,407,511	4,951,044	4,357,303	4,086,058	4,064,048
収 納 率 (%)	91.1	91.7	92.1	92.6	93.3	93.3

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/159.xls>

12 雇用保険

第160表 雇用保険適用状況

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
《一般、高齢及び短期雇用特例被保険者関係》						
適用事業所数	2,012,349	2,024,722	2,020,686	2,023,397	2,033,692	2,047,453
新規加入	95,295	100,285	84,877	95,899	91,300	91,235
廃止・脱退	85,525	89,461	90,410	94,939	82,688	79,228
被保険者数	36,150,645	37,249,239	37,303,500	37,506,941	38,238,727	38,575,931
資格取得者数	686,839	688,262	619,837	572,083	615,030	616,127
資格喪失者数	609,833	596,051	614,685	554,294	553,134	587,293
《日雇労働被保険者関係》						
被保険者数	25,057	24,298	24,613	23,301	20,767	19,796

(注) 1 「適用事業所数」「被保険者数」は、年度末現在。

2 「資格取得者数」「資格喪失者数」は、年度平均。

3 日雇労働被保険者関係の「被保険者数」は、日雇労働被保険者手帳交付数より推計。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/160.xls>

第161表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）

(単位 千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
徴収決定済額	3,061,238,352	2,474,167,639	2,497,082,836	1,809,157,156	2,356,420,946	2,493,802,060
収納済歳入額	3,007,285,628	2,421,817,723	2,442,099,769	1,759,267,667	2,305,221,943	2,445,420,251
不納欠損額	4,102,579	4,793,175	6,152,160	4,705,377	6,756,620	5,134,096
収納未済歳入額	49,850,145	47,556,740	48,830,907	45,184,113	44,442,383	43,247,712
収納率 (%)	98.2	97.9	97.8	97.2	97.8	98.1
日本郵政公社より受入	524,212	506,375	475,840	425,795	422,012	442,847

資料：厚生労働省職業安定局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/161.xls>

第162表 雇用保険適用状況(一般・高年齢及び短期雇用特例)(産業・規模別)

平成24年3月現在

区 分	総数	4人以下	5～29人	30～99人	100～499人	500人以上
《事業所数》						
合 計	2,047,453	1,235,216	621,925	128,836	52,304	9,172
農 業、林 業	17,275	11,413	5,158	606	97	1
漁 業	3,384	2,213	1,025	128	15	3
鉱業、採石業、砂利採取業	2,709	1,354	1,156	169	27	3
建 設 業	299,616	202,494	87,820	7,474	1,607	221
製 造 業	305,319	151,125	107,614	31,102	13,241	2,237
電気・ガス・熱供給・水道業	1,984	911	603	234	148	88
情 報 通 信 業	54,951	31,437	16,315	4,573	2,147	479
運 輸 業、郵 便 業	77,465	27,272	33,710	11,471	4,405	607
卸 売 業、小 売 業	392,323	249,806	112,640	20,275	7,939	1,663
金 融 業、保 険 業	24,441	12,058	7,953	2,598	1,336	496
不動産業、物品賃貸業	53,739	39,278	11,590	1,965	749	157
・学術研究、専門・技術サービス業	151,386	108,983	35,323	4,867	1,840	373
宿泊業、飲食サービス業	98,337	71,500	21,698	3,654	1,256	229
生活関連サービス業、娯楽業	84,414	57,843	20,904	4,394	1,122	151
教 育、学 習 支 援 業	33,168	15,878	13,157	2,839	1,054	240
医 療、福 祉	215,039	111,581	76,791	17,957	7,888	822
複 合 サ ー ビ ス 業	34,509	19,824	12,059	1,482	943	201
サ ー ビ ス 業	179,429	111,464	50,659	11,245	5,148	913
公 務	15,468	7,032	5,177	1,689	1,291	279
分 類 不 能	2,497	1,750	573	114	51	9
《被保険者数》						
合 計	38,575,931	2,077,691	6,917,679	6,751,707	10,530,961	12,297,893
農 業、林 業	118,007	18,078	53,293	29,846	16,263	527
漁 業	24,848	2,989	11,587	5,828	2,260	2,184
鉱業、採石業、砂利採取業	31,577	2,377	13,472	7,806	5,321	2,601
建 設 業	2,121,896	326,393	890,072	360,048	303,954	241,429
製 造 業	8,774,419	258,517	1,292,877	1,644,309	2,645,486	2,933,230
電気・ガス・熱供給・水道業	214,094	1,632	7,751	12,903	28,851	162,957
情 報 通 信 業	1,552,724	45,320	192,844	245,025	439,109	630,426
運 輸 業、郵 便 業	2,876,579	50,203	435,570	603,182	846,013	941,611
卸 売 業、小 売 業	7,007,618	410,128	1,224,677	1,047,188	1,606,307	2,719,318
金 融 業、保 険 業	1,396,093	19,183	108,026	134,440	321,689	812,755
不動産業、物品賃貸業	659,155	58,331	123,541	100,487	148,993	227,803
学術研究、専門・技術サービス業	1,630,974	173,448	358,784	250,453	379,376	468,913
宿泊業、飲食サービス業	1,131,300	103,974	231,345	187,146	246,746	362,089
生活関連サービス業、娯楽業	942,296	91,160	230,037	225,713	210,273	185,113
教 育、学 習 支 援 業	890,721	26,804	166,026	147,929	209,223	340,739
医 療、福 祉	4,371,024	241,722	844,003	981,791	1,548,131	755,377
複 合 サ ー ビ ス 業	622,926	46,199	102,580	76,594	223,963	173,590
サ ー ビ ス 業	3,441,933	186,531	563,904	591,917	1,053,926	1,045,655
公 務	731,394	12,137	61,056	93,122	284,948	280,131
分 類 不 能	36,353	2,565	6,234	5,980	10,129	11,445

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/162.xls>

第163表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区 分	平成21年度 (2009)			22 (2010)			23 (2011)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計
失業給付計	—	—	1,975,642,493	—	—	1,657,537,562	—	—	1,649,803,452
I 一般求職者給付	—	—	1,480,141,081	—	—	1,105,997,890	—	—	1,040,219,140
基本手当	—	—	1,462,058,654	—	—	1,090,496,542	—	—	1,026,501,173
基本分	2,073,468	854,617	1,285,417,367	1,648,311	653,553	959,066,806	1,643,403	624,953	904,702,396
個別延長給付	552,676	116,481	136,529,036	361,679	81,387	95,442,732	317,170	73,686	85,912,754
訓練延長給付	105,701	25,652	40,010,905	84,344	22,910	35,886,713	76,620	19,945	312,145,951
広域延長給付	0	0	0	0	0	0	18,883	4,099	4,579,768
特例訓練給付	223	61	101,345	187	62	100,291	155	53	90,304
技能習得手当	—	—	13,393,701	—	—	11,595,761	—	—	10,174,312
受講手当	141,172	48,061	7,458,314	111,135	41,215	6,533,690	105,676	36,743	5,800,405
特定職種受講手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通所手当	135,110	45,573	5,935,386	106,136	39,042	5,062,071	103,873	34,974	4,373,907
寄宿手当	56	35	4,847	56	25	3,435	48	23	3,009
傷病手当	13,119	2,431	4,683,880	10,902	2,045	3,902,153	10,057	1,863	3,540,646
II 高年齢求職者給付	163,892	—	34,980,985	147,771	—	31,008,795	158,738	—	32,879,235
III 短期雇用特例求職者給付	159,986	—	30,372,861	158,975	—	29,860,165	141,421	—	26,820,148
IV 就職促進給付	—	—	104,404,835	—	—	94,543,845	—	—	104,857,369
就業手当	32,893	87,263	3,599,358	21,246	58,560	2,484,940	18,222	50,224	2,118,035
再就職手当	390,903	—	99,712,528	352,861	—	90,773,666	359,848	—	101,623,123
常用就職支度金	9,906	—	1,032,840	11,225	—	1,241,759	9,894	—	1,049,949
移転費	474	—	56,881	363	—	41,759	492	—	59,778
広域求職活動費	63	—	3,227	39	—	1,720	166	—	6,484
V 雇用継続給付	554,616	—	315,196,482	566,959	—	386,924,503	479,562	—	436,038,915
高年齢雇用継続給付	222,292	—	142,429,168	199,369	—	154,719,011	195,503	—	171,147,002
基本給付金	221,718	—	142,249,648	198,891	—	154,581,081	195,142	—	171,044,308
再就職給付金	574	—	179,520	478	—	137,930	361	—	102,695
育児休業給付	324,619	—	171,153,523	359,209	—	230,431,411	275,575	—	263,111,959
基本給付金	183,542	—	112,147,217	206,036	—	164,442,602	224,834	—	234,880,248
職場復帰給付金	141,077	—	59,006,306	153,173	—	65,988,809	50,741	—	28,231,711
介護休業給付	7,705	—	1,613,791	8,381	—	1,774,080	8,484	—	1,779,954
VI 日雇求職者給付	—	—	10,546,249	—	—	9,202,364	—	—	8,988,645
普通給付	—	12,001	10,545,458	—	11,203	9,201,508	—	11,324	8,987,815
第1級	—	9,352	8,729,187	—	8,611	7,518,276	—	8,713	7,383,158
第2級	—	1,803	1,281,826	—	1,793	1,176,743	—	1,839	1,157,460
第3級	—	896	494,338	—	839	465,698	—	809	447,003
第4級	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特例給付	4	1	791	6	1	856	14	1	830

(注) 1 給付額は決算値である。ただし「V雇用継続給付」については、暫定値である。

2 初回受給者数欄は、「II高年齢求職者給付」「III短期雇用特例求職者給付」「V雇用継続給付/職場復帰給付金、介護休業給付」については受給者数、「IV就職促進給付」については「就業手当」を除き支給人員数である。

3 平成22年度以降の「育児休業給付」は、平成22年4月1日以降の育児休業開始より、基本給付金と職場復帰給付金を統合し、「育児休業給付金」として全額育児休業中に支給している。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/163.xls>

第164表 一般求職者給付の状況

平成23年度

区 分	計(短時間を含む)	うち男	うち女
受給資格決定件数(件)	1,931,711	852,990	1,078,721
受給者実人員(人)	689,691	314,763	374,927
基本手当基本分(人)	624,953	284,688	340,265
一般求職者給付支給総額(円)	1,037,221,825,507	543,429,861,360	493,791,964,147
基本手当支給総額(円)	1,023,503,858,445	536,578,778,633	486,925,079,812

(注) 「支給金額」は、業務統計による暫定値である。

平成23年度

基本手当基本分	初回受給者数			受給者実人員			支給終了者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	1,643,403	706,545	936,858	624,953	284,688	340,265	1,228,697	489,132	739,565
特定受給資格者	533,277	288,510	244,767	250,178	134,252	115,925	350,786	175,028	175,758
29歳以下	72,713	35,370	37,343	20,698	9,842	10,856	48,729	22,610	26,119
被保険者期間1年未満(90日)	11,208	5,552	5,656	3,071	1,498	1,573	7,900	3,810	4,090
1～4年(90日)	45,216	21,802	23,414	12,297	5,833	6,464	30,976	14,462	16,514
5～9年(120日)	15,373	7,467	7,906	4,945	2,289	2,657	9,365	4,074	5,291
10年以上(180日)	912	549	363	382	222	160	478	264	214
旧法分	4	0	4	2	0	2	10	0	10
30～44歳	190,928	101,085	89,843	73,554	38,202	35,352	120,649	57,907	62,742
被保険者期間1年未満(90日)	15,421	7,857	7,564	4,367	2,200	2,167	11,762	5,880	5,882
1～4年(90日)	74,341	35,995	38,346	20,633	9,809	10,823	54,049	25,094	28,955
5～9年(180日)	49,458	24,367	25,091	21,520	10,077	11,443	29,229	12,974	16,255
10～19年(210日)	9,651	5,539	4,112	4,533	2,373	2,160	5,036	2,355	2,681
10～19年(240日)	30,926	19,555	11,371	16,309	9,627	6,682	15,526	8,488	7,038
20年以上(240日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20年以上(270日)	11,126	7,771	3,355	6,188	4,115	2,073	5,030	3,115	1,915
旧法分	5	1	4	4	0	4	17	1	16
45～59歳	195,559	110,214	85,345	116,048	64,437	51,611	124,349	64,851	59,498
被保険者期間1年未満(90日)	11,162	6,720	4,442	3,182	1,896	1,286	8,552	4,978	3,574
1～4年(180日)	56,708	29,344	27,364	26,086	13,030	13,056	37,844	18,360	19,484
5～9年(240日)	39,050	17,172	21,878	22,857	9,480	13,377	24,487	9,866	14,621
10～19年(270日)	34,091	14,674	19,417	22,220	8,927	13,293	21,071	8,153	12,918
20年以上(330日)	54,546	42,302	12,244	41,702	31,103	10,599	32,390	23,490	8,900
旧法分	2	2	0	2	1	0	5	4	1
60～64歳	74,077	41,841	32,236	39,878	21,772	18,106	57,059	29,660	27,399
被保険者期間1年未満(90日)	2,198	1,398	800	631	390	241	1,753	1,045	708
1～4年(150日)	15,452	9,191	6,261	6,440	3,718	2,722	11,637	6,496	5,141
5～9年(180日)	14,525	7,542	6,983	7,087	3,485	3,603	11,178	5,167	6,011
10～19年(210日)	17,012	6,638	10,374	9,754	3,572	6,182	13,563	4,639	8,924
20年以上(240日)	24,890	17,072	7,818	15,966	10,607	5,359	18,927	12,313	6,614
旧法分	0	0	0	0	0	0	1	0	1

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/164.xls>

第165表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	3,416,525,205	2,738,117,733	2,812,603,399	3,317,875,180	2,779,239,909	2,711,855,595
徴収勘定より受入	2,992,869,789	2,428,197,567	2,460,653,652	1,760,494,034	2,309,369,828	2,412,714,701
一般会計より受入	196,129,500	119,869,500	161,188,500	589,513,500	71,004,000	145,620,366
運 用 収 入	13,072,307	35,585,264	56,264,815	60,342,268	45,996,148	38,240,628
積立金より受入	—	—	—	538,910,997	177,000,000	—
雇用安定資金より受入	—	—	—	225,906,438	—	—
雑 収 入	10,787,029	8,570,833	10,870,610	15,876,617	31,495,918	38,609,965
前年度繰越資金受入	203,025,665	127,999,879	111,142,549	126,831,326	144,265,202	41,040,266
独立行政法人納付金	640,916	17,894,790	12,483,272	—	108,813	35,629,670
支 出	1,878,195,320	1,829,869,996	2,028,744,458	3,127,291,774	2,488,893,976	2,411,761,791
中小企業退職金共済等事業費	・	・	6,175,073	5,491,615	6,769,319	6,555,088
独立行政法人勤労者退職金 共済機構運営費	・	・	・	・	・	340,882
労使関係安定形成促進費	・	・	477,039	447,943	437,717	435,959
個別労働紛争対策費	・	・	560,477	627,117	702,927	744,326
職業紹介事業等実施費	・	・	39,187,667	59,361,365	60,409,614	60,855,545
地域雇用機会創出等対策費	・	・	288,916,998	700,916,146	381,087,022	311,067,566
高齢者等雇用安定・促進費	・	・	72,025,975	80,655,389	100,937,562	117,333,151
失業等給付費	1,280,278,909	1,259,799,949	1,349,592,338	1,980,506,363	1,661,646,310	1,654,323,885
就職支援事業費	・	・	・	・	・	7,030,144
東日本大震災復旧・ 再興就職支援法事業費	・	・	・	・	・	1,262,492
職業能力開発強化費	・	・	38,652,311	54,681,732	56,158,187	48,076,102
若年者等職業能力開発支援費	・	・	6,563,115	9,912,404	5,802,039	461,703
障害者職業能力開発支援費	・	・	906,843	1,351,915	1,302,734	1,144,845
技能承継・振興推進費	・	・	1,374,582	1,565,990	729,300	690,599
男女均等雇用対策費	・	・	11,660,348	13,301,888	13,020,788	10,654,894
業 務 取 扱 費	81,188,595	84,775,965	83,814,088	93,561,755	93,568,585	87,289,750
施 設 整 備 費	4,023,457	4,272,392	3,893,538	3,681,052	3,928,053	2,676,212
雇用安定等事業費	248,471,990	217,738,568	・	・	・	・
独立行政法人高齢・障害者 雇用支援機構運営費等	17,655,328	17,130,421	16,747,812	16,944,273	13,811,268	6,433,349
独立行政法人高齢・障害者・ 求職者雇用支援機構運営費等	・	・	・	・	・	42,806,714
独立行政法人労働政策研究・ 研修機構運営費等	2,757,414	2,567,220	2,490,852	2,419,372	2,196,454	2,086,047
独立行政法人雇用・能力 開発機構運営費等	87,710,060	81,006,710	78,418,672	74,396,423	62,872,790	25,907,568
徴収勘定へ繰入	33,767,408	32,767,988	27,286,729	27,469,032	23,513,309	23,584,970
雇用安定資金へ繰入	122,342,159	129,810,784	・	・	・	・
収 支 差 引 残	1,538,329,885	908,247,737	783,858,941	190,583,406	290,345,934	300,093,805

(注) 1 平成16年度以降の「独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費等」「独立行政法人雇用・能力開発機構運営費等」には、施設整備費を含む。

2 平成16～21年度の「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費等」には、施設整備費を含む。

3 平成23年度の「独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構運営費等」には、施設整備費を含む。

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/165.xls>

13 労働者災害補償保険

第166表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
適用事業場数	2,642,570	2,642,607	2,632,696	2,621,343	2,622,356	2,627,669
新規加入	916,853	282,490	273,885	260,008	246,261	246,036
消滅	905,088	282,453	283,796	271,361	245,248	240,723
適用労働者数	50,707,376	51,313,223	52,418,376	52,788,681	52,487,983	52,741,870
新規加入	24,411,611	8,307,421	8,099,701	9,062,520	6,712,582	6,537,217
消滅	22,888,753	7,701,574	6,994,548	8,692,215	7,013,280	6,283,330

《業種別》

年度末現在

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
全 業 種	2,642,570 (50,707,376)	2,642,607 (51,313,223)	2,632,696 (52,418,376)	2,621,343 (52,788,681)	2,622,356 (52,487,983)	2,627,669 (52,741,870)
林 業	17,027 (73,599)	16,376 (69,307)	15,876 (69,132)	15,557 (71,399)	15,347 (76,010)	15,063 (71,428)
漁 業	4,319 (31,255)	4,172 (31,635)	4,119 (30,318)	4,027 (31,129)	3,938 (31,115)	3,852 (30,810)
鉱 業	4,061 (27,839)	3,901 (26,700)	3,749 (25,656)	3,529 (23,910)	3,368 (22,887)	3,247 (22,005)
建設事業	631,240 (4,712,649)	626,860 (4,648,196)	618,767 (4,540,764)	607,371 (4,325,276)	600,536 (4,356,689)	597,609 (4,309,215)
製造業	447,847 (9,137,088)	436,539 (9,218,981)	425,263 (9,340,569)	408,833 (9,140,117)	398,027 (8,746,528)	389,801 (8,682,559)
運輸業	73,296 (2,509,933)	73,767 (2,557,490)	73,729 (2,801,776)	73,252 (2,902,339)	72,900 (2,709,403)	72,581 (2,845,182)
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	2,129 (156,267)	2,127 (158,894)	2,120 (157,572)	2,106 (157,573)	2,124 (159,674)	2,094 (160,442)
その他の事業	1,462,651 (34,058,746)	1,478,865 (34,602,020)	1,489,073 (35,452,589)	1,501,705 (36,095,270)	1,521,027 (36,329,503)	1,538,440 (36,562,538)
船舶所有者の事業	・ ・	・ ・	・ ・	4,963 (38,668)	5,089 (56,174)	4,982 (57,691)

(注) () は適用労働者数。

資料：厚生労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/166.xls>

第167表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計 件数	5,467,506	5,500,314	5,525,818	5,289,791	5,288,236	5,347,662
金額	780,587,908	776,128,449	770,673,343	749,647,694	744,457,114	750,826,098
療養補償給付 件数	3,203,930	3,237,563	3,268,026	3,066,728	3,084,287	3,153,332
日数	64,431,782	64,620,659	65,225,464	61,922,311	61,639,734	62,512,287
金額	204,637,051	205,806,072	205,651,733	192,643,245	201,221,437	208,854,920
休業補償給付 件数	657,421	649,507	644,524	614,613	607,550	605,852
日数	20,189,981	19,871,469	19,675,413	18,819,528	18,819,528	18,603,545
金額	116,695,127	114,214,738	112,434,675	106,877,791	103,729,297	103,093,372
障害補償一時金 件数	22,787	22,811	22,404	21,813	20,487	19,967
金額	38,969,224	38,884,344	37,338,758	36,364,302	32,971,725	31,924,516
遺族補償一時金 件数	1,091	940	926	941	895	1,348
金額	9,597,156	7,964,899	7,683,467	7,903,034	6,965,731	9,823,851
葬 祭 料 件数	4,017	3,865	3,703	3,591	3,621	5,509
金額	2,775,021	2,666,368	2,595,710	2,510,153	2,519,381	3,478,127
介護補償給付 件数	52,111	54,590	54,945	55,650	55,551	54,958
金額	6,709,481	6,911,018	6,991,380	7,073,762	6,980,526	6,902,768
二次健康診断等給付 件数	19,292	20,255	22,786	25,731	27,112	28,729
金額	557,752	585,479	647,266	727,558	767,372	812,830
年金等給付 件数	1,506,857	1,510,783	1,508,504	1,500,724	1,488,733	1,477,967
金額	400,647,096	399,095,532	397,330,355	395,547,849	389,301,645	385,935,715
障害補償年金 件数	575,043	574,701	572,440	570,221	567,141	562,947
金額	151,562,140	151,268,915	150,546,074	150,024,216	147,230,151	145,000,721
遺族補償年金 件数	675,756	686,347	692,122	696,427	698,491	704,171
金額	200,282,114	200,831,849	200,937,434	201,354,327	199,073,340	200,064,936
傷病補償年金 件数	65,416	62,368	60,628	57,629	55,580	52,565
金額	30,052,116	28,575,045	27,651,891	26,170,991	24,814,546	23,198,497
傷病補償年金に係る 件数	190,642	187,367	183,314	176,447	167,521	158,284
療養補償給付 金額	18,750,726	18,419,723	18,194,956	17,998,314	18,183,608	17,671,561

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、前払一時金を含む。

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/167.xls>

第168表 労働保険保険料徴収状況(労災勘定)

(単位 千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
徴収決定済額	1,082,647,986	1,100,812,279	1,103,719,525	872,545,073	812,982,189	851,933,166
収納済額	1,050,343,579	1,069,010,485	1,070,933,903	841,943,359	784,144,961	825,375,081
不納欠損額	3,284,067	3,528,460	4,167,931	3,011,296	3,989,588	3,164,594
収納未済入額	29,020,340	28,273,334	28,617,690	27,590,418	24,847,640	23,393,491
収納率 (%)	97.01	97.11	97.03	96.49	96.45	96.88

資料：厚生労働省労働基準局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/168.xls>

第169表 労働者災害補償保険給付平均支払額

(単位 金額：円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
療養補償給付 1件当日数	20.1	20.0	20.0	20.2	20.0	19.8
1日当金額	3,176	3,185	3,153	3,111	3,264	3,341
休業補償給付 1件当日数	30.7	30.6	30.5	30.6	31.0	30.7
1日当金額	5,780	5,748	5,714	5,679	5,512	5,542
障害補償一時金 1件当金額	1,710,152	1,704,631	1,666,611	1,667,093	1,609,397	1,598,864
遺族補償一時金 1件当金額	8,796,660	8,473,297	8,297,481	8,398,548	7,782,940	7,287,723
葬祭料 1件当金額	690,819	689,875	700,975	699,012	695,769	631,354
介護補償給付 1件当金額	128,754	126,599	127,243	127,112	125,660	125,601
平均給付基礎日額	9,633	9,579	9,524	9,465	9,186	9,236
1日当り療養費の平均 給付基礎日額に対する比(%)	33.0	33.2	33.1	32.9	35.5	36.2

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/169.xls>

第170表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
収 入	1,377,749,897	1,432,699,840	1,447,405,042	1,201,435,786	1,138,623,218	1,160,972,815
徴収勘定より受入	1,032,229,031	1,085,709,513	1,090,353,943	842,490,577	784,768,940	810,055,189
一般会計より受入	1,242,434	495,758	456,574	401,069	370,628	332,842
未経過保険料受入	23,252,896	22,332,454	20,846,155	20,085,881	15,843,015	15,090,086
支払備金受入	185,777,114	187,809,037	186,379,618	184,822,549	180,576,081	178,428,459
運用収入	105,419,386	108,498,829	120,756,055	127,178,215	131,386,947	132,906,864
独立行政法人納付金	1,102,503	355,988	3,585,868	194,254	—	2,140,087
雑収入	28,242,930	26,585,441	22,974,207	24,309,363	22,316,719	21,092,578
前年度繰越資金受入	483,603	912,821	2,052,623	1,953,877	3,360,890	926,710
支 出	1,119,152,681	1,104,983,358	1,083,402,587	1,045,160,600	1,044,085,751	1,072,091,542
労働安全衛生対策費	.	.	26,669,952	24,516,876	21,047,928	20,366,583
保険給付費	780,587,908	776,128,449	770,673,343	749,647,694	744,457,177	750,826,098
業務取扱費等	48,679,383	48,200,860	48,713,280	43,615,715	43,995,459	44,283,628
社会復帰促進等事業費	199,298,968	189,496,463	158,696,233	161,224,702	148,691,120	165,338,134
独立行政法人運営費等	25,544,374	23,770,580	21,661,588	14,337,806	13,852,945	14,120,888
仕事生活調和推進費	.	.	1,039,285	1,181,968	1,123,127	1,004,997
中小企業退職金共済等事業費	.	.	2,145,136	1,817,314	2,408,183	1,978,088
個別労働紛争対策費	.	.	557,460	627,942	699,097	744,123
職務上年金給付費等	.	.	.	3,246,932	18,789,347	18,384,879
徴収勘定へ繰入	65,042,048	67,387,005	53,246,310	44,943,650	49,021,369	55,044,124
収支差引残	258,597,216	327,716,482	364,002,455	156,275,186	94,537,468	88,881,273

(注) 平成18年度の「社会復帰促進等事業費」は、「労働福祉事業費」である。

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/170.xls>

14 公務災害補償

第171表 国家公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	件数 26,466 金額 10,088,503	25,484 10,624,912	23,552 10,158,329	13,400 8,566,946	9,754 8,150,217	8,498 7,334,041
療 養 補 償	件数 19,774 日数 344,297 金額 3,562,026	19,387 347,711 3,933,733	16,428 336,064 3,607,383	8,379 220,681 2,221,114	5,530 176,874 1,717,245	4,609 158,486 1,563,988
休 業 補 償	件数 4,073 日数 211,453 金額 1,010,767	3,511 228,201 1,062,796	4,468 223,967 1,030,373	2,496 147,976 669,868	1,663 128,455 603,134	1,519 114,486 539,413
傷 病 補 償 年 金	件数 33 金額 117,406	38 147,785	43 224,437	39 145,560	32 111,823	23 72,259
障 害 補 償 年 金	件数 530 金額 1,276,712	541 1,347,296	549 1,352,020	560 1,459,529	573 1,496,664	559 1,292,111
障 害 補 償 一 時 金	件数 343 金額 314,150	288 385,674	353 513,889	253 335,316	305 395,308	158 237,450
介 護 補 償 常 時	件数 47 金額 33,324	46 34,769	42 31,863	40 32,288	38 30,013	36 27,497
介 護 補 償 随 時	件数 33 金額 12,641	39 14,803	40 12,979	35 12,062	37 14,347	39 13,810
遺 族 補 償 年 金	件数 1,607 金額 3,705,406	1,611 3,650,722	1,595 3,304,879	1,582 3,646,973	1,565 3,748,111	1,535 3,469,597
遺 族 補 償 一 時 金	件数 3 金額 25,394	4 29,054	7 54,871	4 34,894	1 8,556	7 106,180
葬 祭 補 償	件数 19 金額 14,300	19 18,280	26 22,573	12 9,343	9 8,692	13 11,735
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	件数 2 金額 16,377	— —	1 3,061	— —	1 16,325	— —
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	件数 — 金額 —	— —	— —	— —	— —	— —

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。

2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/171.xls>

第172表 国家公務員災害補償1件当り金額

(単位 円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
療 養 補 償	180,137	202,906	219,587	265,081	310,532	339,334
休 業 補 償	248,163	302,705	230,612	268,376	362,678	355,111
傷 病 補 償 年 金	3,557,754	3,889,092	5,219,471	3,732,315	3,494,464	3,141,715
障 害 補 償 年 金	2,408,891	2,490,381	2,462,695	2,606,302	2,611,978	2,311,469
障 害 補 償 一 時 金	915,891	1,339,146	1,455,776	1,325,359	1,296,091	1,502,847
介 護 補 償 常 時	709,027	755,851	758,641	807,196	789,826	763,804
介 護 補 償 随 時	361,180	379,561	324,471	344,617	387,760	354,111
遺 族 補 償 年 金	2,305,791	2,266,121	2,072,025	2,305,293	2,394,959	2,260,324
遺 族 補 償 一 時 金	8,464,667	7,263,461	7,838,734	8,723,500	8,556,000	15,168,570
葬 祭 補 償	752,620	962,124	499,186	778,549	965,730	902,695
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	8,188,274	—	3,061,453	—	16,325,211	—
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	—	—	—	—	—

(注) 平成22年度は、第171表より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/172.xls>

第173表 地方公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	件数	42,301	43,182	41,483	40,447	38,590	38,834
	金額	20,506,254	21,062,379	20,480,914	19,826,141	19,930,551	19,940,041
療 養 補 償	件数	35,014	35,895	34,223	33,575	31,783	32,211
	日数	533,243	586,058	495,234	478,824	453,591	454,213
	金額	6,836,080	7,091,950	6,703,276	6,523,925	6,452,038	6,576,220
休 業 補 償	件数	2,218	2,139	2,125	1,852	1,772	1,555
	日数	93,965	91,788	96,235	92,243	87,149	75,479
	金額	873,599	841,268	885,324	826,492	772,427	683,461
傷 病 補 償 年 金	件数	53	54	45	43	47	37
	金額	207,943	225,563	171,051	181,578	187,372	154,580
障 害 補 償 年 金	件数	1,260	1,271	1,276	1,264	1,258	1,255
	金額	3,420,383	3,403,045	3,357,210	3,309,556	3,329,480	3,268,547
障 害 補 償 一 時 金	件数	360	416	394	296	326	342
	金額	832,857	1,028,589	930,053	675,972	794,232	781,963
介 護 補 償	件数	142	143	143	137	134	138
	金額	90,002	88,297	86,174	91,446	90,581	95,102
遺 族 補 償 年 金	件数	3,193	3,197	3,212	3,217	3,224	3,235
	金額	8,103,264	8,242,981	8,199,012	8,099,447	8,194,203	8,192,815
遺 族 補 償 一 時 金	件数	5	8	6	4	6	13
	金額	84,506	91,741	56,166	46,218	70,613	137,411
葬 祭 補 償	件数	55	59	55	56	39	47
	金額	56,322	48,945	47,385	46,635	35,867	44,614
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	件数	—	—	4	3	1	1
	金額	—	—	45,262	24,873	3,737	5,327
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金	件数	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	件数	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—
行 方 不 明 補 償	件数	1	—	—	—	—	—
	金額	1,298	—	—	—	—	—

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/173.xls>

第174表 地方公務員災害補償1件当り補償費

(単位 円)

区 分		平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
療 養 補 償	195,238	197,575	195,871	194,309	203,003	204,161	
休 業 補 償	393,868	393,300	416,623	446,270	435,907	439,525	
傷 病 補 償 年 金	3,923,455	4,177,086	3,801,133	4,222,748	3,986,639	4,177,839	
障 害 補 償 年 金	2,714,590	2,677,455	2,631,042	2,618,320	2,646,645	2,604,420	
障 害 補 償 一 時 金	2,313,492	2,472,570	2,360,540	2,283,688	2,436,295	2,286,442	
介 護 補 償	633,816	617,461	602,618	667,489	675,976	689,144	
遺 族 補 償 年 金	2,537,822	2,578,349	2,552,619	2,517,702	2,541,626	2,532,555	
遺 族 補 償 一 時 金	16,901,279	11,467,621	9,360,967	11,554,401	11,768,870	10,570,109	
葬 祭 補 償	1,024,036	829,572	861,541	832,763	919,668	949,231	
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	—	—	11,315,559	8,291,078	3,737,090	5,326,524	
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	—	—	—	—	—	
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	—	—	—	—	—	
行 方 不 明 補 償	1,297,998	—	—	—	—	—	

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/174.xls>

15 介護保険

第175表 介護保険適用状況

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
保 險 者 数	1,681	1,669	1,662	1,646	1,587	1,587
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	18,543,601	19,154,020	19,653,999	20,209,103	20,628,806	20,820,167
被 保 険 者 数						
第1号被保険者数	25,877,564	26,763,282	27,511,881	28,317,370	28,917,121	29,098,466
65歳以上75歳未満	14,124,955	14,501,386	14,707,645	15,036,938	15,144,421	14,821,850
75歳以上 (再掲)	11,752,609	12,261,896	12,804,236	13,280,432	13,772,700	14,276,616
外国人被保険者	101,491	105,722	109,799	114,354	117,838	120,872
住所地特例被保険者	65,694	90,642	96,920	101,661	104,526	107,323
第2号被保険者数(万人)	4,276	4,239	4,233	4,240	4,233	4,263

(注) 「保険者数」とは、市町村(広域連合及び一部事務組合を含む)及び特別区の数である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/175.xls>

第176表 介護保険要介護(要支援)認定者数

平成22年度末現在(単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
被 保 険 者 数	663,528	667,995	906,953	896,617	697,891	637,766	591,484	5,062,234
第1号被保険者数	651,564	647,363	882,474	862,319	675,258	619,202	569,259	4,907,439
65歳以上75歳未満	92,811	96,262	111,096	119,204	83,317	69,665	68,746	641,101
75歳以上	558,753	551,101	771,378	743,115	591,941	549,537	500,513	4,266,338
第2号被保険者数	11,964	20,632	24,479	34,298	22,633	18,564	22,225	154,795

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/176.xls>

第177表 介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況

区 分	総人口(A)	計(B)	要支援1(C)		要支援2(D)		
			(B/A)	(C/A)	(D/A)		
総 数	128,057,352	5,447,653	4.3	699,463	0.5	723,001	0.6
65歳未満	97,835,244	184,778	0.2	14,465	0.0	25,057	0.0
65～70歳未満	8,210,173	228,515	2.8	29,066	0.4	34,058	0.4
70～75歳未満	6,963,302	437,756	6.3	67,193	1.0	66,631	1.0
75～80歳未満	5,941,013	845,222	14.2	143,158	2.4	131,776	2.2
80～85歳未満	4,336,264	1,305,317	30.1	213,028	4.9	199,077	4.6
85～90歳未満	2,432,588	1,337,618	55.0	166,288	6.8	177,270	7.3
90～95歳未満	1,021,707	787,962	77.1	56,872	5.6	73,906	7.2
95歳以上	340,638	320,485	94.1	9,393	2.8	15,226	4.5
男 性	62,327,737	1,669,371	2.7	197,950	0.3	190,182	0.3
65歳未満	49,286,531	103,865	0.2	7,794	0.0	12,943	0.0
65～70歳未満	3,921,774	118,548	3.0	12,510	0.3	14,728	0.4
70～75歳未満	3,225,503	197,761	6.1	22,625	0.7	23,237	0.7
75～80歳未満	2,582,940	312,077	12.1	38,309	1.5	35,543	1.4
80～85歳未満	1,692,584	400,657	23.7	54,354	3.2	46,450	2.7
85～90歳未満	744,222	334,510	44.9	43,943	5.9	38,508	5.2
90～95歳未満	241,799	152,021	62.9	15,507	6.4	15,233	6.3
95歳以上	61,590	49,932	81.1	2,908	4.7	3,540	5.7
女 性	65,729,615	3,778,282	5.7	501,513	0.8	532,819	0.8
65歳未満	48,548,713	80,913	0.2	6,671	0.0	12,114	0.0
65～70歳未満	4,288,399	109,967	2.6	16,556	0.4	19,330	0.5
70～75歳未満	3,737,799	239,995	6.4	44,568	1.2	43,394	1.2
75～80歳未満	3,358,073	533,145	15.9	104,849	3.1	96,233	2.9
80～85歳未満	2,643,680	904,660	34.2	158,674	6.0	152,627	5.8
85～90歳未満	1,688,366	1,003,108	59.4	122,345	7.2	138,762	8.2
90～95歳未満	779,908	635,941	81.5	41,365	5.3	58,673	7.5
95歳以上	279,048	270,553	97.0	6,485	2.3	11,686	4.2

(注) 1 受給者台帳に登録された要支援、要介護の人数である。

2 介護保険の被保険者でない生活保護における要介護者を含む。

3 「総数総人口」「男性総人口」「女性総人口」には、不詳人口を含む。

資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」、総人口は「平成22年国勢調査」（平成22年10月1日現在）
人口に対する割合は、上記資料より国立社会保障・人口問題研究所にて算出

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/177.xls>

平成24年5月末現在(単位 人、%)

要介護1(E)	(E/A)	要介護2(F)	(F/A)	要介護3(G)	(G/A)	要介護4(H)	(H/A)	要介護5(I)	(I/A)
988,526	0.8	971,841	0.8	741,424	0.6	690,863	0.5	632,535	0.5
30,236	0.0	41,275	0.0	26,624	0.0	21,985	0.0	25,136	0.0
39,526	0.5	44,596	0.5	29,883	0.4	25,495	0.3	25,891	0.3
77,469	1.1	79,515	1.1	54,567	0.8	46,813	0.7	45,568	0.7
156,947	2.6	143,049	2.4	99,959	1.7	88,238	1.5	82,095	1.4
253,052	5.8	219,400	5.1	156,222	3.6	139,185	3.2	125,353	2.9
259,538	10.7	239,418	9.8	183,370	7.5	164,983	6.8	146,751	6.0
134,301	13.1	149,646	14.6	130,125	12.7	129,747	12.7	113,365	11.1
37,457	11.0	54,942	16.1	60,674	17.8	74,417	21.8	68,376	20.1
313,646	0.5	331,688	0.5	249,029	0.4	208,888	0.3	177,988	0.3
17,568	0.0	23,735	0.0	15,928	0.0	12,377	0.0	13,520	0.0
20,894	0.5	24,907	0.6	17,385	0.4	14,396	0.4	13,728	0.4
35,089	1.1	40,301	1.2	29,452	0.9	24,356	0.8	22,701	0.7
57,952	2.2	61,096	2.4	45,682	1.8	39,101	1.5	34,394	1.3
77,898	4.6	76,390	4.5	56,909	3.4	48,314	2.9	40,342	2.4
66,967	9.0	64,194	8.6	49,054	6.6	40,270	5.4	31,574	4.2
29,199	12.1	30,704	12.7	24,902	10.3	21,002	8.7	15,474	6.4
8,079	13.1	10,361	16.8	9,717	15.8	9,072	14.7	6,255	10.2
674,880	1.0	640,153	1.0	492,395	0.7	481,975	0.7	454,547	0.7
12,668	0.0	17,540	0.0	10,696	0.0	9,608	0.0	11,616	0.0
18,632	0.4	19,689	0.5	12,498	0.3	11,099	0.3	12,163	0.3
42,380	1.1	39,214	1.0	25,115	0.7	22,457	0.6	22,867	0.6
98,995	2.9	81,953	2.4	54,277	1.6	49,137	1.5	47,701	1.4
175,154	6.6	143,010	5.4	99,313	3.8	90,871	3.4	85,011	3.2
192,571	11.4	175,224	10.4	134,316	8.0	124,713	7.4	115,177	6.8
105,102	13.5	118,942	15.3	105,223	13.5	108,745	13.9	97,891	12.6
29,378	10.5	44,581	16.0	50,957	18.3	65,345	23.4	62,121	22.3

第178表 介護保険居宅介護（介護予防）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成21年度 (2009)			22 (2010)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	34,306,290	33,156,382	1,149,908	36,227,672	35,029,565	1,198,107
予 防 給 付	9,701,560	9,489,502	212,058	10,134,588	9,910,577	224,011
要 支 援 1	4,253,768	4,195,970	57,798	4,564,279	4,497,477	66,802
要 支 援 2	5,447,792	5,293,532	154,260	5,570,309	5,413,100	157,209
介 護 給 付	24,604,730	23,666,880	937,850	26,093,084	25,118,988	974,096
経過的要介護	3,120	3,026	94	504	500	4
要 介 護 1	7,042,934	6,871,318	171,616	7,627,479	7,432,159	195,320
要 介 護 2	7,169,487	6,861,332	308,155	7,622,889	7,304,432	318,457
要 介 護 3	5,149,631	4,933,775	215,856	5,074,682	4,875,595	199,087
要 介 護 4	3,220,986	3,088,912	132,074	3,438,822	3,302,278	136,544
要 介 護 5	2,018,572	1,908,517	110,055	2,328,708	2,204,024	124,684

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/178.xls>

第179表 介護保険地域密着型（介護予防）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成21年度 (2009)			22 (2010)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	2,869,563	2,832,636	36,927	3,170,696	3,128,923	41,773
予 防 給 付	58,033	57,528	505	65,934	65,349	585
要 支 援 1	20,662	20,473	189	25,277	25,088	189
要 支 援 2	37,371	37,055	316	40,657	40,261	396
介 護 給 付	2,811,530	2,775,108	36,422	3,104,762	3,063,574	41,188
経過的要介護	27	27	—	—	—	—
要 介 護 1	532,424	527,357	5,067	584,567	578,367	6,200
要 介 護 2	702,015	694,491	7,524	770,664	762,300	8,364
要 介 護 3	809,099	798,935	10,164	844,592	833,993	10,599
要 介 護 4	511,109	503,748	7,361	560,725	552,440	8,285
要 介 護 5	256,856	250,550	6,306	344,214	336,474	7,740

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/179.xls>

第180表 介護保険施設介護サービス受給者数

平成22年度累計(単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
合 計	22	44	516,381	1,174,425	2,155,105	3,035,611	3,224,365	10,105,953
介護老人福祉施設	2	12	156,230	453,989	1,076,565	1,699,299	1,837,366	5,223,463
第1号被保険者	1	12	154,716	448,827	1,066,089	1,683,235	1,814,128	5,167,008
第2号被保険者	1	—	1,514	5,162	10,476	16,064	23,238	56,455
介護老人保健施設	18	22	348,589	692,318	995,356	1,064,069	798,888	3,899,260
第1号被保険者	18	20	342,954	679,309	975,816	1,043,712	780,620	3,822,449
第2号被保険者	—	2	5,635	13,009	19,540	20,357	18,268	76,811
介護療養型医療施設	2	10	12,470	31,328	91,669	286,897	601,290	1,023,666
第1号被保険者	2	10	12,175	30,587	89,498	280,493	584,066	996,831
第2号被保険者	—	—	295	741	2,171	6,404	17,224	26,835

(注) 1 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 同一月に2施設以上でサービスを受けた場合、施設ごとにそれぞれ受給者数を1人と計上しているため、3施設の合算と総数が一致しない。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/180.xls>

第181表 居宅サービス受給者・地域密着型サービス受給者・施設サービス受給者の年齢階級別・要介護度別状況

区 分	計	要支援1	要支援2
《 居 宅 サ ー ビ ス 》			
総 数	3,093,861	388,014	470,670
65 歳 未 満	101,584	5,822	13,498
65 ～ 70 歳 未 満	140,607	14,440	21,333
70 ～ 75 歳 未 満	259,642	33,127	41,067
75 ～ 80 歳 未 満	500,287	76,272	84,310
80 ～ 85 歳 未 満	764,552	120,530	130,375
85 ～ 90 歳 未 満	758,165	97,994	118,638
90 ～ 95 歳 未 満	419,830	34,153	50,842
95 歳 以 上	149,194	5,676	10,607
《 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 》			
総 数	286,633	2,366	3,645
65 歳 未 満	3,867	20	39
65 ～ 70 歳 未 満	6,786	78	116
70 ～ 75 歳 未 満	15,164	185	214
75 ～ 80 歳 未 満	37,074	359	489
80 ～ 85 歳 未 満	70,469	703	949
85 ～ 90 歳 未 満	82,488	681	1,111
90 ～ 95 歳 未 満	51,197	281	594
95 歳 以 上	19,588	59	133
《 施 設 サ ー ビ ス 》			
総 数	847,223	1	3
65 歳 未 満	13,516	—	—
65 ～ 70 歳 未 満	20,417	—	—
70 ～ 75 歳 未 満	43,532	—	—
75 ～ 80 歳 未 満	96,390	—	—
80 ～ 85 歳 未 満	168,300	—	2
85 ～ 90 歳 未 満	218,063	1	—
90 ～ 95 歳 未 満	179,239	—	1
95 歳 以 上	107,766	—	—

(注) 1 居宅サービス受給者・地域密着型サービス受給者・施設サービス受給者を被保険者番号で名寄せした人数である。

2 「計」には経過的要介護を含むため、介護度区分別内訳とは一致しない場合がある。

3 平成24年度より資料公表は行われていない。

資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/181.xls>

平成23年5月サービス分(単位 人)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
653,484	660,528	422,268	293,321	205,561
16,997	27,009	16,009	11,212	11,037
25,828	32,873	20,480	14,003	11,650
50,400	57,171	35,138	24,179	18,558
103,703	102,152	62,237	42,143	29,469
169,776	151,936	91,825	60,360	39,744
173,818	159,138	99,291	66,113	43,170
88,920	96,669	67,812	48,972	32,460
24,042	33,580	29,476	26,339	19,473
52,496	69,056	74,503	50,849	33,718
585	775	948	742	758
1,343	1,539	1,647	1,068	995
3,241	3,588	3,695	2,341	1,900
8,168	9,184	9,145	5,746	3,983
14,548	17,533	18,092	11,269	7,375
15,208	20,654	21,676	14,199	8,959
7,482	12,019	13,998	10,387	6,436
1,921	3,764	5,302	5,097	3,312
45,564	98,872	175,690	252,712	274,381
678	1,652	2,674	3,501	5,011
1,243	2,563	4,352	5,478	6,781
2,524	5,219	9,315	12,248	14,226
5,410	11,051	20,050	28,041	31,838
9,720	20,045	34,640	49,162	54,731
12,669	26,474	46,048	64,124	68,747
9,333	21,160	37,632	54,588	56,525
3,987	10,708	20,979	35,570	36,522

第182表 介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況

区 分	予防給付		経過的要介護	要介護1
	要支援1	要支援2		
《件数》				
合 計	10,108,358	13,399,053	△36	20,962,178
居宅介護(介護予防)サービス	10,082,177	13,356,637	△36	19,844,810
地域密着型(介護予防)サービス	26,168	42,393	—	594,791
施設介護サービス	13	23	—	522,577
《単位数》				
合 計	13,010,056	27,119,543	△965	87,592,214
居宅介護(介護予防)サービス	12,895,751	26,637,882	△965	64,227,419
地域密着型(介護予防)サービス	114,251	481,770	—	10,990,731
施設介護サービス	54	△109	—	12,374,064
《費用額》				
合 計	142,143,684	286,181,920	△9,680	901,586,120
居宅介護(介護予防)サービス	140,993,732	281,331,617	△9,680	665,326,178
地域密着型(介護予防)サービス	1,149,411	4,851,397	—	111,070,380
施設介護サービス	541	△1,094	—	125,189,562
《支給額》				
合 計	129,840,847	259,944,559	△6,874	820,138,697
居宅介護(介護予防)サービス	128,806,076	255,579,322	△6,874	607,402,576
地域密着型(介護予防)サービス	1,034,285	4,366,222	—	99,956,589
施設介護サービス	487	△985	—	112,779,533

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/182.xls>

平成22年度累計 (単位 件、千円、千単位数)

介護給付				合 計
要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
24,555,160	19,488,258	16,031,730	13,348,406	117,893,107
22,581,377	16,441,990	12,376,637	9,723,442	104,407,034
784,631	864,004	576,294	355,001	3,243,282
1,189,152	2,182,264	3,078,799	3,269,963	10,242,791
127,946,027	154,142,465	165,510,586	162,732,719	738,052,645
81,859,358	76,229,655	63,226,499	51,834,818	376,910,417
16,130,107	19,339,086	13,240,419	8,213,412	68,509,777
29,956,561	58,573,724	89,043,668	102,684,489	292,632,451
1,311,792,510	1,573,481,025	1,685,764,622	1,654,064,013	7,555,004,214
845,131,404	784,332,005	650,064,933	531,836,964	3,899,007,153
163,171,350	195,793,206	134,052,849	83,268,679	693,357,273
303,489,756	593,355,814	901,646,840	1,038,958,370	2,962,639,788
1,189,537,486	1,423,678,734	1,522,878,194	1,493,552,161	6,839,563,805
769,263,593	712,934,142	589,726,910	481,848,131	3,545,553,876
146,852,187	176,213,812	120,646,671	74,942,709	624,012,477
273,421,705	534,530,779	812,504,612	936,761,321	2,669,997,453

第183表 介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費（世帯類型別）

(i) 件数

年度累計

区 分	平成21年度 (2009)			22 (2010)		
	世帯合算	その他	計	世帯合算	その他	計
合 計	1,226,659	10,565,376	11,792,035	1,333,585	11,127,406	12,460,991
利用者負担第一段階	7,402	1,093,729	1,101,131	7,313	1,198,971	1,206,284
利用者負担第二段階	293,021	7,482,343	7,775,364	311,459	7,726,274	8,037,733
利用者負担第三段階	307,551	1,507,921	1,815,472	345,293	1,724,909	2,070,202
利用者負担第四段階	618,685	481,383	1,100,068	669,520	477,252	1,146,772
利用者負担第二段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第二段階の適用）
利用者負担第三段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第三段階の適用）

(ii) 支給額

年度累計（単位 千円）

区 分	平成21年度 (2009)			22 (2010)		
	世帯合算	その他	計	世帯合算	その他	計
合 計	9,145,229	108,384,492	117,529,721	9,974,922	118,844,542	128,819,464
利用者負担第一段階	79,123	12,003,103	12,082,226	79,475	13,180,322	13,259,798
利用者負担第二段階	2,878,714	85,411,652	88,290,366	3,056,950	93,317,526	96,374,476
利用者負担第三段階	2,569,293	8,088,985	10,658,278	2,919,752	9,493,079	12,412,831
利用者負担第四段階	3,618,100	2,880,752	6,498,851	3,918,744	2,853,615	6,772,359
利用者負担第二段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第二段階の適用）
利用者負担第三段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第三段階の適用）

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/183.xls>

第184表 介護保険における保険料収納額

平成22年度（単位 千円）

区 分	調定額累計	収納額累計	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	減免額 (別掲)
合 計	1,415,642,893	1,393,796,403	1,631,758	6,055	21,840,360	510,652
特別徴収	1,271,472,278	1,271,472,203	1,481,287	—	—	176,864
普通徴収	144,170,615	122,324,200	150,471	6,055	21,840,360	333,787

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/184.xls>

第185表 介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）

（単位 千円）

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
収 入	6,568,831,430	6,918,882,676	7,235,052,075	7,538,261,610	7,832,640,973
介護保険料	1,262,073,670	1,321,618,330	1,357,894,547	1,390,127,051	1,402,508,463
分担金及び負担金	3,551,948	3,846,822	3,737,969	3,673,064	3,764,068
使用料及び手数料	568,176	634,892	600,027	527,767	502,863
国庫支出金	1,458,260,590	1,463,005,026	1,608,031,004	1,638,607,748	1,724,946,603
介護保険給付負担金	1,110,610,987	1,114,030,219	1,164,710,325	1,234,549,552	1,300,231,257
調整交付金	306,902,850	301,052,933	321,444,038	341,927,507	361,037,817
地域支援事業交付金	37,983,042	44,218,545	58,374,007	60,044,171	61,284,396
その他の他	2,763,712	3,703,329	63,502,634	2,086,519	2,393,132
支払基金交付金	1,823,255,906	1,936,081,134	2,028,035,835	2,084,415,836	2,207,151,602
都道府県支出金	911,306,907	948,744,780	993,546,479	1,054,167,960	1,110,340,913
相互財政安定化事業交付金	6,760	7,414	212	—	—
財 産 収 入	201,901	747,101	1,282,649	1,366,240	927,960
寄 附 金	1,815	7,749	4,471	1,686	1,573
繰 入 金	983,066,614	1,015,853,298	1,067,166,623	1,175,713,939	1,258,489,946
一般会計繰入金	735,460,323	768,928,055	801,997,591	857,326,301	904,291,465
その他の他	247,606,291	246,925,244	265,169,032	318,387,638	354,198,482
繰 越 金	119,934,971	217,553,662	166,741,401	179,999,167	114,734,566
市 町 村 債	752,930	615,465	861,807	718,429	1,976,653
諸 収 入	5,849,240	10,167,003	7,149,051	8,942,721	7,295,763
支 出	6,340,094,133	6,743,671,124	7,046,869,014	7,417,417,383	7,731,757,603
総 務 費	199,187,261	204,709,914	209,218,016	202,710,692	204,234,313
保険給付費	5,884,177,294	6,170,094,747	6,428,573,663	6,883,889,418	7,264,541,377
介護サービス等諸費	5,406,677,654	5,517,676,349	5,717,612,487	6,122,661,829	6,449,348,444
介護予防サービス等諸費	164,011,852	319,063,902	355,894,396	375,311,319	389,526,721
高額介護サービス等費	89,990,811	97,087,450	104,824,388	117,883,344	128,903,996
高額医療合算介護サービス等費	—	—	—	3,984,508	20,185,854
特定入所者介護サービス等費	213,522,324	226,135,595	239,671,916	253,061,564	265,255,142
市町村特別給付費	1,372,883	1,364,941	1,495,580	1,567,643	1,691,459
審査支払手数料	8,315,027	8,543,529	8,968,911	9,292,486	9,422,030
その他の他	286,743	222,981	105,985	126,724	207,731
地域支援事業	101,889,314	119,217,907	152,602,841	161,825,314	166,888,558
財政安定化基金拠出金	4,368,771	4,138,358	4,049,225	4,383	—
相互財政安定化事業負担金	6,760	82	448	—	—
保健福祉事業費	357,772	438,254	485,239	517,669	449,026
基金積立金	55,251,730	107,959,658	159,703,377	83,071,302	39,097,561
公 債 費	17,273,368	16,474,759	18,572,389	3,242,222	1,514,364
予 備 費	—	—	19,397	10,146	6,856
諸 支 出 金	77,581,865	120,637,443	73,644,421	82,146,235	55,025,548
収入支出差引残額	228,737,297	175,211,553	188,183,060	120,844,227	100,883,370
うち基金繰入額	57,919,911	52,141,421	53,042,918	32,768,043	24,937,728
国庫支出金精算額等	106,816,363	71,868,421	82,823,552	40,552,857	57,564,992
国庫支出金精算額等差引額	121,920,934	103,343,132	105,359,509	80,291,370	43,318,378
介護給付費準備基金保有額	214,015,025	317,781,343	404,964,779	442,630,135	396,163,347

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/185.xls>

第5節 高齢者保健(医療)福祉

1 総括

第186表 介護保険施設等の比較

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設 (～平成29年度末)
	介護保険		
対象者	常時介護が必要で生活が困難な要介護者	病状安定期にあり、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者	病状が安定期にあり、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者
指 定 基 準	居室(1人当たり10.65㎡以上) 医務室 機能訓練室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 居室(個室10.65㎡以上、準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 医務室等	療養室(1人当たり8㎡以上) 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 療養室(個室10.65㎡以上、準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 診察室等	病室(1人当たり6.4㎡以上) 機能訓練室 談話室 浴室 食堂等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 病室(個室10.65㎡以上、準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室等
	医師(非常勤可) 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 介護支援専門員 1人 その他 生活相談員等	医師 1人 看護職員 10人 介護職員 24人 理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士 1人 介護支援専門員 1人 その他 支援相談員等	医師 3人 看護職員 18人 介護職員 18人 介護支援専門員 1人 その他 薬剤師・栄養士等
その他	・旧措置入所者に対する経過措置あり ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・地域密着型介護老人福祉施設あり (なお、サテライト型居住施設は、人員基準等を緩和)	・短期入所療養介護、通所リハビリテーションの「みなし指定」あり ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・サテライト型、医療機関併設型、分館型には人員基準等の緩和あり	・短期入所療養介護等の「みなし指定」あり

(注) 1 人員基準については100人当たり。

2 サテライト型小規模介護老人保健施設：本体施設(老健)と密接な連携。定員29人以下。

3 医療機関併設型小規模介護老人保健施設：病院又は診療所に併設。定員29人以下。

4 分館型介護老人保健施設：東京都区部・市部、政令指定都市、過疎地域等に設置。基本型介護老人保健施設と一体として運営。

資料：厚生労働省老健局、保険局、医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/186.xls>

平成24年度

医療保険適用の療養病床	
医療保険	
主として長期にわたり療養の必要な患者	
病室（1人当たり6.4㎡以上） 機能訓練室 ※他に都道府県の条例で定める施設を有する必要あり	
廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上	
医師	3人
※医師及び歯科医師を除いた看護師その他の従業者については、都道府県の条例で定める。	
・介護老人保健施設等への転換を都道府県知事に届け出た病床については人員配置基準、設備基準上の緩和あり	

5

2 老人福祉

第187表 老人福祉施設の施設数及び在所有者数

各年10月1日現在

区 分		平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総	施設数	9,446	9,236	8,421	4,858	4,827
	在所有者数	143,624	145,173	140,989	136,230	136,029
養護老人ホーム	施設数	958	964	932	909	893
	在所有者数	62,406	62,075	60,013	58,054	56,381
軽費老人ホーム	施設数	2,059	2,095	2,050	1,964	2,001
	在所有者数	81,218	83,098	80,976	78,176	79,648
老人福祉センター	施設数	2,234	2,228	2,013	1,985	1,933
老人介護支援センター	施設数	4,195	3,949	3,426	…	…

(注) 1 平成21年より調査の方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年以前との年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

2 平成23年度は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/187.xls>

第188表 介護サービス事業所数・施設数及び利用者数・在所有者数

(i) 介護予防サービス

各年10月1日現在

区 分		平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
介護予防居宅サービス事業所 (訪問系)						
介護予防訪問介護	施設数	20,455	20,319	20,965	20,299	20,830
	利用者数	306,458	322,058	337,897	334,523	338,554
介護予防訪問入浴介護	施設数	1,885	1,873	1,826	1,841	1,837
	利用者数	344	368	366	359	342
介護予防訪問看護ステーション	施設数	5,237	5,414	5,092	5,010	5,103
	利用者数	18,760	20,714	21,417	22,402	24,207
(通所系)						
介護予防通所介護	施設数	20,396	21,710	21,632	22,023	23,481
	利用者数	280,652	310,515	313,606	307,791	323,105
介護予防通所リハビリテーション	施設数	6,179	6,276	6,017	5,753	5,829
	利用者数	104,231	112,959	107,229	102,825	104,953
(その他)						
介護予防短期入所生活介護	施設数	6,608	6,957	6,853	6,752	7,177
	在所有者数	7,443	8,251	8,492	7,980	8,010
介護予防短期入所療養介護	施設数	4,919	5,018	4,686	4,467	4,561
	在所有者数	1,617	1,528	1,262	1,151	1,066
介護予防特定施設入居者生活介護	施設数	2,498	2,731	2,791	2,822	2,991
	在所有者数	17,009	19,758	19,450	18,217	18,969
介護予防福祉用具貸与	施設数	5,445	4,862	5,361	5,145	5,169
	利用者数	104,356	130,303	176,373	201,773	218,399
特定介護予防福祉用具販売	施設数	5,439	5,010	5,567	5,304	5,326
介護予防地域密着型サービス事業所						
介護予防認知症対応型通所介護	施設数	2,696	2,870	2,861	2,879	2,989
	利用者数	803	1,023	870	755	719
介護予防小規模多機能型居宅介護	施設数	738	1,256	1,564	1,773	2,099
	利用者数	1,216	2,392	3,220	3,647	4,150
介護予防認知症対応型共同生活介護	施設数	8,622	8,936	8,904	8,643	9,144
	在所有者数	2,852	3,023	880	1,251	1,285
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	施設数	3,851	3,782	4,096	3,961	3,961
	利用者数	633,988	708,948	773,975	762,032	804,596

(ii) 介護サービス

各年10月1日現在

区 分	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所					
(訪問系)					
訪 問 介 護 施 設 数	21,069	20,885	21,517	20,805	21,315
訪 問 入 浴 介 護 施 設 数	738,793	716,345	754,478	744,482	742,880
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 施 設 数	2,124	2,013	2,033	2,021	2,002
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 利 用 者 数	64,396	64,242	66,559	68,046	65,593
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 利 用 者 数	5,407	5,434	5,221	5,119	5,212
(通所系)					
通 所 介 護 施 設 数	274,079	281,917	292,244	297,346	316,583
通 所 介 護 利 用 者 数	20,997	22,366	22,267	22,738	24,381
通 所 介 護 利 用 者 数	882,596	933,611	964,579	963,475	1,018,651
通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 施 設 数	6,380	6,426	6,152	5,877	5,948
通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 利 用 者 数	366,665	368,873	354,868	346,273	353,897
(その他)					
短 期 入 所 生 活 介 護 施 設 数	7,030	7,347	7,215	7,096	7,515
短 期 入 所 生 活 介 護 在 所 者 数	237,257	259,677	263,459	269,106	279,812
短 期 入 所 療 養 介 護 施 設 数	5,278	5,242	4,857	4,633	4,726
短 期 入 所 療 養 介 護 在 所 者 数	56,089	56,769	52,142	50,857	49,878
特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 施 設 数	2,617	2,876	2,944	2,974	3,165
特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 在 所 者 数	84,355	97,645	103,713	106,783	116,765
福 祉 用 具 貸 与 施 設 数	5,649	4,974	5,474	5,202	5,212
福 祉 用 具 貸 与 利 用 者 数	670,700	699,984	841,520	825,687	872,197
特 定 福 祉 用 具 販 売 施 設 数	5,456	5,027	5,579	5,312	5,336
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 事 業 所					
夜 間 対 応 型 訪 問 介 護 施 設 数	69	83	75	98	103
夜 間 対 応 型 訪 問 介 護 利 用 者 数	764	2,181	2,402	3,365	3,018
認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 施 設 数	2,885	3,139	3,108	3,122	3,254
認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 利 用 者 数	44,753	50,064	52,581	50,862	53,634
小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 施 設 数	962	1,557	1,917	2,113	2,486
小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 利 用 者 数	10,407	21,594	29,870	35,282	41,413
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 施 設 数	8,818	9,292	9,186	8,942	9,484
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 在 所 者 数	123,479	132,069	130,199	127,858	136,188
地 域 密 着 型 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 施 設 数	62	91	112	133	152
地 域 密 着 型 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 在 所 者 数	893	1,590	2,170	2,678	3,090
地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設 施 設 数	94	183	250	302	450
地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設 在 所 者 数	1,951	4,276	6,138	7,557	11,435
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 施 設 数	28,248	28,121	27,961	27,158	27,705
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 利 用 者 数	1,643,451	1,704,996	1,755,255	1,759,799	1,804,902
介 護 保 険 施 設					
介 護 老 人 福 祉 施 設 施 設 数	5,892	6,015	5,876	5,676	5,953
介 護 老 人 福 祉 施 設 在 所 者 数	405,093	416,052	408,622	396,356	420,827
介 護 老 人 保 健 施 設 施 設 数	3,435	3,500	3,463	3,382	3,533
介 護 老 人 保 健 施 設 在 所 者 数	285,265	291,931	289,273	282,645	293,432
介 護 療 養 型 医 療 施 設 施 設 数	2,608	2,252	1,980	1,770	1,711
介 護 療 養 型 医 療 施 設 在 所 者 数	102,753	92,708	82,007	73,405	71,377

(注) 1 平成21年は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、平成20年以前と単純に年次比較できない。
 2 「施設数」の平成20年以前には、利用者・在所者なし、利用者・在所者数不詳の事業所・施設を含む。平成21年は、活動中の施設・事業所である。
 3 平成21年以降の利用者数は、9月中の利用者数である。ただし、次の事業所・施設の利用者・在所者は9月30日24時現在の数である。介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護予防特定施設入所者生活介護、特定施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
 4 複数サービスを行っている事業所は、各々に計上している。
 5 「介護予防訪問看護ステーション」は、介護保険法の利用者として「要支援認定申請中」「その他」を含む。
 6 「訪問看護ステーション」は、介護保険法・健康保険法の利用者として「要介護認定申請中」「その他」を含む。
 7 「短期入所生活介護」には、空床利用型の事業所を含まない。
 8 平成23年は、東日本大震災の被災地域(以下の市町村)に所在する施設・事業所(2,131施設・事業所)は調査を見合わせた。
 宮城県:石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町
 福島県:相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/188.xls>

第189表 職種別にみた従事者数

(i) 訪問介護

区 分	(介護予防) 訪問介護			(介護予防) 訪問入浴介護		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	166,592	87,422	79,169	11,176	6,266	4,909
平成21年10月1日現在	170,123	88,953	81,170	10,479	6,470	4,010
看 護 師	1,645	612	1,034
准 看 護 師	1,803	935	868
保 健 師
助 産 師
理 学 療 法 士
作 業 療 法 士
言 語 聴 覚 士
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	160,780	82,612	78,168	7,143	4,252	2,892
介 護 福 祉 士 (再 掲)	57,455	41,425	16,030	1,897	1,418	480
介 護 職 員 基 礎 研 修 課 程 修 了 者 (再 掲)	2,490	1,862	627	46	35	11
ホ ー ム ヘ ル パ ー 1 級 (再 掲)	9,611	6,553	3,058	196	124	71
ホ ー ム ヘ ル パ ー 2 級 (再 掲)	89,578	31,491	58,087	2,690	1,590	1,100
ホ ー ム ヘ ル パ ー 3 級 (再 掲)	—	—	—	—	—	—
オ ペ レ ー タ ー
面 接 相 談 員
そ の 他 の 職 員	5,812	4,811	1,001	584	468	116

(注) 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

区 分	(介護予防) 訪問介護			(介護予防) 訪問入浴介護		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	175,257	93,132	82,125	11,036	6,054	4,982
平成22年10月1日現在	166,592	87,422	79,169	11,176	6,266	4,909
看 護 師	1,713	571	1,142
准 看 護 師	1,633	824	808
保 健 師
助 産 師
理 学 療 法 士
作 業 療 法 士
言 語 聴 覚 士
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	169,336	88,320	81,016	7,165	4,252	2,914
介 護 福 祉 士 (再 掲)	61,725	44,320	17,405	1,965	1,475	490
介 護 職 員 基 礎 研 修 課 程 修 了 者 (再 掲)	3,344	2,613	732	58	36	21
ホ ー ム ヘ ル パ ー 1 級 (再 掲)	8,972	6,015	2,957	134	90	44
ホ ー ム ヘ ル パ ー 2 級 (再 掲)	93,298	33,745	59,553	2,793	1,555	1,238
ホ ー ム ヘ ル パ ー 3 級 (再 掲)	—	—	—	—	—	—
オ ペ レ ー タ ー
面 接 相 談 員
そ の 他 の 職 員	5,921	4,813	1,108	525	407	118

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

- 2 東日本大震災の被災地域(以下の市町村)に所在する施設・事業所(2,131施設・事業所)は調査を見合わせ
 宮城県:石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七
 福島県:相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、

平成22年10月1日現在

(介護予防) 訪問看護ステーション			夜間対応型訪問介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
29,193	21,296	7,897	912	564	348
28,297	20,660	7,636	737	562	175
20,874	15,219	5,655
2,265	1,620	645
558	455	103
30	20	10
2,625	1,933	692
1,218	920	298
141	98	43
...	527	267	261
...	—	—	—
...	—	—	—
...	—	—	—
...	—	—	—
...	234	157	77
...	130	121	10
1,482	1,032	450	21	19	1

平成23年10月1日現在

(介護予防) 訪問看護ステーション			夜間対応型訪問介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
30,744	22,621	8,122	767	492	275
29,193	21,296	7,897	912	564	348
21,519	15,720	5,799
2,244	1,600	644
545	460	85
32	22	10
3,150	2,411	739
1,465	1,140	325
181	124	57
...	396	202	193
...	—	—	—
...	—	—	—
...	—	—	—
...	—	—	—
...	—	—	—
...	237	166	71
...	114	108	7
1,608	1,143	464	20	16	4

た。(ii)通所介護、(iii)居宅介護等、(iv)施設等すべて同じである。

ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町
葛尾村、新地町、飯館村

(ii) 通所介護

区 分	(介護予防) 通所介護			(介護予防) 通所リハビリテーション (介護老人保健施設)		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	208,949	140,684	68,264	34,391	28,514	5,877
平成21年10月1日現在	203,679	137,958	65,721	33,674	27,843	5,830
医 師	168	131	37	1,885	1,726	160
看 護 師	11,071	5,856	5,215	1,541	1,111	430
准 看 護 師	13,138	8,062	5,075	1,761	1,311	450
機 能 訓 練 指 導 員	13,217	8,173	5,044
理 学 療 法 士	1,049	734	316	2,911	2,654	257
作 業 療 法 士	584	439	145	2,105	1,942	163
言 語 聴 覚 士	76	49	28	346	301	45
柔 道 整 復 師	762	563	199
あん摩マッサージ指圧師	1,072	684	388
歯 科 衛 生 士	171	90	80	67	44	23
介 護 支 援 専 門 員
生活相談員・支援相談員	30,640	28,586	2,054
社会福祉士(再掲)	4,001	3,756	246
介護職員(訪問介護員)	116,783	77,272	39,512	23,774	19,425	4,350
介護福祉士(再掲)	36,658	29,117	7,540	11,732	10,758	975
管 理 栄 養 士	790	679	111
栄 養 士	1,079	857	223
調 理 員	9,901	4,286	5,615
そ の 他 の 職 員	11,992	6,693	5,300

区 分	(介護予防) 通所介護			(介護予防) 通所リハビリテーション (介護老人保健施設)		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	223,994	149,871	74,123	36,021	29,831	6,190
平成22年10月1日現在	208,949	140,684	68,264	34,391	28,514	5,877
医 師	157	121	35	1,852	1,686	166
看 護 師	11,832	6,115	5,717	1,534	1,060	474
准 看 護 師	13,434	8,070	5,364	1,739	1,277	462
機 能 訓 練 指 導 員	14,613	8,956	5,657
理 学 療 法 士	1,259	880	378	3,214	2,950	264
作 業 療 法 士	695	519	175	2,229	2,067	162
言 語 聴 覚 士	83	52	31	367	318	49
柔 道 整 復 師	992	748	244
あん摩マッサージ指圧師	1,119	694	425
歯 科 衛 生 士	169	83	86	77	54	23
介 護 支 援 専 門 員
生活相談員・支援相談員	33,209	30,753	2,456
社会福祉士(再掲)	4,211	3,957	254
介護職員(訪問介護員)	125,726	82,876	42,850	25,010	20,419	4,591
介護福祉士(再掲)	40,169	31,392	8,777	12,931	11,683	1,248
管 理 栄 養 士	873	755	118
栄 養 士	1,055	831	224
調 理 員	10,216	4,362	5,854
そ の 他 の 職 員	12,712	6,950	5,762

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 (介護予防) 短期入所生活介護には、空床利用型のみに従事者を含まない。
 3 (介護予防) 通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護の「理学療法

平成22年10月1日現在

(介護予防)通所リハビリテーション (医療施設)			(介護予防)短期入所生活介護			(介護予防)特定施設入居者 生活介護			(介護予防)認知症対応型通所介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
26,984	21,687	5,297	129,381	109,722	19,659	75,310	60,027	15,283	20,558	14,580	5,978
27,360	22,155	5,205	122,507	103,318	19,189	73,537	58,676	14,861	20,304	14,408	5,897
1,915	1,808	107	895	227	668	19	13	6
2,211	1,749	462	5,709	4,756	953	4,572	3,402	1,170	878	471	407
1,600	1,271	329	5,760	4,749	1,011	3,271	2,483	788	928	568	360
...	2,635	2,288	347	1,410	1,158	253	1,041	608	432
2,985	2,590	395	260	184	76	165	107	58	54	27	27
1,411	1,223	189	186	156	30	108	90	18	56	38	18
193	155	39	30	23	7	12	7	5	7	4	2
...	100	89	11	82	73	9	17	11	7
...	259	227	31	174	152	22	57	34	23
45	33	12	13	5	8
...	2,753	2,699	54	2,486	2,327	159
...	5,370	5,304	66	3,280	3,214	66	3,544	3,320	224
...	1,485	1,472	13	587	579	8	501	475	26
16,625	12,860	3,765	87,367	75,460	11,906	51,046	41,454	9,593	12,295	8,511	3,785
6,598	5,888	710	41,774	39,596	2,178	15,603	14,195	1,407	4,241	3,432	809
...	2,185	2,135	50	96	84	12
...	1,217	1,136	81	68	58	10
...	6,766	4,871	1,895	648	284	364
...	8,725	6,097	2,628	9,245	5,990	3,255	1,029	659	370

平成23年10月1日現在

(介護予防)通所リハビリテーション (医療施設)			(介護予防)短期入所生活介護			(介護予防)特定施設入居者 生活介護			(介護予防)認知症対応型通所介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
27,276	22,034	5,242	139,943	118,134	21,808	82,118	65,562	16,555	21,612	15,286	6,326
26,984	21,687	5,297	129,381	109,722	19,659	75,310	60,027	15,283	20,558	14,580	5,978
1,850	1,745	105	1,178	223	955	16	10	6
2,162	1,693	469	6,282	5,213	1,069	4,907	3,618	1,289	900	473	427
1,555	1,242	313	6,206	5,063	1,143	3,635	2,794	841	891	531	360
...	2,903	2,525	378	1,568	1,287	281	1,084	611	473
3,156	2,749	407	326	242	84	198	136	61	47	22	25
1,435	1,246	190	221	186	35	122	92	30	62	41	21
202	165	37	32	25	7	13	8	5	6	4	2
...	133	118	15	111	99	12	23	16	7
...	249	218	32	189	162	27	60	34	26
57	48	9	13	4	9
...	2,902	2,827	75	2,758	2,583	174
...	5,883	5,801	82	3,490	3,416	74	3,752	3,494	258
...	1,580	1,562	17	589	578	10	534	507	28
16,859	13,146	3,713	94,114	81,112	13,003	55,160	45,086	10,074	13,255	9,183	4,073
7,315	6,397	919	45,383	42,611	2,773	17,073	15,525	1,549	4,863	3,944	918
...	2,470	2,411	60	91	75	16
...	1,253	1,167	86	67	54	13
...	7,249	5,208	2,041	602	255	347
...	9,504	6,585	2,919	10,601	6,779	3,822	942	597	345

士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

(iii) 居宅介護等

区 分	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護			(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	114,424	93,718	20,706	23,219	17,924	5,295
平成21年10月1日現在	116,001	95,752	20,250	20,155	15,601	4,554
看 護 師
准 看 護 師
保 健 師
機 能 訓 練 指 導 員
専 門 職 員
社会福祉主事(再掲)
介護支援専門員	7,537	6,849	688	1,491	1,323	167
生活相談員・支援相談員
社会福祉士
介護職員(訪問介護員)	101,414	82,448	18,966	20,385	15,703	4,682
介護福祉士(再掲)	29,974	27,501	2,473	5,596	4,955	641
看護師(再掲)	1,676	1,114	562	900	611	289
准看護師(再掲)	1,850	1,465	384	1,077	819	259
福祉用具専門相談員
その他の職員	5,472	4,420	1,052	1,344	898	446

区 分	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護			(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	122,859	100,727	22,131	27,711	21,424	6,287
平成22年10月1日現在	114,424	93,718	20,706	23,219	17,924	5,295
看 護 師
准 看 護 師
保 健 師
機 能 訓 練 指 導 員
専 門 職 員
社会福祉主事(再掲)
介護支援専門員	8,413	7,686	726	1,717	1,548	169
生活相談員・支援相談員
社会福祉士
介護職員(訪問介護員)	108,407	88,186	20,221	24,296	18,735	5,561
介護福祉士(再掲)	31,838	29,048	2,790	6,909	6,080	829
看護師(再掲)	1,809	1,156	652	1,073	751	322
准看護師(再掲)	1,845	1,408	437	1,226	922	304
福祉用具専門相談員
その他の職員	6,039	4,856	1,184	1,698	1,141	557

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 地域密着型特定施設入居者生活保護の「社会福祉士」は、「生活相談員・支援相談員」の再掲である。
 3 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)の「看護師」「保健師」「介護支援専門員」「社会福祉士」は、

第5節 高齢者保健(医療)福祉

平成22年10月1日現在

(介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売			地域密着型特定施設入居者 生活介護			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
22,715	21,340	1,375	1,904	1,617	287	20,274	18,131	2,142	71,130	64,513	6,617
23,202	21,737	1,465	1,612	1,392	220	20,489	18,457	2,033	70,822	64,124	6,698
...	87	68	19	2,375	2,151	224
...	101	87	14
...	2,995	2,897	99
...	60	50	10
...	18,057	16,394	1,663
...	374	355	20
...	81	77	4	7,687	6,606	1,081	66,096	60,561	5,535
...	99	97	2
...	15	15	0	4,626	4,386	240
...	1,307	1,123	185
...	406	377	29
...
...
17,804	16,906	897
4,912	4,434	478	168	116	53	2,217	1,737	480	5,033	3,952	1,082

平成23年10月1日現在

(介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売			地域密着型特定施設入居者 生活介護			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
22,626	21,220	1,406	2,307	1,975	332	21,193	18,939	2,254	73,484	67,365	6,483
22,715	21,340	1,375	1,904	1,617	287	20,274	18,131	2,142	71,130	64,513	6,617
...	102	82	20	2,413	2,185	228
...	101	85	16
...	3,101	2,976	126
...	68	58	10
...	18,932	17,125	1,807
...	413	372	40
...	94	91	4	8,230	7,036	1,194	69,158	63,568	5,590
...	125	122	3
...	25	24	1	4,775	4,556	219
...	1,625	1,413	212
...	504	470	34
...
...
18,105	17,182	923
4,522	4,039	483	192	125	67	2,261	1,814	447	4,690	3,797	893

「専門職員」の再掲である。

第3部 社会保障関係統計資料編

(iv) 施設等

区 分	地域密着型介護老人福祉施設			介護老人福祉施設		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	6,373	5,534	839	264,400	226,097	38,304
平成21年10月1日現在	5,077	4,370	707	264,930	225,352	39,579
施 設 長	185	185	1	4,463	4,456	7
医 師	44	7	36	1,172	206	967
歯 科 医 師	4	—	4	59	5	54
薬 劑 師	…	…	…	…	…	…
看 護 師	277	242	35	11,098	9,276	1,822
准 看 護 師	235	204	32	11,322	9,535	1,787
機 能 訓 練 指 導 員	140	121	20	4,222	3,796	425
理 学 療 法 士	7	5	3	439	328	110
作 業 療 法 士	8	6	2	353	305	47
言 語 聴 覚 士	2	2	—	42	32	10
柔 道 整 復 師	2	2	—	183	169	14
あん摩マッサージ指圧師	3	3	0	532	480	52
精 神 保 健 福 祉 士 等	…	…	…	…	…	…
介 護 支 援 専 門 員	213	207	6	6,758	6,627	131
生 活 相 談 員 ・ 支 援 相 談 員	263	260	3	7,744	7,665	80
社 会 福 祉 士 (再 掲)	71	70	0	2,392	2,375	17
障 害 者 生 活 支 援 員	—	—	—	41	39	2
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	4,201	3,706	496	176,747	153,328	23,419
介 護 福 祉 士 (再 掲)	1,906	1,828	78	88,556	84,225	4,332
管 理 栄 養 士	134	132	2	4,635	4,566	69
栄 養 士	93	90	3	1,793	1,743	50
調 理 員	284	175	108	13,510	10,380	3,130
そ の 他 の 職 員	302	208	94	20,837	14,475	6,362

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復
 3 「看護師」には、保健師を含む。
 4 介護療養型医療施設には、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

平成22年10月1日現在

介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
184,662	165,696	18,966	60,930	55,647	5,284
186,908	167,380	19,528	66,675	60,941	5,734
...
3,601	3,097	504	4,225	3,174	1,051
10	5	6	59	43	16
898	334	565	1,596	1,468	128
15,232	13,022	2,210	9,786	8,846	940
19,387	17,170	2,217	11,756	10,743	1,013
...
4,974	4,607	367	2,582	2,503	79
4,311	4,043	268	1,343	1,318	24
725	647	78	548	533	15
...
...
...	113	110	3
5,075	4,944	132	1,891	1,834	57
5,583	5,525	58
2,300	2,285	16
...
100,473	92,164	8,308	25,208	23,301	1,906
56,706	54,813	1,893	8,492	8,277	215
3,505	3,464	41	1,301	1,276	25
1,000	963	37	524	499	25
6,171	4,899	1,272
13,717	10,812	2,905

師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

区 分	地域密着型介護老人福祉施設			介護老人福祉施設		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	9,744	8,572	1,172	280,180	239,518	40,662
平成22年10月1日現在	6,373	5,534	839	264,400	226,097	38,304
施 設 長	287	286	1	4,715	4,707	8
医 師	69	11	58	1,386	215	1,171
歯 科 医 師	8	2	5	68	6	62
薬 剤 師
看 護 師	440	376	65	12,082	10,074	2,008
准 看 護 師	347	301	46	11,708	9,786	1,922
機 能 訓 練 指 導 員	210	183	27	4,481	4,036	445
理 学 療 法 士	17	14	3	524	397	127
作 業 療 法 士	17	16	1	427	373	54
言 語 聴 覚 士	1	1	—	43	33	10
柔 道 整 復 師	7	5	1	231	214	17
あん摩マッサージ指圧師	4	3	1	539	485	54
精 神 保 健 福 祉 士 等
介 護 支 援 専 門 員	316	308	8	7,180	7,037	143
生 活 相 談 員・支 援 相 談 員	407	402	6	8,135	8,063	72
社 会 福 祉 士 (再 掲)	127	126	1	2,560	2,545	15
障 害 者 生 活 支 援 員	1	1	—	38	36	2
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	6,460	5,791	669	187,434	162,821	24,612
介 護 福 祉 士 (再 掲)	2,894	2,773	122	96,100	90,715	5,385
管 理 栄 養 士	211	209	3	5,029	4,961	68
栄 養 士	126	121	5	1,779	1,720	59
調 理 員	421	277	144	13,921	10,641	3,280
そ の 他 の 職 員	441	305	137	22,224	15,415	6,809

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復
 3 「看護師」には、保健師を含む。
 4 介護療養型医療施設には、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/189.xls>

平成23年10月1日現在

介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
191,398	171,567	19,831	58,667	53,380	5,287
184,662	165,696	18,966	60,930	55,647	5,284
...
3,758	3,227	530	4,104	2,994	1,110
7	3	4	61	47	14
931	341	590	1,545	1,409	137
16,287	13,838	2,450	9,534	8,591	943
19,621	17,328	2,293	11,182	10,119	1,063
...
5,279	4,899	380	2,456	2,382	74
4,452	4,172	280	1,321	1,292	29
730	646	84	560	544	16
...
...
...	131	128	3
5,417	5,279	138	1,779	1,729	50
5,790	5,728	62
2,449	2,428	21
...
104,098	95,604	8,494	24,206	22,405	1,801
59,618	57,406	2,212	8,783	8,542	242
3,659	3,614	44	1,258	1,228	30
1,018	981	37	532	513	19
6,213	4,901	1,312
14,139	11,005	3,134

師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

第190表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数

平成22年(単位 千人)

区 分	手助けや見守りを要する者	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する	不 詳
総 数	5,864	2,193	1,798	655	547	670
6 ~ 39 歳	516	229	166	23	30	68
40 ~ 64 歳	757	369	173	45	38	133
65 ~ 69 歳	376	171	88	31	27	60
70 ~ 74 歳	583	249	154	55	45	80
75 ~ 79 歳	892	365	251	93	82	102
80 ~ 84 歳	1,089	408	360	132	89	100
85 歳 以 上	1,647	401	605	277	235	128
(再掲) 65歳以上	4,587	1,594	1,458	587	479	469
(再掲) 75歳以上	3,628	1,174	1,216	501	406	330
男 総 数	2,330	935	652	235	224	284
6 ~ 39 歳	303	137	100	11	18	37
40 ~ 64 歳	403	207	83	24	20	69
65 ~ 69 歳	184	84	39	16	15	30
70 ~ 74 歳	278	113	74	28	31	33
75 ~ 79 歳	375	138	107	45	46	39
80 ~ 84 歳	375	134	107	53	40	41
85 歳 以 上	409	121	141	58	54	35
(再掲) 65歳以上	1,622	590	468	200	186	178
(再掲) 75歳以上	1,159	393	355	156	140	114
女 総 数	3,534	1,259	1,146	420	323	387
6 ~ 39 歳	213	92	66	12	12	31
40 ~ 64 歳	354	161	90	21	18	64
65 ~ 69 歳	192	86	49	15	12	29
70 ~ 74 歳	304	136	80	27	14	47
75 ~ 79 歳	517	226	144	48	35	63
80 ~ 84 歳	714	274	253	79	50	59
85 歳 以 上	1,238	280	464	219	181	94
(再掲) 65歳以上	2,965	1,004	990	387	293	291
(再掲) 75歳以上	2,469	781	861	345	266	216

(注) 1 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

2 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であつて、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

3 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/190.xls>

第191表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率

平成22年(単位 千人)

区 分	世帯人員数	手助けや見守りを 要する者の数	手助けや見守りを 要する者率 (人口千対)
総 数	125,359	5,864	46.8
6 ~ 39 歳	47,137	516	10.9
40 ~ 64 歳	42,412	757	17.8
65 ~ 69 歳	8,130	376	46.3
70 ~ 74 歳	6,901	583	84.5
75 ~ 79 歳	5,897	892	151.3
80 ~ 84 歳	4,311	1,089	252.6
85 歳 以 上	3,782	1,647	435.5
(再掲) 65歳以上	29,021	4,587	158.1
男 総 数	61,028	2,330	38.2
6 ~ 39 歳	24,005	303	12.6
40 ~ 64 歳	21,123	403	19.1
65 ~ 69 歳	3,883	184	47.4
70 ~ 74 歳	3,196	278	87.0
75 ~ 79 歳	2,563	375	146.3
80 ~ 84 歳	1,682	375	223.0
85 歳 以 上	1,043	409	392.1
(再掲) 65歳以上	12,367	1,622	131.2
女 総 数	64,331	3,534	54.9
6 ~ 39 歳	23,133	213	9.2
40 ~ 64 歳	21,289	354	16.6
65 ~ 69 歳	4,247	192	45.2
70 ~ 74 歳	3,706	304	82.0
75 ~ 79 歳	3,334	517	155.1
80 ~ 84 歳	2,629	714	271.6
85 歳 以 上	2,739	1,238	452.0
(再掲) 65歳以上	16,654	2,965	178.0

(注) 1 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

2 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であつて、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

3 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

4 「手助けや見守りを要する者率」は、「世帯人員数」「手助けや見守りを要する者の数」より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：「世帯人員数」は、総務省統計局「国勢調査」

「手助けや見守りを要する者の数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/191.xls>

3 老人医療

第192表 老人医療受給対象者数

(単位 人)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
総 数	14,176,160	13,526,826	12,966,018	13,193,766	13,615,897	14,059,915
政府管掌健康保険 一般被保険者	1,570,095	1,458,165	1,365,510	・	・	・
法第3条第2項被保険者	1,522	1,232	856	・	・	・
組合管掌健康保険 船員保険	619,442	566,931	525,870	・	・	・
国民健康保険	11,952	10,805	9,844	・	・	・
国民健康保険	11,623,354	11,165,495	10,763,530	・	・	・
共 済 組 合	349,796	324,199	300,408	・	・	・

- (注) 1 平成19年度以前は、市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものであり、平成20年度以降は後期高齢者医療
広域連合からの後期高齢者医療事業状況報告を集計したものである。
2 平成20年度の制度改正により、各制度の老人保健制度は廃止された。
3 各年度における各月末平均である。
4 平成20年度は、平成20年3月末老人医療受給対象者数と平成20年4月～平成21年2月の各月末の後期高齢者医療
被保険者数の平均である。

資料：平成19年度以前は厚生労働省保険局「老人医療事業年報」、
平成20年度以降は厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/192.xls>

第193表 老人医療費の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
総 数	398,752,547	388,173,765	380,092,630	380,018,846	393,403,218	404,737,405
金 額	11,644,341,603	11,259,364,980	11,275,296,995	11,414,528,468	12,010,830,691	12,721,335,977
診 療 費	261,551,740	251,718,894	242,960,340	247,418,064	257,228,809	259,901,162
金 額	9,444,139,606	9,149,164,490	9,104,812,346	9,155,843,120	9,567,198,641	10,162,963,461
薬 剤 支 給	113,998,895	113,539,611	113,451,653	119,095,255	126,554,921	134,380,289
金 額	1,577,693,075	1,557,860,533	1,624,474,290	1,703,522,363	1,871,659,603	1,963,072,688
入院時食事療養費・ 入院時生活療養費	11,483,576	11,192,991	10,968,364	10,948,610	11,183,499	11,609,281
金 額	467,861,166	396,969,351	387,669,856	384,972,985	391,367,220	401,488,417
老人訪問看護	296,310	317,683	332,476	345,036	369,834	400,987
金 額	20,454,283	22,463,489	23,913,459	26,366,674	28,918,566	31,817,789
医療費の支給	22,905,644	22,597,596	23,348,161	13,160,502	9,249,654	10,054,967
金 額	134,197,602	132,908,609	134,427,043	143,824,313	151,686,661	161,993,622
老人保健施設療養費	△42	△19	—	△11	—	—
金 額	△4,128	△1,492	—	△989	—	—
1人当り老人医療費 (円)	821,403	832,373	869,604	865,146	882,118	904,795

- (注) 1 平成19年度以前は老人保健法による医療の対象者に係るものであり、平成20年度以降は後期高齢者医療による被
保険者に係るものである。
2 金額は一部負担金、入院時食事療養費・入院時生活療養費の標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を含む。
3 「入院時食事療養費・入院時生活療養費」の件数については、再掲である。
平成17年度の「入院時食事療養費・入院時生活療養費」は、「食事療養」である。
4 平成20年度は、老人医療事業の平成20年度3月分及び平成20年4月～平成21年2月までの請求遅れ分の老人医療
費を含む。

資料：平成19年度以前は厚生労働省保険局「老人医療事業年報」、
平成20年度以降は厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/193.xls>

第194表 老人医療費(診療費)の状況

(単位 金額:千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
総 数	件数 261,551,740	251,718,894	242,960,340	247,418,064	257,228,809	259,901,162
	日数 814,857,848	773,708,499	741,035,132	735,722,087	743,271,551	758,261,067
	金額 9,444,139,606	9,149,164,490	9,104,812,346	9,155,843,120	9,567,198,641	10,162,963,461
入 院	件数 12,331,974	11,991,294	11,717,958	11,682,032	11,940,576	12,395,651
	日数 233,782,365	226,973,721	222,576,908	220,909,755	223,844,286	230,501,844
	金額 5,286,740,278	5,182,243,029	5,216,664,653	5,300,902,542	5,559,386,807	5,999,380,506
入院外	件数 226,884,107	218,194,010	210,693,478	214,108,809	222,009,261	222,458,149
	日数 525,188,591	494,070,508	468,946,432	463,643,720	465,271,953	470,168,497
	金額 3,772,573,378	3,612,923,163	3,552,406,900	3,502,942,314	3,638,052,841	3,765,447,167
歯 科	件数 22,335,659	21,533,590	20,548,904	21,627,223	23,278,972	25,047,362
	日数 55,886,892	52,664,270	49,511,792	51,168,612	54,155,312	57,590,726
	金額 384,825,950	353,998,297	335,740,794	351,998,264	369,758,992	398,135,789

- (注) 1 平成19年度以前は老人保健法による医療の対象者に係るものであり、平成20年度以降は後期高齢者医療による被保険者に係るものである。
 2 金額は一部負担金を含む。
 3 平成20年度は、平成20年4月～平成21年2月までの請求遅れ分の老人医療費を含む。

資料：平成19年度以前は厚生労働省保険局「老人医療事業年報」、
 平成20年度以降は厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告(年報:確報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/195.xls>

第195表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

区 分	老人医療受給 対象者数	対前年度比	老人医療費	対前年度比	1人当り 老人医療費	対前年度比
	千人	%	億円	%	千円	%
平成17年度(2005)	14,176	△4.5	116,443	0.6	821	5.3
18 (2006)	13,527	△4.6	112,594	△3.3	832	1.3
19 (2007)	12,966	△4.1	112,753	0.1	870	4.5
20 (2008)	13,194	1.8	114,145	1.2	865	△0.5
21 (2009)	13,616	3.2	120,108	5.2	882	2.0
22 (2010)	14,060	3.3	127,213	5.9	905	2.6

- (注) 1 平成19年度以前は老人保健法による医療の対象者に係るものであり、平成20年度以降は後期高齢者医療による被保険者に係るものであり、制度が異なるため平成19年度と20年度については単純に比較できない。
 2 「老人医療受給対象者数」は、平成20年度以降は「被保険者数」である。
 3 「老人医療費」は、平成20年度以降は「医療費」である。
 4 「1人当り老人医療費」は、平成20年度以降は「1人当たり医療費」である。
 5 平成20年度は、平成20年4月～平成21年2月までの請求遅れ分の老人医療費を含む。

資料：平成19年度以前は厚生労働省保険局「老人医療事業年報」、
 平成20年度以降は厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告(年報:確報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/196.xls>

第196表 老人医療費と国民医療費の推移

区 分	老人医療費		国民医療費		老人医療費の 国民医療費に 対する割合	国内総生産に対する割合		国民所得に対する割合	
	実 数	伸 率	実 数	伸 率		老人医療費	国民医療費	老人医療費	国民医療費
	億円	%	億円	%	%	%	%	%	%
平成17年度(2005)	116,443	0.6	331,289	3.2	35.1	2.30	6.56	3.11	8.86
18 (2006)	112,594	△3.3	331,276	△0.0	34.0	2.21	6.51	2.98	8.76
19 (2007)	112,753	0.1	341,360	3.0	33.0	2.20	6.65	2.96	8.96
20 (2008)	114,145	1.2	348,084	2.0	32.8	2.33	7.11	3.22	9.81
21 (2009)	120,108	5.2	360,067	3.4	33.4	2.53	7.60	3.51	10.51
22 (2010)	127,213	5.9	374,202	3.9	34.0	2.65	7.81	3.64	10.71

- (注) 1 「国民医療費」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」による。
 2 「国内総生産」「国民所得額」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」による。
 3 平成19年度以前は老人保健法による医療の対象者に係るものであり、平成20年度以降は後期高齢者医療による被保険者に係るものであり、制度が異なるため平成19年度と20年度は単純に比較できない。
 4 平成20年度以降は、「老人医療費」を「後期高齢者医療費」と読み替える。
 5 平成20年度は、平成20年4月～平成21年2月までの請求遅れ分の老人医療費を含む。

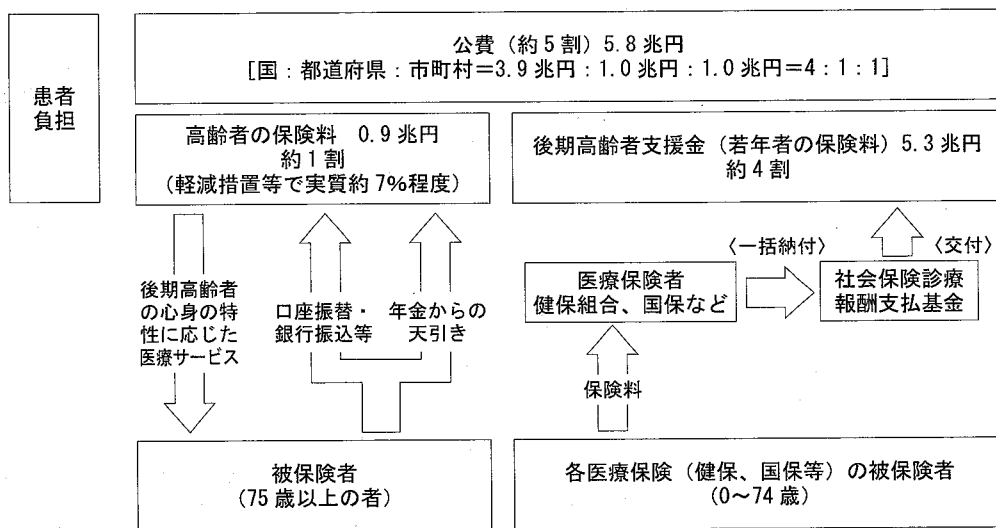
資料：平成19年度以前は厚生労働省保険局「老人医療事業年報」、
 平成20年度以降は厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/197.xls>

第197表 医療費の負担

平成23年度

【全市町村が加入する広域連合】



<対象者数>
 75歳以上の高齢者 約1,500万人

<保険料額 (平成23年度) >

全国平均 約63,300円/年

※基礎年金のみを受給されている方は 約4,200円/年

<後期高齢者医療費>

13.4兆円 (平成23年度予算ベース)

給付費 12.3兆円

患者負担 1.1兆円

資料：厚生労働省保険局資料「後期高齢者支援金の加算・減算制度について」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/198.xls>

4 老人保健施設

第198表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

各年10月1日現在

区 分	平成20年 (2008)		21 (2009)		22 (2010)		23 (2011)	
	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数
総 数	3,500	319,052	3,463	315,260	3,382	306,642	3,533	318,091
都 道 府 県	4	228	2	100	1	78	2	128
市 区 町 村	131	9,286	126	9,078	127	8,959	137	9,556
広域連合・一部事務組合	20	1,553	20	1,573	19	1,543	19	1,543
日本赤十字社・ 社会保険関係団体	65	5,846	69	6,081	70	6,113	70	6,245
医 療 法 人	2,577	238,260	2,559	236,054	2,497	229,148	2,624	239,237
社会福祉協議会	2	164	—	—	—	—	—	—
社会福祉法人 (社会福祉協議会以外)	560	50,780	557	50,539	541	49,168	550	50,179
社 団 ・ 財 団 法 人	109	9,946	102	9,386	98	9,166	95	8,471
そ の 他 の 法 人	32	2,989	27	2,334	28	2,352	32	2,468
そ の 他	・	・	1	115	1	115	4	264

(注) 1 平成21年は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、平成20年以前と単純に年次比較できない。

2 平成23年は、東日本大震災の被災地域(以下の市町村)に所在する施設・事業所(2,131施設・事業所)は調査を見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/201.xls>

5 保健・健康増進 *旧 老人保健(ヘルス事業)

第199表 保健・健康増進事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
健康手帳の交付	新規交付数(年度中)	.	.	.	1,436,188	1,179,892	1,040,625
	医療受給資格者(年度末現在)						
	総数	13,908,145	13,232,603	13,061,207	.	.	.
	75歳以上	13,343,779	12,602,344	12,405,733	.	.	.
	65～74歳	564,366	630,259	655,474	.	.	.
	医療受給者以外の者(年度中)	1,392,024	1,393,734	1,257,416	.	.	.
健康教育	個別健康教育						
	健診要指導者						
	指導開始	22,821	18,797	15,608	11,175	9,948	10,474
	指導終了	19,439	15,464	12,073	6,824	5,818	6,100
健康相談	集団健康教育						
	開催回数	295,718	194,665	181,139	155,609	152,935	145,945
	参加延人員	7,739,241	4,180,667	3,934,437	3,207,922	3,153,491	3,046,966
	1回当たり参加人員	26.2	21.5	21.7	20.6	20.6	20.9
健康相談	開催回数	471,316	319,192	314,096	239,894	241,288	221,185
	被指導延人員	5,881,773	2,944,465	2,563,583	1,693,691	1,658,638	1,537,755
	1回当たり被指導延人員	12.5	9.2	8.2	7.1	5.9	7.0
基本健康診査	受診者数	13,009,843	13,062,408	13,416,486	82,158	77,887	84,492
	(再掲)要指導・要医療者						
	総数	11,438,922	11,572,359	11,886,827	.	.	.
がん検診	受診者数						
	胃がん	4,344,918	4,227,730	4,262,048	3,916,203	3,946,780	3,775,023
	肺がん	7,537,013	7,387,430	7,506,113	6,685,467	6,902,851	6,799,924
	大腸がん	6,630,503	6,824,088	7,176,312	6,418,334	6,693,859	6,761,698
	子宮がん	3,439,094	3,320,265	3,538,132	3,499,278	4,405,288	4,518,403
	乳がん	2,267,189	2,132,014	2,349,971	2,137,690	3,049,370	2,946,188
機能訓練	訓練実施施設数	8,084	1,232	957	580	511	459
	実施回数	166,317	34,182	23,624	16,286	14,195	13,647
	被指導実人員	205,592	15,264	9,090	5,002	4,669	4,431
	被指導延人員	1,944,634	191,286	123,975	79,699	74,355	70,688
	1回当たり被指導延人員	11.7	5.6	5.2	4.9	5.2	5.2
訪問指導	従事者延人員	552,024	108,984	75,957	52,240	46,815	46,087
	被訪問指導実人員	742,332	333,645	293,851	221,797	216,199	218,416
	被訪問指導延人員	1,243,433	498,220	429,465	327,197	317,923	300,135
	訪問従事者延人員	661,915	308,218	258,401	200,619	188,974	183,718

- (注) 1 平成17年度の「健康相談」は、重点健康相談と介護家族健康相談と総合健康相談の合計。平成18年度以降の「健康相談」は、重点健康相談と総合健康相談の合計。
- 2 平成18年度以降は、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設(平成18年4月1日施行)により、65歳以上の「健康教育」「健康相談」「機能訓練」「訪問指導」は地域支援事業で実施のため対象者を変更している。
- 3 「健診要指導者」「健康診査」は、平成19年度以前は「基本健診要指導者」「基本診査」である。
- 4 平成20年度は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。
- 5 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。

資料：平成19年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、

平成20年度以降は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/202.xls>

第200表 健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

(単位 人)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
《総数》						
受診者						
健康診査	13,009,843	13,062,408	13,416,486	82,158	77,887	84,492
判定・指導区分						
保健指導非対象者	・	・	・	・	31,814	34,353
服薬中のため保健指導の 対象から除外した者	・	・	・	・	12,832	14,926
情報提供	・	・	・	61,159	・	・
動機付け支援	・	・	・	6,691	6,597	6,148
積極的支援	・	・	・	4,690	3,883	4,236
受診勧奨	・	・	・	25,189	・	・
異常認めず	1,598,750	1,514,457	1,552,998	・	・	・
要指導	4,659,379	4,523,234	4,618,037	・	・	・
要医療	6,779,543	7,049,125	7,268,790	・	・	・
《70歳以上の者(再掲)》						
受診者						
健康診査	5,128,324	5,399,106	5,706,413	41,799	35,202	37,113
判定・指導区分						
保健指導非対象者	・	・	・	・	6,800	7,332
服薬中のため保健指導の 対象から除外した者	・	・	・	・	3,748	4,157
情報提供	・	・	・	32,161	・	・
動機付け支援	・	・	・	3,042	2,202	1,969
積極的支援	・	・	・	863	・	・
受診勧奨	・	・	・	12,688	・	・
異常認めず	419,118	416,693	446,231	・	・	・
要指導	1,596,222	1,590,631	1,676,461	・	・	・
要医療	3,136,065	3,414,085	3,605,442	・	・	・

(注) 1 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

2 「健康診査」は、平成19年度以前は「基本診査」である。

3 平成20年度以降は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

4 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。

資料：平成19年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、
平成20年度以降は同部「地域保健・健康増進事業報告」SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/204.xls>

第201表 健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

(単位 人)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
《総数》						
血 圧	4,370,977	4,240,051	4,243,353	45,765	33,191	35,451
脂 質 異 常	5,820,782	6,020,267	6,198,784	35,113	36,213	38,884
糖 尿 病	2,362,267	2,583,601	2,617,298	24,496	30,246	33,510
貧血(疑いを含む)	1,939,140	1,946,187	2,095,863	10,471	9,822	10,969
肝疾患(疑いを含む)	2,005,873	1,872,406	1,906,400	12,591	12,340	13,967
腎機能障害(疑いを含む)	1,308,189	1,353,421	1,427,226	6,887	8,064	8,937
《70歳以上の者(再掲)》						
血 圧	2,162,190	2,194,612	2,244,501	25,441	17,753	18,396
脂 質 異 常	1,997,416	2,166,937	2,275,816	16,258	16,264	16,851
糖 尿 病	1,119,095	1,280,016	1,330,534	12,671	14,607	16,104
貧血(疑いを含む)	1,054,886	1,104,390	1,209,149	6,308	5,660	6,292
肝疾患(疑いを含む)	687,550	676,044	715,172	5,109	4,484	4,759
腎機能障害(疑いを含む)	679,813	733,878	800,932	3,947	4,257	4,886

- (注) 1 「血圧」は、平成19年度以前は軽症高血圧・中等度高血圧・重症高血圧の合計であり、平成20年度は高血圧症予備群・高血圧症有病者の合計である。
- 2 「脂質異常」は、平成19年度以前は「総コレステロール」であり、要指導・要医療の合計である。平成20年度は脂質異常有病者である。
- 3 「糖尿病」は、平成19年度以前は要指導・要医療の合計であり、平成20年度は糖尿病予備群・糖尿病有病者の合計である。
- 4 平成21年度以降の「血圧」「脂質異常」「糖尿病」は、個別健康教育対象者(ア)・個別健康教育対象者(イ)の合計である。
 個別健康教育対象者(ア)：特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の発症予防等のため指導が必要な者で、当該年度中に指導を開始した者
 個別健康教育対象者(イ)：特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の重症化予防等のため個別健康教育による指導が有効であると医師が認めた者で、当該年度中に指導を開始した者
- 5 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。
- 6 平成20年度以降は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。
- 7 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。

資料：平成19年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、
 平成20年度以降は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/205.xls>

第202表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

(単位 人)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
《総 数》						
胃がん						
受診人員	4,344,918	4,227,730	4,262,048	3,916,203	3,946,780	3,775,023
要精密検査者	470,103	444,248	427,949	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	7,842	7,880	7,587	・	・	・
肺がん						
胸部エックス線検査のみ受診人員	6,963,844	6,960,605	7,066,168	6,685,467	6,902,851	6,799,924
要精密検査者	194,677	199,709	196,932	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	6,528	6,929	6,733	・	・	・
喀痰細胞診のみ受診人員	23,066	10,120	8,087	・	・	・
要精密検査者	249	97	42	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	15	15	6	・	・	・
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診受診人員	550,103	416,705	431,858	・	・	・
要精密検査者	15,041	14,702	14,180	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	831	780	936	・	・	・
喀痰細胞診対象者数	・	・	・	635,931	698,006	693,415
喀痰容器配布数	・	・	・	350,584	348,253	332,098
喀痰細胞診(喀痰細胞診のみの受診は除く)	・	・	・	269,690	263,579	253,168
大腸がん						
受診人員	6,630,503	6,824,088	7,176,312	6,418,334	6,693,859	6,761,698
要精密検査者	476,229	488,980	521,695	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	13,892	13,924	14,514	・	・	・
子宮がん						
頸部のみ受診人員	3,439,094	3,320,265	3,538,132	3,499,278	4,405,288	4,518,403
要精密検査者	41,372	38,505	40,023	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	7,023	6,377	6,623	・	・	・
体部受診人員	305,150	300,492	337,490	332,278	360,305	366,514
要精密検査者	3,895	3,513	3,621	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	508	455	429	・	・	・
頸部及び体部受診人員	・	・	・	・	・	・
要精密検査者	・	・	・	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	・	・	・	・	・	・
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	662,632	500,203	457,137	・	・	・
要精密検査者	32,597	24,496	22,554	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	1,368	1,080	1,124	・	・	・
マンモグラフィ併用方式受診人員	1,604,557	1,631,811	1,892,834	1,792,176	2,570,360	2,492,868
要精密検査者	142,985	144,470	161,971	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	6,842	6,876	8,039	・	・	・
マンモグラフィのみ受診人員	・	・	・	345,514	479,010	453,320
《70歳以上の者(再掲)》						
胃がん						
受診人員	1,330,678	1,337,057	1,389,703	1,311,923	1,343,305	1,305,364
要精密検査者	165,994	159,662	158,846	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	4,056	4,191	4,226	・	・	・

第3部 社会保障関係統計資料編

肺がん						
胸部エックス線検査のみ受診人員	2,558,156	2,675,065	2,787,454	2,794,897	2,934,444	2,936,773
要精密検査者	100,551	105,970	105,845	.	.	.
がん・がんの疑いのある人員	3,990	4,313	4,261	.	.	.
喀痰細胞診のみ受診人員	8,894	3,620	2,743	.	.	.
要精密検査者	125	37	24	.	.	.
がん・がんの疑いのある人員	9	11	4	.	.	.
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診受診人員	186,853	151,854	159,415	.	.	.
要精密検査者	6,680	6,681	6,727	.	.	.
がん・がんの疑いのある人員	465	492	527	.	.	.
喀痰細胞診対象者数	.	.	.	254,482	280,582	284,654
喀痰容器配布数	.	.	.	132,984	131,318	126,334
喀痰細胞診(喀痰細胞診のみの受診は除く)	.	.	.	106,828	104,842	102,938
大腸がん						
受診人員	2,351,907	2,548,293	2,774,316	2,561,074	2,738,759	2,845,298
要精密検査者	211,919	227,948	251,264	.	.	.
がん・がんの疑いのある人員	6,859	7,130	7,578	.	.	.
子宮がん						
頸部のみ受診人員	357,819	352,995	381,907	384,507	422,619	419,761
要精密検査者	2,329	2,159	2,028	.	.	.
がん・がんの疑いのある人員	434	418	387	.	.	.
体部受診人員	15,978	16,415	19,119	20,161	22,007	22,170
要精密検査者	266	250	279	.	.	.
がん・がんの疑いのある人員	38	55	50	.	.	.
頸部及び体部受診人員
要精密検査者
がん・がんの疑いのある人員
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	135,916	111,777	110,394	.	.	.
要精密検査者	4,513	3,722	3,656	.	.	.
がん・がんの疑いのある人員	279	207	225	.	.	.
マンモグラフィ併用方式受診人員	227,637	239,679	279,136	272,821	297,741	312,162
要精密検査者	15,456	16,305	18,022	.	.	.
がん・がんの疑いのある人員	999	1,046	1,281	.	.	.
マンモグラフィのみ受診人員	.	.	.	70,200	84,224	79,718

(注) 1 肺がんの「喀痰細胞診対象者数」は、胸部エックス線検査受診者中の中高危険群者数である。「中高危険群者」とは、問診の結果、50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)600以上の者(過去における喫煙者含む)及び6月以内に血痰のあった者のいずれかに該当することが判明した者である。

2 「喀痰容器」は、喀痰細胞診対象者(胸部エックス線検査者中高危険群者)への配布状況である。

3 「喀痰細胞診(喀痰細胞診のみ受診は除く)」は、喀痰容器の回収数を受診者数としたものである。

4 平成20年度以降は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

5 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。

資料：平成19年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、平成20年度以降は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/206.xls>

第6節 医療供給と医療費

1 総括

第203表 国民医療費推計額

区 分	推 計 額 (億円)					構 成 割 合 (%)				
	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
国 民 医 療 費	331,276	341,360	348,084	360,067	374,202	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	22,125	23,002	23,310	24,601	26,353	6.7	6.7	6.7	6.8	7.0
生活保護法	13,444	13,119	13,561	14,614	15,654	4.1	3.8	3.9	4.1	4.2
結核予防法	53	0.0
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	65	66	65	64	64	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
障害者自立支援法	1,508	2,424	2,687	2,925	3,159	0.5	0.7	0.8	0.8	0.8
その他の	7,054	7,393	6,996	6,998	7,475	2.1	2.2	2.0	1.9	2.0
感染症法(結核)(再掲)	.	49	52	29	48	.	0.0	0.0	0.0	0.0
医療保険等給付分	159,272	167,576	169,548	173,368	178,950	48.1	49.1	48.7	48.1	47.8
医療保険	156,480	164,782	166,798	170,769	176,132	47.2	48.3	47.9	47.4	47.1
被用者保険	75,411	78,163	80,038	81,615	84,348	22.8	22.9	23.0	22.7	22.5
被保険者	37,344	38,838	39,636	40,452	41,936	11.3	11.4	11.4	11.2	11.2
被扶養者	34,464	34,848	35,964	36,733	38,109	10.4	10.2	10.3	10.2	10.2
高齢者	3,603	4,477	4,439	4,430	4,304	1.1	1.3	1.3	1.2	1.2
協会管掌健康保険	37,268	38,871	39,637	40,510	41,973	11.2	11.4	11.4	11.3	11.2
組合管掌健康保険	28,563	29,640	30,572	31,094	31,906	8.6	8.7	8.8	8.6	8.5
船員保険	204	210	209	205	190	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
国家公務員共済組合	2,152	2,153	2,181	2,210	2,270	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
地方公務員共済組合	6,306	6,345	6,460	6,585	6,946	1.9	1.9	1.9	1.8	1.9
私立学校教職員共済組合	918	944	979	1,011	1,064	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
国民健康保険	81,069	86,619	86,759	89,154	91,784	24.5	25.4	24.9	24.8	24.5
高齢者以外	61,721	61,908	62,368	64,097	65,488	18.6	18.1	17.9	17.8	17.5
高齢者	19,347	24,711	24,391	25,057	26,296	5.8	7.2	7.0	7.0	7.0
退職者医療制度(再掲)	24,899	27,888	5,664	5,526	5,985	7.5	8.2	1.6	1.5	1.6
その他の	2,792	2,793	2,750	2,599	2,818	0.8	0.8	0.8	0.7	0.8
労働者災害補償保険	2,234	2,242	2,238	2,106	2,194	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6
その他の	558	551	512	493	624	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2
後期高齢者医療給付分	102,325	102,785	104,273	110,307	116,876	30.9	30.1	30.0	30.6	31.2
患者負担分	47,555	47,996	49,141	49,928	50,151	14.4	14.1	14.1	13.9	13.4
全額自費	4,027	4,147	4,408	4,434	4,702	1.2	1.2	1.3	1.2	1.3
公費・保険又は後期高齢者の一部負担	43,528	43,850	44,732	45,494	45,449	13.1	12.8	12.9	12.6	12.1
軽減特例措置	.	.	1,813	1,864	1,872	.	.	0.5	0.5	0.5

- (注) 1 公費負担医療給付分の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」は、身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により負担していた医療費の一部が平成18年4月から「障害者自立支援法」に組み込まれた。
- 2 公費負担医療給付分の「その他」は、母子保健法、児童福祉法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。
- 3 医療保険等給付分その他の「その他」は、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、日本体育・学校健康センター法、防衛庁職員給与法、公害健康被害の補償等に関する法律及び医薬品副作用被害救済制度による救済給付による医療費である。
- 4 医療保険適用者の高齢者は70歳以上である。
- 5 平成19年4月から、結核予防法が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に統合された。
- 6 「後期高齢者医療給付分」は、平成19年度以前は、「老人保健給付分」であり、平成20年3月に老人保健制度が廃止となり、平成20年4月より新たに創設された。「後期高齢者医療給付分」には、老人保健制度の請求遅れ分を含む。
- 7 「軽減特例措置」は、平成20年4月からの70～74歳の患者の窓口負担の軽減措置に関する国庫負担分である。
- 8 「協会管掌健康保険」は、平成20年度以前は「政府管掌健康保険」であり、平成20年10月1日に全国健康保険協会が設立され、従来の政府管掌健康保険は協会管掌健康保険として全国健康保険協会が運営することとなった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/207.xls>

第204表 診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）

（単位 千人）

区 分	総数		病院		一般診療所		歯科診療所	
	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)
総 数	8,257.4	8,601.5	3,060.1	2,949.3	3,887.8	4,289.7	1,309.4	1,362.5
全 額 自 費	267.1	358.5	72.3	77.5	153.2	246.3	41.5	34.7
健保・共済の本人	1,277.1	1,277.3	365.8	342.2	590.1	614.0	321.1	321.1
健保・共済の家族	1,351.9	1,391.0	339.0	315.3	738.1	793.0	274.7	282.7
国 保	2,307.1	2,347.6	858.3	799.7	1,033.5	1,102.3	415.2	445.7
高齢者医療（後期高齢者医療制度）	2,325.0	2,465.0	1,042.3	1,050.9	1,077.9	1,188.8	204.8	225.3
労 災 ・ 公 災	34.3	29.8	19.9	17.6	14.4	12.1	0.0	0.0
自 賠 法	42.7	41.9	11.8	10.6	30.8	31.2	0.1	0.0
そ の 他	487.2	550.7	243.2	252.2	202.5	249.2	41.4	49.3
介護保険のみ	88.1	70.3	80.2	61.3	7.5	8.7	0.3	0.3
自費診療と介護保険の併用	2.3	0.6	2.2	0.6	0.1	0.0	0.0	0.0
不 詳	74.6	68.8	24.8	21.3	39.6	44.2	10.2	3.3
（再掲）								
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	12.6	5.9	4.9	4.0	7.7	1.9	0.0	0.0
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	152.6	2.3	79.9	2.3	72.8	0.0	0.0	0.0
障害者自立支援法	1.3	177.3	0.0	96.4	1.3	75.0	0.0	6.0
生活保護法	279.7	303.5	168.6	172.9	91.3	110.0	19.8	20.6
その他の公費負担によるもの	788.2	874.7	329.9	318.0	406.2	483.2	52.1	73.5
介 護 保 険	109.7	90.1	90.0	70.8	18.9	17.4	0.8	2.0

- (注) 1 全国推計数である。
 2 退職者医療の本人・家族を「その他」に含む。
 3 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。
 4 3年ごとの調査である。
 5 平成23年は、東日本大震災の影響により、宮城県の一部の市町村（石巻市、東松島市、女川町、気仙沼市、南三陸町）、福島県は含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/208.xls>

6

第205表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）

（単位 千人）

区 分	総数		病院		一般診療所		歯科診療所	
	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)	平成20年 (2008)	23 (2011)
《全国推計患者数》								
総 数	8,257.3	8,601.5	3,060.1	2,949.3	3,887.8	4,289.7	1,309.4	1,362.5
入 院	1,392.4	1,341.0	1,332.6	1,290.1	59.8	50.9	.	.
外 来	6,865.0	7,260.5	1,727.5	1,659.2	3,828.0	4,238.8	1,309.4	1,362.5
《受療率（人口10万対）》								
総 数	6,466	6,852	2,397	2,350	3,045	3,418	1,025	1,085
入 院	1,090	1,068	1,044	1,028	47	41	.	.
外 来	5,376	5,784	1,353	1,322	2,998	3,377	1,025	1,085

- (注) 1 歯科診療所には往診の推計患者数は含まれていない。
 2 外来のみの調査である。
 3 分娩後の母親に伴い入院している正常な新生児は、推計患者数に含まれていない。
 4 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。
 5 3年ごとの調査である。
 6 平成23年は、東日本大震災の影響により、宮城県の一部の市町村（石巻市、東松島市、女川町、気仙沼市、南三陸町）、福島県は含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/209.xls>

2 医療機関

第206表 病院・診療所数（開設者別）

各年10月1日現在

区 分	病 院				一 般 診 療 所			歯科診療所
	総数	精神病院	結核療養所	一般病院	総数	有床	無床	総数
平成18年(2006)	8,943	1,072	1	7,870	98,609	12,858	85,751	67,392
19 (2007)	8,862	1,076	1	7,785	99,532	12,399	87,133	67,798
20 (2008)	8,794	1,079	1	7,714	99,083	11,500	87,583	67,779
21 (2009)	8,739	1,083	1	7,655	99,635	11,072	88,563	68,097
22 (2010)	8,670	1,082	1	7,587	99,824	10,620	89,204	68,384
23 (2011)	8,605	1,076	1	7,528	99,547	9,934	89,613	68,156
平成23年								
国	274	3	—	271	585	224	361	3
公 的 医 療 機 関	1,258	46	—	1,212	3,632	217	3,415	280
社 会 保 険 関 係 団 体	121	—	—	121	581	5	576	12
公 益 法 人	384	64	—	320	854	42	812	143
医 療 法 人	5,712	911	1	4,800	36,859	6,145	30,714	11,074
私 立 学 校 法 人	110	2	—	108	174	7	167	14
社 会 福 祉 法 人	187	10	—	177	7,818	28	7,790	29
医 療 生 協 会	85	2	—	83	318	20	298	43
そ の 他 の 法 人	62	—	—	62	2,130	5	2,125	16
個 人	39	3	—	36	369	11	358	61
医 育 機 関 (再 掲)	373	35	—	338	46,227	3,230	42,997	56,481
	162	1	—	161	・	・	・	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/210.xls>

第207表 病床数（開設者・種類別）

各年10月1日現在

区 分	病 院							一般診療所 病床数
	病院病床数 合計	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	経過的旧 その他の病床	
平成18年(2006)	1,626,589	352,437	1,779	11,129	350,230	911,014	・	159,898
19 (2007)	1,620,173	351,188	1,809	10,542	343,400	913,234	・	155,143
20 (2008)	1,609,403	349,321	1,785	9,502	339,358	909,437	・	146,568
21 (2009)	1,601,476	348,121	1,757	8,924	336,273	906,401	・	141,817
22 (2010)	1,593,354	346,715	1,788	8,244	332,986	903,621	・	136,861
23 (2011)	1,583,073	344,047	1,793	7,681	330,167	899,385	・	129,366
平成23年度								
国	116,191	7,486	94	3,127	192	105,292	・	2,252
公 的 医 療 機 関	329,861	23,250	1,489	2,717	16,853	285,552	・	2,740
社 会 保 険 関 係 団 体	35,599	273	52	319	1,196	33,759	・	30
公 益 法 人	91,447	25,408	84	515	14,352	51,088	・	568
医 療 法 人	851,918	269,031	26	698	273,259	308,904	・	86,674
私 立 学 校 法 人	55,299	2,264	18	39	198	52,780	・	115
社 会 福 祉 法 人	33,069	5,144	—	168	6,243	21,514	・	341
医 療 生 協 会	14,370	488	—	—	3,120	10,762	・	256
そ の 他 の 法 人	12,752	284	6	2	507	11,953	・	36
個 人	7,610	1,576	24	—	1,054	4,956	・	177
医 育 機 関 (再 掲)	34,957	8,843	—	96	13,193	12,825	・	36,177
	94,549	4,483	62	236	124	89,644	・	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/211.xls>

第208表 医療法人数の推移

各年度末現在

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
全 医 療 法 人 数	44,027	45,078	45,396	45,989	46,946	47,825
厚生労働大臣所管	746	771	783	813	865	893
都道府県知事所管	43,281	44,307	44,613	45,176	46,081	46,932

資料：厚生労働省医政局「医療法人数の推移」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/212.xls>

第209表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

各年度末現在

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
薬 局 数	51,952	52,539	53,304	53,642	53,001	54,780
開設者が自ら管理している薬局	9,819	8,634	8,549	7,528	7,065	6,769
開設者が自ら管理していない薬局	42,133	43,905	44,755	46,114	45,936	48,011
無 薬 局 町 村	191	186	172	159	162	158
医 薬 品 販 売 業	41,371	40,366	39,415	38,843	35,988	35,355
店 舗 販 売 業	11,286	11,051	10,948	22,378	21,320	23,034
薬 種 商 販 売 業	12,715	12,412	12,140	802	1,224	981
特 例 販 売 業	7,233	6,981	6,850	5,668	4,428	3,020
配 置 販 売 業	10,137	9,922	9,477	9,995	9,016	8,320

(注) 1 「店舗販売業」は、平成20年度以前は「一般販売業」である。

2 平成22年度には、東日本大震災の影響により宮城県が含まれていない。また、「薬局数」「無薬局町村」には、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村も含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/213.xls>

第210表 病院1施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）

平成23年6月

区 分	一 般 病 院						精 神 病 院					
	法人・その他		個 人		全 体		法人・その他		個 人		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	239,038	97.1	69,685	97.1	233,506	97.1	121,759	98.6	66,882	100.0	120,633	98.6
II 介 護 収 益	7,249	2.9	2,066	2.9	7,079	2.9	1,719	1.4	0	0.0	1,683	1.4
III 医 業・介 護 費 用	244,260	99.2	61,558	85.8	238,292	99.0	121,250	98.2	64,989	97.2	120,096	98.2
IV 損益差額 (I + II - III)	2,027	0.8	10,193	14.2	2,294	1.0	2,227	1.8	1,894	2.8	2,221	1.8
V その他の医業・介護関連収益	12,837	5.2	622	0.9	12,438	5.2	5,229	4.2	953	1.4	5,141	4.2
VI その他の医業・介護関連費用	6,962	2.8	664	0.9	6,756	2.8	2,757	2.2	520	0.8	2,711	2.2
VII 総損益差額 (IV + V - VI)	7,902	3.2	10,150	14.1	7,976	3.3	4,700	3.8	2,327	3.5	4,651	3.8
VIII 税 金	1,405	0.6	—	—	—	—	1,693	1.4	—	—	—	—
IX 税引後の総損益差額 (VII - VIII)	6,497	2.6	—	—	—	—	3,007	2.4	—	—	—	—
施 設 数	1,155		39		1,194		191		4		195	

(注) 1 個人立の病院の総損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

2 個人立の病院は税金について調査していないので、個人立の病院が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。

3 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成23年6月医療経済実態調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/214.xls>

第211表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）

区 分	入院診療収益あり							
	個人		医療法人		その他		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	18,449	99.6	24,680	96.2	17,612	100.0	23,036	96.9
II 介 護 収 益	82	0.4	973	3.8	0	0.0	739	3.1
III 医 業・介 護 費 用	15,134	81.7	24,081	93.9	23,694	134.5	21,966	92.4
IV 損益差額（I+II-III）	3,397	18.3	1,573	6.1	△6,083	△34.5	1,809	7.6
V 税 金	—	—	516	2.0	0	0.0	—	—
VI 税引後の総損益差額（IV-V）	—	—	1,057	4.1	△6,083	△34.5	—	—
施 設 数	28		88		3		119	

- (注) 1 個人立の一般診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
 2 個人立の一般診療所は税金について調査していないので、個人立の一般診療所が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。
 3 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成23年6月医療経済実態調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/215.xls>

第212表 歯科診療所1施設当り収支状況（構成比率）

平成23年6月

区 分	個人		医療法人		その他		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	3,526	99.9	7,440	99.4	…	…	4,220	99.7
II 介 護 収 益	4	0.1	46	0.6	…	…	11	0.3
III 医 業・介 護 費 用	2,535	71.8	6,842	91.4	…	…	3,303	78.0
IV 損益差額（I+II-III）	995	28.2	644	8.6	…	…	929	22.0
V 税 金	—	—	56	0.7	…	…	—	—
VI 税引後の総損益差額（IV-V）	—	—	588	7.9	…	…	—	—
施 設 数	391		82		…		475	

- (注) 1 個人立の歯科診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
 2 個人立の歯科診療所は税金について調査していないので、個人立の歯科診療所が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。
 3 「その他」とは、市町村立などである。
 4 「構成比率」は、収入にあつては「I 医業収益」と「II 介護収益」を合算した金額に対する各収益科目、又は費用科目の割合である。
 5 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。
 6 「その他」の「…」は、施設数が1か2の場合であり、当該集計区分の数値が秘匿されている。

資料：中央社会保険医療協議会「平成23年6月医療経済実態調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/216.xls>

平成23年6月

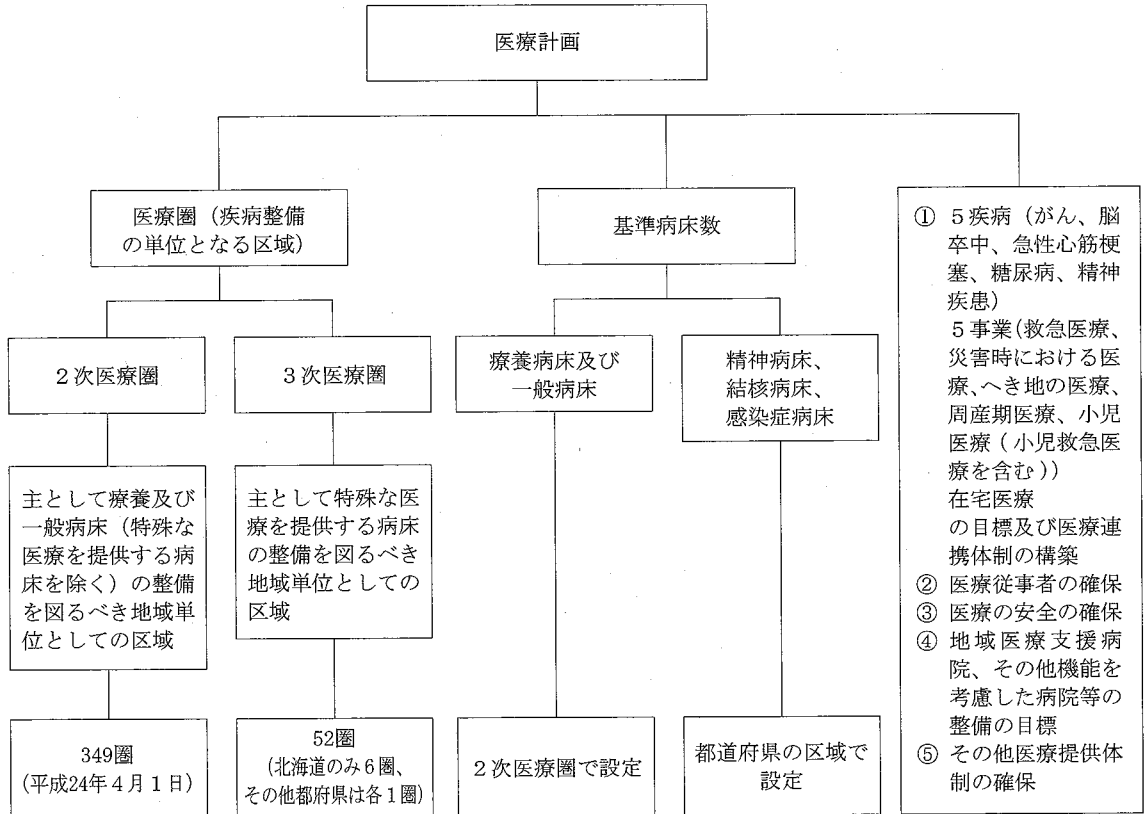
入院診療収益なし							
個人		医療法人		その他		全体	
金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
6,546	99.7	12,133	97.9	10,065	89.6	9,425	98.3
20	0.3	262	2.1	1,167	10.4	163	1.7
4,815	73.3	11,847	95.6	11,194	99.7	8,475	88.4
1,751	26.7	548	4.4	38	0.3	1,113	11.6
—	—	261	2.1	50	0.4	—	—
—	—	286	2.3	△12	△0.1	—	—
537		566		21		1,124	

値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
の集計はしていない。

3 地域医療計画

第213表 地域医療計画の内容

医療計画の内容

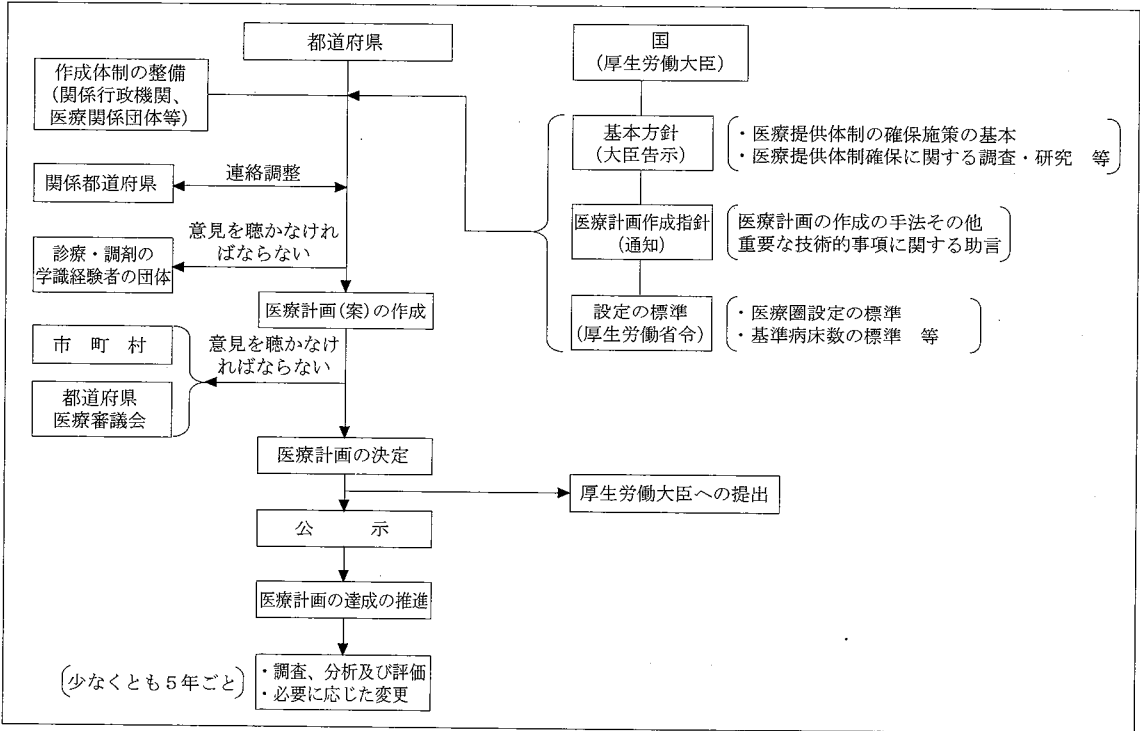


資料：厚生労働省医政局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/217.xls>

第214表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成から推進、評価、変更まで



資料：厚生労働省医政局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/218.xls>

第215表 都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況

平成24年4月現在

区分	公示年月日 (平成)	一般病床及び療養病床			精神病床		結核病床		感染症病床	
		二次 医療圏数	基準 病床数	既存 病床数	基準 病床数	既存 病床数	基準 病床数	既存 病床数	基準 病床数	既存 病床数
総数		349	1,108,741	1,255,192	307,450	349,341	6,256	9,867	1,889	1,725
北海道	20. 3. 28	21	64,393	80,997	19,615	20,863	205	534	98	90
青森	22. 4. 1	6	11,679	13,222	3,918	4,465	65	112	32	20
岩手	20. 4. 18	9	13,451	14,743	4,497	4,796	126	216	40	38
宮城	20. 4. 1	7	18,402	19,635	4,627	6,495	100	140	28	28
秋田	20. 3. 28	8	10,636	12,211	3,508	4,350	51	89	36	30
山形	20. 3. 18	4	11,551	11,678	3,003	4,090	59	50	22	18
福島	20. 4. 8	7	16,879	21,670	6,568	7,730	78	241	36	36
茨城	20. 3. 31	9	22,587	25,576	5,038	7,716	113	213	48	48
栃木	20. 3. 31	5	15,418	16,774	4,669	5,315	65	134	28	26
群馬	22. 3. 30	10	16,998	19,114	4,419	5,255	66	69	48	46
埼玉	22. 4. 1	10	46,033	48,699	11,343	14,474	203	273	58	44
千葉	23. 4. 26	9	48,482	45,659	12,949	12,911	114	218	59	58
東京	20. 3. 28	13	95,744	104,433	22,810	25,320	739	856	130	104
神奈川	20. 3. 28	11	57,403	59,034	14,716	14,127	267	334	74	74
新潟	23. 4. 8	7	21,051	22,018	6,490	6,850	41	100	36	36
富山	20. 3. 31	4	11,461	15,377	3,372	3,468	107	107	20	20
石川	20. 4. 1	4	12,634	15,612	3,592	3,849	62	142	18	18
福井	20. 3. 31	4	8,224	9,769	2,116	2,419	35	112	20	16
山梨	20. 3. 27	4	7,473	9,002	1,980	2,468	22	94	20	28
長野	23. 3. 31	10	19,815	19,614	4,766	5,244	87	134	46	44
岐阜	20. 3. 25	5	18,101	16,620	4,038	4,278	188	157	30	30
静岡	22. 3. 30	8	34,126	32,765	6,946	7,137	108	198	48	48
愛知	23. 3. 29	12	51,195	53,841	12,554	13,024	218	275	74	64
三重	20. 10. 17	4	14,320	16,254	3,727	4,818	96	80	24	20
滋賀	20. 4. 1	7	11,150	12,304	2,398	2,403	102	132	32	32
京都	20. 4. 4	6	26,202	29,507	6,086	6,449	424	345	30	36
大阪	20. 3. 31	8	69,587	89,256	16,512	19,217	814	1,061	78	78
兵庫	23. 4. 1	10	54,082	51,825	10,938	11,434	178	343	58	54
奈良	22. 3. 31	5	13,747	13,495	2,698	2,937	80	100	28	12
和歌山	20. 3. 14	7	9,267	11,832	1,475	2,369	46	166	32	24
鳥取	20. 5. 13	3	6,151	7,306	1,853	2,031	34	34	12	12
島根	20. 3. 28	7	9,075	9,186	2,539	2,602	25	88	30	34
岡山	23. 3. 29	5	21,172	22,423	5,356	5,795	76	244	26	26
広島	20. 3. 27	7	29,629	32,290	8,158	9,185	116	155	36	24
山口	20. 5. 27	8	17,034	21,894	5,827	6,162	46	145	40	40
徳島	20. 4. 22	6	7,354	12,136	3,032	4,071	47	103	21	14
香川	20. 3. 28	5	9,478	12,666	3,501	3,831	99	135	28	18
愛媛	20. 4. 1	6	15,965	18,690	4,398	5,211	68	153	28	26
高知	20. 3. 31	4	9,547	14,969	2,745	3,853	60	212	11	11
福岡	20. 3. 31	13	51,638	66,324	19,130	21,720	173	526	66	56
佐賀	20. 4. 1	5	9,652	11,390	3,661	4,347	58	80	24	22
長崎	23. 4. 19	8	16,872	19,224	6,492	8,043	70	150	38	38
熊本	22. 3. 23	11	19,716	26,223	7,126	9,013	137	246	48	48
大分	20. 3. 31	6	13,096	15,489	4,321	5,397	46	150	54	44
宮崎	20. 4. 1	7	11,735	14,496	4,376	6,225	84	110	32	30
鹿児島	20. 4. 1	9	18,675	25,355	8,683	9,974	214	230	38	44
沖縄	20. 4. 1	5	9,861	12,595	4,884	5,610	44	81	26	18

(注) 平成24年4月時点の各都道府県医療計画による。公示年月日は、各都道府県の医療計画の見直し時期により異なる。
資料：厚生労働省医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/219.xls>

第7節 公衆衛生

1 結核等

第216表 結核医療費推計額

(単位 億円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	505	373	377	349	308	313

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/220.xls>

第217表 結核医療費予算額

(単位 百万円)

区 分	合 計	法第34条第1項による 一般患者に対する適正医療費	法第35条第1項による 措置患者に対する医療費
平成17年度(2005)	6,864	453	6,429
18 (2006)	6,356	330	6,026
		法第37条の2第1項による 一般患者に対する適正医療費	法第37条第1項による 入院患者に対する医療費
19 (2007)	5,255	460	4,840
20 (2008)	4,537	434	4,103
21 (2009)	3,804	337	3,467
22 (2010)	3,537	290	3,247
23 (2011)	3,288	272	3,017

(注) 平成19年度に法改正があり、平成18年度までは結核予防法、平成19年度以降は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律である。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/221.xls>

第218表 結核登録者

(i) 結核登録者数

区 分	総 数	活動性全結核		活動性肺結核 (再掲)		活動性 肺外結核 (再掲)	不活動性 結核	不 明
		患者数	有病率 (人口10万対)	患者数	有病率 (人口10万対)			
平成17年(2005)	68,508	23,969	18.8	19,269	15.1	4,700	33,949	10,590
18 (2006)	65,695	21,976	17.2	17,445	13.7	4,531	33,857	9,862
19 (2007)	63,556	20,637	16.2	16,099	12.6	4,538	31,232	11,687
20 (2008)	62,244	20,021	15.7	15,518	12.2	4,503	30,423	11,800
21 (2009)	59,573	18,915	14.8	14,628	11.5	4,287	29,781	10,877
22 (2010)	55,573	17,927	14.0	13,995	10.9	3,932	29,252	8,394
23 (2011)	55,196	17,264	13.5	13,260	10.4	4,004	30,576	7,356

(ii) 新登録結核患者数

区 分	全 結 核		活動性肺結核 (再掲)		菌陽性肺結核 (再掲)		喀痰塗抹陽性肺結核 (再掲)	
	実 数	罹患率 (人口10万対)	実 数	罹患率 (人口10万対)	実 数	罹患率 (人口10万対)	実 数	罹患率 (人口10万対)
平成17年(2005)	28,319	22.2	22,655	17.7	16,313	12.8	11,318	8.9
18 (2006)	26,384	20.6	20,856	16.3	15,315	12.0	10,492	8.2
19 (2007)	25,311	19.8	19,893	15.6	16,170	12.7	10,204	8.0
20 (2008)	24,760	19.4	19,393	15.2	15,882	12.4	9,809	7.7
21 (2009)	24,170	19.0	18,912	14.8	15,635	12.3	9,675	7.6
22 (2010)	23,261	18.2	18,328	14.3	15,297	11.9	9,019	7.0
23 (2011)	22,681	17.7	17,519	13.7	14,425	11.3	8,654	6.8

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/222.xls>

第219表 結核病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
結 核 病 床 数	11,355	10,676	9,697	9,041	8,458	7,830
1日平均在院患者数	4,509	3,927	3,689	3,353	3,067	2,854
病 床 利 用 率 (%)	39.8	37.1	38.0	37.1	36.5	36.6

(注) 1 「病床数」は、6月末現在の値である。

2 平成23年は、東日本大震災の影響により平成23年3月分の報告において、病院の合計11施設（岩手県気仙医療圏1施設、岩手県宮古医療圏1施設、宮城県石巻医療圏2施設、宮城県気仙沼医療圏2施設、福島県相双医療圏5施設）は、報告のあった患者数のみ集計した。

気仙医療圏（大船渡市、陸前高田市、住田町）

宮古医療圏（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）

石巻医療圏（石巻市、東松島市、女川町）

気仙沼医療圏（気仙沼市、南三陸町）

相双医療圏（相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/223.xls>

第220表 ハンセン病療養所入所者数

区 分	前年度 繰越入所者数	本年度 入所者数	退所者数	本年度末 入所者数
平成17年度(2005) 計	3,329	28	240	3,117
国立療養所	3,308	28	239	3,097
公益法人立病院	21	0	1	20
18 (2006) 計	3,116	13	196	2,933
国立療養所	3,097	13	196	2,914
公益法人立病院	19	0	0	19
19 (2007) 計	2,933	24	211	2,746
国立療養所	2,914	24	209	2,729
公益法人立病院	19	0	2	17
20 (2008) 計	2,746	33	188	2,591
国立療養所	2,729	33	187	2,575
公益法人立病院	17	0	1	16
21 (2009) 計	2,591	33	174	2,450
国立療養所	2,575	33	173	2,435
公益法人立病院	16	0	1	15
22 (2010) 計	2,450	23	169	2,304
国立療養所	2,435	23	168	2,290
公益法人立病院	15	0	1	14
23 (2011) 計	2,304	26	179	2,151
国立療養所	2,290	26	176	2,140
公益法人立病院	14	0	3	11

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ
「公益法人立病院」は、同健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/224.xls>

第221表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額

(単位 百万円)

区 分	ハンセン病療養所入所者 家族生活援護委託費	ハンセン病療養所運営費	
		国立療養所	公益法人立病院
平成17年度(2005)	74	40,794	239
18 (2006)	53	40,102	238
19 (2007)	53	39,619	236
20 (2008)	46	38,466	240
21 (2009)	46	36,926	240
22 (2010)	46	35,612	239
23 (2011)	42	34,450	238

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ
それ以外は、同健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/225.xls>

第222表 エイズ対策の概要

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針	前 文	原因の究明
		○エイズ発生動向調査の強化 ○個別施策層に対するエイズ発生動向調査の実施 ○国際的な発生動向の把握 ○エイズ発生動向調査等の結果等の公開及び提供
		発生の予防及びまん延の防止
		○基本的考え方 ○性感染症対策との連携 ○その他の感染経路対策 ○個別施策層に対する施策の実施
		普及啓発及び教育
		○基本的考え方 ○患者等及び個別施策層に対する普及啓発及び教育の強化 ○医療従事者等に対する教育 ○関係機関との連携の強化
		検査・相談体制の充実
		○基本的考え方 ○検査・相談体制の強化 ○個別施策層に対する検査・相談の実施 ○保健医療相談体制の充実
		医療の提供
		○総合的な医療提供体制の確保 ○人材の育成及び活用 ○個別施策層に対する施策の実施 ○日常生活を支援するための保健医療・福祉サービスの連携強化
		研究開発の推進
		○研究の充実 ○特効薬等の研究開発 ○研究結果の評価及び公開
		国際的な連携
		○諸外国との情報交換の推進 ○国際的な感染拡大の抑制への貢献 ○国内施策のためのアジア諸国等への協力
人権の尊重		
○人権の擁護及び個人情報保護 ○偏見や差別の撤廃への努力 ○個人を尊重した十分な説明と同意に基づく保健医療サービスの提供		
施策の評価及び関係機関との連携		
○施策の評価 ○各研究班、NGO等との連携		

資料：厚生労働省健康局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/226.xls>

第223表 HIV感染者及びエイズ患者の現状

平成24年6月24日現在

区 分	感染経路	日本国籍			外国国籍			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
HIV感染者	異性間の性的接触	2,326	645	2,971	366	802	1,168	2,692	1,447	4,139
	同性間の性的接触	7,297	3	7,300	423	1	424	7,720	4	7,724
	静注薬物使用	34	2	36	25	3	28	59	5	64
	母子感染	14	9	23	5	8	13	19	17	36
	その他	234	38	272	49	25	74	283	63	346
	不明	880	98	978	357	531	888	1,237	629	1,866
	合計	10,785	795	11,580	1,225	1,370	2,595	12,010	2,165	14,175
エイズ患者	異性間の性的接触	1,745	211	1,956	272	204	476	2,017	415	2,432
	同性間の性的接触	2,193	3	2,196	121	2	123	2,314	5	2,319
	静注薬物使用	21	3	24	23	1	24	44	4	48
	母子感染	9	3	12	1	4	5	10	7	17
	その他	146	20	166	23	14	37	169	34	203
	不明	927	78	1,005	329	139	468	1,256	217	1,473
	合計	5,041	318	5,359	769	364	1,133	5,810	682	6,492
凝固因子製剤による感染者	1,421	18	1,439	—	—	—	1,421	18	1,439	

(注) 1 平成24年6月24日現在の速報値の累計である。

2 「同性間の性的接触」には、両性間性的接触を含む。

3 「その他」には、輸血などに伴う感染例や推定される感染経路が複数ある例を含む。

4 「エイズ患者合計」には、平成11年3月31日までの病状変化によるエイズ患者報告数154件を含む。

5 「凝固因子製剤による感染者」は、『血液凝固異常症全国調査』による2011年5月31日現在の凝固因子製剤による感染者数。

6 平成24年6月30日現在累積死者数は、1,584名（『血液凝固異常症全国調査』の累積死亡報告数674名を含む）。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/227.xls>

2 感染症(伝染病)

第224表 感染症患者数

《全数把握》

区 分	平成19年(2007)	20(2008)	21(2009)	22(2010)	23(2011)
1類感染症					
エボラ出血熱	0	0	0	0	0
クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0
痘苗	0	0	0	0	0
南米出血熱	0	0	0	0	0
ペルー脳脊髄炎	0	0	0	0	0
マールブルグ病	0	0	0	0	0
ラッサ熱	0	0	0	0	0
2類感染症					
急性灰白髄炎	1	2	0	2	1
結核(新登録患者数)	25,311	24,760	24,170	23,261	22,681
ジフテリア	0	0	0	0	0
重症急性呼吸器症候群	0	0	0	0	0
3類感染症					
コレラ	13	45	16	11	12
細菌性赤痢	452	320	181	235	299
腸管出血性大腸菌感染症	4,617	4,321	3,889	4,134	3,938
腸チフス	47	57	29	32	21
パルチフス	22	27	27	21	23
4類感染症					
オウム病	29	9	21	11	13
つつかが虫病	382	442	465	407	461
日本紅斑熱	98	135	132	132	190
マラリア	52	56	56	73	78
レジオネラ症	668	892	717	751	819
その他の	397	407	325	722	436
新型インフルエンザ(万人)	.	.	1,816	—	—
5類感染症					
アメーバ赤痢	801	871	786	843	814
ウイルス性肝炎	237	241	223	221	249
急性脳炎	228	192	526	242	259
クロイツフェルト・ヤコブ病	157	151	142	172	136
後天性免疫不全症候群	1,493	1,565	1,445	1,553	1,523
ジニア症	53	73	70	77	68
梅毒	719	827	691	621	827
破傷風	89	123	113	106	114
麻疹	—	11,012	732	447	443
風しり	—	293	147	87	374
風しりの他	202	213	248	265	292

(注) 1 平成15年11月の法改正により項目等の変更があった。

- 1～5類感染症は、以下のとおり。
- 1類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が極めて高い感染症
- 2類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が高い感染症
- 3類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって集団発生を起し得る感染症
- 4類感染症：動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（人から人への伝染はない）として定められている感染症
- 5類感染症：国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に情報提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症
- 2類感染症の「重症急性呼吸器症候群」は、病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。
- 4類感染症の「その他」は、E型肝炎、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む)、A型肝炎、エキノкокクス症、黄熱、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ペネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、乳児ボツリヌス症、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、チクングニア熱である。
- 4類感染症の「その他」は、クリプトスポリジウム症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症である。
- 5類感染症の「ウイルス性肝炎」は、E型肝炎及びA型肝炎を含まない。
- 5類感染症の「急性脳炎」は、ウエストナイル脳炎、日本脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラ脳炎及びリフトバレー熱を含まず、全数把握である。
- 5類感染症の「麻疹」「風しん」は、平成20年度から全数把握に変更となった。
- 対象感染症の類型及び疾病名称は、平成19年12月31日時点である。
- 「新型インフルエンザ」は、平成21年7月6日～平成22年1月3日までに定点医療機関を受診した患者数の報告状況から、一定の仮定の下で全国の医療機関全体(定点医療機関以外を含む)を受診した患者数を求めた罹患数推計である。
- 平成23年の数値は、暫定値である。

《定点把握》

区 分	平成21年(2009)		22(2010)		23(2011)	
	報告数	定点当り報告数	報告数	定点当り報告数	報告数	定点当り報告数
5類感染症						
インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザ除く)	3,068,082	643.34	268,932	56.37	1,363,793	278.55
RSウイルス感染症	35,012	11.59	79,094	26.12	70,875	22.62
咽頭結膜炎	34,529	11.43	43,450	14.35	66,523	21.23
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	221,732	73.37	202,579	66.90	265,371	84.70
感染性胃腸炎	814,793	269.62	1,238,681	409.08	983,634	313.96
水痘	202,732	67.09	234,603	77.48	238,645	76.17
手足口病	68,578	22.69	151,021	49.87	347,407	110.89
伝染性紅斑	17,281	5.72	50,061	16.53	87,009	27.77
突発性発疹	94,713	31.34	90,284	29.82	93,922	29.98
百日咳	5,208	1.72	5,388	1.78	4,396	1.40
風しん	—	—	—	—	—	—
ヘルパンギーナ	75,666	25.04	139,209	45.97	139,078	44.39
麻しん(成人麻しん除く)	—	—	—	—	—	—
流行性耳下腺炎	104,568	34.60	179,669	59.34	137,110	43.76
急性出血性結膜炎	503	0.75	635	0.94	4,629	6.85
流行性角結膜炎	16,745	24.84	21,792	32.14	21,231	31.41
性器クラミジア感染症	26,045	27.10	26,315	27.27	25,682	26.56
性器ヘルペスウイルス感染症	7,760	8.07	8,420	8.73	8,240	8.52
尖圭コンジローマ	5,270	5.48	5,252	5.44	5,219	5.40
淋菌感染症	9,285	9.66	10,327	10.70	10,247	10.60
クラミジア肺炎(オウム病除く)	550	1.19	708	1.53	663	1.43
細菌性髄膜炎	462	1.00	491	1.06	558	1.20
マイコプラズマ肺炎	8,465	18.24	10,448	22.57	16,940	36.51
成人麻しん	—	—	—	—	—	—
無菌性髄膜炎	644	1.39	811	1.75	1,052	2.27
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	4,773	10.16	5,659	12.04	4,643	9.86
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	23,359	49.70	23,860	50.77	23,443	49.77
薬剤耐性緑膿菌感染症	452	0.96	480	1.02	481	1.02
薬剤耐性アシネトバクター感染症	・	・	・	・	7	0.01

- (注) 1 5類感染症の「定点把握」とは、各地域の人口に応じて指定された定点(指定届出医療機関)より報告された感染症。
 2 対象感染症の類型及び疾病名称は、平成19年12月31日時点である。
 3 「薬剤耐性アシネトバクター感染症」は、平成23年は2月1日からの値である。
 4 平成23年の数値は、暫定値である。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/228.xls>

第225表 予防接種被接種者数

区 分	平成18年度(2006)	19(2007)	20(2008)	21(2009)	22(2010)
D P T	1,091,985	1,124,060	1,137,541	1,108,364	1,101,885
急性灰白髄炎	1,039,217	1,043,463	1,072,094	1,040,278	1,035,074
麻しん・風しん(混合)	1,019,314	1,077,883	1,030,758	1,029,701	1,022,645
日本脳炎	45,158	149,918	232,264	656,048	1,839,869

- (注) 1 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。
 2 「日本脳炎」は、平成17年度より予防接種の積極的な接種を差し控えていたが、平成22年度から再開された。
 3 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)を含まれていない。

資料：平成19年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、

平成20年度以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/229.xls>

3 精神保健

第226表 精神病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
精神病床数	352,721	351,762	350,353	348,129	347,281	345,024
1日平均在院患者数	321,634	317,350	315,100	313,123	311,281	307,453
病床利用率(%)	91.1	90.2	90.0	89.9	89.6	89.1

(注) 1 「病床数」は、6月末現在の数である。
 2 平成23年は、東日本大震災の影響により平成23年3月分の報告において、病院の合計11施設（岩手県気仙医療圏1施設、岩手県宮古医療圏1施設、宮城県石巻医療圏2施設、宮城県気仙沼医療圏2施設、福島県相双医療圏5施設）は、報告のあった患者数のみ集計した。
 気仙医療圏（大船渡市、陸前高田市、住田町）
 宮古医療圏（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）
 石巻医療圏（石巻市、東松島市、女川町）
 気仙沼医療圏（気仙沼市、南三陸町）
 相双医療圏（相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/230.xls>

第227表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
措置入院患者数	1,770	1,774	1,713	1,579	1,515	1,512
措置入院医療費国庫負担額	4,550	4,695	4,081	4,143	4,400	4,274

(注) 1 「国庫負担額」は、当初予算額である。
 2 「措置入院患者数」は、3月末現在。
 3 平成22年度の「措置入院患者数」には、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村が含まれていない。
 資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成21年度以降は同部「衛生行政報告例」、一部厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/231.xls>

第228表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
承認件数	1,231,502	1,174,558	1,283,849	1,332,809	1,431,788	1,512,771
通院医療費国庫補助額	70,411	77,403	85,831	83,483	86,297	91,574

(注) 1 「国庫補助額」は、当初予算額である。
 2 「承認件数」は、3月末現在。
 3 平成18年度より制度改正のため、有効期間が2年から1年となり件数が増加した。
 4 平成22年度の「承認件数」は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）、福島県（郡山市及びいわき市以外）は含まれていない。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」、一部厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/232.xls>

第229表 医療保護入院届出件数

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
入院届出数	170,700	175,414	184,000	188,554	198,103	202,169

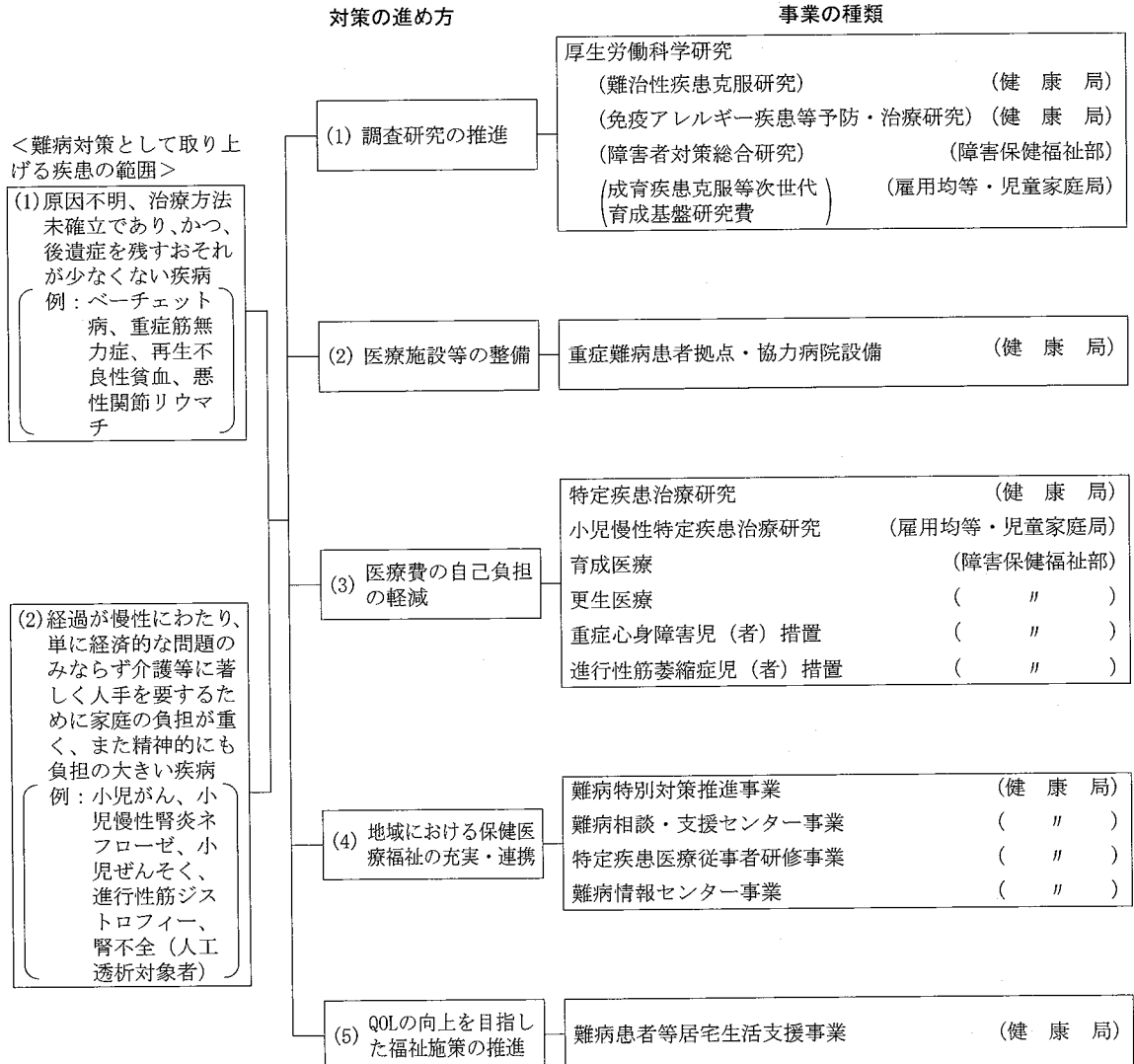
(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村が含まれていない。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成21年度以降は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/233.xls>

4 難 病

第 230 表 難病対策の概要



資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/234.xls>

第231表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証所持者数

平成23年度末現在

疾 患 名		受給者証 交付件数	疾 患 名		受給者証 交付件数
1	ベーチェット病	18,451	29	膿疱性乾癬	1,823
2	多発性硬化症	16,140	30	広範脊柱管狭窄症	4,741
3	重症筋無力症	19,009	31	原発性胆汁性肝硬変	19,054
4	全身性エリテマトーデス	59,553	32	重症急性膵炎	1,587
5	スモン	1,608	33	特発性大腿骨頭壊死症	14,680
6	再生不良性貧血	10,148	34	混合性結合組織病	9,939
7	サルコイドーシス	22,161	35	原発性免疫不全症候群	1,286
8	筋萎縮性側索硬化症	8,992	36	特発性間質性肺炎	7,065
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	45,833	37	網膜色素変性症	26,934
10	特発性血小板減少性紫斑病	23,791	38	プリオン病	506
11	結節性動脈周囲炎	8,928	39	肺動脈性肺高血圧症	1,969
12	潰瘍性大腸炎	133,543	40	神経線維腫症	3,414
13	大動脈炎症候群	5,829	41	亜急性硬化性全脳炎	91
14	ビュルガー病	7,282	42	バッド・キアリ症候群	261
15	天疱瘡	5,085	43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1,590
16	脊髄小脳変性症	25,047	44	ライソゾーム病	868
17	クローン病	34,721	45	副腎白質ジストロフィー	187
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	249	46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	141
19	悪性関節リウマチ	6,302	47	脊髄性筋萎縮症	619
20	パーキンソン病関連疾患	116,536	48	球脊髄性筋萎縮症	888
21	アミロイドーシス	1,736	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	2,986
22	後縦靭帯骨化症	32,043	50	肥大型心筋症	2,779
23	ハンチントン病	846	51	拘束型心筋症	26
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	14,465	52	ミトコンドリア病	945
25	ウェゲナー肉芽腫症	1,834	53	リンパ脈管筋腫症(LAM)	439
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	24,386	54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	58
27	多系統萎縮症	11,797	55	黄色靭帯骨化症	1,632
28	表皮水泡症(接合部型及び栄養障害型)	338	56	間脳下垂体機能障害	15,017
				合 計	778,178

- (注) 1 「パーキンソン病関連疾患」は、「パーキンソン病」「進行性核上性麻痺」「大脳皮質基底核変性症」である。
 2 「多系統萎縮症」は、「シャイ・ドレーガー症候群」「線条体黒質変性症」「オリブ橋小脳萎縮症(脊髄小脳変性症から移行)」である。
 3 「プリオン病」は、「クロイツフェルト・ヤコブ病」「ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病」「致死性家族性不眠症」である。
 4 「ライソゾーム病」には、「ファブリー病」が含まれる。
 5 「間脳下垂体機能障害」には、「PRL分泌異常症」「ゴナドトロピン分泌異常症」「ADH分泌異常症」「下垂体性TSH分泌異常症」「クッシング病」「先端巨大症」「下垂体機能低下症」が含まれる。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/235.xls>

5 環境衛生

第232表 全国水道普及状況

年度末現在 (単位 千人)

区 分	平成18年度 (2006)		19 (2007)		20 (2008)		21 (2009)		22 (2010)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合 計	17,041	124,363	16,978	124,577	16,729	124,744	16,416	124,796	16,178	124,817
上 水 道	1,572	118,183	1,556	118,589	1,519	118,980	1,465	119,265	1,443	119,505
簡 易 水 道	7,630	5,623	7,413	5,460	7,152	5,272	6,886	5,079	6,687	4,878
専 用 水 道	7,737	558	7,907	527	7,957	492	7,964	452	7,950	434
水道用水供給 普及率 (%)	102	—	102	—	101	—	101	—	98	—
	97.3		97.4		97.5		97.5		97.5	

資料：厚生労働省健康局「水道の基本統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/236.xls>

第233表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在 (1日当り)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
下 水 道 終 末 処 理 (万人)	8,802	8,961	9,111	9,241	9,360	9,104
ご み 処 理 (トン)	189,458	190,015	189,144	187,303	186,205	185,372
し 尿 処 理 (kl)	95,420	97,200	93,555	93,745	93,364	91,182

(注) 1 現有処理能力 (着工ベース含む)

2 平成22年度の「下水道終末処理」は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県において調査不能な市町村があるため、調査対象外としている。

資料：「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局「汚水処理人口普及状況について」
「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/237.xls>

第234表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
下 水 道 終 末 処 理 費	1,772,931	1,696,309	1,601,426	1,603,473	1,432,470	1,265,582
国 庫 支 出 金	579,176	525,984	503,156	529,149	488,814	416,191
地 方 債	883,986	870,090	837,790	811,676	689,686	627,902
そ の 他	309,769	300,235	260,480	262,648	253,970	221,489
ご み 処 理 費	1,683,360	1,862,654	1,859,902	1,823,476	1,832,022	1,838,976
国 庫 支 出 金	31,033	56,650	46,752	37,099	47,880	50,662
地 方 債	61,551	125,949	107,184	85,012	99,293	82,206
そ の 他	1,590,776	1,680,054	1,705,966	1,701,365	1,684,848	1,706,109
し 尿 処 理 費	263,478	271,782	246,107	239,470	233,266	221,613
国 庫 支 出 金	8,321	6,869	4,870	4,542	4,167	5,860
地 方 債	16,186	21,706	8,241	7,725	8,492	6,514
そ の 他	238,971	243,207	232,996	227,204	220,608	209,239

(注) 1 「下水道終末処理」は、公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

2 「ごみ処理」「し尿処理」は、市町村分のみの数値である。

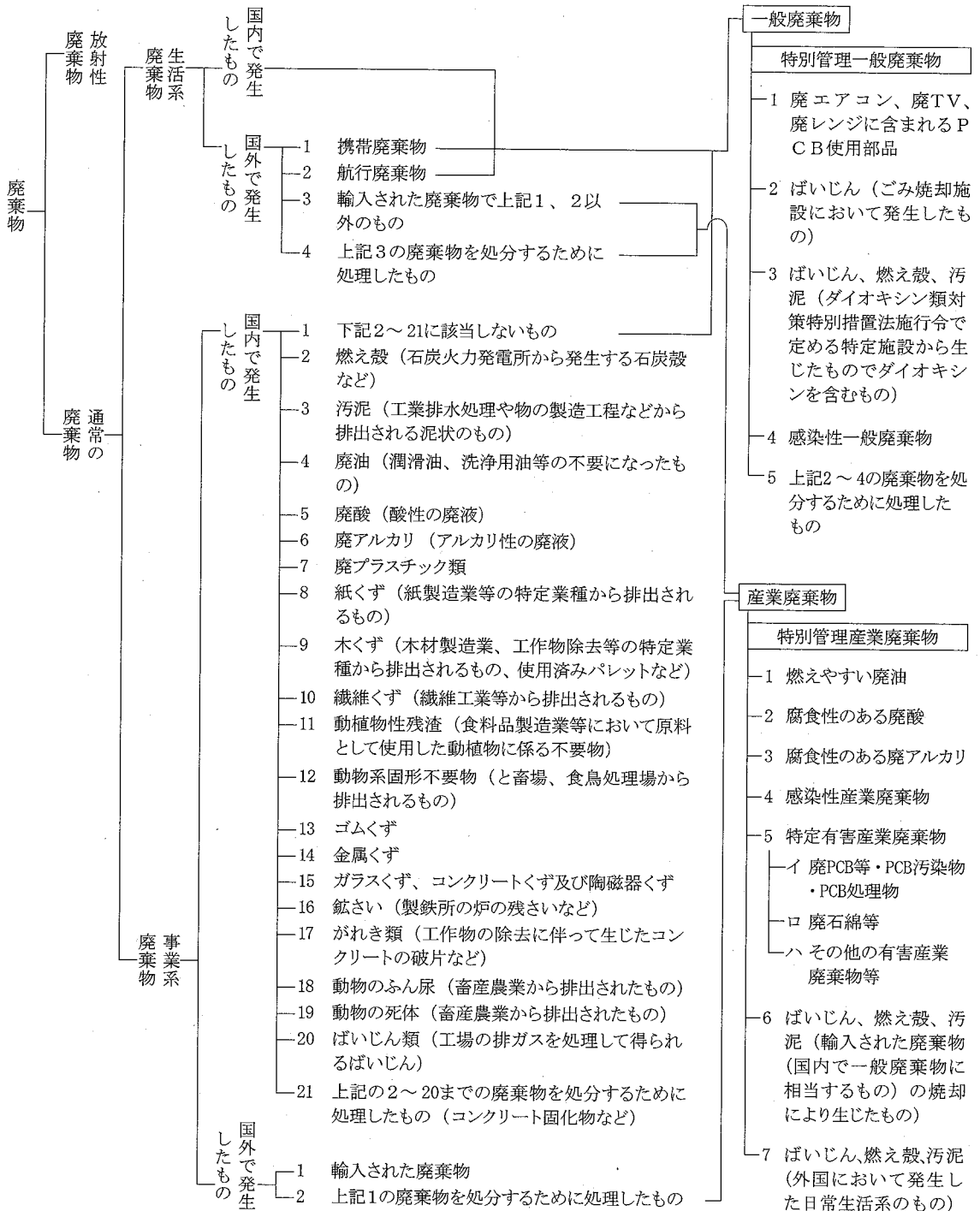
3 「ごみ処理」「し尿処理」の「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び一般財源等を含む。

4 平成22年度の「ごみ処理」「し尿処理」には、東日本大震災の影響により、宮城県南三陸町が含まれていない。

資料：「下水道終末処理」は、国土交通省水管理・国土保全局調べ
「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/238.xls>

第235表 廃棄物の分類と処理体制

《廃棄物の分類》



(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。

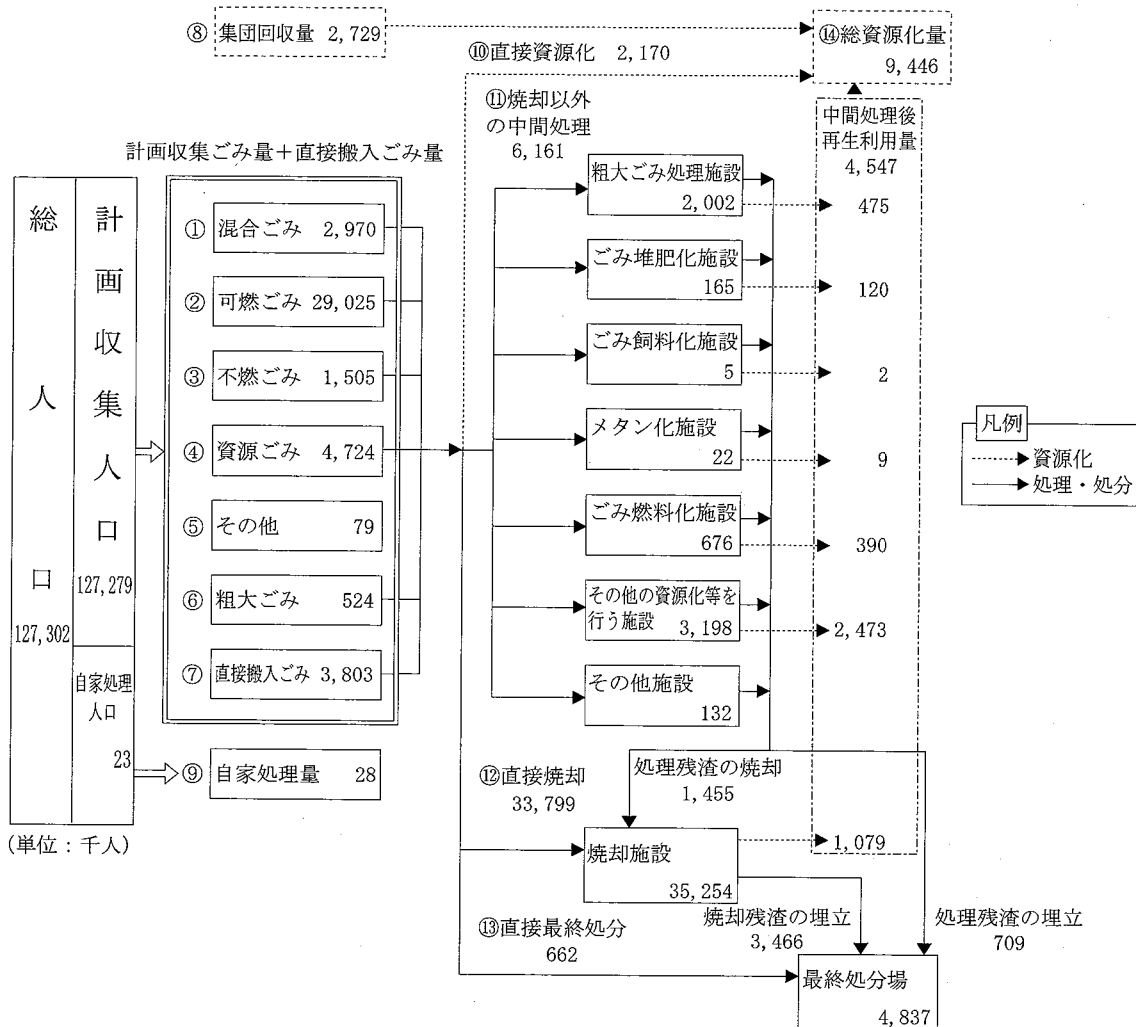
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/239.xls>

第236表 ゴミ処理等の流れ

(i) ゴミ処理の流れ
(平成22年度実績)

(単位：千t/年)

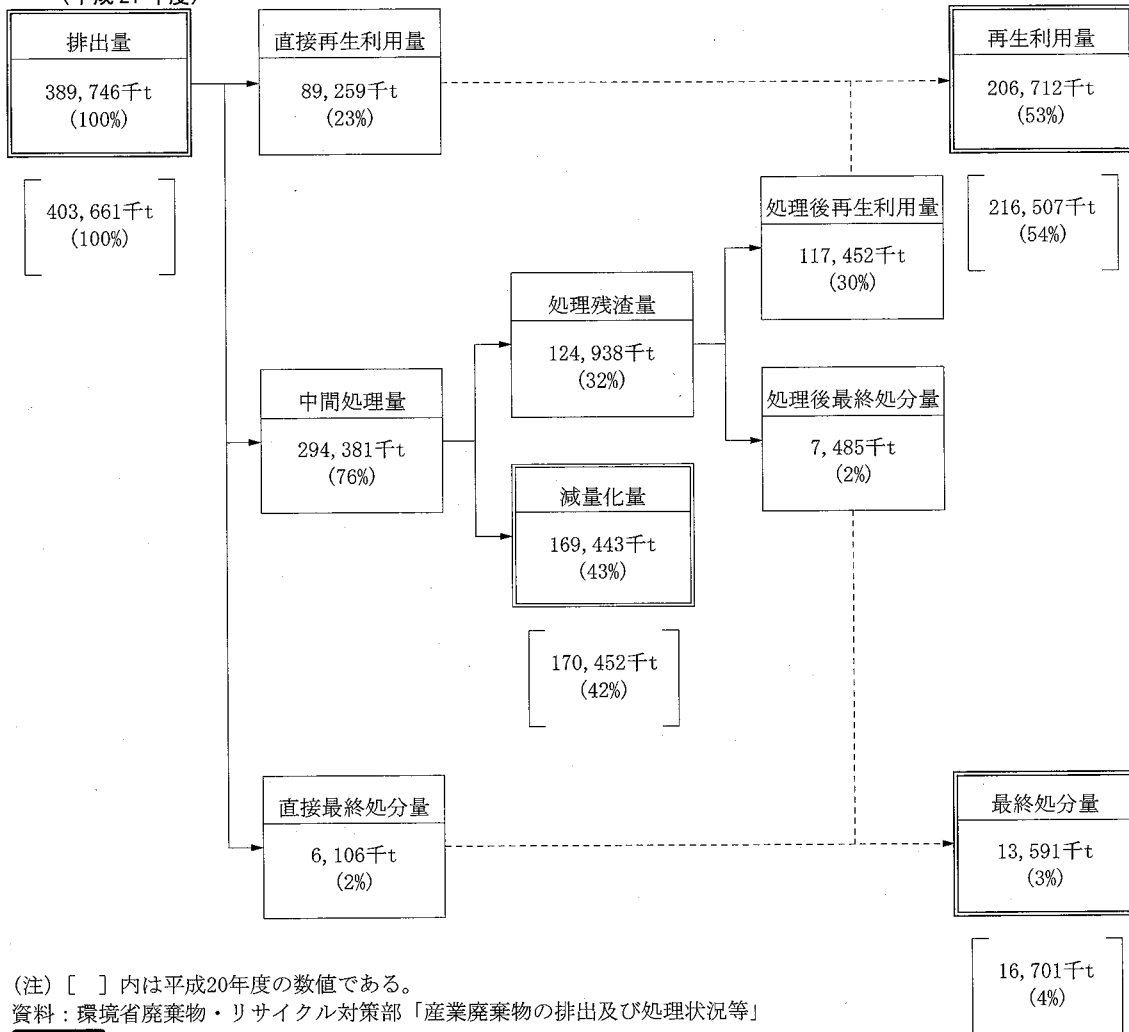


- ・ 計画収集ごみ量=①+②+③+④+⑤+⑥=38,827千トン
- ・ 計画収集ごみ量+直接搬入ごみ量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=42,630千トン
- ・ ごみ総排出量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=45,359千トン
- ・ 1人1日当たり排出量=(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)/総人口/365=976g/人・日
- ・ ごみの総処理量=⑩+⑪+⑫+⑬=42,791千トン
- ・ 総資源化量=⑭=9,446千トン
- ・ リサイクル率=⑭/(⑧+⑩+⑪+⑫+⑬)=20.8%
- ・ 中間処理による減量化量=(⑪+⑫)-中間処理後再生利用量-残渣の埋立量=31,237千トン
- ・ 東日本大震災の影響により、宮城県南三陸町が含まれていない。

*平成22年度において、容器包装リサイクル法に基づき市町村等が分別収集したものの再商品化量は278万トンであり、容器包装のリサイクル量は総資源化量945万トンに含まれている。また、平成22年度において、家電リサイクル法に基づく家電4品目の再商品化等処理量は89万トン、このうち再商品化量が75万トンであり、これを含めると総資源化量は1,020万トンである。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ
(平成21年度)



(注) [] 内は平成20年度の数値である。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「産業廃棄物の排出及び処理状況等」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/240.xls>

第237表 市町村のごみ処理費用の推移

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
処理費用総額(百万円)	1,902,500	1,862,654	1,859,902	1,816,944	1,825,588	1,838,976
対前年度増加率(%)		△1.6	△2.1	△0.1	△2.3	0.5
国民1人当りの処理費用(円)	14,900	14,600	14,600	14,200	14,300	14,400
対前年度増加率(%)		△2.0	△2.0	0.0	△2.7	0.7

(注) 1 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。

2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県南三陸町が含まれていない。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/241.xls>

6 公 害

第238表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区 分	あっせん			調 停			仲 裁			裁 定			業務履行勧告			計			
	受 付	終 結	未 済	受 付	終 結	未 済	受 付	終 結	未 済	受 付	終 結	未 済	受 付	終 結	未 済	係 属	うち新 規受付	終 結	未 済
平成18年度(2006)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19 (2007)	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20 (2008)	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(16)	2	1	1	26	12	8	18
21 (2009)	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(14)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22 (2010)	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23 (2011)	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
合 計	3	3	—	713	712	—	1	1	—	161 (61)	117 (39)	—	5	5	—	—	883	838	—

(注) 1 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で内数である。

2 「合計」は、昭和45年度以降の合計値である。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/242.xls>

第239表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況

区 分	受 付 件 数					終 結 件 数					年度末 係属件数
	合 計	あっせん	調 停	仲 裁	業務履行 勧告	合 計	成 立	打切り	取下げ	その他	
平成18年度(2006)	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19 (2007)	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20 (2008)	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21 (2009)	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22 (2010)	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23 (2011)	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
合 計	1,313	36	1,259	4	14	1,278	545	557	147	29	—

(注) 「合計」は、昭和45年度以降の合計値である。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/243.xls>

第240表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

区 分	合 計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭
平成17年度(2005)	66,992	25,658	9,595	281	15,767	2,100	40	13,551
18 (2006)	67,415	24,825	9,825	271	16,692	2,081	24	13,697
19 (2007)	64,529	23,628	9,383	281	15,913	2,000	34	13,290
20 (2008)	59,703	20,749	9,023	253	15,211	1,699	28	12,740
21 (2009)	56,665	19,324	8,171	251	14,749	1,455	30	12,685
22 (2010)	54,845	17,612	7,574	222	15,678	1,675	23	12,061

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告（参考資料）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/244.xls>

第241表 典型7公害以外の種類別苦情件数

区 分	合 計	廃棄物 投棄	その他				その他
			生活系	農業系	建設系	産業系	
平成17年度(2005)	28,663	14,424	10,409	396	2,025	1,594	14,239
18 (2006)	30,298	15,064	10,951	471	1,984	1,658	15,234
19 (2007)	27,241	13,511	10,118	399	1,606	1,388	13,730
20 (2008)	26,533	13,480	10,349	419	1,354	1,358	13,053
21 (2009)	24,967	12,462	9,737	327	1,250	1,148	12,505
22 (2010)	25,250	12,306	9,770	318	1,138	1,080	12,944

(注) 平成16年度より項目等の変更があった。新区分は、以下のとおり。

生活系：主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空き瓶・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ゴミ等による「一般廃棄物」の投棄

農業系：主に農林漁業から発生する畜産関係の動物の死がい及びふん尿等による「産業廃棄物」の投棄

建設系：主に建設業から発生する建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄

産業系：主に産業の「卸売・小売業」、「飲食店、宿泊業」等の業務から排出されたごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃えがら、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄

その他：高層建築物などによる日照不足・通風妨害、深夜の照明や光などに対する苦情、テレビ・ラジオなどの受信妨害や違法電波などに対する苦情など

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告（参考資料）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/245.xls>

第242表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成23年12月末現在

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数		
総		数			41,187		
旧第一種地域 非特異的疾患	慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症	千葉県 南部臨海地域	千葉県	昭和49.11.30	294		
		東京都 千代田区 全域	千代田区	昭和中	135		
		東京都 中央区 全域	中央区	昭和50.12.19	221		
		東京都 港区 全域	港区	昭和49.11.30	367		
		東京都 新宿区 全域	新宿区	昭和中	1,031		
		東京都 文京区 全域	文京区	昭和中	430		
		東京都 台東区 全域	台東区	昭和50.12.19	424		
		東京都 品川区 全域	品川区	昭和49.11.30	810		
		東京都 大田区 全域	大田区	昭和中	1,735		
		東京都 目黒区 全域	目黒区	昭和50.12.19	501		
		東京都 渋谷区 全域	渋谷区	昭和49.11.30	491		
		東京都 豊島区 全域	豊島区	昭和50.12.19	641		
		東京都 板橋区 全域	板橋区	昭和中	1,034		
		東京都 墨田区 全域	墨田区	昭和中	1,565		
		東京都 江東区 全域	江東区	昭和49.11.30	587		
		東京都 荒川区 全域	荒川区	昭和49.11.30	1,346		
		東京都 足立区 全域	足立区	昭和50.12.19	683		
		東京都 葛飾区 全域	葛飾区	昭和中	1,614		
		東京都 江戸川区 全域	江戸川区	昭和中	1,043		
		計		東京都	江戸川区	昭和中	1,526
		計		東京都	計		16,184
		旧第二種地域 特異的疾患	水俣病 イタイイタイ病 慢性砒素中毒	横浜市 鶴見区 幸区	横浜市	昭和47.2.1	447
				川崎市 幸区	川崎市	昭和44.12.27	1,570
				富中市 中部地域	富中市	昭和47.2.1	
				名古屋市 中部地域	名古屋市	昭和49.11.30	428
				名古屋市 中部地域	名古屋市	昭和52.1.13	
				名古屋市 中部地域	名古屋市	昭和48.2.1	2,174
				名古屋市 中部地域	名古屋市	昭和50.12.19	
				名古屋市 中部地域	名古屋市	昭和53.6.2	
				愛知県 北部・中部地域	愛知県	昭和48.2.1	375
				四日市市 臨海地域・楠町全域	四日市市	昭和44.12.27	438
				四日市市 臨海地域・楠町全域	四日市市	昭和49.11.30	
大阪市 全域	大阪市			昭和44.12.27	6,971		
大阪市 全域	大阪市			昭和49.11.30			
大阪市 全域	大阪市			昭和50.12.19			
豊中市 南部地域	豊中市			昭和48.2.1	198		
吹田市 南部地域	吹田市			昭和49.11.30	211		
守口市 南部地域	守口市			昭和52.1.13	1,210		
東大阪市 西部地域	東大阪市	昭和53.6.2	1,323				
八尾市 西部地域	八尾市	昭和中	764				
八尾市 西部地域	八尾市	昭和48.8.1	1,724				
八尾市 西部地域	八尾市	昭和52.1.13					
神戸市 臨海地域	神戸市	昭和中	802				
神戸市 臨海地域	神戸市	昭和45.12.1	2,119				
神戸市 臨海地域	神戸市	昭和49.11.30					
倉敷市 水島地域	倉敷市	昭和50.12.19	1,306				
玉野市 水島地域	玉野市	昭和中	33				
備前市 水島地域	備前市	昭和中	49				
北九州市 洞海湾沿岸地域	北九州市	昭和48.2.1	917				
大牟田市 洞海湾沿岸地域	大牟田市	昭和48.8.1	884				
計		計	計		40,421		
旧第二種地域 特異的疾患	水俣病 イタイイタイ病 慢性砒素中毒	阿賀野川 下流地域	新潟県	昭和44.12.27	79		
		水俣湾 沿岸地域	新潟県	昭和中	119		
		水俣湾 沿岸地域	新潟県	昭和中	145		
		水俣湾 沿岸地域	新潟県	昭和中	367		
		神通川 下流地域	富山県	昭和中	4		
		神通川 下流地域	富山県	昭和49.7.4	3		
計		計	計		49		
計		計	計		766		

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

資料：環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/246.xls>

7 保健所及び保健センター

第243表 保健所の活動

平成24年4月1日現在

《対人保健分野》

＜感染症等対策＞

健康診断、患者発生の報告等
結核の定期外健康診断、予防
接種、訪問指導、管理検診等
(感染症法)

＜エイズ・難病対策＞

エイズ個別カウンセリング事
業(無料匿名検査を含む)、エ
イズ相談
(エイズ指針)
難病医療相談等
(難病対策要綱)

＜精神保健対策＞

精神保健に関する現状把握、
精神保健福祉相談、精神保健
訪問指導、医療・保護に関す
る事務等
(精神保健福祉法)

＜母子保健対策＞

未熟児に対する訪問指導、養
育医療の給付等
(母子保健法)

《対物保健分野》

＜食品衛生関係＞

飲食店等営業の許可、
営業施設等の監視、
指導等
(食品衛生法)

＜生活衛生関係＞

営業の許可、届出、
立入検査等(生活衛
生関係営業の運営の
適正化に関する法律、
興行場法、公衆浴場
法、旅館業法、理容
師法、美容師法、ク
リーニング業法)

保健所運営協議会
保健所長(医師)

- ・健康危機管理
- ・市町村への技術的援助・助言
- ・市町村相互間の調整
- ・地域保健医療計画の作成・推進

保健所 495ヵ所
都道府県 政令市 特別区
372 100 23

歯科医師	作業療法士
薬剤師	保健師
獣医師	助産師
診療放射線技師	看護師
医療社会事業員	精神保健福祉士
臨床検査技師	衛生検査技師
食品衛生監視員	環境衛生監視員
管理栄養士	栄養士
歯科衛生士	と畜検査員 等

＜医療監視等関係＞

病院、診療所、医療
法人、歯科技工所、
衛生検査所等への立
入検査等
(医療法、歯科技工
士法、臨床検査技師
等に関する法律)

《企画調整等》

広報
普及啓発
衛生統計
健康相談

(注) これら業務の他に、保健所においては、薬局の開設の許可等(薬事法)、狂犬病まん延防止のための犬の拘留等(狂犬病予防法)、あんま・マッサージ業等の施術所開設届の受理等(あん摩マッサージ指圧師等に関する法律)の業務を行っている。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/247.xls>

第244表 保健所数及び保健所職員総数

各年度末現在

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
保 健 所 数	535	518	517	510	494
都 道 府 県 立	396	394	389	380	374
政 令 市	116	101	105	107	97
特 別 区	23	23	23	23	23
職 員 総 数	27,750	28,309	27,873	28,183	27,799
医 師	856	844	840	802	810
歯 科 医 師	81	87	93	83	82
薬 剤 師 ・ 獣 医 師	4,700	4,743	4,834	4,935	4,911
保 健 師	7,576	7,641	7,737	7,914	7,739
看 護 師	212	234	229	243	233
助 産 師	59	57	54	55	54
放 射 線 ・ X 線 技 師	730	715	666	624	606
管 理 栄 養 士	1,045	1,057	1,074	1,099	1,057
栄 養 士	105	158	131	115	117
歯 科 衛 生 士	323	338	340	329	337
検 査 技 師	1,066	1,067	960	907	853
理学療法士・作業療法士	102	94	86	88	78
そ の 他	10,895	11,274	10,829	10,989	10,922

(注) 1 「保健所数」は、各年4月1日現在。

2 「職員総数」は、常勤職員数である。

3 「看護師」は、准看護師を含む。

4 平成22年度の「職員総数」は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の保健所が含まれていない。

資料：「保健所数」は、厚生労働省健康局調べ

「職員総数」は、平成19年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、

平成20年度以降は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/248.xls>

第245表 保健所活動状況

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
健 康 診 断					
受 診 延 人 数	2,356,354	2,145,031	1,675,458	1,600,386	1,469,932
母 子 保 健 (保 健 所 活 動 分)					
妊 婦 保 健 指 導 延 人 員	107,675	111,437	120,540	133,258	141,409
産 婦 保 健 指 導 延 人 員	79,870	77,209	86,507	83,267	99,951
乳 児 保 健 指 導 延 人 員	244,292	261,053	257,832	237,879	254,961
幼 児 保 健 指 導 延 人 員	258,976	257,915	243,583	239,298	259,980
歯 科 保 健					
検 診 ・ 保 健 指 導 受 診 延 人 員	938,623	1,055,494	1,102,112	1,102,042	1,092,638
予 防 処 置 延 人 員	180,010	172,257	178,368	182,757	184,055
治 療 延 人 員	4,922	5,129	5,433	5,546	5,773
健 康 増 進					
個 別 指 導					
栄 養 指 導 延 人 員	384,088	363,583	328,402	348,570	376,298
集 団 指 導					
栄 養 指 導 延 人 員	999,106	980,230	971,078	966,271	980,310
衛 生 教 育 開 催 回 数	126,801	118,669	122,844	129,278	125,517
環 境 衛 生 監 視 指 導 延 施 設 数	336,855	325,271	312,599	296,393	281,206
試 験 検 査 検 体 数	4,557,102	4,265,316	3,705,810	3,393,619	3,264,552

(注) 平成22年度の「職員総数」は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の保健所が含まれていない。

資料：平成19年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、

平成20年度以降は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/249.xls>

第8節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者

第246表 障害者数

(単位 千人)

区分	総数	在宅者	施設入所者
身体障害者			
総数	3,663 (29)	3,576 (28)	87 (1)
18歳未満	98	93	5
18歳以上	3,564	3,483	81
知的障害者			
総数	547 (4)	419 (3)	128 (1)
18歳未満	125	117	8
18歳以上	410	290	120
年齢不詳	12	12	0
精神障害者			
総数	3,233 (25)	2,900 (23)	333 (3)
20歳未満	178	174	4
20歳以上	3,054	2,725	329
年齢不詳	6	5	1

- (注) 1 () 内の数字は、平成17年国勢調査人口による総人口千人当たりの人口(単位 人)。
 2 「精神障害者」は、ICD-10(国際疾病分類)の「V 精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応しており、「患者調査」の外來患者を在宅者、入院患者を施設入所者とみなしている。
 3 「身体障害者」の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。
 4 「身体障害者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「平成18年身体障害児・者実態調査」、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成18年社会福祉施設等調査」による。
 5 「知的障害者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「平成17年知的障害児(者)基礎調査」、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成17年社会福祉施設等調査」による。
 6 「精神障害者」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「平成20年患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部にて作成。
 7 「身体障害児・者実態調査」「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：内閣府「平成24年版 障害者白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/250.xls>

第247表 障害別障害者数(在宅)の推移

(単位 千人)

区分	平成3年 (1991)	8 (1996)	13 (2001)	18 (2006)	参考値 23年度 (2011)
身体障害者	2,722	2,933	3,245	3,483	5,207

資料：厚生労働省社会・援護局「身体障害児・者実態調査」

- (注) 1 参考値以外は、推計値である。
 2 参考値は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」による。
 3 「身体障害児・者実態調査」は、5年ごとの調査である。

(単位 千人)

区分	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	参考値 23年度 (2011)
知的障害者	459	413	329	419	879

資料：平成2年は厚生省児童家庭局「精神薄弱児(者)福祉対策基礎調査」、平成7年は厚生省大臣官房障害保健福祉部「精神薄弱児(者)基礎調査」、平成12、17年は厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/251.xls>

- (注) 1 参考値以外は、推計値である。
 2 参考値は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」による。
 3 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

第248表 身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・障害の程度・原因別）

平成18年7月1日現在（単位 千人）

区 分	総数	視覚障害	聴覚・言語 障害	肢体不自由	内部障害	重複障害 (再掲)
総 数	3,483 (100.0)	310 (8.9)	343 (9.8)	1,760 (50.5)	1,070 (30.7)	310 (8.9)
《年齢階級別》						
18 ～ 19 歳	12 (0.3)	1	2	7	3	5
20 ～ 29 歳	65 (1.9)	5	7	44	8	9
30 ～ 39 歳	114 (3.3)	12	18	63	20	8
40 ～ 49 歳	182 (5.2)	21	20	101	40	14
50 ～ 59 歳	470 (13.5)	46	24	256	145	31
60 ～ 64 歳	394 (11.3)	33	33	197	130	36
65 ～ 69 歳	436 (12.5)	33	34	220	150	36
70 歳 以 上	1,775 (51.0)	153	198	857	568	167
《障害の程度別》						
1 級	1,171 (33.6)	110	15	449	597	151
2 級	504 (14.5)	82	97	312	13	72
3 級	580 (16.7)	19	73	293	195	32
4 級	713 (20.5)	29	50	392	243	21
5 級	225 (6.5)	32	3	190	—	6
6 級	175 (5.0)	26	77	72	—	7
《障害の原因別》						
事 故	341 (9.8)	25	17	284	15	—
交 通 事 故	106 (3.0)	11	6	89	1	—
労 働 災 害	113 (3.2)	2	3	96	11	—
そ の 他 事 故	100 (2.9)	8	6	86	1	—
戦 傷 病 戦 災	21 (0.6)	3	2	14	2	—
疾 病	722 (20.7)	61	51	394	216	—
感 染 症	58 (1.7)	4	3	36	15	—
中 毒 性 疾 患	8 (0.2)	1	—	2	6	—
そ の 他 疾 患	656 (18.8)	56	47	356	195	—
出 生 時 損 傷	79 (2.3)	14	7	53	6	—
加 齢	166 (4.8)	7	29	70	60	—
そ の 他	356 (10.2)	41	29	145	142	—
不 明	446 (12.8)	58	51	163	174	—
(参考)						
平成3年(1991)	2,722 (100.0)	353 (13.0)	358 (13.2)	1,553 (57.1)	458 (16.8)	121 (4.4)
8 (1996)	2,933 (100.0)	305 (10.4)	350 (11.9)	1,657 (56.5)	621 (21.2)	179 (6.1)
13 (2001)	3,245 (100.0)	301 (9.3)	346 (10.7)	1,749 (53.9)	849 (26.2)	175 (5.4)

(注) 1 () 内の数字は、構成割合 (%) である。

2 総数は、不詳を含む。

3 「身体障害児・者実態調査」は、5年ごとの調査である。

資料：厚生労働省社会・援護局「身体障害児・者実態調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/252.xls>

第249表 知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）

平成17年推計値（単位 人）

区分	総数	男	女	不詳	最重度	重度	中度	軽度	不詳
総数	419,000 (100.0)	243,300 (58.1)	166,400 (39.7)	9,300 (2.2)	62,400 (14.9)	102,200 (24.4)	106,700 (25.5)	97,500 (23.3)	50,100 (12.0)
18歳未満	117,300 (100.0)	75,500 (64.4)	41,400 (35.3)	400 (0.3)	22,000 (18.8)	28,100 (23.9)	26,200 (22.4)	33,300 (28.4)	7,700 (6.5)
0～4	15,600	9,900	5,700	—	3,600	2,000	4,000	4,800	1,000
5～9	39,800	25,400	14,100	200	6,700	10,100	8,500	12,700	1,800
10～14	36,300	25,400	10,900	—	6,100	11,300	8,500	7,300	3,200
15～17	25,600	14,800	10,700	200	5,600	4,600	5,200	8,500	1,600
18歳以上	289,600 (100.0)	165,800 (57.3)	123,400 (42.6)	400 (0.1)	39,800 (13.7)	73,700 (25.5)	78,700 (27.2)	63,000 (21.8)	34,300 (11.9)
18～19	20,600	12,700	7,900	—	4,400	4,200	5,000	5,700	1,200
20～29	83,600	47,700	35,900	—	16,800	22,400	20,000	16,600	7,900
30～39	85,000	51,700	33,100	200	10,700	25,000	22,400	20,000	6,900
40～49	43,800	24,400	19,400	—	3,200	7,500	16,000	10,100	7,100
50～59	31,500	16,600	14,700	200	1,400	6,900	10,300	6,500	6,500
60～64	9,700	5,400	4,200	—	1,400	2,600	2,000	1,800	1,800
65歳以上	15,300	7,300	8,100	—	1,800	5,000	3,000	2,400	3,000
不詳	12,100 (100.0)	2,000 (16.7)	1,600 (13.3)	8,500 (70.0)	600 (5.0)	400 (3.3)	1,800 (15.0)	1,200 (10.0)	8,100 (66.7)

平成12年推計値（単位 人）

区分	総数	男	女	不詳	最重度	重度	中度	軽度	不詳
総数	329,200 (100.0)	184,500 (56.0)	130,900 (39.8)	13,800 (4.2)	45,500 (13.8)	92,600 (28.1)	77,600 (23.6)	73,200 (22.2)	40,300 (12.2)
18歳未満	93,600 (100.0)	58,900 (63.0)	34,100 (36.4)	600 (0.6)	17,800 (19.1)	30,700 (32.8)	17,800 (19.1)	18,300 (19.5)	9,000 (9.6)
0～4	12,400	7,800	4,600	—	2,400	3,000	1,600	3,000	2,400
5～9	30,100	19,600	10,400	—	5,000	10,800	7,400	4,600	2,200
10～14	33,100	20,000	12,600	400	7,200	11,200	5,800	6,200	2,600
15～17	18,000	11,400	6,400	200	3,200	5,600	3,000	4,400	1,800
18歳以上	221,200 (100.0)	124,000 (56.0)	94,600 (42.8)	2,600 (1.2)	26,700 (12.1)	59,700 (27.0)	57,400 (25.9)	52,100 (23.6)	25,300 (11.4)
18～19	15,600	10,000	5,600	—	2,200	4,400	3,400	4,800	800
20～29	79,800	45,500	33,500	800	12,000	24,100	19,000	18,000	6,600
30～39	50,700	27,700	22,100	1,000	5,600	12,000	12,800	13,200	7,000
40～49	37,700	21,300	16,200	200	3,400	9,400	9,800	9,800	5,200
50～59	22,500	12,400	9,600	400	2,000	6,200	6,800	4,200	3,200
60～64	5,600	2,600	3,000	—	800	1,400	1,800	1,000	600
65歳以上	9,200	4,400	4,600	200	600	2,200	3,600	1,000	1,800
不詳	14,400 (100.0)	1,600 (11.1)	2,200 (15.3)	10,600 (73.6)	1,000 (6.9)	2,200 (15.3)	2,400 (16.7)	2,800 (19.4)	6,000 (41.7)

(注) 1 () 内の数字は、構成割合 (%) である。

2 総数は、不詳を含む。

3 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/253.xls>

第250表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
旧法による身体障害者更生援護施設	施設数 1,508	1,188	972	715	498	286
	在所者数 58,276	49,085	39,872	29,408	19,322	10,743
肢体不自由者更生施設	施設数 81	63	47	40	31	15
	在所者数 3,949	3,118	2,115	1,874	1,371	669
視覚障害者更生施設	施設数 19	11	8	4	1	1
	在所者数 1,009	518	442	152	45	44
聴覚・言語障害者更生施設	施設数 3	2	2	2	1	1
	在所者数 100	54	47	49	28	30
内部障害者更生施設	施設数 7	6	5	5	3	2
	在所者数 315	296	249	240	141	67
身体障害者療護施設	施設数 499	455	389	292	190	106
	在所者数 27,679	25,564	21,732	15,924	9,977	5,694
身体障害者福祉ホーム	施設数 71	・	・	・	・	・
	在所者数 745	・	・	・	・	・
身体障害者授産施設	施設数 197	176	144	116	82	44
	在所者数 10,429	8,963	7,065	5,481	3,556	1,625
身体障害者通所授産施設	施設数 330	256	210	156	122	78
	在所者数 8,381	6,425	5,178	3,848	2,955	1,863
身体障害者小規模通所授産施設	施設数 265	193	147	87	57	31
	在所者数 4,349	3,200	2,394	1,470	957	503
身体障害者福祉工場	施設数 36	26	20	13	11	8
	在所者数 1,320	947	650	370	292	248
身体障害者社会参加支援施設	施設数 844	377	374	351	337	318
身体障害者福祉センター	施設数 243	223	221	201	182	165
在宅障害者デイサービス施設	施設数 453	・	・	・	・	・
障害者更生センター	施設数 6	6	6	6	5	5
補装具製作施設	施設数 18	17	17	17	18	17
盲導犬訓練施設	施設数 9	10	10	10	11	11
点字図書館	施設数 73	74	73	71	73	73
点字出版施設	施設数 13	13	12	11	12	11
聴覚障害者情報提供施設	施設数 29	34	35	35	36	36
旧法による知的障害者援護施設	施設数 4,682	3,873	3,315	2,567	2,001	1,127
	在所者数 196,683	175,971	151,983	119,011	90,831	50,827
知的障害者デイサービスセンター	施設数 234	・	・	・	・	・
知的障害者更生施設	施設数 2,006	1,850	1,613	1,286	971	530
	在所者数 114,665	104,188	90,477	72,073	53,059	28,690
知的障害者授産施設	施設数 1,779	1,633	1,406	1,077	887	518
	在所者数 70,839	64,777	56,144	43,027	35,000	20,619
知的障害者小規模通所授産施設	施設数 405	243	166	93	57	20
	在所者数 6,046	3,671	2,495	1,442	880	270
知的障害者通勤寮	施設数 121	112	107	93	73	54
	在所者数 2,632	2,441	2,271	1,989	1,560	1,124
知的障害者福祉ホーム	施設数 68	・	・	・	・	・
	在所者数 701	・	・	・	・	・
知的障害者福祉工場	施設数 69	35	23	18	13	5
	在所者数 1,800	894	596	480	332	124

(注) 1 「旧法による身体障害者更生援護施設」「旧法による知的障害者援護施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法)の施設である。

2 「身体障害者社会参加支援施設」は、身体障害者福祉法による。

3 平成21年より調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年以前のの年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

4 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/254.xls>

第251表 身体障害者に対する補装具購入等の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
購 入 件 数	1,425,255	85,431	157,601	162,680	160,107	164,395
公費負担額	24,032,746	6,971,667	16,518,776	18,143,731	18,402,168	20,604,798
義 肢						
義 手 件 数	1,904	695	1,646	1,572	1,527	1,440
公費負担額	277,603	87,747	233,162	240,688	215,058	224,786
義 足 件 数	7,037	2,617	6,031	6,098	5,955	5,710
公費負担額	2,502,191	823,301	2,037,144	2,130,567	2,186,188	2,263,895
装 具 件 数	29,314	18,864	45,431	45,495	43,852	44,052
公費負担額	1,924,450	1,325,253	3,266,017	3,368,811	3,335,667	3,542,793
盲人安全つえ 件 数	7,006	3,957	7,915	8,122	7,637	8,064
公費負担額	24,068	14,059	31,046	56,161	34,734	218,113
補 聴 器 件 数	39,636	19,692	42,042	42,904	43,898	45,432
公費負担額	2,250,931	1,129,985	2,455,621	2,633,690	2,695,444	2,998,162
車いす・電動車いす 件 数	26,196	11,952	28,787	30,944	29,818	30,346
公費負担額	4,934,265	1,968,816	5,355,146	5,913,814	6,012,143	7,155,259
歩行補助つえ 件 数	9,893	3,554	5,273	5,513	5,153	5,231
公費負担額	111,012	21,386	44,603	44,167	54,039	44,699
そ の 他 件 数	1,304,269	24,100	20,476	22,032	22,267	24,120
公費負担額	12,008,226	1,245,120	3,096,037	3,755,833	3,868,895	4,161,800
修 理 件 数	120,710	50,875	107,632	111,869	113,454	120,242
公費負担額	3,594,693	1,668,260	4,038,735	4,269,921	4,452,081	5,074,549
義 肢						
義 手 件 数	897	317	770	753	719	686
公費負担額	73,145	23,028	63,999	62,630	61,946	64,639
義 足 件 数	6,742	2,809	6,756	6,914	7,089	6,986
公費負担額	1,044,076	353,043	934,345	1,002,479	1,076,153	1,098,995
装 具 件 数	11,888	7,016	15,488	15,913	16,555	16,820
公費負担額	207,188	126,347	259,386	261,636	280,365	308,069
盲人安全つえ 件 数	59	29	55	71	72	103
公費負担額	82	173	514	731	172	207
補 聴 器 件 数	56,819	17,785	29,647	29,718	29,315	30,492
公費負担額	317,816	217,470	424,579	440,909	442,544	535,020
車いす・電動車いす 件 数	40,572	20,387	47,883	50,619	51,193	55,553
公費負担額	1,844,820	793,107	1,887,855	1,966,410	2,012,210	2,426,887
歩行補助つえ 件 数	1,276	102	132	161	263	192
公費負担額	4,387	286	842	485	3,444	679
そ の 他 件 数	2,457	2,430	6,901	7,720	8,248	9,410
公費負担額	103,179	154,806	467,215	534,641	575,243	640,090

(注) 1 平成18年度は、障害者自立支援法施行後の平成18年10月から平成19年3月までを対象としている。

2 平成18年度は、障害者自立支援法施行により報告書の記載が「身体障害者」から「身体障害者・児」に変更された。

3 平成20年度以降は、「補装具」と「特例補装具」を合算した値である。

4 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/255.xls>

第252表 身体障害者更生援護状況

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数	356,168	348,681	352,573	355,654	352,073	351,960
更生援護取扱実人員	2,261,936	2,163,829	2,109,582	.	.	.
相談指導及び措置件数	3,382,771	3,276,071	3,070,056	.	.	.
身体障害者更生援護施設等への 入所その利用及び紹介(再掲)	49,882	53,476	56,023	.	.	.
補装具件数						
交 付	1,425,255	85,431	157,601	162,680	160,107	164,395
修 理	120,710	50,875	107,632	111,869	113,454	120,242
更生医療給付決定件数	204,984	211,319	221,688	258,272	257,055	265,936

- (注) 1 平成18年度の「補装具件数」は、障害者自立支援法による平成18年10月から平成19年3月までの件数である。
 2 平成18年度の「更生医療給付決定件数」は、障害者自立支援法による平成18年4月から平成19年2月までの件数である。
 3 平成20年度以降の「更生援護取扱実人員」「相談指導及び措置件数」は、調査項目の統合により公表されていない。
 4 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県(盛岡市以外)の一部、宮城県(仙台市以外)、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」、
 平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/256.xls>

第253表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
合 計	204,984	211,319	221,688	258,272	256,144	261,994
件数	23,419,790	17,450,720	94,338,668	108,437,400	119,493,884	129,636,434
公費負担額	114	76	68	43	45	90
視 覚 障 害	20,822	2,777	29,569	10,135	9,273	11,693
件数	231	238	174	150	171	198
公費負担額	22,908	12,510	17,028	8,734	24,829	8,276
聴覚・平衡機能障害	424	544	585	556	676	653
件数	23,782	17,837	18,892	13,188	90,980	15,510
公費負担額	23,490	18,174	16,152	18,338	19,527	19,902
音声・言語・そ しゃく機能障害	2,633,871	1,329,884	1,481,580	1,696,268	1,716,264	1,862,605
件数	58,236	40,192	32,790	32,021	29,831	30,309
公費負担額	6,504,286	3,568,134	3,978,495	4,312,526	4,144,365	4,485,118
心臓機能障害	115,254	145,465	166,117	198,292	195,045	195,814
件数	12,389,096	10,638,483	85,934,855	98,780,221	108,896,099	117,713,538
公費負担額	214	136	93	145	110	121
小腸機能障害	27,276	19,661	50,095	29,841	33,308	35,759
件数	1,630
公費負担額	357,216
免疫機能障害	6,709	6,386	5,640	8,668	10,645	13,088
件数	1,782,246	1,853,363	2,823,642	3,581,000	4,540,902	5,126,291
公費負担額	312	108	69	59	94	189
訪問看護	15,503	8,071	4,512	5,487	37,864	21,472
公費負担額						

- (注) 1 平成18年度の「件数」は、障害者自立支援法施行後の平成18年4月から平成19年2月までを対象としている。
 2 平成18年度の「公費負担額」は、平成18年4月診療分から平成19年2月診療分までを対象としている。
 3 平成19年度以降の「公費負担額」は、当該年3月診療分から翌年2月診療分までを対象としている。
 4 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県(盛岡市以外)の一部、宮城県(仙台市以外)、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」、
 平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/257.xls>

第254表 障害者職業能力開発校の障害種別入校状況

(単位 人)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
入 校 者 数	1,661	1,692	1,641	1,658	1,741	1,655
障 害 種 別						
視 覚	52	63	57	61	56	62
聴 覚 ・ 言 語	240	240	219	210	218	206
上 肢 障 害	424	422	381	366	371	331
下 肢 障 害	656	636	590	541	548	495
体 幹 障 害	169	134	104	120	117	108
内 臓 機 能	150	164	151	138	144	135
知 的 障 害	404	406	407	414	435	415
精 神 障 害	57	55	147	227	260	299
そ の 他 障 害	39	53	119	139	135	155

(注) 1 重複障害があるため、障害種別の合計と入校者数とは必ずしも一致しない。

2 当該年度に入校した者のみを対象としており、前年度から継続して受講している者は含まない。

資料：厚生労働省職業能力開発局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/258.xls>

第255表 知的障害者の就労状況

《就労形態》

(単位 人、%)

区 分	総 数		正規の職員	臨時雇	日雇	内職	家の仕事の 手伝い	その他	作業所	不 詳
平成2年(1990)	100,300	100.0	22.2	11.2	4.8	1.8	11.8	2.6	43.2	2.4
7 (1995)	129,500	100.0	18.9	10.3	・	1.7	11.3	3.8	51.1	3.0
12 (2000)	138,100	100.0	19.6	10.9	・	1.2	7.5	6.4	50.5	3.9
17 (2005)	779	100.0	15.7	14.9	・	0.6	4.5	5.1	58.3	0.9

《給料》

(単位 人、%)

区 分	総 数		ない	～1万円	1～3万円	3～5万円	5～7万円	7～10万円	10～13万円	13～15万円	15万円～	不 詳
平成2年(1990)	100,300	100.0	8.5	25.2	10.1	8.1	11.6	10.5	5.5	0.7	2.8	17.1
7 (1995)	129,500	100.0	6.8	30.6	9.8	5.1	7.4	11.2	7.4	2.1	2.0	17.6
12 (2000)	138,100	100.0	6.0	33.8	11.3	7.0	7.0	11.0	7.3	2.0	2.5	12.2
17 (2005)	779	100.0	3.5	44.7	13.0	6.2	6.7	9.0	5.8	3.0	2.1	6.3

(注) 1 「総数」の実数は、平成12年以前は推計値、平成17年は有効回答数である。

2 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/259.xls>

2 児童福祉

第256表 児童相談所処理件数

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総 数	381,757	367,852	364,414	371,800	360,824	385,294
訓 戒 ・ 誓 約	1,263	1,308	1,223	1,445	1,564	1,454
児 童 福 祉 司 の 指 導	3,843	3,975	4,641	4,343	4,178	4,635
福祉事務所へ送致又は通知	500	532	610	792	803	858
児 童 委 員 の 指 導	46	44	47	26	15	9
里 親 委 託	1,166	1,302	1,321	1,420	1,583	1,951
児童福祉施設に入所通所	19,519	11,685	11,373	10,822	10,649	10,486
法第27条の3により家庭裁判 所に送致されたもの(再掲)	31	38	41	56	54	37
障害児施設等への利用契約	.	16,696	19,377	26,218	19,283	17,343
他の機関にあつ旋紹介	4,332	5,138	4,502	4,049	3,727	4,412
面 接 指 導	300,490	294,792	290,186	290,383	287,775	307,942
そ の 他	50,598	32,380	31,134	32,302	31,247	36,204
年度末現在未処理件数	22,322	16,254	18,154	19,388	19,095	23,970

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県、福島県を除いて集計した数値である。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、
平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/260.xls>

第257表 里親・保護受託者及び委託児童数

年度末現在

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
登 録 里 親 数	7,882	7,934	7,808	7,185	7,504	8,726
児童が委託されている里親数	2,453	2,582	2,727	2,837	2,922	3,292
里親に委託されている児童数	3,424	3,633	3,870	3,836	3,816	4,295
登 録 保 護 受 託 者 数
児童が委託されている保護受託者数
保護受託者に委託されている児童数

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。

2 「保護受託者」とは、義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。

3 保護受託者の制度は、平成17年度より廃止。

4 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、
平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/261.xls>

第258表 児童福祉施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総 数	33,464	33,524	33,431	32,353	31,623	31,599
施設数	2,192,088	2,207,034	2,213,149	2,173,600	2,127,760	2,157,692
在所者数	425	419	415	415	413	403
助産施設	120	121	121	123	125	127
乳児院	3,143	3,190	3,124	3,113	3,136	3,035
母子生活支援施設	278	272	270	259	262	259
在所者数	10,822	10,588	10,367	10,021	10,006	10,042
保 育 所	22,720	22,838	22,898	22,250	21,681	21,751
施設数	2,118,352	2,132,651	2,137,692	2,100,357	2,056,845	2,084,136
在所者数	559	564	569	563	582	578
児童養護施設	30,764	30,846	30,695	29,753	29,975	29,214
施設数	254	251	248	239	224	225
在所者数	9,808	9,423	9,350	8,827	8,214	8,255
自閉症児施設	7	6	7	7	5	7
施設数	235	172	219	202	170	185
在所者数	254	257	258	253	230	256
知的障害児通園施設	8,981	9,830	10,343	10,535	9,679	11,174
施設数	10	10	10	10	9	9
在所者数	137	177	132	120	120	119
ろうあ児施設	13	14	13	10	10	10
施設数	165	168	167	125	142	142
在所者数	25	25	25	25	23	23
難聴幼児通園施設	746	750	963	974	912	893
施設数	62	63	62	56	56	59
在所者数	2,730	2,703	2,623	2,381	1,958	1,954
肢体不自由児通園施設	99	98	99	99	83	97
施設数	2,608	2,448	2,777	2,903	2,441	2,706
在所者数	6	6	7	6	6	6
肢体不自由児療護施設	237	241	249	216	263	235
施設数	115	124	125	118	116	133
在所者数	11,215	11,395	11,827	11,229	11,004	12,771
情緒障害児短期治療施設	31	31	32	31	37	37
施設数	1,131	1,151	1,180	1,159	1,175	1,251
在所者数	58	58	58	55	58	58
児童自立支援施設	1,836	1,889	1,808	1,706	1,726	1,622
施設数	61	67	70	67	75	79
在所者数	2,886	2,836	2,799	2,602	2,594	2,568
小型児童館	1,708	1,738	1,750	1,632	1,616	1,625
施設数	18	18	19	19	19	18
大型児童館A型	4	4	4	4	4	4
施設数	1	1	1	1	1	1
大型児童館B型	101	103	116	102	111	102
施設数	3,649	3,600	3,455	3,407	3,283	3,164
施設数						

(注) 1 「母子生活支援施設」の在所者数は世帯人員数であり、在所者総数に含まない。

2 平成21年より調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年以前の年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

3 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/262.xls>

第259表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(単位 金額:千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
《育成医療》						
給付決定件数	69,144	57,253	50,996	52,712	55,617	53,784
肢体不自由	13,926	10,344	9,394	9,785	10,962	10,262
視覚障害	7,688	5,865	4,785	5,097	5,142	4,609
聴覚・平衡機能障害	3,787	2,962	2,798	2,668	2,887	2,626
音声・言語・そしゃく機能障害	16,396	17,514	16,739	17,439	18,429	18,114
心臓機能障害	9,332	9,342	8,051	8,403	9,087	9,104
腎臓機能障害	941	835	574	700	567	580
その他の	17,074	10,391	8,655	8,620	8,543	8,490
公費負担額	5,077,107	2,960,579	2,854,534	2,686,184	3,100,871	3,319,187
社会保険負担額	54,901,314	41,540,027	40,599,721	39,403,248	38,981,011	42,845,925
《養育医療》						
給付決定件数	31,485	31,032	30,616	31,164	29,281	30,264
公費負担額	5,797,125	6,053,086	7,309,235	6,881,956	8,933,059	8,182,950
社会保険・結核予防法による負担額	64,658,039	67,957,844	71,934,479	73,553,949	71,062,183	83,875,789
《療育の給付》						
給付決定件数	22	15	8	14	13	9
骨関節結核	—	—	2	—	—	1
骨関節結核以外の結核	22	15	6	14	13	8
公費負担額	8,679	5,985	4,468	4,624	7,939	2,272
社会保険・結核予防法による負担額	34,795	13,992	10,586	19,496	23,586	8,103
《補装具交付》						
決定件数	91,266
義肢						
義手	54
義足	336
装具	24,720
盲人安全つえ	102
補聴器	4,621
歩行補助えす	1,320
車いす	9,774
その他の	50,339
児童福祉法による公費負担額	7,411,642
《補装具修理》						
決定件数	29,192
義肢						
義手	9
義足	127
装具	2,396
盲人安全つえ	2
補聴器	18,267
歩行補助えす	57
車いす	4,822
その他の	3,512
児童福祉法による公費負担額	763,253

(注) 1 「養育医療」及び「療育の給付」の公費負担額には、自己負担額を含む。

2 車いすには電動車いすを含む。

3 平成17年度の《育成医療》「社会保険負担額」は、「社会保険・結核予防法による負担額」である。

4 平成18年度の《育成医療》「給付決定件数」は、障害者自立支援法施行後の平成18年4月から平成19年2月までを対象としている。

5 平成18年度の《育成医療》「公費負担額」「社会保険負担額」は、平成18年4月診療分から平成19年2月診療分までを対象としている。

6 平成19年度以降の《育成医療》「公費負担額」「社会保険負担額」は、当該年3月診療分から翌年2月診療分までを対象としている。

7 平成18年度以降の《補装具交付》《補装具修理》は、障害者自立支援法施行により報告書の記載が「身体障害児童」から「身体障害者・児」に変更されたため、第8節1身体障害者及び知的障害者の項に掲載。

8 平成22年度の「育成医療」は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）及び福島県（郡山市及びいわき市以外）を除く。

9 平成22年度の「養育医療」は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除く。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、

平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/263.xls>

第260表 1歳6か月児健康診査受診者数

区分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
件数
受診者数	1,044,192	1,015,480	1,018,329	1,034,745	1,038,821	1,023,680

(注) 1 「件数」は、平成16年度に当該事業が終了した。

2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。

資料: 「件数」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

「受診者数」は、平成19年度以前は厚生労働省統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、平成20年度以降は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/264.xls>

第261表 3歳児健康診査受診者数

区分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
受診者数	1,047,349	1,022,946	1,007,257	985,266	1,002,240	1,008,623
精密健康診査受診実人数

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。

資料: 平成19年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、

平成20年度以降は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/265.xls>

第262表 児童扶養手当受給世帯数

年度末現在

区分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総数	955,741	955,941	966,266	985,682	1,055,181	1,070,211
母子世帯						
生別母子世帯						
離別の他	840,609	838,592	845,543	860,472	868,709	871,781
その他	1,645	1,637	1,503	1,469	1,514	1,423
死別母子世帯	9,256	8,881	8,629	8,521	8,362	8,135
未婚の母子世帯	73,655	75,246	78,245	81,860	85,292	88,625
障害者世帯	2,662	2,629	2,615	2,617	2,550	4,281
遺棄世帯	4,943	4,612	4,318	4,013	3,546	3,333
父子世帯						
生別父子世帯						
離別の他	49,118	53,829
その他	19	40
死別父子世帯	5,299	5,788
未婚の父子世帯	458	570
障害者世帯	281	1,128
遺棄世帯	214	239
その他の世帯	22,971	24,344	25,413	26,730	29,819	31,039

(注) 平成22~23年度は、東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。

資料: 平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」、

平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/266.xls>

第263表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

年度末現在

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
特別児童扶養手当受給者数	168,558	173,582	178,715	184,095	190,162	195,838
支給対象障害児数	174,141	179,844	185,494	191,609	198,240	204,671
障害児福祉手当受給者数	61,981	63,255	63,995	65,034	65,369	65,089
特別障害者手当受給者数	107,298	108,942	111,216	114,610	115,774	117,151
経過の福祉手当受給者数	11,057	9,960	8,943	8,098	7,227	6,486

(注)1 平成22年度の「特別児童扶養手当」は、東日本大震災の影響により福島県を除いて集計した数値であり、それ以外は宮城県を除いて集計した数値である。

2 平成23年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、

平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/267.xls>

第264表 子ども手当受給者数、支給対象子ども数及び支給額の状況

平成23年2月末現在（単位 金額：千円）

区 分	総 計	受給者数			支給対象子ども数及び支給額	
		支給対象子ども数別			支給対象子ども数	支 給 額
		1 人	2 人	3人以上		
総 計	13,780,846	10,021,427	3,245,485	513,833	18,097,149	2,285,323,122
0歳から3歳未満	2,972,298	2,707,560	257,859	6,860	3,244,420	423,892,884
3歳以上小学校修了前	7,555,329	4,387,984	2,667,015	500,275	11,265,194	1,396,117,154
小学校修了後中学校終了前	3,253,219	2,925,883	320,611	6,698	3,587,535	465,313,084
市 町 村 支 給 分 計	12,596,321	9,186,537	2,950,065	459,719	16,505,232	2,088,977,648
0歳から3歳未満	2,721,834	2,482,514	233,874	5,446	2,966,985	389,788,372
3歳以上小学校修了前	6,919,148	4,042,707	2,427,004	449,437	10,283,891	1,275,819,418
小学校修了後中学校終了前	2,955,339	2,661,316	289,187	4,836	3,254,356	423,369,858
被 用 者	9,428,582	6,852,223	2,250,314	326,045	12,353,425	1,255,972,680
0歳から3歳未満	2,099,456	1,919,474	176,200	3,782	2,283,424	299,766,194
3歳以上小学校修了前	5,172,086	2,983,649	1,869,333	319,104	7,701,768	956,206,486
小学校修了後中学校終了前	2,157,040	1,949,100	204,781	3,159	2,368,233	—
非 被 用 者	3,167,739	2,334,314	699,751	133,674	4,151,807	409,635,110
0歳から3歳未満	622,378	563,040	57,674	1,664	683,561	90,022,178
3歳以上小学校修了前	1,747,062	1,059,058	557,671	130,333	2,582,123	319,612,932
小学校修了後中学校終了前	798,299	712,216	84,406	1,677	886,123	—
公 務 員 分	1,184,525	834,890	295,420	54,114	1,591,917	196,345,474
0歳から3歳未満	250,464	225,046	23,985	1,414	277,435	34,104,512
3歳以上小学校修了前	636,181	345,277	240,011	50,838	981,303	120,297,736
小学校修了後中学校終了前	297,880	264,567	31,424	1,862	333,179	41,943,226

(注)1 平成22年度の制度改正により、児童手当は廃止され、子ども手当となった。

2 「支給額」は、平成22年4月から平成23年1月までの子ども手当（10ヶ月分）の支給金額である。

3 被用者・非被用者の「小学校修了後中学校修了前」の支給額は、把握していない。

4 東日本大震災の影響により、地方公務員分のデータについて、岩手県大槌町、宮城県南三陸町の一部は含まれていない。

5 東日本大震災の被災地における公務員分の詳細なデータが取得できないため、総計と内訳は一致しない。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「子ども手当事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/268.xls>

第265表 子ども手当拠出金徴収状況

(単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)		22 (2010)	
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額
総 計	202,579,403,335	200,986,985,132	201,890,773,970	200,059,797,290
厚生年金保険関係	194,458,121,899	192,865,703,696	194,189,288,902	192,358,312,222
共済組合関係	8,121,281,436	8,121,281,436	7,701,485,068	7,701,485,068

(注) 平成22年度の制度改正により、児童手当は廃止され、子ども手当となった。

資料：平成21年度は厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」、

平成22年度は厚生労働省雇用均等・児童家庭局「子ども手当事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/269.xls>

第266表 子ども手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

平成22年度(単位 人)

区分	新規認定請求 みなしの 該当者数	新規認定件数	受給資格 消滅件数	3歳に達した	被用者と非被用 者の区分の変更 による増減数	平成23年2月末 現在 受給者数
総計	9,969,166	4,587,645	555,532	—	0	13,780,846
0歳から3歳未満	2,700,375	1,159,567	211,808	△675,836	0	2,972,298
3歳以上小学校修了前	5,997,233	1,379,042	276,349	455,403	0	7,555,329
小学校修了後中学校終了前	1,271,558	2,049,036	67,375	0	0	3,253,219
市町村支給分計	9,080,206	4,253,369	531,915	—	0	12,596,321
0歳から3歳未満	2,466,845	1,081,185	205,527	△620,669	0	2,721,834
3歳以上小学校修了前	5,467,063	1,299,659	262,904	415,330	0	6,919,148
小学校修了後中学校終了前	1,146,298	1,872,525	63,484	0	0	2,955,339
被用者	6,677,643	3,207,766	346,333	—	45,188	9,428,582
0歳から3歳未満	1,874,151	823,613	141,754	△470,237	13,683	2,099,456
3歳以上小学校修了前	3,994,077	1,001,405	165,702	314,555	27,751	5,172,086
小学校修了後中学校終了前	809,415	1,382,748	38,877	0	3,754	2,157,040
非被用者	2,402,563	1,045,603	185,582	—	△45,188	3,167,739
0歳から3歳未満	592,694	257,572	63,773	△150,432	△13,683	622,378
3歳以上小学校修了前	1,472,986	298,254	97,202	100,775	△27,751	1,747,062
小学校修了後中学校終了前	336,883	489,777	24,607	0	△3,754	798,299
公務員分	888,960	334,276	23,617	—	0	1,184,525
0歳から3歳未満	233,530	78,382	6,281	△55,167	0	250,464
3歳以上小学校修了前	530,170	79,383	13,445	40,073	0	636,181
小学校修了後中学校終了前	125,260	176,511	3,891	0	0	297,880

(注) 1 平成22年度の制度改正により、児童手当は廃止され、子ども手当となった。
 2 東日本大震災の影響により、地方公務員分のデータについて、岩手県大槌町、宮城県南三陸町の一部は含まれていない。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「子ども手当事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/270.xls>

第267表 児童手当制度の費用負担等

【費用負担】

児童手当等の財源については、国、地方（都道府県、市区町村）、事業主拠出金で構成されている。
 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（平成24年度：1.5/1000）を乗じて得た額。
 ＊事業主拠出金の一部を財源として児童育成事業（放課後児童クラブ等）を実施。

		被用者		非被用者		公務員
0歳～3歳未満	特例給付	国 2/3	地方1/3	国 2/3	地方1/3	所属庁 10/10
	児童手当	事業主 7/15	国 16/45 地方 8/45	国 2/3	地方1/3	
3歳～ 中学校修了前	特例給付	国 2/3	地方1/3	国 2/3	地方1/3	所属庁 10/10
	児童手当	国 2/3	地方1/3	国 2/3	地方1/3	

【財源内訳】平成24年度

給付総額： 2兆2,857億円 (内訳) 国庫負担分： 1兆3,283億円
 地方負担分： 7,831億円
 事業主負担分： 1,742億円 ※公務員を含む

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当制度の概要」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/271.xls>

3 社会福祉関係機関・施設等

第268表 社会福祉行政機関等設置状況

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
福祉事務所						
事務所数 都道府県	246	239	228	228	214	214
区市町村	987	1,003	1,009	1,016	1,023	1,030
職員数 査察指導員	・	・	・	3,221	・	・
現業員	・	・	・	19,406	・	・
身体障害者福祉司	・	・	・	・	・	・
知的障害者福祉司	・	・	・	・	・	・
老人福祉指導主事	・	・	・	・	・	・
家庭児童福祉主事	・	・	・	・	・	・
身体障害者更生相談所 相談所数	73	74	76	77	78	80
知的障害者更生相談所 相談所数	74	75	77	78	80	82
児童相談所 相談所数	191	196	197	201	204	206
児童福祉司数	2,139	2,263	2,358	2,428	2,477	2,606
民生委員・児童委員数	226,821	228,287	228,427	228,728	225,247	229,510

- (注) 1 福祉事務所は、平成18～20年度及び平成22～23年度は4月1日現在。平成21年度は10月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。福祉事務所の「職員数」は、平成18～20年度及び平成22～23年度は調査が行われなかった。
- 2 身体障害者更生相談所は、4月1日現在。
- 3 知的障害者更生相談所は、4月1日現在。
- 4 児童相談所は、4月1日現在。平成18年度は5月1日現在。
- 5 民生委員・児童委員数については、主任児童委員数を含む。各年度末現在。

資料：「福祉事務所」は、厚生労働省社会・援護局調べ

「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ

「児童相談所」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

「民生委員・児童委員数」は、平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/272.xls>

第269表 社会福祉施設数（施設の種別）

各年10月1日現在

区 分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総数	96,286	61,804	61,778	57,502	50,343	50,129
保健施設	298	302	300	299	297	294
救護施設	183	188	187	186	188	184
更生施設	19	19	20	20	19	21
医療保護施設	63	64	60	60	60	58
授産施設	21	21	21	21	20	20
宿所提供施設	12	10	12	12	10	11
老人福祉施設	44,432	9,446	9,236	8,421	4,858	4,827
養護老人ホーム（一般）	912	909	915	882	861	847
養護老人ホーム（盲）	50	49	49	50	48	46
特別養護老人ホーム	5,759
軽費老人ホーム（A型）	234	233	229	217	218	208
軽費老人ホーム（B型）	32	31	31	29	28	24
軽費老人ホーム（介護利用型）	1,750	1,795	1,835	1,804	1,718	1,769
老人福祉センター（特A型）	260	260	267	243	236	222
老人福祉センター（A型）	1,569	1,545	1,527	1,390	1,363	1,306
老人福祉センター（B型）	431	429	434	380	386	405
老人デイサービスセンター	21,893
短期入所生活介護事業所	6,664
老人介護支援センター	4,878	4,195	3,949	3,426
障害者支援施設等	.	2,233	2,898	3,334	3,764	4,263
障害者支援施設	.	197	458	751	1,204	1,661
地域活動支援センター	.	1,859	2,267	2,432	2,410	2,446
福祉ホーム	.	177	173	151	150	156
旧法による身体障害者更生援護施設	1,508	1,188	972	715	498	286
肢体不自由者更生施設	81	63	47	40	31	15
視覚障害者更生施設	19	11	8	4	1	1
聴覚・言語障害者更生施設	3	2	2	2	1	1
内部障害者更生施設	7	6	5	5	3	2
身体障害者療護施設	499	455	389	292	190	106
身体障害者福祉ホーム	71
身体障害者授産施設	197	176	144	116	82	44
重度身体障害者授産施設
身体障害者通所授産施設	330	256	210	156	122	78
身体障害者小規模通所授産施設	265	193	147	87	57	31
身体障害者福祉工場	36	26	20	13	11	8
身体障害者社会参加支援施設	844	377	374	351	337	318
身体障害者福祉センター（A型）	39	37	36	35	32	33
身体障害者福祉センター（B型）	204	186	185	166	150	132
在宅障害者デイサービス施設	453
障害者更生センター	6	6	6	6	5	5
補装具製作施設	18	17	17	17	18	17
盲導犬訓練施設	9	10	10	10	11	11
点字図書館	73	74	73	71	73	73
点字出版施設	13	13	12	11	12	11
聴覚障害者情報提供施設	29	34	35	35	36	36
婦人保護施設	49	49	48	48	47	45
児童福祉施設	33,464	33,524	33,431	32,353	31,623	31,599
助産施設	425	419	415	415	413	403
乳児院	120	121	121	123	125	127
母子生活支援施設	278	272	270	259	262	259
保育所	22,720	22,838	22,898	22,250	21,681	21,751
児童養護施設	559	564	569	563	582	578
知的障害児施設	254	251	248	239	224	225
知的障害児施設	7	6	7	7	5	7
知的障害児通園施設	254	257	258	253	230	256
盲児施設	10	10	10	10	9	9
ろうあ児施設	13	14	13	10	10	10
難聴幼児通園施設	25	25	25	25	23	23
肢体不自由児施設	62	63	62	56	56	59

肢体不自由児童通園施設	99	98	99	99	83	97
肢体不自由児療護施設	6	6	7	6	6	6
重症心身障害児施設	115	124	125	118	116	133
情緒障害児短期治療施設	31	31	32	31	37	37
児童自立支援施設	58	58	58	55	58	58
児童家庭支援センター	61	67	70	67	75	79
小型児童館	2,886	2,836	2,799	2,602	2,594	2,568
児童センター	1,708	1,738	1,750	1,632	1,616	1,625
大型児童館A型	18	18	19	19	19	18
大型児童館B型	4	4	4	4	4	4
大型児童館C型	1	1	1	1	1	1
その他の児童館	101	103	116	102	111	102
児童遊園	3,649	3,600	3,455	3,407	3,283	3,164
旧法による知的障害者援護施設	4,682	3,873	3,315	2,567	2,001	1,127
知的障害者デイサービスセンター	234
知的障害者更生施設(入所)	1,470	1,385	1,221	987	733	397
知的障害者更生施設(通所)	536	465	392	299	238	133
知的障害者授産施設(入所)	226	209	186	150	134	94
知的障害者授産施設(通所)	1,553	1,424	1,220	927	753	424
知的障害者小規模通所授産施設	405	243	166	93	57	20
知的障害者通勤寮	121	112	107	93	73	54
知的障害者福祉ホーム	68
知的障害者福祉工場	69	35	23	18	13	5
母子福祉施設	73	72	69	62	63	60
母子福祉センター	68	67	64	59	59	56
母子休養ホーム	5	5	5	3	4	4
旧法による精神障害者社会復帰施設	1,697	935	782	635	504	366
精神障害者生活訓練施設	289	264	238	217	195	162
精神障害者福祉ホーム	241	109	112	103	94	82
精神障害者入所授産施設	30	24	20	16	13	10
精神障害者通所授産施設	296	228	186	136	111	66
精神障害者小規模通所授産施設	395	298	216	156	89	44
精神障害者福祉工場	18	12	10	7	2	2
精神障害者地域生活支援センター	428
その他の社会福祉施設等	9,239	9,805	10,353	8,717	6,351	6,944
授産施設	113	78	75	72	67	69
宿所提供施設	222	233	232	182	213	281
盲人ホ一ム	24	22	21	19	20	17
無料低額診療施設	233	241	249	264	283	325
隣保館	1,187	1,181	1,160	985	1,026	1,024
へき地保健福祉館	119	112	106	44	32	59
へき地保健福祉所	813	748	690	608	566	529
地域福祉センター	445	446	464	365
老人憩の家	4,079	4,041	3,923	2,585
老人休養ホーム	36	32	33	28
有料老人ホーム	1,968	2,671	3,400	3,565	4,144	4,640

- (注) 1 「老人福祉施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行により調査対象範囲が変更になった。
 2 「旧法による身体障害者更生援護施設」「旧法による知的障害者援護施設」「旧法による精神障害者社会復帰施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。
 3 「身体障害者社会参加支援施設」は、身体障害者福祉法による。
 4 「特別養護老人ホーム」は、「介護サービス施設・事業所調査」において介護老人福祉施設として把握した数値であり、平成18年は同調査において地域密着型介護老人福祉施設として把握した数値も含む。
 5 「老人デイサービスセンター」は、「介護サービス施設・事業所調査」において通所介護事業所として把握した数値であり、平成18年は同調査において認知症対応型通所介護事業所として把握した数値も含む。
 6 平成21年より調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年以前の年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。
 7 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。
 宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町
 福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/273.xls>

第270表 生活福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)		20 (2008)		21 (2009)		22 (2010)		23 (2011)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	11,191	11,844,156	14,865	14,562,002	61,528	37,916,409	82,431	45,631,102	119,067	36,484,511
更生資金	319	376,613	347	398,096	170	173,360	・	・	・	・
総合支援資金	・	・	・	・	26,353	17,866,017	41,344	26,222,820	18,320	10,318,539
福祉費	・	・	・	・	2,929	2,404,829	5,066	3,929,099	4,782	3,133,655
福祉資金	1,033	884,994	1,016	840,559	737	576,915	・	・	・	・
教育支援資金	6,732	5,446,715	7,906	6,031,801	13,139	9,298,615	14,287	9,972,915	14,047	9,399,352
療養・介護等資金	408	279,812	356	233,654	253	163,940	・	・	・	・
災害援護資金	39	46,871	17	17,587	26	27,363	・	・	・	・
緊急小口資金	1,514	99,193	3,127	235,730	15,590	1,325,909	21,376	1,861,136	81,597	10,670,302
離職者支援資金	870	1,247,176	1,610	2,300,586	1,960	2,408,141	・	・	・	・
不動産担保型生活資金	141	2,455,193	119	2,009,353	127	2,097,076	120	1,965,724	93	1,424,701
要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	135	1,007,589	367	2,494,636	244	1,574,244	238	1,679,408	228	1,537,962

(注) 1 「更生資金」には、「障害者更生資金」を含む。

2 平成21年度の「更生資金」「福祉資金」「療養・介護等資金」「災害援護資金」「離職者支援資金」は、平成21年4～9月の数値である。

3 平成21年度の「総合支援資金」「福祉費」は、平成21年10月～平成22年3月の数値である。

4 平成23年度の「福祉費」及び「緊急小口資金」には、東日本大震災の被災地への特例措置による貸付を含む。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/274.xls>

第271表 母子福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成19年度 (2007)		20 (2008)		21 (2009)		22 (2010)		23 (2011)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	48,635	22,731,653	47,781	22,561,351	49,923	23,547,333	49,779	23,957,448	48,471	23,485,229
事業開始資金	45	95,604	36	71,758	37	78,597	37	79,894	37	74,203
事業継続資金	23	28,190	13	13,248	17	16,637	15	16,863	12	11,852
修学資金	34,509	17,475,014	33,476	17,171,766	33,069	17,265,743	33,746	17,929,021	33,979	17,992,248
技能習得資金	995	420,936	963	425,575	1,197	538,553	1,176	589,359	1,143	612,061
修業資金	779	318,641	733	299,270	768	311,495	846	368,203	811	370,427
就職支度資金	121	24,144	133	28,034	112	23,913	109	20,826	102	20,121
医療介護資金(療養資金)	21	4,791	26	5,104	22	5,886	23	5,776	15	3,446
生活資金	1,327	725,161	1,357	826,520	1,842	955,591	1,514	712,666	1,184	563,785
住宅資金	51	34,606	40	18,971	46	37,208	66	66,873	49	50,574
転宅資金	710	160,726	726	160,406	899	190,652	867	184,828	739	158,710
就学支度資金	10,043	3,442,500	10,276	3,540,099	11,911	4,122,158	11,376	3,981,939	10,398	3,627,202
結婚資金	3	900	2	600	3	900	4	1,200	2	600
特例児童扶養資金	8	440	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/275.xls>

第272表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
法適用都道府県延数	7	5	5	4	16	12
法適用都道府県実数	6	5	5	4	14	9
法適用市町村延数	21	15	11	7	259	66
災害救助費国庫負担額	597,753	6,981,866	292,872	407,494	30,401,509	457,925,367
国庫負担対象都道府県数	5	4	4	4	14	7

(注) 平成22年度における東日本大震災にかかる予算の執行は、被災3県のみ。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/276.xls>

第9節 生活保護

第273表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
被 保 護 世 帯 数						
年 度 合 計	12,909,835	13,263,296	13,785,189	15,290,768	16,920,586	17,980,504
1 か 月 平 均	1,075,820	1,105,275	1,148,766	1,274,231	1,410,049	1,498,375
被 保 護 人 員						
年 度 合 計	18,166,704	18,519,854	19,111,434	21,162,859	23,424,756	24,806,933
1 か 月 平 均	1,513,892	1,543,321	1,592,620	1,763,572	1,952,063	2,067,244
保 護 率 (人 口 千 対)	11.8	12.1	12.5	13.8	15.2	16.2
総 人 口 (千 人)	127,770	127,771	127,692	127,510	128,057	127,799

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。

平成22年度については、国勢調査統計表による人口で除した。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」、

平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/277.xls>

第274表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
被 保 護 実 世 帯 数	1,075,820	1,105,275	1,148,766	1,274,231	1,410,049	1,498,375
現 に 保 護 を 受 け た 世 帯 数	1,073,650	1,102,945	1,145,913	1,270,588	1,405,281	1,492,396
世帯主が働いている世帯	110,687	115,738	121,294	133,906	152,427	167,279
常 用	76,315	80,644	85,029	93,578	106,684	118,498
日 雇	15,725	16,233	16,932	19,538	22,996	24,037
内 職	6,617	6,781	6,913	7,116	7,553	7,720
そ の 他	12,029	12,080	12,420	13,674	15,194	17,025
そ の 他 の 世 帯	962,963	987,206	1,024,619	1,136,682	1,252,854	1,325,116
世帯員が働いている世帯	25,313	25,944	27,169	30,377	34,321	36,636
働いている者のいない世帯	937,650	961,262	997,450	1,106,305	1,218,533	1,288,480
保 護 停 止 中 の 世 帯	2,170	2,330	2,853	3,643	4,768	5,980

(注) 年度1か月の平均である。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」、

平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/278.xls>

第275表 扶助別人員

区分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
被保護実人員	1,513,892	1,543,321	1,592,620	1,763,572	1,952,063	2,067,244
扶助人員総数	4,158,788	4,247,903	4,379,289	4,854,959	5,395,474	5,737,829
生活扶助	1,354,242	1,379,945	1,422,217	1,586,013	1,767,315	1,871,659
住宅扶助	1,233,105	1,262,158	1,304,858	1,459,768	1,634,773	1,741,888
教育扶助	137,129	135,503	134,734	144,339	155,450	159,372
介護扶助	172,214	184,258	195,576	209,735	228,235	248,100
医療扶助	1,226,233	1,248,145	1,281,838	1,406,456	1,553,662	1,657,093
入院	130,487	125,900	123,279	125,820	129,805	129,362
単給	59,423	56,570	55,298	54,024	52,989	51,504
併給	71,065	69,330	67,982	71,796	76,816	77,857
入院外	1,095,746	1,122,245	1,158,558	1,280,636	1,423,857	1,527,731
単給	20,770	21,030	20,789	21,230	20,744	21,255
併給	1,074,976	1,101,216	1,137,769	1,259,405	1,403,113	1,506,476
出産扶助	116	116	133	162	186	191
生業扶助	33,487	35,343	37,383	45,787	52,855	56,400
葬祭扶助	2,262	2,436	2,551	2,699	2,999	3,127

(注)年度1か月の平均である。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/279.xls>

第276表 保護開始世帯数（世帯類型・構造別）

平成22年9月

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	24,088	5,873	2,070	6,339	1,249	8,557
世帯主の傷病	6,378	827	349	3,680	512	1,010
世帯員の傷病	355	48	13	103	21	170
急迫保護で医療扶助単給	1,259	207	21	905	15	111
要介護状態	120	85	6	5	14	10
働いていた者の死亡	87	31	18	8	4	26
働いていた者の離別等	915	144	491	75	34	171
定年・失業	2,806	357	158	260	48	1,983
高齢による収入減少	1,118	1,000	・	25	5	88
事業不振・倒産	337	104	4	26	9	194
その他の働きによる収入減少	1,879	224	217	194	40	1,204
社会保障給付金の減少・喪失	371	126	20	41	33	151
貯金等の減少・喪失	5,792	1,900	520	672	333	2,367
仕送りの減少・喪失	850	392	87	108	73	190
そ の 他	1,821	428	166	237	108	882

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

平成23年9月

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	20,521	5,366	1,738	5,350	1,123	6,944
世帯主の傷病	5,383	811	296	2,873	466	937
世帯員の傷病	274	39	12	65	14	144
急迫保護で医療扶助単給	1,077	191	12	808	5	61
要介護状態	125	94	3	11	6	11
働いていた者の死亡	79	22	12	9	3	33
働いていた者の離別等	847	117	447	76	40	167
定年・失業	2,033	276	121	222	35	1,379
高齢による収入減少	965	852	・	20	6	87
事業不振・倒産	238	76	4	19	6	133
その他の働きによる収入減少	1,544	218	174	180	32	940
社会保障給付金の減少・喪失	287	96	16	39	27	109
貯金等の減少・喪失	5,222	1,778	437	671	286	2,050
仕送りの減少・喪失	718	317	57	106	61	177
そ の 他	1,729	479	147	251	136	716

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/280.xls>

第277表 保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）

平成22年9月

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	13,070	4,621	597	3,327	840	3,685
世帯主の傷病治癒	751	131	4	570	15	31
世帯員の傷病治癒	4	—	—	4	—	—
死 亡	4,107	2,790	6	782	300	229
失 そ う	1,653	233	19	601	50	750
働きによる収入の増加・取得	1,995	89	181	310	80	1,335
働 き 手 の 転 入	102	15	46	16	5	20
社会保障給付金の増加	763	328	15	120	101	199
仕 送 り の 増 加	88	36	14	12	7	19
親類・縁者等の引取り	377	116	62	76	44	79
施 設 入 所	263	197	5	17	10	34
医療費の他法負担	65	35	2	7	11	10
そ の 他	2,902	651	243	812	217	979

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

平成23年9月

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	13,841	4,793	739	3,172	1,010	4,127
世帯主の傷病治癒	233	29	2	158	8	36
世帯員の傷病治癒	5	1	—	2	1	1
死 亡	4,127	2,869	5	707	331	215
失 そ う	1,523	231	20	479	52	741
働きによる収入の増加・取得	2,211	96	232	304	87	1,492
働 き 手 の 転 入	105	21	44	16	4	20
社会保障給付金の増加	726	240	23	138	115	210
仕 送 り の 増 加	74	17	11	12	8	26
親類・縁者等の引取り	427	103	86	92	49	97
施 設 入 所	301	236	5	15	15	30
医療費の他法負担	109	53	4	18	16	18
そ の 他	4,000	897	307	1,231	324	1,241

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/281.xls>

第278表 保護費（扶助別）

(単位 千円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
総 額	2,594,192,922	2,633,335,556	2,617,464,651	2,700,553,250	3,007,189,050	3,329,629,240
生活扶助費	849,360,208	863,829,575	870,844,851	896,469,101	1,016,339,013	1,155,175,052
住宅扶助費	327,186,408	343,867,264	359,008,689	381,440,562	442,652,035	499,605,259
教育扶助費	11,791,646	11,901,606	11,794,966	11,845,300	17,042,592	19,920,451
介護扶助費	47,040,105	50,214,892	53,927,879	56,245,925	61,032,602	65,902,942
医療扶助費	1,347,045,434	1,349,997,807	1,307,404,330	1,339,288,625	1,451,474,227	1,570,134,713
出産扶助費	222,112	256,642	262,558	310,316	428,173	525,745
生業扶助費	6,218,998	7,643,027	8,158,797	8,614,597	11,503,479	10,877,971
葬祭扶助費	5,328,011	5,624,742	6,062,582	6,338,825	6,716,929	7,487,107
《1人当り月額(円)》						
総 額	146,481	144,954	141,333	141,306	142,097	142,141
生活扶助費	53,604	53,156	52,589	52,528	53,401	54,469
住宅扶助費	22,835	23,239	23,703	24,360	25,270	25,468
教育扶助費	7,239	7,233	7,254	7,326	9,839	10,679

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/282.xls>

第279表 医療扶助決定状況（診療費分）

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計 件数	26,255,402	26,554,992	27,669,416	29,453,144	31,063,581	33,430,502
金額	1,256,942,765	1,200,321,713	1,234,102,802	1,298,902,444	1,387,670,976	1,470,246,942
一般診療 件数	23,993,194	24,282,968	25,282,643	26,803,836	28,067,135	30,135,167
金額	1,211,935,648	1,154,986,344	1,186,085,747	1,245,173,671	1,325,995,734	1,404,954,131
入院 件数	1,944,797	1,886,973	1,891,510	1,913,575	1,961,928	2,079,133
金額	796,905,494	784,199,875	805,065,158	836,314,153	878,187,339	920,376,156
入院外 件数	22,048,397	22,395,995	23,391,133	24,890,261	26,105,207	28,056,034
金額	415,030,154	370,786,469	381,020,589	408,859,518	447,808,395	484,577,975
歯科診療 件数	2,262,208	2,272,024	2,386,773	2,649,308	2,996,446	3,295,335
金額	45,007,117	45,335,369	48,017,055	53,728,773	61,675,242	65,292,811

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、平成21年度以降は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/283.xls>

第280表 生活保護基準額改定の推移

区分	実施年月日	生活扶助	改定率 (%)		住宅扶助
第61次	平成17.4.1	162,170	100.0	(据置)	13,000
第62次	18.4.1	162,170	100.0	(据置)	13,000
第63次	19.4.1	162,170	100.0	(据置)	13,000
第64次	20.4.1	162,170	100.0	(据置)	13,000
第65次	21.4.1	162,170	100.0	(据置)	13,000
第66次	22.4.1	162,170	100.0	(据置)	13,000
第67次	23.4.1	162,170	100.0	(据置)	13,000
第68次	24.4.1	162,170	100.0	(据置)	13,000

(注) 1 1級地-1標準3人世帯である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/284.xls>

第281表 保護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
総数	298	302	300	299	297	294
施設数	19,649	19,822	20,054	20,040	19,745	19,342
在所者数	183	188	187	186	188	184
救護施設	17,018	17,307	17,317	17,263	17,375	16,824
施設数	19	19	20	20	19	21
更生施設	1,604	1,581	1,616	1,748	1,457	1,651
施設数	63	64	60	60	60	58
医療保護施設	21	21	21	21	20	20
施設数	582	559	565	495	482	439
授産施設	12	10	12	12	10	11
施設数	445	375	556	534	431	428
在所者数						

(注) 1 平成21年より調査方法を変更した。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

2 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/285.xls>

第10節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩 給

第282表 文官恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
		千円	円		千円	円		千円	円	
平成20年度(2008)	22,076	25,690,113	1,163,712	2,772	4,640,619	1,674,105	157	507,725	3,233,918	15
21 (2009)	19,718	23,043,988	1,168,678	2,426	4,327,127	1,783,647	142	463,617	3,264,906	12
22 (2010)	17,428	20,456,327	1,173,762	2,090	3,960,237	1,894,850	130	422,863	3,252,792	8
平成22年度										
文 官	8,439	9,465,415	1,121,628	544	596,117	1,095,803	47	153,837	3,273,121	5
教 育 職 員	1,669	2,181,655	1,307,163	181	276,835	1,529,475	11	32,542	2,958,336	—
警 察 監 獄 職 員	6,148	5,350,858	870,341	635	533,278	839,807	71	233,209	3,284,632	2
待 遇 職 員	53	54,709	1,032,249	1	950	949,500	1	3,276	3,275,600	1
執 行 官	100	172,967	1,729,667	100	172,967	1,729,667	—	—	—	—
備 外 国 人	103	174,938	1,698,426	103	174,938	1,698,426	—	—	—	—
国 会 議 員	916	3,055,785	3,336,010	526	2,205,154	4,192,308	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/286.xls>

第283表 軍人恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額
		千円	円		千円	円		千円	円		千円
平成20年度(2008)	915,653	729,207,766	796,380	171,543	110,100,114	641,822	7,160	23,751,469	3,317,244	13,426	17,388,206
21 (2009)	847,859	667,831,484	787,668	143,910	92,194,074	640,637	6,118	20,292,220	3,316,806	11,582	14,961,849
22 (2010)	776,538	604,337,460	778,246	117,883	75,353,300	639,221	5,064	16,772,074	3,312,021	9,698	12,482,125

資料：総務省人事・恩給局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/287.xls>

第284表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
		千円	円		千円	円		千円	円	
平成20年度(2008)	23,857	28,018,716	1,174,444	4,725	6,489,966	1,373,538	43	120,120	2,793,498	—
21 (2009)	21,171	24,464,583	1,155,571	3,973	5,353,685	1,347,517	39	106,986	2,743,221	—
22 (2010)	18,657	21,233,132	1,138,079	3,282	4,341,492	1,322,819	34	92,442	2,718,874	—
平成22年度										
文 官	1,276	1,500,497	1,175,938	48	69,661	1,451,265	4	10,862	2,715,400	—
教 育 職 員	7,402	10,202,062	1,378,285	1,690	2,606,342	1,542,214	2	6,278	3,138,900	—
警 察 監 獄 職 員	9,935	9,488,581	955,066	1,544	1,665,489	1,078,684	28	75,302	2,689,368	—
待 遇 職 員	44	41,992	954,366	—	—	—	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/288.xls>

傷病年金		扶助料						傷病者遺族特別年金		
		普通扶助料			公務関係扶助料					
金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
19,022	1,268,147	17,278	16,919,647	979,260	1,829	3,589,966	1,962,803	25	13,134	525,350
15,620	1,301,683	15,515	15,087,731	972,461	1,600	3,137,440	1,960,900	23	12,453	541,450
9,896	1,236,950	13,790	13,338,338	967,247	1,387	2,712,168	1,955,420	23	12,825	557,600
5,645	1,129,040	6,763	6,616,151	978,286	1,061	2,083,071	1,963,309	19	10,594	557,600
—	—	1,394	1,704,459	1,222,711	82	167,261	2,039,772	1	558	557,600
3,161	1,580,700	5,201	4,132,650	794,588	236	446,888	1,893,592	3	1,673	557,600
1,089	1,089,000	42	34,447	820,174	8	14,948	1,868,475	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	390	850,631	2,181,105	—	—	—	—	—	—

特例傷病恩給				扶助料						傷病者遺族特別年金		
				普通扶助料			公務関係扶助料					
平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
円		千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
1,295,114	397	715,248	1,801,633	591,597	358,887,834	606,642	109,831	206,998,012	1,884,696	21,699	11,366,882	523,844
1,291,819	350	642,628	1,836,081	566,551	343,589,534	606,458	98,376	184,829,893	1,878,811	20,972	11,321,286	539,829
1,287,082	309	581,859	1,883,039	536,725	325,396,046	606,262	86,880	162,645,466	1,872,070	19,979	11,106,591	555,913

傷病年金		扶助料						傷病者遺族特別年金		
		普通扶助料			公務関係扶助料					
金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
—	—	18,661	20,566,470	1,102,110	418	837,008	2,002,411	10	5,152	515,230
—	—	16,765	18,236,506	1,087,773	384	762,141	1,984,742	10	5,265	526,500
—	—	14,977	16,088,437	1,074,210	355	705,941	1,988,566	9	4,820	535,606
—	—	1,196	1,359,850	1,136,999	28	60,124	2,147,293	—	—	—
—	—	5,651	7,460,382	1,320,188	59	129,060	2,187,459	—	—	—
—	—	8,086	7,226,213	893,670	268	516,757	1,928,197	9	4,820	535,606
—	—	44	41,992	954,366	—	—	—	—	—	—

2 戦争犠牲者援護

第285表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)		19 (2007)		20 (2008)		21 (2009)		22 (2010)		23 (2011)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	389	40,165	319	23,635	286	29,953	161	17,932	130	15,140	77	9,399
帰郷旅費	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
葬祭料	195	39,197	160	31,840	147	29,253	82	17,512	76	14,870	46	9,244
遺骨引取経費	191	965	159	795	139	700	79	420	54	270	31	155

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/289.xls>

第286表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)		19 (2007)		20 (2008)		21 (2009)		22 (2010)		23 (2011)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	15,136	891,500	13,404	765,213	11,598	637,498	9,543	518,077	8,261	419,336	6,725	367,090
療養の給付	14,528	817,115	12,891	704,173	11,130	578,219	9,163	468,161	7,975	378,568	6,469	329,868
療養手当	55	1,617	37	1,088	25	735	24	706	18	529	12	353
葬祭費	27	5,355	26	5,174	22	4,378	18	3,781	8	1,600	16	3,216
補装具給付費	526	67,413	450	54,778	421	54,166	338	45,429	260	38,639	228	33,653

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/290.xls>

第287表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)		19 (2007)		20 (2008)		21 (2009)		22 (2010)		23 (2011)	
	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額
交 付	340	54,245	275	39,457	266	39,362	225	37,120	182	31,293	148	26,461
修 理	186	13,168	175	15,321	155	14,804	113	8,309	78	7,346	80	7,192

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/291.xls>

第288表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (単位 金額:千円)

区 分	平成18年度 (2006)		19 (2007)		20 (2008)		21 (2009)		22 (2010)		23 (2011)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	23,781	46,652,320	21,210	41,842,044	18,985	37,718,682	16,902	33,532,184	14,918	29,652,926	13,110	25,726,669
障害年金	2,502	5,785,464	2,339	5,445,110	2,201	5,026,733	2,042	4,718,313	1,880	4,420,230	1,733	3,935,228
遺族年金	15,121	28,568,969	13,450	25,832,777	11,980	23,257,685	10,613	20,588,779	9,291	17,975,333	8,051	15,548,969
遺族給与金	6,158	12,297,887	5,421	10,564,157	4,804	9,434,264	4,247	8,225,091	3,747	7,257,363	3,326	6,242,472
弔慰金(国債) 支給人数	2,084,886		2,084,921		2,084,979		2,085,012		2,085,076		2,085,099	

(注) 1 「遺族年金」「遺族給与金」の人員数は、後順位の人員を含めた数である。

2 金額は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計と合致しないものがある。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/292.xls>

第289表 原爆被爆者対策状況

(単位 金額:千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
健康手帳交付 認定被爆者(再掲)	251,834	243,692	235,569	227,565	219,410	210,830
健康診断受診者証交付	2,242	2,188	4,415	6,367	7,210	8,143
医療給付総額	12,462	12,189	11,914	11,660	11,326	11,015
原爆疾病 支払総額	19,284,755	19,376,926	19,906,265	20,121,419	19,164,740	18,673,883
件数	149,722	134,362	213,581	846,109	822,000	925,811
1件当り金額(円)	4,465	3,685	4,633	14,293	16,144	18,479
一般疾病 支払総額	33,532	36,462	46,100	59,197	50,917	50,101
件数	19,135,033	19,242,564	19,692,684	19,275,310	18,342,740	17,748,072
1件当り金額(円)	3,520,410	3,607,439	3,470,761	3,132,468	3,099,874	2,884,872
	5,435	5,334	5,674	6,153	5,917	6,152

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/293.xls>

第11節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第290表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居住室の畳数（地域・住宅の所有関係別）

平成20(2008)年10月1日現在

区分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り 居住室数	1住宅当り 居住室の 畳数	1住宅当り 延べ面積 (㎡)	1人当り 居住室の 畳数
総数	49,598,300	49,894,500	125,264,400	4.67	32.70	94.13	12.83
持家	27,450,200	27,682,400	81,433,600	6.01	42.71	128.64	14.35
一戸建	1,329,800	1,336,700	3,036,900	3.76	23.58	65.57	10.24
共同住宅	20,684,300	20,739,400	40,430,600	2.88	19.39	47.92	9.83
その他	134,000	136,000	363,200	5.33	40.16	145.72	14.47
借家	30,316,100	30,547,400	88,446,800	5.80	41.44	122.63	14.21
一戸建	25,186,900	25,403,600	75,672,900	6.15	43.86	132.30	14.60
共同住宅	363,800	367,400	961,400	5.06	34.13	99.65	12.92
その他	4,676,700	4,686,400	11,553,500	4.00	28.93	71.53	11.71
借家	88,600	90,000	259,000	5.87	44.73	165.69	15.31
一戸建	17,770,000	17,833,200	34,109,800	2.75	17.78	45.49	9.26
共同住宅	1,921,200	1,936,100	5,005,900	4.26	27.64	80.57	10.61
その他	877,100	880,000	1,896,700	3.22	19.21	51.43	8.88
公営借家	14,939,100	14,983,900	27,129,800	2.53	16.40	40.53	9.03
都市再生機構・公社の借家	32,600	33,100	77,400	3.86	27.74	91.38	11.67
民営借家	2,088,900	2,090,600	4,661,600	3.42	19.84	51.52	8.89
木造	918,000	920,300	1,948,200	3.12	18.88	49.51	8.90
非木造	13,365,500	13,406,000	24,534,400	2.59	17.13	43.47	9.33
給与住宅	4,407,300	4,424,400	8,954,900	3.06	19.40	52.01	9.55
	8,958,200	8,981,600	15,579,500	2.37	16.01	39.28	9.21
	1,397,600	1,416,300	2,965,600	3.00	20.17	53.17	9.51

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。
 2 「総数」には、住宅の所有関係「不詳」を含む。
 3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/294.xls>

第291表 住宅の所有関係別世帯数（地域別）

平成20(2008)年10月1日現在

区分	全国	市部	人口集中地区
総数	49,894,500	45,438,500	35,437,300
持家	30,547,400	27,096,700	18,999,600
借家	17,833,200	16,869,600	15,068,900
公営・都市再生機構・公社の借家	3,010,900	2,795,900	2,443,500
民営借家	13,406,000	12,776,700	11,529,500
給与住宅	1,416,300	1,297,000	1,095,900

(注) 1 世帯数は、「主世帯」と「同居世帯又は住宅以外の建物に居住する世帯」の合計である。
 2 「総数」は、住宅の所有関係「不詳」を含む。
 3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/295.xls>

第292表 住宅の所有関係別普通世帯数

各年10月1日現在

区 分	平成5年 (1993)	10 (1998)	15 (2003)	20 (2008)
世帯総数	40,934,000	44,133,900	47,082,800	49,804,400
持家	24,376,200	26,467,800	28,665,900	30,316,100
借家	15,691,000	16,730,000	17,166,000	17,770,000
公営	2,033,000	2,086,700	2,182,600	2,088,900
都市再生機構・公社	845,000	864,300	936,000	918,000
民営	10,762,500	12,049,800	12,561,300	13,365,500
木造・設備専用	5,453,900	.	.	.
木造・設備共用	285,200	.	.	.
木造	.	5,426,200	4,909,000	4,407,300
非木造	5,023,400	6,623,600	7,652,300	8,958,200
給与住宅	2,050,500	1,729,200	1,486,100	1,397,600
住宅所有関係不詳	706,100	724,400	1,031,000	1,512,200
同居	81,900	156,600	191,100	184,600
住宅以外の建物に居住	78,800	55,100	28,800	21,500

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「普通世帯」とは、住居と生計をともにしている家族などの世帯である。

3 「都市再生機構・公社」は、平成15年以前は「公団・公社」である。

4 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/296.xls>

第293表 公営住宅等建設戸数

区 分	平成19年度(2007)	20(2008)	21(2009)	22(2010)	23(2011)
	実績戸数	実績戸数	実績戸数	実績戸数	実績戸数
建設戸数合計	21,197	19,008	19,345	16,971	14,992
公営住宅	17,258	16,081	16,586	15,783	14,181
木造	1,234	1,047	872	740	754
簡易耐火構造平家建	20	37	55	36	44
簡易耐火構造2階建	784	713	718	674	567
準耐火構造3階建	72	0	7	0	0
中高層耐火構造	15,148	14,284	14,934	14,333	12,816
地域優良賃貸住宅	3,939	2,927	2,859	1,188	811
予算額(千円)	193,165,000	194,000,000	194,560,000	—	—

(注) 1 予算額については、平成21年度以前は公営住宅建設費等補助と地域住宅交付金の合計額であり、平成22年度以降は社会資本整備総合交付金の内数となっている。

2 特定優良賃貸住宅制度と高齢者向け優良賃貸住宅制度を再編し、平成19年9月より地域優良賃貸住宅制度を創設。

資料：国土交通省住宅局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/297.xls>

第294表 1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）

平成20(2008)年10月1日現在(単位：百戸)

区 分	全国	専用住宅					給与住宅	店舗その他の併用住宅
		総数	公営の借家	都市再生機構・公社の借家	民営借家(木造)	民営借家(非木造)		
総数	177,700	176,338	20,882	9,178	43,258	89,307	13,712	1,362
50円未満	2,975	2,777	128	—	934	507	1,208	198
50～5,000	1,903	1,896	1,089	1	156	103	546	8
5,000～10,000	4,623	4,608	2,430	4	233	227	1,715	15
10,000～15,000	6,120	6,084	3,370	25	486	314	1,890	35
15,000～20,000	6,190	6,170	3,760	106	577	302	1,425	20
20,000～25,000	6,724	6,679	3,207	283	1,296	594	1,299	45
25,000～30,000	6,204	6,176	2,275	268	1,673	1,170	790	28
30,000～40,000	20,137	19,998	2,550	1,460	7,025	7,637	1,326	139
40,000～50,000	25,647	25,534	946	1,902	7,952	13,994	740	113
50,000～60,000	28,273	28,130	506	1,282	7,992	17,751	599	144
60,000～70,000	23,686	23,584	262	890	6,134	15,843	455	102
70,000～80,000	15,016	14,925	131	683	3,197	10,599	315	91
80,000～90,000	9,013	8,941	72	515	1,696	6,441	218	72
90,000～100,000	4,709	4,674	34	333	662	3,425	140	35
100,000～110,000	3,776	3,711	36	274	579	2,618	146	65
110,000～120,000	2,255	2,234	23	214	291	1,585	73	21
120,000～150,000	4,187	4,134	35	391	560	2,887	170	54
150,000～200,000	1,706	1,656	8	174	268	1,087	93	49
200,000円以上	684	655	1	39	125	422	46	29
不詳	3,871	3,772	19	19	1,421	1,801	519	99

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

2 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/298.xls>

② 雇用関係一般

第295表 労働力人口・非労働力人口（年平均）

（単位 万人）

区 分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率 (%)
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他	
《男女計》										
平成21年(2009)	12,757	11,050	6,617	6,282	336	4,430	1,657	699	2,074	59.9
22 (2010)	12,739	11,049	6,590	6,257	334	4,452	1,655	698	2,100	59.6
23 (2011)	12,156	10,552	6,261	5,977	284	4,287	1,598	666	2,023	59.3
《男》										
平成21年(2009)	6,216	5,342	3,847	3,644	203	1,493	47	380	1,067	72.0
22 (2010)	6,203	5,337	3,822	3,615	207	1,512	53	376	1,083	71.6
23 (2011)	5,920	5,097	3,629	3,454	175	1,466	58	356	1,052	71.2
《女》										
平成21年(2009)	6,541	5,709	2,771	2,638	133	2,936	1,610	320	1,007	48.5
22 (2010)	6,535	5,712	2,768	2,642	127	2,940	1,601	322	1,017	48.5
23 (2011)	6,236	5,455	2,632	2,523	109	2,821	1,540	310	971	48.2

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/299.xls>

第296表 年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）

（単位 %）

	総数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
《男女計》												
平成21年(2009)	59.9	15.4	68.6	85.8	81.9	81.2	84.2	86.0	84.1	77.5	60.2	20.1
22 (2010)	59.6	15.2	68.3	85.7	82.3	81.6	84.2	86.3	84.3	77.9	60.5	19.9
23 (2011)	59.3	14.5	68.5	85.6	82.0	82.0	84.0	86.1	83.9	78.1	60.4	19.7
《男》												
平成21年(2009)	72.0	14.7	67.6	94.0	96.1	96.7	97.0	96.4	95.9	92.4	76.5	29.4
22 (2010)	71.6	14.5	67.1	94.2	96.2	96.7	96.8	97.0	95.8	92.8	76.0	28.8
23 (2011)	71.2	13.6	67.7	93.6	96.1	96.6	96.6	96.3	95.6	92.8	75.6	28.4
《女》												
平成21年(2009)	48.5	16.2	70.2	77.2	67.2	65.5	71.7	75.3	72.5	62.5	44.6	13.1
22 (2010)	48.5	15.9	69.4	77.1	67.8	66.2	71.6	75.8	72.8	63.3	45.7	13.3
23 (2011)	48.2	15.0	69.1	77.2	67.6	67.0	71.0	75.7	72.6	63.8	45.8	13.2

(注) 1 労働力人口比率 = (労働力人口) ÷ (15歳以上人口) × 100

2 平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/300.xls>

第297表 就業者数（産業別、年平均）

就業者数

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業、 採石業、 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業、 郵便業
《男女計》									
平成21年(2009)	6,282	242	20	3	517	1,073	34	193	348
22 (2010)	6,257	234	18	3	498	1,049	34	196	350
23 (2011)	5,977	2,007	16	3	473	997	29	185	334
《男》									
平成21年(2009)	3,644	140	15	3	442	750	30	145	283
22 (2010)	3,615	138	13	3	429	734	30	147	284
23 (2011)	3,454	124	12	2	407	702	26	137	274
《女》									
平成21年(2009)	2,638	102	5	0	74	322	4	48	65
22 (2010)	2,642	97	5	1	69	314	4	49	66
23 (2011)	2,523	83	4	1	66	295	3	48	60

産業別構成割合

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業、 採石業、 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業、 郵便業
《男女計》									
平成21年(2009)	100.0	3.9	0.3	0.0	8.2	17.1	0.5	3.1	5.5
22 (2010)	100.0	3.7	0.3	0.0	8.0	16.8	0.5	3.1	5.6
23 (2011)	100.0	33.6	0.3	0.1	7.9	16.7	0.5	3.1	5.6
《男》									
平成21年(2009)	100.0	3.8	0.4	0.1	12.1	20.6	0.8	4.0	7.8
22 (2010)	100.0	3.8	0.4	0.1	11.9	20.3	0.8	4.1	7.9
23 (2011)	100.0	3.6	0.3	0.1	11.8	20.3	0.8	4.0	7.9
《女》									
平成21年(2009)	100.0	3.9	0.2	0.0	2.8	12.2	0.2	1.8	2.5
22 (2010)	100.0	3.7	0.2	0.0	2.6	11.9	0.2	1.9	2.5
23 (2011)	100.0	3.3	0.2	0.0	2.6	11.7	0.1	1.9	2.4

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 産業別構成割合は、国立社会保障・人口問題研究所で算出した。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/301.xls>

(単位 万人)

卸売・小売業	金融・保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務
1,055	165	110	380	195	241	621	287	52	463	222
1,057	163	110	387	198	239	653	288	45	455	220
1,006	155	108	365	199	231	648	280	40	435	210
525	80	70	148	131	98	150	129	31	268	170
529	78	70	153	132	97	158	129	26	266	168
501	75	68	142	135	94	159	124	23	255	162
530	85	40	232	65	143	470	157	21	195	52
529	85	40	234	66	142	495	159	20	189	52
505	80	40	223	65	137	489	156	17	179	48

(単位 %)

卸売・小売業	金融・保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務
16.8	2.6	1.8	6.0	3.1	3.8	9.9	4.6	0.8	7.4	3.5
16.9	2.6	1.8	6.2	3.2	3.8	10.4	4.6	0.7	7.3	3.5
16.8	2.6	1.8	6.1	3.3	3.9	10.8	4.7	0.7	7.3	3.5
14.4	2.2	1.9	4.1	3.6	2.7	4.1	3.5	0.9	7.4	4.7
14.6	2.2	1.9	4.2	3.7	2.7	4.4	3.6	0.7	7.4	4.6
14.5	2.2	2.0	4.1	3.9	2.7	4.6	3.6	0.7	7.4	4.7
20.1	3.2	1.5	8.8	2.5	5.4	17.8	6.0	0.8	7.4	2.0
20.0	3.2	1.5	8.9	2.5	5.4	18.7	6.0	0.8	7.2	2.0
20.0	3.2	1.6	8.8	2.6	5.4	19.4	6.2	0.7	7.1	1.9

第298表 就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）

区 分	総 数	全産業						管理的職 業従事者	専門的・ 技術的職 業従事者
		自営業主	家族従業者	雇用者					
				計	常 雇	臨時雇	日 雇		
《男女計》									
平成21年(2009)	6,282	594	202	5,460	4,709	647	104	168	939
22 (2010)	6,257	579	189	5,463	4,706	653	104	161	955
23 (2011)	5,977	535	174	5,244	4,523	619	102	151	945
《男》									
平成21年(2009)	3,644	445	36	3,149	2,891	211	47	151	516
22 (2010)	3,615	433	34	3,133	2,865	222	46	144	515
23 (2011)	3,454	401	33	3,007	2,750	212	45	133	509
《女》									
平成21年(2009)	2,638	150	166	2,311	1,817	436	57	18	423
22 (2010)	2,642	146	155	2,329	1,841	430	58	17	440
23 (2011)	2,523	134	141	2,237	1,773	407	57	18	436

(注) 1 職業は、国勢調査の職業分類に基づいて分類している。

2 平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/302.xls>

第299表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区 分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	1.05	1.00	0.79	0.42	0.54	0.65
19 歳 以 下	4.76 (0.93)	5.05 (0.97)	4.50 (0.85)	2.68 (0.47)	3.17 (0.62)	4.15 (0.74)
20 歳 ~ 24 歳	1.23 (1.25)	1.07 (1.10)	0.81 (0.83)	0.50 (0.45)	0.64 (0.60)	0.82 (0.73)
25 歳 ~ 29 歳	0.92 (1.35)	0.77 (1.16)	0.55 (0.84)	0.33 (0.45)	0.44 (0.60)	0.55 (0.73)
30 歳 ~ 34 歳	0.98 (1.34)	0.81 (1.16)	0.58 (0.84)	0.33 (0.45)	0.45 (0.59)	0.55 (0.72)
35 歳 ~ 39 歳	1.14 (1.22)	0.93 (1.08)	0.64 (0.80)	0.33 (0.43)	0.42 (0.56)	0.50 (0.68)
40 歳 ~ 44 歳	1.22 (1.04)	1.07 (0.98)	0.76 (0.75)	0.38 (0.40)	0.45 (0.50)	0.49 (0.59)
45 歳 ~ 49 歳	1.08 (0.86)	1.07 (0.89)	0.83 (0.73)	0.40 (0.38)	0.49 (0.48)	0.59 (0.57)
50 歳 ~ 54 歳	0.79 (0.74)	0.94 (0.84)	0.85 (0.73)	0.42 (0.39)	0.54 (0.48)	0.65 (0.57)
55 歳 ~ 59 歳	0.50 (0.63)	0.65 (0.79)	0.65 (0.75)	0.34 (0.40)	0.46 (0.50)	0.60 (0.59)
60 歳 ~ 64 歳	0.69 (0.61)	0.78 (0.79)	0.64 (0.71)	0.31 (0.39)	0.38 (0.48)	0.41 (0.56)
65 歳 以 上	2.00 (0.61)	2.54 (0.83)	2.04 (0.79)	1.07 (0.46)	1.28 (0.55)	1.21 (0.62)

(注) 1 有効求人倍率は、有効求人数を有効求職者数で除したものである。

2 各年10月の常用労働者(新規学卒者を除き、常用的パートタイムを含む)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。

3 「求人数均等配分方式」による有効求人倍率である。

4 () 内は「就職機会積み上げ方式」による年齢別有効求人倍率である。この方式は、個々の求人について、求人数を対象となる年齢階級の総有効求職者数で除して当該求人に係る求職者1人当たりの就職機会を算定し、全有効求人についてこの就職機会を足し上げることにより年齢別有効求人倍率を算出する方法である。

資料：厚生労働省職業安定局「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/303.xls>

(単位 万人)

事務 従事者	販売 従事者	職 業 別						
		サービス職業 従事者	保安職業 従事者	農林漁業 作業者	生産工程 従事者	輸送・機械 運転従事者	建設・採掘 従事者	運搬・清掃・ 包装等従事者
1,240	888	738	121	260	932	222	304	412
1,230	886	752	123	250	916	222	296	410
1,177	850	719	118	220	855	211	284	393
499	524	246	114	158	665	216	298	225
497	525	250	115	153	654	213	290	225
483	498	236	112	138	615	204	279	216
741	364	492	7	102	267	7	6	187
732	361	502	7	96	262	9	6	185
694	352	483	6	82	240	6	5	178

第300表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	20,970,350	22,630,551	21,390,791	21,083,815	18,753,989	16,133,330
就 職 促 進 手 当	478,495	469,047	410,243	402,152	328,892	327,973
職 業 転 換 特 別 給 付 金	98,459	76,988	86,748	85,097	82,839	424,080
職 業 転 換 訓 練 費 負 担 金	3,254,818	2,767,973	2,461,252	2,330,357	2,146,817	2,253,970
地 域 人 材 育 成 推 進 事 業 費 等 補 助 金
高 年 齢 者 就 業 機 会 確 保 事 業 費 等 補 助 金	13,789,685	15,967,650	15,133,888	14,967,549	12,896,781	9,828,647
職 業 転 換 訓 練 費 交 付 金	3,348,893	3,348,893	3,298,660	3,298,660	3,298,660	3,298,660

(注) 補正後予算額である。

資料：厚生労働省職業安定局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/304.xls>

第301表 地域別最低賃金額の改定状況

平成24年度(単位 円)

		答申最低賃金 時間額	引上げ額	発効予定 年月日			答申最低賃金 時間額	引上げ額	発効予定 年月日
北 海 道		719 (705)	14	24.10.18*	滋 賀		716 (709)	7	24.10.6*
青 森		654 (647)	7	24.10.12*	京 都		759 (751)	8	24.10.14*
岩 手		653 (645)	8	24.10.20*	大 阪		800 (786)	14	24.9.30*
宮 城		685 (675)	10	24.10.19*	兵 庫		749 (739)	10	24.10.1*
秋 田		654 (647)	7	24.10.13*	奈 良		699 (693)	6	24.10.6*
山 形		654 (647)	7	24.10.24	和 歌 山		690 (685)	5	24.10.1*
福 島		664 (658)	6	24.10.1*	鳥 取		653 (646)	7	24.10.20*
茨 城		699 (692)	7	24.10.6*	島 根		652 (646)	6	24.10.14*
栃 木		705 (700)	5	24.10.1*	岡 山		691 (685)	6	24.10.21
群 馬		696 (690)	6	24.10.10*	広 島		719 (710)	9	24.10.1*
埼 玉		771 (759)	12	24.10.1*	山 口		690 (684)	6	24.10.1*
千 葉		756 (748)	8	24.10.1*	徳 島		654 (647)	7	24.10.19*
東 京		850 (837)	13	24.10.1*	香 川		674 (667)	7	24.10.5*
神 奈 川		849 (836)	13	24.10.1*	愛 媛		654 (647)	7	24.10.19
新 潟		689 (683)	6	24.10.5*	高 知		652 (645)	7	24.10.26
富 山		700 (692)	8	24.11.4	福 岡		701 (695)	6	24.10.13*
石 川		693 (687)	6	24.10.6*	佐 賀		653 (646)	7	24.10.21
福 井		690 (684)	6	24.10.6*	長 崎		653 (646)	7	24.10.21
山 梨		695 (690)	5	24.10.1*	熊 本		653 (647)	6	24.10.1*
長 野		700 (694)	6	24.10.1*	大 分		653 (647)	6	24.10.4*
岐 阜		713 (707)	6	24.10.1*	宮 崎		653 (646)	7	24.10.24
静 岡		735 (728)	7	24.10.12*	鹿 児 島		654 (647)	7	24.10.13*
愛 知		758 (750)	8	24.10.1*	沖 縄		653 (645)	8	24.10.25
三 重		724 (717)	7	24.9.30*	全国加重平均額		749 (737)	12	

(注) 1 ()内は、平成23年度最低賃金額である。

2 「発効予定年月日」は、異議申出に係る審議がない場合の最短のものである。ただし、*印は異議申出に係る手続きが終了し、発効年月日は確定。

3 経済センサス(旧：事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(2円)が含まれている。

資料：厚生労働省労働基準局「地域別最低賃金の答申」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/305.xls>

第302表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

平成24年3月31日現在（単位 件、人）

業 種	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
総 合 計	246	119,000	3,694,000
新 産 業 別 計	243	118,200	3,689,900
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	7	400	16,500
織 維 工 業 関 係	8	1,400	23,200
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 関 係	1	100	900
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	100	1,500
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	3	200	11,500
印 刷 ・ 同 関 連 産 業 関 係	2	1,100	12,500
塗 料 製 造 業 関 係	4	100	6,200
ゴ ム 製 品 製 造 業 関 係	1	200	5,800
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	5	1,500	23,500
鉄 鋼 業 関 係	22	3,500	150,700
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	9	900	31,500
金 属 製 品 製 造 業 関 係	5	1,100	28,900
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	26	28,100	542,900
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	46	28,200	1,210,000
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	34	16,400	839,500
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	9	1,300	38,500
新 聞 ・ 出 版 業 関 係	2	2,500	49,900
各 種 商 品 小 売 業 関 係	32	2,900	430,600
自 動 車 小 売 業 関 係	24	26,900	260,300
自 動 車 整 備 業 関 係	1	1,000	3,400
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	300	2,100
従 来 の 産 業 別 計	3	800	4,100
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	600	3,300
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	100	400
全 国 非 金 属 鉱 業（厚生労働大臣決定）関 係	1	100	400

(注) 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 「適用使用者数」及び「適用労働者数」は、平成21年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

資料：厚生労働省労働基準局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/306.xls>

第303表 障害者雇用の現状

(i) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

各年6月1日現在

区分	企業数	雇 用 状 況			雇用率未達成企業の割合 (%)
		常用労働者数	障害者数	実雇用率 (%)	
平成23年	75,313	22,260,916	366,199	1.65	54.7
平成24年	76,308	22,577,527	382,364	1.69	53.2

《規模別》

区分	平成23年	平成24年
56～99人	1.36%	1.39%
100～299人	1.40%	1.44%
300～499人	1.57%	1.63%
500～999人	1.65%	1.71%
1,000人以上	1.84%	1.90%

《主な産業別》

区分	平成23年	平成24年
製 造 業	1.77%	1.81%
サ ー ビ ス 業	1.60%	1.70%
建 設 業	1.46%	1.52%
金 融 ・ 保 険 業	1.73%	1.76%
卸 売 ・ 小 売 業	1.41%	1.48%

(ii) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

平成24年3月現在

区 分	総 数	身体障害者		身体障害者以外	
			重度身体障害者		知的障害者
登 録 者 数	644,799	348,413	146,266	296,386	177,172
(%)	100.0	54.0	22.7	46.0	27.5
有 効 求 職 者	182,535	89,018	37,673	93,517	36,061
(%)	28.3	13.8	5.8	14.5	5.6
就 業 中 の 者	370,635	209,718	86,799	160,917	121,439
(%)	57.5	32.5	13.5	25.0	18.8
保 留 中 の 者	91,629	49,677	21,794	41,952	19,672
(%)	14.2	7.7	3.4	6.5	2.9

資料：厚生労働省職業安定局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/307.xls>

第304表 定年制等の状況

(単位 %)

区 分	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
全 企 業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
定年制を定めている企業	94.4 (100.0)	91.8 (100.0)	93.1 (100.0)	92.9 (100.0)	92.2 (100.0)
一律に定めている	(98.4)	(98.5)	(98.7)	(98.9)	(98.8)
職種別に定めている	(1.1)	(1.1)	(1.2)	(1.0)	(1.0)
その他の	(0.5)	(0.4)	(0.1)	(0.2)	(0.2)
定年制を定めていない企業	5.6	8.2	6.9	7.1	7.8

(注) () 内は、定年制を定めている企業に対する割合である。

《一律定年制を定めている企業の内訳》

区 分	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
一律定年制を定めている企業	(98.4)	(98.5)	(98.7)	(98.9)	(98.8)
定 年 年 齢 階 級 別	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
60歳	85.2	82.4	82.7	82.2	82.7
61歳	0.2	0.3	0.5	0.5	0.2
62歳	1.1	1.3	1.1	1.1	1.1
63歳	2.5	2.3	1.9	1.4	0.9
64歳	0.1	0.2	0.5	0.7	0.5
65歳	10.7	12.7	12.3	13.1	13.6
66歳以上	0.1	0.7	1.0	0.9	1.0
(再掲) 63歳以上	13.5	16.0	15.7	.	.
(再掲) 65歳以上	10.9	13.5	13.3	14.0	14.5
勤務延長制度、再雇用制度の有無	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
制 度 が あ る 企 業	90.0	90.1	91.3	93.2	92.1
勤務延長制度のみ	11.0	11.3	11.5	9.3	11.4
再雇用制度のみ	70.9	64.6	68.5	73.2	71.6
両 制 度 併 用	8.1	14.2	11.3	10.7	9.1
(再掲) 勤務延長制度					
(両制度併用含む)	19.1	25.5	22.8	20.0	20.5
(再掲) 再雇用制度					
(両制度併用含む)	79.0	78.8	79.8	83.9	80.7
制 度 が な い 企 業	10.0	9.9	8.7	6.8	7.9

(注) 1 () 内は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業数割合である。

2 調査対象は、「常用労働者が30人以上の民間企業」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査結果の概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/308.xls>

2 関係機関

第305表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額

(単位 金額：千円)

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	件数 840,317,655 金額 10,214,409,934	863,714,819 10,578,777,725	833,417,344 9,420,394,137	856,944,286 9,607,100,237	883,464,710 10,056,095,320	907,943,570 10,370,900,730
《審査及び支払取扱分》						
医療保険合計	件数 727,621,122 金額 6,968,117,931	749,130,699 7,332,055,183	760,553,274 7,574,460,924	764,904,291 7,743,161,313	776,761,979 8,023,562,268	789,348,328 8,215,207,439
協会けんぽ	件数 344,607,542 金額 3,498,597,417	355,384,288 3,708,321,620	359,617,710 3,822,400,472	361,876,562 3,907,592,297	368,128,203 4,058,548,036	374,543,667 4,153,892,374
船員保険	件数 1,517,433 金額 19,538,913	1,509,713 20,198,115	1,483,949 20,276,249	1,465,466 20,235,327	1,420,309 18,959,907	1,393,495 19,126,867
共済組合	件数 92,326,485 金額 841,734,552	93,211,220 861,375,948	93,651,369 881,739,901	94,749,941 902,103,213	97,650,298 947,203,253	100,020,862 978,354,053
健康保険組合	件数 289,169,662 金額 2,608,247,048	299,025,478 2,742,159,500	305,800,246 2,850,044,302	306,812,322 2,913,230,475	309,563,169 2,998,851,072	313,390,304 3,063,834,145
医療保険以外の合計	件数 112,684,004 金額 3,246,292,002	114,572,961 3,246,722,543	72,854,610 1,845,933,215	92,031,915 1,863,938,923	106,695,868 2,032,533,054	118,589,545 2,155,693,292
老人保健	件数 61,107,249 金額 1,696,206,682	57,934,802 1,634,108,302	4,991,308 149,801,370	11,410 699,529	1,348 91,955	30 △28,126
自衛官等	件数 814,339 金額 8,873,580	840,188 9,455,475	835,207 9,582,231	858,614 9,558,308	876,042 10,096,103	865,144 10,244,930
結核予防	件数 133,018 金額 3,605,000	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
生活保護	件数 31,634,126 金額 1,336,035,750	32,559,292 1,298,537,749	33,803,831 1,336,616,050	36,872,226 1,437,221,243	39,344,264 1,551,088,380	42,000,744 1,626,484,475
戦傷病者	件数 1,431 金額 150,549	1,218 125,067	936 100,487	746 65,230	615 42,698	454 31,001
自立支援	件数 9,203,939 金額 101,984,613	10,130,118 189,628,163	10,947,816 206,958,314	11,861,300 226,637,869	12,976,197 250,378,330	13,995,821 274,321,579
児童福祉	件数 38,840 金額 2,592,245	92,469 6,676,486	89,514 6,580,319	86,738 6,502,729	84,105 6,385,162	81,779 6,390,770
原爆医療	件数 869,764 金額 8,398,421	821,431 8,209,033	747,826 8,151,977	685,898 8,572,405	620,517 8,498,771	559,790 8,293,956
精神保健	件数 13,871 金額 4,043,944	13,438 4,075,993	13,425 4,158,913	13,359 4,245,053	12,713 4,208,742	12,587 4,316,291
麻薬取締	件数 1 金額 359	— —	— —	— —	— —	— —
母子保健	件数 55,264 金額 5,210,145	56,066 5,657,886	55,172 5,618,264	54,160 5,740,201	56,774 6,239,249	56,688 6,328,745

第3部 社会保障関係統計資料編

中国残留邦人等	件数	.	.	168,620	207,272	206,290	207,877
	金額	.	.	4,046,803	5,126,644	5,475,367	5,545,430
感染症	件数	111	125,936	122,808	116,057	110,729	130,454
	金額	6,612	3,246,372	3,292,814	3,294,560	3,109,740	2,895,863
医療観察	件数	2,998	6,705	10,812	12,893	14,972	16,491
	金額	3,366,258	6,652,979	9,603,197	10,292,318	10,835,587	13,038,313
肝炎治療	件数	.	.	120,995	191,079	275,411	297,186
	金額	.	.	2,521,327	4,041,400	6,418,979	6,229,388
老人被爆	件数	569,302	534,614	45,663	169	18	—
	金額	1,972,894	1,974,554	178,450	435	283	0
特定疾患	件数	2,743,588	2,932,568	2,796,688	2,828,786	2,993,934	3,204,677
	金額	32,380,387	36,136,181	36,328,325	38,453,103	42,745,281	47,717,009
小児慢性	件数	707,811	724,792	744,217	766,306	780,038	802,390
	金額	16,948,468	17,949,867	18,472,362	19,205,775	19,902,887	20,692,328
措置医療	件数	585,965	426,877	431,422	449,459	455,143	474,061
	金額	13,821,165	6,707,433	7,163,972	7,593,962	8,237,207	8,705,018
石綿救済	件数	543	2,041	2,531	2,354	2,247	2,917
	金額	23,565	75,762	91,383	65,659	56,426	101,988
自治体医療	件数	4,201,844	7,370,406	16,925,819	37,013,089	47,884,511	55,880,455
	金額	10,671,365	17,505,241	36,666,657	76,622,500	98,721,907	114,384,334
《審査のみ取扱分》							
戦傷病者・引揚患者	件数	12,529	11,159	9,460	8,080	6,863	5,697

(注) 1 「自立支援」には、更生医療、育成医療、精神通院医療、療養介護医療が含まれる。

2 「協会けんぽ」は、平成19年度以前は「政府管掌健康保険」である。

資料：社会保険診療報酬支払基金「基金年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/309.xls>

第306表 年金資金運用基金の運用資産状況

年度末現在 (単位 億円、%)

区分	平成20年度 (2008)		21 (2009)		22 (2010)		23 (2011)	
	時価総額	構成比	時価総額	構成比	時価総額	構成比	時価総額	構成比
合計	925,397	100.00	1,228,425	100.00	1,163,170	100.00	1,136,112	100.00
国内債券	618,887	66.88	829,679	67.54	774,589	66.59	719,127	63.30
国内株式	113,986	12.32	147,497	12.01	134,154	11.53	141,992	12.50
外国債券	100,135	10.82	101,449	8.26	94,283	8.11	99,301	8.74
外国株式	90,781	9.81	132,523	10.79	130,919	11.26	130,205	11.46
短期資産	1,608	0.17	17,277	1.41	29,225	2.51	45,486	4.00
財投債(簿価)	250,888	—	205,756	—	182,067	—	134,342	—

(注) 1 数値は四捨五入のため、数値の合算は合計の値と必ずしも合致しない。

2 「時価総額」は、未収収益及び未払費用等を含む。

3 財投債(簿価)は、償却原価法による簿価に未収収益を加えたもの。

資料：年金積立金管理運用独立行政法人「業務概況書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/310.xls>

第307表 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設・資金別）

（単位 金額：百万円）

区分	平成17年度 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)		21 (2009)		22 (2010)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
《施設種類別》												
総病院	440	185,162	301	116,308	265	101,811	280	54,220	846	86,010	382	138,453
介護老人保健施設	129	125,935	85	72,724	85	69,223	71	30,006	256	58,504	140	110,714
診療所	98	46,828	74	36,504	56	26,238	62	18,964	77	18,018	54	21,562
一般診療所	202	11,234	129	6,626	113	5,972	112	4,862	317	7,542	142	4,407
歯科診療所	7	173	12	254	10	175	34	376	193	1,863	40	496
共同利用施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助産所	—	—	—	—	—	—	1	12	2	5	3	10
医療従事者養成施設	4	992	1	200	1	203	—	—	1	80	3	264
歯科技工所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
衛生検査所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施術所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
疾病予防運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
温泉療養運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指定老人訪問看護事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
《資金種類別》												
総計	440	185,162	301	116,308	265	101,811	280	54,220	846	86,010	382	137,453
新築資金	226	61,546	168	51,381	130	32,210	103	22,817	96	19,616	96	23,657
甲種増改築資金	106	66,743	35	24,523	60	31,994	18	7,504	24	12,095	26	27,662
乙種増改築資金	66	55,975	51	38,625	45	36,415	35	19,203	31	14,130	68	67,055
国立病院等購入資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
機械購入資金	28	822	19	465	19	609	12	410	13	326	7	98
長期運転資金	14	77	28	1,314	11	583	112	4,287	682	39,844	185	18,981
(再掲)療養病床転換支援資金	—	—	—	—	—	—	—	—	1	30	2	85

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/311.xls>

第308表 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）

（単位 金額：千円）

区分	平成17年度 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)		21 (2009)		22 (2010)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	875	217,400,000	992	160,177,600	675	115,024,200	652	103,347,800	646	98,627,500	1,128	168,609,100
保護施設	5	—	5	—	3	—	1	—	2	—	3	—
老人福祉施設	443	1,211,600	365	590,000	323	690,100	301	225,600	256	262,600	448	355,000
身体障害者更生援護施設	27	192,288,000	20	132,142,800	2	98,284,400	2	84,132,500	1	75,901,800	—	127,409,600
婦人保護施設	—	2,118,700	—	2,363,400	—	210,800	—	15,000	—	7,500	—	—
児童福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	17,000
知的障害者援護施設	283	15,407,700	326	15,558,200	211	11,540,000	217	12,568,300	247	15,731,700	507	29,818,800
母子福祉施設	93	5,146,800	75	3,264,100	3	191,600	—	—	1	5,000	2	101,900
精神障害者社会復帰施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害サービス事業	18	517,500	5	176,600	—	—	—	—	—	—	—	—
社会福祉法に規定するその他の施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有料老人ホーム	2	361,400	—	—	—	—	—	—	2	70,700	—	—
在宅サービス事業等	1	210,000	—	—	—	—	—	—	—	—	4	525,000
償還	3	138,300	1	21,000	6	371,600	15	195,500	11	53,000	16	853,400
総計	875	112,585,597	992	114,561,956	675	109,656,543	652	118,664,258	646	122,234,864	1,128	125,976,361

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/312.xls>

第309表 独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数

年度末現在

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	114	111	108	108	106	105
労 災 病 院	34	33	32	32	32	32
医療リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1	1
総合せき損センター	1	1	1	1	1	1
勤労者予防医療センター	9	9	9	9	9	9
健康診断センター	0	0	0	0	0	0
海外勤務健康管理センター	1	1	1	1	・	0
看護専門学校	11	9	9	9	9	9
リハビリテーション大学校	0	0	0	0	0	0
労災リハビリテーション工学センター	1	1	1	1	・	0
産業保健推進センター	47	47	47	47	47	47
労災リハビリテーション作業所	8	8	6	6	6	5
労 災 保 険 会 館	0	0	0	0	0	0
休 養 所	0	0	0	0	0	0
納 骨 堂	1	1	1	1	1	1

資料：独立行政法人労働者健康福祉機構調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/313.xls>

第310表 独立行政法人雇用・能力開発機構の設置運営施設数

年度末現在

区 分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合 計	141,211	140,847	139,083	132,564	127,087	126,072
職業能力開発総合大学校	1	1	1	1	1	1
職業能力開発大学校	10	10	10	10	10	10
職業能力開発短期大学校	1	1	1	1	1	1
職業能力開発促進センター	62	62	62	61	61	61
私のしごと館	1	1	1	1	・	・
雇用促進住宅	141,136	140,772	139,008	132,490	127,014	125,999
全国勤労青少年会館	・	・	・	・	・	・
簡易宿泊所	・	・	・	・	・	・
福祉センター等	・	・	・	・	・	・

(注) 1 「私のしごと館」は、平成22年3月31日に廃止された。

2 平成23年度は、平成23年9月30日現在の施設数である。

3 独立行政法人雇用・能力開発機構は平成23年10月1日に解散し、一部事業が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構へ引き継がれた。

資料：平成21年度以前は、独立行政法人雇用・能力開発機構調べ

平成22年度以降は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/314.xls>

第311表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成23年度末現在

区分	合計	農・林・漁業	鉱業	建設業	製造業	運輸・通信 ・公益事業	商業	金融・保険 ・不動産業	サービス業
共済契約者数	366,648	4,291	620	60,599	83,171	14,610	83,688	8,110	111,559
被共済者数	3,247,911	29,071	6,176	397,851	1,134,832	274,878	580,459	42,745	781,899

(ii) 規模別

平成23年度末現在

区分	合計	1~4人	5~9	10~19	20~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301人 以上
共済契約者数	366,648	129,100	98,750	67,817	28,423	20,730	15,287	5,021	1,006	514
被共済者数	3,247,911	234,160	372,150	511,794	387,486	468,802	626,280	393,775	135,531	117,933

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/315.xls>

第312表 中小企業退職金共済支給状況

(単位 金額：千円)

区分	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
合計 件数	270,201	282,656	309,588	299,819	274,578	281,904
金額	348,941,374	394,459,579	427,032,382	425,383,910	378,397,685	375,509,933
退職金 件数	259,594	271,742	297,247	285,554	263,842	270,609
金額	339,511,442	383,206,383	415,992,461	412,663,565	368,593,508	365,676,827
解約手当金 件数	10,607	10,914	12,341	14,265	10,736	11,295
金額	9,429,932	11,253,196	11,039,921	12,720,345	9,804,177	9,833,106
1件当り金額(円)	1,291,414	1,395,546	1,379,357	1,418,802	1,378,106	1,332,049

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/316.xls>

第12節 社会保障分野における人的資源の状況

第313表 医師数（業務別）

年末現在

区 分	平成16年 (2004)	18 (2006)	20 (2008)	22 (2010)
総 数	270,371	277,927	286,699	295,049
医療施設の従事者	256,668	263,540	271,897	280,431
病院(医育機関附属病院を除く)の開設者又は法人の代表者	5,745	5,482	5,398	5,430
診療所の開設者又は法人の代表者	70,828	71,192	71,913	72,566
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	114,515	118,157	122,305	126,979
診療所の勤務者	22,157	24,021	25,718	26,899
医育機関附属病院の勤務者	43,423	44,688	46,563	48,557
介護老人保健施設の従事者	2,668	2,891	3,095	3,117
介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	324	320	330	333
介護老人保健施設の勤務者	2,344	2,571	2,765	2,784
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	8,607	8,696	8,923	8,790
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	5,260	5,319	5,223	5,265
行政機関・産業医・保健衛生施設の従事者	3,347	3,377	3,700	3,525
そ の 他	2,421	2,785	2,771	2,707

(注) 1 隔年報。

2 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/317.xls>

第314表 歯科医師数（業務別）

年末現在

区 分	平成16年 (2004)	18 (2006)	20 (2008)	22 (2010)
総 数	95,197	97,198	99,426	101,576
医療施設の従事者	92,696	94,593	96,674	98,723
病院(医育機関附属病院を除く)の開設者又は法人の代表者	10	13	13	20
診療所の開設者又は法人の代表者	58,545	58,956	59,560	60,100
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	2,550	2,741	2,876	2,894
診療所の勤務者	22,513	23,368	25,052	26,185
医育機関附属病院の勤務者	9,078	9,515	9,173	9,524
介護老人保健施設の勤務者	8	15	16	16
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	1,318	1,336	1,373	1,422
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	1,092	1,105	1,131	1,151
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	226	231	242	271
そ の 他	1,174	1,245	1,357	1,411

(注) 1 隔年報。

2 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/318.xls>

第315表 歯科衛生士数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成16年 (2004)	18 (2006)	20 (2008)	22 (2010)
総 数	79,695	86,939	96,442	103,180
保 健 所	634	518	615	615
市 町 村	1,682	1,751	1,918	1,978
病 院	3,903	4,217	4,536	4,818
診 療 所	71,961	78,519	87,446	93,824
介 護 老 人 保 健 施 設	83	173	241	244
事 業 所	371	464	495	488
学 校 又 は 養 成 所	610	685	703	749
そ の 他	451	612	488	464

(注) 隔年報。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/319.xls>

第316表 歯科技工士数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成16年 (2004)	18 (2006)	20 (2008)	22 (2010)
総 数	35,668	35,147	35,337	35,413
技 工 所	23,065	23,438	24,142	24,271
病 院 ・ 診 療 所	11,998	11,140	10,694	10,595
そ の 他	605	569	501	547

(注) 隔年報。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/320.xls>

第317表 薬剤師数（業務別）

年末現在

区 分	平成16年 (2004)	18 (2006)	20 (2008)	22 (2010)
総 数	241,369	252,533	267,751	276,517
薬局の開設者又は法人の代表者	19,935	19,492	19,288	18,884
薬 局 の 勤 務 者	96,368	105,762	116,428	126,719
病 院 ・ 診 療 所 の 従 事 者	48,094	48,964	50,336	52,013
大 学 の 従 事 者	8,046	8,845	9,276	7,538
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	5,860	5,951	6,280	6,303
医 薬 品 関 係 企 業 の 従 事 者	45,261	45,415	47,643	47,256
そ の 他	17,804	18,086	18,476	17,780

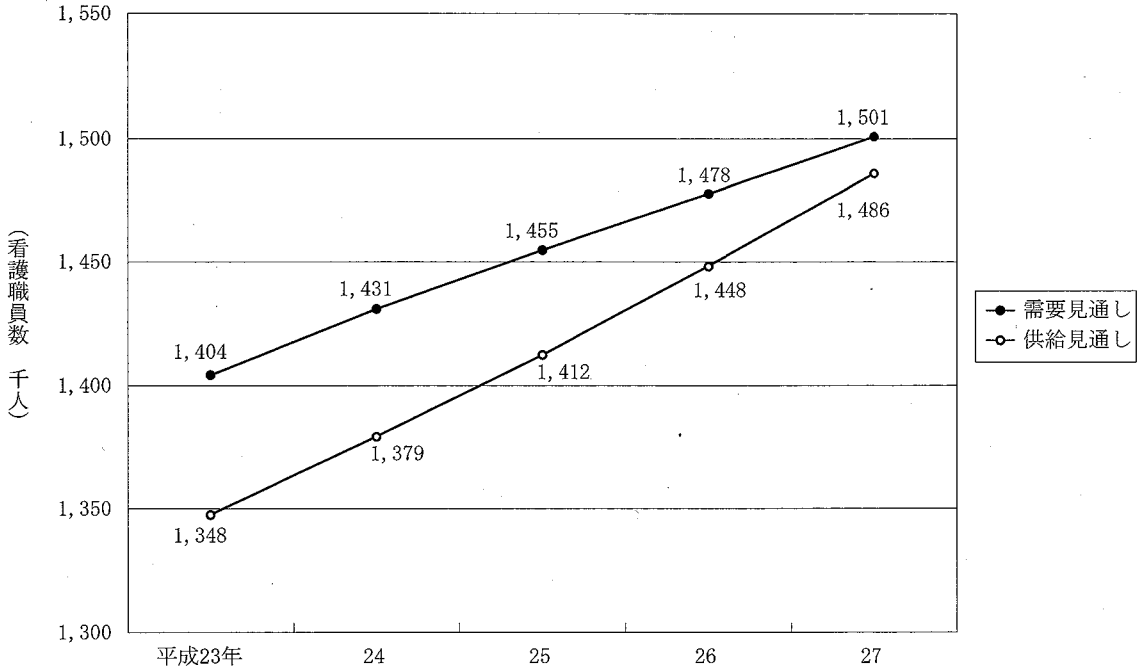
(注) 1 隔年報。

2 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/321.xls>

第318表 看護職員需給見通し



(単位 人)

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
需要見通し	1,404,300	1,430,900	1,454,800	1,477,700	1,500,900
①病院	899,800	919,500	936,600	951,500	965,700
②診療所	232,000	234,500	237,000	239,400	242,200
③助産所	2,300	2,300	2,400	2,400	2,400
④訪問介護ステーション	28,400	29,700	30,900	32,000	33,200
⑤介護保険関係	153,300	155,100	157,300	160,900	164,700
⑥社会福祉施設、 在宅サービス(⑤除く)	19,700	20,400	20,900	21,500	22,100
⑦看護師等学校養成所	17,600	17,700	17,700	17,800	17,900
⑧保健所・市町村	37,500	37,600	37,800	38,000	38,200
⑨事業所、研究機関等	13,800	14,000	14,100	14,300	14,500
供給見通し	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300	1,486,000
①年当初就業者数	1,320,500	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300
②新卒就業者数	49,400	50,500	51,300	52,400	52,700
③再就業者数	123,000	126,400	129,600	133,400	137,100
④退職等による減少数	144,600	145,900	147,900	149,900	152,100
需要見通しと供給見通しの差	56,000	51,500	42,400	29,500	14,900
供給見通し/需要見通し	96.0%	96.4%	97.1%	98.0%	99.0%

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/322.xls>

第319表 看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）

年末現在

区 分	平成16年 (2004)	18 (2006)	20 (2008)	22 (2010)
総 数	1,146,181	1,194,121	1,252,224	1,320,873
《就業場所別》				
看護師学校・養成所	11,492	11,726	12,586	13,571
保健所	1,028	1,128	954	1,104
市 町 村	7,934	8,690	8,514	8,500
病院	781,377	802,255	836,895	876,858
診療所	210,738	222,172	230,320	239,254
助産所従事者	78	93	85	136
訪問看護ステーション	25,935	26,990	27,382	30,026
介護保険施設等	83,430	94,820	102,840	116,097
社会福祉施設	13,582	15,292	18,145	20,159
事業所	5,198	5,164	7,295	7,695
その他の	5,389	5,791	7,208	7,473
《資格別》				
看護師	760,221	811,972	877,182	953,922
准看護師	385,960	382,149	375,042	366,951

(注) 隔年報。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/323.xls>

第320表 保健師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成16年 (2004)	18 (2006)	20 (2008)	22 (2010)
総 数	39,195	40,191	43,446	45,028
看護師学校・養成所	841	884	983	1,074
保健所	7,635	7,185	6,927	7,132
市 町 村	22,313	23,455	24,299	25,501
病院	1,858	1,904	2,770	2,791
診療所	1,193	1,257	1,392	1,498
訪問看護ステーション				
管理 者	178	131	110	98
従 事 者	309	178	166	170
介護保険施設等	542	571	533	447
社会福祉施設	471	337	390	417
助産所従事者	7	3	4	1
事業所	2,415	2,437	3,524	3,532
その他の	1,433	1,849	2,348	2,367

(注) 隔年報。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/324.xls>

第321表 助産師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成16年 (2004)	18 (2006)	20 (2008)	22 (2010)
総 数	25,257	25,775	27,789	29,670
看護師学校・養成所	1,048	1,027	1,223	1,298
保健所	231	221	227	266
市町村	477	557	667	722
病院	17,539	17,352	18,180	19,066
診療所	4,111	4,952	5,686	6,379
助産所	1,654	1,550	1,653	1,789
開設者	722	683	788	890
従事者	205	281	284	353
出張のみによる者	727	586	581	546
訪問看護ステーション	12	8	4	7
社会福祉施設	7	12	6	14
事業所	13	12	38	24
その他	165	84	106	105

(注) 隔年報。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/325.xls>

第322表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区 分	平成16年 (2004)	18 (2006)	20 (2008)	22 (2010)
あん摩マッサージ指圧師	98,148	101,039	101,913	104,663
はり師	76,643	81,361	86,208	92,421
きゅう師	75,100	79,932	84,629	90,664
柔道整復師	35,077	38,693	43,946	50,428

(注) 1 隔年報。

2 平成22年は、東日本大震災の影響により、宮城県が含まれていない。

資料：平成20年以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/326.xls>

第323表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）

年末現在

区 分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
理学療法士	52,114	58,672	65,600	73,888	83,000	90,788
作業療法士	33,697	38,097	42,357	47,757	53,070	57,214

資料：厚生労働省医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/327.xls>

第324表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

区 分	社会福祉士	介 護 福 祉 士				合 計
		法第39条第1号	法第39条第2号	法第39条第3号	法第39条第4号	
平成21年(2009)	122,314	234,149	2,142	19,095	556,539	811,925
22 (2010)	134,229	243,602	2,251	20,052	633,186	899,091
23 (2011)	146,360	254,291	2,296	20,981	707,543	985,111
24 (2012)	157,565	267,418	2,328	21,850	794,994	1,086,590

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号：高卒後養成施設（2年課程）卒業者

社会福祉士及び介護福祉士法第39条第2号：福祉系大卒後養成施設（1年課程）卒業者

社会福祉士及び介護福祉士法第39条第3号：高卒後保育士養成所等終了後養成施設（1年課程）卒業者

社会福祉士及び介護福祉士法第39条第4号：介護福祉士試験に合格した者

資料：財団法人 社会福祉振興・試験センター「都道府県別登録者数」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/328.xls>

第325表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）

各年10月1日現在

区 分	平成14年 (2002)	17 (2005)	20 (2008)	23 (2011)
総 数	2,518,338.8	2,631,778.9	2,771,588.1	2,951,418.0
医 師	290,286.0	293,274.5	305,639.7	319,499.7
常 勤	242,311	212,765	247,661	257,118
非 常 勤	47,975.0	53,509.5	57,978.7	62,381.7
歯 科 医 師	100,498.0	98,839.5	104,716.6	105,096.9
常 勤	90,828	89,019	91,245	90,723
非 常 勤	9,670.0	9,820.5	2,279.6	14,373.9
介 護 輔 助 員	5.0	1.0	1.0	.
薬 劑 師	46,015.3	47,557.9	49,176.8	49,800.4
保 健 師	7,458.3	7,346.5	9,168.5	9,796.7
助 産 師	20,508.0	20,601.6	23,337.6	25,905.5
看 護 師	614,128.3	644,112.7	722,311.8	799,604.3
准 看 護 師	326,855.0	283,419.2	260,737.8	236,478.6
看 護 業 務 補 助 者	232,902.7	232,895.0	221,770.2	228,794.6
理 学 療 法 士 (P T)	25,486.4	32,979.4	45,358.3	61,620.8
作 業 療 法 士 (O T)	12,961.7	18,382.2	26,261.3	35,427.3
視 能 訓 練 士	3,445.6	4,376.8	5,603.4	6,818.7
言 語 聴 覚 士	3,777.1	5,795.6	8,583.3	11,456.2
義 肢 装 具 士	128.2	139.2	141.9	138.0
歯 科 衛 生 士	64,831.3	76,829.1	84,777.5	99,137.9
歯 科 技 工 士	13,288.8	12,666.3	11,651.3	11,789.8
歯 科 業 務 補 助 者	82,525.3	87,033.7	83,168.3	82,798.9
診 療 放 射 線 技 師	39,587.2	43,162.2	46,115.8	49,105.9
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	1,962.2	1,804.9	1,811.1	1,441.6
臨 床 検 査 技 師	54,475.2	57,006.5	59,759.4	62,458.5
臨 床 検 査 技 師	705.9	548.1	523.2	511.7
臨 床 工 学 技 士	10,320.8	13,151.6	16,559.2	20,001.0
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	9,354.6	8,825.2	7,382.7	6,158.4
柔 道 整 復 師	2,396.3	2,822.3	3,560.9	4,090.7
管 理 栄 養 士	14,973.6	15,623.2	17,489.3	18,824.3
栄 養 士	14,049.8	13,477.8	13,474.6	12,773.1
精 神 保 健 福 祉 士	3,603.7	6,436.0	8,198.9	9,390.1
社 会 福 祉 士	2,737.3	4,185.2	6,820.2	9,397.6
介 護 福 祉 士	25,630.4	36,543.5	52,136.8	66,588.7
そ の 他 の 技 術 員	28,263.4	27,811.1	25,632.7	27,142.4
医 療 社 会 事 業 従 事 者	10,299.4	10,324.9	11,063.4	10,685.4
事 務 職 員	343,440.5	363,278.8	385,433.3	418,399.3
そ の 他 の 職 員	111,438.5	160,527.4	153,221.3	150,285.0

(注) 1 非常勤職員を含む。

2 全ての職種を常勤換算している。平成23年の「医師」「歯科医師」の「常勤」、「歯科衛生士」「歯科技工士」の常勤分は、実人員である。

3 「医療施設（静態）調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（静態・動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/329.xls>

第13節 財 政

第326表 一般関係歳出予算額の推移(当初予算)

(単位 億円、%)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
一 般 会 計 予 算	821,829	796,860	829,088	830,613	885,480	922,992	924,116	903,339
対前年度伸び率	0.1	△3.0	4.0	0.2	6.6	4.2	0.1	△2.2
国 債 費	184,422	187,616	209,988	201,632	202,437	206,491	215,491	219,442
対前年度伸び率	5.0	1.7	11.9	△4.0	0.4	2.0	4.4	1.8
基礎的財政収支対象経費	637,407	609,245	619,100	628,981	683,043	709,319	708,625	683,897
対前年度伸び率	△1.2	△4.4	1.6	1.6	8.6	3.8	△0.1	△3.5
地方交付税交付金	160,889	145,584	149,316	156,136	165,733	174,777	167,845	165,940
対前年度伸び率	△2.5	△9.5	2.6	4.6	6.1	5.5	△4.0	△1.1
一 般 歳 出	472,829	463,660	469,784	472,845	517,310	534,542	・	・
対前年度伸び率	△0.7	△1.9	1.3	0.7	9.4	3.3	・	・
社 会 保 障 関 係 費	203,808	205,739	211,409	217,824	248,344	272,686	287,079	263,901
対前年度伸び率	2.9	0.9	2.8	3.0	14.0	9.8	5.3	△8.1
一般会計に占める割合	24.8	25.8	25.5	26.2	28.0	29.5	31.1	29.2
一般歳出に占める割合	43.1	44.4	45.0	46.1	48.0	51.0	・	・
厚 生 労 働 省 予 算	208,178	209,417	214,769	221,223	251,568	275,561	289,638	266,873
対前年度伸び率	3.1	0.6	2.6	3.0	13.7	9.5	5.1	△7.9
一般会計に占める割合	25.3	26.3	25.9	26.6	28.4	29.9	31.3	29.5
一般歳出に占める割合	44.0	45.2	45.7	46.8	48.6	51.6	・	・
防 衛 関 係 費	48,564	48,139	48,016	47,797	477,414	47,903	47,752	47,138
対前年度伸び率	△1.0	△0.9	△0.3	△0.5	△0.1	0.3	△0.3	△1.3
一般会計に占める割合	5.9	6.0	5.8	5.8	5.4	5.2	5.2	5.2
一般歳出に占める割合	10.3	10.4	10.2	10.1	92.3	9.0	・	・

(注) 「基礎的財政収支対象経費」＝一般会計歳出－(国債費＋決算不足補てん繰戻し)

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/330.xls>

第327表 一般会計歳入・歳出（目的別）

（単位 百万円）

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
歳 入	83,804,191	88,911,213	102,558,156	96,728,393	107,510,467	90,333,932
租 税 及 び 印 紙 収 入	52,551,000	46,429,000	36,861,000	39,643,000	42,030,000	42,346,000
租 税	40,361,000	35,549,000	26,161,000	29,403,000	31,460,000	32,026,000
印 紙 収 入	12,190,000	10,880,000	10,700,000	10,240,000	10,570,000	10,320,000
官業益金及び官業収入	16,167	16,054	16,065	15,906	15,721	16,683
政府資産整理収入	280,789	311,286	239,611	809,213	310,055	152,191
雑 収 入	4,695,635	8,351,471	11,986,480	9,756,812	7,296,054	3,575,057
公 債 金	25,432,000	33,168,000	53,455,000	44,303,000	55,848,000	44,244,000
前年度剰余金受入	828,601	635,402	—	2,200,462	2,010,638	—
歳 出	83,804,191	88,911,213	102,558,156	96,728,393	107,510,467	90,333,932
国 家 機 関 費	4,553,451	4,516,141	5,425,709	4,796,354	5,311,214	4,339,131
地 方 財 政 費	14,955,425	15,702,984	16,596,211	18,810,615	19,470,915	16,609,876
防 衛 関 係 費	4,862,032	4,838,542	4,840,166	4,806,144	5,119,315	4,722,851
国 土 保 全 及 び 開 発 費	6,670,131	6,581,252	7,909,622	6,184,837	8,102,720	4,498,939
産 業 経 済 費	3,237,857	4,085,951	8,146,513	3,856,700	7,199,199	2,770,933
教 育 文 化 費	5,309,319	5,417,645	6,018,488	5,537,767	6,166,502	5,222,794
社 会 保 障 関 係 費	22,416,869	23,908,537	30,383,937	29,286,221	31,916,630	26,860,881
社 会 保 険 費	16,969,346	17,803,027	21,657,598	21,454,839	22,136,334	19,749,352
生 活 保 護 費	1,982,011	2,047,261	2,290,361	2,459,871	2,732,261	2,831,887
社 会 福 祉 費	1,705,793	2,133,081	2,698,718	2,173,352	2,291,597	2,156,544
住 宅 対 策 費	685,256	671,212	1,146,134	227,662	304,166	145,082
失 業 対 策 費	37,528	185,333	831,252	335,318	467,919	49,312
保 健 衛 生 費	640,079	679,246	1,363,319	953,072	698,977	467,166
そ の 他	396,857	389,377	396,555	1,682,098	3,285,376	1,461,539
恩 給 費	948,098	851,446	786,584	713,568	642,125	570,398
文 官 恩 給 費	31,304	28,080	26,169	23,143	19,477	17,241
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	840,158	775,987	718,114	653,013	590,478	524,734
そ の 他	76,636	47,378	42,300	37,412	32,170	28,423
国 債 費	20,467,584	19,940,082	19,251,493	20,235,956	20,269,303	21,944,217
経済危機対応・地域活性化予備費	.	.	.	999,674	—	910,000
東日本大震災復興・復興予備費	565,675	—
経済緊急対応予備費
予 備 費	250,000	250,000	250,000	300,000	350,000	350,000
そ の 他	133,425	2,818,633	2,949,433	1,200,555	2,396,869	1,533,912

(注) 1 平成24年度は当初予算額、他は補正後予算額。

2 「社会保障関係費」の内訳合計は、予算成立時の分類基準によっているため、「社会保障関係費」の数値とは必ずしも一致しない。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/331.xls>

第328表 地方財政（普通会計）歳入歳出

(単位 百万円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
歳 入 合 計	99,173,124	97,800,131	97,745,350	98,259,344	104,522,917	103,920,137
地 方 税	34,804,409	36,506,160	40,266,817	39,558,526	35,182,954	34,316,330
地 方 譲 与 税	1,848,962	3,728,536	714,562	678,826	1,296,551	2,069,189
市町村たばこ税都道府県交付金	1,873	3,818	2,350	2,301	1,372	612
利子割交付金	98,090	76,987	103,791	96,698	80,616	76,921
配当割交付金	47,339	69,525	81,234	34,093	27,512	33,264
株式等譲渡所得割交付金	68,982	60,967	53,478	12,613	13,131	11,913
地方消費税交付金	1,249,432	1,306,180	1,288,033	1,209,245	1,272,802	1,270,731
ゴルフ場利用税交付金	43,576	42,741	42,791	41,595	40,994	38,414
特別地方消費税交付金	29	22	15	6	4	2
自動車取得税交付金	316,687	325,107	295,965	260,312	158,527	138,171
軽油引取税交付金	112,840	115,523	125,420	114,888	115,691	120,504
地方特例交付金等	1,518,006	815,960	311,983	539,108	462,011	383,165
地方交付税	16,958,719	15,995,350	15,202,745	15,406,082	15,820,237	17,193,551
交通安全対策特別交付金	79,232	83,546	82,373	73,714	73,807	70,633
分担金及び負担金	1,025,030	979,120	972,015	921,546	949,669	899,890
使用料	1,873,278	1,794,339	1,776,943	1,760,429	1,720,317	1,457,613
手数料	601,290	601,165	595,725	578,228	586,524	578,152
国庫支出金	11,778,086	10,415,576	10,221,573	11,582,745	16,732,772	14,201,018
義務教育費負担金	2,063,775	1,661,210	1,664,997	1,649,555	1,592,789	1,560,864
生活保護費負担金	1,974,026	2,004,758	1,982,452	2,040,597	2,282,633	2,451,512
児童保護費負担金	542,920	476,396	503,914	507,942	529,356	598,199
結核医療費負担金	5,791	5,102
精神衛生費負担金	54,229	41,764
老人保護費負担金	8,150	2,206	2,769	2,957	1,165	.
障害者自立支援給付費等負担金	.	.	52,853	539,057	627,981	708,521
児童手当及子ども手当交付金	.	.	.	383,136	394,761	1,621,612
私立高等学校等経常費助成費補助金	.	.	.	97,023	102,780	103,772
公立高等学校授業料不徴収交付金	239,777
高等学校等修学支援金交付金	138,818
普通建設事業費支出金	3,340,668	3,112,135	2,866,352	2,767,003	3,894,081	2,499,894
災害復旧事業費支出金	495,476	330,501	221,846	112,582	68,856	82,288
失業対策事業費支出金	5,520	8,020	1,565	1,147	1,148	1,120
委託金	304,402	159,859	214,540	161,031	269,050	306,058
財政補給金	14,236	12,705	11,295	11,680	11,192	9,517
社会資本整備総合交付金	1,121,129
その他	2,968,891	2,600,921	2,698,989	3,309,036	6,956,980	2,757,937
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	31,540	31,540	32,540	32,540	32,540	33,540
都道府県支出金	2,230,353	2,183,629	2,398,166	2,393,416	2,612,497	2,992,149
財産収入	684,413	692,698	695,019	636,998	577,179	587,993
寄附金	79,166	88,552	77,971	61,697	81,799	85,347
繰入金	2,419,274	2,005,062	2,468,075	2,000,841	2,772,873	3,328,352
繰越金	2,093,812	2,091,666	2,210,802	1,926,621	2,398,888	2,067,379
諸収入	7,920,030	7,196,609	7,085,884	7,383,950	8,225,647	8,102,919
地方債	10,428,448	9,664,651	9,621,440	9,952,348	12,422,528	12,994,828
特別区財政調整交付金・納付金	860,228	925,103	1,017,640	999,976	863,473	867,557

(注) 「児童手当及子ども手当交付金」の平成21年度以前は、「児童手当交付金」である。

(単位 百万円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
歳 出 合 計	96,933,997	95,482,402	95,711,569	95,737,362	102,263,672	101,183,650
議 会 費	488,430	456,136	435,749	429,812	414,895	402,720
総 務 費	9,350,015	9,150,593	9,620,034	9,570,650	11,393,098	10,598,756
民 生 費	17,223,553	17,877,562	18,714,589	19,430,716	21,602,764	23,418,794
社 会 福 祉 費	4,751,233	5,029,561	5,507,951	5,480,512	6,093,377	5,969,962
老 人 福 祉 費	4,522,791	4,541,708	4,651,841	5,116,826	6,083,879	5,929,953
児 童 福 祉 費	5,050,991	5,384,994	5,616,854	5,846,277	6,120,324	7,830,860
生 活 保 護 費	2,868,656	2,911,736	2,901,841	2,979,329	3,293,855	3,650,521
災 害 救 助 費	29,883	9,563	36,102	7,773	11,329	37,499
衛 生 費	5,839,983	5,634,953	5,556,263	5,500,656	6,107,919	5,980,895
公 衆 衛 生 費	3,257,322	3,147,560	3,094,782	3,112,389	3,737,658	3,648,178
結 核 対 策 費	25,533	24,521	23,554	21,235	21,623	27,255
保 健 所 費	245,062	238,316	245,700	225,555	221,141	214,381
清 掃 費	2,312,066	2,224,555	2,192,227	2,141,478	2,127,497	2,091,082
労 働 費	322,055	301,731	280,668	667,976	1,012,347	976,870
失 業 対 策 費	22,752	29,641	7,838	134,969	152,482	115,731
そ の 他	299,303	272,090	272,830	533,008	859,865	861,140
農 林 水 産 業 費	4,515,731	4,234,274	3,894,299	3,672,614	3,937,351	3,604,004
商 工 費	4,667,691	4,798,668	4,993,322	5,372,162	6,619,597	6,441,504
土 木 費	14,664,192	14,088,470	13,611,304	13,084,729	13,495,464	12,144,370
消 防 費	1,894,050	1,884,575	1,895,063	1,871,443	1,895,206	1,851,023
警 察 費	3,317,750	3,353,993	3,374,650	3,324,629	3,312,328	3,216,548
教 育 費	16,644,416	16,544,349	16,500,553	16,213,412	16,489,689	16,502,853
災 害 復 旧 費	809,901	558,436	402,049	209,036	149,394	178,594
公 債 費	14,054,676	13,370,114	13,108,163	13,238,300	12,955,460	13,049,654
諸 支 出 金	317,151	286,138	268,978	333,558	265,002	254,714
前 年 度 繰 上 充 用 金	27,198	20,255	47,517	48,242	40,408	4,871
利 子 割 交 付 金	98,090	76,987	103,791	96,698	80,616	76,921
配 当 割 交 付 金	47,339	69,525	81,234	34,093	27,512	33,264
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	68,982	60,967	53,478	12,613	13,131	11,913
地 方 消 費 税 交 付 金	1,249,432	1,306,180	1,288,033	1,209,245	1,272,802	1,270,731
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	43,576	42,741	42,791	41,595	40,994	38,414
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	29	22	15	6	4	2
自 動 車 取 得 税 交 付 金	316,687	325,107	295,965	260,312	158,527	138,171
軽 油 引 取 税 交 付 金	112,840	115,523	125,420	114,888	115,691	120,504
特 別 区 財 政 調 整 交 付 金 ・ 納 付 金	860,228	925,103	1,017,640	999,976	863,473	867,557

資料：平成19年度以前は財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」、平成20年度以降は総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/332.xls>

第329表 地方の民生費と衛生費の状況

(i) 民生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成22年度(2010)						平成21年度(2009)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額	
合 計	6,416,097	100.0	17,002,698	100.0	21,316,337	100.0	19,767,874	100.0
社 会 福 祉 費	2,006,523	31.3	3,963,439	23.3	5,063,743	23.8	5,250,913	26.6
老 人 福 祉 費	2,753,668	42.9	3,176,285	18.7	5,482,322	25.7	5,706,753	28.9
児 童 福 祉 費	1,369,453	21.3	6,461,406	38.0	7,138,815	33.5	5,549,725	28.1
生 活 保 護 費	266,454	4.2	3,384,067	19.9	3,596,662	16.9	3,250,139	16.4
災 害 救 助 費	19,998	0.3	17,501	0.1	34,795	0.2	10,343	0.1

その2 性質別内訳

区 分	平成22年度(2010)						平成21年度(2009)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額	
合 計	6,416,097	100.0	17,002,698	100.0	21,316,337	100.0	19,767,874	100.0
人 件 費	228,182	3.6	1,577,498	9.3	1,805,680	8.5	1,822,707	9.2
物 件 費	94,105	1.5	748,477	4.4	842,582	4.0	807,654	4.1
扶 助 費	786,140	12.3	9,909,577	58.3	10,695,716	50.2	8,577,018	43.4
補 助 費 等	4,732,679	73.8	598,977	3.5	3,348,705	15.7	3,305,750	16.7
普 通 建 設 事 業 費	271,302	4.2	456,566	2.7	610,226	2.9	447,814	2.3
補 助 事 業 費	186,915	2.9	205,029	1.2	296,490	1.4	135,197	0.7
単 独 事 業 費	84,387	1.3	251,124	1.5	313,735	1.5	312,617	1.6
県 営 事 業 負 担 金	—	—	414	0.0	—	—	—	—
貸 付 金	33,789	0.5	25,367	0.1	57,292	0.3	52,170	0.3
繰 出 金	2,196	0.0	3,646,480	21.4	3,648,676	17.1	3,459,035	17.5
そ の 他	267,704	4.2	39,755	0.2	307,459	1.4	1,295,727	6.6

その3 財源内訳

区 分	平成22年度(2010)						平成21年度(2009)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額	
合 計	6,416,097	100.0	17,002,698	100.0	21,316,337	100.0	19,767,874	100.0
国 庫 支 出 金	615,145	9.6	5,573,153	32.8	6,188,298	29.0	5,826,881	29.5
都 道 府 県 支 出 金	—	—	1,816,757	10.7	—	—	—	—
使 用 料 ・ 手 数 料	34,720	0.5	239,888	1.4	274,607	1.3	281,569	1.4
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	28,116	0.4	367,520	2.2	359,001	1.7	345,789	1.7
地 方 債	49,366	0.8	102,223	0.6	149,213	0.7	116,128	0.6
そ の 他 特 定 財 源	620,885	9.7	192,073	1.1	809,406	3.8	530,284	2.7
一 般 財 源 等	5,067,865	79.0	8,721,084	51.3	13,535,811	63.5	12,667,224	64.1

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成22年度(2010)						平成21年度(2009)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額	
合 計	1,714,235	100.0	4,266,660	100.0	5,812,417	100.0	5,971,517	100.0
公衆衛生費	1,544,256	90.1	2,103,922	49.3	3,506,420	60.3	3,626,549	60.7
結核対策費	11,786	0.7	15,469	0.4	26,592	0.5	21,127	0.4
保健所費	108,144	6.3	106,237	2.5	213,449	3.7	219,993	3.7
清掃費	50,050	2.9	2,041,032	47.8	2,065,955	35.5	2,103,847	35.2

その2 性質別内訳

区 分	平成22年度(2010)						平成21年度(2009)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額	
合 計	1,714,235	100.0	4,266,660	100.0	5,812,417	100.0	5,971,517	100.0
人件費	261,700	15.3	880,623	20.6	1,142,323	19.7	1,173,735	19.7
物件費	114,101	6.7	1,667,687	39.1	1,781,788	30.7	1,745,280	29.2
扶助費	241,077	14.1	160,145	3.8	401,222	6.9	377,435	6.3
補助費等	580,246	33.8	663,219	15.5	1,106,765	19.0	1,076,457	18.0
普通建設事業費	143,431	8.4	446,797	10.5	560,171	9.6	573,054	9.6
補助事業費	71,357	4.2	176,273	4.1	239,121	4.1	210,527	3.5
単独事業費	72,074	4.2	267,142	6.3	321,050	5.5	362,527	6.1
県営事業負担金	—	—	3,382	0.1	—	—	—	—
貸付金	97,910	5.7	58,097	1.4	154,286	2.7	139,429	2.3
繰出金	5,715	0.3	98,410	2.3	104,125	1.8	111,989	1.9
その他	270,054	15.8	291,682	6.8	561,736	9.7	774,138	13.0

その3 財源内訳

区 分	平成22年度(2010)						平成21年度(2009)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純 計 額	
合 計	1,714,235	100.0	4,266,660	100.0	5,812,417	100.0	5,971,517	100.0
国庫支出金	392,994	22.9	144,435	3.4	537,429	9.2	770,114	12.9
都道府県支出金	—	—	108,824	2.6	—	—	—	—
使用料・手数料	25,432	1.5	338,600	7.9	364,032	6.3	370,858	6.2
分担金・負担金・寄附金	4,979	0.3	51,844	1.2	31,104	0.5	30,166	0.5
地方債	53,136	3.1	238,795	5.6	288,950	5.0	274,274	4.6
その他特定財源	237,650	13.9	196,705	4.6	429,215	7.4	339,572	5.7
一般財源等	1,000,045	58.3	3,187,458	74.7	4,161,688	71.6	4,186,533	70.1

資料：総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/333.xls>

第330表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円)

区 分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
国内総支出(A)	5,053,494	5,091,063	5,130,233	4,895,201	4,738,592	4,792,046
歳出総額						
国(B)	934,347	909,468	879,327	902,859	1,056,981	1,001,107
地方(C)	906,973	892,106	891,476	896,915	961,064	947,750
国から地方に対する支出(D)	322,145	310,705	265,771	283,130	344,179	339,511
地方から国に対する支出(E)	12,731	12,749	12,657	11,854	12,836	8,507
歳出純計額						
国(B)-(D)(F)	612,202	598,763	613,556	619,729	712,801	661,596
地方(C)-(E)(G)	894,242	879,357	878,820	885,061	948,228	939,243
合計(F)+(G)(H)	1,506,444	1,478,120	1,492,376	1,504,790	1,661,030	1,600,839
国内総支出に対する比率(%)						
(F)/(A)×100	12.1	11.8	12.0	12.7	15.0	13.8
(G)/(A)×100	17.7	17.3	17.1	18.1	20.0	19.6
(H)/(A)×100	29.8	29.0	29.1	30.7	35.1	33.4

- (注) 1 「国内総支出」は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、「国民経済計算(93SNA、平成17年基準)」によっており名目値である。
- 2 「国の歳出額」は、平成22年度については、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計(児童手当勘定のみ)、食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定のみ)、国有林野事業(旧治山勘定の一部)、社会資本整備事業特別会計の6特別会計との純計決算額であり、平成21年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。
- 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業償還交付金等を含む)、地方特例交付金等、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債含む)の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
- 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。
- 5 決算額からは、特定資金公共投資事業償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

資料：平成19年度以前は財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」、平成20年度以降は総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/334.xls>

第331表 高齢社会対策関係予算(一般会計分)の推移

(単位 億円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
総計	136,287	141,295	171,847	175,196	181,241	162,014
就業・所得	72,294	76,684	103,194	106,134	108,876	85,101
健康・福祉	63,541	64,035	68,097	68,605	71,915	76,445
学習・社会参加	195	240	164	139	131	119
生活環境	39	124	153	92	65	66
調査研究等の推進	217	212	239	226	254	282

- (注) 本表の予算額は、「高齢者社会対策大綱」(平成13年12月28日閣議決定)の重点課題別項目に従い、一般会計について整理している。

資料：内閣府「高齢社会白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/335.xls>

第332表 国税及び地方税

(単位 億円)

区 分	平成19年度 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
国 税 及 び 地 方 税 合 計	929,226	853,894	754,262	780,237	777,651	789,399
国 税	526,558	458,309	402,433	437,074	443,614	452,830
直 接 税	323,273	264,507	212,941	246,225	251,957	259,182
所 得 税	160,800	149,851	129,139	129,844	134,000	134,910
源 泉 分	129,285	121,612	104,995	106,770	109,890	110,940
申 告 分	31,515	28,239	24,144	23,073	24,110	23,970
法 人 税	147,444	100,106	63,564	89,677	88,070	88,080
法 人 特 別 税	—	—	—	—	—	—
相 続 税	15,026	14,549	13,498	12,504	14,230	14,300
地 価 税	2	1	—	—	—	—
旧 税	0	0	—	—	—	—
法人臨時特別税(特)	—	—	—	—	—	—
所得税(譲与分)(特)	—	—	—	—	—	—
地方法人特別税(特)	—	0	6,739	14,200	15,657	16,587
復興特別所得税(特)	・	・	・	・	・	495
復興特別法人税(特)	・	・	・	・	・	4,810
間 接 税 等	203,285	193,802	189,492	190,849	191,657	193,648
地 方 税	402,668	395,585	351,830	343,163	334,037	336,569
道 府 県 税	186,642	179,280	146,545	159,323	134,952	138,479
市 町 村 税	216,026	216,305	205,284	183,840	199,085	198,090

(注) 国・地方税とも平成22年度以前は決算額、平成23年度は補正後予算額(地方財政計画額)、平成24年度は予算額(地方財政計画額(東日本大震災分含む))である。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/336.xls>

第333表 市町村税納税義務者数

平成23年7月1日現在(単位 人)

区 分	市町村数	個 人 均等割	法 人 均等割	市町村民税 所得割	法人税割	固定資産税
合 計	1,725	59,298,394	3,691,449	54,682,444	3,574,473	47,338,984
人口50万以上の市	28	18,721,454	1,560,008	17,840,425	1,490,474	12,893,027
人口5万以上50万未満の市	516	31,417,510	1,664,037	28,958,216	1,639,259	25,334,469
人口5万未満の市	243	3,762,381	194,212	3,239,320	187,656	3,729,788
町 村	938	5,397,049	273,192	4,644,483	257,084	5,381,700

資料：総務省「市町村税課税状況等の調」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/337.xls>

第14節 国際統計及び比較

1 人 口

第334表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

区 分	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
日 本	9.2	8.9	8.8	8.4	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5	8.5
エ ジ プ ト	26.5	26.2	25.7	25.5	25.7	26.5	27.3	28.8	28.7	*30.4
カ ナ ダ	10.5	10.6	10.5	10.6	10.9	11.2	11.3	11.3
アメリカ合衆国	14.0	14.1	14.0	14.0	14.3	14.3	14.0	13.5
アルゼンチン	18.5	18.4	19.3	18.5	17.9	17.8	18.8	18.6	18.7	...
イ ン ド	25.0	24.8	24.1	23.8	23.5	23.1	22.8
タ イ
チェコ共和国	9.6	9.2	9.6	10.0	10.3	11.1	11.5	11.3	11.1	10.4
デンマーク	11.9	12.0	12.0	11.9	11.9	11.7	11.8	11.4	11.4	10.6
フ ラ ンス	12.7	12.6	12.7	12.7	12.9	12.7	12.8	12.7	12.7	*12.6
ド イ ツ	8.7	8.6	8.6	8.3	8.2	8.3	8.3	8.1	8.3	*8.1
イ タ リ ア	9.4	9.4	9.7	9.5	9.5	9.5	9.6	9.5	9.3	*9.1
イ ギ リ ス	11.3	11.7	12.0	12.0	12.4	12.7	12.9	12.8	*13.0	...
オーストラリア	12.8	12.6	12.6	12.7	12.8	13.5	13.8	13.5	13.4	...
ロ シ ア	9.6	10.2	10.4	10.2	10.4	11.3	12.1	12.4	12.6	*12.6

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook* による。

2 日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」による。

3 *印は、暫定値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/338.xls>

2 社会保険

第335表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）

(i) ILO条約

2012年12月31日現在

総会会期	条約番号	条 約 の 名 称	批准国数	日本批准登録
83(1996)	177	在宅形態の労働に関する条約	10	
85(1997)	181	民間職業仲介事業所に関する条約	25	平11. 7. 28
87(1999)	182	最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約	176	平13. 6. 18
88(2000)	183	千九百五十二年の母性保護条約（改正）に関する改正条約	26	
89(2001)	184	農業における安全及び健康に関する条約	15	
94(2006)	—	二千六年の海上の労働に関する条約	32	
95(2006)	187	職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約	25	平19. 7. 24
96(2007)	188	漁業部門における労働に関する条約	2	
100(2011)	189	家事労働者の適切な仕事に関する条約	3	

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧 告 の 名 称
85(1997)	188	民間職業事業所に関する勧告
88(2000)	191	千九百五十二年の母性保護勧告に関する改正勧告
96(2007)	199	漁業部門における労働に関する勧告
99(2010)	200	HIV及びエイズ並びに労働の世界に関する勧告
100(2011)	201	家事労働者の適切な仕事に関する勧告
101(2012)	202	〔仮称〕社会的保護の床に関する勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部（医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付）を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。

2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/339.xls>

(参考) ILOの現勢

各年12月31日現在

区 分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
加 盟 国 数	179	181	182	183	183	183	185
条 約 数	187	188	188	188	188	189	189
勧 告 数	198	199	199	199	200	201	202
加盟国の平均批准数	41	42	42	42	42	42	42
OECD諸国の平均批准数	72	73	73	74	73	73	73
日本の批准条約数	47	48	48	48	48	48	48

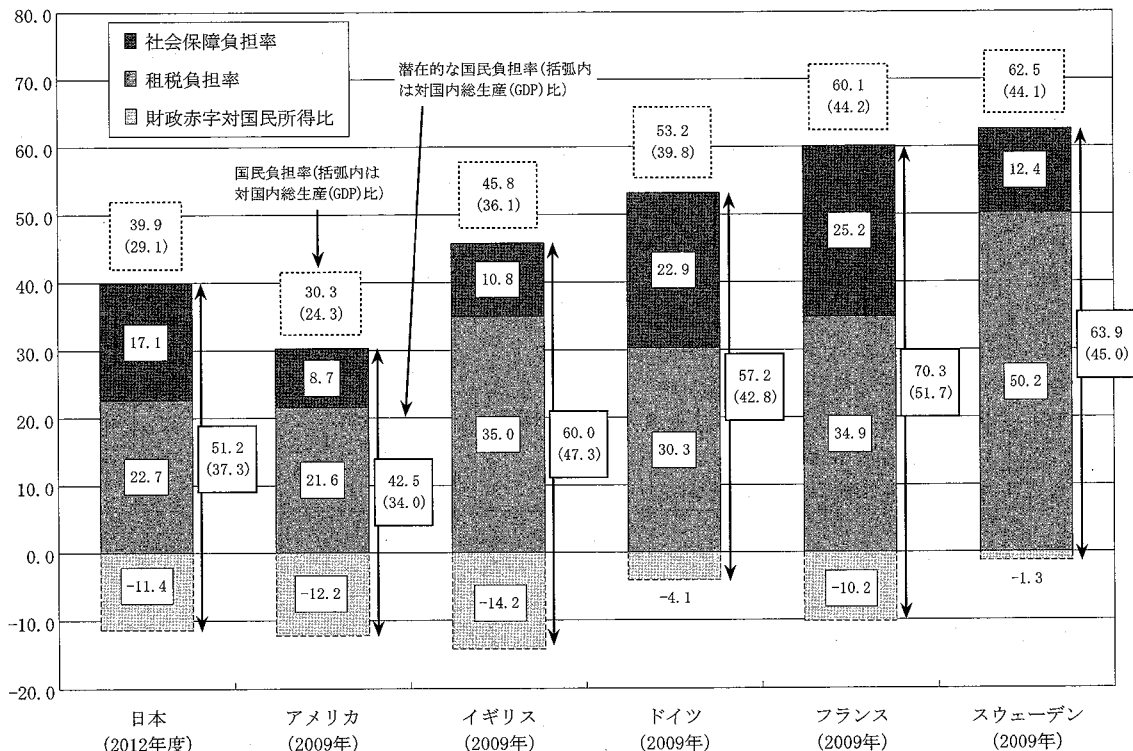
資料：ILO（国際労働機関）駐日事務所「数字で見る国際労働基準」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/339.xls>

第336表 国民負担率の国際比較等

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率] [潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比]

国民所得比:



(注) 1 日本は2012 (平成24) 年度見通し。諸外国は2009年実績。

2 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。

3 諸外国出典は、“National Accounts” (OECD)、“Revenue Statistics” (OECD)等である。

資料：財務省「国民負担率の国際比較」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/340.xls>

第337表 国民負担率の推移（対国民所得比）

（単位 %）

区 分	国税 ①	一般会計 税収	地方税 ②	租税負担 ③=①+②	社会保障 負担 ④	国民 負担率 ⑤=③+④	財政赤字 ⑥	潜在的な 国民負担率 ⑦=⑤+⑥	国民所得 (NI) (兆円)
平成19年度(2007)	13.8	13.4	10.6	24.4	14.9	39.3	3.3	42.6	381.1
20 (2008)	12.9	12.5	11.2	24.1	16.2	40.3	6.2	46.5	354.8
21 (2009)	11.7	11.3	10.3	22.0	16.2	38.3	12.9	51.2	342.5
22 (2010)	12.5	11.9	9.8	22.3	16.5	38.8	11.5	50.4	349.3
23 (2011)	13.0	12.3	9.9	22.9	17.2	40.1	14.7	54.8	342.3
24 (2012)	13.0	12.1	9.8	22.7	17.1	39.9	11.4	51.2	349.4

- (注) 1 平成22年度までは実績、平成23年度は実績見込み、平成24年度は見通しである。
- 2 昭和55年度以降は93SNAに基づく計数であり、昭和54年度以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。
- 3 国税は、特別会計及び日本専売公社納付金を含む。地方法人特別税（平成20年度税制改正で法人事業税の一部を国税化したもの。その全額が地方に譲与される。平成24年度の税収は国民所得0.5%）は国税に含めている。
- 4 平成21、22年度の社会保障負担の計数は、平成20年度以前の実績値との整合性を図るための調整等を行っている。
- 5 「財政赤字」の計数は、国及び地方の財政収支の赤字であり、一時的な特殊要因を除いた数値。具体的には、平成10年度は国鉄長期債務及び国有林野累積債務、15年度は本四公団債務の一般会計承継、17年度は道路関係四公団の民営化に伴う資産・負債承継の影響、18年度、20年度、21年度、22年度及び23年度は財政投融资特別会計（平成18年度は財政融資資金特別会計）から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入れ、20年度は日本高速道路保有・債務返済機構債務の一般会計承継、23年度は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から一般会計への繰入れ等を除いている。

資料：財務省「国民負担率（対国民所得比）の推移」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/341.xls>

3 医 療

第338表 医療費用負担制度の国際比較

		日本	アメリカ	イギリス	
社会保険制度		Yes	No	No	
強制加入		Yes	No	Yes	
適用	被用者	協会けんぽ	中小企業の被用者	民間保険 任意加入	
		組合管掌健康保険	大企業の被用者		
		健康保険法 第3条第2項被保険者			
		船員保険	船員		
		国家公務員共済組合	国家公務員		
		地方公務員共済組合	地方公務員		
	私学教職員共済組合	私学教職員			
	自営業者	国民健康保険	医師・歯科医師等の同業者が国民健康保険組合を設立することも可能		
	高齢者	後期高齢者医療制度	75歳以上の高齢者。独立の医療保険制度。75歳以上の者及び65～74歳以上で一定の障害の状態にあることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者	メディケア	入院サービス等をカバーするPart Aは強制加入（米国民、あるいは合法的な永住民である社会保障年金受給者）、外来医師サービスをカバーするPart Bは任意加入
	無業者	国民健康保険	厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる者で、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上ある、国民健康保険加入者のうち後期高齢者医療制度の適用を受けていない者とその扶養家族は退職者医療制度に加入（同制度は平成20年4月に廃止されたが、経過措置として平成26年度まで存続）	メディケイド（低所得者）	強制加入の対象となるのは、①6歳以下の児童又は妊婦のうち世帯収入が連邦貧困水準の133%以下、②連邦貧困水準の100%以下の19歳未満の者などである

全国民が対象となる（一定期間以上滞在する外国人含む）

ドイツ	フランス	スウェーデン		オランダ	
Yes	Yes	No		Yes	
Yes	Yes	Yes		Yes	
<p>これまでは被保険者は強制被保険者、任意被保険者、家族被保険者に分類されていた</p> <p>2009年1月以降は全住民が、公的医療保険か民間医療保険のいずれかに強制加入となった</p> <p>1996年以降、被保険者は地区疾病金庫・企業疾病金庫・同業組合疾病金庫・職員代替金庫・労働者代替金庫の中から自らの保険者を自由に選択できることとなっている。保険者にはこの他、農業者疾病金庫及び連邦鉱夫組合がある</p>	<p>医療保険は一般制度、自営業者社会制度、特別制度、農業制度に分類</p> <p>また、自己負担分をカバーする補足疾病保険も存在</p>	<p>疾病保険（社会保険庁が管轄する疾病時の所得保障保険）</p>	<p>保健医療サービス（現物給付）をランスタイングが、関連する社会サービスをコミュニティが提供</p>	<p>特別医療費保険（長期医療保険）</p>	<p>2006年1月より、それまで3つの制度に分かれていたものが疾病基金保険を母体とする健康保険制度に一本化された</p> <p>オランダの居住者及び所得税の納税者全てが強制加入である</p> <p>2011年1月現在で、保険者数は27である</p>

	日本	アメリカ	イギリス
保険料率	協会けんぽ(全国健康保険協会): 10.00%(全国平均) 国民健康保険: 応益割と応能割で賦課 船員保険: 9.45%(疾病保険料率) 健康保険法第3条第2項被保険者: 390円 ~ 3,230円(日額)	オリジナルメディケアプランにおけるメディケアPart Aの財源は社会保障税(所得の2.9%、被用者は雇用主と折半) Part Bは毎月99.90ドル メディケイドは連邦政府と州の歳入から支出	2006年において、国民保険料からの拠出は192.50億ポンドであり、NHS総収入の18.4%を占める
公的支出規模	給付費に対する公費負担部分は、市町村国民健康保険: 給付費等の41% 国保組合: 給付費等の47% 後期高齢者: 約50%(支援金は約40%) 協会けんぽ(全国健康保険協会): 給付費の16.4% (後期高齢者支援分の16.4%) 健康保険組合: 定額補助 (平成24年度予算で給付費16億円)	メディケア・メディケイド・CHIP(Childrens' Health Insurance Program)の合計で8,873億ドル	税収からの支出は2006年で840.09億ポンドであり、NHS総収入の80.3%を占める
保険料の徴収	各医療保険者が実施	—	—
自己負担の状況	原則として費用の3割を負担。70~74歳の者は2割負担。75歳以上の者については1割負担。ただし、70歳以上の者であっても現役並みの所得者は3割負担。義務教育就学前(小学校入学前)は2割負担 自己負担額が高額になる場合には、年齢・所得に応じた上限額が設定されている。平成25年3月までの期間の70歳~75歳未満の者を除いて、自己負担額が高額になる場合が12ヶ月間に3回以上ある場合には4回目の自己負担限度額が低く設定される(多数該当の負担軽減)。70歳未満の者について、同一月に21,000円以上の負担が複数ある場合には合算して高額療養費が支給されている。この他、医療保険と介護保険の自己負担が著しく高額になる場合や血友病・人工透析を行う慢性腎不全の患者等に対する自己負担軽減制度が存在する	メディケアPart Aにおいては、入院医療の最初の60日に対して1,156ドルまで免責額(自己負担額)となる。入院61日から90日は1日につき289ドルの自己負担。91日以上期間については全額自己負担であるが、生涯に一度だけ1日につき578ドルの自己負担で60日間の給付を受けられる Part Bについては、最初の140ドル、その後の費用の20%を負担する	薬剤については、一薬剤当たり7.40ポンドの自己負担があるが、患者の支払能力などに応じて免除される場合がある 歯科医サービスについては、救急の場合は17ポンドまで、一般的には診療内容により年間自己負担額が17ポンドまで、47ポンドまで、204ポンドの3段階がある(18歳未満の児童、19歳未満の学生、出産前後の女性、所得補助を受けている家族は免除される)

資料: 医療経済研究機構「イギリス医療保障制度に関する調査研究報告書(2011)」、「アメリカ医療関連データ集(2008)」、「オランダ医療制度関連データ集(2011)」、厚生労働省「平成24年版 厚生労働白書」、日本電算

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/344.xls>

ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ
<p>2011年1月時点で統一保険料率は15.5%（被保険者負担分は8.2%、事業主負担分は7.3%）となっている。これ以後は事業主負担分は凍結され、不足分については追加保険料として被保険者のみが負担することとされている</p>	<p>2010年度 被用者負担は総賃金の0.75% 事業主負担は総賃金の13.10% 一般社会税(CSG)は労働所得に対して疾病部門分が5.29%</p>	<p>—</p>	<p>12.15% 疾病基金保険は所得比例保険料と定額保険料の2種類 所得比例保険料は、被用者向けには、7.75%（2011年）、非被用者向けには4.4%（2011年）である。被保険者は、さらに定額保険料を自分の加入している保険者に対して支払う。定額保険料は、18歳以上の加入者全てが支払う（全社平均は1,100ユーロ程度）</p>
<p>「保険になじまない給付」のために2007年改革により段階的に増額されることとなった。2007年、2008年は25億ユーロ、2009年は40億ユーロ、2010年以降は上限を140億ユーロとして毎年15億ユーロずつ引き上げていくとしている</p>	<p>総医療消費額は178,956百万ユーロ（2009年） 医療費財源に占める国・地方自治体・普遍的疾病給付制度-補足的部門の支出割合は1.3%</p>	<p>疾病保険に関する支出は97,573百万クローナ（2006年時点）</p>	<p>政府から2.1百万ユーロ（2009年時点）</p>
<p>各医療保険者が実施</p>	<p>URSSAF (Union de Recouvrement des cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations familiales) 社会保障・家族手当負担金徴収組合が徴収を担当</p>	<p>—</p>	<p>所得比例保険料と政府補助金は一般基金 (Algemene Kas) に集められ、各保険者に配分される。定額保険料は保険者により、被保険者から徴収される</p>
<p>自己負担としては、 入院：1日10ユーロ（年28日まで：18歳以下は免除） （外来）診察：同一疾病について四半期ごとに10ユーロ（18歳未満の者など診察料の自己負担が不要な者もある） 外来は家庭医制度に参加している場合は、家庭医制度への参加料20ユーロ（年額）を支払う代わりに自己負担は免除される 薬剤：交付価格の10%（ただし、下限負担額が5ユーロ、上限負担額が10ユーロ）など</p>	<p>外来医療の場合、償還払いとなる。償還率は開業医の診療行為は70%、薬剤の場合は種類で異なり、一般の薬剤（白ラベル）の65%や気休めの薬（青ラベル）の35%などの幅がある 入院医療の場合は、患者は自己負担のみを施設に支払うが、民間病院の場合は医師費用部分は償還払いが適用される</p>	<p>入院：上限が80クローナ 外来：ランスタングごとに自己負担が定められている。公的医療機関での外来受診では、上限額は年間900クローナ 薬剤：900クローナまでは全額自己負担、901クローナ以上1,700クローナまでは50%、1,701クローナから3,300クローナの場合は25%、3,301クローナ以上4,300クローナの場合は10%が自己負担となり、4,301クローナ以上の部分については無料（ただし年間1,800クローナを超える薬剤費については無料）</p>	<p>健康保険では、被保険者は原則として自己負担なしで医療サービスを受けることができる （例外1：保険契約の時に現物給付モデルを選んだが、保険者が契約をしていない医療サービス供給者からサービスを受けた場合。例外2：医療サービスの種類によって、自己負担が必要なサービスが存在する場合）</p>

(2011)」、「ドイツ医療関連データ集(2010)」、「フランス医療関連データ集(2011)」、「スウェーデン医療制度関連データ集(2011)」の各報告書、および「平成24年度補助金総覧」

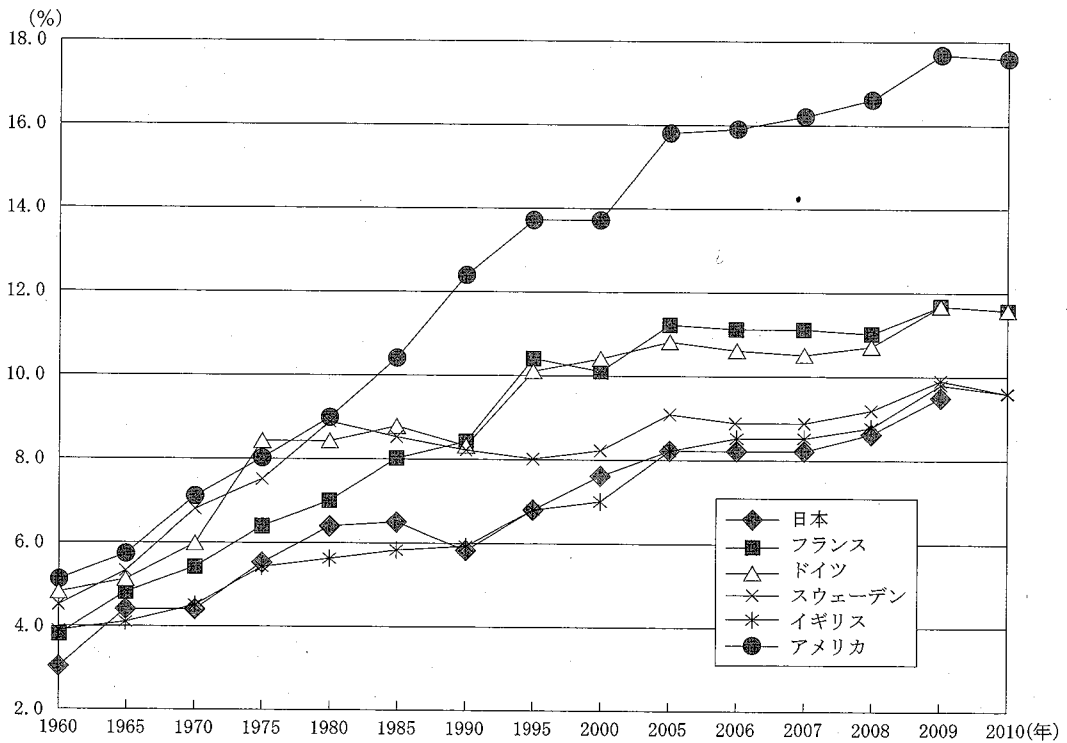
第339表 医療費の対国内総生産比の国際比較

(単位 %)

区分	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1960年	3.0	3.8	4.8	4.5	3.9	5.1
1965	4.4	4.8	5.1	5.3	4.1	5.7
1970	4.4	5.4	6.0	6.8	4.5	7.1
1975	5.5	6.4	8.4	7.5	5.4	8.0
1980	6.4	7.0	8.4	8.9	5.6	9.0
1985	6.5	8.0	8.8	8.5	5.8	10.4
1990	5.8	8.4	8.3	8.2	5.9	12.4
1995	6.8	10.4	10.1	8.0	6.8	13.7
2000	7.6	10.1	10.4	8.2	7.0	13.7
2005	8.2	11.2	10.8	9.1	8.2	15.8
2006	8.2	11.1	10.6	8.9	8.5	15.9
2007	8.2	11.1	10.5	8.9	8.5	16.2
2008	8.6	11.0	10.7	9.2	8.8	16.6
2009	9.5	11.7	11.7	9.9	9.8	17.7
2010	—	11.6	11.6	9.6	9.6	17.6

資料：OECD “HEALTH DATA 2012”

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/345.xls>



第340表 医療供給に関する指標の国際比較（人口1,000人当たり）

(単位 人、床)

区 分	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
医 師 数	2.1	2.7	2.7	3.5	3.5	3.6
看 護 師・助 産 師 数	4.1	9.8	10.3	10.8	8.9	11.6
病 床 数	13.8	3.1	3.4	8.2	7.1	…

(注) 2004～2009年のうちでとれる最新年次の数値。

資料：総務省統計局「世界の統計2012」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/346.xls>

4 年 金

第341表 諸外国の公的年金制度の概要

	日 本	アメリカ	イギリス
制 度 体 系	2階建て 	1階建て (適用対象外) 	2階建て (適用対象外)
対 象 者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保 険 料 率 (2011年)	(一般被用者) 厚生年金保険：16.412% (2011. 9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2012. 4～、月あたり14,980円)	10.4% 本人：4.2% 事業主：6.2% ※2011年は一時的な特別措置 として本人の保険料率が6.2% から2%引下げられ、4.2% となっている。	(一般被用者) 25.8% 本人：12.0% 事業主：13.8% ※保険料は労災、雇用保険等の 財源にも利用
支 給 開 始 年 齢 (2011年)	国民年金 (基礎年金)：65歳 厚生年金保険：60歳 ※男性は2025年度までに、女性 は2030年度までに、65歳に引 上げ	66歳 ※2027年までに67歳に引上げ	男性：65歳 女性：60歳 ※女性は2018年までに65歳に 上げられた後、男女ともに 2020年までに66歳に引上げ ※さらに、2034年から2046年 にかけて男女ともに66歳から 68歳に引上げ
年金受給のために 必要とされる加入期間	25年	40加入四半期 (10年相当)	なし (2007年の法改正により受給資 格期間は撤廃。ただし、旧法適 用対象者の年金受給には男性 11年、女性9.75年の加入期間が 必要)
国 庫 負 担	基礎年金給付費の1/2	通常国庫負担は行われないが、 2011年については一時的な特 別措置として保険料率が2% 引下げられているため、不足分 を補うために国庫負担が行わ れている	原則なし

(注) 資料出所は以下のとおり。

Social Security Programs Throughout the World : Europe ; 2010/ The Americas ; 2011

Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union

先進諸国の社会保障①イギリス、④ドイツ、⑤スウェーデン、⑥フランス、⑦アメリカ (東京大学出版会)

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/347.xls>

ドイツ	フランス	スウェーデン
<p>1階建て</p> <p>(適用対象外)</p> <p>一部自営業者年金</p> <p>一般年金保険</p> <p>鉱山労働者年金保険</p> <p>無業者・自営業者</p> <p>被用者及び一部自営業者</p>	<p>1階建て</p> <p>(適用対象外)</p> <p>職域毎の自治制度</p> <p>一般制度</p> <p>特別制度</p> <p>自営業者</p> <p>無業者</p> <p>被用者</p>	<p>1階建て</p> <p>保証年金</p> <p>所得比例年金</p> <p>無業者等</p> <p>被用者及び自営業者</p>
<p>民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者 (弁護士、医師等)</p>	<p>被用者及び自営業者</p>	<p>被用者及び自営業者</p>
<p>(一般被用者)</p> <p>19.9%</p> <p>(労使折半)</p>	<p>(一般被用者)</p> <p>16.65%</p> <p>本人：6.75%</p> <p>事業主：9.90%</p>	<p>17.21%</p> <p>本人：7.0%</p> <p>事業主：10.21%</p> <p>※その他に遺族年金の保険料1.7%が事業主にかかる(老齢年金とは別制度)</p>
<p>65歳</p> <p>※2012年から2029年までに67歳に引上げ</p>	<p>60歳</p> <p>※2018年までに62歳に引上げ</p>	<p>61歳以降本人が選択</p> <p>(ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)</p>
<p>5年</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p> <p>(保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)</p>
<p>給付費の約27.9%</p> <p>(2010年)</p>	<p>一般税、一般社会拠出金 (CSG) 等より約26.7% (2010年)</p>	<p>保証年金部分</p>

5 児童手当

第342表 主要国の児童手当制度等

各国の児童手当制度を見るに当たっては、各々の国の人口政策に関する考え方（例えば、フランスの伝統的取組ウェーデンは扶養控除がない、フランスはN分N乗制度を採る等）などに留意する必要がある。

国名	日本	アメリカ	イギリス
児童手当等	支給対象	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> 16歳未満の児童（全日制教育又は就労訓練を受けている場合は20歳未満） 第1子から
	支給月額（2012年）		<ul style="list-style-type: none"> 第1子 週20.00ポンド（月額換算約1.1万円） 第2子以降 週13.20ポンド（月額換算約0.7万円）
	所得制限		なし
	財源		<ul style="list-style-type: none"> 全額国庫負担
税制	とられている措置（2012年）	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者にかかる人的控除 被扶養者1人当たり3,650ドル（約34.7万円）の所得控除 子女税額控除 17歳未満の被扶養子女1人当たり、最大1,000ドル（9.5万円）の税額控除（夫婦の所得が一定額を超えると減額） 	<ul style="list-style-type: none"> 児童税額控除制度 児童手当の支給対象となる子どもを養育する家庭に対し、最大、1世帯当たり545ポンド（約7.6万円）及び児童1人当たり2,085ポンド（約29.0万円）を全額給付（所得が一定額を超えると減額）
	児童手当と税制上の措置との関係、経緯	<ul style="list-style-type: none"> 年少扶養控除（所得税・住民税）を廃止し、児童手当制度を拡充 ※所得税については平成23年、住民税については平成24年度から廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 1977年に児童手当と児童扶養控除を一元化し、児童手当を第1子から支給（以前は第2子から） その後、2001年に新たに児童税額控除を創設（児童手当制度と併存） 2003年に全額を給付する仕組みに変更

(注) 1 換算レートは、平成21年7～12月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による。

1ドル=95円、1ポンド=139円、1ユーロ=125円、1クローネ=12円

2 「児童手当等」は、日本については2012（平成24）年4月1日現在、各国の制度については2010（平成22）年

3 「フランス」については、別途、第1子から3歳未満までを対象とする「乳幼児迎入れ手当」がある。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/348.xls>

み)、賃金体系（欧米は概ね能力給体系、我が国は概ね生活給・年功給体系）、税制（イギリス、ス

ド イ ツ	フ ラ ン ス	スウェーデン
<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満の児童（失業者は21歳未満、職業教育訓練中の児童等は25歳未満） ・ 第1子から 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳未満の児童 ・ 第2子から 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16歳未満の児童（多子割増手当については16歳以上20歳未満の学生も支給対象） ・ 第1子から
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1・2子 184ユーロ（約2.3万円） ・ 第3子 190ユーロ（約2.4万円） ・ 第4子以降 215ユーロ（約2.7万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2子 123.92ユーロ（約1.5万円） ・ 第3子以降 158.78ユーロ（約2.0万円） ・ 11歳以上の児童には加算 11～15歳 34.86ユーロ（約0.4万円） 16歳以上 61.96ユーロ（約0.8万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子1人当たり 1,050クローネ（約1.3万円） ・ 多子割増手当 2人 100クローネ（約0.1万円） 3人 454クローネ（約0.5万円） 4人 1,314クローネ（約1.6万円） 5人 2,364クローネ（約2.8万円）
なし （ただし、所得が大きい場合には児童控除（所得控除）が適用）	なし	なし
・ 全額公費負担（連邦政府、州政府及び自治体）	・ 事業主拠出金と一般社会税	・ 全額国庫負担
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子女控除 扶養する児童1人当たり6,024ユーロ（約75.3万円）の所得控除（夫婦の場合） （児童手当と子女控除のうち、納税者にとってどちらか有利な方を適用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ N分N乗方式 夫婦及び子ども（家族）を課税単位とし、世帯員の所得を合算し分割課税を行う（この方式によると、税率表に当てはめる際の課税所得額を世帯人員数の増加に応じて小さくすることになるので、家族構成や所得額によっては、適用税率を引下げる効果がある） 	なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1996年に児童手当と子女控除の選択制を導入、額も引上げ ・ かつて、1975年に子女控除を廃止し、児童手当を第1子から支給（以前は第2子から）したが、1983年に児童扶養控除が復活 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族手当制度は、N分N乗方式と併存 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1948年にそれまでの児童扶養控除を廃止し、児童手当制度を創設（児童手当制度に一本化）

1月現在のものである。

6 労働

第343表 主要国の失業者数及び失業率

(単位 万人、%)

区分	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
2002年	359	5.4	838	5.8	150	5.1	352	8.4	233	8.6
2003	350	5.3	877	6.0	146	5.0	392	9.3	248	9.0
2004	314	4.7	815	5.5	140	4.7	416	9.8	258	9.3
2005	294	4.4	759	5.1	144	4.8	457	11.2	260	9.3
2006	275	4.1	700	4.6	164	5.4	425	10.3	261	9.2
2007	257	3.9	708	4.6	162	5.3	360	8.7	238	8.4
2008	265	4.0	892	5.8	175	5.6	314	7.5	223	7.8
2009	336	5.1	1,426	9.3	236	7.6	323	7.8	276	9.5
2010	334	5.1	1,482	9.6	244	7.8	295	7.1	285	9.8

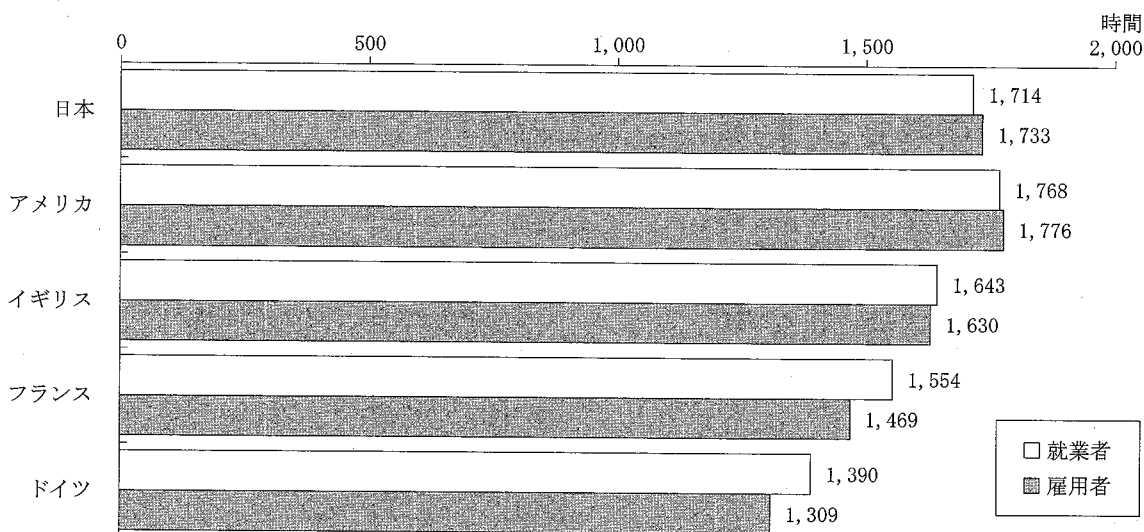
(注) 1 失業者の定義は、15歳以上74歳以下の者であつて、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者である。

2 EUROSTAT, 「Unemployment, annual average, by sex and age groups (1000 persons)」, 「Unemployment rate, annual average, by sex and age groups (%)」による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/349.xls>

第344表 1人当たり平均年間総実労働時間の国際比較 (2009年)



(注) 1 就業者は、フルタイム労働者、パートタイム労働者、自営業を含む。

2 雇用者は、フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。自営業者を除く。

3 OECD Labour Force Statistics, “Average Annual hours actually worked per worker” による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/350.xls>

第345表 国際労働機関労働統計報告による週当たり労働時間（製造業）

(単位 週当たり時間)

区 分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
2001年	...	40.3	41.3	...	35.7
2002	...	40.5	41.0	...	35.3
2003	...	40.4	40.9	...	35.6
2004	...	40.8	41.0	...	36.0
2005	38.5	40.7	40.6	...	36.3
2006	38.7	41.1	40.7	...	36.4
2007	38.7	41.2	40.9	38.4	36.5
2008	38.2	40.8	...	38.4	36.7

(注) 1 日本・アメリカ・フランスは実労働時間、イギリス・ドイツは支払労働時間である。

実労働時間：実際に労働者が使用者の指揮命令下にあつて労働した時間数で、休憩時間等は除かれたもの。
 支払労働時間：賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日、賃金が支払われる病気休暇などを含むものである。

2 アメリカは、民間部門の生産労働者。

3 イギリスは、4月の数値。フルタイム労働者。時間外勤務を含む。

4 フランスは、全労働者。2003年以前は3月の数値。

5 ILO, LABORSTA Internet : 4B Hour of work in manufacturing (Per week) による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/351.xls>

第346表 労働費用構成の国際比較

(単位 %)

区 分	日本 2005年	アメリカ 2010年	イギリス 2008年	ドイツ 2008年	フランス 2004年
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与	79.8	77.0	82.7	77.0	63.4
現金給与以外	20.2	23.0	17.4	23.0	36.6
法定福利費	10.3	8.3	7.9	14.8	25.1
法定外福利費	2.4	10.4	6.8	6.5	4.6
現物給付	0.2	—	1.4	0.8	0.2
退職金等の費用	6.8	4.3	0.7	0.3	3.1
教育訓練費	0.3	—	0.5	0.5	1.7
その他	0.3	—	—	0.2	1.9

(注) 1 日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所を対象。

2 イギリス、ドイツ、フランスの「法定外福利費」は、見習の福利費を含む。

アメリカの「法定外福利費」は、各種（生命、健康、短期・長期障害）保険料（Insurance）の計。

3 日本の「その他」は、募集費、転動に要する費用、社内報、作業服等。ドイツ、フランスの「その他」は、募集費用、税、補助金等。

4 日本は、厚生労働省「平成18年 就労条件総合調査」による。

アメリカは、Bureau of Labor Statistics (2010.12)「Employer Costs for Employee Compensation-September 2010」

イギリス、ドイツは、Eurostat (2011.2)「Labour Costs Survey 2008-Rev.2」

フランスは、Eurostat (2007.5)「Labour Costs Survey 2004-Rev.1」

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/352.xls>

7 国際協力

第347表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移

(単位 %)

区分	平成17年 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
アメリカ	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00
日本	19.47	19.47	19.47	16.63	16.63	12.53
ドイツ	8.66	8.66	8.66	8.58	8.58	8.02
フランス	6.03	6.03	6.03	6.30	6.30	6.12
イギリス	6.13	6.13	6.13	6.64	6.64	6.60

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/353.xls>

第348表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移

(単位 人)

区分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
研修員等受入	1,221	1,094	1,379	1,126	1,071	853
国際協力機構(JICA)	792	702	862	718	685	467
世界保健機関(WHO)	40	12	12	20	31	29
国際労働機関(ILO)	—	—	—	—	—	—
その他	389	380	505	388	355	357
専門家派遣	239	172	190	229	204	187
国際協力機構(JICA)	237	172	190	228	204	187
国際厚生事業団(JICWELS)他	2	0	0	1	0	0

(注) 研修員等受入の「その他」は、中央職業能力開発協会(JAVADA)、国際厚生事業団(JICWELS)等である。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/354.xls>

8 国民所得

第349表 国民総所得

(単位 億ドル)

区 分	2002年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
アメリカ	106,614	111,413	119,113	127,565	136,292	140,971	143,909	139,235	146,053
日本	40,549	43,845	47,460	46,850	44,805	45,083	50,223	51,839	56,585
ドイツ	22,333	23,200	24,700	25,951	28,198	29,756	30,834	30,238	31,465
イギリス	17,236	17,950	19,239	20,171	21,380	22,159	22,609	21,695	22,452
イタリア	15,295	15,600	15,959	16,579	17,972	19,023	19,749	19,323	19,209
カナダ	9,143	9,660	10,274	11,108	11,891	12,467	12,825	12,566	13,095
スペイン	9,793	10,278	10,934	11,719	13,175	14,127	14,701	14,493	14,478
オーストラリア	5,826	6,198	6,495	6,887	7,340	7,887	8,155	8,504	8,784
オランダ	5,205	5,202	5,548	5,757	6,391	6,783	6,908	6,651	6,901
スウェーデン	2,603	2,759	2,922	2,974	3,284	3,600	3,780	3,539	3,781
ベルギー	3,147	3,190	3,285	3,395	3,642	3,827	4,022	3,940	4,204
スイス	2,601	2,719	2,836	3,003	3,314	3,407	3,421	3,696	4,013
インドネシア	1,827	2,157	2,383	2,667	3,384	4,023	4,883	5,240	6,059
南アフリカ	1,139	1,594	2,188	2,415	2,558	2,703	2,618	2,784	3,630
オーストリア	2,432	2,518	2,664	2,740	2,992	3,122	3,309	3,232	3,353
デンマーク	1,634	1,630	1,753	1,824	1,997	2,082	2,223	2,145	2,289
ベネズエラ	942	810	1,092	1,438	1,851	2,327	3,232	—	—
ノルウェー	1,687	1,758	1,954	2,217	2,512	2,621	2,911	2,685	2,856
フィンランド	1,434	1,429	1,573	1,618	1,762	1,914	2,032	1,934	1,976
韓国	9,366	9,666	10,419	10,957	11,746	12,708	13,161	13,304	14,247
ギリシャ	2,361	2,468	2,624	2,664	2,916	3,018	3,218	3,227	3,055
タイ	1,072	1,164	1,275	1,386	2,260	2,466	2,616	2,607	2,901
ニュージーランド	858	902	948	978	1,056	1,123	1,156	1,220	—

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」
 OECD加盟国はOECD "National Accounts of OECD Countries"
 その他の国はIMF "International Financial Statistics"
 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付海外担当で集計

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/355.xls>

第350表 1人当り国民総所得

(単位 ドル)

区 分	2002年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
アメリカ	37,025	38,336	40,617	43,097	45,610	46,726	47,254	45,318	47,148
日本	31,827	34,351	37,155	36,673	35,047	35,226	39,223	40,488	44,193
ドイツ	27,077	28,114	29,939	31,469	34,235	36,171	37,547	36,932	38,486
イギリス	29,057	30,142	32,149	33,487	35,290	36,334	36,823	35,110	36,060
イタリア	26,759	27,082	27,432	28,288	30,491	32,039	33,008	32,101	31,759
カナダ	29,162	30,530	32,167	34,448	36,501	37,860	38,493	37,256	38,372
スペイン	23,705	24,468	25,611	27,003	29,896	31,481	32,244	31,554	31,425
オーストラリア	29,470	30,973	32,074	33,527	35,169	37,098	37,531	38,429	39,136
オランダ	32,235	32,066	34,086	35,281	39,112	41,412	42,017	40,247	41,543
スウェーデン	29,163	30,795	32,488	32,936	36,161	39,355	40,995	38,053	40,314
ベルギー	30,461	30,753	31,534	32,415	34,547	36,025	37,563	36,512	38,627
スイス	35,425	36,724	38,042	40,027	43,850	44,724	44,368	47,385	51,537
インドネシア	834	972	1,061	1,173	1,472	1,731	2,079	2,207	2,526
南アフリカ	2,476	3,417	4,633	5,054	5,293	5,535	5,307	5,596	7,242
オーストラリア	30,086	31,016	32,611	33,310	36,193	37,614	39,692	38,651	39,972
デンマーク	30,393	30,243	32,438	33,659	36,721	38,129	40,472	38,837	41,280
ベネズエラ	3,727	3,149	4,169	5,392	6,821	8,435	11,517	—	—
ノルウェー	37,166	38,501	42,560	47,967	53,884	55,698	61,049	55,623	58,423
フィンランド	27,577	27,407	30,088	30,849	33,454	36,183	38,244	36,224	36,847
韓国	19,668	20,197	21,688	22,762	24,284	26,150	26,888	27,051	28,834
ギリシャ	21,485	22,392	23,721	23,994	26,154	26,963	28,636	28,599	27,017
タイ	1,659	1,780	1,931	2,078	3,359	3,637	3,831	3,794	4,197
ニュージーランド	21,618	22,299	23,106	23,570	25,159	26,474	27,012	28,170	—

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」
 OECD加盟国はOECD "National Accounts of OECD Countries"
 その他の国はIMF "International Financial Statistics"
 内閣府政策統括官(経済財政分析担当)付海外担当で集計

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/356.xls>